

Title	イギリス商業革命論 : 工業化前史の研究
Author(s)	川北, 稔
Citation	大阪大学, 1983, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

イギリス商業革命論
— 工業化前史の研究 —

川 北

稔

目次

序

オ一部 工業化前の経済変動	1
オ一章「価格革命」の時代——一五四〇年から一六二〇年まで——	10
オ二章「全般的危機」とイギリス——一六二〇年から一七〇〇年まで——	111
オ三章「商業革命」の世紀(一)——一六四〇年から一七四〇年頃まで——	185
オ四章「商業革命」の世紀(二)——工業化の起点——	251
オ二部「商業革命」の展開	288
オ一章「商業革命」と重商主義帝国の構造	288
オ二章西インド諸島の富——成立と崩壊——	346
オ三章煙草と砂糖——北米大陸植民地の位置——	437
オ四章「商業革命」期の対ヨーロッパ貿易——ポルトガルと北欧——	524
オ三部帝国とジェントルマン——「商業革命」期の社会	586
オ一章「疑似ジェントルマン」の成立——「商人」ジェントルマン——	684
オ二章「疑似ジェントルマン」の諸類型	684
オ四部「地主支配体制」と工業化の起源	770
オ一章工業化の生活史的前提——近世史上の「奢侈」のいみ——	770
オ二章地主「ジェントルマン」の産業投資	822
結語	871

序

現代社会の根底を形成したのが工業化の過程だとすれば、その最初の一石が一八世紀のイギリスで投げられたことはいうまでもない。しかし、そうだとすれば、その理由は何だったのか。世界で最初の工業化は、なぜ一八世紀にスタートしたのか。なぜそれはフランスやオランダではなくて、イギリスに起こったのか。見方によつて、二つとも一つともいえるこの問題へのひとつの解答を、一六六〇年の王政復古以後のいわゆる「重商主義帝国」の形成と、この帝国を舞台とする対外貿易の劇的な展開——「イギリス商業革命」——、さらにそれらをもたらしした経済的・社会的諸変化に求めること、これが本論文の意図である。

いうまでもないことだが、近代イギリスの経済発展といえは、イギリスはもとよりわが国でも、従来圧倒的な関心を集めた研究領域でもあり、研究の基本視角や理論的枠組も、すでに無数といつてよいほど提出されている。

(岩波書店原稿用紙)

しかし、それらは大雑把に言って、二つのカテゴリーに分類することもできる。⁽²⁾ すなわち、基本的に資本主義というシステムの成立過程としてそれを見るものと、工業化ないし近代的（つまり持続的）経済成長の起源を求めようとするものである。もとより、イギリスの工業化は資本主義的な形態をとって展開されたのだから、二つのアプローチは結局似たような地点に辿りつくとも予想することもできる。しかし、少なくとも近年に至るまでの研究は截然とした区別があった。

たとえば、前者の立場では、封建社会のなかからいかにして「資本・賃労働関係」とそれを基礎とする政治・社会体制が成立してくるかという点に関心が集中していたから、市民革命が歴史の決定的転換点として重視され、産業革命はいわば経済史の終着点とみなされがちであった。また、とくにわが国の場合は、「国民経済」が歴史の単位として重視され、

国内の生産関係、国内市場の発展が極度に重
 視される傾向もみられた。逆に、後者の立場
 では、経済成長を測定するに足るようなデー
 タの得られない工業化前史は、経済史上の「
 暗黒時代」や「紀元以前」として、等閑視さ
 れがちであった。⁽³⁾ それゆえ、本論文は、後者
 の立場を工業化前史にもち込むことによつて、
 この二つのアプローチの接合をはかることを
 も副次的な目的としている。本論文で「工業
 化」と「産業革命」をほぼ同義的に用いてい
 るのも、このためである。この種の試みは、
 純理論的にはすでにいくつか試みられてはい
 るが、いまひとつ成功というには至っていな
 いし、それを前提として具体的な歴史像を呈
 示しうるほどのものはあまりない。
 とすれば、あえて右のような方法を試みよ
 うとする本論文では、「工業化以前の近代」
 ー以下、この時代を便宜上、「近世」と称
 するーのイギリス史像はどのように再構成
 されることになるのか。そこには二つの特色

か認められるはずである。すなわち、ひとつには、ここではイギリス近世史は一貫して帝
国の歴史としてながめられ、たんなる国内史
的な視角はとられないことがあけられる。い
まひとつには、この国の近世史を担った主要
な担い手としていわゆるジエントルマン層を
指定していることである。

イギリス史を帝国史としてみる立場にはつ
とにすぐれた先例もあるのだが、⁽⁴⁾いわゆる重
商主義時代にかんしては、包括的な研究はほ

とんどない。また「従属派理論」に依拠した
世界資本主義論的な研究もあり、⁽⁵⁾大いに刺激
は受けたが、本論文自体はなお基本的に「植
民地をもった国民経済」の枠組にとどまって
おり、「世界資本主義」の概念を取り入れて
はいない。他方、ジエントルマンを近世以降
のイギリス史のトレイガーに指定する立場も、
それ自体はつとに多くの人がとによって唱え
られ、むしろ定説の域に近づきつつある。⁽⁶⁾し
かし、この点でもまた一七・八世紀について

は立ち入った分析がなされたことはないので、
実情である。また、近世史全般についても、
社会・経済史上のジエントルマンにかんして
は、かつて「ジエントリ資本」論が提唱され
たことがあるくらいで、とくに踏み込んだ研
究はなされていない。

したがって、本研究はイギリス近代史全体
にかかわるこの二つの特色を、とくに近世史
についてあらためて確認し、強調することに
なる。しかし、問題はそこにとどまるのでは

ない。というのは、従来の諸研究では、ジエ
ントルマンの問題と帝国の問題がまったく別
個に――それぞれ別の論者によって――論じ
られており、^⑧そのため二つの視点から描き
出されたイギリス史像を重ね合わせる努力が
まったくなされてい^{ない}点に、大きな不満を
感じているからである。近世のみならず近代
を一貫して認められる「ジエントルマン」のへ
ゲモニーは、帝国「植民地体制と表裏一体
をなしていたのであり、後者の確立が前者の

安定をもたらしたのである。(9) このような観点
に立たない限り、帝国の終焉がジェントルマ
ンのヘゲモニーの崩壊を惹き起こす「現代イ
ギリスの危機」の起源は明らかにしえない。(10)

註

(1) いわば学界の共有物とさえなっているこの
「問題」の有効性にかんしては、cf. N.F.R. Crafts,

'Industrial Revolution in England and France: Some Thoughts on the
Question, "Why was England First?"', Econ.Hist.Rev., 2nd ser. vol.
XXX, no.3, 1977, pp.429-31.

(2) Cf. R.M.Hartwell, 'Economic Growth in England before the Industrial
Revolution', Journ. of Econ. Hist., 1969, pp.13-31 (reissued in Hartwell,
The Industrial Revolution and Economic Growth, 1971, pp.21-41.)

(3) Cf. F.J.Fisher, 'The Sixteenth and Seventeenth Centuries: The Dark
Ages in English Economic History?', Economica, n.s., vol. XXIV,
1961, pp.2-18 (小松芳喬監訳『経済史の方法』

弘文堂、一九六九年所収。) ; C. Goodrich, 'Economic History:
One Field or Two?', Journ. of Econ. Hist., vol. XX, no.4, 1960, p.536.

(4) たとえば、毛利健三『自由貿易帝国主義』、東京大学出版会、一九七八年、梶谷素久『大英帝国とインド』、オリエント社、一九八一年など。

(5) 河野健二・飯沼二郎編『世界資本主義の形成』(岩波書店、一九六七年)。同日世界資本主義の歴史構造』(岩波書店、一九七〇年)。A・G・フランク、大崎正治他訳『世界資本主義と低開発』(板植書房、一九七九年)など。

(6) 一六世紀を中心とする越智武臣『近代英国の起源』(ミネルヴァ書房、一九六六年)、および村岡健次『ウィクトリア時代の政治と社会』(ミネルヴァ書房、一九八〇年)が代表的な作品である。

(7) 角山栄『イギリス絶対主義の構造』(ミネルヴァ書房、一九五八年)、一六二一〜七一年など。

(8) ニつの視角を統合しようとした試みとしては、I・ウオーラーズ『ステイン、拙訳』近代

世界システムⅡ、Ⅲ（岩波書店、一九八一年）があるにすぎず、この場合も「世界システム」と「ジェントリの資本」が十分関連づけられているとはいえない。

(9) この視点については、拙稿「工業化前イギリスの社会と経済」(松浦高嶺・柴田三千雄編「近代イギリス史の再検討」、お茶の水書房、一九七二年)、二一―二四頁。

(10) P・アングソン「現代イギリスの危機の諸起源」(アングソン、ブラックバーン編「

ニュー・レフトの思想」、佐藤昇訳、河出書房、一九六八年所収)参照。この点をまったく理解しない例としては、J・ストレイター、関嘉彦他訳「帝国主義の終末」(東洋経済新報社、一九六二年)。

才一部

工業化前の経済変動

第一章 「価格革命」の時代
— 一五四〇年から一六二〇年まで —

「(ポトシなど新世界の鉱山業は、一五四五年と一五六〇年との間に、採鉱方法の進歩の助けをえて、(急速に発展したが、)一六三〇年以後は、金および銀の新しい供給は、その需要に比べて著しく減少した。したかつて、ほど一五五〇年から一六〇〇年までは革命的な価格変動の時代となったが、それも一六三〇年までには……終りをつげた。」

「エリザベスの晩年には、物価が貸金を追い越し続けたために、農民は深刻な困窮に陥った。その理由は、資本蓄積が、経済活動の増大……によってばかりか、この生活水準の低下によって(も)惹き起こされたからである。」

(J・M・ケインズ、長沢惟恭訳『貨幣論』Ⅱ、

東洋経済新報社、一九八〇年、一五八、一六五頁)

一 課題と方法

戦後華々しく展開されたわが国のテューター・ステュアート経済史研究の背後には、しばしば指摘されてもいるように、世界で最初に市民革命をなしとげ、最初に産業革命を経験し、世界の工場として七つの海を支配した

先進国としてのイギリスのイメージがあつた
 といえよう。その結果、研究者がそこに見出
 そうとしたものは、つねにイギリス経済の「
 先進性」そのものであつた。しかし、現在の
 時点からみれば、一六・七世紀のイギリスが
 先進国であつたとは考えにくいことも事実で
 ある。いま歴史家のなすべきことは、その発
 展の華々しさを示すことではなくて、逆に、
 なおいつさうの発展——工業化とよぼうと産
 業革命とよぼうと——を阻害していたものが
 何であるか、を解明することだといつてよい。
 言いかえれば、テューター朝イギリス経済に
 おける「貧困の悪循環」のゐとつゐとつゐの環
 を探りあてることこそ、もつとも今日的な課
 題なのである。

もちろん永年にわたつて蓄積されてきたわ
 が国のイギリス近代史研究のすべてが、そこ
 に「先進性」や「洋々たる発展」をしか見な
 かつたわけではない。とくに近年は、貿易指
 標に依存する立場から、不況論とでもよぶべ

きえ張かなされていることも事実である。⁽¹⁾

他方、イギリスの学界動向をみても、「先進性」の強調から「一六世紀経済の低南発性」の強調へという重点の移動は明白である。「テューター・ステュアート朝期のイギリス経済の特徴」のなかの少なくともいくつかの点は、……いわゆる低南発国のなかにいまだに見出すことができるとF・J・フィッシャーはいう。そのうえ彼は、「私のこの示唆は、トニー教授……によって裏付けられている」

とも付言している。⁽²⁾ こうしてトニーからフィッシャーへ継受されたイギリス史学界の基本姿勢は、われわれにとっても指針となるべきものである。とりわけ、すでに思想家としても高い評価を受けているトニーに比べて、その全体像がまったくといってよいほど紹介もされていないフィッシャーの歴史学から学ぶべきものは多い。

とはいうものの、一六世紀のイギリスを現在の低南発国と、フィッシャーがいうほど直

(1) 在野史学研究会編『原典』

接的に比較しようというのではない。現象的
には似たところがあっても、それぞれの経済
社会が置かれた場が本質的に違っているから
である。現在の低開発状況は、いわば「世界
経済」の辺境として、徹底した「低開発化」
の圧力を受けてきた結果としてある。一六世
紀のイギリスも、確かにある程度はイタリア
やフランスなどの経済的支配を受けており、
だからこそ「経済上の国民主義」^{エコノミック・ナショナリズム}などよば
れる政策も展開されるのだが、なおそこには、

この国を決定的に「低開発化」できるほど強
かな先進国はなかつたのである。

一六・七世紀のイギリスを、たんに「低開
発経済」として捉えるのではなく、同時代の
世界史的連関のなかに置いてみようとすると、
避けて通れなくなるのか。E・J・ホブズボ
ウムの提唱した「一七世紀ヨーロッパ経済の
全般的危機」にかんする論説である。じつさ
い、彼がそこで扱おうとした問題は、要する
に「一五世紀末から一六世紀にかけてのヨー

ロツパ資本主義の発展か、どうして一八・九世紀の産業革命という画期的な時代に直結しなかつたのか⁽⁴⁾というところであり、それこそ本章が解明しようとしている課題そのものなのである。

「一七世紀の危機」論そのものは次章の課題となるが、行論の都合上、以下の点だけは確認しておきたい。すなわち、ホブズボウムにあつては、一七世紀にイギリスを含むヨーロッパ全域に次つぎと動乱を惹き起したこ

の「危機」は、基本的には封建的生産関係の構造的危機の性格をもつが、より直接的な契機としてはずが、二点があげられるはずであつた。すなわち、一六二〇年代の初めになると、ひとつにはこれまで西ヨーロッパの食糧植民地となつていた東ヨーロッパの「再版農奴制」にもとづく穀物生産が行き詰つたこと、いまひとつにはヨーロッパへの銀の流入量が減少したことがそれである。したかつて「危機」は、バルト海貿易の衰微と物価の停滞に

よって示されるはずであった。その際、ホブズボウムは、自ら「ラフルースの方法」とよんだ物価史的な接近方法を重視したのだが、彼自身はほとんど実証にあたるものを示さなかつた。その後の研究も、官職保有と王室財政の問題に重点をおくトレウアリロパー流の政治史的側面が進展しただけで、物価史的・商業史的な接近はあまりおこなわれていない。

本章の目的は、一六世紀の経済成長のパターンを検討し、それが一六二〇年代前半の経済不況を通じて、一七・八世紀的なパターンに転化することなしには、産業革命への展望をもちにくいものであったことを明らかにすることにあり、一六世紀型への経済発展の特徴を、可能なかぎり数量的な指標を用いて示すことが必要になる。というのは、記述史料によつて経済趨勢を捉えるのは至難だからである。もちろん、イギリス史上の一六・七世紀、ことに一六世紀は統計資料の乏しい「暗黒時代」である。貿易史とい

つても、貿易依存度も交易条件も算出できないし、物価史の史料でさえ欠陥の多いものではない。⁽⁵⁾ イギリスの経済成長にかんするデインとコールの画期的研究が、名譽革命の年みらいに対象としえなかつたのも、それ以前には信頼すべき指標がえられなかつたからである。それゆえ、歴史研究に統計的手段を導入する場合の一般的な注意事項を遙かに越えた慎重さが、この際不可欠となる。

註

(1) 角山栄日 イギリス毛織物工業史論日 (ミネルカア書房、一九六〇年)、中四章。越智武臣、前掲書、中二章中一節。宮本又次・合田裕作日 経済変動の歴史的研究日 (大阪大学・社会経済研究施設、一九六八年)、中一編。船山栄一日 イギリスにおける経済構成の転換日 (未来社、一九六七年)、七一三一頁。

(2) F. J. Fisher, op. cit., p. 18. (邦訳、一八五—一八六頁。)

(3) Idem, 'Commercial Trends and Policy in Sixteenth Century England', in Essays in Economic History, I, ed. by F. M. Carus Wilson, 1954, p. 163.

(浅田実訳) 一六・七世紀の英国経済 [未
来社、一九七一年、七〇—七一頁。]

(4) F. J. Hobsbawm, 'The General Crisis of the European Economy in the
Seventeenth Century', Past & Present, no. 5, 1954, p. 39. (ト
レヴァルロパー他・今井宏訳) 十七世紀
危機論争 [創文社、一九七五年、一三頁。]

(5) 本章および次章で主に依拠する史料は、貿
易にかんしては ロンドン港の 日港湾関税簿 [

Port Books — 以下 日関税簿 [と] する — を F. J. Fisher
らが整理したものの、および Publications of the London

Record Society, no. 8 (The Port and Trade of Early Elizabethan

London Documents) ed. by B. Dietz, 1972 として刊行され

た。一五六七—八年のそれ、および A Tudor Book of Rates

ed. by F. S. Willan, 1962 などである。また、物価史

については、次章のオニ節で説明するベウ

アリッジ卿 Lord Beveridge を中心とする 国際物価

史委員会の蒐集したものの、G. ウィーベ Wiebe

の蒐集したもの、T・ロジャースRogersのそ
れなどを用いる。大陸側については、次の
ものを参照した、H.van der Wee, The Growth of the Antwerp

Market and the European Economy, 3 vols, 1963

二 イギリス価格革命論

イギリス史上、一六世紀後半から一七世紀初頭に至る時期は、一般に「価格革命」の時代とされてきた。しかし、G・ウィーベやE・J・ハミルトンによって定式化され、ケインズによって権威づけられた従来の価格革命像——スペイン経由による大量の新世界銀の流入を原因とする通貨価値の急落、物価の急騰、その結果としての資本主義的企業に有利な利潤インフレーション状況の生成を内容とする——

は、近年に至って余すところなく批判され、本来の姿を失いつつある。⁽¹⁾ こうした、価格革命論をめぐる論争は、それ自体としても興味深いが、この時代の長期的経済変動を考察するうえでも、きわめて注目し値するものである。

まず第一に、まづたく明白な事実として受け容れられてきた価格革命なるものは、そもそも存在したのであるうか。新世界銀の流入の影響をまぬがれえなかつたはずのイタリ

表1 (2) 物価上昇の比較

	㊦ 生活コスト	㊧ 小麦	㊨ 大麦
1550年代 → 1600年代	1.64倍	1.72	1.46
1570年代 → 1620年代	1.64	1.78	1.87
1264/73年 → 1314/23年	1.63	* 1.38	* 1.47
1760年代 → 1810年代	2.28	2.42	—

*は 1200/49年 → 1250/99年

[出典] ㊦は後述のブラウンとホプキンスのもの。他はW. Beveridge, 'The Yield and Price of Corn in the Middle Ages' (Carus-Wilson, ed., Essays in Economic History, vol. 1, 1954 所収)。

について検討したC・4ポウは、J・ポタン
 やハミルトンのような古典的価格革命説
 に疑問をなげかけている。一五五二年から六
 〇年までのあいだには確かに激しい物価上昇
 があつたけれども、物価騰貴の起点である一
 五五二年からピークの一六〇〇年までを考え
 れば、半世紀でたかだか二倍程度の騰貴にす
 ぎず、たとえば一九世紀の物価変動と比較し
 ても歴史上特異な事件とはいいかたい、とい
 うのである。⁽²⁾ イギリスについても事情は同じ
 である。ポエリタン革命前一世紀の物価
 上昇率は、通貨の悪錆の影響を除くために純
 銀量に換算した指数でいうと、年平均一・一
 パーセント程度と考えられ、一三世紀後半な
 どと比較しても、「革命」の名に値する⁽³⁾ めが
 ましいものではない。⁽³⁾ 複雑な純銀換算の手続
 きを避けて名目価格で比べても、もつとも激
 しく騰貴した商品である穀物についてさえ、
 表1-1(山)にみるように、その騰貴幅は歴史上
 類例をみないというほどのものではない。

物価史のうえで顕著なのは、一五四三年から五一年まで繰り返された通貨の悪循環によるインフレーション⁽⁴⁾であり、イギリスにおいて価格革命の名でよばれてきたものの実態は、この通貨改鑄に伴う短期のインフレと、それ以後一七世紀中頃まで続く、遙かになだらかな⁽⁵⁾、長期の物価上昇とからなっているのである。時人の目を惹いたのは主として前者であり、⁽⁶⁾ここで注目したいのは後者である。

もっとも、ハミルトン以前に価格革命論を精緻な研究にもとづいて定式化したカイーベも、必ずしも物価の上昇率にだけ注目していたのではないから、⁽⁷⁾このことによつて価格革命の概念がまづたく意味を失うとは考えられない。カイーベの研究は、基本的には価格革命の原因論であつたといえるが、商品間の相対価格の変動、賃金と物価の比率の変化など、要するに民衆の生活に大きな変化をもたらした現象として、彼は価格革命を捉えていたのである。ただし、こうした要因にかんしてさ

え、ハミルトンの精力的な研究が明らかになりし
 たように、産業革命期などにも同様の變化が
 認められるのだとすれば、やはりこれを、繰
 り返しを許すひとつの現象と捉えておかなけ
 ればなるまい。
 フキに、この「なだらかな」——と言つて
 しまつてはいささか言いすぎでもあろうか——
 物価騰貴の原因が何であつたかを検討しよう。
 従来の学説が、グイーベ、ハミルトン以来ス
 ペインからの銀の流入を重視してきたことは、
 すでに示唆した。そこには、通貨量の増加が
 ストレートに物価上昇に反映されるとする、
 貨幣数量説的な立場が確認できる。しかし、
 このような立場は、スペイン自体にかんして
 さえ、無条件には支持しえない。新世界から
 の銀の流入とスペインの物価とのあいだには、
 ハミルトンが想定したほどの相関性は認めら
 れないのである。たとえば、一七世紀後半が
 物価下降期であることは衆目の一致するところ
 であるが、ハミルトンの銀の流入量にかん

する統計は、そこまで及んで居らず、ただア
 70リオリに銀流入量のいっそうの低下が想定
 されてきたにすぎなかつた。しかし、一七世
 紀後半の新世界銀の流入量は、依然としてか
 なり高水準であつたことか判明してもいるか
 うである。

イギリスにかんしては、貨幣数量説の適用
 はいっそう困難だといつてよい。というのは、
 そもそもスペイン銀が一六世紀後半に大量に
 流入した形跡がないからである。後述するよ

うに、輸出好況期とはいえないこの時期に、
 イギリスが対外収支の大幅な黒字を維持しえ
 たとは考えられない。南部ネーデルラントや
 フランスからの新教徒の移住に伴う資本の流
 入、私拿捕業による地金の獲得などはあつた
 だろうし、海外からの直接投資もいくらかは
 あつただろう。しかし、それらの額を確定す
 ることは史料的に困難でもあり、たとえそれ
 が可能になつたとしても、それほど大きな数
 字になつたとは思われない。

むろん、地金や正貨の流入がまうたくなか
 ったとしても、これまで退蔵されていた地金
 が造幣局に持ち込まれ、通貨量を増大させた
 かもしれない。一六・七世紀の造幣局の統計
 は不完全なもので、古い通貨の再鑄造が分
 離されておらず、他方では合法・非合法の正
 貨輸出も存在したはずだから、実際の国内通
 貨流通量を示すことは不可能である。一七世
 紀末の政治算術家たちが試みた程度の推計さ
 え、この時代にはできないのである。⁽¹³⁾ ただ、
 J・D・グルドの整理した統計によっても⁽¹⁴⁾
 表1-1(2)によっても、エリザベス時代よりは
 ジェイムズ一世時代、さらにそれよりはチャ
 ールズ一世時代の方が、造幣局の活動は活発
 であつたらしいことは分かる。貴族の没落と
 いうこの時代に特徴的な社会現象が、装飾品
 や食器に使用されていた退蔵地金を放出させ
 たこと⁽¹⁵⁾、この事実にくらか関係している
 とみて間違いない。

通貨ストックの総量を知るには、ほかに補

表 1-(2) 年平均通貨鑄造高(千両)

	金貨	銀貨
エリザベス1世時代(1558-1602年)	18	105
ジェームズ1世時代(1603-1624年)	167	80
チャールズ1世時代(1625-1648年)	143	316
共和国期(1649-1659年)	7	35
以上 1558-1659年平均	86	172
後期ステュアート朝期(1660-1714年)	156	84

[出典] Goldsmiths' Library MS 100 & M. Folkes, Tables of English Silver and Gold Coins, (1736) 1745;
 cf. M-H. Li, The Great Recoinage of 1696-9, 1963,
 p. 30.

助通貨、信用などの発展を考慮に入らなければならぬ(16)一六世紀にかんしてはいずれもそれほど影響が大きいとは思われない。したがって、結局、通貨量は一六・七世紀を通じて僅かなから増加しつつあったというのみ、ほぼ順当なところであろう。しかし、この増加が一六世紀の物価騰貴の根本原因であったとは到底いえないことも、同時に明らかであろう。もし、通貨量の増加が原因であったのなら、表(2)表をみる限り、一七世紀後半にも価格革命が継続していたはずだからである。

貨幣量の増加からする物価騰貴の説明は、理論のうえから不完全である。物価水準は、いうまでもなく通貨量だけで決まるのではない。周知のフィッシャーの交換方程式 $M \cdot V = P \cdot T$ (Mは通貨ストック量、Vは流通速度、Pは物価水準、Tは取引量)において、伝統的な説明はMの増大(スペイン銀の流入)をもってPの上昇を説明しようとしたわけだが、

VやTが一定であったなどとも到底考えられ
 ないからである。かりにMが増加したとして
 も、Vの低下（とくに退蔵）によつて相殺さ
 れるかもしれない。つまり、フローとしての
 通貨流通量は増加しない可能性がある。遂に、
 通貨の発行高はふえなくとも、流通速度が上
 昇して通貨量の増加と同じ効果をもたうすか
 もしれない。(17)
 実際のところ、一六世紀には、確かにMも
 増大し、Pも上昇したのだが、Tもまた明ら
 かに上昇したはずだし、Vにしても上昇した
 ことか確実なのである。いったん物価上昇が
 始まると、正貨の形で財産を維持するよりも、
 現物商品の形でそれを維持した方が有利であ
 る。このような事情は当然通貨の流通速度を
 速める傾向がある、と思われぬ。はじめに見
 たような「なだらかな」物価上昇は、とくに
 地金、正貨の流入を伴わなくとも起こりえた
 というべきであらう。

むしろ、議論を逆転させて次のようにい

べきであろう。すなわち、通貨の量が経済のあり方を決めるのではなく、後者こそが前者を決定するのだ、と⁽¹⁸⁾。突然Mが増大して物価が騰貴したのではなく、逆に交易量がふえて貨幣需要が高まったために、これに対応して貨幣の供給が増加していったのである。通貨量の増加は、交易量へ下りの上昇を可能にした点で決定的に重要であったが、それ自体がストリートに物価上昇の原因になつたのではない。

とすれば、より根本的な物価騰貴の原因としては、各商品の需給バランス、および国民経済全体としての財貨やサービスの需給バランスを考慮しなければならない。カリーベが全般的な物価上昇の原因としては却けた人口増加という要因⁽¹⁹⁾が、こうしてふたたびクロース・アップされてくる。人口増加が経済活動の量を増大させ、総需要を拡大したために、物価騰貴が起ったというわけである。

以上、イギリスにおける価格革命の程度と

原因について、必要なかぎりでコメントを
試み、正貨、地金流入説に対して疑問を表明
した。以下、この疑問を踏まえたいうえで、価
格革命と経済成長の関係を考察したい。

註

↳ G. Wiebe, Zur Geschichte der Preisrevolution des XVI. und XVII.

Jahrhunderts, 1895; F. J. Hamilton, 'American Treasure and the Rise of

Capitalism', Economica, vol. IX, no. 27, 1929; cf. J. D. Gould, 'The

Price Revolution Reconsidered', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.

XVII, 1964, pp. 249-66. また、近年の学界動向を紹

介したものとして、R. B. Outhwaite, Inflation in Tudor

and Early Stuart England, 1969; P. H. Ramsey, The Price Revolution

in Sixteenth-Century England, 1971, pp. 1-17 などがある。

わが国では、イギリスの価格革命にかんす
る研究はほとんどない。スペインについて
は近藤仁え「価格革命とスペイン」(『社会
経済史大系』V、弘文堂、一九五九年)、
同「スペイン経済の盛衰」(『角山栄・川北

稔編日講座西洋経済史Ⅰ、同文館、一九七九年）一ニ五一ニ八頁などが、ウィーベハミルトン流の古典学説を展開しているし、フランスについては、竹岡敬温日近代フランス物価史序説（創文社、一九七四年）がある。

(2) C. Cipolla, 'La Prétendue « Révolution des Prix »: Réflexions sur l'expérience italienne', Annales E.S.C., t. X, 1955, pp. 513-16.
(3) J. D. Gould, op. cit., p. 250.

(4) 貨幣改鑄については A. Feavearyear, The Pound Sterling, 2nd ed., 1963, p. 69; J. D. Gould, The Great Debasement, 1970. なお、ウィーベの指数が遂にここで低下するのは、純銀換算をしているからである。

Wiebe, op. cit., ss. 354 ff; C. E. Challis, 'The Debasement of the Coinage, 1542-1551', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XX, no. 3, 1967.

(5) 後出図1-1(2)参照。

(6) たとえば anon., A Discourse of the Common Weal of this Realm of England, 1581 (出口勇蔵監訳日近世ヒューマニズムの経済思想日ミネルヴァ書房、一九五七年。)

(7) G. Wiebe, op.cit., S. 148.

(8) E. J. Hamilton, 'Prices as a Factor in Business Growth: Prices and Progress', Journ. of Econ. Hist., vol. XII, 1952, pp. 340ff; id., 'Profit Inflation and the Industrial Revolution', Quart. Journ. of Economics, LVI, 1941-42, pp. 257-70.

(9) スパイーンの銀流入量は、年平均にして次のようになる。ただし、比較のため一ペソをニセニマラブデイスとして換算した。単位は百マラブデイス。

1591-5年	3,167	1661-5年	1,567
1596	3,099	1666-70	1,763
1601	2,196	1671-75	2,285
1611	2,208	1676-80	2,176
1621	2,431	1681-85	1,208
1631	1,540		
1641	1,239		
1651	656	1696-1700	2,518
1656	302		

M. Morineau, 'D'Amsterdam à Séville: de quelle réalité l'histoire des prix est-elle le miroir?', Annales E.S.C., t. 23, no. 1, 1968.

E. J. Hamilton, 'American Treasure and Andalusian Prices', Journ. of Econ. & Business Hist., vol. 1, no. 1, 1928, table 1.

(2) R. B. Outhwaite, op.cit., pp. 33-34.

(=) Cf. K. R. Andrews, The Economic Aspects of Elizabethan Privatizing, 1959, pp. 130-32.

(12) 一七世紀になると直接的な資本輸入の例が
L. ロバーツ Roberts によって記述されてい
るし、亡命者をもたらした資本をニコラス
ポンドとするトマス・ヴァイオレット Violet
の評価もあるが、一六世紀については明らか
でない。 V. Barbour, Capitalism in Amsterdam in the Seventeenth
Century, 1950, pp. 123-24.

(13) Cf. J. K. Horsefield, British Monetary Experiments, 1650-1710, 1960, 256-57.

(14) J. D. Gould, 'The Royal Mint in the Early Seventeenth Century', Econ.
Hist. Rev., 2nd ser., vol. V, 1952.

(15) Id., op.cit. (Price Revolution), p. 254.

(16) 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』(九
州大学出版会)、一九八二年、第一章参照。

(17) J. ロック、田中正司・竹本洋訳『利子・

貨幣論』(東京大学出版会、一九七八年)、
三田頁。

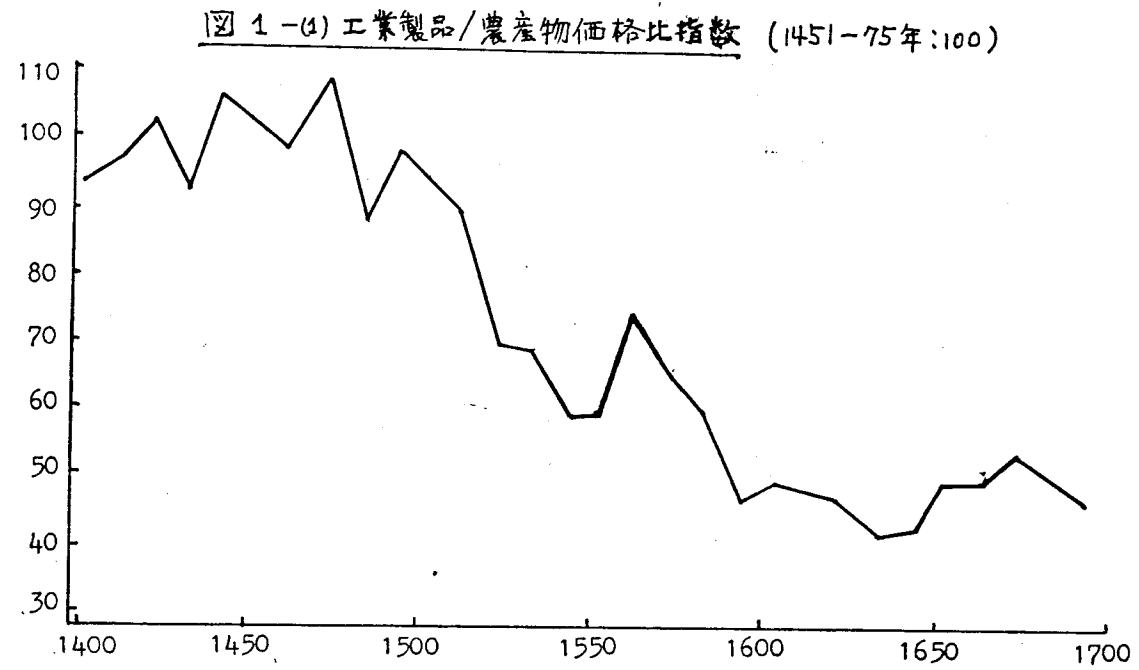
(18) I. Hammarström, 'The Price Revolution of the Sixteenth Century:
Some Swedish Evidence', Scandinavian Econ. Hist. Rev., vol. V,
1957, p. 131.

(19) G. Wiebe, op.cit., S. 131.

三 人口と農業部門

価格革命といわれるものの実態が、大半はモデレートな物価上昇にすぎないことはすでにみた。しかも、この上昇でさえ、通貨量の増加というよりは、個々の商品の需給バランスの不均衡を反映するものと考えた方が分かりやすいことも、すでに示唆したとおりである。そこで、商品を一般に食糧品（農・畜産物を中心）と工業製品に分類し、両商品群間の交易条件（相対価格）の変動をさぐってみると、短い例外期間（一五六〇年代と一五九〇年代）を別にして、一五四〇年から一六四〇年に至るまで、一方的に農産物に有利な方向に動いていることが分かる。（図1-1（1）参照）。

この現象は、つとにカイーベ以来注目されてあり、いろいろな解釈が与えられているが、大ざっぱには次の二説に分類できる。すなわち、ひとつは、工業製品が全般的な経済情勢から当然予想されるほどには騰貴しなかった



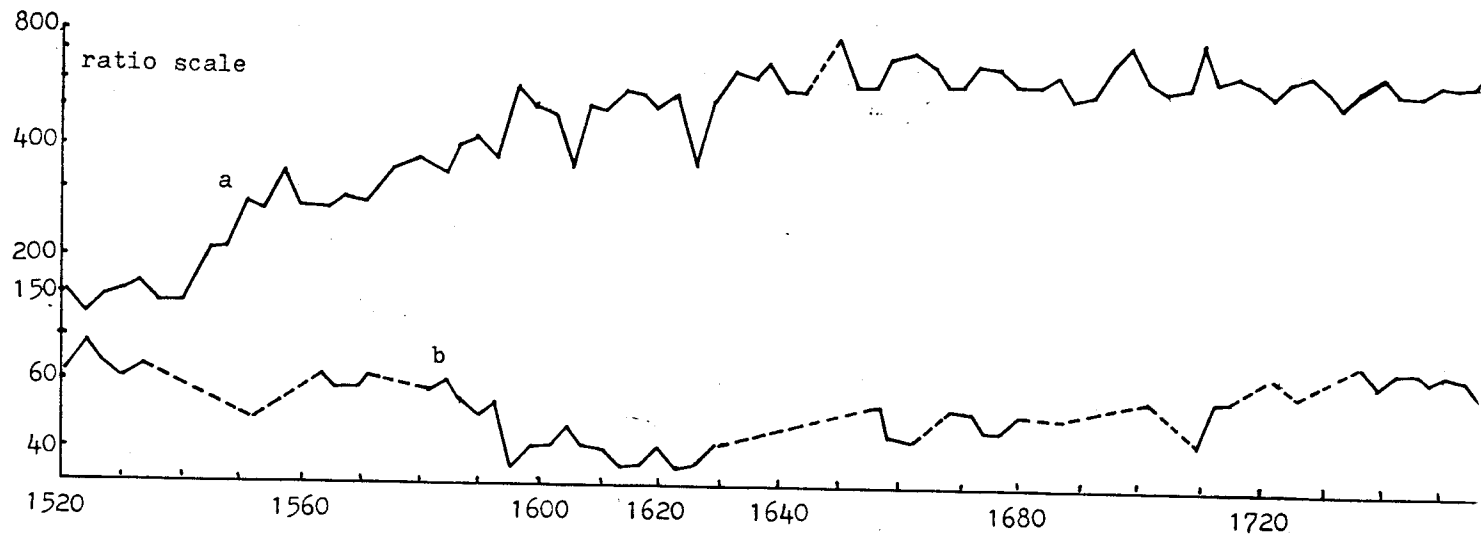
[出典] E. H. Phelps-Brown & S. V. Hopkins, 'Wage-rates and Prices: Evidence for Population Pressure in the Sixteenth Century', *Economica*, n.s. vol. XXIV, 1957, p.306.

のだとするものであり、もうひとつは、農産物の騰貴幅こそが異常に大きかったのだ。とするものである。工業製品の価格上昇が一般物価に遅れたのだとする代表的な見解は、J・U・ネフにみられる⁽¹⁾。彼はいわゆる「早期産業革命」の技術革新による、工業製品のコスト・ダウンを重視しているのである。しかし、一五四〇年にしか始まらない彼の「早期産業革命」では、一六世紀前半にも認められるこの動きを十分に説明できるとはいえないし、⁽²⁾この交易条件指数の逆の方向に動きはじめる一七世紀後半にも、技術進歩は一六世紀以上に高い水準を保ったとみられる証拠もある。⁽³⁾それゆえ、ネフの所説は——のちにも言及するように——現象全体の説明としては不適当であろう。ネフに近い主張は、マクス・ウエーバーやJ・A・シユムペーターにもみられる⁽⁴⁾。いずれも理論からの演繹にすぎず、詳細な実証を踏まえたものではない。

いうまでもなく、技術進歩の速度を国民経

済の範囲で確定することは容易ではないが、
 ネフが主張するほどには一五四〇年から一六
 四〇年までの期間だけか急ピッチだったとは
 いえないとすれば、工業製品のコスト低下に
 重点をおく説明に固執しようとする、資本
 ないし労働自体の価格の低下を措定しなけれ
 ばならない。しかも、労働コストに対して資
 本コストの比率の低い、つまり機械化の進ん
 でいないこの時代にあつて、生産コストの低
 下かあつたのだとすれば、ネフが批判の対象
 としたハミルトン流の實質賃金の切り下げか
 あつたといわざるをえない。へもつとも、ハ
 ミルトンは、価格革命が賃金の遅れを生んだ
 ことには着目しているが、工業製品と農産物
 の相対価格の変動には触れていない。し
 實質賃金は本当に切り下げられたのか。毛
 織物業など、資本・賃労働関係の成立した分
 野での賃金史料はほとんど存在しない。織布
 エの賃金はサロルド・ロジャーの集めた史
 料集に一部みられるが、⁽⁵⁾断片的で長期の趨勢

図 1 - (2) 建築職人の実賃金指数 (南イングランド, 1451-75年を100とする, 3年間算術平均)



a: 生計費〔バスケット価格〕指数
 b: 実賃金指数(クラフツマン)

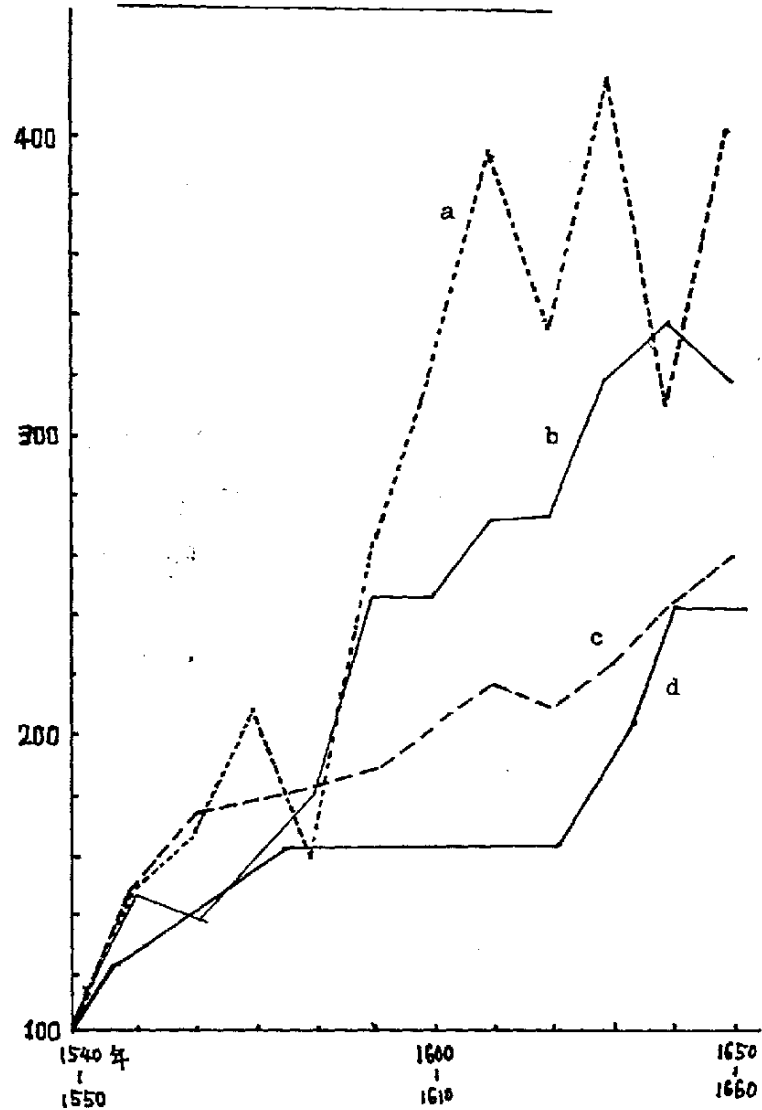
【出典】 Phelps-Brown and Hopkins, 'Seven Centuries of the Prices of Consumables, Compared with Builders' Wage-rates, *Economica*, n.s. vol.XXIII, Nov. 1956.

を引き出すことはできない。しかし、資本・
 賃労働関係下のものであるか、どうかは別にし
 て、当時の賃金労働の価格を近似的に示すも
 のとして、ロジャース、ウィーベ、G・F・
 シュテフェン、D・クヌーポヒG・P・ジヨ
 ーンズなどのものがあり、もつとも最近のデ
 ータとしてはフェルポスIIブラウントホポキ
 ンスによる建築労働者の賃金研究が出ている。^⑥
 フェルポスIIブラウンらの方法は、イギリス
 の社会保障制度などに採用されている、いわ
 ゆる「バスケット方式」による実質賃金率の
 算出である。すなわち、当時の一般標準型と
 目される労働者家族の家計簿から、生活必需
 品——家賃などを除く——の内容と比率を割
 り出し^⑤、この比率に従ってそれぞれの商品を
 満たした一定容量のバスケットを想定して、
 その価格を計算する。つぎに、その時点の名
 目賃金でこのバスケットが何個買えるかを計
 算し、これをもつて実質賃金の指標とみなす。
 言いかえれば、バスケットの価格は、その時

点での生活コスト指数として用いることか
 きるから、実質賃金率算定の際のデフレイ
 ーとして利用しようというのである。図11
 (2)は、^{クラフツマン}熟練労働者にかんするデータだが、賃
 金の動向は^{シイバ}非熟練労働者でもそれほど違
 はない。このような実質賃金の算定には、
 史料の解釈において、地方差、実労働日数、
 現物給付の有無、農業の兼業の度合い、その
 他多くの点で留保条件をつけなければならな
 いが、その示唆するところは明白で、一六世
 紀はじめから一七世紀の二〇年代まで実質賃
 金は一貫して下降線を辿っている。この結果
 は、他の職種についての従来の諸研究とも十
 分一致するものである。^⑧ネフは坑夫の賃金が
 もしろ上昇したことを主張しているが、^⑨デー
 タが散発的で長期趨勢を確定しえないし、職
 種としても例外的であるというほかない。
 そうだとすれば、いちおうの説明として、
 実質賃金の低下が工業製品のコスト・ダウン
 を惹き起こし、交易条件が農産物に有利にな

ったのだ、ということかできよう。しかし、
 実質賃金はいつたいなぜ低下したのか。その
 説明は、第一に名目賃金かそれほどあがらな
 かつたことと、第二には、デフレイターに使
 ったバスケット価格、つまり生計費が異常に
 高騰したことのいずれかに求めるほかない。
 (名目賃金が比較的上昇しなかつたことは事実
 だが、そのこと自体はどのようにして説明で
 きるのか。絶対王政による賃金抑圧政策もあ
 ずかつて力加あつたかもしれなにか、本質的
 には労働力の需給バランスの変化が原因とい
 えよう。つまり、長期的な労働力の供給過剰
 があつたと考えられるのである。しかし、そ
 うした余剰労働力はどこからきたのか。エリ
 ザベス時代を特徴づけ、例の「エリザベス救
 済法」の制定を余儀なくさせた浮浪者・貧民
 の群れは、どこからきたのか。困い込みが労
 働力の供給をふやしたといえるだろうか。実
 際のところ、表1-13)にみるように、小麦価
 格の上昇に羊毛価格が圧倒的に遅れていたこ

図1-(3) 物価上昇幅比較



a: 地代 b: 食糧品 c: 工業製品 d: 建築業
賃金 (レバラー)

E. Kerridge, 'Mouvements of Rents, 1540-1640',
Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VI, 1953, table 1;
Phelps-Brown and Hopkins, *Economica*, n.s. vol. XXIV,
1957; Phelps-Brown and Hopkins, 'Seven Centuries of
Building Wages', *Economica*, vol. XXII, 1955. いずれも
南部イングランドのデータ。

表 1-3) 物価トレンド (1550-1650年) (直線)

	上昇率	計算式 (Y : トレンド値, X : 中位年から年数) およびデータの出典
小麦	249%	$Y \approx 0.32X + 12.81$ (s/gr) $Y_{1650}/Y_{1550} \approx 3.49$; Y.S. Brenner, <i>Econ. Hist. Rev.</i> 2nd ser. vol. XV, 1962, p. 267.
生活コスト	181	$Y \approx 0.73X + 40.6$ (指数) $Y_{1650}/Y_{1550} \approx 2.81$; P. Phelps = Brown & Hopkins, <i>Economica</i> , 1957.
羊毛	162	$Y \approx 2.86X + 177.0$ (指数) $Y_{1650}/Y_{1550} \approx 2.62$; P. J. Bowden, <i>Wool Trade in Tudor & Stuart England</i> , 1962.
毛織物*	(111) (1625年まで)	そのまま 1650年まで延長すると 148%の上昇。 $Y \approx 0.85X + 57.515$; Aに同じ。
建築業職人の日当 (1777年)	126	データの性格上, トレンド計算をとうす。 Brown & Hopkins, <i>Economica</i> , n.s. vol. XXI, 1955.
地代	188	データの性格上, トレンド計算をとうす。 1640-59年平均値 / 1540-59年平均値 ≈ 2.88 ; E. Kerridge, <i>Econ. Hist. Rev.</i> 2nd ser. vol. VI, 1953.

* Beveridge & Others. (ed.), *Prices and Wages in England*, vol. 1, 1939 に散見されるデータを用いると、1650年までで 113.5 くらいの数値がえられる。サンプル数が少なすぎるのであえて表中にあげなかつたか? 参考にはなるう。

の時代は、少なくとも牧羊が目的の用い込みは急速に終焉した時代であった。⁽¹⁾労働力の増加は、総人口の増加によってもたらされたと考えらるべきであろう。

一方、生活コストが急ピッチに上昇していったことも、否定しかたない事実だが、その原因は何だったのか。図1-1(3)および表1-1(3)からたばらに分かるのは、生計費の上昇がバスケットのハーパーセントを占めに食糧品の騰貴にリードされていること、毛織物などの工業製品は、賃金と比べても際立って騰貴したとはいえないこと、の二点であろう。ネフの

いうような工業の技術革新が相対価格の変動の基本要因であったとすれば、工業製品だけがあまり上昇せず、農産物と賃金はほぼ共通した上昇率を示すはずである。しかし、実際には、地代、食糧品、羊毛などが圧倒的に上昇しているのである。

食糧品が異常に騰貴したのはなぜか。当時の人々が注目し、現在統計によって確認でき

るのは地代の騰貴であるが、それは農産物騰(12)
 貴の原因というよりは、結果であったという
 べきであろう。先にもふれたように、羊毛生
 産のための囲い込みは、毛織物輸出が不況期
 にはいった一五五〇年代以後には、小麦と羊
 毛の価格差がひろがっていったこともあって、
 それほど進展はしなかった。気候条件も一七
 世紀よりは良好であったとされているから、
 地味の全面的涸渇をでも認めるのでなければ、
 絶対的な食糧生産額が減少したなどとは考え
 られない。しかも、一エーカー当りの収量も
 むしろ増えていったという推定さえなされて
 いる以上、供給は多少とも増えたというほか
 ない。とすれば、異常な騰貴の原因は需要の
 急増に求めなければならぬ。食糧品が一人
 あたりの消費量に比較的大きな差のない商品
 であることを思えば、需要を決定する最大の
 要因は人口の絶対数の変化であったというべ
 きである。市場価格を決定するものは、あくま
 で商品化された部分の穀物についての需給関

係なのだから、都市の成長——ことに「怪物」と評されるようになったロンドンの劇的な成長——に伴う非農業人口比の上昇も考慮に入れる必要はあろう。⁽¹⁵⁾しかし、孤立した辺境がしだいになくなり、全国的な市場が成立しつつあつたことからすれば、本質的には総需要は人口の関数であつたとみてよい。⁽¹⁶⁾

こうして、図1—(3)および表1—(3)における諸物価の動向、ひいては農産物と工業製品の相対価格指数の動向や実質賃金の低下などの現象は、総人口の激しい増加を仮定することによつて、無理なく説明できる。現在のコストでの生産拡大にはほとんど支障のなかつた製造工業とはちかつて農業では、人口が激増して食糧需要が拡大すると、これに対応して生産を拡張することは容易でない。⁽¹⁷⁾ここに農産物価格の不均衡な急騰の原因があり、土地渴望しの原因がある。耕地の拡大は、より劣悪な土地の利用を意味し、さしあたり生産性の低下をもたうす。「収穫逡減法則」と

表1-(4) 16世紀イングランド人口推計(単位百万人)

1522年	2.3 ~ 2.6	推計者: J. Cornwall, J.C. Russell, R.S., Schofield and R.M. Smith
1545年	3.0 ~ 3.1	
1603年	3.1 ~ 3.4	
1676年	3.8 ~ 4.5	

[出典] R.M. Smith in R.A. Dodgshon and R.A. Butlin eds., An Historical Geography of England and Wales, 1978, pp.200-201.

図1-(4) a. 404教区の洗礼と埋葬(1万人)

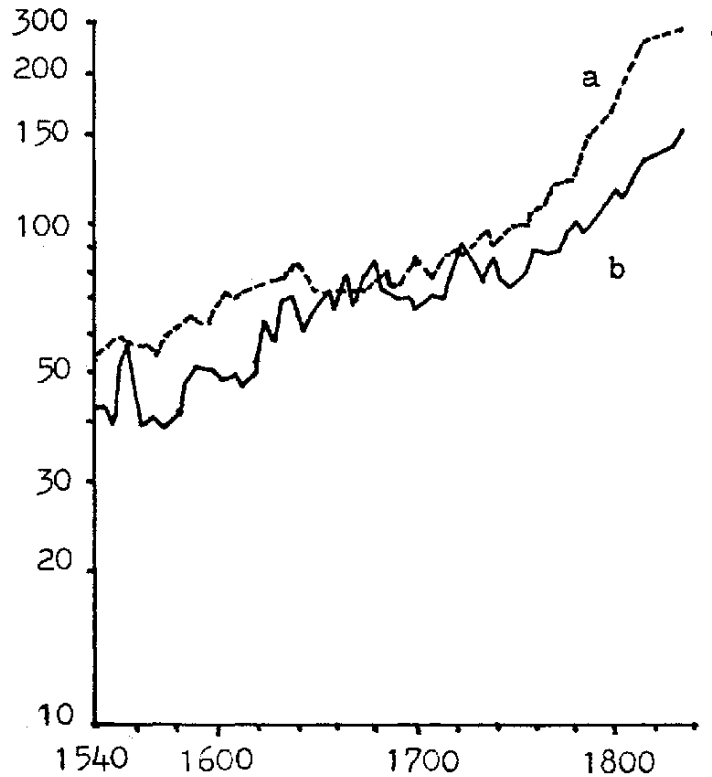
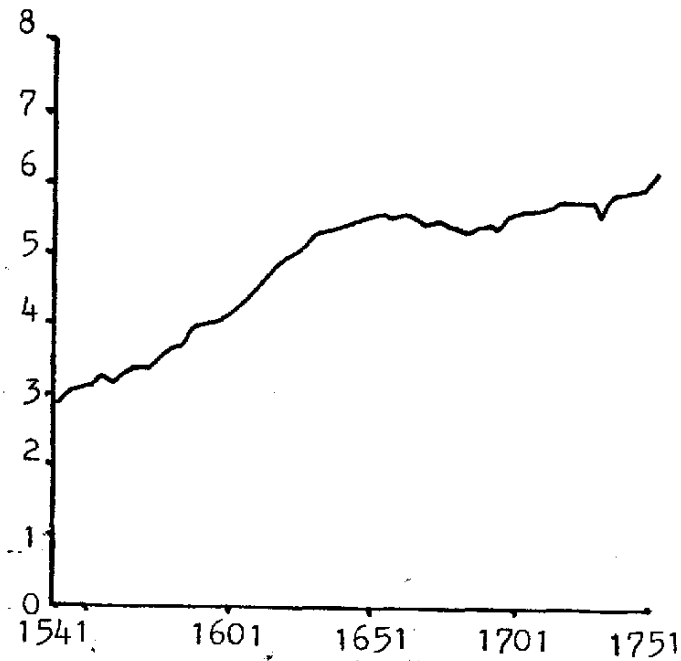


図1-(4) b 総人口推計(イングランド)(百万人)



a: 洗礼数 b: 埋葬数。(5年間合計)
The Cambridge Group for the History of Population
and Social Structure が集計したもの。

[出典] R.M. Smith, op.cit. pp. 205 & 207.

して知られるこの傾向を打破する画期的な農業技術の革新が普及しないかぎり、あるいはまた人口成長の勢いが鈍化しないかぎり、食糧と農産物である原・材料の騰貴、実質賃金の低下は必至であった。

実際のところ、一六世紀のイギリスではどの程度の人口増加があったのか。この時代の人口推計として古典的なのは、J・C・ラッセルのそれである。彼はイングランドについて、一五四三年で三ニ〇万、一六〇三年には

三八〇万という数値をあけており、これによれば一〇年でほぼ三パーセントの増加となる。⁽¹⁸⁾しかし、ラッセル以後の同種の推計をみると、結果にはよほどバラフキがあり、これらの数値にあまり信頼をおくわけにもいかない。R・M・スミスが整理した⁽¹⁹⁾表をみれば、この間の事情は明らかであろう。この表でも、全体としての人口増加傾向はある程度推測できるか、たとえば、一五四五年の最高値と一六〇三年の最低値を比較すると、一六世紀後

半の人口は逆に下降線を辿ったことにもなる。
 また、一五二二年の数値については、つとに
 いっそう低い数値を主張する異説も現われて
 いる。これらの推計値はいずれも、^{マスターリ}民兵召集
^{タリン}簿や教会関係の記録（^{チャントリヤイフケイト}礼拝堂証明書や^{コムニカント}陪餐者
^{リスト}名簿）に依存しており、しかもこれらのデー
 タ加ごとごとく年令、性別、地域などの点で
 人口の一部をしかかぶり置いていないために、
 それに掛ける係数が客観的に確定しにくいこ
 とが、このようなバラツキの原因となつてい
 るのである。

したがって、人口の絶対数の確定は容易で
 ないのだが、一六世紀後半以降については、
 変化の方向は容易に見分けられる。というの
 は、全国にまたがる四〇四の教区の教区簿冊
 にみられる洗礼と埋葬の記録が集計されてい
 るからである。⁽²⁰⁾ それらの数値をさらに五年毎
 に集計した図一(4)をみれば、これらの教
 区にかんする限り、一六世紀と一八世紀後半
 が、とくにニつの数値の差が大きく、人口増

加の時代であったこと加分かる。このデータ
かうなされた総人口の推計がb図である。b
図に認められる人口増加率は、現在の多くの
低開発国のそれに比べれば、むしろ遙かに低
水準ともいえるが、上述のような物価変動を
惹き起すには十分な圧力となりえたのであ
る。

もちろん、人口増加はそれ自体なんらかの設
明を要する事象であり、むしろ経済状態こそ
加人口動態を決定する、と主張することも一

定の条件下では可能である。たとえば飢饉の
頻度や雇傭機会の増減が人口動態に影響を与
えることは自明であろう。しかし、生活水準の
維持、向上と子供をつくることのどちらを人
生の目標として重視するかといった人生観の
向題や伝染病の規模と頻度といった非経済的
要因の方向、より直接的に人口動態を規定し
ていることも想像に難くない。もつとも、一
六世紀イギリス人の集団心性としての人生目
標がbにあらたかなどということは、容易

に確定しうるはずもない。ただ、死亡率に決定的な影響を与えた疫病については、かなり明確なことがいえる。マテエリ朝下のイギリズで死亡率が危機的に上昇した時期というのは、食糧危機や生活水準の低下の直接の結果としてきうなつたのではない。……遺言証書や教区簿冊では、高死亡率の年は高穀価の年と驚くほど一致しているが、しかし、一六世紀後半の飢饉は腺ペストほど頻繁でもなければ、強烈でもなかった。⁽²¹⁾ 腺ペストが

小康を得た五〇年代末には、インフルエンザが猖獗をきわめ、同じ役割を果たした。⁽²²⁾ 全国的にみると、一六世紀では前半期と末期に疫病の影響が大きく、エリザベス治世の中期にはそれが少なかった、ということができる。しかもなお、長期的にみれば、一六世紀は全体として疫病の規模と回数が、比較的低下水準にあったといふこともできるのである。⁽²³⁾ 本章の対象とした時代には、疫病という外からの脅威が加わらないかぎり、人口増加に向かう強

い力か作用していたといふべきであらう。

いそれによつて、一六世紀の人口増加の窮極的原因を明らかにすることは困難だが、その結果だけは明白である。人口増加とそれとの対比において、低い農業生産力が農産物価格の急騰と実質賃金の低下をもたらし、この過程は、地主や農業企業家、つまり広義のジエントリ層には有利な、逆に多くは何らかの意味での賃金労働を行なつており、穀物の売り手というよりは買い手であつた農民一般、および一次産業関係者に不利な所得分配をもたらした。凶作に伴う急激な飢饉とは違つて、年率一パーセント程度の穀物価格の騰貴は、直接大衆の危機意識をかきたてるようなことはない。しかし、長期的にみると、それが所得分配に及ぼす影響は深刻なものである。

このことは、人口構成比——一世紀後のギンキング推計に至るまで多少とも正確な数値はえうれないから——から考えて、全体として結

局のところ、一人当りの所得にプラスの影響は与えなかつたといえよう。人口増加そのものは、国内市場の拡大に多少とも寄与をなしている。工業発展には労働力のポテンシャルが不可欠ではある。しかし、ジェントリ層に所得が片寄ることば、国内市場の拡大にも制約となつたはずで、奢侈品工業を除いて、そこから大きな利益が得られたとは思われない。総体としての国民経済の規模と人口一人当りの経済活動の量という二つの指標に着目するとき、こうして、一六世紀は前者の顕著な成長と後者の停滞によつて特徴づけられるように思われる。いわば、経済の拡大が人口増加に呑み込まれた形である。

新農法が普及し、人口の増加率も著しく低下する一七世紀後半までは、ここにみたような状況は変うなかつた。それに貿易の大不況が重なつた一六二〇年代には、危機の様相もみえる。この一六二〇年代から一七世紀中葉までの期間は、いわば一六世紀型の経済成長

のパターンが行き詰り、転型してゆく転換期にあたっては、すなわち、激しい人口増加の圧力を受けて、総体としての国民経済の規模は膨脹を続けながら、一人当りの実質所得は、実質賃金の激減に象徴されるように、ほとんど上昇しない一六世紀型の成長から、遂に一人当りの所得がかなり急速に向上したと思われる一七世紀中期以降の成長型への転換が起さるのである。長い期間にわたって継続した実質賃金の低下といった経済潮流が、それ以上の人口増加を許さなくなつてゆくのである。

以上、主として人口増加と農業生産力のギャップの拡大に、一六世紀型経済成長の特徴とそれを極限に達した場合に、転換を余儀なくされる理由をみてきた。むしろ、農業生産にボトル・ネックがあつたとしても、穀物や木材・羊毛などの供給を輸入に頼り、商工業に人口を吸収してゆくことも、理論上は可能である。じじつ、産業革命はそのようにして達成された。しかし、この時代のイギリス

では、このような方法は机上の空論でしかあ
 りえなかつた。次節で論じるように、商・工
 業部内では輸出面でネックが存在したために、
 農業セクターにかかつた圧力を軽減するほど
 大規模な輸入はできなかつたからである。
 N・S・B・グラスが各港湾別に整理した
 データによれば、⁽²⁵⁾この時代の穀物貿易は出超
 の年と入超の年が複雑に入り混じつていてこ
 と加、他の時代と比べて著しい特徴となつて
 いる。しかも、たとえばロンドン港が一・四
 万クォーターの輸入を行つた一五四九年ミ
 カエル祭以降の一年間に、キングズ・リン港
 は一〇〇〇クォーター以上の輸出を記録して
 いるような事実もある。消費者保護のため、
 国内に穀物を確保し、穀物価格を低く保とう
 とした絶対王政の規制はあまり成功したとは
 いえないのである。グラスのデータは完全な
 ものではない。たとえば、ロンドン港の関税
 簿では、九二八五ポンドへこの年の穀物から
 すれば四一五〇〇クォーターかゝの輸入が記

録されている一五五九一六〇年について、⁽²⁶⁾
 ラスは何も触れていない。しかし、少なくとも
 も穀物価格の異常な上昇をくい止めるほど一
 貫した輸入はなされなかつたことだけは、
 ラスのデータからも十分に推測される。⁽²⁷⁾ 穀物
 価格は西欧の全域で騰貴していったから、⁽²⁸⁾ 安価
 な穀物をえるのは難しかつたし、長期の輸出
 不況下では、⁽²⁸⁾ 支拂い手段もみつげにくかつた
 からである。

註

- (一) J.U.Nef, 'Prices and Industrial Capitalism in France and England, 1540-1640', Econ.Hist.Rev., vol.VIII, 1937 reprinted in Carus-Wilson, ed., Essays in Economic History, vol. I, 1954, p.133;cf. id., 'A Comparison of Industrial Growth in France and England from 1540 to 1640', Journ. of Political Econ., vol.44, 1936, pp.289ff and pp.505ff.
- (二) Y.S.Brenner, 'The Inflation of Prices in England, 1551-1650', Econ.Hist.Rev., 2nd ser. vol.XV, 1962, pp.271-72.

(三) ネットの所説への批判としては、たとえば、

D.C.Coleman, The British Paper Industry, 1495-1860, 1958, pp. 11 & 23;

id., 'Naval Dockyards under the Later Stuarts', Econ.Hist.Rev., 2nd

ser. vol.V, 1953. パテントの認可数は、不正確な

から技術進歩のある程度の指標となるかも

知れない。cf. B.R.Mitchell, ed., Abstract of British Historical

Statistics, 1962, p.268.

(4) M. ウェーバー、黒正巖・青山秀大訳、一

般社会経済史要論 下(岩波書店、一九五九年)ハ一九頁。

(5) J.E.T.Rogers, A History of Agriculture and Prices in England, vol.

VI, 1887, p.614 et passim.

(6) G.F.Sterfen, Studien zur Geschichte der Englischen Lohnarbeiter, Bd.1,

1901; D.Knoop and G.P.Jones, The Medieval Mason, 1949; J.Kuczynski,

Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd.22,

1964.

(7) 一五〇〇年の例では穀物二〇、食肉二五、

乳製品一五、飲料二五、光熱費七、

五、衣料一一・五の比になっており、家賃・

地代、サーヴィス関係の費用などが落ちて

いる。F.H.Phelps-Brown & S.V.Hopkins, 'Seven Centuries of the

Prices of Consumables Compared with Builders' Wage-Rates', Economica,

vol. XXIII, 1956, p. 303.

(8) D. Woodward, 'Wage Rates and Living Standards in Pre-Industrial England', Past & Present, no. 91, 1981, pp. 28-46 など。批判的な見解もあるが。

(9) Cf. J. U. Nef, The Rise of British Coal Industry, vol. II, 1932, p. 193.

(10) P. A. Slack, 'Vagrants and Vagrancy in England', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVII, no. 3, 1974, pp. 360-79.

(11) 小松芳喬『イギリス農業革命の研究』(岩波書店)、一九六一年、六六頁。

(12) 上掲『近世ヒューマニズムの経済思想』、三九一四〇頁。また、図1-1(3)参照。地代については、ケリッジ自身か南イングラントの典型とみてよい、と主張している。

(13) D. C. Coleman, 'Labour in the English Economy of the Seventeenth Century', reprinted in Carnus-Wilson, ed., Essays in Economic History, II, 1962, p. 306.

(14) 宮川淑『イギリスにおける小麦のイカ当り収穫量』(『社会経済史学』二九巻一号、一九六三年)、四九頁。播種量と収量の比率はデータが散発的で、一定の傾向を示すこ

cf. S. van Bath, The Agrarian History of Western Europe, A.D. 500-1850, 1963, pp. 330-331.

(15) J. D. Gould, 'Y. S. Brenner on Prices: A Comment', Econ. Hist. Rev., 2nd ser., vol. XVI, 1965; cf. F. J. Fisher, 'The Development of the London Food Market, 1540-1640', Econ. Hist. Rev., vol. IV, 1937.

(16) H. J. Habakkuk, 'The Economic History of Modern Britain', Journ. of Econ. Hist., vol. 18, 1958, reprinted in Glass & Eversley, eds., Population in History, 1965.

(17) F. J. Fisher, Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England, 1961, p. 3.

(18) J. C. Russell, British Medieval Population, 1948, 270-72.

(19) R. M. Smith, 'Population and Its Geography in England 1500-1730', in R. A. Dodgshon & R. A. Butlin, eds., An Historical Geography of England and Wales, 1978, pp. 200-01.

(20) 全国の教区数は変動があるが、一六八九年
ではおよそ九〇〇〇である。S. & B. Webb, The Parish and the Country, 1906, p. 13. なお、人口史研究の集大成として次の書物が出版されたが、本質的に新しい事実はない。F. A. Wrigley and R. S. Schofield,

The Population History of England 1541-1871, 1981.

(21) P. Slack, 'Mortality Crises and Epidemic Disease in England, 1485-1610', C. Webster, ed., Health, Medicine and Mortality in the Sixteenth Century, 1979, p.56.

(22) F. J. Fisher, 'Influenza and Inflation in Tudor England', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XVIII, 1965, pp. 120ff; cf. J. Brown, 'F. J. Fisher on Influenza', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXI, 1968.

(23) C. Creighton, A History of Epidemics in Britain, vol. 1, 2nd ed., 1965, pp. 304ff, 401ff, and 474ff; J. Graunt, 'Natural and Political Observations', in C. H. Hull, ed., Economic Writings of Sir William Petty, 1899, vol. II, p. 363.

(24) I. ウォーラー・ステイン、拙訳『近代世界システム』Ⅱ(岩波書店、一九八一年)一頁以下、よたーに八頁などを参照。

(25) P. Laslett, The World We Have Lost, 1965, p. 50; cf. Brown & Hopkins, op. cit. (Economica, 1957), p. 299 以下。A. H. John, 'Aspects of English Economic Growth in the First Half of the 18th Century', Economica, vol. XXVIII, 1961, p. 182 をみよ。前者は一六世紀前半について

三分の一、後者は一八世紀初頭で二分の一とす。

(26) N. S. B. Gras, The Evolution of the English Corn Market from the 12th to the 18th Century, 1915, App. B & C.; cf. London Port Book 1567/8,

(Port and Trade of Elizabethan London Documents, ed. by B. Dietz, 1972,) p.154.

(27) H. van der Wee, The Growth of the Antwerp Market and European Economy, vol. II, 1963; N.W. Posthumus, Inquiry into the History of Prices in Holland, vol. II, 1964 などによく表われている。

(28) Cf. F.J. Fisher, op. cit. (London Food Market), p.50. また、田中豊治「イギリス絶対王政の穀物流通規制について」(可商学論集)二七巻三号)一ニ四一ニ九頁参照。支払い手段にかんしていえば、輸出不況下の一五六三―一六四年

のロンドン港の貿易収支は一〇万ポンド以上の赤字であった。I. Stone, op. cit., p.36.

四 商・工業部門の動向

人口増加の圧力に才一次産業が対応しきれなかつたこと、これが一六世紀後半、一七世紀初頭の経済動向の基本的特徴であり、価格革命のもつとも重要な原因もそこにあった。そうだとすれば、こうして惹き起こされた価格革命は、経済にいかなる影響を与えたのか。いわば価格革命の結果如何であつたのか、これが本節の問題である。

ホブズボウムが「全般的危機」説を唱えたとき、漠然と前提にしていたのは、物価上昇が好況の、物価の安定や下降は不況の表われだとする一般論であつたと思われる。しかし、こゝかそれほど単純でないことは、あうためて指摘するまでもあるまい。価格革命の経済的帰結にかんして、これまで定説の座を占めていたのは、E・J・ハミルトンやケインズの「利潤インフレーション」説であらう。^(一) わか固では、たとえば近藤仁之氏がこの学説をほぼ受け容れて^(二)いる。

ハミルトンは、地理上の発見が「近代資本主義」の発展に与えた影響を論じた著名な論文において、カイベの整理したデータをもとに、地主と労働者が資本家に提供するこの商品の、つまり土地と労働の価格が一般物価水準の上昇に大きく遅れ、異常な企業利潤をもたらされたことを論証しようとした。(3) これか「利潤インフレ」説である。これとはむしろ逆の物価変動差が認められたスペインでは、工業の衰退が生じたという比較史的な視座が

この説には含まれてもいる。オ二次大戦後になると、ハミルトンはこれを時代的にも拡大して、産業革命をも同じ論理で説明しようとした。(4) さえした。資本主義の発達には資本蓄積が不可欠の前提条件である。資金が退蔵されずに投資にむけられるためにはそれなりの誘因が必要だが、一般に投資誘因のすわめて弱い伝統的社会にあつては、それは高利潤をいいてほかにない。しかし、そのような高利潤をもたうすには、労働者の犠牲を必要とする。(5) こ

うして「利潤インフレーション」説は、要するに強制的資本蓄積の實在の主張でもあるのだ。

ハミルトンやケインズの「利潤インフレーション」に、もつとも早くから反対を唱えてきたのが、J・M・ネフであつた。すでにみたように彼は、彼自身のいう「早期産業革命」の技術革新によつて、工業製品価格が相対的に低廉化したと考えてあり、したがつて、実質賃金の低下、労働者の生活水準の切り下げといつた推測には強硬に反対する。しかし、實際のところ、二つの議論はみかけほどかみ合つてはいない。ネフは、ハミルトンの関心の中心をなしている価格革命と資本主義の展開の相互関連には、まづたく言及していないからである。他方、ハミルトンにしても、前節で検討した農産物と工業製品の相対価格の変動を問題にしておらず、工業製品価格の動向にはほとんど言及していない。

実証面で両者が対立するところがあるとするれば、労働者の実質賃金の動向にかんしてで

あろう。ネフの主張はこうだ。すなわち、
 イギリスの労働者の賃金、なかでも坑夫の賃
 金、それにおそらく地代も信じられている以
 上に上昇したこと、さらに、労働者の購買力
 の低下は一五〇年から一六〇〇年までの期
 間はそのまえの一五四〇年から一五六〇年ま
 でより少なかったし、一六〇〇年から四〇年
 までの期間には、おそらくまったく低下しな
 かった⁽⁶⁾ほどだ、と。しかし、彼は統計でこ
 の事実を示すことはなく、遂に、従来の実質
 賃金算定^{インデックス}の基準に使われている物価指数ない
 し生活コスト指数そのものに疑義をさしはさ
 んでいる。彼によれば、一六世紀のイギリス
 には急激な生活消費構造の転換があったた
 めに、⁽⁷⁾実情を十分よく反映しうる平均指数
 などは、統計学的にみて作りようがない、
 というのである。高い木炭には安い石炭が、
 高級なガラスには低廉な新製法のガラスが、
 高級ビールに代って安物の新製品が、獣肉に
 は魚肉がそれこれとって代ったらしいことな

いを乱雑に拾いあげて、彼が自説の根拠として
 いるのはこのような立場からである。

しかし、これらの事實はその影響が計量的
 に確定されていないばかりか、エンゲル係数
 がますます上昇して生計費の大部分を食糧品、
 つまり農産物への支出が占めていた事實から
 して、大きな影響を与えたとは思われない。
 確かに小麦のみを基準としたシエテフエンラ
 の「實質」賃金推計は、その低落を過大に表
 示しているであろうが、それにしてもそれが

著しく低落了たという事實をまで否定するこ
 とは到底できない。名目賃金が通説以上に上
 昇したという主張も根拠薄弱で、ネフの反論
 は実質賃金の動向にかんしても総じて有効で
 ない。

ハミルトンの主張への実証的批判でもっと
 も有効であったのは、前の節にあげたE・ケ
 リツジの地代統計(図113)である。これ
 によつて、地代が一般物価に著しく遅れたと
 いうハミルトンの主張は根拠を失つた。

理論面からする批判は遙かに盛んである。なかでもI・ハマーストレームとD・フェリクスの批判は代表的なものである。前者にいわせれば、通貨量(M)の増加かもっぱら物価水準(P)にはねかえつた——つまり、取引量(T)にはあまり影響しなかつた——としながら、利潤インフレによる「経済成長」が顕著であつたというハミルトン・テューバは自己矛盾である。⁽⁹⁾フェリクスの批判はより具体的である。すなわち、彼はいう。利潤インフレとは、企業収益の成長に対して賃金として分配される部分の成長が遅れることである。ところが、ハミルトンの算出したものは、実際には農産物価格と都市労働者の賃金の比率でしかない。そこから知りうるものは、賃金の農産物購買力であつて、利潤の大きさではない。工業にとつては、むしろ食糧・原料・燃料価格の上昇に伴うコスト・インフレがあつたのだ、と。⁽¹⁰⁾自説の証明としてフェリクスは、ハミルトンと同じウィーベのデータ

によつて、表1-1(5)を提示する。これをみれば、じじつ工業においては利潤インフレの可能性がほとんどないことが分かる。たとえば、「早期産業革命」の代表的産業のひとつである製紙業でも、そのような可能性は⁽¹¹⁾まずない。いっさい、より新しいベネアリツジラのデータを使つても、ほぼ同様の事実が証明できる。⁽¹²⁾

前節の図1-1(3)でも、工業製品と賃金のあいだには、大きなギャップは存在しない。一五四〇年代ではなく、五〇年代をベースにする

と、両者は逆転さえするのである。

とすれば、労働者の側からみて、実質賃金は農産物の騰貴で明らかに低下したか、工業製品はとくに安価になったわけでもなかったのだし、製造工業の企業家の側でも、いっこうに有利な状況などなかったことになる。価格革命で利益をえた者があつたとすれば、ほかでもないトリーニのいう「勃興するジエントリ」すなわち市場むけ生産に土地を活用した地主・農業企業家がそれにあたるのである。

表 1-(5) a. 物価・賃金対比表(左リクスに於る)
(1451年-1500年:100)

	1521-30	1551-60	1583-92	1613-22	1643-52
物価指数 a	113	132	198	257	331
未加工農産物 b	132	179	262	402	478
工業製品 c	110	116	150	176	217
織雑品 d	93	121	118	130	143
木材及びその製品	87	119	185	259	300
輸入食品 e	151	119	146	124	151
賃金 f	93	88	125	134	175

a; Wiebe の79品目平均 b; 小麦, 大麦, オート, ビース, ビーンズ, モルト, 牛, 豚, 羊, ニワトリ, ガチョウ c; 表5 d; カンパス, 毛織物, シャツ e; 砂糖, キナ, レズン, 胡シヨウ, ナツメグ, 丁香, f; Wiebe の平均値。(全てG. Wiebe, op. cit. SS. 374-7 による。)

b 工業製品価格表(同上)

	1521-30	1551-60	1583-92	1613-22	1643-52
石 灰	91	102	198	267	287
食 塩	162	137	233	267	438
鉄	93	138	100	123	171
白 金	128	138	128	213	265
ス レ ー ト	159	125	260	260	295
ダ イ ル	98	96	137	152	162
紙	88	70	87	137	119
シ ャ ツ 地	101	138	140	155	172
カンパス	92	104	135	129	158
毛 織 物	85	—	80	106	99
平 均	110	116	150	176	217

c 工業製品価格と賃金(バウアリッヂに於る)

品 目	1550's	1560's	1570's	1580'	1600's	1620's
a 白 金	64.8	68.7	63.8	64.2	76.8	100
b 石 灰	—	51.4	59.4	69.6	88.2	100
c 毛 織 物	42.6	60.1	65.2	68.6	96.9	100
d 木 炭	55.3	60.4	71.0	82.8	91.5	100
e キャンドル	52.8	57.6	66.8	70.7	86.1	100
f タイル	66.7	—	79.6	90.6	92.8	100
g 石 炭	—	—	—	91.7	85.0	100
h 鉛	—	77.4	79.3	81.8	87.0	100
i 鉛	—	114.1	113.7	91.5	107.8	100
j 銅	—	58.9	69.2	58.5	69.1	100

賃 金	1552-61	1561-73	1573-80	1580-
クラブ マン	67.5-83.3	83.3	83.3-100	100
レイバラー	1551-80	1580-1626		
	75-100	100		

W. Beveridge & others, Prices and Wages in England, 1939, a-c: Winchester, d: Eton, f. Sandwich, g: Westminster, h-j: Naval Stores, Wages: Phelps-Brown & Hopkins, op. cit. (Economica, Aug. 1955) pp. 205-6.

る。利潤インフレ説への批判としては、さら
に、そのような所得分配の型が支配的であれ
ば、国内需要が減少し、デフレ傾向をもたう
したのであろうというもの、および物価騰貴で
利潤インフレが起こるのは、既投下の資本設
備へ長期の耐久性をもつし、相対的に安価に
なる結果であつて、固定資本比率の低いこの
時代には、そのようなことは起こりえない、
といふいづれも説得力のある二つの見解があ
る。⁽¹³⁾

こうなると、利潤インフレ説はまったく支
持しえないことになるのだが、本堂の問題は
さうにその先にある。ハミルトンにしろ、ネ
フにしろ、その他この論争に参加した多数の
研究者のあいだでは、それ自体必ずしも検証
されていない前提——一六世紀後半が工業発
展期であるという前提——が、暗黙のうち
に共有されてしまつてゐる。このような暗黙の
しかも未検証の前提のうえに立つて、その工
業発展の原因をめぐる論争が展開されてきた

といつてよい。この前提は果たして完全に容認しうるだろうか。

少数のマイナーな産業の成長をとらえて、全国的な経済動向を論じることは、もとより適切でない。この意味では、個々の新工業の絶対的規模がごく小さいことを指摘しなから、⁽¹⁴⁾「早期産業革命」という用語をつくりあげたネフの態度なども、誤解を招きやすいというほかない。じじつ、この時代の伝統的工業、とくに圧倒的地位を占めた毛織物工業に

ついては、決して明るイメージを描くことはできない。ネフの「早期産業革命」を構成した諸産業には、大青や煙草、麻類などの新たな換金作物栽培や探検、植民事業と同じく、毛織物業の不振をカバーする目的で導入されたものが多いのである。⁽¹⁵⁾とりわけ製紙業では、不況下の毛織物業からの転業者が目立つたともいわれる。⁽¹⁶⁾それゆえ、以下、しばらくは中核産業としての毛織物業について、一六世紀後半の状況を検討する。

一般に、この時代の才二次産業では、才一次産業との関連で原・材料に不安はあったが、現状のままのコストでの生産の拡大にはあまり支障がなく、むしろボトル・ネックは需要の側にあった。⁽¹⁷⁾一六世紀におけるイギリス産毛織物の国内市場の動向を直接示す史料は存在しない。唯一の手掛りとなりそうなロンドンのフラックウエル・ホールで徴収された⁽¹⁸⁾ホール税レ台帳も、一六世紀末の数値は不正確といわれる。⁽¹⁸⁾わか国では、渡辺源次郎、村

上英え助両氏の研究があるが、⁽¹⁹⁾渡辺氏の場合にはほとんどア・パリオリに、村上氏の場合は刷毛工程で鋼線が使われるからというので、鋼線一般の生産量推計値をもって、毛織物生産量の順調な成長を仮定し、これに証明済み⁽¹⁹⁾の輸出不振という事実を重ね合わせて、国内市場の拡大を説いている。村上氏の推論は魅惑的ではあるが、それ自体間接的な推計値である鋼線生産量をそのまま刷毛鋼線の消費量とみる点に決定的な無理がある。また、両氏

の推論の共通の前提となつてゐる羊毛生産の
 ための困い込みの進行という推測そのものか、
 一六世紀後半のイギリス経済の實情を無視し
 ているといつてよい。羊毛より穀物の方が庄
 例的に騰貴した世紀後半には、⁽²⁰⁾牧羊業のため
 の困い込みは停止してゐた。すでにみたよう
 な所得分配の型は、人口増加があつたとはい
 え、国内市場の拡大に有利に作用したはずは
 ないのである。

毛織物の国内市場は、一七世紀においても
 輸出以上に成長したとする議論もある。とこ
 ろか、いちおう信頼しうる最初のデータであ
 る一六八八年のG・キング推計から計算する
 と、⁽²¹⁾輸出はおよそ四〇パーセントとなつてい
 る。⁽²²⁾一八世紀初頭については、輸出が三分の
 二を占めたというH・ヒートンの主張もある。⁽²³⁾
 したがつて、逆に推論すれば、一六世紀末に
 は輸出が少なくとも五〇パーセント以上であ
 つたといわざるをえないことになる。毛織物
 需要の趨勢を見極めるには、何よりも外国市

場、つまり輸出の動向をみなければならぬ
というのには、このような事情からである。

貿易統計にかんしてさえ、一六・七世紀は
暗黒時代といつてよいのだが、ただ、いまで
は周知のF・J・フィッツシャアの整理したロ
ンドン港輸出統計が、⁽²³⁾一六世紀の大体の趨勢
を示してくる。この統計はすでに周知のと
ころであるからここには掲げないが、これに
よるかぎり、ヒューリタン革命前の九〇年向
ほじは、旧毛織物輸出が長期停滞を経験して

いたことか明らかである。もちろん、この統
計には地方港の動向が欠落しているし、政府
の規制強化に比例して増えたと思われる密輸
も含まれてはいない。⁽²⁴⁾しかし、一七世紀と違
って新毛織物やスペイン織はまだ成長してい
ないので、旧毛織物にかんするこの統計がい
ギリス毛織物工業全体の傾向を代表している
とみてよい。L・ストーンの言葉を借りれば、
「エリザベス朝時代に貿易が大発展を遂げた
というのには、信じがたい作り話」⁽²⁵⁾にすぎない。

とくに一五五〇年代前半、六四年前後、八六一八七一年、一六〇三年、一六一四―一七一年など、短期不況要因が重なった時点では、社会・経済の混乱は甚しいものがあった。こうして、一六世紀後半は、イギリス工業、とくにその中核をなす毛織物工業にとつては、内需、外需ともに明るい材料の乏しい時代であった。⁽²⁶⁾

他方、あまり問題がなかったとされる生産の側はどうか。羊毛にしても工業原料一般にしても、いずれも製品以上に高騰したことは表1-1(3)や1-1(5)などに明らかである。フェリクスがそこにコスト・インフレをさえ見ていること、上述のとおりである。資本の価格の目やすとなる利率については、ほとんど情報が得られない。法定最高利率が一五四五年から一六二五年まで一〇パーセントのまま固定されていたこと⁽²⁷⁾からすれば、市場利率が急激に低下したとはいえないかもしれない。賃金についても、工業製品価格とのあいだに著しい差がなかったことはすでに

のべた。したかつて、長期的な視点に立つ限
リ、一六世紀後半のイギリス工業は、生産コ
ストの点でも決して有利な方向にはむかつて
いなかつたのである。發展への突破口は、技
術革新以外になかつたであらう。

生産の側には決定的に不都合な条件が生じ
たわけではないにしても、とくに有利な条件
があつたわけでもないという事實は、イギリ
ス工業の国際競争力が際立って強くもなかつ
たことを意味する。ほとんど唯一の輸出産業

であつた毛織物工業⁽²⁸⁾では、一七世紀になると、
国際的にみて低い労賃と割高な資本というそ
の特性を生かして、資本節約的で労働集約的
な革新⁽²⁹⁾が起こる。伝統的な北部ヨーロッパ市
場ではなく、地中海市場を狙つた新毛織物工
業の展開がそれである。資本や労働の状況が
イギリスとは対照的であつたオランダでは、
遂に旧毛織物への転換・集中⁽³⁰⁾が起こつたこと
も知られている。

77
しかし、一六二〇年代の大不況がとうした

転換を決定的にするまでは、イギリス新毛織物工業の展開はなお重要な意味はもっていない。⁽³¹⁾じじつ、従来の国際競争にかんする議論は一七世紀についてしかなされておらず、一六世紀については、国際競争の場が捉えられていない。そもそも、旧毛織物輸出はなぜ停滞したのか。国際競争がその一因であったのだとすれば、競争相手はフランスやグラバントのそれだったのか、イタリアのそれだったのか。あるいはイギリス産毛織物の最終市場であった中欧や東欧の土着工業であったのか。

一七世紀には借金コストの圧力によって衰退したイタリア毛織物工業も、この時代にはむしろ隆盛をきわめていたし、同様に職人の組織的闘争によって借金が大幅に上昇していたといわれるフランスやグラバントの毛織物工業も、一五七〇年代までは依然として繁栄を維持していた。⁽³²⁾この時代の毛織物工業で生産コストを決定した主要な要素といえ、羊

毛価格と労賃であるが、⁽³³⁾後者の点でイギリス
 がこれらの地方より有利な方向にむかっている
 たことは明らかである。羊毛価格については、
 食糧生産と競争してイギリスでそれが急騰し
 たこと以外には、あまり情報を得られない。
 イタリアやフランスで羊毛価格についての
 詳細なデータが得られないとすれば、⁽³⁴⁾結局、
 生産コストからする説明は、労働集約的な新
 毛織物がいギリスにとって有利であった理由
 については説得的だが、一六世紀後半に旧毛
 織物輸出が長期停滞を経験した原因を示して
 はいないことになろう。
 大陸に比べてイギリスの物価上昇が遅れて
 おり、そのことがいギリスの輸出を有利にし
 ていたか、物価の下降傾向も大陸の方で早期
 にあらわれ、価格較差が遂に転ずるのだという
 考え方もある。しかし、このような説明も、
 大陸の物価上昇がなお継続していた一六世紀
 では、有効性が疑わしい。⁽³⁵⁾

旧毛織物輸出の停滞の原因として、もっと

もなく受け容れられているのは、F・J・フ
 イツシャーのそれである。一六世紀末三・四半
 期の輸出不振を通貨の改鑄へ「カレシヤム」の
 改革レシかもたうした為替レートの変化、つ
 まりポンドの切り上げに、才四・四半期のそ
 れを「ロンドン」リアントウエルペン枢軸レ
 崩壊と対スペイン戦争に、それかれ帰さうと
 いうのか、フイツシャーの見解である。⁽³⁶⁾しか
 し、これらの要因はいずれも、短期不況の説
 明としては説得的でも、持続的な影響をもつ
 たとは考えにくいことも事実である。通貨の
 改鑄は、フイツシャーのいう為替レートの変
 化を通じてであれ、J・D・グルドのいうよ
 うに、⁽³⁷⁾むしろ通貨や外国為替制度そのものの
 「混乱」によつてであれ、一五五一年から五
 三年までの深刻な不況の説明にはなろうか、
 それ以後の状況を説明するとは思われない。
 アントウエルペンの陥落も、それで最終消費
 者たるドイツやポーランドや地中海方面の住
 人か、もはや毛織物を需要しなくなつたと考

えるわけにもいかない。
 したかつて、こうした短期的諸要因によつ
 て、イギリス毛織物工業がその最終市場との
 接触を失っていたあいだに、強力な競争相手
 加しいに成長していったという事実こそが重
 視されるべきであろう。つまり、イギリスが
 アントワールペンという最大のチャネルを、
 いわば非経済的事情で喪失し、アムステルダ
 ムとハンブルクにそれを切り換えることに成
 功するまで、一方では、単純なコスト競争で
 は勝ち目のなくなっていたはずのイタリア工
 業も繁栄を続けることかでき、他方では、ド
 イツその他における土着工業、ライデンを中
 心とするオランダ旧毛織物工業などが展開も
 したのである。一七世紀前半、このチャネル
 転換が完了すると、旧毛織物輸出も一時的に
 回復にむかうが、結局、北部ヨーロッパ市場
 ではオランダ、ドイツなどの競争にうち勝
 つことができず、二〇年代の大不況を契機と
 して、新毛織物業や「早期産業革命」を構成

する新たな諸産業——多くは輸入代替的な半
 奢侈品工業であった——への転向を余儀なく
 さしるのである。

註

(1) J. M. Keynes, A Treatise on Money, 1930, pp. 157-58. (長沢惟

恭訳) ケインズ全集 6 冊、東洋経済新報社、一九八〇年、
 一六九頁。))

(2) 近藤仁之、上掲論文(7) 価格革命とスバイ
 ン(1)、二八〇頁。

(3) E. J. Hamilton, op. cit. (Economica, IX, 1929), pp. 351-52.

(4) 才ニ章註(8) 参照。ハミルトンは次のような
 モデルを設定している。一五〇〇年に二〇
 万ポンドの生産を行う企業が、賃金に四万、
 原・材料、設備に四万、地代に一万ポンド
 を要したと仮定する。利潤率一パーセン
 トというわけである。そこで物価が一五〇
 パーセント上昇すると、生産額は二五万ポ
 ンドとなる。賃金は僅かに上昇で五万、地

代と原・材料、設備は一般物価と同じ上昇率とする。一・二・五万ポンドとなるから、期末の利潤は七・五万ポンド。率に~~対して~~対して三パーセントとなる。E. J. Hamilton, op. cit. (Prices as a Factor), p. 335.

(5) *ibid.*, pp. 338-39 and 348.

(6) J. U. ネフ、宮本又次他訳『工業文明と現代世界』(未来社、一九六三年)一三五頁。

(7) 同書、一三六一三七頁。

(8) E. J. Hamilton, op. cit. (Prices as a Factor), p. 334.

(9) I. Hammarström, op. cit., p. 127.

(10) D. Felix, 'Profit Inflation and International Growth', Quart. Journ. of Econ., vol. LXX, 1956, 441-63.

(11) 表 1 - (5) a. b 参照。

(12) 表 1 - (5) c 参照。

(13) J. D. Gould, op. cit. (Price Revolution), pp. 262 and 264.

(14) J. U. Nef, Cultural Foundation of Industrial Civilization, 1960, pp. 36-38.

(15) J. Thirsk, 'Projects for Gentlemen, Jobs for the Poor: Mutual Aid in the Vale of Tewkesbury, 1600-1630', in P. McGrath and J. Cannon,

Essays in Bristol and Gloucestershire History, 1976, pp. 147-69.
毛織物業の内部でも、たとえば「スペイン織」の導入は明らかに不況対策であった。

Ibid., p. 161; F. Moir, 'Benedict Webb, clothier', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. X, 1957, p. 257. 煙草については J. Thirsk, 'New Crops and their Diffusion: Tobacco-Growing in Seventeenth-Century England', in C. W. Chalklin and M. A. Havinden, eds., *Rural Change and Urban Growth 1500-1800*, 1974, pp. 76-103.

(16) D. C. Coleman, *op. cit.* (Industrial Growth), pp. 4-5.

(17) F. J. Fisher, *op. cit.* (Tawney's Century), p. 6.

(18) D. W. Jones, 'The "Hallage" Receipts of the London Cloth Markets, 1562-c. 1720', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. XXV, no. 4, 1972, p. 580.

(19) 渡辺源次郎「近世前期におけるイギリス重商主義」(『社会経済史大系』V、一九五九年)才三章。村上英え助「十七・八世紀イギリスの毛織物生産量に関する研究」

(『歴史学研究』二六七号、一九六二年。) (20) 上掲表 1-3) 参照。

(21) P. Deane, 'The Output of the British Woollen Industry in the Eighteenth Century', *Journ. of Econ. Hist.*, vol. XVII, 1957, p. 209.

(22) H. Heaton, The Yorkshire Woollen Industry in the Eighteenth Century, 2nd ed., 1965, p. 150. 一六二三年の不況時でも、ヨークミア産ハ○○クロスのカージーのうち○○○○クロスは輸出されたともいう。

(23) F. J. Fisher, op. cit. (Commercial Trends), Econ. Hist. Rev., vol. X, 1940; id., 'London's Export Trade in the Early Seventeenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. III, 1950; B. E. Supple, Commercial Crises and Change in England, 1600-1642, 1959, Appendices.

(24) G. D. Ramsay, 'The Smugglers' Trade: An Aspect of the English Commercial Development', T. R. H. S., 5th ser. vol. 2, 1952, pp. 131-55.

(25) L. Stone, 'Elizabethan Overseas Trade', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. II, 1949, p. 50.

(26) H. Heaton, op. cit., ch. II & V; G. D. Ramsay, The Wiltshire Woollen Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, 2nd ed., 1965. いにも一六世紀後半にこの産業が著しく発展したという記述はない。

(27) 37 Henry VIII, c. 9; 21 Jac. I, c. 17.

(28) も織物輸出の大不況の年であった一五六五年のロンドン港へ全国の八割程度の貿易を握っているへの輸出は、毛織物が七八%。

羊毛六・三%などとなっており、好況時には毛織物が八五%を越えたといわれる。Stone, op.cit., p.37.

(29) Cf. B. E. Supple, op. cit., p.157. ウィットシアの例について、ハド重量ポンドの羊毛と一四人の労働で生産する旧毛織物は一三ポンド、同量の羊毛と四〇一五〇人の労働を用いてつくる新毛織物は二七一八ポンドに売れたという。

(30) C. H. Wilson, 'The International Competition in Europe of the Seventeenth Century', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. XIII, 1960.

(31) *ibid.*, p.214. ライデンがイギリス産新毛織物の競争を意識しはじめるのは一七世紀中頃からである。なお 'Two Documents concerning the New Draperies',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. IV, 1952, pp.353-58 をも参照。
(32) R. Romano, 'A Florence au XVII^e Siècle: Industries textiles et Conjoncture', *Annales: E.S.C.*, t. XII, 1957, pp.31-32; C. M. Cipolla, 'The Decline of Italy', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. V, 1952, p.181.

(33) van der Wee, op. cit, vol. II, pp.434 and 386-87.

(34) ウェー、ポステュムスらの統計史料集には

見当らない。

(35) 毛織物価格の動向は左のようである。

	1550's	1560's	1570's	1580's	1590's	1600's	1610's	1620's
a. テント	62.8	81.7	100	146.9	160.1	-	-	-
b. スチール	59.0	80.6	100	-	-	-	-	-
c. フェルト	65.3	92.2	100	105.2	114.9	148.6	153.4	153.4
d. ミニ	-	-	100	101.9	108.0	133.0	137.8	138.3

a: H. van der Wee, *op. cit.*, vol. I, p. 272. b: N. W. Posthumus, *op. cit.*, vol 2, 1964, pp. 50-51. c, d: W. Beveridge & others, *op. cit.*, pp. 87-9, 193-4.

(36) F. J. Fisher, *op. cit.*, (Commercial Trends), pp. 157 and 160. 4

掲邦訳、六三一六頁。

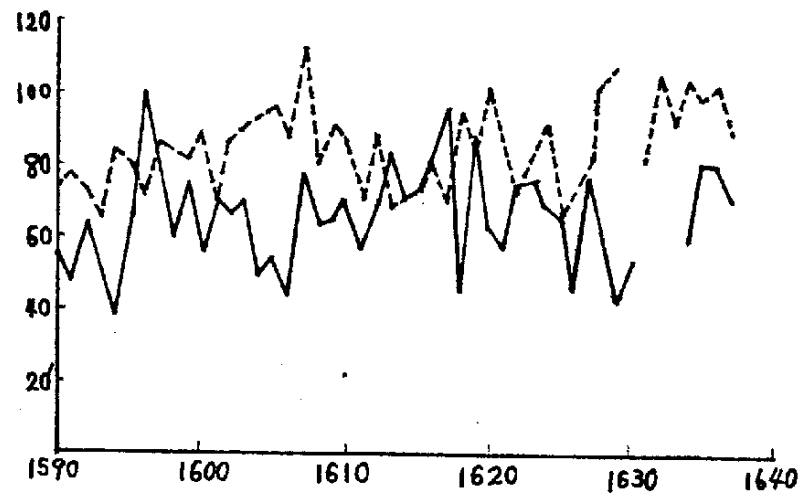
(37) J. D. Gould, *op. cit.*, (Great Debasement), pp. 140-41.

五 人口増加による生態学的危機
 一六世紀のイギリスでは、人口が激増した。
 人口の増加はそれに対応する食糧の増産を必
 要としたし、増加した人口に雇傭を与える必
 要も生じた。しかし、工業用の原・材料、燃
 料として鉄と石炭がなお本格的には使用され
 ていなかった。当時の経済にあつては、食糧は
 もとより、羊毛のような原・材料、動力源と
 しての馬などかこごとく農業に依存してお
 り、造船や建築の基礎資材でさえ木材であつ
 たから、結局、経済の規模は、狭いイギリス
 の国土かきみ出す植物性生産物にその天井を
 画されてもいた。激しい人口増加はやかてこ
 の天井に近づき、第一次産業とのバランスを
 崩すことになる。^(全)羊毛価格が毛織物価格より
 高騰し、その羊毛以上に小麦が高騰した事実
 が、この事情を物語つている。^(全)
 人口圧に起因するこのような危機は、全国
 的には深刻な貿易不振の重びつた一六二〇年
 代初頭に明らかになるが、辺境地域では、す

びに早くからその地候がみえてもいた。ウオ
 リンクシアのアーデンの森、スコットランド
 と^の国境に位置するカンブリアへカンバーラン
 ド、ウエストモอร์แลนด์、ランカシアなど
 にその傾向が認められる。これまで利用して
 きた物産史のデータが、ほとんどロンドンを
 中心とする南イングランド、つまり経済活動
 の中核地域のそれであつたから、以下しぼら
 く辺境地域の状況を見ておく。

アーデンの森の五つの教区では、一五七〇
 年から一六五〇年までのあいだに、二二五〇
 人から三四〇〇人へ、およそ五〇パーセント
 もの人口増加があつた。⁽³⁾とりわけ一六〇〇年
 までの期間には、洗礼数の埋葬数を四五パー
 セントも上回り、自然増加の激しさを示す。
 そのうえ、教区簿冊には新しい姓が大量に現
 れ、外部からの流入者も多かつたことを想
 像させる。ところから一六一〇年代、より嚴
 密にいえば一三三年から一九年までの期間には、
 人口動態に顕著な変化が起る。洗礼数は埋

図 1-(5) アーデンの森の人口動態(4教区)



—— 埋葬件数
---- 受胎件数(死産を除く)

V. Skipp, Crisis and Development, 1978, p. 38.

葬数を下回り、六パーセントの自然減となる
 うえ、新しい姓もほとんど出現しない。それ
 どころか、これまでであった姓で見当らなくな
 るものもあり、人口の他地域への流出が推定
 される。つまり、一六一〇年代に至って、人
 口は減少に転じてしまっている。⁽⁴⁾

このような逆転はなぜ生じたのか。死亡率
 も確かに上昇しているのだが、出生数も低下
 しているので、疫病が原因とは考えにくい。⁽⁵⁾
 疫病で多数の死者が出たのだとすれば、出生

率が低下することはないと、人口学
 上の常識だからである。出生率——というよ
 り妊娠率——が決定的に低下するのは、食糧
 危機に伴う栄養失調のもっともよく知られた
 特徴なのである。

食糧危機や栄養失調が慢延していた証拠は
 ほかにもある。五つの教区の住民を土地保有
 階層と小尾位農など、土地を保有せず、食糧
 を買わなければならなかった階層とに分類し
 てみると、一六一〇年代に出産や結婚の件数

が著しく低下したのは、後者であることが分
 かる。しかも、この土地をもたない階層の洗
 礼数は、とりわけ収穫前の三カ月間に目立っ
 て低下する。当初激増した幼児死亡かや加て、
 減つてゆくのは、土地をもたない階層の妊娠
 率が下つたためと思われる。全体に妊娠・出
 生率が回復してくる一〇年代末一八・一九
 年一に、死産や早産かふえた。

このような事實は、医学的観点からする人
 口史研究者として著名なT・マキオウソンの、
 飢饉にかんする人口モデルにきわめて適合的
 である。このモデルによれば、食糧危機が起
 こるとまず幼児死亡かふえるか、出生数はあ
 まり変化しない。しかし、栄養不足かさらに
 すすむと妊娠率が低下し、子供は生まれなく
 なる。アーデンの森の一六一五年から一七年
 までの状況は、まさにこのとおりであつた。
 食糧事情が回復すると妊娠件数も回復してく
 るか、なお栄養状態が十分でないので、死産
 や早産かふえる。一八・一九年の状況がこれ

にあたる。

ところで、このような食糧危機はなぜ起こ
ったのだろうか。一六一〇年代は、全国的に
みれば、とくに作況の悪かった時期ではない。
この地方にだけ特殊な気候条件などかみられ
たという証拠もない。つまり、平均的な収穫
があっても食糧が不足したということであり、
人口増加が食糧生産の天井にぶつかったとい
うわけだ。じつさい、この地方では一六世紀
末の三〇年間に、一六〇ないし二〇〇戸の新
家族が出現しているが、そのほとんどは法律
が認められた自給可能な最低水準の保有地——四
エーカー——をも得られず、共有地に定住し
た人びとであった。⁽¹⁰⁾ 危機は、まさしくマルサ
ス型のそれだったのである。

危機への対応には、人口の自然減と他地域
への流出という消極的なものと、農業改良や
雇傭の増進のような積極的なものとがみられ
た。一六一〇年から一五五年までに洗礼を受け
た二〇〇人のうち、二九才までに五九人が死

亡し、五四人が両親とともに転出、三八人は
 単身で転出した。生きて同地に留まったのは、
 結局四人に一人でしかなかっただのである。⁽¹¹⁾家
 族ぐるみの転出者の多くが、世紀の交に転入
 してきた貧民であつたことも、容易に想像で
 きる。時代の特徴となつた国内を転々とする
 下層貧民の姿⁽¹²⁾がここにある。

牧草地の一部を耕地として数年交代で穀作
 をおこなう「穀草式農法」の採用や圃い込み、
 畝土による土壌改良など、農業改良がすすめ
 られたのは危機への積極的対応であつたとい
 えよう。貧民のためのオート麦や大麦のよう
 な春播き穀物の作付面積の拡大、生産増加も
 認められる。⁽¹³⁾穀草式農法の導入によつて、耕
 作のための臨時労働がふえ、とくに換金作物
 である亜麻の栽培が始まると、労働需要が一
 段と高まつた。こうして、一六二五年から四
 九年までのあいだには、ふたたび六ニパーセ
 ントもの人口増加が起り、農家の部屋数や
 財産目録にみる家具類も増えていっただ。⁽¹⁴⁾生態

学的な天井は、明らかに引き上げられたのである。

カンバールランドとウエストモールランドの状況も、これによく似ていた。この地方では、一五八七年から八八年にかけて、一五九七年から翌年にかけて、さらに一六二三年の三度にわたって飢饉が発生した。多雨で気候条件の悪いこの地方でも、一五六三年から一六〇三年までの期間には四三パーセント程度の人口増加があったが、そこから一六四一年までのあいだには九パーセントの減少を経験する。(15)

一六〇三年というのは、たまたまデータの得られる年であるにすぎないので、本学の人口変動の転換点はもう少ししろにあった、とも推測される。一七世紀前半までのこの地方には、のちのホワイトハウスのような都市は皆無で、人口増加というのも、ほとんどが農村で起こったものである。農耕は原始的で、高地では牛、低地では羊が飼育された。牛はロンドン方面にまで売られたし、羊毛はパナ

イン山脈を越えてヨークシアにもたらされた。加、全体に他地域との交易は限られていた。飢饉が続発しても南方へ転出する者が少なく、過剰人口のほとんどが共有地である森林地帯に定住したのは、このためである。じじつ、最大の森林地帯であったインガルウッドでは、一五七八年に一七八件しかみられなかった開墾地が、一六一九年には六〇二戸の住宅を含む七五七件に激増している。⁽¹⁵⁾

スコットランドとの国境に位置する関係で、歴代のイギリス王はこの地の農民に国境防衛の責任を分担させ、そのかわり彼らの権利を保護するといふ、いわば一種の屯田兵的な政策をすすめてきたが、一六〇三年、スコットランド王ジェームズがイギリス王位を兼ねるとこの政策は意味を失い、借地農保護政策も放棄される。他地域から相対的に隔絶され、鉱・工業や商業も発達していないこの地域では、こうなると人口増加の圧力は一時金を含む地代の急騰を結果した。⁽¹⁶⁾ これが飢饉の

背景である。

とはいえ、上述の三つの危機が飢饉であつたことは、いさぐさ証明できるのか。確かにこれら⁽¹⁸⁾の時期には、いづれも平時の数倍の死亡数が確認できるのだが、それは飢饉のためだつたのか、疫病のためだつたのか。もちろん、飢饉による栄養不良が人の抵抗力を弱め、浮浪者がふえて病原菌をまき散らすといふこともあり、飢饉と疫病は併存することも多かつたのだが、一六世紀後半には、両者はかなり明瞭に区別できるようになつてきたことも事実である。⁽¹⁹⁾

P・ラズレットの判定基準などに照らしてみれば、この三つの危機は明らかに飢饉が根本原因となつていた。たとえば、疫病が基本要因であつたとすれば、このような高死亡率をもたうすのは腺ペストしかありえない。しかし、死亡数が冬期に激増し、広範な農村部にひろかつていることからすれば、夏の、それも都市の疫病である腺ペストの可能性はあ

リえない。逆に、積極的に飢饉の存在を示唆
 する材料も多い。すなわち、穀物の急騰し、
 羊毛価格が低迷するなど、エンゲル係数の極
 度の上昇が推定されること、栄養不良を示す
 妊娠率の低下が認められること、餓死の記録
 も散見されることなどがそれである。一六二
 三年の場合、スコットランド、ランカシア、
 ヨークシアのウエストライディングなどでも
 飢饉が確認されており、⁽²⁰⁾ブリテン島の北部一
 帯に飢饉がひろがっていたものと推定される。

しかし、この折にも、かねて領主が共有地へ
 の貧民の定植や慣習保有地の分割相続による
 細分化を禁止していた地域——したかつて、
 人口増加が抑制されていた地域——は、⁽²¹⁾飢饉
 をまぬがれていたことが判明している。人口
 増加が飢饉の前提となっていた証拠である。
 一六二三年を最後として、カンブリア地方
 にも飢饉はなくなる。⁽²²⁾ロウザー家の主導のも
 とに石炭業が発達し、ホワイトヘヴン、ケン
 タルなどの都市が成長したこと、アイルラン

ド、スコットランド、新世界などをイングラ
ンド南部と結ぶ貿易が発達したことなどが決
定的であった。これらの変化が雇傭をふやし、
この地域の相対的孤立状況を解消したからで
ある。その結果、人口はふたたび増加しはじ
め、三度の飢饉より前の一五六三年に比べて、
名誉革命の年にはカンバーランドで五〇パー
セントの増加が認められ、ウエストモラン
ドでも僅かな減少にとどまることになる。⁽²³⁾

以上、食糧生産と人口の均衡の危機を示唆
する二つの事例を紹介した。ロンドンをはじめ
めとする南部イングランド、とりわけ大都市
では、これほど深刻な食糧⁽²⁴⁾生態学的危機は
生じなかつたが、物価統計が示唆している方
向は、ここでもまったく同じであったといえ
よう。

註

E.A. Wrigley, 'The Supply of Raw Materials in the Industrial Revo-

(註文書店原稿用紙)

lution', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XV, 1962, pp. 1-16.

(2) 上掲表 1- (3) .

(3) V. Skipp, Crisis and Development: An ecological case study of the forest of Arden 1570-1674, 1978, p. 9.

(4) ibid., pp. 18-20.

(5) ibid., p. 20.

(6) ibid., pp. 26-28.

(7) ibid., p. 35.

(8) P. McKeown, The Modern Rise of Population, 1976, pp. 23-24.

(9) 一五九〇年代・一六〇〇年代・一六一〇年

代・二〇年代の各一〇年間で最高の穀物価格をとると、エクセターとイートンでは左のようになる。

	Exeter		Eton	
1590s	1596年	62.94s/qr.	1596年	51.59s/qr.
1600s	1608	45.58	1608	49.91
1610s	1618	37.31	1617	39.49
1620s	1622	43.10	1622	52.11

B. R. Mitchell, ed., Abstract of British Historical Statistics, 1962, p. 486.

(10) 田エーカ一以下の小屋住みを不法とした一

五八九年の法令については、J. Thirsk ed., The Agrarian

History of England and Wales, vol. IV, 1500-1640, 1967, pp. 227-28.

完全な自然には一〇—一五エーカーが必要

であった。 Skipp. op. cit., pp.41 and 54.

(三) ibid., pp.39-40.

(二) P.Clark, 'The Migrant in Kentish Towns 1580-1640', P.Clark & P.Slack eds., Crisis and Order in English Towns 1500-1700, 1972, pp.117-63.

(三) Skipp, op.cit., p.48.

(七) ibid., pp.62-63.

(五) A.B.Appleby, Famine in Tudor and Stuart England, 1978, p.14.

(六) ibid., p.34.

(七) ibid., p.78.

(八) P.Slack, 'Mortality Crises and Epidemic Disease in England 1485-1610', in C.Webster, ed., Health, Medicine and Mortality in the Sixteenth Century, 1979, p.56.

(九) P.Laslett, op.cit., p.113.

(二〇) C.D.Rogers, The Lancashire Population Crisis of 1623, 1975, pp.26-27; Appleby, op.cit., p.146.

(二一) ibid., p.150-51.

(二二) ibid., p.155.

(二三) 一七世紀後半以後のカンブリア農民の生活

改善については J.D.Marshall, 'Agrarian Wealth and

101

六 一六世紀型成長とその破産

経済成長という言葉は、それが量的な側面に限って用いられている場合でも、二つの意味を含んでいる。ひとつは「一人当りの生産高」とか「平均所得」といった指標の成長のことであり、いまひとつは「総生産量」とか「国民所得」とかいった指標の成長のことである。前者を平均量指標、後者を総量指標とかりに名付けるとすれば、経済成長のほんらいの指標は前者、つまり総量を人口で除いた平均値でなければならぬ。というのは、この二つの指標はいつも同じ方向に動くとは限らないからである。たとえば、平均量指標によるみざり、産業革命の初期、すなわち一八世紀の第三・四半期は停滞の時代とされるが、この時期に全体としての経済活動が停滞したと考えるわけにはいかない。

本章が対象とした一六世紀後半、一七世紀初頭のイギリス経者も、総量指標の上昇と平均量指標の停滞によって特徴づけられた。表

表1-(6) リンカンシア 個人財産 (指数)

年	1540	1572	1605	1635	1669	1690	1725
物価	100	171	251	291	324	319	—
資産	100	105	154	184	304	493	500
<hr/>							
<u>部屋数</u>							
3以下	19	50	44	34	36	29	16
4~6	10	9	18	31	29	27	40
7以上	2	1	6	8	16	22	22

M.W.Barley, 'Farmhouses and Cottages 1550-1725', Econ.Hist.Rev., 2nd ser. vol.VII, 1954, p.294.

1-1(6)は、リンカンシアにおける遺言証書を
 もとに作成した個人資産統計である。遺言証
 書を残す階層には片寄りがあるか、ほとんど
 あらゆる社会層がいちおうは含まれてもいる。
 リンカンシアのデータが全国の動向を代表し
 ているとも断言できないし、対比のために掲
 げた物価指数は南部イングラランドのものでし
 かない。しかし、住宅の部屋数にかんする統
 計をも併せて検討すれば、少なくともリンカ
 ンシアでは一六世紀と一七世紀初頭には個人
 の富はほとんどふえず、王政復古後にそれが
 急速に成長したことが分かう。(1)
 全国的な趨
 勢を検討したフィッツチャームも、ほぼこのとお
 りの印象を得たようである。(2)

一六世紀後半、一七世紀初頭のこうした経
 済成長のパターンを好況とよぶか不況とよぶか
 は、ここでは問題でない。ただ、重要なこと
 は、経済活動の量的な増加が人口増加に吸収
 されてしまうというこの型の成長は、やがて
 停止し、転型せざるをえなかつたということ

である。人口増加、なかでもロンドンの成長に代表される都市人口の増大は、⁽³⁾食糧の騰貴や実質賃金の低下を招き、国内市場の拡大を妨げる。輸出産業である毛織物業は、こうして低賃金の利点をもつものの、土地利用上食糧の生産と競合した羊毛価格の急騰に直面する事になった。そのうえ、たとえイギリスも織物業が低コストの利点を維持していたとしても、輸出市場は国内市場より遙かに不安定で、純粋に生産コストの差が帰趨を決定するといふわけのものでもなかつた。こうして、一六世紀後半を通じて輸出不振にあえいだ毛織物業は、一六二〇年代に至つてカクストロフイをむかえる。

国土の面積がほぼ一定で、農業の生産性を飛躍的に高める技術革新もなく、貿易も停滞的であつたなかで、激しい人口増加が起つたこと、これが危機の根本原因であつた。とすれば、総量指標の上昇をもたらすような積極的な対応は、国土の拡大、つまり植民地の

形成、新たな貿易の開拓、農業改良、工業用
 の原料や燃料の転換——国内産羊毛から植民
 地棉花へ、木材から鉄へ、木炭から石炭へ等
 々——などの形態をとるはずであった。一七
 世紀後半、一八世紀前半のイギリスは、まさ
 しくこのような課題を達成することで、工業
 化の前提条件を整えてゆくのである。
 しかし、危機にはより消極的な対応もなさ
 れた。人口増加率の低下かそれである。現在
 の低出生率と工業化直前の西欧諸国とを対比
 すると、後者では生活水準の向上か人間行動
 の目標として高い位置を占めており、その結
 果、前者にみられるような盲目的な高出生率
 は認められないといわれる。いずれの社会も
 高い人口増加率が特徴とはなっているが、前
 者では高い出生率と高い死亡率を維持し、後
 者では生活水準を考慮した出産制限のゆえに、
 相対的には低い出生率と高い生存率が原因に
 なっていた。このことは、工業化直前のヨ
 ロッパでは、幼児死亡による経済的口入が少

なかつたことを意味する。したがつて工業化直前のヨーロッパ—たとえば一七五〇年ごろのイギリス—は、現在の低開発国とは比較にならないほど高い平均所得をもつていた。ことは、いまでは常識の部類に属する。(4)

ところで、工業化の初期段階では労働者の生活水準が多少とも低下することか必然だとする見解がある。これには強い異論もあること周知のとおりであるか、この見解を認めれば、工業化の開始にはある程度以上の生活水準

が達成されていなければならぬことになる。しかも、たとえこの見解を拒否するとしても、国内市場の規模などの点からみて、同じことかといえるだろう。このような議論を、工業化前二世紀余のイギリス史の現実にあてはめると、どうなるか。一六世紀型の成長は、シエントリ層を勃興はさせたが、庶民の生活水準をむしろ引き下げ、工業化の基盤としては低すぎるものにした。工業化が成功するためには、一七世紀後半と一八世紀前半にかけ

る平均量指標の着実な上昇の時代——人口増
加率の低下、産業の複数化、商業革命と植民
地帝国の形成、農業改良などによる——、つ
まり「人口圧消滅後の平均所得の向上期」を
通過することか不可欠であった。一段高い地
点から出発した一八世紀後半の、一六世紀に
類似した成長のパターンは、工業化を結実させ
ることかできたのである。

「一七世紀の全般的危機」は、イギリスに
限っていえば、一六二〇年から六〇年までの
あいだに顕現し、一六世紀型成長から一七
世紀型のそれへの転換をもたらした、とい
えよう。

註

(一) J. D. Marshall, *op. cit.*, p. 516.

(二) F. J. Fisher, *op. cit.* (Dark Ages), p. 16.

(三) R. Finley, *op. cit.*, pp. 51 & 60.

(四) J. T. Krause, 'Some Neglected Factors in the English Industrial Re-

volution', Journ. of Econ. Hist., vol. XIX, 1959.

第二章

「全般の危機」とイギリス

— 一六二〇年から四〇年まで —

「このやうな証拠のたとえ一部でも頼りになるとしたら、われわれが一七世紀の『全般的危機』について語るのも当然である。もっともその特徴のひとつは、『ブルジョア革命を経験した諸国家が相対的にこの危機を免れたことにあるが。……危機は一六二〇年頃から……始まったらしい。……一六四〇年から一六七〇年代のあいだに……危機がそのもっとも鋭い局面を迎えたことはたしかである。それ以降の証拠は矛盾している。おそらく復興の徴候の方が、(明らかに)海洋国家だけではなく他の国においても、危機の徴候を圧倒している。』⁽¹⁾「イギリスの人口増加は……事実上一六三〇年以後は止まってしまったらしい。』⁽¹⁾「ジエイムズ一世時代を専門にする人たちは、危機を促進したのかといった何であったか、アメリカ産の銀の減少なのか、バルト海市場の崩壊なのか、他の何らかの考えられる要因なのか、結論をつけねばならない。」⁽¹⁾

一 問題の所在

一六世紀を通じて拡大を続けたヨーロッパ経済は、一六二〇年代初頭以来、深刻な危機を経験した。その危機は、具体的には人口成長の停止、バルト海貿易や新世界、アジアと

の貿易を中心とする交易の全般的沈滞、新世
 界銀の流入量の低下に基^二づくと思われる物価
 の下落などに見出される。こうした経済危機
 は、ヨーロッパ全体としては一七二〇年頃ま
 で続き、その間に上部構造たる政治体制の危
 機をさえ続発させる。イギリスのピューリタ
 ン革命やフランスのフロンドの乱はその好例
 である。これが一九五四年にE・J・ホブ
 ズボウムが打ち出した「一七世紀ヨーロッパ
 経済の全般的危機」論の骨子である。彼はま

た、この危機の本質を封建的生産関係の枠内
 で生じた一六世紀の経済成長、つまり生産力
 の上昇のために、生産力と生産関係のあいだ
 に矛盾が生じたものと規定していることも、
 周知のところであろう。この危機に対して、
 ひとりイギリスのみか「ブルジョワ革命」と
 いう、いわば「正しい」対応をしたのだとい
 う彼の主張も、そこから生まれる。

論争の他方の半時者となったH・R・トレ
 カパーロパーの理解は、全体としてルネサ

ンス的・奢侈的な宮廷、ないし中央政府と地方の關係の緊張こそが、危機の根本原因だとするものである。絶対王政の宮廷はおしなべて浪費的なルネサンスの雰囲気に含まれており、その浪費を継続するために課された租税こそが、宮廷と地方との關係緊張の基本要素であった、というのである。したがって彼にとつては、革命の勃発したイギリスだけが、「危機」への対応に失敗したことになるのであった。

しかし、両者の議論はこのようにすれ違つてばかりいるわけでもない。少くとも一六二〇年以後のヨーロッパに危機が存在したことについては、両者の見解は一致しているといえるし、両者ともそれがイギリスにも実在したと考えているらしいことも、それぞれの論旨からして必然的に結論しうることである。トイングランドでは決定的な前進がみられたし、などともいうホブズボウムの主張には、いく分不透明な部分もあるが、革命が「危機」へ

の対応であつたという以上、革命前のイギリスは「危機」でなければならぬ。じじつ、そのように読み取れる言及も数多く認められる。それゆえ、危機論争の両当事者が、一六二〇年から四〇年までのイギリスには「危機」が実在したと考へてゐることは確定であらう。革命期や王政復古時代のイギリスはどうだったのかという問題は、名譽革命をどのように評価するかという問題とともに、いささか判然としていない。とりわけイギリス王室の「危機」への対応の失敗を説くトレカパーローパーにとつて、王政復古や名譽革命はどういう意味をもつのか、いづこに明瞭でない。このような論争の現況にてらして、ここには第一に、両者が等しく措定してゐるようみえる「危機」が、一六二〇年から四〇年までのイギリスに実在したと言いつるか否かを、可能な限り具体的な「予」を呈示しつつ検討する。ただし、議論は経済の次元に限られるから、主として引き合ひに出されるのは「ボブ」

ズボウムの危機論ということになる。本章の
オニの課題は、かりに何らかの形の危機が実
在したとすれば、イギリスがいち早くその危
機を脱することかできたのはなぜかという向
題に、いちおうの説明を準備することである。

註

(1) E. J. Hobsbawm, 'General Crisis of the European Economy in the 17th Century', Past & Present, no. 5 & 6 reprinted in F. Ashton, ed.,

Crisis in Europe 1560-1660, 1965, pp. 7-8, 13, 27 (今井宏訳)

『十七世紀危機論争』、創文社、一九七五
年、六、一、二七頁)。以下、原文の引
用はアストンの版による。

(2) ホブズボウムは「生産の危機」を唱えては
いるが、その証拠はほとんどあげていない。

cf. ibid., p. 9 (邦訳、七一八頁)。

(3) 危機論の分類については、cf. N. Steensgaard, 'The
Seventeenth-Century Crisis', G. Parker and L. M. Smith, eds., The
General Crisis of the Seventeenth Century, 1978, pp. 26-56.

ニ 危機は実在したか——人口と物価
 ホブズハウムが最初に危機論を提唱したと
 き、その証明ないしその原因としてあげた指
 標は、人口、物価、貿易などの停滞、低下で
 あったこと、上述のとおりである。——にかっ
 てここではまず、人口と物価について検討を
 加えたい。

この時代が統計データの極端に少ない、H・
 ヒートンのいう「暗黒時代」⁽¹⁾であってみれば、
 人口史にかんする統計などというものも、ほ

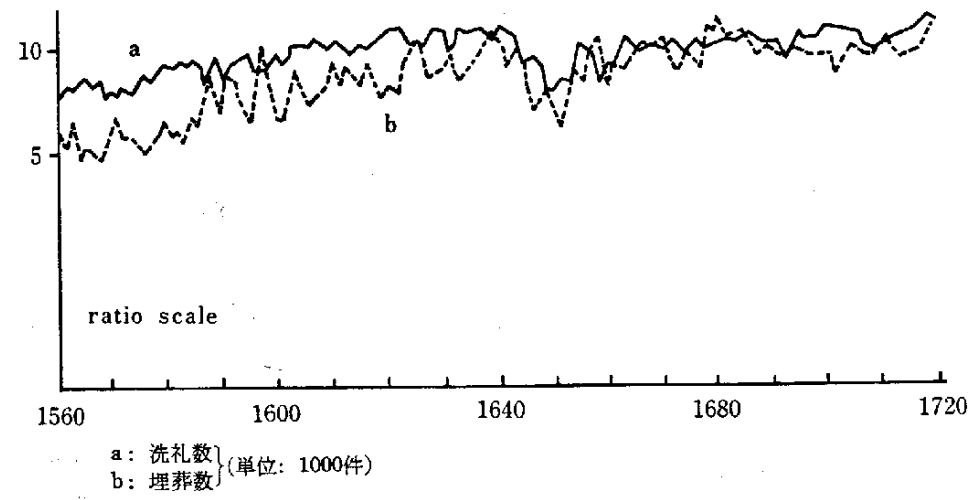
とんど得られないのは当然である。しかし、
 いわゆる「人口および社会構成の歴史にかん
 するケンブリッジ・グループ」による「教区簿
 冊」などの研究が進展したお蔭で、いまではこ
 の点についていくらか明確な議論ができる。

「教区簿冊」を利用した「家族復元」の方法が⁽²⁾
 イギリスに適用された最初の例としてセンセ
 イションをまき起したE・A・リガリの、
 デウオンシア・コリトン教区にかんするデー
 タを⁽³⁾みると、同教区ではほぼ一五六〇年から

一六四〇年までは、若干の例外的な年を除いて、つねに洗礼数が埋葬数を上回っており、一六六〇年から一七四〇年までの期間とは正反対の傾向を示している。洗礼数と埋葬数の逆転は、厳密にいうと一六四五年一月から翌四六年一月までの一年間に起こったこと(5)とリグりはいう。つまり、ここでは一六二〇年の前後には何う目立ったトレンドの転換はない。一六二〇年から四〇年までの期間は、一五九〇年代に始まる洗礼数の増加と、一六〇〇年代後半に始まる埋葬数の増加の延長上にあるにすぎない。このコリトンのケースをエセックスのターリングとレスターシアのボツフォードのデータと比較したレウインによっても、同じことか見える。ターリングとボツフォードでは非常に様子が違っているけれども、どちらにおいても一六二〇年前後に長期趨勢の転換点を求めることはできない。(6) 激しい人口流入によって「怪物」都市となりつつあったロンドンでも、二〇年代の前半にこそ

人口減少の可能性が指摘できるものの、それも後半にはたちまち激増に転じている。もっとも、このような散発的なデータだけでは、イギリス全体の動向について何ほどの証明になるわけでもない。それゆえ、全国に散在する四〇四教区のマテリアルを集計した図11(4)（前章）を検討しよう。図21(1)は図11(4)の部を拡大したもののへただし最後に加えられた四教区分のデータ欠落である。これによる限り、結論はコリトンのそれから得られるものと大差がない。⁽⁴⁾ 確かに一五六〇年から九〇年までや一六〇〇年から二〇年までに比べると、問題の一六二〇年から四〇年までは埋葬数が洗礼数に接近している年が多いが、同様の傾向は一五九〇年代にも認められるし、二つの数値がほぼ一致してしまう傾向は、一六六〇年代以降にこそ顕著とすべきであろう。ちなみに、一六四〇年から六〇年にかけて全体の数値が低いのは、革命による国教会の混乱が聖職者の記憶を妨げたためと思われ

図 2-1) 全国400教区の洗礼と埋葬



る。

もとよりここで扱われているデータは、教
区数でいっても全体の四、五パーセントにす
ぎず、それも比較的变化の少ない、人口規模
の小さい教区に偏っている事実も否定しえな
い。また、それは国教会派にのみかわるも
のであるし、洗礼数は決して出生数そのもの
ではない。埋葬数にしたところで、死亡数と
まったく一致するとはいえないかも知れない。
教区の聖職者による記帳の精度に振幅があり

うる、という根本問題も残っている。しかし、
これらの問題をすべて考慮に入れたとしても、
現在のところこれが最良のデータであること
に変わりはない。

したがって、一六二〇年から四〇年までの
イギリスでは、全体として出生数が死亡数を
上回り、一五六〇年から九〇年に至る期間ほ
ど激しくはなかったかも知れないが、なお相
当の人口増加を経験した、というべきであろ
う。人口史上のトレン드의転換点は、革命の

二〇年直のうちにあるのだ。
 つぎに、物価はどうか。物価史の研究動向
 などについては第一章で論じたので、ここで
 はそのなかでも依然としてもっとも有効と思
 われる図1(2)を中心に論をすすめる。フェ
 ルプラス・ブラウント・S・ホフキンスが作成し
 たこの指標は、すでに述べたとおり、同時代
 の家計簿調査から割り出された支出構成比に
 従って、各種の日常家庭消費材の価格指数を
 加重平均したものといてよい。家計支出の
 四分の三までは食糧品が占めているうえ、な
 かでも穀物が圧倒的な比重を占めているので、
 たまかには小麦価格指数の変動とも、若干振
 幅が小さくなっていることを除けば、大差か
 ない。各商品価格データは、かつてサロルド
 ロジャースの集めたものやベウアリツジ卿を
 中心とする物価史委員会が世界的規模で蒐集
 したものが中心になつていゝ。後者は現在し
 るEに保管されているが、そのうちイギリス
 にかんするデータの大半は、つとに公刊され

(8)
ている。

この統計にも、その大部分が寄宿制の学校
や軍、政府官庁などの購買記録であり、業者
との長期契約が基礎になっている確率が高い
ことをはじめ、多くの欠陥がある。数十年に
もわたって数値がまったく動かないケースも
無数にあることで、それを証明するのはごく
簡単である。この種のデータでは、物価の変
動はしばしば表にあらわれた数値よりも、納
入された商品の品質の方に反映しているとい
うべきかも知れない。しかし、この点で救い
になるのは穀物価格である。小麦をはじめ各
種の穀物は、長期契約で価格を固定するには
あまりにも変動が激しすぎ、注文生産という
こともありえなかつたので、すべてのシリー
ズが年々の激しい変化を言んでいる。したが
って、穀物価格の指数はほぼ完全に市場価格
の動きを反映していると考えられるのである。
ところで、一六二〇年から四〇年までの期
間について、図一(2)から導き出されるべき

結論は、ほとんど自明であろう。すなわち、
 物価を示す μ にかんしては、ここでも一六二
 〇年前後に目立ったトレンドの転換点はない
 ということ、これである。P・J・バウデン
 が作成した別の物価指数⁽⁹⁾によっても、同じ結
 論が得られる。物価の趨勢が逆転するのは、
 やはり革命期においてなのである。図11(2)
 bに表された賃金の統計は、一六二〇年から
 六〇年までのあいだについては、事実上判断
 の根拠とするほどのデータに欠けている。名
 目賃金が三〇年代ないし四〇年代に上昇した
 ことは大いにありそうだし、その結果、実質
 賃金も一六二〇年代を底^{トラフ}として反転し、僅か
 ながら上昇に転じたということもありえない
 ことではない。ホブズボウムも「国内市場の
 諸矛盾」という小項目のなかで、実質賃金の
 上昇を主張している⁽¹⁰⁾。しかし、彼のこの主張
 はむしろ矛盾していることも事実である。実
 質賃金の上昇が「危機」や不況や「矛盾」の
 証拠だとすれば、イギリスが「危機」を脱し

たと彼が考えているらしい一七世紀後半や一八世紀の大部分が、実質賃金の上昇期にあつて⁽ⁱⁱ⁾いることをどう説明するのか。いわんや「国内市場」の観点からすれば、実質賃金の上昇それ自体は不況や危機の証拠と断定することはできない。

結局、現在までのところ、もっとも信頼しうるデータを基礎にする限り、人口変動や物価やある種の賃金の動きによっては、一六二〇年から四〇年までのイギリスに、ホブズボウムのいうようなタイプの経済危機が顕現したことを証明することはできない。一六世紀後半以来の趨勢が逆転する指標は、こうした分野では見つからないのである。人口や物価の動きだけからいえば、トレンドの逆転はヒューリタン革命の原因ではなくて、むしろその結果であつた。しか言ひようがないのである。しかも、一七世紀後半の動向をホブズボウムは「前進」と捉えているのだから、革命の二〇年間を除いて、彼の概念に適合する「

危機はイギリスにはなかつたことになってしまふ。

註

(1)序、註(3)参照。

(2) Cf. E.A. Wrigley et al., An Introduction to English Historical Demography, 1966; T.H. Hollingsworth, Historical Demography, 1969, pp. 181-196. また、安元稔「英国歴史人口学研究史料としての教区簿冊・センサス・結婚

許可証」(『桃山学院大学経済経営論集』一七卷二号、一九七五年、四六一―八〇頁)を参照。

(3) E.A. Wrigley, 'Family Limitation in Pre-Industrial England', Econ. Hist. Rev., 2nd ser., vol. XIX, no. 1, 1966, esp. Fig. 1 on p. 84.

(4) E.A. Wrigley and R.S. Schofield, The Population History of England 1541-1871, 1981 の巻末付図も同様である。

(5) Wrigley, op. cit. (Family Limitation), p. 85.

(6) D. Levine, Family Formation in an Age of Nascent Capitalism, 1977, pp. 89, 105, 117. 及び C.W. Chalklin, Seventeenth Century Kent,

三 危機は実在したか——貿易

前節の結論からすれば、ピューリタン革命に先立って「危機」が実在したことを証明しうる指標は、主として貿易面にしか残されていまいことになる。とすれば、その貿易には一六二〇年から革命にまで至る長期の不況があったのか。表2-1(1)はF・J・フィッシャ^{ポットブック}が関税簿から作成したロンドン港の輸出統計⁽¹⁾に、R・ダイウイスが手を加えたもので、⁽²⁾ (a)は旧毛織物輸出を示し、(b)は旧毛織物以外の

の、^{アド・ヴァル・レ・ヒ}従価税を課された商品の公定評価額の総額を示している。一六世紀には、イギリスの輸出はそのほとんどが旧毛織物から成っており、しかも輸出港としてはロンドンの比重が圧倒的に高く、つねに四分の三を越えていた。この傾向は一七世紀にはいって変化し、旧毛織物輸出は急速に衰微する。しかも、その決定的な転換点が一六二〇年前後に想定しうることも、表2-1(1)をあらためてグラフ化した図2-1(2)上によつて、ただちに結論しえよう。

旧毛織物の標準一クロスはほぼ七一〇ポンド(表21(a)の一六六三年などの数値を對比せよ)であつたから、一六四〇年の旧毛織物輸出は価格にすれば同年の(b)、すなわち従価税を課された商品の輸出にほぼ等しいことになる。

ところで、この(b)の商品群のなかでも、いわゆる「新毛織物」が圧倒的な比重を占めてゐることは、すでにフィッシャー自身が説明している。(4)したがつて、「商業革命」によつ

て再輸出と植民地向け雑工業製品の輸出が増する王政復古時代はともかく、一七世紀前半にかんする限り、イギリスの輸出のほとんどは毛織物によつて構成されていたのである。その限りでは、一六二〇年代前半における旧毛織物輸出の大不況は、イギリス経済全体に深刻な影響を与えたと思われる。

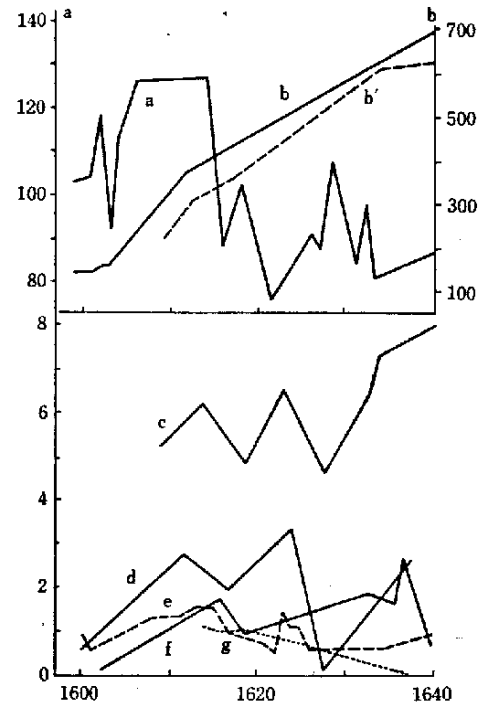
しかし、この時代の輸出についても、いくらか長期的な視野でこれを見れば、必ずしもグロームリーなイメージは浮んでこない。たと

表2-(1) ロンドン港輸出統計

年代	(a)旧毛織物(千クロス)	(b)従価税課税品 (千ポンド)
1580-2	109	
1583-5	112	
1586-8	106	
1589-91	110	
1592-4	113	
1598-1600	114	119
1601-3	116	130
1604	125	
1612		356
1614	(144)	
1620	(95)	
1640	96	695
1663	79(576)※	1465
1669	85(684)※	1372

() は不完全な数値, ※ ポンド換算(1000ポンド)
 (R. Davis, *English Overseas Trade*
 1500-1700, 1973, p.53.)

図2-(2) 輸出の動向



- a: ロンドン港旧毛織物輸出(1,000クロス)
 - b: ロンドン港旧毛織物以外の輸出(1,000ポンド)
 - b': 同上(イギリス人による)
 - c: ハル港
 - d: エクセター港
 - e: イプスウィチ港
 - f: ニューカースル港
 - g: サウサンプトン港
- } 全毛織物輸出関税
(1,000ポンド)

(F.J. Fisher, op. cit. [1950], Table 1; R. Davis, *op. cit.*, p. 53; W.B. Stephens, 'The Cloth Exports of the Provincial Ports, 1600-1640', *Econ. Hist. Rev.*, Vol. XXII, No. 2, 1969, App. A.)

えば、かりに旧毛織物の一クロスが一六〇。
 年前後には一〇ポンドであり、一六四〇年前
 後には七ポンドに低下したと仮定しても――
 このような仮定は、物価史の常識に反してい
 てありそうにもないが――、ロンドン港から
 の輸出総額は一五九八年から一六〇〇年まで
 の平均で一ニ六万ポンド、一六〇一―一六〇三年
 の平均値は一ニ九万ポンドとなるのに対し、
 一六四〇年のそれは一三七万ポンドとなるか
 らである。⁽⁵⁾ 一六四〇年の旧毛織物にも一〇ポ
 ンドという価格を想定すれば、同年の輸出は
 一六六万ポンドという高額にさえ達してしま
 う。

さらに、図21(2)下は、W・B・ステイ
 ンズが整理した地方港の毛織物輸出関税統
 計である。⁽⁶⁾ 地方港の動向は当然多様だが、二
 〇年代後半くらいから次第に衰微してゆくイ
 フスウィチやサウサンポトンのようなタイフ
 ー・サニツジ、ウエイマス、ポリマス、ブリ
 ストルなど、かねてスペインに連結していた

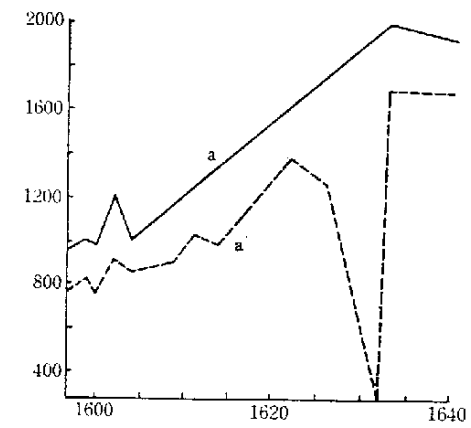
西南部、南部諸港が中心——が多いのは、地
 方港が一般に新毛織物への転換(行)という時流に
 のり切れなかつたためである。これに対して
 東部のコルチエスターなどは、一七世紀前半
 を通じてあまり著しい変化を経験していない。
 しかし、地方港の毛織物輸出でつねに過半を
 占め、圧倒的に重要だったのがハルである。
 ハルの毛織物輸出はグラフにみるように、ヨ
 ークシア毛織物工業を背景に、むしろ順調な
 発展を遂げている。(8)これほどではないが、二
 ユーカースル港もまた同様の傾向をもってい
 る。しかも、ハルをはじめとする多くの地方
 港の動向が、一六二〇年から一六三五年頃ま
 で、ロンドンの旧毛織物輸出のそれとは逆相
 関の関係にあるようにみえるのは、注目し値
 しよう。後者が著しく低下した二〇年代の前
 半、ハルの輸出は増加し、二〇年代後半には
 両者かともに逆転した。しかも三〇年代初頭
 には、それぞれが再度逆方向に転じるのであ
 る。

こうして、ロンドンの旧毛織物輸出統計によつて示唆される変動は、ハルなどの地方港のそれによつて部分的に割引かれなければならぬことになる。それどころか、二〇年代初頭の輸出不況に際しては、ハルやエクセターがオランダ向け輸出を拡大したことがロンドンの対オランダ輸出不振をいっそう深刻にし、ロンドンはやむなく新毛織物を使ってスペイン市場の開拓にのり出したのだ、という一面さえ指摘されている。⁽⁹⁾とはいえ、一七世紀

紀になつても輸出における地方港のシェアは、一六〇六一一二年の平均で旧毛織物の二六パーセント、新毛織物の二三パーセントであつたが、一六四〇年には前者は三二パーセント、⁽¹⁰⁾後者は一七パーセントとなつてしまった。旧毛織物から新毛織物への転換という時流にたれば、ロンドンの比重のいっそうの上昇があつたといわざるをえない。

以上の数値からすれば、毛織物輸出についてさえ、一六二〇年から四〇年までを一貫し

図 2 - (3) ロンドン港輸入統計



a: ロンドン港の全輸入 } (単位:
 a': ワインを除くロンドン港の輸入 } 1,000ポンド)

【出典】 A.M. Millard, *op. cit.*, Vol. 3, App. 2, Table 1.

て不況とよぶことはさすが不可能であろう。ロ
 ンドンの旧毛織物輸出の増加によって相殺さ
 れたように思われるからである。地方港は新
 毛織物ではあまり成功しなかつたが、旧毛織
 物輸出の衰退はロンドンほど急激ではなかつ
 た。(ii)

つぎに、輸入に眼を転じてみよう。図21
 (3)は、ミラード女史が「ポルトブック関税簿」やそれを基
 礎にして同時代人があげている数値などから
 作成したロンドン港の輸入統計を、筆者が変

形したもので、(a)は全輸入額、(b)はワイン以
 外の輸入の額を示している。かんらいイギリ
 スでは生産されないワインは、かねて重要な
 輸入品であり、それだけ重要な関税収入源で
 あつたから、輸出における旧毛織物とともに、
 一般商品とは別立ての課税がなされていたの
 である。(ii)

図21 (3)によるかぎり、二〇年代から三〇
 年代前半にかけての不振は、(a)の動向からみ
 て容易に推定しうる。しかし、それでも三〇

年代の中葉にはすでに、輸入のレヴェルはこの年代のスタート開始前のそれを凌駕している。まして一五六〇年や世紀の交の一〇〇万ポンドをこそここの数値と比較すれば、倍増していることになる。⁽¹⁴⁾一六三四年の数値は異常に低い加、ミラー自身、「輸出と同じように、ロンドンの輸入は一六三〇年以後急速に上昇し、輸出を上回るようになった」と⁽¹⁵⁾と概括している。また彼女は、一六〇三、一六〇四、一六一九、一六二七、一六二八年を境として四つの段階を設定し、九〇万ポンドの水準から一〇〇万ポンド、一ニ〇万ポンド、一六〇万ポンドの各水準への順調な上昇を想定している。⁽¹⁶⁾一六一五年から三〇年までは、いさおう「続登する危機」の時代——コケインの企画、通貨の混乱、対仏・対西戦争が継起した——とされてもいるが、それも結局は構造変化によって十分対応された。すなわち、西欧からの輸入が激減して遠隔地からの輸入がふえ、外国商人への依存度が低下したうえ、製品から食糧や原・

材料への商品構成の変化があったからだと、
 いうのである。確かに、輸入品の構成が著し
 く変化したことは、一五五九一六〇年および
 一五六五―六六年のロンドン港輸出品一覽と
 ミラードの掲げる一六三九―四〇年のそれを
 対比すればかなり明白で、「早期産業革命」
 が半奢侈品の輸入代替的性格をもっていたこ
 とを示している。

地方港の輸入のデータは得られないが、こ
 の時代の輸入品が造船業などの原・材料と食
 糧をのぞけば、なお奢侈品、半奢侈品からな
 っていたことからすれば、マーケットとの関
 係からいって、地方港は輸出以上に不利な立
 場におかれたことか想像される。食糧や造船
 資材にしても、圧倒的な需要はロンドンない
 しその近郊にあったこと、多言を要すまい。
 したがって、輸入についても、ロンドン港の
 動向はほぼ全国のそれを代表していると考え
 て差しつかえないのである。密輸入の可能性
 は地方港でこそ大きいし、それが行われたの

が主として輸入にかんしてであつたことも確
 実であろうか、最近(19)はこれをあまり重視しな
 いのかふつうである。といふのは、この時代
 には、のちに密輸入の主役となる煙草や茶は、
 輸入の規模がなお小さいか、まづたく輸入さ
 れていないかのどちらかだつたからである。
 ここまで言えば、輸入の水準もまた、一六
 二〇年から四〇年まで一貫して不振であつた
 とは認め難いことか了解されよう。
 しかも、イギリスにとつては、その海運・

貿易の収入はこうした輸出・入の統計が示唆
 する以上に増加した、と思われる。フィッシ
 ヤーのいう「経済上の国民主義」が浸透した
 からである。胡椒や香料をアントウエルペン
 で買う代りにアジアで買うというような、ミ
 ラードの指摘した輸入市場としての西欧の比
 重低下の傾向は、そのひとつである。これに
 よつて、亜欧間の輸送コストをイギリスは節
 約できたわけだ。輸入面での外国人の排除も
 同様の意味をもっている。一六五一年の航海

法が、当時もイギリスの港で繁栄を極めてい
 たオランダ人の追放を狙ったのか、それとも
 すでに追放されていたオランダ人の「復活」
 阻止をめぐじたものかについて、かねて論争
 がある。⁽²⁰⁾しかし、ミラードの分析をみれば、
 結論は明らかである。ロンドン港では、ピー
 クの一六〇ハ一〇九年に外国人へ主にオラン
 ダ人への輸入の三七パーセントを担当したが、
 三〇年代には一三一―一四パーセントに後退し
 たのである。⁽²¹⁾

そのうえ、一六一八年に三十年戦争が勃発
 すると、対仏・対西戦争を展開した一六二四
 一三〇年を例外としてイギリスがほとんど中
 立を守ったことから、のちの一八世紀に英・
 仏抗争の間隙をぬったオランダ人と同じ立場
 に立ちえた。⁽²²⁾つまり、中立国イギリスの船舶
 が、各国の商品輸送に利用されたのである。⁽²³⁾
 一六二一年にスペインとオランダの休戦が失
 効すると、スペインはフランドルへの軍資金
 輸送にイギリス船を使用し、二四年にオラン

人がブラジル征服を始める⁽²⁴⁾と、ホルトガ
 人もイギリス船に頼った。イギリスが平和状
 態に突った一六三〇年以後は、地中海でもフ
 ランス人やスペイン人がイギリス船を利用し
 た。このようにイギリス船による中継貿易は、
 課税逃れのため、ほとんどが英・仏海峡など
 の仮停泊地で積みかえる形態をとった。それ
 でも、イギリス船で運搬される外国商品へ
 の課税によってステュアート王朝が得た収入
 は、全体としてチャールズ一世専制下の財政
 に重要な貢献をなした⁽²⁵⁾という。イギリス自
 体の植民地物産の再輸出は、ロンドンにかん
 する限り一六四〇年になっても大きなもので
 はなかった⁽²⁶⁾。ドローパーとその沖合を主要
 な基地とする外国のための海運業は、すでに
 一七世紀前半にも無視しえない利益をあげて
 いたのである。⁽²⁷⁾
 オランダとの比較でいえば、戦時における
 イギリス海運業の利点は、平時におけるその
 欠陥の裏返しであった。武装を施し、高速を

誇るイギリス船は、平時の貿易、とくにバルト海物産のようなかさばる商品の輸送では、少人数で操船できるオランダの非武装船へフライト船の敵ではなかつたが、三十年戦争時代の国際環境は逆にイギリスに有利に作用したのである。じじつオランダのバルト海貿易は、戦争が始まると半減してしまふ。⁽²⁹⁾海運・中継貿易の観点からみても、一六二〇年から四〇年に至る期間を一貫して危機とは捉え難い。

明らかに長期不振を示すロンドン港旧毛織物輸出の動向は、逆のトレンドを示す新毛織物や地方港の動きによって相殺されるし、輸入や中継貿易も不振とはいえない。人口や物価のことは前節にふれた。とすれば、ポグズボウムのいう「危機」の徴候は、この時代のイギリスには見出しえない、というほかないように思われる。少くとも、一六二〇年代に始まった経済上の「危機」が一六四二年ないし六〇年まで続き、政治上の危機「革命」を惹

き起したと考えるのは無理であろう。
 しかし、それでは「危機」はまったく存在
 しなかったのか。否である。二重、三重の意
 味で危機は存在した。第一に、イギリス経済
 には仮りに危機がなかったとしても、ヨーロッパ
 ツパ経済にはそれがあつた。⁽³⁰⁾ ホブズボウムの
 論文の趣旨も、各国史的視角を離れて、ヨ
 ロツパ的ないし世界的な視野を求めるところ
 にあつたはずである。ただ、彼が本質的に各
 国史的性格を払拭しえない政治史の過程――
 革命や動乱――を、いわば「危機」の上部構
 造への反映として持ち出した途端に、方法論
 上の矛盾が生じたともいえよう。彼が唯一の
 正しい対応をなし遂げた国と考えたイギリス
 では、革命前に必ずしも危機が措定できない
 ――少くとも彼の指標によつては――理由は、
 そこにある。
 しかし、オーストリアに、イギリス自体についても、
 一六二〇年以後加いかなる意味でも危機でな
 かつたとはいえない。ホブズボウムの議論は、

生産力と生産関係の矛盾という公式をむき出しの形で呈示した。具体性にいささか欠けるものであったから、かんうい実証さるべくもなかつたのである。そもそも封建的生産関係とは、この場合具体的には何を指しているのか。領主―農奴制が事実上一五世紀のうちに崩壊したイギリスでは、この種の議論があまり有効でないことはむしろ常識であろう。農奴制が一七世紀イギリスの経済成長のネックになつていたとはとても思われないのである。(31)

それよりは、一六世紀から一貫して続いてくる人口増加が、このころになつて最適点を越え、いわゆる人口圧が生じたと考える方が遙かに具体的である。一六世紀のイギリス経済は、国内産の羊毛を原料とする毛織物工業を軸とし、内陸の輸送はもっぱら馬に依存していた。そこには食糧や原料を供給する海外植民地も、アイルランドの一部以外には存在せず、耕地の生産性をいかに改善する後代のノーフォーク農法のような農業技術の改良

にも恵まれなかった。このような条件の下で
生じた一六世紀型の経済成長は、増加する人
口と羊や馬の狭いイギリス国土の植物性生産
物を求めて競合する状況をつくり出したこと、
第一章に論じたとおりである。ホブズボウム
のあげている「人口増加の停止」といった指
標は、確かに危機の証しともいえようか、他
方では、激しい人口増加が継続していること
こそが、資源・食糧・エネルギーの危機の原
因であつたともいえるのである。

イギリスにも危機が実在し、その本質がこ
のようなものであつたとすれば、危機からの
脱出口はどこにあつたのか。生産を飛躍的に
上昇させる農業技術の革新、馬や木炭の節約
をもたらし交通手段の改良やコークス製鉄法
の開発などかまわず考えられよう。しかし、最
大の脱出口は国土の拡大、すなわち重商主義
帝国の形成とそれに伴う「商業革命」によつ
て切り開かれた。これらの方法はすべて、王
政復古後のイギリスにおいて本格的に実現す

ることにも注目しておくべきであらう。しかし、そうだとすれば、増加してゆく人口はいつ、最適点を越えたのか。それが一六二〇年代であることを証明するのは至難である。実質賃金の低下がそこで止まったらしいことか、それ以上の人口増加がいっそうの賃金低下を生む可能性がなくなつたことを示しているのだとすれば、それがほとんど唯一の証拠ともいえるか、それが表面化した時点を持定し難い点では、人口圧も「生産関係の危機」と大差ないのかも知れない。

したがって、一六二〇年前後に何らかの証明可能な変化があるとするれば、それは貿易にかんするもの以外にない。じつさい一六二〇年代前半のイギリスに短期の輸出不況があったことは、容易に証明できる。経済の危機が政治体制の危機を必然たらしめるのだとすれば、この時代のイギリスにかんして問われるべきはむしろ、「革命は何ゆえに一六二〇年代に起こらなかつたのか」という問であらう。

と思われれる。この不況は、すでに揚げたいくつかのグラフを辿っても簡単に摘出しうるか。節を改めてやや立入った検討を加えたい。

註

- (1) F. J. Fisher, 'London's Export Trade in the Early Seventeenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. III, no. 1, 1950, p. 153, table 1.
- (2) R. Davis, English Overseas Trade 1500-1700, 1973, p. 53.
- (3) Cf. A Tudor Book of Rates, ed., by T. S. Willan, 1962, pp. xviii-xix.
- (4) F. J. Fisher, op. cit., p. 154, table 4.
- (5) 一六六三年の旧毛織物一クロスは、 $576/96 \approx 7.3$
(ポンド / クロス) 六九年のそれは $684/85 \approx 8.0$ 。
- (6) W. B. Stephens, 'The Cloth Exports, 1600-1640', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIV, no. 2, 1969, App. A; cf. J. D. Gould, 'Cloth Exports, 1600-1640', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIII, no. 2, 1971; W. B. Stephens, 'Further Observations on English Cloth Exports, 1600-1640', Ibidem.
(7) Ibid., p. 243. 西南部で例外はエクスター。同港では二〇年代後半は大不況だが、三〇年代には回復。W. B. Stephens, Seventeenth-Century Exeter, 1958, pp. 18 & 20.

(8) 一八世紀に入ってもカージー・ダズンを中心

に盛んな輸出がなされている。G. Jackson, Hull

in the Eighteenth Century, 1972, p. 54.

(9) Stephens, op.cit., (1969), p. 243.

(10) ibid., p. 243.

(11) 毛織物についてさえ、国内消費量や生産に

ついては有意義な数値はえられない。ロン

ドンのみについては、Cf. D. W. Jones, "The "Hallagen"

Receipts of the London Cloth Markets, 1562+c. 1720", Econ. Hist. Rev.,

2nd ser., vol. XXV, no. 4, 1972, esp. p. 586.

(12) A. M. Millard, The Import Trade of London, 1600-1640 (unpublished

Ph.D. thesis), 1956, pp. 29ff. & pp. 38ff.

(13) A Tudor Book of Rates, pp. xii ff. ワインは一ニニ。年

代以降はつねに最重要の輸入品で、リネン

とキャンウアスがそれについている。Millard,

op.cit., vol. 3 (App. 2), table 3.

(14) ibid., p. 165.

(15) ibid., p. 117

(16) ibid., vol. 3 (App. 2), table 2.

(17) S. P. 12/8, ff. 63-9 and Lans. 8, ff. 1n The Port and Trade of Early

Elizabethan London Documents, 1972, pp.152-55.

(21) Millard, op. cit., vol.3(App. 2), table3.

(22) W.B.Stephens, Sources for English Local History, 1973, p.93; A Tudor Book of Rates, p.xlviii.

(23) O.A.Jonsen, 'The Navigation Act of 9 October 1651', History, vol.XXXIV, pp.89-96; L.Harper, The English Navigation Laws, 1939(1973), pp.37-39; R.Davis, The Rise of the English Shipping Industry, 1962, pp.303-04, etc. 以下 隅田哲司「海運諸法と中継貿易資本」(日 京島商科大論集B、10巻1号、一九六九年、一一六一-一九頁。)

(24) Millard, op.cit., vol.3(App. 2), table 1.

(25) A.C.Carter, Getting, Spending, and Investing in Early Modern Times, 1975, pp.142-73.

(26) R.Davis, op.cit.(Shipping Industry), pp.11-12, 50 et passim; R.W.K. Hinton, 'Dutch Entrepôt Trade at Boston, Lincs, 1600-1640', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.IX, no.3, 1957, pp.470-71.

(27) B.Krishna, Commercial Relations between India and England, 1601-1757, 1925, pp.82-83.

(28) J.S.Kepler, 'Fiscal Aspects of the English Carrying Trade during the Thirty Years War', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.XXV, no.2, 1972,

p.277.

(26) F.J.Fisher, op. cit. (Econ.Hist.Rev., 1950), table 4.

(27) Kepler, op. cit.; H.Taylor, 'Trade, Neutrality, and the "English Road", 1630-1648', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXV, no.2, 1972, 236-60, esp. 259.

(28) V.Barbour, 'Dutch and English Merchant Shipping in the Seventeenth Century', Econ. Hist. Rev., vo. II, 1930, p.231

(29) A.E.Christensen, Dutch Trade to the Baltic about 1600, 1941, p.317, table 20. における the Sound Tables の 詳細な 数値は R.W.K. Hinton, The Eastland Trade and Common Weal, 1959, pp.227-30.

(30) J.de Vries, The Economy of Europe in an Age of Crisis, 1600-1750, 1976, pp.1-21.

(31) 財産権のあり方を重視するノースらの視角の方がより現実的であろうか。それも具体的に証明することは至難である。cf. D.C.North & R.P.

Thomas, 'An Economic Theory of the Growth of the Western World', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIII, 1970, pp.1-17.

四 一六二〇年代初頭の輸出不況⁽¹⁾

「戦争もなくしてこれほどの大混乱がかつてあつただろうか」と嘆息された二〇年代初頭の輸出不況は⁽²⁾、全体としては二〇年の年初から顕わになつた。しかし、仕向先別にみると、一八年と二〇年のあいだに主に西部産の未仕上げ広幅織市場であつたドイツと、サフオーク産広幅織市場であつたイーストランドは大不況に見舞われていたことが分かる。(表2-1(2)参照)。二一年には、イギリス産の

毛織物の価格は、従来⁽³⁾の四分の三程度に低下したともいう。二二年には不況がいっそう深刻化し、この頃まではともかく景気を維持していたオランダ市場もこの年を境に崩壊した。二〇年からこの年までに、一一五人の冒險商人組合員のうち、じつに三七名が引退を表明した。

不況は必然的に、主要な毛織物生産地であつたサフオークと西部にも及んだ。ウィルトシプがもつともひどく、ハ〇〇〇人の失業者

を出したといわれるが、のちにはグロスター
シア、ハンポシア、サマセットシアも暴動に
巻き込まれた。⁽⁴⁾ 二二年四月、不況調査委員会
が設立され、毛織物工業地帯の二五州の代表
の意見を聴取したか、五月にはウイルトシア
をはじめとする諸州の治安判事に暴動的集會
の禁圧と救済法の強制が命じられねばならな
か⁽⁵⁾た。ロンドンでも多くの織布工などが、
國の内・外への移住を決意するほどであつた。⁽⁶⁾
二三年を通じて事態は好転せず、一一月には

ドイツ市場はあまりにも不振だから、ドイ
ツとの貿易は意味がないとさえいわれた。⁽⁷⁾
翌二四年にも庶民院は、不況が多くの織元を
転職させてしまつたことを確認したが、二五
年初頭までには回復の兆候が現われ、二六年
にはひとまず回復した。

ところで、このような不況はとうして起こ
つたのか。一六二二年に設置された庶民院の
調査委員会は、冒険商人組合の特権領域への
輸出の不振について、次のような諸原因を列

(岩波書店原稿用紙)

奪した。いわく、毛織物の品質低下、羊毛の
 密輸とコケインの企画で諸外国の自給能力が
 増したこと、関税、戦争、輸入品の欠如、貿
 易会社の独占等々。⁽⁸⁾しかし、今日の研究段階
 からいえば、これらはいずれも不況の決定的
 な原因とは考えられない。直接の原因は、後
 述するように、東欧における通貨の混乱にあ
 った。とはいえ、商人以外の同時代人はほと
 んどこの問題——為替レートの変動——に気
 付いておらず、不況の責任を最終的には冒険
 商人組合とロンドンの独占に帰したのである。
 「すでに貿易額の一〇倍もの取引をなしうる
 冒険商人がいる」という、かねてからの反論⁽⁹⁾
 も効果がなかった。

冒険商人組合をはじめとする初期独占が絶
 対王政の一支柱であったとしても、統治者に
 とって第一の関心は失業者を核とする暴動に
 いかに対処するかということであつたから、
 当局はこうした組合への攻撃に耳をふさぐこ
 とはできなかった。当時、いかに革命的状況

が迫っていたかば、フランス・ベイコンが
 その『随筆集』に加筆した文章をみてもよく
 分かる。一六一二年のベイコンにとっては、
 暴動などというものは理論上の肉題でしかな
 かったが、二五年になると、上流人のあい
 だの貧困と破産が貧民の欠乏と必要に結びつ
 いた場合の危険性を真剣に考えねばならな
 かったのである。⁽¹⁰⁾一六二〇年五月にウイルト
 シアの治安判事は織元に被雇傭者の解雇を禁
 じ、二二年には同様の命令が一〇州で発せら
 れたが、⁽¹¹⁾商人が取引を停止したために、ベイ
 コンでさえ指摘する深刻な「資金不足が生
 じており、効果はなかった。当局としても銚
 先を組合に転じるほかなかつたのである。つ
 とに二〇年初頭にも、冒険商人組合には買付
 続行命令が出され、二二年二月には各組合員
 に毎週の買付け責任額が指定された。
 しかし、不況はさらに深刻化し、暴動と革
 命の危険に直面した枢密院は、冒険商人組合
 出身の大蔵卿クランフィールドの決断に従つ

て、六月、新毛織物の輸出解放を命じる。(12)も
 つとも、組合はほとんど新毛織物を輸出して
 いなかったから、この命令には何の意味もな
 かった。反独占闘争に燃えた庶民院が、三四
 年にあうためて組合による課税の減額と新毛
 織物、カージ、ダズンその他のすべての完
 成毛織物の輸出は「すべての港、すべての商
 人に解放さるべき旨決議したのも、けだし
 当然である。七月、枢密院もこれを承認し、
 当時組合員が扱っていた毛織物輸出の一一三
 割が解放された。(13)同年制定されたいわゆる「
 独占条例」は、ほとんどの貿易カンパニーの
 独占を合法としたものの、不況の嵐はこの中
 核的な貿易独占の土台を揺かし、自由化への
 一歩をすすめたのである。(14)
 しかし、この不況はすべての貿易部門に独
 占の縮小をもたらしたわけではない。逆に、
 不況が独占の強化を帰結したケースもある。
 イーランド会社の場合がそれである。こ
 の時代のイーランド貿易には、三つの大

きな特徴があった。すなわち、輸出品のほと
 んどがヨークシアとサフオークの数が村で生
 産された完成毛織物であること、輸入品が海
 運業の基礎資材と食糧であり、圧倒的に輸入
 に意味のある貿易で、したがって東インド貿
 易と同様に赤字貿易であること、これも東イ
 ンド貿易同様、オランダが圧倒的優位を保つ
 ている地域との取引であること、加それであ
 る。

不況の直接原因は、ドイツとイーストラン
 ドにおける通貨の品質の低下にあった。三十
 年戦争の最初の舞台となったドイツでは、貨
 幣鑄造団体はニ。に近く、イーストランド
 でも鑄造権は投機業者に握られており、戦乱
 に伴って熱病的な悪鑄を惹き起(17)した。その
 結果、ポンドは高騰し、イギリス毛織物への
 需要は激減した。悪鑄の行われたドイツ、イ
 ーストランドへの輸出がまづ不振化したのは
 このためである。未仕上げの旧毛織物はオラ
 ンダで染色・仕上げられ、東欧に売られてい

たので、オランダ向け輸出にも若干のタイム
 ラグをもつて不況が表面化した。(18) ハルの一商
 人によれば、原価三〇シリングのカージィを
 ホーランドに輸出する場合、関税だけでも七
 シリングかかるのに、売上げを英貨に変える
 と三三シリング九ペンスにしなければならない。一
 数年前なら四七シリング三ペンスにはなつた
 のに⁽¹⁹⁾、⁽¹⁹⁾という。
 こうして、現金を持ち帰るかたちでは輸出
 は不可能になつた。通貨交換レートの変動に
 よつて、逆に輸入品は価格が低下していたわ
 けだし、この地域からの輸入品はイギリスに⁽²⁰⁾
 とつて決定的に重要な資材ばかりであつたか
 ら、輸入貿易によつて生きる道は、論理的に
 は十分残つていた。しかし、現実にはそこに
 オランダの壁があつた。戦争が始まるとオラ
 ンダのイーストランドへハルト海一貿易も深
 刻な影響を受けたこと上述のとおりであるが、
 それにしても正貨輸出と圧倒的に安価な備船
 費によつて、オランダはこの水域では少くと

も一七世紀前半のあいだはイギリスの一〇な
 いし二の倍の船を動かしていた。とくに一八
 年から二二年までのクリティカルな時期だけ
 をとると、イギリス船の後退とオランダ船の
 進出が目立つ。⁽²¹⁾一六一八年から二〇年まで三
 年間に豊作が続き、主要輸入品のひとつであつ
 た食糧の輸入がほとんど停止したことも打撃
 であつた。

「ふだんわれわれは、少くとも一〇〇隻の
 オランダ船を傭つてきたのに、……一六二〇
 年のいまではその半分すら動いていない。」⁽²²⁾

しかも、この貿易は国家の存亡にかかわる海
 軍・海運資材の唯一の供給源であつてみれば、
 当局がこの不況を坐視しえなかつたのも当然
 である。そのうえ、高度に専門化されたサフ
 オークとヨークシアの輸出工業は、イースト
 ランド会社の輸出が三分の一も減少した結果、
 大量の失業者を生みだし、治安の維持も困難
 になつていった。イーストランド会社が一六二
 〇年、すべての地域から——つまりオランダ

だからの、ということだが——イーストランド物産の同社員以外の者による輸入の禁止を求めて請願を行なったのは、⁽²³⁾このような背景においてのことである。

このような布告は、すでに一六一五年にレウアント会社に対して出されており、⁽²⁴⁾請願者もあきらかにこの先例を念頭においていたと思われる。請願文は表面上は、⁽²⁵⁾外国人が母国以外の産物をイギリス以外の船舶で輸入すること、⁽²⁶⁾国籍を問わず、会社外の商人がい

ーストランド物産を外国船で輸入することの禁止を求めているにすぎない。しかし、冒険商人がいギリス船で行なう輸入をも認めないことは、先のレウアント会社の例でもすでに確認されていた。⁽²⁵⁾したがって、この請願には、危機に瀕した初期独占間の勢力争いという一面とともに、オランダ人の排除という国民主義的な傾向が認められるのである。

この請願は、以後二年にわたる長い論争の的となった。しかし、不況脱出の目算が立た

ず、自ら会社の貿易独占に挑戦しはじめたサ
 フォークの織元たちの主張を枢密院さえもが
 承認せざるをえない状況になると、⁽²⁶⁾国王とし
 ても先の請願の線に沿って対策を講じる以外
 になかった。こうして、二二年六月一日に出
 された国王布告は、⁽²⁷⁾「イーストランド会社に
 属さない者は、わが臣民たると外国人たると
 を問わず、イーストランド商人の取引するい
 かなる商品をもこの国に持ち込んでほならな
 い」と宣言した。オランダ人の排除をめがし

た点で、この布告には明らかに五一年に整備
 される航海法につながるものがあるし、じじ
 つこの布告発布以来、イギリスのバルト海貿
 易には回復の兆候がみられる。⁽²⁸⁾しかし、オラ
 ンダ人との激烈な競争があるうえに、それ自
 体国防の点からも国民経済の観点からい
 わばイギリスの生命線ともいふべき性質をも
 っていたバルト海貿易では、貿易の自由化は
 果されなかった。それどころか、この布告が
 イーストランド会社の独占の強化をめがして

いたことも、一見して明白である。自国民のあいだでの自由貿易——東インド会社などを例外として——と外国人の排除を原則とする五一年以後の航海法体制とは、ここに本質的な落差が認められることも事実である。⁽²⁹⁾

結局、二〇年代前半の不況がもたらした、外見上は相矛盾するような二つの路線——独占の解放と強化——は、この不況への商人自身の対応策であつた地中海・南欧市場への進出に際しても、そのまま踏襲されることになつた。すなわち、あくまで自由貿易路線をとつたイベリア半島への進出と、徹底した独占形態をとつたレヴァントへのそれである。しかも、この西地中海と東地中海への進出にみられた基本路線の差は、それぞれさらに王政復古以後の新世界とアジアへの本格的な進出、つまり「商業革命」に引きつけられてゆくはずである。したがって、以下、不況への対応策としての地中海市場への進出に一瞥を与えておく。

註

(1) この不況にかんする主要な史料は、J. Thirsk &

J. P. Cooper, eds., 17th Century Economic Documents, 1972, pp. 1-5,

13-32 に収録されている。また、邦語文献と

しては、小林栄吾「一六二〇年代のイギリス

羊毛織物工業における流通独占」(『土地

制度史学』七号、一九六〇年)がある。

(2) B. M., Add MS, 35, 324, f179(1bid., p. 26.)

(3) B. E. Supple, Commercial Crisis and Change in England 1600-1642,
1959, p. 54.

(4) ibid., p. 57.

(5) A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Pawney, English Economic History:
Select Documents, 1914, pp. 382-85.

(6) G. L. Beer, British Colonial System, 1578-1660, 1908, pp. 40-41;
G. C. Homans, 'The Puritan and the Clothing Industry in England',
New England Quart., vol. 13, 1940, p. 526.

(7) F. Misselden, The Circle of Commerce, 1623, p. 1.

(8) J. D. Gould, 'The Trade Depression of the Early 1620s', Econ. Hist.

Rev., 2nd ser. vol. VII, 1955, pp. 81 ff., esp. 85-87.

(9) Supple, op. cit., p. 242.

(10) F. Bacon, Essays, 1597, 1612, 1625 (Pedding and Heath eds., Lord Bacon's Works, vol. VI, 1870, pp. 406 ff., 589 ff., 419 ff., 552 ff.) 所収の

Of Seditious and Troubles of the Empire of Great Brittain
二年版まではたんなる文献的考察でしかない。
しかし、二年版では様相が一変している。

cf. R. W. K. Hinton, 'The Mercantile System of the Time of Thomas Mun', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VII, pp. 277 ff.

(11) Letter from Privy Council to Justices of the Cloth Making Counties

(Bland, Brown, and Tawney, eds, op. cit., pp. 382-83.)

(12) Supple, op. cit., p. 69; cf. R. H. Tawney, Business and Politics under James I, 1958, p. 193.

(13) Supple, op. cit., pp. 70 and 259-60.

(14) An Act Concerning Monopolies and Dispensations with Penal Laws and the Forfeiture thereof (J. R. Tanner, ed., Constitutional Documents under James I, pp. 269 ff.; Bland et al., eds., op. cit., p. 467.)

紀藤信義のイギリス初期独占の研究について
茶の水書房、一九六三年、第二章。

(15) 冒険商人組合の独占廃止の過程全体について

ては、とりあえず松尾太郎「Merchant Adventurers Company による貿易独占の崩壊過程」(日社会経済史学 6・27 巻六号、一九六二年) 四〇―六五頁参照。

(16) 一六世紀末のバルト海貿易については、cf. H. Zins, England and the Baltic in the Elizabethan Era, 1972.

(17) supple, op. cit., p. 76. 上掲表 2-1 (2) 参照。

(18) 一六二〇―二二年で、未仕上げ毛織物の輸出は八万四〇〇〇クロス減少した。ibid., p. 98.

(19) ハルの商人 Ramsden の記録。R. W. K. Hinton, The Eastland

Trade and the Common Weal in the Seventeenth Century, 1959, p. 17.

(20) ライ麦、小麦、麻類、リネン、木材、ピッチ、タールなど。cf. ibid., p. 39.

(21) ibid., pp. 227-29. 一七世紀前半のオランダ・バルト海貿易の基本構造については cf. M. Bogucka,

'Amsterdam and the Baltic in the First Half of the Seventeenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVI, no. 3, 1973, pp. 433-47.

(22) Petition of the Eastland Merchants, 1620 (Hinton, op. cit. [The Eastland Trade], pp. 168-69 に全文所収。)

(23) loc. cit.

(24) The Levant Company's Proclamation, 1615(*ibid.*, pp.175-76 に全文収録)。

(25) *ibid.*, p.25.

(26) An Act of the Privy Council, 17 May 1622, in Favour of the Clothiers of Suffolk and Essex(*ibid.*, p.174 に全文収録)。

(27) Eastland Company's Proclamation of 1622(*ibid.*, pp.175-76 に全文収録)。

(28) *Supple. op. cit.*, p.89.

(29) 五一年以後の航海法体制について、それを推進した商人層の世代交代論などを中心に、

前、期的、な商業政策から近代的なそれへの転換を示すものだとする見解がある。へたと

えば陽田、上掲論文、

J.E.Farnell, 'The Navigation Act

of 1651, the First Dutch War and the London Merchant Community',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser vol. XVI, no. 3, pp.439-54.

）しか

し、貿易政策は本国商人の社会的性格などより、貿易相手地域の事情とみいては貿易そのものの性格によってより強く規定されること、東インド貿易の例が示すとおりである。

五 地中海貿易の二形態

一六二〇年代の輸出不況に対する商人自身の対応が地中海・南欧市場への進出にあったことは、すでにしばしば指摘されている。しかし、等しく地中海市場といたながら、新世界の広大な植民地を背後に控えたイベリアニ国—形式的にはポルトガルもスペイン王の支配下にあった)—と東インド全域をバツクとするレウアントとでは、貿易の形態も商人の人的系譜もまるで異つていることに注目しなればならない。結論を先取りしていえば、後者は独占会社をトレーガーとし、本来は輸入にこそ重点のある貿易で、正貨を流失させる可能性も高かった。輸出品にしたところで、ここでは旧毛織物系の完成品が主体で、スペイン・ポルトガルに輸出された新毛織物とは違つていた。こうした構造上の特徴からすれば、レウアント会社と東インド会社の構成員のあいだに明白なつながりが見られるのも不思議ではない。モスコイ会社から始まつ

たこの「東方志向」の商人集団は、西欧向け毛織物輸出を担ってきた冒険商人組合員に代つて、一七世紀前半のシテイで圧倒的な勢力を占めるか、世紀後半以後に展開する新世界貿易ではほとんどなすところがなかった。後者は自由貿易による競争を原理とし、長期の開発投資を前提とするものだったからである。いわば後者は、スペイン・ポルトガル貿易の延長上にあつたわけである。

イギリスの地中海進出にとって最初の決定的な契機は、ネーデルラント独立戦争に関連してアントワープ市場が閉鎖され、やがて崩壊したことにあつた。⁽¹⁾ 大部分の輸出をこの国際経済都市にむけていたイギリス毛織物業界は窮地に迫り込まれ、新市場の開発を余儀なくされた。一五八一年のトルコヘルパントン会社の創設はその最初の表われだが、一七世紀になると毛織物業界自体が、⁽²⁾ 地中海市場むけの新毛織物生産に転換してゆく。これはフィッシャーが主として実証したところ

(岩波書店京福用紙)

であつた。
 しかし、ここにいう新毛織物の技術そのものか、スペインの抑圧と独立戦争の戦火をの
 かれた亡命フランス人によつてもたらされ
 た⁽³⁾ことは、あまり指摘されていない。それ以
 上に、アントウエルペンがいギリスにとつて
 毛織物の輸出市場であつたと同時に、東方物
 産や砂糖などの新世界物産の最大の供給源で
 もあつたという事實は、ほとんど忘れられて
 いるといえよう。アントウエルペンが崩壊し
 た以上、これらの物資の新たな供給源もまた
 どこかに求められなければならなかつたので
 ある。レウアント会社の設立も、こうした観
 点から見直さるべきであらう。

イベリア二国との取引においてさえ、輸入
 の意味は大きかつた。輸出のみを分析したフ
 イツシャーはイベリア半島とレウアントを区
 別していないが、輸入を扱つたミラードは、
 細かい区分を採用している。これによつてイ
 ギリス商人による輸入だけを見ると、イベリ

ア半島からの輸入は世紀の交には全体の四
 五パーセントをしか占めなかったのに、一六
 三三―三四年には一八パーセントに達してい
 る。主要輸入品は砂糖、レーズン、煙草、染
 料であつた。つまり、レーズン以外は、ほぼ
 新世界の産物というわけである。⁽⁴⁾ 地金輸入の
 史料はない。ただ、一七世紀後半以後の「商
 業革命期」になると、これらの輸入品のほとん
 どがイギリス帝国内で自給されるはずだから、
 地金流入―スペイン銀とポルトガルの金―
 があつたとしても、世紀後半に比べればごく
 少額であつただろう。⁽⁵⁾

イベリア半島むけの輸出の動向はどうか。
 フイツシャーのいう「新毛織物の地中海市場
 への輸出の伸長」という現象が、主としてイ
 ベリア半島にかかわるものであつたことは確
 実である。したがつてこの現象は、スペイン
 毛織物工業の衰退の楯の反面でもある。この
 時代のスペイン経済崩壊の原因として主張さ
 れている要因は余りにも多い。いわく、イス

ラム教徒の追放、帝國政策のための浪費とそれに伴う重税、地金流入による労働意欲の喪失、労賃の上昇によるコスト・インフレ⁽⁶⁾等々。これらの要因をいちいち検討する余裕はないか、ただ、一七世紀はじめの六〇年間にトレドの毛織物業者数が四分の一になり、サラマンカの羊の頭数も、一六一九年には一六〇〇年の四割に減ってしまった⁽⁷⁾ように、スペインの毛織物工業が衰微し、その空隙をイギリス産の新毛織物が埋めたことだけは間違いない。後者のなかにはさらに、新世界まで流れるものも少なくなかったと思われる⁽⁸⁾。

レウアント貿易の動向はより劇的である。一五八一年、かねてトルキスタンとペルシアからの香料などの輸入を狙ったモスコイ会社の試みが失敗に終ると、その社員の大半が参加してトルコヘレウアントン会社が設立された。イーストランド商人が何人が参加していたことも、興味のあるところである。この会社は設立の経緯からも明らかかなように輸入の

ための会社であり、一二人の発起人のうちに
冒険商人組合員は三人しかいない。一六〇五
年の一一八名の構成員にも、有力な冒険商人
組合員は五人しか見学⁽⁹⁾うない。一五八三年か
ら継続的な貿易を開始したこの会社は、トル
コとスペインの対立を利用して「カピチエレ
イシヨンレ」の復活にも成功し、生糸、モヘア、
棉花、香料、染料などを輸入して、五年間に
行なったニセ航海で粗利潤率三〇。〇パーセン
ト以上をあげた。⁽¹⁰⁾

他方、かつてエリザベスカイタリア商人に
与えたウエネツィアからの東方物産輸入権を
買戻した一群のイギリス人商人が、「ウエ
ニス会社」を名のっていた。一五八〇年代末
になってともに特許の切れた両社は、一五九
二年に合併し、「レウアント会社」となった。
「経済上の国民主義」を体现し、輸入に重点
をおく会社というトルコ会社の基本性格は、
ここでもむしろ強化されたのである。合併後
のレウアント会社は、^{ジョイントストック}合本形式から^{レギュレイトド・カンパニー}「制規会

(岩波書店原稿用紙)

社に形態に転じて社員数五三人でスタート、
カラントなどの輸入を中心に繁栄した。(11)

しかし、一六〇〇年にイギリス東インド会
社が成立し、やがてジェイムズ一世が登位す
るに及び、レウアント会社は危機を迎える。
スペインとの対立を望まない国王が、トルコ
からのカラント輸入に課税したし、オランダ
人C・ハウトマンの東インド航海の成功に危
機感を抱いた有力社員の多くが東インド会社
の結成に走ったからである。一六〇九年の東

インド会社の二回目の特許状を、一六〇五年
のレウアント会社のそれと比較すると、六四
人の名前が重なっている。(12) レウアント会社の
資金量が激減し、会社の負担とされていた駐
トルコ大使の維持費にもこと欠く有様となる。(13)
東インド会社の輸入した胡椒が地中海に再輸
出される状況となつては、それもまた必然で
あった。(14)

171
このような経緯をみれば、モスコイ会社か
ラレウアント会社を経て東インド会社に至る、

「東方志向」集團の系譜が鮮やかに浮んでこよう。この集團はつねに輸入貿易を第一の関心事としていたが、輸出を行なう場合でも、もっぱら完成品たる毛織物を扱ひ、この点でも冒険商人組合とは趣きを異にしていた。一六世紀末以来、イギリスの対外発展を担ったのは、この集團にほかならなかった。たとえば、探検・植民活動の熱烈なアジタイターとなつたR・ハクルートを支持したのは、当時最有力の商人層であつた冒険商人組合員ではなく、未仕上げ毛織物を輸出する彼らとは対立関係にあつたロンドンの仕上業者の組合（クロスワーカーズ・カンパニーと、完成品を輸出していたイーストランド及び地中海貿易商であつたと思われ⁽¹⁵⁾る。

一七世紀前半、とくに二〇年代不況以後は、シテイの上層部はかつての冒険商人組合員に代つてこの集團によつて占められる。すでに創立時からして、トルコ会社の発起人二名のうち六名はシテイのオーダーマン、三名は国

会議員であつたが、合併後は「制規会社」に
 移行したために、各商人が自ら徒弟を養成す
 る以外に人材確保の道がなくなつたこともあ
 り、この貿易にかんしてはオランダのレヘン
 ト層にも匹敵する「マリーヤント・グイナステ豪商の家系」が成立した。
 トルコ商人も大富豪というイメージが定着し
 たのはこのためである。徒弟加入の際に支
 拂う一時金が断然高かつたのも、レウアント
 商人の場合であつた。⁽¹⁷⁾ また、一六〇〇年から
 二五年までのシテイではなお、のべ一四〇人
 のオランダ人のうち約半数は貿易商で、その
 うち三分の一ないし二分の一までが冒険商人
 組合員であつたが、一六二六年から四〇年ま
 での期間には、冒険商人組合員は九名しかみ
 えず、遂に一六人のレウアント商人が認めら
 れる。一六四〇年だけをとると、二六名のオ
 ランダ人の半数はレウアント、東インド両社
 の構成員であつた。⁽¹⁸⁾

と、新世界貿易が成長のエンジンとなつてゆ
 一七世紀後半以後の「商業革命」期になる

(岩波書店原稿用紙)

くか、そこでは自由競争の原理が作用し、開
発投資が必要であったから、こうした「東方
志向」集団とは別のタイプの、主として小ジ
ェントリなどの家系の出身者である商人が活
躍すること、⁽¹⁹⁾すでに触れたとおりである。南
米型の投資に親近性をもっていた地主階級
トルマンが、東インド会社には一四パーセン
トの資本をしか供さなかったのに、ウァジニ
ア会社では四七・ニパーセントを占めていた
ことにも、この傾向が表われている。⁽²⁰⁾

しかし、危機に陥ったレウパント会社の方
はとうなったのか。会社の危機への対応策は、
輸入から輸出への重点の移動であった。この
過程をいっきよに押し進めたのが、前節に扱
った二〇年代の北・西欧むけ毛織物輸出の大
不況であった。イギリス毛織物の進出を可能
にした条件はいくつかある。第一に、現地に
近いウエネツィアの毛織物工業が、ギルド規
制によって労働コストが切下げられずに衰退
しつつあったことかあゆられる。⁽²¹⁾しかも、い

(岩波書店原稿用紙)

まゝとつゝの強力なライカアルであったフランス産の毛織物も、一七世紀初頭には三〇〇〇万リール分が持ち込まれていたのに、国内の政治的混乱や海運の能率の悪さなどのために脱落し、世紀中葉までには壊滅した。この時代にはオランダ人もほとんど進出していかなかった。イギリス毛織物にとつてはきわめて有利な状況が生まれていた、といえよう。

一六世紀末の一史料は、イギリス人はこの地にヨークシア産のカージーを少量もたらす

のみで、ウエネツィア風の広幅織はもたらさない、としている。⁽²²⁾

一五九八年には一万八〇三、一六二一年には二三〇〇、クロスはもたらさない。⁽²³⁾

一六二一年には二三〇〇、クロスはもたらさない。⁽²³⁾

カージェーと七五〇〇、クロスはもたらさない。⁽²³⁾

前者の衰退と広幅織の進出が目立つ。イギリス毛織物の中核をなした広幅織は、かんらい西部などで生産され、未仕上

げのままアントワエルペンのちにはアム

ステルカム——に輸出されていた。これに對して、主として東部で生産された完成広幅織はバルト海地方、つまりイーストランドに流れていた。世紀の交からレウカアントに輸出された広幅織は後者である。二〇年代不況の影響を真先にうけたイーストランド貿易商が、レウカアント地方にひとつの脱出口を見出したのも当然であろう。表213はそれを証明している。しかし、一六二二年頃からはオランダ市場も崩壊しはじめ、より強力な西部産広幅織もレウカアント市場に進出する。一六六〇年代の記録では、年平均一万三〇〇クロス以上の広幅織が「西部もの」、クグロスターもの、の名のもとに輸出され、カージーはこの市場から消えた。この結果、東部へサフオークの完成広幅織産業、とくにその染色業は衰退し、逆に西部のストラウド河沿いに一六二〇年代、染色・仕上業が発達する。

レウカアントにおけるイギリス毛織物の優位は、クウエネツイアものの色を真似ているば

かりか遙かに安価であり、下層民にまで買われて
 いる。ミトからくる、⁽²⁴⁾という。労働コストが安く、
 原料が自給されていること、それ以上に海運コストの安い
 ことかその理由であった。武装高速船を主体とするイギリス
 海運業は、運賃そのものではオランダのフライト船に
 対抗しえず、ウエネツィアのキャラベル船にさえ一〇パー
 セント程度の差をつけられていたが、海賊と私拿捕の危険の
 大きい地中海では、結果的にはイギリス船が断然有利に
 ったからである。⁽²⁵⁾

結局、イーストランド、ドイツむけ輸出を
 中心とする一六二〇年代の不況は、つとに一
 六世紀の後半以来、東方物産の供給源として
 開拓されつつあったレウアント地方を毛織物
 市場に変え、イベリア半島とその背後の新世
 界市場をも、新毛織物によって拡大する契機
 となった。しかも、この二つの貿易部門は、
 それぞれの性格からいっても、事実上の関連
 からいっても、世紀後半の「商業革命」の軸

表2-(2) 毛織物輸出と通貨の悪貨

A 毛織物輸出 (1,000クロス)

仕向先	1618年	1620年	1622年
ドイツ	35.0	22.3	23.7
オランダ	31.5	35.7	26.5
イーストランド	7.8	2.8	4.0

B 通貨の品質 (銀含有率指数)

	100	76	58
(1)ハンブルク	100	76	58
(2)ダンツィヒ	100	82	(79)※

(1) ライヒスターラー (2) グロシエン
※は1621年の数値

〔出典〕B.E. Supple, *op. cit.*, pp. 258-59, 79より計算

表2-(3)

サフォーク産広幅織の輸出先

仕向先	1606年	1620	1622	1628
イーストランド	6,885	2,297	3,247	1,562
レヴァント(※)	2,276	5,558	3,624	661
その他	5,346	3,639	3,039	2,866

※ イタリアを含む。単位=クロス
(B.E. Supple, *op. cit.*, p. 267.)

となる東インド、新世界貿易に^つなかるものであった。地中海は、イギリス商人にとって「商業革命」の予行演習場だったのである。⁽²⁶⁾

註

(1) 越智武臣『近代英国の起源』(ミネルワブ書房、一九六六年)、二一四—一九頁。

(2) 船山梁一『イギリスにおける経済構成の転換』(未来社、一九六七年)、三二頁以下。

(3) D.C.Coleman, 'An Innovation and Its Diffusion: the "New Draperies"', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXII, no. 3, 1969, pp. 421-28.

(4) Millard, op. cit., vol. 3 (App. 2), table C.

(5) Cf. J.O. McLachlan, Trade and Peace with Old Spain, 1667-1750, 1940, p. 5; P. Vilar, A History of Gold and Money, 1450-1920, 1969, p. 227.

(6) E.J. Hamilton, 'The Decline of Spain', Econ. Hist. Rev., vol. VIII, no. 2, 1938, pp. 168-84; id., 'American Treasure and the Rise of Capitalism (1500-1700)', Economica, vol. IX, 1929, p. 357; J.H. Elliott, 'The Decline of Spain', Past & Present, no. 20, 1961, pp. 52-75.

(7) Hamilton, op. cit. (Decline), pp. 170-71.

- (80) C.H. Haring, The Spanish Empire in America, 1947, p.315; S. Sideri, Trade and Power, 1970, p.22.
- (81) R. Brenner, 'The Social Basis of English Commercial Expansion, 1550-1650', Journ. of Econ. Hist., vol.32, no.1, 1972, p.369.
- (82) A.C. Wood, A History of the Levant Company, (1935), 1964, p.17.
- (83) ibid., p.20.
- (84) ibid., p.31 note.4.
- (85) ibid., p.37 et passim.
- (86) R. Davis, 'England and the Mediterranean, 1570-1670', in Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England, ed. by F.J. Fisher, 1961, p.134.
- (87) G.D. Ramsay, 'Clothworkers, Merchant Adventurers and Richard Hakluyt', Eng. Hist. Rev., vol.XCII, no.364, 1977, pp.504-21; id., 'Industrial Discontent in Early Elizabethan London: Clothworkers and Merchant Adventurers in Conflict', London Journ., vol.1, no.2, pp.227-39. 1995, V
- (88) Brenner, op. cit., p.369.
- (89) R. Davis, Aleppo and Devonshire Square, 1967, pp.64-65; Brenner, Civil War Politics of London's Merchant Community, Past & Present, no.58, 1973, p.61.
- (90) Brenner, op. cit. (Social Basis), p.373; id., op. cit. (Civil War), p.64.

(2) Brenner, op. cit. (Social Basis), pp. 374-80; cf. R. F. Lang, 'Social Origins and Social Aspirations of Jacobean London Merchants', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVII, no. 1, 1974.

(8) T. K. Rabb, Enterprise and Empire, 1967, p. 66.

(2) C. M. Cipolla, 'The Decline of Italy', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. V, no. 2, 1952, pp. 183-85; R. T. Rapp, Industry and Economic Decline in Seventeenth-Century Venice, 1977, p. 135.

(2) Davis, op. cit. (the Mediterranean), p. 119.

(3) Ibid., pp. 119-20.

(4) Ibid., p. 123; cf. D. Sella, 'Les mouvements longs de l'industrie

laineière à Venise aux XVI^e et XVII^e siècles', Annales, E.S.C., t. XVII, 1957, pp. 39-40.

(5) Davis, op. cit. (the Mediterranean), p. 130; V. Barbour, op. cit., p. 231.

(26) この相違は明らかに五一年や六〇年の航海法を越えて、革命以後も継続する。

六 イギリス経済の危機

イギリスにおいては「全般的危機」が顕現したと考えられる一六二〇年から四〇年までの期間についても、ホブズボウムの主張するような型の「危機」を実証することは難しい。彼のあげている経済「危機」の指標は、ほとんどすべててむしろ内乱期にその転換点をもっている。仮りに一六二〇年から四〇年、ないし六〇年まで続く長期の危機の存在が実証されることすれば、それは才一章にみたような人口圧に起因する資源・食糧・エネルギーの危機でしかありえない。しかし、厳密に言えばこのタイプの危機も、それが存在したことは確かだとしても、それがいつ始まったのか、たとえば、穀物価格の上昇率はどこまでか正常で、どこからか危機なのか——を言うことは至難である。もっとも、一六二〇年代初頭には、明瞭に検証できる危機かみつがある。すなわち、毛織物輸出不況に起因するそれである。ただし、この危機は深刻ではあつたが、

短期間で終ったことも事実である。しかし、当時の人びとにとって、経済の問題とはつねに短期のそれではしかなかつたことも考慮に入れておかねばならない。たとえば、重商主義の理論家にとつても、問題となる物価騰貴とは数年前に比べてのそれであつて、一世紀前に対比してのそれではない。そうだとすれば、現場の商人や経済の専門家でもない為政者のあいだには、長期の見通しをもつ者などほとんど見当らなかつたのも不思議ではない。したがつて、同時代人が問題にし、それに対応しようとしたのも――少なくとも意識的にそうしようとしたのは――生産関係の危機――や人口圧からくる危機――に対してではなく、まさに短期の貿易不況に対してであつた。こうして一部の独占が廃止され、航海法につながる政策が採用され、さらには南欧、地中海市場への経済進出が果たされたのである。これらの動きは、人的系譜からいつても、政策の系譜からいつても、王政復古

以後の「商業革命」の先駆となった。しかもこの「商業革命」こそは、「人口圧による危機」からのいくつかの脱出口のうちでも、おそらくもっとも重要なものになるはずである。したがって、短期の輸出不況に対処しようとしたりイギリス人は、意図せずしてすでに潜在していた長期の危機——人口圧による危機——にも「正しく」対応する結果になったのだ、ということもできよう。

第三章 「商業革命」の世紀(一)

——一六四〇年から一七四〇年頃まで——

「イギリスの外国貿易が衰退していることは、次のような諸徴候にてうして明らかである。……すなわち、毛織物工業の衰退を訴える請願が議会に山積していること。毛織物工業地帯で貧民が飢えに瀕していること。羊毛価格が低いこと。小売店主が長期の力ヶ売りを強いられていること。破産件数が多いこと。……(各地との為替レートが不利になっていること)……通貨不足、とくに銀貨不足。全国的に地代が滞納され、地主が不満を抱いていること。救済税の急増。……こうして、外国貿易の衰退を示す症候はいとも明らかである。」

(『外国貿易衰退論』一七四四年)

一 はじめに
イギリス近代史上、いわゆるピューリタン革命に——あるいは名誉革命とセットで——産業資本の決定的勝利を求めようとする見解と、そこにはたんに私有財産制度が法的に確認されたという事実をしか認めず、絶対王政期から産業革命まで一貫して「初期資本主義」な「イギリス」の支配を措定しようとする見解との対立が、かつてわが国の社会

経済史学界で目立っていたことは、よく知られていよう。ここではそのような論争に深く立入るつもりはない。ただ近年の実証研究の状況では、経済史にとってのピューリタン革命の意義はますます重視されなくなってきた。いるように思われ、その限りではそこに決定的な転換点を認めなかつた後者の見解の方が、より適合的であるとも考えられる。市民革命を「基礎的な制度の革新」として捉えているD・C・ノースとR・P・トマスのモデルも、⁽²⁾そこに支配的な資本のカテゴリの転換などという概念を含んでいない。法的な変化、とりわけ財産権のあり方の変化をもつとも重視している点で、このモデルも「初期資本論」的な市民革命論⁽³⁾となら親和性が認められるはずである。「世界資本主義論」の立場に立つエウオラーステインやA・G・フランクがピューリタン革命をそれほど重視していないことはいうまでもない。⁽⁴⁾

しかし、他方ではまた、一七世紀中頃を境

にして、イギリス経済にはその前後で著しい
 対照のあることも否定しえない。たとえば、
 賃金が低ければ低いほど国際競争力が高まる
 ので好都合だとする「低賃金論」への批判が
 出はじめることや、人口を養われるべき負担
 とみる見方から国力や生産力の基礎とする見
 方への転換など、重商主義パンフレット作家
 たちの見解も一変する。「初期重商主義」か
 ら「固有の重商主義」へとという一つの立場に
 立つシエーマにはただちには同意しにくいと
 しても、クロムウェル航海法以後、とくに名
 誉革命以後に保護貿易主義の傾向が強くなっ
 たことも事実である。こうした対照は、支配
 的な資本の基本的な性格に变化がないとすれ
 ば、どうして説明できるのか。経済を構成す
 る諸要素の趨勢——いわゆるコンジヨンク
 ュー——の変化がそれを説明するであろう。
 一六二〇年代以後の一世紀余りのヨーロッパ
 経済が「危機」とされたこと、その際、「
 危機」の最大の指標のふたとつとされたのか、

諸点を明らかにしたい。すなわち、オーストリアに、一六四〇年から六〇年までのあいだに物価を中心とする各種の指標のトレンド転換点があり、新しいトレンドはほぼ一七四〇年代まで継続すること、つまり、この約一世紀間をひとつのまとまりをもつた時期と考えることができるという事実である。オーストリアには、この時期のイギリス経済には国際的にみて貸金コストの相対的上昇があり、その限りでは危機的な要素が内部で蓄積されつつあったともいえる。しかし、オーストリア三点として、この貸金コストの相対的上昇がただちに明らかとならな不況や危機を示しているとは言い難い。むしろ実質賃金の上昇そのものは、国内消費市場の拡大——オーストリアで触れるように、この時代はまさしく「生活革命」の時代となった——をもたらし、こともあり、そもそも長期にわたって実質賃金を引き上げ続けることができたという事実そのものが、不況や危機といった概念とはたがひには両立し難い。むしろ、実質賃金の上

昇が停止する一七四〇年代以後にこそ、ある種の危機というべきものがあるのではなにか。もっとも、「好況」とか「不況」とかいった言葉は厳密な定義を与えることが難しいので、ここではなるべく使用を控えたい。一人当りの生産量ないし所得の変化の方向を推測することか、ここでの主要課題なのである。しかし、もっとも重要なのは、次の才四点である。すなわち、一八世紀前半不況説の主要な根拠のふとつとなっており、好況説派も必ずしも否定していない。「貿易不況」説は、長期的にはまったく認められないということである。一八世紀初めのごく短い期間をとれば確かに貿易量の停滞は認められもするのだが、一七世紀後半から一八世紀中三四半期までをとってみると、事態はまったく正反対であり、そこにはクロムウェル政権時代から本格化する植民地帝国形成過程を背景にした爆発的な貿易成長、いわゆる「商業革命」の現象が認められる。厳しい国際競争のなかで、

毛織物をほとんど唯一の輸出産業とする。単一
商品輸外型経済から複数の工業製品輸出をも
つ経済構造へイヤリスか転じたのは、植民
地保護市場の急激な成長があったからである。

註

(1) anon., 'An Essay on the Causes of the Decline of Foreign Trade
.....', 1744, in A Select Collection of Scarce and Valuable Tracts,
ed., by J.R. McCulloch, (1859), 1966, p.159.

(2) D.C.North and R.P.Thomas, 'An Economic Theory of the Growth of the
Western World', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIII, 1970, pp.1-17.

(3) 河野健二・飯沼二郎編 世界資本主義の形
成 (岩波書店、一九六七年)、六一七頁。

(4) たとえば、両者のもつとも詳しい歴史叙述
である次の二書にも、ピューリタン革命を

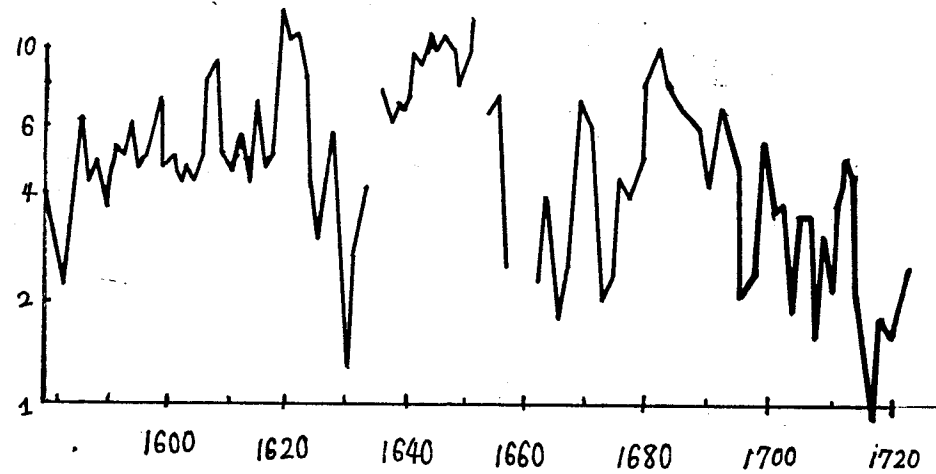
重視した箇所はない。
I. Wallerstein, The Modern World-System
II, 1980; A.G. Frank, World Accumulation, 1492-1789, 1978.

(5) A.J.Little, Deceleration in the Eighteenth-Century British Economy,
1976, p.99. 角山栄「イギリス十八世紀前半は

不況期か「日経経済論」六二号、一九六
一年）。

⑥) A.H.John, 'Aspects of English Economic Growth in the First Half of
the 18th Century', Economica, n.s. no.110, 1961; id., 'Agricultural
Productivity and Economic Growth in England, 1700-1760', Journ. of
Econ. Hist., vol.XXV, 1965; E.L.Jones, 'Agriculture and Economic Growth
in England, 1660-1750: Agricultural Change', ibidem.

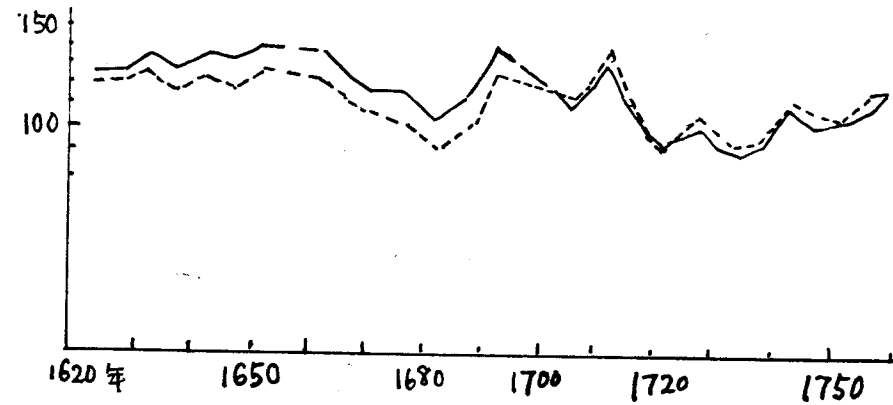
図 3-(2) バルト海域から西欧への穀物輸入(1万ラスト)



[出典] P. Jeannin, Revue Historique, 1964, pp. 328-29.

ニ 西欧のなかのイギリス
 ヲヨーロッパ世界経済⁽¹⁾が全体として収縮
 の局面を迎えたとされるこの時代は、その
 中核を形成した北西欧諸国による生存競争
 の時代でもあった。この時代の北西欧諸国の
 経済動向を示す史料としては、阿姆斯特ルガ
 ムの物価史料やズンド（Eresund）海峡
 通行税台帳が有効である。⁽²⁾ というのは、アム
 ステルダムは当面、北西欧最大の国際市場で
 あり、そこでの物価はいちおう北西ヨーロッパ
 の標準価格とみなすこともできるし、ズン
 ド海峡をほとんど唯一の通路とする対バルト
 海・東欧貿易は、穀物、大麻、亜麻、鉄、木
 材、ピッチ、タールなどの供給源として、北
 西欧経済の基幹をなしていたからである。こ
 の貿易こそは、新世界貿易と並ぶヨーロッパ
 の世界経済の動脈だったのである。これら
 のデータに、フエルポスリガウンラの作成
 した若干の大陸都市における標準労働者家計
 の生計費コスト指数⁽³⁾などを加えて考察すると、

図 3-(2) 物価指数 (アムステルダム, 1721-45年:100)



[出典] N.W. Posthumus, ed. Inquiry into the History of Prices in Holland, vol. 1946, CI.

— 各指数の加重平均 } 44品目
 --- 加重指数 (取引量 × 価格)

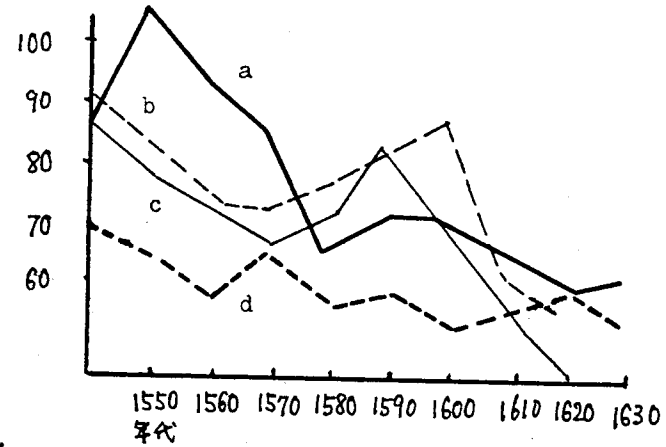
次のようなことか分かる。
 まず、少なくとも一六二〇年代までの北西
 ヨーロッパ経済は、全体として発展の傾向を
 示しており、物価や賃金の動向は大陸とイギ
 リスで大きな違いはない。ところが一六二〇
 年代ないし五〇年代を境にして、各種の指標
 はいっせいに変化の方向が逆転してゆく。し
 かも、そのなかでただひとつ、農産物と工業
 製品の価格比だけは、イギリスと大陸でまっ
 たく逆の方向を辿るようになるのである。

いま少し詳しくみることにしよう。一六二
 〇年頃までの「ヨーロッパ世界経済」では、
 「辺境」となった東欧から「中核」に西欧へ
 の食糧や原料の輸入が順調に伸びて、分業体
 制がさらに強化された。^{へき}また、一般物価水準
 が上昇を続け、他方、建築業などの職人や労
 働者の実質賃金は漸落していった。非農産物
 の価格上昇が農産物のそれに遅れたため、両
 者の比はしだいに農産物に有利になっていつ
 た事実もある。

ところか、一六五〇年代を境に、東欧から
 の穀物輸入は減少しはじめる。⁽⁵⁾「ヨーロッパ
 世界経済」の活力が鈍るのである。一般物価
 指数も、一六二〇年代ないし五〇年代を境に
 停滞しはじめる。この現象はもちろん、場所
 によって始まる時期が違うし、原因も単一で
 あるかどうか定かではない。ただ明らかになこ
 とは、その原因を新世界からの銀の流入量の
 激減に求めるハミルトンの理解はとりえない
 ということである。なぜなら、ハミルトンは
 一七世紀後半の銀の流入量を算定しなかつた
 からで、実際のところその数値は、これまで
 根拠なしに想定されてきたほど小さくはなか
 ったらしいからである。⁽⁶⁾一七世紀末からは、
 フラジル金の流入も認められる。
 いずれにせよ、物価や貿易にかんするこの
 新たな傾向は、だいたい一七三〇年ごろまで
 継続するので、大陸を中心として北西欧を一
 単位としてみれば、一六二〇年代ないし五〇
 年代から一七三〇年代までが特徴的な趨勢を

もつてとつゝの時期であつた、といえる。一見
 したところ、ここに現われた物価の停滞（ヘリ）や穀
 物輸入の減少を、景気の沈滞や経済成長のス
 ロウ・ダウンと結びつけることは容易であり、
 「全般的危機」論が説かれる根拠もここにあ
 った。しかし、ここでも物価の停滞がただち
 に不況を意味したかどうかは疑問でもある。
 穀物輸入の減少にしても、北西欧内部、こと
 にイギリスでの農業生産拡大の影響を受けて
 おり、これもまた安易に経済不振の証拠と決め
 つけるわけにはゆかない。ズンド海峡文書を
 分析したP・ジャンもいうように、「近代
 の二つの大物価騰貴の時期に挟まれた期間が、
 景気の後退期だ」と考へてはなうない。⁽⁸⁾
 かも知れない。ただ、それが「ヨーロッパ世
 界経済」の中核部と辺境部の合業体制の一時
 的衰弱を示していることは確定である。
 フザに、同様の指標をイギリスについて作
 成してみると、当然予想されるとおり、多く
 の点で大陸のそれとよく一致する。一般物価

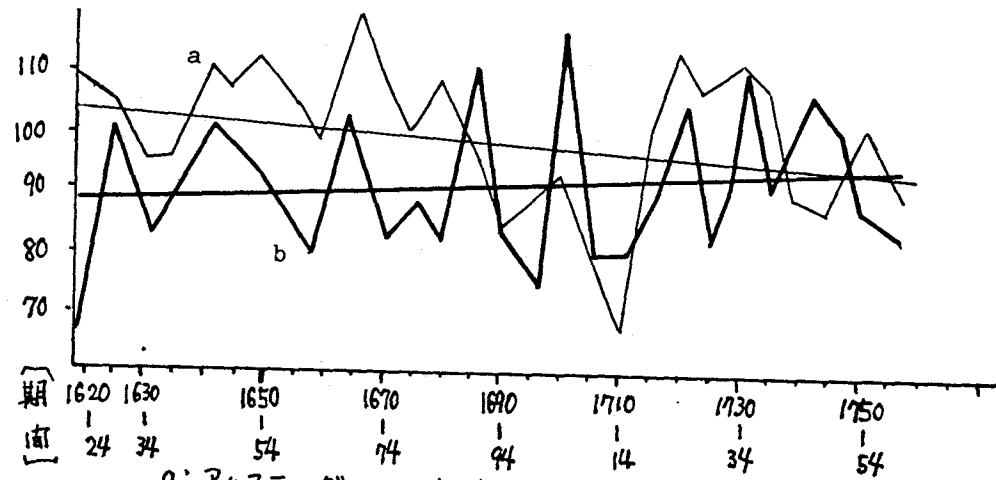
図 3-(3) 工業製品価格/農産物価格比 (1521-30年:100)



a: 南イングランド b: フラント c: アウクスブルク
d: ウィーン

[出典] E. H. Phelps-Brown & S. V. Hopkins,
in *Economica*, Nov. 1957; *Economica*,
Feb. 1959.

図3-(4) 非農産物/農産物価格比指数(1721-45年:100)



a: アムステルダム
 b: 南イングランド
 [出典] 本文註参照。

指数は若干の時間のずれはあるものの、いざ
 れ停滞・下降にむかうし、労働者家計の生計
 費コストも、それをもとに算定された建築業
 職人の実質賃金指数も、いずれも一六二〇―
 五〇年代と一七四〇年代に長期趨勢の逆転を
 経験する。^⑩穀物の輸出・入についても、一七
 世紀後半と一八世紀前半のイギリスは、強力
 な輸出国となっていた点で前後の時期とは違
 っていた。⁽¹⁰⁾イギリスにとっても、この一世紀
 前後はひとまとまりの時期をなしていたので
 ある。

しかし、イギリスと大陸―とくにオラン
 ダ―とは、ただひとつまったく逆方向へ
 動いた指標がある。非農産物（主に工業製品）
 と農産物の価格比である。一六二〇年以前に
 は、大陸（アムステルダム）でもイギリスで
 も、その比率は一貫して低下しつつあった（
 図3-1(3)）。ところが、これ以後について、
 ホステュムスの編集したオランダ物価史のデ
 ータとベウアパリジラの集めたイギリスのそれ

を用いて指数を作成すると図3-1(4)がえられる。これで明らかのように、アムステルダムでは依然として下降傾向にあるこの指標が、イギリスでは明らかに上昇傾向に転じているのである。むしろ「ヨーロッパ世界経済」の中核部にあった英・蘭両国のあいだにも、つとに微妙な差が生じはじめていたのである。指数の基礎とした史料のうち、イギリス側のそれを含む問題点にはすでにふれた。オランダ側のデータは、アムステルダムの市場価格がほとんどなので、まず問題かない。ただし、両地での指数作成に際して採用した商品の構成内容に多少の食い違がある⁽¹⁾ので、主要商品については個別の比較表を掲げておく(後掲表3-1(1))。

いずれにせよ、イギリスでこの指標が上昇に転じたのは、分母の農産物価格が上昇しなくなつたのか、分子におかれた工業製品の側に原因があつたのだろうか。とりあえず、依然として圧倒的な基幹部門となつていた農業

と人口の關係から考察しよう。

註

(1)「ヨーロッパ世界經濟の概念については、
I. ウォーラーSTEIN、拙訳『近代世界
システム』(岩波書店、一九八一年)、
第一章、および同II、第六章参照。時期区
分と「収縮」の問題については、
I. Wallerstein,

op. cit., ch. 1.

(2) N. W. Posthumus, ed., Inquiry into the History of Prices in Holland,

2 vols., 1946 and 1964; N. Bang and K. Korst eds., Tabeller over Skibsfart

og Varetransport gennem Øresund, 7 vols., 1906-1953. 他に A. Friis

and K. Glammann, eds., A History of Prices and Wages in Denmark, 1660-

1800, 1958 & H. van der Wee の集めた史料が父に上つ。

(3) E. H. Phelps-Brown and S. Hopkins, 'Wage-Rates and Prices: Evidence for

Population Pressure in the Sixteenth Century', Economica, vol. XXIV, 1957;

id., 'Population Pressure in the Sixteenth Century: Some Other

Evidences', Economica, Feb. 1959.

(4) M. Maxowist, 'Poland, Russia and Western Trade in the 15th and 16th

Centuries', Past & Present, no. 13, 1958, pp. 26-27; id., Croissance

et régression en Europe XIV^e-XVII^e siècles, 1972, pp. 139-173.

(5) 図 3-1(1) 参照。

(6) オ一章オ二節、註(9) 参照。

(7) N.W. Posthumus, op. cit., vol. 1, Diagram 1.

(8) P. Jeannin, 'Les comptes du Sund comme source pour la construction d'indices généraux de l'activité économique en Europe (XVI^e-XVIII^e

siècles)', Revue historique, CCXXXI, 1964, p. 340.

(9) 一七世紀中葉の遂転については、上掲図 1

1(2) 参照。

(10) 後出表 5-1(山) 参照。

(11) オランダについては、Posthumus, op. cit., vol. 1, table III

により non-harvest articles/harvest articles の価格比

をとる。イギリスについては、W. Beveridge and others,

eds., Prices and Wages in England from 12th to the 19th Century, vol. 1,

1939; B. R. Mitchell, ed., Abstract of British Historical Statistics, 1962

から、次の商品の価格指数を算術平均。分

子 銅、錫、鉛、石けん、ロウ、皮革、

塩、鉛、石炭、毛織物四種(計 13 品目)。

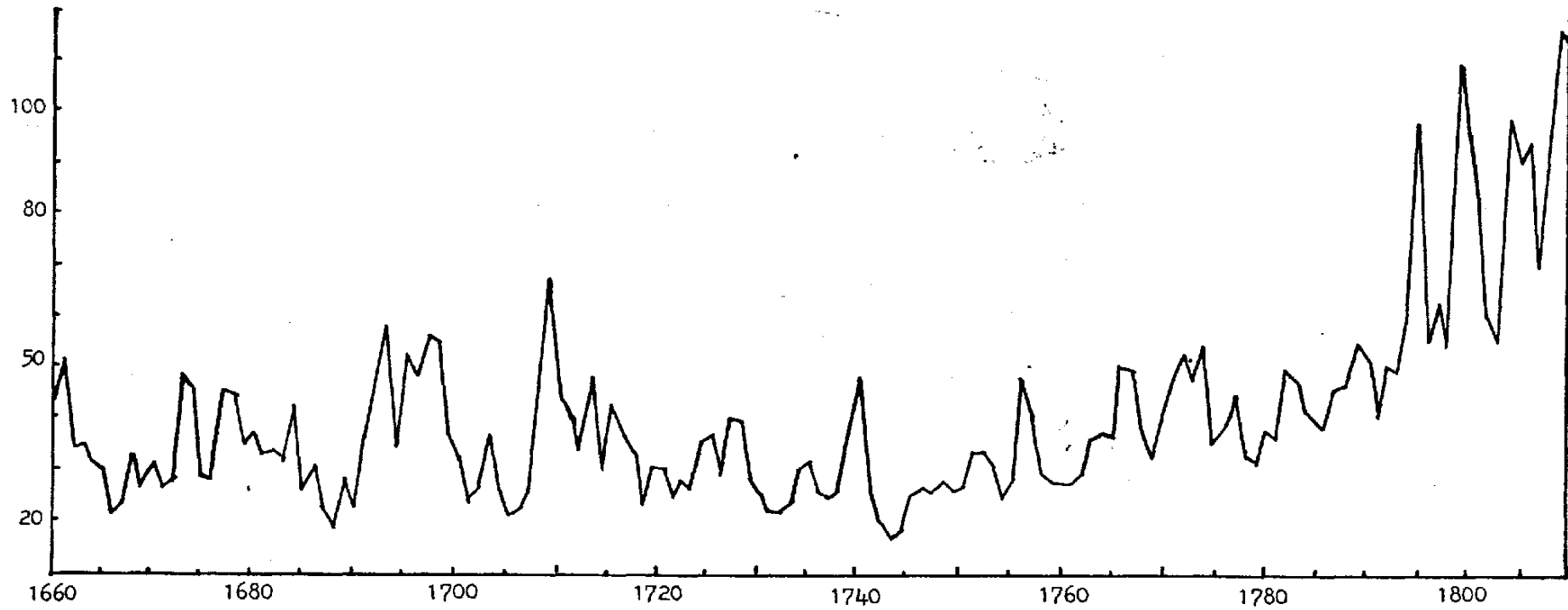
分母 1 イートンなど 3 つの小麦価格。

三 穀物生産と人口

後掲の表51(1)にみるように、一七世紀後半・一八世紀前半といえは、イギリスが大規模な穀物輸出国となっていた点で、この国の歴史上きわめてユニークな時代であった。一八世紀前半にはその規模は、国際収支の均衡に決定的な役割を果たし、ポンドの為替レートを左右しかねないほどであった。輸出は、主として従来の最先進地域で、いまや「ヨーロッパ世界経済」の「半辺境」と化しつつあった地中海沿岸にむけられたものである。

ところで、このように大規模な穀物輸出はなぜ可能になったのか。まず考えられるのは、穀物貿易政策の転換である。⁽²⁾なお飢饉すらみられたテューリ朝や初期ステュアート朝下にあつては、輸出を抑制し、消費者の保護を図らうというのか、穀物貿易政策の基本となつていた。⁽³⁾議会の圧力を受けて、一五五五年、六三年、九三年、一六〇四年、二四年等々に輸出加許可される穀物価格のラインが引上げ

図3-5 ウィンチェスターにおける小麦価格 (s/gr)



[出典] B.R.Mitchell, Abstract of British Historical Statistics, 1962, pp.484-87.

られてはきたが、実際の穀物価格がこのライ
 ンを下回ることはまれだったから、事実上は
 輸出が抑制されていたのである。しかし、王
 政復古以後になると、当局の政策は一六六三
 年、七〇年、七三年、八九年などの諸法令を
 通じて、地主と生産者側の利益保護に傾斜し
 てゆくこと、周知のとおりである。^念「穀物輸
 出奨励金制度」に象徴されるこの現象は、革
 命政権や王政復古政権の性格を考えるうえで
 決定的な意味をもつてよいよう。つまり、そ
 こでは、テューター朝^{ナポレオン}を維持していた「
 福祉」政策的な要素が欠落し、地主・農業資
 本家的——ジエントリ^{農地所有}的——な利害がストレ
 ートに立ち表われているのである。
 とはいえ、新たな政策が国内の消費者を犠
 牲にして輸出ドライヴをかけた、とは考え難
 い。図3-1(5)にみるとおり、穀物価格そのも
 のは着実に下降線を辿っていたのだから、
 人口一人当りの穀物生産量が増えたのだと考
 える以外にない。「飢餓輸出」の可能性はま

おないのである。この時代がジンとビールを中心とするアルコール性飲料の急速な普及期にあたり、穀物需給のバランス変化を示唆している。穀物価格は長期低落の傾向を示したばかりでなく、短期変動の変動幅も縮まり、安定性を増している。

このような穀物価格の長期低落傾向は、農業不況の証拠といえるだろうか。一七世紀中頃から一八世紀中頃まで、西欧全域に農業不況があつたというのはS・フアン・バートで

ある。^金バートによれば、この間に人口増加が停止したために穀物需要が伸びなくなり、価格が下落した。このために南穀、干板などは停止され、耕地面積もふえず、穀作が不振となつて畜産などへの転換が起こる。農業所得の減少を補完するものとして製造業が発達する。オランダはこの典型的な例だ、というのだ。

確かにイギリスでも穀物価格は低下したし、耕地の牧場化も認められる。しかし、それは

ミドランドから北の粘土質^{クレイランド}地帯に限られてお
 り、首都や国外市場に近い南部や東部の^{ライト}軽質
 土地^{ソイル}帯では、遂に耕地が拡大し、穀草式農法
 などの新農法が普及した。したがって、イギ
 リス農業には地域特化の急速な進展は認めら
 れるが、⁽⁵⁾バートのいう「収縮」は起らなかつ
 たのである。

一六五四年に著名なウエストンの農書が上
 梓されて以来、王立協会を中心に、飼糧用作
 物の栽培を軸とする改良農法を勧める農書の
 類が奔流のごとく溢れはじめる。カブの栽培
 もすでに一六五〇年代のサフォーク州で確立
 しており、ノーフォーク州にも拡大しつつあ
 った。カブの栽培による家畜飼育の改善を前
 提としたノーフォーク農法が穀物の生産にも
 驚異的な効果をもたらしたことは、いうまで
 もない。従来、こうした農法の革新は、一八
 世紀後半にしか一般化しないと主張されてき
 た。⑥「カブのタウンゼンド」や「ホーカムの
 クック」が新農法の最初の導入者でないこと

は当然としても、新農法の採用には困い込み
 が不可欠な前提条件であった。しかし、開放耕地では
 の主な理由であった。しかし、開放耕地では
 新農法の採用されないといいのは、まったく
 事実には反する。東部や南部の新農法が、ミド
 ランドなどの粘土質地帯の農民にとつていか
 に早くから脅威となつていたかは、一六八〇
 年代にその禁止法がしばしば提案されたこと
 でも分かる。⁽⁷⁾

農業を収縮させて東欧からの食糧輸入に依
 存させるようになったオランダや、農業の
 生産性にみるべき改善がなかつたフランスな
 どと対照的に、イギリスでのみこのような改
 良が可能になつたのはなぜか。王政復古以降、
 地主支配体制スクリューアラキの成立過程で地租をテコとする
 大地主による土地集積が進行した⁽⁸⁾ことか、ひ
 とつ背景になつてゐることは事実であろう。
 また他方では、革命によつて、ほぼ完全に近
 代的な、一元的土地所有権が成立したことも、
 重要であつた。⁽⁹⁾一六四六年の後見裁判所の廢

止などに象徴的にみられる封建的土地所有権の消滅に所有権の一元化は、明らかに地主による改良投資を促進した。ノースラのいうように、財産権のあり方のような「基本的な制度の革新」は、私利利潤と社会的利益を一致させる。この場合でいえば、一元的所有権を確保された地主が、私利利潤の追求をめざしていつその改良投資意欲をもったことか、全体の農業生産の拡大を引き起こし、成長の天井を押しあげたのである。

また、土地集積が進行し、三分割制が成立したことで、大陸にはみられない地主と借地農のあいだの資金分担の慣行が生まれたことも、改良の遂行には好都合であった。すなわち、イギリスでは土地改良のための固定資本は一般に地主が負担し、借地農は運転資金を負担することになるのである。穀物価格が低落し、経営環境が悪化したとき、主として改良投資を行なったのは地主である。大地主の収入源は地代に限られていなかっただから、そ

れが可能になつたのである。彼らの所得は官
 職、軍のおスト、植民地、商業、国債などが
 らも大量に得られた——この意味では、農業
 改良も「商業革命」とまづたく別個の現象で
 はない——から、彼らだけはこうした不利な
 環境のもとでも改良投資ができたのである。⁽¹⁰⁾
 イギリスでは土地が与える特有の社会的権威
 のために、成功した大商人がことごとく土地
 購入にむかい、産業にはむかわなかつたと非
 難されることが多い。しかし、商人の経営手
 腕と資本が土地にむかつたからこそ、この決
 定的な時代に、ひとりイギリスのみが改良投
 資をすすめたのだともいえよう。

穀物価格の長期低落傾向下の生産拡大とい
 う一見不可解な現象は、こうして生じた。穀
 物価格の低下は非農業セクターに有利な、ま
 た社会のより下層の部分に有利な所得のシフ
 トを惹き起こした。一六二〇年以前に有利な
 所得分限に浴していた地主、農業企業家層に
 比べれば、彼らの貯蓄性向は低く、所得のほ

とんども消費してしまふ傾向がある。したがって、このような所得分配の型は、国内市場の拡大をひきおこす。「生活革命」のひきつ前提かここにあった。もちろん、価格とコストの差が縮むにつれて、このような改良を断行しえなかつたミドランドの穀物生産は没落し、より有利な牧畜業に転換するか、製造工業を展開する以外になくなつたことも事実である。

バートがこの時代の西欧農業を「不況」とした際、その原因とされたのは人口の停滞であつた。穀物需要の水準を決定する最大の要因が人口であることは間違いないのだから、イギリスの人口動態にも一瞥を与えておくべきであらう。第一章に掲げた図1-1(4)で明らかなるように、一七世紀中葉以後、一八世紀四〇年代までは停滞が明らかである。⁽¹¹⁾一七世紀末にかんするグレゴリ・キングの推計は、多少の下方修正はなされたものの、ほぼ正確とされているし、⁽¹²⁾一八世紀の人口動態について

は、周知のように洗礼と埋葬の一〇年おきの件数が残っており、ケンブリッジ・グループの集めた上記のデータともあわせて、大まかな動向にかんしてはほとんど異論がない。ただし、一七世紀については、世紀初頭の人口をどの程度に推定するかによって、多少の異説もないわけではない^(註)か、全体としてはほぼこのように理解して差し支えあるまい。

一七世紀中頃に人口動態の転換点があり、それまでの激しい人口増加が停止したのだとすれば、その原因は何だったのか。

一般的にいつて工業化前の社会には、出生率の増加を人口増加の呑み込みにという根強い傾向があったと考えられる。総量指標の上昇があつても、一人当りの指標は一定限度を越えては上昇しないのである。この傾向は、出生率、死亡率の両面から説明することか可能である。死亡率の側では、食糧供給と疫病が決定的な要因と考えられている。他方、出生率からはフギのようにいうことかできる。

一六・七世紀のイギリスでは、庶民の家庭は平均家族数が五人以下の単核家族が一般的であった。⁽¹⁴⁾ 下層民の子供はより上流の家庭に「サーヴァント」として組み込まれていたからである。彼ら「サーヴァント」は総人口のおよそ一五パーセントにも達したから、「雇主」の家族構成員とみなされていたのである。しかも、彼らは結婚すると日傭いなどの労働者となり、独自の家族を構成した。⁽¹⁵⁾ このような社会的習慣のもとでは、男子にとって結婚とは、

は、独立の家計を維持する責任を負うことであつた。つまり、その時代の社会の一般通念としての最低生活水準以上の線で妻子を扶養しうること、これが結婚の前提条件となつたのである。したがつて初婚年齢、ことに男子のそれは経済的自立の可能性によつて大きく左右されたといえる。ギルドの徒弟条項などの程度嚴格に適用されたから、⁽¹⁶⁾ といったことも、この観点からみて重要である。

しかし、たとえこの要因がある程度意味を

もつていたとしても、男子の初婚年令の変化
 の出生率をそれほど左右したとも思えない。
 それよりは、女性の初婚年令と平均出産回数
 とが、より直接的に出生率を規定している
 ことは当然である。生活水準を維持するため
 に、女性が結婚を遅らせたり、出産を控えた
 りするとすれば、それこそ人口動態に直接は
 らね返ってくるはずである。

したがって、結局、疫病のような経済外的
 要因を別にすれば、(a)食糧供給の増減に起因
 する栄養状態の変化に伴う死亡率変動、(b)サ
 ーミアントの独立の機会の変動にもなる初
 婚年令の変動、(c)経済変動に伴う既婚夫婦内
 の出産回数の変動、(d) (a) や (c) の前提となる、
 一般的な生活水準についての社会通念の変動
 などが、前工業化社会における人口変動の経
 済的要因ということになる。(17)

いま問題の一七世紀中頃のイギリスでは、
 これらの要因のうちどれが強く作用したのか。
 穀物価格は低下傾向にあったのだから、食糧

供給のレカエルからすれば、人口増加率の低下ではなく、その上昇を措定しなければならなくなる。したがって(a)の説明は成立しない。また、南部や東部における農業改良は労働集約的であつたから、むしろ雇傭が促進されたし、ギルド規制もとくに強化されたとは思えない。したがって、穀作の衰退したミドランドを別にして——ここでは農村工業の雇傭があつた——、雇傭の減少によるサレウポイントの独立の機会⁽¹⁸⁾の減少といつたための説明もとりにくい。

ここで参考になるのが、極限された範囲のデータではあるが、「家族復原」の方法を用いたデウオンシア・コリトン教区にかんする上述のリグリの研究である。この教区では、全国的な趨勢と軌を一にして、疫病の流行した一六四五—四六年から洗礼数か埋葬数を下回りはじめ、一七三〇年代までこの状態が続いた。この間に女性の初婚年令は二七才前後から三〇才へ上昇し、男子のそれを約二才ほど

上回ってしまふ。ちなみに、男性の初婚年令
 には目立った変化はない。出生数の減少は、
 女性初婚年令の上昇によつて十分説明できる
 か、既婚女性の平均出産回数の変化によつて、
 それが増幅されていた。年令別出産率の曲線
 や初婚年令別の出産状況、出産間隔の差など
 をも考慮に入れると、この時期の晩婚、出生
 数の低下は意識的な家族数の制限の結果であ
 るように思われる。たとえば、三〇才未満で
 結婚した女性か、初婚年令三〇才以上の女性
 に比べて三〇―四九才での出産率が著しく低
 いこと、前者の出産間隔が異常に長いこと、
 また前者は平均三七・六才で末子を産んでお
 り、より晩婚の女性より五才も早くなってい
 るなど、この教区にかんする限り、一七世紀
 後半の人口減少は明らかに意図されたもので
 あつたことを示す証拠は多いのである。(19)
 とは、出産と生活水準の維持・向上というニ
 ヲの選択子のあいだで、そのビハイワイアを
 変えたのだ。

もとより、南西部の辺鄙な一教区の証拠を
 全国に敷衍するのはいささか大胆にすぎもし
 ようが、さりとしてこれに代る説明もないうえ
 に、この説明は他のあらゆる状況証拠——た
 とえば、穀物の余剰、生活水準の上昇を示す
 「生活革命」など——にも、きわめて適合的
 なのである。したがって、この頃から、生活
 水準を考慮して出産を制限するという選択が、
 大まかな意味で定着したのだ、と考える以外
 はない。上記の四つの要因のなかでは、結局

(4)こそが決定的だったのではないか。これが
 とりあえずの結論なのである。他の三つの要
 因——つまり一言でいえば「経済不振」——
 によって人口の減少ないし停滞が強制された
 のだとすれば、「生活革命」に如実に示され
 た生活水準の向上はとうしても説明できない。
 経済外の要因にしても同じで、たとえばこれ
 ほど長期にわたって人口を抑制しえた疫病は、
 この当時認められない。経済外要因でもっと
 も重要なのは、重商主義帝国の形成過程に肉

連した対外移民である。新世界やインドへの
 移出人口は年々数千人には達したから、これ
 が一定の意味をもったことは否定しえない。
 しかし、移出民数も、数の上でもっとも重要
 な新世界むけ年季契約奉公人の推計からすれ
 ば、そのピークは王政復古の前後と一七七〇
 年代にあつて、人口停滞の続く一六八九年か
 ら一七六八年頃まではその水準は高くない。⁽²⁰⁾
 それゆえ、イギリス人が一般に生活水準と
 人口にかんする選択——^{マシタリ}心性——と称すべき
 か——を変えたと考えられるが、もっとも適切な
 のだが、ひとたびこのような選択が定着すれ
 ば、もはや社会全体の生活水準を押し下げる
 ような人口増加は起こりえない。じつさい、
 一八世紀中頃に人口がふたたび増勢に転じた
 ときも、一六世紀のようにそれが生産の増加
 を追いつくようなことはなかつたのである。⁽²¹⁾
 こうして、一六六〇年から一七三〇年代ま
 でのイギリスでは、人口停滞と農業生産の拡大
 の相乗効果によつて、農産物に余剰が生じ、

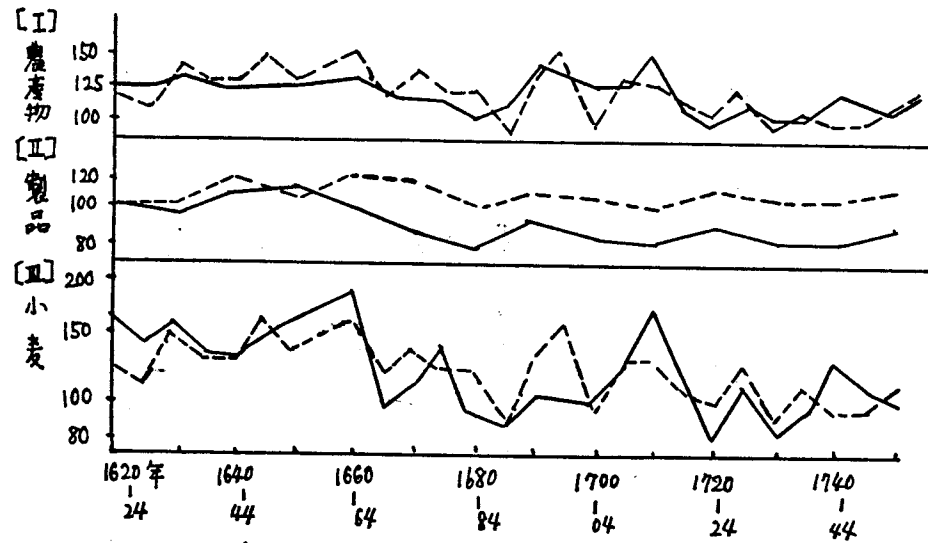
表 3-1 製品価格比較表 (1721-45年:100)

	石ケン		塩		皮革		銅		ロウ		鉄製品		ファステ イアン		スズ		鉛		サージ		クロス		カー ジー			
	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オラ	英国	オランダ	英国	英国のみ					
1620-59年	147	85	175	38	85	88	96	129	122 (74)	119 (鉛)	92	141	101	94	104	(a)	(b)	92	97	116	230					
1660-79年	120	69	147	55	151	97	94	100	122	127	122 (釘)	69	131	103	110	125	99	176	136	113	93	104	205			
1680-99年	118	75	140	77	121	92	94	96	100	113	112	109	85	67	94	102	108	82	89	98	137	127	108	105	100	171
1700-29年	122	90	117	111	116	103	98	107	105	109	107	111	94	78	100	99	104	86	93	97	102	135	100	120	100	119
1730-59年	104	104	102	102	114	101	93	93	104	102	107	96	97	101	100	99	100	103	108	100	98	85	100	99	100	97

[出典] 図 3-(6) に同じ。

鉛、スズはオランダの数値も英国からの輸出品。
サージ(a)と同じ動きをするものは他に一例しかなく、(b)と同じ動き
のものは他に三例以上ある。オラ=オランダ

図3-(6) 英・蘭物価比較(指数)



— アムステルダム
 --- 南イングランド

I: 小麦(イギリス), 農産物(アムステルダム) 1721-45年:100
 II: 製品(イギリス), 非農産物(アムステルダム) 1620-29:100
 III: 小麦(イギリス), 小麦(アムステルダム) 1638-42:100

[出典] Mitchell & Deane, Abstracts of British Historical Statistics, 1962; W. Beveridge et al. Prices and Wages in England, vol. 1, 1939; Posthums, Inquiry into History of Prices in Holland, vol. 1, 1946 などから作成。
 IIのイギリスは9品目, IIIのオランダは4品目(table 1, 7, 8, 11)を合成。

その価格が低落した。この時代のイギリスで農産物と工業製品の相対価格が、前の時代とは逆の方向に動きはじめた理由の一部はここにある。しかし、同じ指標がこの時代にイギリスとアメリカでも逆方向に動いているという、最初にあげた問題の説明としては、この事実はあまり有効でない。というのは、図3-1(6)にみるとおり、農産物（穀物）の価格はアメリカでも同じように低下している、両地で決定的な差を示さないからである。

したがって、説明の大半は逆の方向——工業製品価格——に求めなければならない。図3-1(6)は、非農業製品（工業製品）の価格がイギリスではあまり下らなかったことを示している。この指数ではすでにふれたように、商品構成に差があるか、商品別の比較表を作成してみても、大筋においてこのことが確認できる（表3-1(4)）。とすれば、イギリスでなぜこのように製品価格が低下しなかったの

か。これらの以下二つの節の課題となる。

註

(1) R. B. Outhwaite, 'Dearth and Government Intervention in English Grain Markets, 1590-1700', Econ. Hist. Rev., 2nd ser, vol. XXXIV, no. 3, 1981, pp. 389-406.

(2) 田中豊治『イギリス絶対王政期の産業構造』
〈岩波書店、一九六八年〉、一二二頁。

(3) D. G. Barnes, A History of the Corn Laws 1660-1846, (1930), 1965, pp. 8-11.

(4) S. V. Bait, 速水融訳『西ヨーロッパ
專業発達史』日本評論社、一九六九年〕
ニテ。頁。

(5) 以下の記述は主として、次の諸著作による。

A. H. John, op. cit. (J. E. H., 1965); id., 'The Course of Agricultural

Change 1660-1760', in L. S. Pressnell, ^(ed.) Studies in the Industrial

Revolution, 1960; E. L. Jones, op. cit. (J. E. H., 1965); id., 'English and

European Agricultural Development 1650-1750', in R. M. Hartwell, ed.,

The Industrial Revolution, 1970; id., Agriculture and the Industrial

Revolution, 1974; J. D. Chambers & G. E. Mingay, The Agricultural

Revolution, 1750-1880, 1966; G. E. Minney, The Agricultural Revolution, 1977.

(6) 飯沼二郎『農業革命論』(未来社、一九六七年)、ハ三一ハ五頁。しかし、この見解

はイギリス人の研究者のあいだでも一般的であった。cf. J. Thirsk, English Peasant Farming, 1957, pp. 205-06.

(7) E. L. Jones, op. cit. (1970), p. 60.

(8) H. J. ハバカフ、拙訳『十八世紀イギリスにおける農業問題』(未来社、一九六七
年)、第一論文。

(9) 権名重明『近代的土地所有』(東京大学出版会、一九七三年)、第一章。

(10) E. L. Jones, op. cit. (1970), pp. 66-70.

(11) 安元稔『近世英国の人口——家族復元 (Family Reconstitution) の試み——』(『社会経済史学』

三九卷一号、一九七三年)は、ヨークシア
についてモリグリのコリトンにかんする分
析に似た主張をしている。

(12) キング推計の精度については、G. S. Holms, 'Gregory King

and The Social Structure of Pre-Industrial England', T. R. H. S.,

5th series, vol. 27, pp. 41-65; D. V. Glass, 'Two Papers on Gregory King',
in Glass and D. F. C. Eversley, eds., Population in History, 1965, pp. 159-
220.

(13) G. S. L. Tucker, 'English Pre-Industrial Population Trends', Econ. Hist.
Rev., 2nd ser, vol. XVI, 1963, p. 211.

(14) P. Laslett, 'Size and Structure of the Household in England over
Three Centuries', Population Studies, XXIII, no. 2, 1969 reprinted in
Laslett and P. Wall eds., Household and Family in Past Time, 1972, p. 138.

(15) P. Laslett, The World We Have Lost, 1965, p. 90.

(16) 「ハバカク・モデル」として知られるもの

着想については H. J. Habakkuk, 'English Population in the

Eighteenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VI, 1953.

このモデルを廻るその後の論争については

拙編著『講座西洋経済史 I — 工業化の始

動 —』(同文館、一九七九年)、ハ三一

ハ五頁。

(17) 拙稿「工業化前史と人口動態」(『イギリス

史研究』五号、一九六九年)、四頁。

(18) 雇傭の不規則性はなくなかなか、全

国を放浪する失業者の群れが縮小したこと

も甚だである。cf. D. C. Coleman, 'Labour in the English Economy of the Seventeenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VIII, 1956; P. Clark, 'Migration in England during the Late Seventeenth and Early Eighteenth Centuries', Past & Present, no. 83, 1978, p. 73.

(19) 異説もなわけではない。R. B. Morrow, 'Family Limitation in Pre-Industrial England: A Reappraisal', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXXI, no. 3, 1978, p. 427.

(20) A. E. Smith, Colonists in Bondage: White Servitude and Convict Labor in America 1607-1776, (1947), 1971, pp. 335-36.

(21) この時代の重要性について cf. J. T. Krause, 'Some

Neglected Factors in the English Industrial Revolution', Journ. of

Econ. Hist., vol. XIX, 1959.

(22) イギリス側では羊毛、オランダ側では毛織物のデータが欠けている。

四 非農業部門のコストと製品価格

工業化前の技術水準からすれば、⁽¹⁾ 二次産業の生産コストを決定的に左右したのは賃金である。利用可能な賃金統計がいずれも多く⁽²⁾ の向題を含んでいることは、すでに指摘した。⁽³⁾ とくに、雇傭の規則性、現金以外の給付の程度、労働者の農業兼業の程度などについての情報が欠けていること加、深刻な欠陥となつて⁽⁴⁾ いる。しかし、労働の価格のいちおうの目安を得るくらいのこと⁽⁵⁾ は容易でもある。図3

1 (7) は E・W・ギルボイの作成したロンドンとランカシアの實質賃金推計である。賃金の傾向を比較するために指数化されているが、絶対的な賃金額はむしろロンドンで圧倒的に高く、中西部ではそれより低いか、北部は⁽¹⁾ 低かつた。⁽²⁾ このため一八世紀前半では、よりよい賃金と雇傭先を求めて労働力の南漸運動とでもい⁽³⁾ うべきもの⁽⁴⁾ が起⁽⁵⁾ ころ、他方では安価な労働力を求める産業の北方への移動が起ころ⁽⁶⁾ った。⁽⁷⁾

図 3-(7) 実賃金推計 (1700年を100とする指数) — ロンドン — ランカシア



[出典] E. Waterman Gilboy, 'The Cost of Living and Real Wages in Eighteenth Century England',

Review of Economic Statistics, 1936

一七三〇年代まではロンドンでもランカシアでも、実質賃金の上昇がみられたが、その後には下降に転じ、一七六〇年頃まで続く。ここまでの両地の実質賃金の動向はほぼ一致しているのだが、そこから先はロンドンの数値が相変らず下降の一途を辿るのに対し、ランカシアのそれは明らかに上昇に転じる。その結果、両地の賃金格差はほとんどなくなったものと思われる。これらの事実がランカシアにおける産業革命の始動を象徴するものであること、多言を要しまい。国内の人口移動の方向も、当然ながら逆転する。

したがって、一七六〇年以前については、ロンドンでもランカシアでも等しく賃金の上昇によるコスト・プッシュアップがみられたことになる。しかし、もちろん賃金コストの上昇をいく分かは相殺する要因もなかったわけではない。たとえば、E・B・シユムペーターの物価統計では、生産者用の「資本金」の価格の方が「消費材」より僅かながら下落の幅が

大きくなっている。(5)

資本そのものの価格が低下したことも、ほぼ通説である。(6) 自己資本への依存度の高いこの時代のイヤリス産業にとって、^子利率が下・S・Pシユトンのいうほど決定的な意味をもつたかどうかは疑問だが、これも労働コストの上昇をいくらかは相殺する要因ではあっただろう。

技術革新についてはどうか。かねてオランダなどの対比では低賃金、高利子率の国であつたイヤリスでは、手労働を機械におきかえる型の革新ではなく、より労働集約的な技術をを用いて、従来のものとはやや別種の商品を作り出すタイプの革新がなされた。^可農業における穀草式農法やノールフォーク農法、新毛織物業などはその典型である。この種の革新が当面、コスト引き下げ要因となつたことは事実である。

しかし、このタイプの革新がすすむと、大量の労働が吸収され、結局賃金の上昇をひき

起す。農業でも事情は同じで、改良農法に
 もとづく農業生産の拡大は労働需要を増した
 か、他方では人口増加は鈍っており、労働不
 足の状態が生じた。工業化前のイギリスで支
 配的であつた「初期ヘンティンソントリ」資本
 本質的に安価な労働に依存し、労働集約的な
 革新をすすめるものであつたとする立場から
 は、図31(1)のような賃金上昇が「危機」の
 証拠と映るのも不思議ではない。
 もっとも、イギリス経済全体にとって、実

賃賃金の上昇がたゞちに「危機」の徴候であ
 るとは言い難い。賃金の上昇は、当然一方で
 は賃金取得者の所得の向上を意味する。この
 時代には、一般的にいつて暴動や騷擾の例も
 少いように思われる。⁽⁸⁾ E・P・トムソンの
 社会史研究によつて、これまで無視されてき
 た多くの叛乱や暴動が明らかにされつつある
 が、なおこの時代が前後の時期に比べて「労
 働者の黄金時代」であつたことはまちがいあ
 るまい。したがつて、実賃賃金の上昇はそれ

自体ではなく、それが継続しえなくなること
 こそが危機なのである。いつさい、ランカシ
 アの産業資本は、その労働節約的な技術革新
 を利用して、六〇年代以降も実質賃金を引き
 上げ続けながら工業化を主導してゆけたのに、
 競争に敗れる「初期資本」を代表していると
 もいえるロンドンでは、実質賃金は著しい下
 降線を描く。それゆえ、むしろ向われるべき
 は、「初期資本」はいかにしてこれほど長期
 の実質賃金上昇に耐ええたのか、ということ
 である。賃金上昇が製品価格の切下げを不可
 能にしていたのに、それかたがちに「危機」
 につながらなかつたのは、ひとつには国内市
 場が拡大したからであるか、それより遙かに
 重要だったのか植民地保護市場の成立という
 事実ではなかつただろうか。

註

①岡田文好『イギリス初期労働立法の展開』

（お茶の水書房、一九六一年）田口勇以
下参照。

(2) E.W.Gilboy, Wages in Eighteenth Century England, 1934, p.220, chart39.

(3) P.Deane and W.a.Cole, British Economic Growth 1688-1959, 1962, pp.115-118.

(4) Gilboy, op.cit., p.221.

(5) E.B.Schumpeter, 'English Prices and Public Finance, 1660-1822', Review of Economic Statistics, 1938, reprinted in B.R.Mitchell, op.cit., pp.468-69.

(6) L.S.Pressnell, 'The Rate of Interest in the Eighteenth Century' in Pressnell, ed., op.cit., pp.179, 211-14; H.J.Habakkuk, 'The Long-Term Rate of Interest and Price of Land in the 17th Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.V, 1952, p.35; K.G.Davies, 'Joint Stock Investment in the Later Seventeenth Century', Econ.Hist.Rev., 2nd ser. vol.IV, 1952, pp.283ff.

(7) B.L.Supple, Commercial Crisis and Change in England 1600-1642, 1959, p.175.
角山栄一イギリス・ブルジョワ革命期の産業問題、(桑原武夫編)ブルジョワ革命の比較研究、一九六四年)三〇七一―二頁。

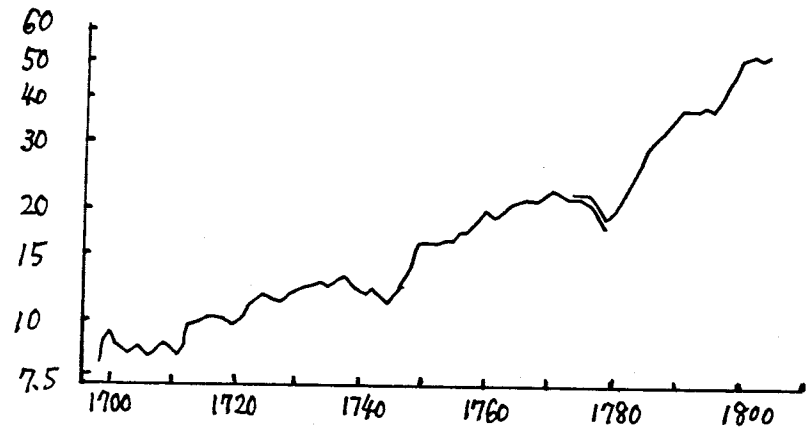
(8) M.Belof, Public Order and Popular Disturbances, 1938, p.10-13, 153-54.

五 7イギリス商業革命

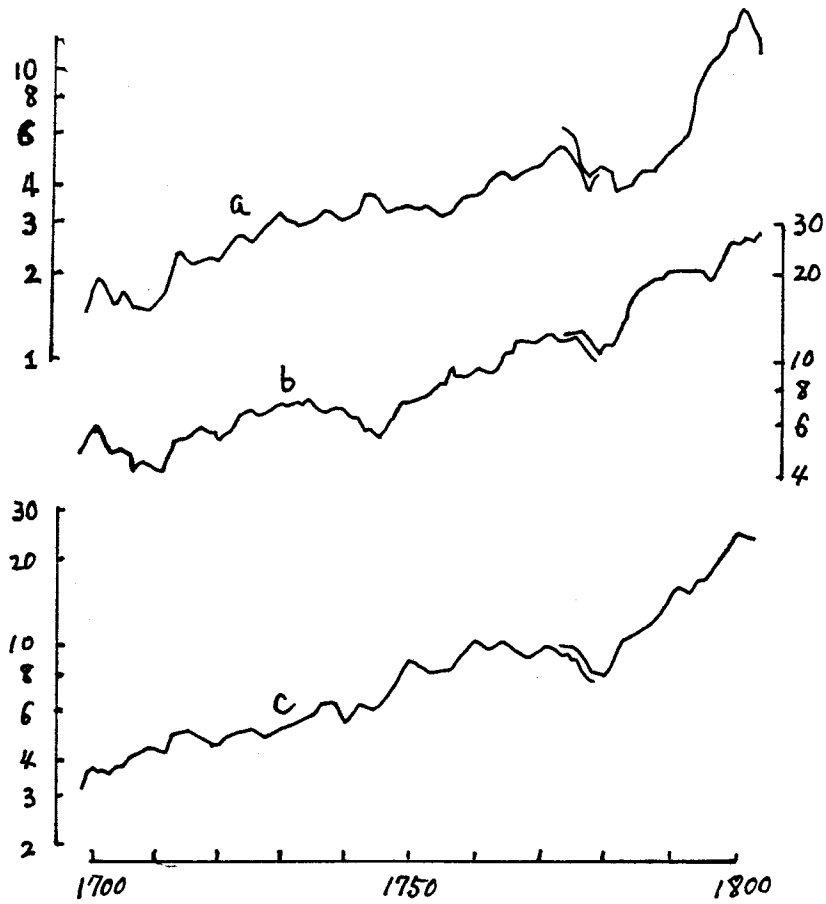
一八世紀前半不況説の主要な根拠の二つは、それが貿易不振の時代であつたという点にある。冒頭に掲げた一書をはじめ、同時代にもさうした議論がなかつたわけでもない。いつさい、一七世紀末から得られる貿易総監^①統計では、一七五〇年頃と八〇年頃に新たに加速された成長が始まつており、一八世紀前半の成長率は、商品価格の公定評価^②の変化を勘案したのちでも高くはない。とくにオニ、四半期にはかなり停滞的なカーがさえ認められる(図31(8)参照)。

しかし、ごく短期的な視野で書かれた同時代の小冊子は別にして、このような貿易不況説は、暗黙のうちに工業化以後の数値との対比で主張されていることが多いものである。貿易総監統計が一七世紀にはほとんど漸減ない関係で、貿易にかんしてはとくにその傾向が強いのだが、物価であれ、人口であれ、貿易であれ、工業化開始後の数値に比べれば、

図3-(8) 18世紀の貿易成長 [三年間移動平均]
(±100,000)



[I] 純輸出+純輸入



[II] a: 再輸出 b 純輸入 c 輸出

表3-(2) 人口と貿易の成長率比 [期末/期首, いずれも3年平均]

	人口	貿易
1701-30年	1.02	1.43
1711-41	0.99	1.76
1721-51	1.02	1.51
1731-61	1.10	1.55
1741-71	1.19	1.91

[出典] 人口: J. Brownlee の推計
B.R. Mitchell, *op.cit.*, p.5.
貿易は 純輸出+輸入

それ以前の変化はほとんどフラットになって
 しまう。このような見方では、工業化前の経
 済変動は明らかなにしない。たとえば、もつ
 とも不振とされる一八世紀末二・四半期でさ
 え、人口増加との対比でいえば(表3-1(2))
 決して不振というほどの状況にはないことか
 分かる。

それどころか、一六六〇年から一七七五年
 に至る期間を全体としてみれば、それは驚異
 的な貿易成長の時代だったのである。圧倒的
 な比重を占めたロンドン港⁽³⁾の貿易額(輸出十
 輸入)は一六四〇年から一七・八世紀の交ま
 りに三倍となり、また後者の時点からアメリ
 カ独立戦争直前までに、スコットランドを除
 く全国の貿易量はさらに二・五倍になった。
 ピューリタン革命前のほぼ一世紀近くの間
 だ、貿易量がほとんど停滞的であったことと
 対比すれば、まさに「爆発的」といってよい
 成長ぶりである。ハモンド夫妻やR・デイヴ
 イスがこの現象に「イギリス商業革命」の名

を与えたのも、けだし当然であろう。

この現象の立ち入った分析はオニ部で行なうが、以下、このような貿易の成長を可能にしたメカニズムと貿易の成長が国民経済全体に及ぼした影響について、この章の議論に必要な限りの事実を提示しておく。

後掲表5-1(1)が示すように、ほとんど工業製品から成る純輸出、つまり国内生産物の輸出はほぼ順調な成長を遂げているのだが、それより断然顕著なのが砂糖、煙草、綿布などを軸とする再輸出、中継貿易の成長である。

後者は、一六四〇年のロンドンで総輸出の數パーセントにすぎなかつたものが、一七世紀末にはロンドンで四〇、全国でも三〇パーセントを占めるに至つた。その後も少なくとも総輸出の成長に見合う程度の成長率が維持された。これを反映して輸出・入り地域別構成でも、王政復古後は一七世紀前半の地中海市場のシェア拡大を上回る勢いで、非ヨーロッパ世界——東・西インド、北米大陸——の

比重が高まってゆく（後掲表51(2)）。
 しかし、このような再輸出（中継貿易を軸
 とする貿易の拡大は、イギリス国民経済にと
 ってどんな意味をもっていたのか。デイカイ
 スをはじめ、イギリス人の研究者がこの発展
 を肯定的に捉えているのに対し、わが国では
 一般に、中継貿易のシェアの拡大は、国民経
 済を「オランダ型」にむかわせる危険な徴候
 とさえみなされてきた⁽⁵⁾。このような評価は承
 認できるだろうか。

この向に答える——つまり、中継貿易の意
 義を探る——ためには、輸出の内容の検討か
 ら始めなければならぬ。一七世紀前半まで
 はほとんど唯一の輸出品であった毛織物は、
 世紀後半の四〇年間で三〇パーセントほど輸
 出がふえ、激烈な競争に晒された対仏輸出で
 さえ、少なくともチャールズ二世の治世のあ
 りだは、品種は一変したか大いに繁栄してい
 た⁽⁶⁾。未仕上げ・未染色の旧毛織物から完成品
 に転換したことで、その雇傭創出力は貿易統

計が示唆する以上に増大したであろう。一八世紀前半にも、毛織物輸出は二〇、三〇年代を除き、着実な成長を遂げたといえる。しかし、着実な毛織物輸出の成長は、毛織物以外の製品へ以後「雑工業製品」と称すの激増ぶりに比べるとあまりにも影が薄い。絹や綿などの織物、鉱物類、ガラス、皮革、石けん、ロウソクなどのほか、貿易総監がいろいろ品名を列举しなかつた多種類の製品からなるこの項目は、一七世紀後半の四〇年間にロンドンからの輸出が一〇パーセントふえた。一八世紀の成長ぶりはさらに顕著である。ところで、雑工業製品のこのような急成長を支えた市場はどこにあつたのか。いふまでもなくそれは、西インド諸島と北米の新市場であつた。一七世紀末で毛織物については一〇パーセントのシェアをしか占めなかつたヨーロッパ外市場が、雑製品にかんしては四〇パーセント近くを占めたのである。アメリカ独立戦争前には、旧ヨーロッパ市場の

二・五倍の雑工業製品が新市場に流れた。(6) 毛織物という単一商品——これも半完成品——の輸出に依拠した経済構造は、新世界の保護市場をテコとして、しだいに転換させられていったのである。

しかも、初期の西インド諸島や北米植民地では、極端な正貨不足のために、砂糖や煙草が通貨代りに用いられるほどであり、奴隷を供給した王立アフリカ会社の例に典型的に表われているように、植民地貿易はある程度バ

クター方式を採らざるをえなかったという事実もある。(8) したがって、イギリスによる植民地物産の再輸出貿易とは、つまりところ植民地に輸出された工業製品の価値実現の過程にほかならなかつたのである。(9) イギリスから雑工業製品の割合の著しく高い製品輸出が植民地に対して行なわれる。その対価として、煙草や砂糖が戻ってくる。その一部は国内で消費され、イギリス人の生活パタンの著しい変化に生活革命をもたらすか、残りは大陸な

いに再輸出される。この一連の過程が「イギリス商業革命」の基本である。こうして実現された価値の大きさはどれくらいだったのか。史料の性格上、貿易差額を正確に算定することは困難だが、単純に輸出+再輸出-輸入という演算を行なうと、一六九九-一七〇一年では大幅な黒字になるのか対西欧貿易と対南欧貿易のみで、その黒字の半額は煙草、砂糖を含む食糧品の輸出と再輸出からきていることが分かる。

それゆえ、再輸出貿易の成長は、イギリス経済の「オランダ型化」を意味する危険な徴候などではなくて、雑製品輸出の成長、ひいては「単一商品輸出型経済の不安定性」の克服、服の産業の複数化、輸入代替産業の発展などを誘導するものだったのである。ここにいう雑工業製品の多くが、「早期産業革命」において成立した新興産業の製品であったことはとくに注目しよう。

「商業革命」をもたらした「産業の複数化」

は、輸出品の製造業や輸入品の加工業だけに
 はとどまらぬ。海運・造船業の展開は、他
 のいかなる部門より大きな影響を受けた。イ
 ギリスの商船保有高は、一五八二年に六・七
 万トン、一六二九年に一・五万トンであつ
 たが、一六八六年には三四万トンに達し、そ
 の後戦争のために後退したこともあるものの、
 一七五一年には四二・一万トンになつてい
 海軍の船舶保有はそれ以上のペリスで増えた
 から一五八八年一・二万トン、一六六〇年
 五・七万トン、一七二七年一七・一万トン、
 ポーツマスやプリマス、チャタムのような造
 船都市が突如として出現し、これらの船舶に
 雇傭される船員が大きな社会層をなすに至つ
 た。一六七〇年代初めにW・ペティは全国の
 船員数を四ないし四・八万人と見積り、その
 需要に至つては七万人以上のほろ、として
 いる。一六八八年のG・キングになると、商
 船員だけで五万家族をかぞえており、これは
 イギリスの全家族数の四パーセント、非農業

家族の一〇パーセントにもあたる。⁽¹⁴⁾ また一六六四年、ペーイは全国の家屋の価値を約三〇〇万ポンドと推算し、これに対して⁽¹⁵⁾ 船舶を三〇万ポンドの資産とみなした。

海運業のこのような急成長は、海運・造船資材の輸入源であるイーストランド貿易を発展させた。逆にいえば、この貿易は、植民地貿易と並んで海運業の成長を促進する二本の柱を形成したのである。⁽¹⁶⁾ 企業としての海運業は、それほど大きな利潤をあげたわけではな

いが、⁽¹⁷⁾ 関連業界を含めてそれが創出した雇用の量は膨大であり、それがイギリスの経済成長に果たした役割は測り知れないものがある。ほとんどつねに赤字であったと思われる貿易収支を補填していたのも、この海運業であったはずである。

「イギリス商業革命」の名のもとに論ずべき問題は、なお多数ある。とりわけ新世界における生産活動の基礎となった奴隷貿易や年季契約奉公人の移民問題などが重要である。

しかし、詳論は才二部に譲り、ここでは製品
 価格をあまり低下させられなかったイギリス
 工業が、十分に自己を維持しえた理由のひと
 つ——最大の理由——として、植民地をけ雑
 工業製品輸出、植民地物産の再輸出業の成長、
 それらを前提とする産業複数化の過程があつ
 た、という点だけを取りあげたのである。
 しかし、このことだけからみても、この時
 代が経済不振の時代であつたと決め込むこと
 ができない事情が理解されよう。ただし、と
 きとして聞かれる次のような主張は、まった
 くの誤解である。たとえばこうだ。初期の産
 業資本の優越性のゆえに、イギリスは「諸国
 の保護主義にもかかわらず、その製品自体に
 よつて一八世紀初頭以来着々と世界の市場に
 浸透しつゝあつた。へすなわちその限り、必
 ずしも旧帝国を必要としなかつた」(「内も
 原文のママ」⁽¹⁸⁾と。このような主張はほとんど事
 実の逆というほかない。現実のイギリス製品
 は、低コストという利点をしだいに喪失し、

大陸諸国の保護主義の壁を容易に突き破れな
 かったのである。もっとも競争力の高かった
 毛織物でさえ、北部および北西部ヨーロッパ
 への輸出は一八世紀になるとむしろ後退して
 いる。全体としての毛織物輸出は一六九九年
 から一七〇一年に年平均三〇〇万ポンド、一
 七四〇―一四二年には年平均三九〇万ポンドで、
 一〇年当りセパ―セント弱の成長率―途中
 に停滞期がある―を示すか、これを支えた
 のは南欧と植民地の市場であつた。一六九五
 年から一七四一年までに一〇年平均ハパーセ
 ントの羊毛消費量の増加があつたとするデー
 ーの推計があつていとすれば、国内市
 場も順調に成長していったものと推定される。
 ヨーロッパ市場への依存度が断然高かつた
 毛織物でさえこうだから、圧倒的に植民地市
 場に依存していた雑工業製品輸出の急成長と
 併せて考えれば、新たに成立した植民地保護
 市場の意味は決定的である。それあればこそ、
 イギリス経済はこれほど長期にわたつて、突

質賃金を上昇させ続けることができたのである。

註

(1) 「貿易総監 (Inspector-General of Imports and Exports)」

職は一六九六年に設立され、一七〇二年まで継続した。この間の事情については、G.N.

Clark, Guide to English Commercial Statistics 1696-1782, 1938, pp.1-44.

(2) See E.B.Schumpeter, ed., English Overseas Trade Statistics 1697-1808,

1960, tables XLVI and XLVII. 勘案の試みは、P.Deane & W.A.

Cole, op.cit., pp.315-17.

(3) 後掲表5-14の一六九〇-一七〇一年にかんするロンドンと全国の数値を対比せよ。

(4) J.L. & B.Hammond, The Rise of Modern Industry, 1925, pp.22-23; R.Davis, A Commercial Revolution, 1967, p.3.

(5) このような解釈は、ほんらいもっとも遠い位置にあるはずの角山栄「アイルランド羊毛工業の抑圧——イギリス重商主義」(『立命館経済学』、一巻一・二号、一九六

一年)、二四九頁、などにも認められる。

(6) 後掲表5-1(4)参照。

(7) C.P.Netteis, 'The British Policy and Colonial Money Supply', Econ.

Hist. Rev., vol. III, 1931, p.48; id., 'British Payments in the

American Colonies, 1685-1715', Eng. Hist. Rev., 1933, p.232.

(8) K.G.Davies, The Royal African Company, 1957, pp.316-17.

(9) 宇治田高造『重商主義植民地体制論』I、

（青木書店、一九六一年）、二一五頁。

(10) R.Davis, The Rise of the English Shipping Industry in the 17th
and 18th Centuries, 1962, p.27.

(11) Bal. Krishna, Commercial Relations between India and England, 1601-
1757, 1924, p.232.

(12) C.W.Chalklin, 'The Making of Some New Towns, c.1600-1720', in Chalklin
& M.A.Havinden, eds., Rural Change and Urban Growth 1500-1800, 1974, p.
237; P.Clark, English Towns in Transition 1500-1700, 1976, pp.37-38.

(13) W.Petty, Political Arithmetick, 1690 (C.H.Hull, ed., Economic Writings
of Sir William Petty, 1899, vol.1.), p.276.

(14) G.King, Natural and Political Observations and Conclusions:.., 1696
(G.W.Barnett, ed., Two Tracts by Gregory King, 1936), p.31.

(15) W. Petty, Verbum Sapienti, 1691 (Hull, ed., op. cit.), p.106.

(16) R. Davis, 'Merchant Shipping in the Economy of the Late 17th Century',
Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. IX, 1956, p.70.

(17) id., 'Earnings of Capital in the English Shipping Industry, 1670-
1730', Journ. of Econ. Hist., vol. XVII, 1957, pp.424-25.

(18) 小林昇「重商主義解体期の研究」(未来社、
一九五五年)、一二頁。

(19) P. Deane, 'The Output of the British Woollen Industry in the Eighteenth
Century', Journ. of Econ. Hist., vol. XVIII, 1957, p.220.

第四章 「商業革命」の世紀(二)
— 工業化の起点 —

「……日イギリス国民が商業繁栄の頂点にあったのは名譽(名譽)革命の頃であった」といわれる。確かに、……この革命の直後から勃発した戦争によって、この国の商業は測り知れない不利益を被った。しかし、もっと長期の見通しをつけるべく、統計表(によって)……二六八年度の繁栄と一七七四……年の数値とを比べると、後者の交易量はまさに天をつく勢いであることが分かる。……かつては絶頂とみえた点か、いまではどん底のようにみえるのである。(1)

(G. チャーミス日イギリス国力論)

一七九四年刊)

一 はじめに

計量史の観点からすれば、産業革命ないし工業化の起源とは何であつたのか。A・ルイスやW・W・ロストウにあつては、生産的投資が国民所得の10パーセントを越えることで、人口動態にかかわりなく一人当りの生産量の「持続的成長」を保障することか、才一の要件となつていくこと、すでに常識である。しかし、ルイスやロストウの論理構成に替成(替成)であれ反対であれ、そのような理論モデル

ルかとうてい実証不能である、というのか大
 方の実証史家の立場である。実際には、国民
 生産の規模を推測するのさえ容易ではない。
 まして、資本形成率を計算することなど、一
 ハ世紀にかんする限りまず不可能である。一
 ハ世紀の資本形成を扱った研究は、なおいず
 れも予備的な考察にとどま^へっている。したが
 って、従来の計量史的立場からする産業革命
 論は、ソフイステイケイトされた理論とは別
 に、たんに生産量や貿易量の成長率の急速な
 上昇点をとらえて、その始期と稱してきたに
 すぎない。ロストウは彼自身のモデルに従っ
 て一七八三年を「離陸」の始期と^③したか、一
 ハ世紀史についてはいつそうの専門家である
 H・J・ハバカクとP・ティーンはこれを批
 判し、結局持続的成長の始点を一七四〇年代
 に^④措定した。計量史的にはこれか^⑤とつ^⑥の定
 説となっているといつてよい。

もっとも、その際後者が依拠したのは「一
 人当り」の指標ではなくて、総量^⑦の指標であ

ったのだが、経済成長の基本的な指標はあくまで「一人当り」のそれであるべきだし、その動向が明らかにならなければ、産業革命研究の重要な焦点のひとつである「生活水準論争」への展望もひらけてこない。それゆえ、さしあたり「一人当り」の指標を併用しながら、工業化ないし持続的成長の起点を探ることにしよう。ハバカクとデインの指定した四〇年代とロストウが主張する八〇年代のあいだの動向を検討すれば、ここでの問題の解決につながるであろう。一七三〇、四〇年代の農業不況から議論をすすめよう。

語

(1) G. Chalmers, An Estimate of the Comparative Strength of Great Britain, 1794, pp. 256-37.

(2) J. P. P. Higgins and S. Pollard, eds., Aspects of Capital Investment in Great Britain 1750-1850, 1971. なお、個別研究の集

成としては

F. Crouzet, ed., Capital Formation in the Industrial

Revolution, 1972. がある。

(3) W・W・ロストウ、木村健康他訳『経済成長の諸段階』(ダイヤモンド社、一九六一年)、五二頁。

(4) P. Deane and H. J. Habakkuk, 'The Take-off in Britain', in W. W. Rostow ed., The Economics of Take-off into the Sustained Growth, 1964, p. 68.

ニ 三〇・四〇年代の農業不況
 一八世紀の第二・四半期のイギリスに農業
 不況があったことは、かなり以前から知られ
 ている。それを統計的に確認したのが、G・
 E・ミンゲイである。^(註)一八世紀前半に特徴的
 な人口成長の停滞現象は、穀物需要の停滞を
 もたらしす。他方では、一七二七年から三〇年
 までのそれを初めとする数度の凶作はあった
 が、^(註)長期間豊作が続き、供給過剰による穀物
 価格の下落が起こる。労働集約^(的)な技術の導入
 されたうえ、豊作のため取り入れ作業に多く
 の労働力が必要され、必然的に賃金の上昇を
 招いた。利潤率の低下は生産の拡大で補うほ
 かない。しかし、その結果はいつそうの供給
 過剰である。こうして早くも三〇年代初めに
 は、つぎのような声^(註)が各地からきかれた。
 イギリスの土地保有者の利得は、ここ数年来
 低下の一途を辿っている。地代加下がり、借
 地農が以前のようになり、地代を納められ
 なくなっていることは、いまや一般の認めら

表4-1) 物価表

年代	小麦	オート	バター	毛織物	ロウ	釘	資材 ⁽¹⁾	消費財 ⁽²⁾
1710-29	100	100	100	100	100	100	100	100
1730-49	82	90	99	93	97	105	96	91
1750-69	104	106	125	88	100	93	102	94
1770-79	127	122	163	86	123	93	107	103

[出典] W. Beveridge et al., Prices and Wages in England from the Twelfth to the Nineteenth Century, vol. I より, 継続的な数値のえられる全てのケースの算術平均。
 (1), (2) E. B. Schumpeter のもので, (2) は穀物を除く。(Review of Economic Statistics, 1938. Reproduced in B.R. Mitchell, ed, op. cit., pp. 468-69.)

表4-2) 18世紀の人口 (イングランドおよびウェールズ)

年	1700	1710	1720	1730	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800
推定人口 (百万人)	5.8	6.0	6.0	5.9	5.9	6.1	6.6	7.1	7.5	8.2	9.2
洗礼数 (万人)	15.4	13.9	13.5	16.1	16.9	18.0	18.7	20.7	22.1	24.8	24.7
埋葬数 (万人)	13.3	14.0	16.0	17.6	16.7	15.4	15.6	17.4	19.2	17.9	20.1

[注] 人口は J. Brownlee による推計。洗礼、埋葬の数は国教会のみを基にした数字。

[出所] Mitchell, op. cit., p. 5; Parish Registers, Abstract of the

Answers and Returns Made pursuant to an Act passed in Forty-first Year of ... George III, (1801), 1968, pt 1, pp. 373 & 439.

表4-(3) I 職業別所得・人口構成¹⁾

	G. ヤング (1688 年)		J. マシー (1760 年)	
	家 族	所 得	家 族	所 得
貴族・ジェントリー	1.2%	14.1%	1.2%	14.3%
プロフェッション	6.6	12.9	5.6	7.9
農 業	24.3	37.9	24.8	27.7
一 般 勞 働	56.2	18.0	44.1	17.8
製 造 業	4.4	5.4	5.4	6.9
商 業	7.3	11.6	18.9	25.3
計 (実数)	136 万家族	4,471 万ポンド	147 万家族	6,096 万ポンド

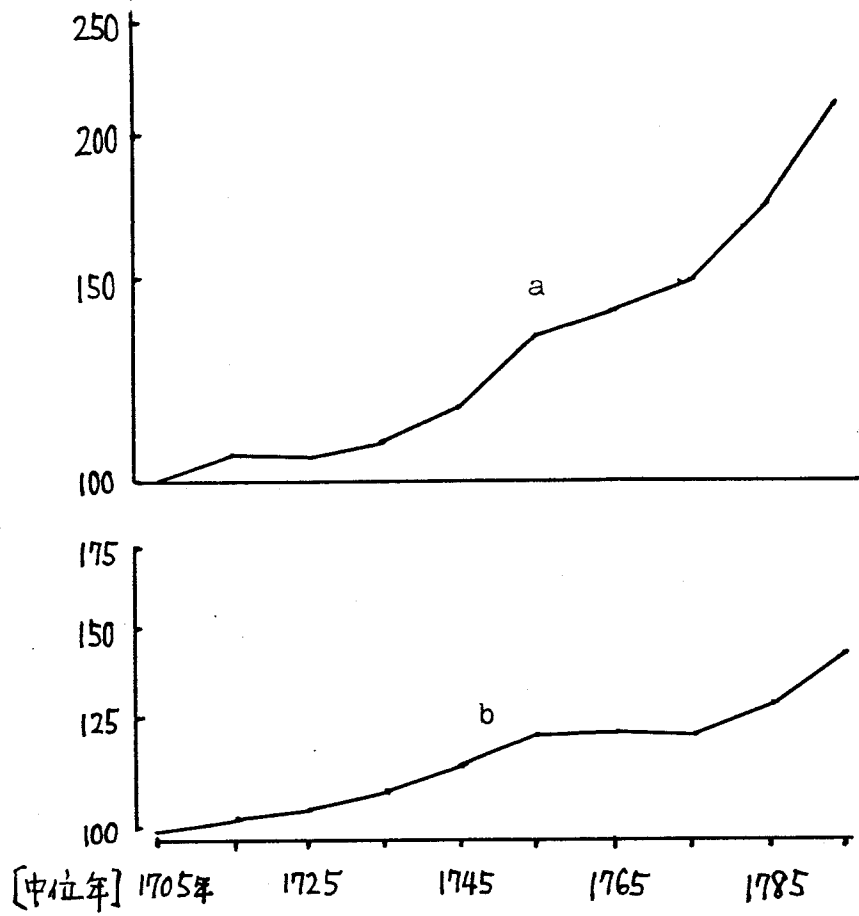
[出所] P. Mathias, "The Social Structure in the 18th Century", *Econ. H. R.*, 2nd ser., Vol X, 1987.

II 国民生産の構造

推 計 者	ヤング (1688年)		ヤング 1770	
	£m.	%	£m.	%
農 業	19.3	40	58.2	45
製造・鉱・建築	9.9	21	30.3	24
商 業	5.6	12	17.0	13
専 門 職	7.4	15	14.9	11
政 府 関 係	3.3	7	5.7	4
家 賃	2.5	5	4.0	3
計	48.0	100	130.1	100

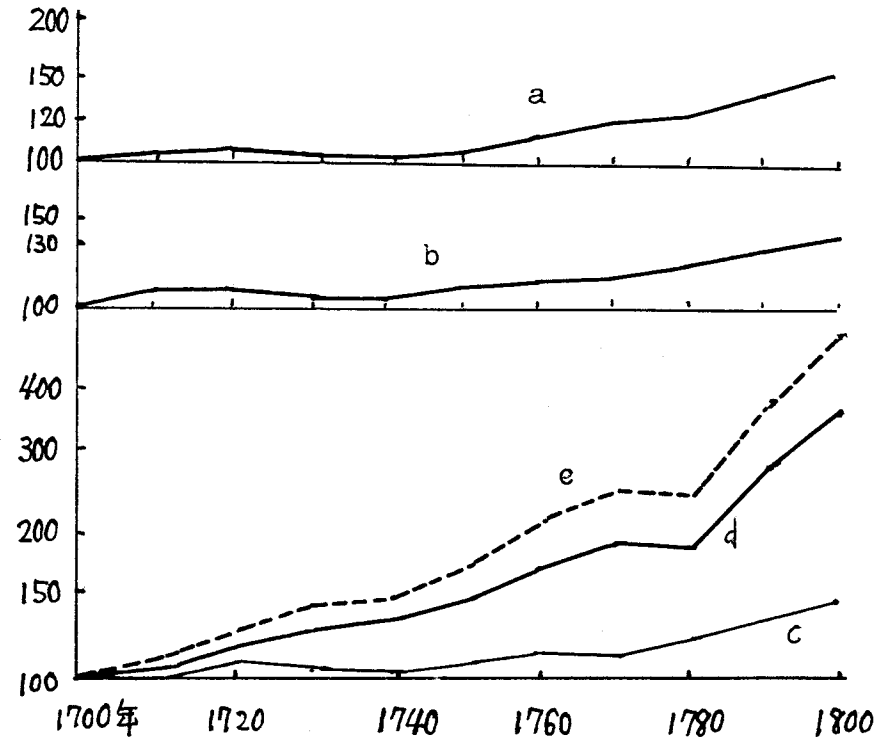
[出典] Ph. Deane and W.A. Cole,
British Economic Growth, 1688-1959,
 1962, p.156

図4-(2) 国民所得推計 [20年間移動平均]



1695-1715年: 100 a 総量 b 一人当り
 [出典] Deane and Cole, *op. cit.*, p. 81.

図4-(1) 人口と部内別経済成長



a: 人口 (Brownlee)
 b: 農業生産 (Fussell)
 d: 商・工業トータル
 (c: 国内産業 e: 輸出関連産業)

[出典] Deane and Cole, *op. cit.*, p. 78 より作成。

ところである。しかも、通貨が潤沢に
出まわっている州や沿岸の諸州、首都近郊の諸州に
おいてさえとうなのである。と⁽³⁾。不況は、新
農法の採用できなかつたミドランドの粘土質
地帯でもっとも甚しかつた。

ところで、この農業不況は経済全体の動向
とどのようにかかわりあっていたのか。この
不況が農業所得を減少させる一方、実質賃金
の上昇などを通じて都市セクターおよび農村
労働者の所得を向上させたことは確定である。

その結果、工業製品への需要が解放され、工
業発展が刺激される。このような因果連鎖が
三〇・四〇年代のイギリスで作用していたこ
とは、否定し難いように思われる。⁽⁴⁾

しかし、この説にも難点がないわけではな
い。穀物価格は確かに下落したか、果たして
この程度の穀物価格の下落がどれほどの工業
製品需要を解放しえたのか。⁽⁵⁾ とくに小麦や大
麦に比べてオート麦はそれほど下らず、畜産
物にも著しい価格の下降はない。⁽⁶⁾ つまり、こ

これらの商品の需要は生産にほぼ歩調を合わせ
てふえたのであり、実質賃金の上昇もインゲ
ル係数を低下させるよりも、献立内容の多様
化、向上を帰結した、とも考えられるのであ
る。じじつ、イングランドとともに産業革命
の重要な場を提供することになるスコットラ
ンドでは、この時期に穀物価格は下落してい
ない。⁽⁷⁾

また、これとはまったく別の観点から、農
業不況が経済全体の不振を惹き起こしたとす
る見解もある。穀物は高価格である方が地主
や借地農の所得がふえる。一八世紀にはなお
労働者も、パンが高価であるほど多くの労働
を提供する傾向があり——いわゆる「低賃金
論」的状況——、したがって穀物の低下は労
働賃金の減少をもたらした、というのである。⁽⁸⁾
三〇・四〇年代の穀物の低落と経済成長の
関係についての、こうした対極的な理解の当
否を判定するには、まず二つの点か考慮され
なければならぬ。⁽⁹⁾ すなわち、第一点は、豊

作による穀価の低下が本当にイギリスの農業所得を減らしたのかどうかである。穀物は商品の性格上、需要の弾力性が極度に小さく、したがって生産量が増えたとそれを上回る率で価格が下るへいゆる「キングの法則」⁽¹⁾とすれば、そうもいえよう。しかし、一八世紀のイギリスでは、穀物輸出には奨励金⁽²⁾がつけられており、醸造業も急速に展開していたので、需要は想像以上に弾力性に富んでいたとも考えられる。もしそれが正鵠を射た議論だとすれば、農業所得は低下しなかつたといふべきであろう。

オニの問題は、当時の社会構成にある。農業部門が被ったマイナスと非農業部門が享受した利益の差し引きが問題だとすれば、当時でも国民所得の過半が非農業所得であったから、やはり穀価の低落によって利益を受ける部分の方が大きかつたといえよう。それゆえ、以上の二点からすれば、穀物価格の低下は全体としてのイギリス経済にプラスの作用を及

ぼしたとみられるのである。
 しかし、穀物価格の長期にわたる低落は、
 ほかに重要な結果をもたらした。四〇年代
 末からは、他の諸商品に比べて小麦やバター
 が急ピッチで上昇してゆく。その背後には都
 市化と人口増加の再開があり、六〇年代中頃
 を境に、イギリスはふたたび穀物輸入国に逆
 戻りする。とすれば、三〇・四〇年代の異常
 に低い穀物価格と人口増加の再開のあいだに、
 何らかの因果関係をみることも可能なのでは
 ないだろうか。

一八世紀イギリスの人口推計は、一八〇一
 年の最初のセンサスに関連して、一〇年おき
 に過去にさかのぼって集計された国教会の教
 区簿冊の数値が基礎になっており、各種の推
 計は途中の手続きが違うだけである。したか
 っていずれの推計も、絶対値が違うだけで、
 全体の趨勢には自立した差がない。ここでは
 もっとも無難と思われるフランリ推計を用い
 る。②
 また、一八世紀の人口増加をめぐる永い

論争史に立ち入る余裕はないのだわ、大ざつ
 ぱにいって、現時点での論争の行方は次のよ
 うだといえよう。経済条件の改善によつて初
 婚年令が低下し、出生率が上昇するという、
 上述のH・J・ハバカクのモデルは、人口増
 加の主要な説明としてほとりかたく、環境衛
 生の改善と二〇年代末から農村を中心に普及
 した初期的な予防接種などが有効だったのだ
 はないか。とすれば、人口増加の再開を単純
 に経済要因のみから説明することは難しい。

もつとも、「都市ルネサンス」の名を与えら
 れつつある環境条件の改善には、⁽¹⁴⁾経済的「余
 剰」の増大が前提となつていゝるし、ハバカク
 のいう雇傭の機会増加も、人口数の上限を
 画する外枠としては十分に機能していたと思
 われる。

こうして、一七三〇・四〇年代の農業不況
 は、一見パラドクシカルではあるが、農業労
 働者により多くの雇傭の機会を与えつつ食糧
 Ⅱ最低生活費を押し下げることによつて、⁽¹⁵⁾や

かて四〇年代の人口増加に一役買うことにな
った。とみられる。

註

(1) G. E. Mingay, 'The Agricultural Depression, 1730-50', Econ. Hist. Rev.,
2nd ser. vol. VIII, 1956 reprinted in E. M. Carus-Wilson, ed., Essays
in Economic History, vol. II, 1962, pp. 309-26.

(2) T. S. Ashton, Economic Fluctuations in England, 1700-1800, 1959, pp. 16ff.

(3) Wm Allen, The Landholders' Companion, 1734 (cited in Th. Tooke, A
History of Prices and the State of the Circulation from 1793 to 1837,
vol. 1, 1838), p. 41

(4) 前章第三節、註(5)の諸文献参照。

(5) M. W. Flinn, 'Agricultural Productivity and Economic Growth in
England, 1700-1760: A Comment', Journ. of Econ. Hist., vol. XXVI, 1966.

(6) 表4-1参照。

(7) R. Mitchison, 'The Movements of Scottish Corn Prices in the Seven-
teenth and Eighteenth Centuries', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XVIII,
1965.

(8) G. E. Mingay, op. cit., p. 326; J. D. Chambers, The Vale of Trent 1670-1800,

1957, pp.45-46; Deane and W.A.Cole, British Economic Growth 1688-1952,

1962, pp.92-97; J.V.Beckett, 'Regional Variation and Agricultural Depression,

1730-50', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.XXXV, no.1, 1982, p.50.

(9) Cf. J.D.Gould, 'Agricultural Fluctuations and the English Economy in the Eighteenth Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.XI, no. 1, 1958.

(10) P.Mathias, The Brewing Industry in England 1700-1830, 1959, table 38.

(11) Deane and Cole, op. cit., p.156 異論もある。cf. Mingay and Chambers, The Agricultural Revolution, 1750-1880, 1966, p.15

(12) 表4-1(2)参照。

(13) さし当り・角山栄・川北稔編『講座西洋経済史Ⅰ—工業化の始動』(同文館、一九

七九年)一八三—一八六頁参照。

(14) P.Borsay, 'The English Urban Renaissance: The Development of Provincial Urban Culture, c.1680-1760', Social History, no.5, 1977.

(15) Chambers, op. cit., pp.37, 45 et passim.

三 国民生産の成長

ホリケイカル・アリスミテイク

「一八世紀は政治算術の時代である」とは、

T・S・Pシユトンの言葉である。⁽¹⁾ W・ペテ

イからP・カフリンヤJ・ラウに至る政治算

術書は、同時代人による人口・国民所得分析

として、経済史研究の恰好の材料となりうる。⁽²⁾

ここで扱う時期についていえば、一七世紀末

のG・キング、一七六〇年頃のJ・マシー、

および一七七〇年頃のA・ヤングのそれか有

効である。⁽³⁾ ただし、これらの政治算術書は、

「特定の時点における国民生産の構造を示す

材料としては使えるが、総国民生産の大きさ

の変化を示す指標とはし難い⁽⁴⁾ という判断も

あるので、ここでも構造分析の手段としての

み用いることにする。

まず、G・キングによれば、一六八八年の

イギリスは人口五五〇万——現在の推計では

五三〇万程度に下方修正されているが——で、

フランスの三分の一強、オランダの二・五倍、

一人当り国民所得は七ポンド一ハシリングで、

オランダのハポンド余には及ばないが、フランスの六ポンドを遙かに凌ぐ⁽⁵⁾。ただし、オランダとフランスについては推計の根拠が必ずしも明らかでないが、それでも同時代人キングの目に映った三国の状態を示すものとして、興味がある。イギリスに関する数字にも批判がないわけでもない⁽⁶⁾、推計の根拠は明白でいろう。信用できるものである。P・テイソンが社会会計表の形に整理しなおしたところでは、純国民生産は四八〇〇万ポンド、貿易依存度は一〇パーセント程度となっている⁽⁷⁾。

結局、キングの描く一六八八年のイギリス経済は、人口の年令別構成の低さを含めて今日の低南米経済に酷似しているが、既存資本のなかで商・工業関係の占める位置の高さなどには特異なものがある。このことは、人口および生産の職業別構成にも表われている。

表4-1(3)のIは、マシの数值との比較のため家族単位で整理した人口と所得の職業別構

成である。一一般労働者の項目の理解如何
 で農業部門の比重は大きく変化するし、そも
 とも農業と製造工業は必ずしも分離していな
 いので、農業部門と商・工業部門の比率の判
 定は困難であるが、商業部門に圧倒的な拡大
 があり、工業部門にも若干の比重の増大があ
 ることは確実である。西インド諸島との貿易
 に深いかわり合いのあったマシイのかわり
 にヤングの数値を用いると（Ⅱ参照）、遂に
 農業部門の拡大が現われたりするが、重農主
 義的なヤングが農業を重視しすぎていること
 は明らかだから、事實はつぎのようだと考え
 てよからう。(一)農業部門は四〇―四五パーセ
 ント程度で大きな変化はない。(二)商・工業部
 門には拡大が認められるが、それもドラステ
 イックな変化ではない。ただし、内容的には
 一六八八年に三〇パーセントを越える基幹部
 門となっていた毛織物業が、一七七〇年では
 ニ三パーセントに低下し、金属関係がほぼ同
 様の比重を占めている。

このような産業構成比を前提に、国民所得の総額および一人当り額の動向を推定するとすればどうなるか。われわれの手許には、農業にかんするフアセル推計、貿易にかんする「貿易総監」統計、工業にかんするホフマン推計およびその前提となつた内国消費税統計などがある。これらを先の産業構成比に従つて加重平均すれば、いさおう国民生産（国民所得）の総量の動向を示す指標がえられる。また、これをフランリーによる人口推計で除せば、平均量（一人当り）の指標がえられる。

こうして得られた図4-1(2)には、問題の四〇年代から七〇年代前半にかけて、著しい特徴が表れている。すなわち、一七四五年以前には、生産総量の成長はきわめて遅々としていたが、人口もまたほとんど変化しなかつたので、平均の實質生産はゆつくりだが着実に、一〇年あたり二・五パーセント程度の割合で上昇していった。ところが、一七四五年以後になると、生産（所得といつても同じ）の総

量は著しく増加するものの、同時に始まる人口増加がそれを呑み込んでしまった感がある。一七八五年に終る四〇年間以上にわたって、平均量つまり一人当りの成長率はせいぜいそれ以前の時期と同程度のものでしかありえなかつたのである。⁽¹²⁾ 言いかえればここには、一六世紀後半の成長型によく似たパターンが現われているのだ。一七四〇年代は「持続的成長」の起点ではなく、人口増加が経済成長を呑み込む、前工業化型成長パターンの新たな出発点なのである。

もちろん、ここで利用した諸推計はいずれも史料的に重大な欠陥や留保を含んでおり、「史料的にはほとんど何も分かつていないに等しい」と⁽¹³⁾いう強い疑問も寄せられている。ただ、これまでのところ、この推論を覆すベき材料が存在しないことも事実なのである。

註

1) T.S.Ashton, An Economic History of England: The Fifteenth Century, 1955, p.1.

2) ペテイについては、前章や五節、註(13)。カ
フーントラウについては、P.Colquhoun, Treatise on the

Wealth, Power and Resources of the British Empire, 1812; J.Lowe,

The Present State of England in Regard to Agriculture, Trade, and

Finance with a Comparison of the Prospects of England and France, 1823.

3) キングについては、前章や五節、註(4)。マ
シーとヤングについては、たとえば、J.Massie,

Calculations of Taxes for a Family of Each Rank, Degree or Class
for One Year, 1756 etc.; A.Young, Political Arithmetic, 1774, etc.

国民所得の時系列的変化を推計するために
これらの「政治算術書」を利用した例とし

て、P.Deane, 'The Implications of Early National Income Estimates',
Econ. Development & Cultural Change, vol.4, 1955, pp.3-38. がある。

4) Deane and Cole, op. cit., p.82. デイーンは、この理
由で前註にあつた論文の結論を撤回した。

5) G.King, op. cit., pp.49 and 51.

6) 前章や三節、註(12)。

(7) Deane & Cole, op. cit., p.2.

(8) ibid., p.158.

(9) G.F.Fussell, 'Population and Wheat Production in the Eighteenth

Century', History Teachers' Miscellany, vol. VII, 1929. 116

データの最大の問題点は穀物の人口一人当たりの消費の弾力性を無視していることである。

(10) 簡単に E.B.Scumpeter, ed., English Overseas Trade Statistics

1696-1808, 1960. この資料の問題点には前章でも

触れたが 'Introduction' by T.S.Ashton, ibid.; G.N.Clark, Guide to

English Commercial Statistics 1696-1782, 1938, pp.35ff.

をも

参照。

(11) W.G.Hofmann, British Industry 1700-1950, 1955(Eng. translation).

しかし、この推計は一八世紀初めの一〇年間についてはコットン・ヤーン、コットン、砂糖、モルト、造船、パテント認可数のみを基礎としており、毛織物業の脱落という一事業をもってしても、相当危険なものである。ほかに単一産業の成長を計量的に扱ったモノグラフが得られるのは、毛織物、鉄工業、

海運業、製紙業、石炭業、醸造業などかあり、国内交易についても次の研究がある。

R.G.Wilson, 'Transport Dues as Indices of Economic Growth 1775-1820', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XIX, no. 1, 1966.

(2) Deane and Cole, op. cit., p. 80.

(3) review by J.F.Wright in Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XVIII, no. 2, 1965, pp. 400-01.

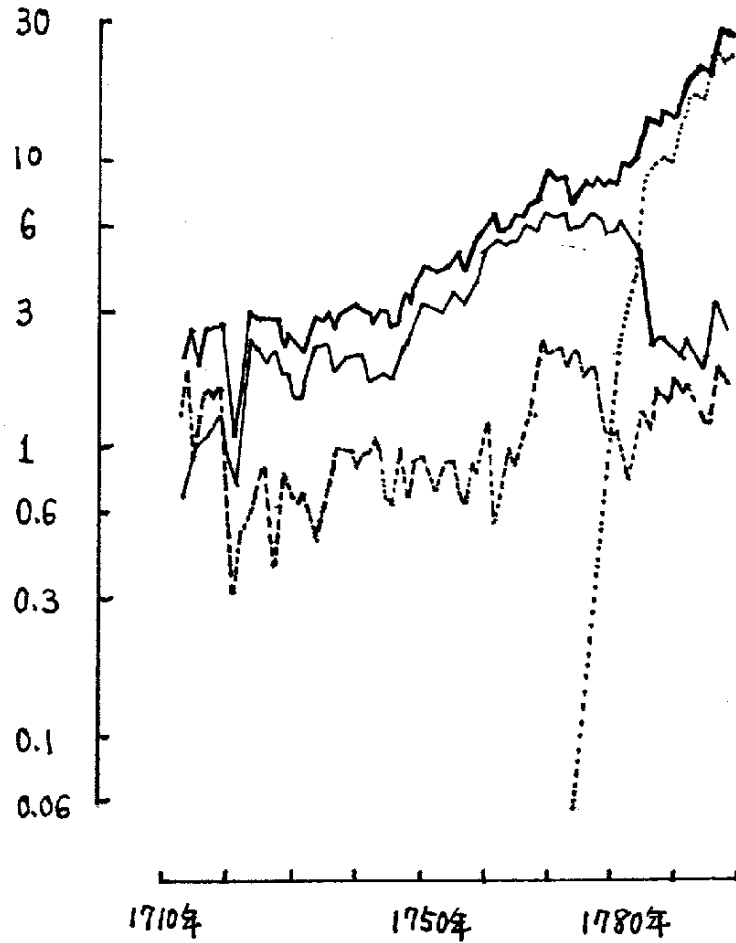
四 産業革命の一前提としての需要
 しかし、類似のパターンが出現したとはいえ、
 一六世紀の経済発展は結局一六二〇年代頃か
 らの危機に行きついたのに対し、一八世紀の
 それが産業革命を生み落したのほなせか。も
 ちろん単純に、絶対王政と市民革命後のブル
 ジョワ体制の違いという公式的「体制論」に
 寄りかかるとは容易だが、それではたとえ
 ば市民革命が経済成長にとってどんな意味を
 もったかを探りたいというこの研究の意図に
 は合わない。

したがって、解答をあくまで計量史的な次
 元に求めるとすれば、おそらく次のような点
 が浮んでこよう。第一に、二つの時期の出発
 点における一人当り所得に大きな差があつた
 らしいことかあげられる。直接の比較は、唯
 一の手がかりになりうると思われるトマス・
 ウイルソンの推計が不完全なものであるため
 に難しいが、一七世紀後半以降に一人当り所
 得の着実な成長があつたことは確実である。

ヲニには、一八世紀にはロンドンや南イング
 ランドの實質賃金の低下が、ランカシアなど
 の新興工業地帯の賃金上昇で相殺される一面
 があつた^②か、一六世紀にはそのようなことは
 考えられない。オニに、一六世紀には平均国
 民所得の停滞というよりは、明白な低下があ
 ったと思われるのに対し、一八世紀には、全
 期間を通してみれば、一七世紀後半と同程度
 の平均量指標の上昇を含んでいたこと、上述
 のとおりである。最後に、一八世紀には一六
 世紀とは異つて、外国貿易が順調にのびてい
 たことがあげられる。外需の伸びが順調であ
 った結果、食糧や原・材料の輸入が可能であ
 った。このことは、一六世紀とのあいだに決
 定的な差異をもたらしている。

結局要するに、一八世紀中葉の成長型は一
 見一六世紀後半のそれに類似はしているが、
 国内でも国外でも消費需要の順調な拡大を含
 んでいた点で、根本的に違つていたのである。
 産業革命、なかんずくその端緒期には「需要

図4-(3) 綿布等捺染量 (10⁶ヤード)



- a: トータル
- b: リネン, コットン=リネンなど。
- c: 外国産 キヤラコ
- d: 国内産 キヤラコ

Deane and Cole, op. cit., p.54.

が多少とも生産に先行した^レこと^{*}したかっ
 て需要の成長こそが産業革命の技術革新の重
 要な一因であつた⁽³⁾と主張したのはE・W・ギ
 ルボイである。開発理論でも同様の立場に立
 つ見解が多い⁽⁴⁾か、そのような一般論に走るま
 えに、綿工業を例にとつて考えてみよう。軽
 工業である綿工業は、他の部内への波及効果
 は小さいといわれ⁽⁵⁾るか、なおそれが工業化初
 期の主導産業であつたことに変りはない。図
 4-1(3)は、デイーンとコールの作成した、捺
 染業の生産統計である。ここから彼らは、ハ
 〇年代の綿業の急成長が旧来の類似産業の犠
 牲の上になつており、関連産業全体をみると、
 一七四五年こそが転換点になつていゝると主
 張してゐる。この主張が結局、ハバカクとデ
 イーンによる四〇年代「離陸」説にながる
 こと、多言を要すまい。
 なるほど図では、四〇年代中葉以降、ト
 タルの線は対数グラフ上でほぼ直線をなして
 おり、成長率がほとんど不変であつたことを

示している。しかし、同じ図は彼らの主張にもかかわらず、^⑤決定的な技術の变革が七〇年代末に生じたことを示してもいる。とすれば、この図は次のように読みかえることもできる。すなわち、四五年から七〇年代に至る類似商品および輸入品によつて拡大されてきた需要が前提になつてはじめて、綿工業のクリティカルな技術変化が可能になつたのだ、と。同様の事實は、D・C・コイルマンの描いた製紙業にかんするグラフからも読みとりうる。^⑥

この時期には、一方では好調な輸出と他亦特有の経済成長の型に起因する順調な内需の拡大がみられた。輸出はオニ部の主題となるし、内需の肉題もオニ部で詳論するか、さしあたり後者にかんして若干のコメントを加えておきたい。内需を変化させる要因としてギルボイは、嗜好の変化、新商品の導入、社会構成の変化などをあげている。新しい生活様式はロンドンをはじめとする都市の上流階級に端を発し、やがて地方の上流階級に、つい

で周知の「イギリス人のスノビズム」によつてより下層の階層に浸透してゆく。しかし、欲望がかきたてられただけでは需要は現実には発生しないこと、論をまたない。購買力という点からいえば、おそらく需要の拡大にはつぎの三要素が考えられる。すなわち、(1) 平均所得の上昇、(2) 所得水準の低下を惹き起さ、ない、人口増加、(3) 消費性向の高い層に有利な所得分配の変化がそれである。一八世紀のイギリスでは(2)の要因が作用したことは明らかである。(3)については判断が難しい。世紀後半の物価動向が地主、農業企業家に有利に展開したことは事実だが、ハミルトンのいう「利潤インフレ」状況——一般物価水準に対する賃金の遅れ——は、一八〇年以前にはほとんど認められない。しかも、地主・上流階級が労働者層より低い消費性向をもつという一般論には疑問があるから、(3)の項目は全体として中立、またはより正しそうな想定としてプラスであつたといえよう。

そのほか重商主義者の賃金理論が、低賃金の方が必要に迫られた労働者の労働意欲を高めるとする「低賃金論」から、逆の「高賃金論」に移行したことは、消費が正當な労働の動機として認められたことをも意味しようし、人口の都市への集中が進行したことも、それだけ市場経済の範囲を拡大といえよう。

要するに一八世紀中頃のイギリス経済は、一人当り所得を漸増させながら高い人口成長率を維持した結果、国内需要を順調に成長させたのである。そのうえ、工業製品の三分の一ないし五分の一は輸出にむけられたといわれ、⁽¹⁰⁾輸出依存度はいっそう上昇の傾向にもあったから、⁽¹¹⁾全体としての需要の成長は顕著であつたといふべきであらう。

註

(1) Sir Thomas Wilson, The State of England, 1600, 1601 (The Camden Miscellany, vol. XVI, 1936), pp. 16ff. ペティヤキングと

比較すると、ウィルソンの数値はいかにも
高すぎる。

(2) 上掲図3の参照。

(3) E.W.Gilboy, 'Demand as a Factor in the Industrial Revolution',
in Facts and Factors in Economic History, 1932, pp.638-39.

(4) R.ヌルケセ(土屋六郎訳)『後進諸国の
資本形成』(巖松堂出版、一九六六年)、才一章。

(5) E.A.Wrigley, 'The Supply of Raw Materials in the Industrial
Revolution', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol.XV, no.1, 1962, pp.13-14.

(6) Deane and Cole, op. cit., pp.54-55.

(7) D.C.Coleman, The British Paper Industry 1495-1860, 1958, Fig.2
also cf. Economica, Feb. 1956, pp.8 & 11.

(8) 才四部才一章参照。

(9) J.D.Gould, op. cit., p.316 また、H・J・ハバカ
ク(拙訳)『十八世紀イギリスにおける農
業問題』(未来社、一九六七年)、二八頁。

(10) R.G.Wilson, op. cit., p.110.

(11) W.Schlote, British Overseas Trade from 1700 to the 1930s, 1938, p.51;
P.Bairoch, Révolution Industrielle et sous-développement, 1963, pp.228
et passim.

五 工業化の起点

おわりに、本章のみならず、第一章以下に論じた一六世紀から一七七〇年代までの成長パターンを再整理し、工業化の起点を明らかにしておきたい。

ふつう経済の大発展期とされるエリザベスとジェームズ一世の時代のイギリス経済は、じつはそれほどめざましい発展を遂げたわけではない。国民経済の全体の規模は確かに著しく成長した。ジェントリの邸宅はますます豪華になり、その数を増やしていった。しかし他方では、労働者の実質賃金は傾向的に低下し、毛織物輸出は慢性的不況の状態にあり、ときとして激烈な危機の発作を経験した。こうした動向の背景には、この時代に全欧的にみられた人口の激増という現象があったと思われる。結局、この時期のイギリス経済は、人口一人当りの経済規模でいうと、むしろ下降傾向にあつたと判断されよう。人口増加の圧力に農業―食糧と原・材料、燃料―生

産が歩調を合わせえず、しかも相対的余剰人口を吸収すべき工業部門が長期不振を経験していったからである。農業における生産性の低下と工業製品市場の狭隘さか、決定的なボトル・ネックとなっていたのである。

一六二〇年代からピュリタン革命までの時期は、ヨーロッパの全般的危機にかんギリスにも顕現した時代とされているが、この危機こそ、じつは以上に要約した一六世紀型成長が破産、転型してゆく時期であった。

したがって、一六六〇年から一七三〇年代までのイギリス経済は、逆に全体の規模の成長率の鈍化と、ゆつくりではあるが着実に成長してゆく一人当りの指標によって特徴づけられることになった。農業の改良と新しい植民地市場——原料などの供給源ともなった——の展開が、一六世紀型成長の二つの隘路を打破したことで、人口の停滞といういまのところ理由づけの難しい現象とが、この転型の主因であった。

本章が扱った一八世紀の四〇―七〇年代には、ふたたび人口増加が経済成長を各み込ませ、タイムズの成長が認められる。このようなパタンの出現したひとつの契機は、三〇・四〇年代の豊作による穀物価格の低下にあった。しかし、この時期の成長は、その出発点の高さ、および一人当り指標の完全な停滞や積極的な低下を惹き起しはしなかった点で、一六世紀のそれとはよほど異った相貌を呈しており、そのために総需要の顕著な拡大を伴ってもいたのである。出発点の高さは、前の時期に一人当り指標が着実な成長を遂げたことの結果である。一八世紀フランスの経済成長がイギリスのそれとほとんど変らなかったのに、前者が工業化に成功しなかった理由も、一七世紀のフランスが経済成長どころか、長期低落の傾向にあり、一八世紀の成長の出発点がいギリスより遙かに低かったことに求められる。

一六六〇年から一七三〇年代までの、一人

当り指標の成長を支えた重要な要因のみとつ
は「商業革命」であつたが、いま四〇年代か
ら七〇年代までの時期に、同じ指標が低下す
るのを妨げた主要な要因のみとつても、ほかな
らぬ「商業革命」であつた。全体量にも一人
当り量にも、革命的といえるほどの変化が起
こるのは八〇年前後であるし、従来の分析と
の——とくに技術変化との——親和性からい
つても、工業化の起点は八〇年前後に置かれ
るべきであらう。しかし、その前提条件とし
て一世紀余にわたる「商業革命」の過程があ
つたのである。

PE

才二部 「商業革命」の展開

第一章 「商業革命」と重商主義帝国
の構造

一 はじめに

一六世紀のイギリス経済には、一八世紀中
 ごろのそれと多くの点で類似した成長・発展
 のパターンがみられた。しかし、それにもか
 わらず、後者がいわゆる産業革命を生み落し
 たのに対し、前者は結局、一六二〇年代以降
 の経済危機とピューリタン革命にのめり込ん
 でいったのはなぜか。また成長の速度やサイ
 クルをほとんど同じくしていたと思われる一
 八世紀の英・仏⁽¹⁾西国が、世紀末に至って一方
 が経済革命にゆきついたのに対し、他方がむ
 しろ政治革命を結果したのはなぜか。

工業化前二世紀余の経済変動を概観した中
 一部からは、これらの向に対する解答のヒント
 として、王政復古以後に展開された「商業
 革命」の過程が浮かび上がってきたはずである。
 したがって、「商業革命」の具体相の検討が
 本二部の課題となる。さしあたりこの章では、
 「商業革命」の実態とその背景をなした重商
 主義植民地帝国の構造を分析し、さらにその

よ
う
な
帝
国
の
形
成
、
南
洋
を
可
能
に
し
た
資
金
源
に
つ
い
て
の
考
察
を
行
な
う。

評

(←) F. Crouzet, 'Croissances comparées de l'Angleterre et de la France',

Annales, E.S.C., t.21-(2), 1966, pp. 270-71.

二 「商業革命」とは何か

一七七〇年以後の一世紀間におけるめざましい経済上の諸変革が、ほとんど産業革命との関連で生じたように、一六六〇年以後の一世紀余に起った経済変化は、貿易と結びついていた。……それゆえ、王政復古からアメリカ独立戦争に至るまでの期間に、^①「商業革命」の名を冠するとしても不学とはいえない。……イギリス海事・貿易史の泰斗R・デイヴィスはこのように主張して、その「商業

革命」論を展開した。一四九二年のコロンブスによる新世界の発見とヴァスコ・タガマによる新航路の発見によつてもたらされた、イベリア半島の二国による対外進出を「ヨーロッパの商業革命」とよぶとすれば、デイヴィスのそれはさしずめ「イギリス商業革命」とでもいうべきであろう。

王政復古後、急速に展開する「イギリス商業革命」の内容は、三点に要約される。すなわち、貿易量の飛躍的増大、貿易相手地域の

表5-(1) 商業革命の展開

(単位: 1,000ポンド)

年	1640 L	1663/69L	1699/1701L	1699/1701E	1752/54E	1772/74E
a' 毛織物	(1,107)	1,512	2,013	3,045	3,930	4,186
a" 非毛織物	(27)	222	420	538	2,420	4,301
a 製品	(1,134)	1,734	2,433	3,583	6,350	8,487
b' 穀物	} (17)	1	59	147	899	37
b" 非穀物		61	79	341	519	535
b 食料品	(17)	62	138	488	1,418	572
c 原料	(35)	243	202	362	649	794
A国産品輸出計	(1,186)	2,039	2,773	4,433	8,417	9,853
B再輸出計	(76)	—	1,677	1,986	3,492	5,818
総輸出額 (A+B)	(1,262)	—	4,450	6,419	11,909	15,671
総輸入額	1,941	3,495	4,667	5,849	8,203	12,735

(注) [A=a+b+c], () 内はイギリス人のみによる取引。L: ロンドン港のみ, E: イングランドとウェールズ
 (資料) R. Davis, "English Foreign Trade, 1660-1700" *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. VI, 1954; id.,
 "English Foreign Trade, 1700-1774", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. XV, 1962. その他, 本文参照。

激変——ヨーロッパ外世界の比重の急上昇——
および商品構成の根本的变化がこれである。

表5-1(1)は、一六四〇年についてはロンドン

港の^{ポルトガク}肉税簿、それ以後は、ドイツの整

理した^{ガクオウ・テイブルズ}貿易表⁽³⁾と一七世紀末以降の貿易総

監統計を根本史料としている。ちなみに、以

下の議論では、最後にふれたデータはE・B

シユムペーターの整理したものと、⁽⁴⁾同時代の

C・ウイトワースの上梓したものを⁽⁵⁾も適

宜利用する。いずれにしても、これらのデータ

はいずれも「^{オフィシャル・カンパニー}公定評価額」に依存しており、

市場価格とのずれなど若干の問題が残ってい

る。また密輸は、当然のことながらこの表で

は無視されている。これらの史料、とくに貿

易総監統計の成立過程と問題点については、

G・N・クラークとT・S・Pシユトンの詳

しい解説がある。⁽⁶⁾

表5-1(1)の一六四〇年の輸出は、^{ポルトガク}関税簿に

基づくF・J・フィツシャヤの統計から、標

準旧毛織物一クロスをセ・五ポンドと仮定し

(岩波書店原稿用紙)

て筆者が算定した数値であり、輸入はA・M・ミラードのものである。一七世紀にかんする統計はロンドン港のみのものであるが、表の一七・八世紀の交における数値が示すように、ロンドン港のシェアは圧倒的に大きかった。輸入のハーパーセント、純輸出の六九、再輸出のハーパーセント—の、それでほぼ全国の趨勢がわかる。一六四〇年から一七〇〇年頃までに、ロンドン港の総輸出額はほぼ三倍に上っており、一八世紀にはいつてからの七〇年余でも、イングラントとウエールズの全港湾のそれは、さらに二・五倍くらいになつてゐる。輸入の方も、この二つの時期にそれぞれ倍増している。しかし、より詳細にみると、上掲図31(8)にみるように、一八世紀初頭から一七四八年頃まで—スペイン継承戦争とオーストリア継承戦争の期間—は貿易総量の成長率は低く、「商業革命」はこの時期を挟んで前後二つのピークをもつていた。このことは、後述する取引商品の微妙な変化

表5-(2) 貿易の地域構造 (%)

年代	(1) 北面 ヨーロッパ	(2) 北 ヨーロッパ	(3) 南 ヨーロッパ	(4) “ パレス” “ パレス” “ パレス”	(5) 新世界 地方	(6) 東インド 地方
a 輸入						
*1601-1602年(L)	67	14	18	—	1	0
*1620-1621年(L)	56	6	30	0	1	5
1663-1669年(L)	37	8	31	1	12	12
1699-1701年(L)	26	9	30	1	18	16
“ (E)	24	10	27	6	19	13
1752-1754年(E)	14	10	20	8	32	13
1771-1775年(E)	10	13	15	11	37	14
b 総輸出(国産品輸出+再輸出)						
1699-1701年(E)	47	5	27	6	13	2
1752-1754年(E)	34	3	27	11	20	6
c 純輸出(国産品輸出)						
1663-1669年(L)	37	4	48	2	8	2
1699-1701年(L)	28	5	46	2	15	4
“ (E)	42	6	34	14	12	2
1752-1754年(E)	26	3	34	9	20	8
1772-1774年(E)	15	3	22	10	42	7
d 製品輸出						
1663-1669年(L)	31	5	53	1	9	1
1699-1701年(L)	26	5	48	1	16	5
“ (E)	40	6	36	2	13	3
1752-1754年(E)	22	3	37	3	25	10
1772-1774年(E)	13	2	24	6	47	8

(3) はシヴァント地方、バーバリ地方を含む (4) はスコットランド、チャンネル・
“
パレス”を含む (5) は北米、西インド諸島などのほか西アフリカを含む。

[出典] *はA.M. Millardからとった概数、他は、R. Davisの
上掲二論文及びE.B. Schumpeterによる。

にも表われている。

地域構造の変化は、表5-1(2)に十分表われている。「商業革命」がそのピークを迎え、産業革命に転化してゆく一七七〇年代になると、輸入や製品の輸出では、新世界とアジアが南欧とアイルランドなどを含む全ヨーロッパを凌駕してしまふ。逆に西欧との貿易は、コルベールのフランスをはじめとする各国の保護関税政策によって、著しくその比重が低下してゆく。もっともそのなかでは、イギリスの経済と国防に不可欠な基幹資材たる木材、ポツタ、タール、帆布、鉄などを供給した地欧の輸入、一種の植民地貿易であったアイルランド貿易が、その比重を維持したり、むしろ上昇させたりしていったことは注目に値しよう。また、一七世紀はもとより、一八世紀中葉までの南欧の占める位置の高さにも、瞠目すべきものがある。

商品構成の変化は、三点に要約できる。すなわち、再輸出の急成長と毛織物以外の工業

表5-(3) 再輸出額 / 輸入額 (%) England & Wales

	1699-1701年	1772-74年
綿織物	93%	101%
絹織物	38	75
煙草	169	174
砂糖	46	18
コヒ-	1	200
米	80	107
薬種	90	65
茶	25	35

[出典] R. Davis, in *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. XV, より算出。100%をこえるのは、(1) 輸入と再輸出の時間的ズレ、(2) 輸入と再輸出の単価差および(3) 密輸等による。再輸出にかかわる不正の興味深い史料としては、次のものをみよ。

The Report from the Committee of the House of Commons, Appointed to enquire into the Fruds and Abuses in the Customs..... 1733(House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth Century, vol. 12, pp. 323-425)

製品——「雑工業製品」——輸出の増加、お
 よぶ穀物輸出の成長と衰退がそれである。一
 六四〇年にはほとんど無視しえた植民地物産
 の再輸出——当時の中継貿易は主としてヨー
 ロッパ内に限定されていた——が、一七〇〇
 年頃にはすでに総輸出の三分の一を占め、さ
 らにそこから一七七〇年代初めまでに、約三
 倍に跳ね上る。新世界からの煙草と砂糖、コ
 ーヒー、アジア産の綿および絹織物などがこ
 の主役であったことはいうまでもない。ただ
 し、砂糖は次第に国際競争力を失う一方で、
 紅茶の普及と併行して国内消費量が激増する
 ため、ほとんど専ら国内向け商品となる。ち
 なみに、かつて珍重された胡椒は、一七世紀
 のヨーロッパでは需要が低下し、英・蘭兩國
 の東インド会社とも、胡椒から綿・絹織物へ、
 さらに茶とコーヒーへ輸入そのものの重心を
 移してゆく。

輸入された商品の何パーセントが再輸出さ
 れたかという比率は、輸入と再輸出のあいだ

の時間的なずれや商品単価の評価の違ひのため
 めに算定が困難だが、いちおうの指標として
 表5-13)を作成した。単純に当該年の再輸出
 額を輸入額で除いたものだが、この表からで
 も、砂糖と茶が決定的に国内消費用であつた
 ことかわかる。この二商品については、若干
 認められる再輸出というのも、ほぼすべてア
 イerland・スコットランド・新世界などの
 ヲイギリス生活文化圏にむけられており、
 そこにおける「生活革命」と結びついていた
 ことを推測させる。

雑工業製品の輸出と穀物輸出の成長もこ
 の時代の特徴である。穀物輸出は一七五〇年
 前後までの農業改良を反映して、成長率から
 いえば雑工業製品のそれを凌駕してさえない。
 その市場はフランス、ドイツ、オランダ、ス
 ペインなどにもひろげたが、頭抜けた市場と
 してポルトガルがあつた。ポルトガルむけ穀
 物輸出の歴史的意思是、のちの末四章で扱う。
 しかし、人口増加が再開されると、当然この

表5-(4)

雑工業製品市場

(単位: 1,000ポンド)

	仕向先	1699~1701	1752~54	1772~74
雑工業製品	{ヨーロッパ	516	815	1,267
	{新世界・アジア*	312	1,605	3,034
毛織物	{ヨーロッパ	2,771	3,326	2,849
	{新世界・アジア*	274	604	1,337

(*) アフリカを含む。

(資料) Davis, *op. cit.* (1962).

表5-(5)

綿織物輸出市場

(単位: £1,000)

年	アイルランド	ヨーロッパ	新世界	アフリカ
1699	0.1	0.4	5.7	6.6
1739	2.5	0.6	6.8	4.4
1759	12.7	0.4	57.1	39.1
1769	38.2	8.0	66.7	98.7
1779	19.1	217.6	58.0	8.0

(資料) A. P. Wadsworth & J. de L. Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600-1780*, Manchester, 1931, p. 146.

輸出は収縮し、商業革命の末期にはイギリスは穀物輸入国となつてしまふこと、周知のとおりである。公式統計による限り、国内産品の輸出に占める穀物の比率は、一七五〇年の一九・ニパーセントを頂点として、下降カーブを描く。

雑工業製品の輸出も一六四〇年にはほとんど無視しえたが、一七七〇年代になると毛織物輸出を上回り、総輸出の四分の一以上、国内産物の輸出の半額近くを占めている。その成長はすでに一七世紀後半から認められるが、一八世紀にはいると、いづれも顕著になる。雑工業製品の輸出を支えた市場は、表51(4)が示すように、非ヨーロッパ世界にあった。この点で、毛織物との対照は鮮明である。毛織物市場としては依然としてヨーロッパが七割ほどの比重を占めていた。一七七〇年代に、雑工業製品では逆に、植民地市場が七割強を占めたのである。このような対比は、雑工業製品の来るべきチャンピオン、綿織物の市場を

みるといつそう明確になる（表5）表）。産業革命の起源は、ともすると暗黙のうちに前提されるように毛織物業の展開にのみあるのではない。単一産業に全面的に依存する経済がいかに脆弱であるかは、一六世紀のイギリス自体が証明した。それゆえ、毛織物以外の諸産業、ここにいう「雑工業」の広汎な成立こそが重要なのである。その場合、一八世紀にこのような産業の複数化過程を支えた国外の市場は、まさしく植民地のそれだったのである。

以上、輸出商品構成の変化を整理すると、一七世紀後半には雑工業製品輸出もふえたが、再輸出の激増が際立っており、ついで穀物の輸出増がみられる。一八世紀中期になると、再輸出はなお激しく増加しているものの、雑工業製品の輸出はいつそう力強い成長を遂げる。こうして、いわば穀物の輸出成長期を挟んで、二つの商業革命が成立しているともいえるのである。もっとも、いずれの時期

をとって、雑工業製品と再輸出はともに順調に成長していることは間違いない。いやそれどころか、両者の成長は不可分に結びつており、植民地物産の輸入とその再輸出がなければ、植民地むけ雑工業製品の輸出もありえなかったこと。すでに才一章で指摘したとおりである。

事情がこのようであつてみれば、この時代の再輸出や輸入の激増には、それかもしらした「生活革命」の社会史・生活上の変化を別にして、純経済的にいつても重大な意味があつたことになる。それゆえ、輸入商品構成にも一瞥を与えておく必要がある。表5-1(6)は、一六三九―四〇年のデータがロンドン港のみにかかわるものであるという欠陥もあり、また、この種のデータは商品の分類が容易でないという問題も含まれているが、大まかな変化は十分に示している。何よりも、砂糖の圧倒的な成長が目を見事に示している。命の核をなす商品をひとつあげるとすれば、

表5-(6) 主要輸入品構成(£000)

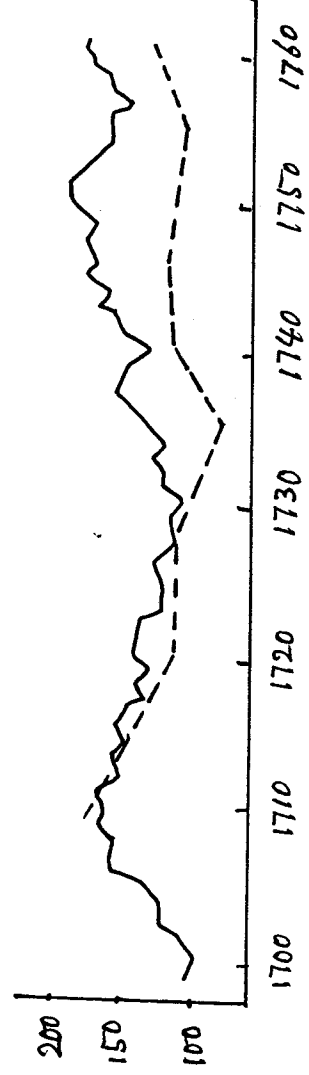
	1639-40年(E)	1699-1701年(E)	1772-1774年(E)
ワイン	255 ①	536	411
リネン	223 ③	903	1,246
綿織物	47 ②	367	697
絹織物	65 ④	208	82
砂糖	93 ⑦	630	2,364
煙草	231 ②	249	519
胡椒	35 ⑧	103	33
薬種	19 ⑩	53	203
茶	0	8	848
コーヒー	0	27	436
米	0	5	340
生糸	178 ④	346	751
麻糸	16 ⑫	194	481
原棉	13 ⑬	44	137 (燃糸 424)
染料	126 ⑤	226	506
木材	29 ⑰	138	319
鉄	12 ⑱	182	481

[出典] A.M. Millard および R. Davis。○内の数値は1639-40年の輸入額の多いものから商品を並べた場合の順位。なお、スコットランドの数値を含んでいないので、煙草などでは影響が大きい。後掲図7-(1)参照。

それは砂糖のほかには考えられないのである。
 「イギリスの快樂、榮光、榮華は、他のいかなる商品にもまして、砂糖によってもたらされた。この点では、毛織物さえ及ぶものではない」と喝破したのは、一七世紀の史家サー・ドゥルビー・トマスである。

砂糖のみならず一般に新世界植民地やアジアの物産が、このように急速に流入したのはなぜか。これらの商品はたいていは上流階級のステイタス・シンボルとして用いられながら、供給の増加に伴って価格が急落したため、その需要が社会のより下層部にまで拡大する。このこと加刺激となって、さらに生産が拡大され、供給が増大する。少なくとも砂糖や煙草にかんする限り、このようなメカニズムが強力に作用したことは簡単に証明できる。しかし、このようなメカニズムは、砂糖の場合、一七三〇年代には価格の低下が止まって、もはや作用しなくなる。砂糖の消費量はそれでも、いつたん始まった「生活革命」が止まら

図5-(1) 交易条件指数 (高いほどイギリスに不利)



— 「公式輸出・入額」(official Valueによる評価)の対比。輸出/輸入(1700年:100)
 - - - 主要輸出入品の価格比較(加重平均値の対比)

[出典] Deane & Cole, British Economic Growth, 1688-1959, App.

なかつただけに、ますます増えていった。その結果は、イギリスにとっての交易条件の悪化であった。一八世紀の交易条件の算出には、史料上致命的な困難が付きまとうが、ともかくそれか、一七三〇・四〇年代にイギリスに有利でなくなつていったことだけは間違いない。⁽²⁾一七五〇年のイギリスは、一七〇〇年と同じ分量の輸入品を得るために、一・九倍の輸出をしなければならなかつたかも知れないのである。雑工業製品輸出の激増は、こうしたなかば不可欠でもあつたのだ。

註

(1) R. Davis, A Commercial Revolution, 1967, p.3.

(2) 「ヨーロッパ商業革命」にかんする概観は、

拙稿「ヨーロッパの商業的進出」(日岩波

講座・世界歴史、近代3口、一九七〇年所

収)で試みた。

(3) B.M. Add. MSS., 36785.

(4) 上掲、才一部才三章五節註(2)参照。

(5) C. Whitworth, ed., State of the Trade of Great Britain in its Imports and Exports....., 1774.

(6) 上掲、才一部才四章三節註(10)参照。

(7) 上掲、才一部才二章三節註(5)参照。

(8) 上掲抜稿「ヨーロッパの商業的進出」表

3・4・7。 cf. K. Glammann, Dutch Asiatic Trade 1620-1740, 1958, pp. 13-14.

(9) A. H. John, 'English Agricultural Improvement and Grain Exports, 1660-1765', in D. C. Coleman and A. H. John, eds., Trade, Government and

Economy in Pre-Industrial England, 1976, p. 54. 一七六一

六三年、ホルトガルむけは三一・六五%

二位のオランダは一七・六四%。

(10) Ibid., p. 64.

(11) Sir Dalby Thomas, An Historical Account of the Rise and Growth of the West India Colonies....., 1690, cited in F. F. Williams, From Columbus to Castro, 1970, p. 144

(拙訳)「コロンプスか

ラカストロまで」E. I. 岩波書店、一九七八

年、一八四頁)。

(12) 図5-1(1)参照。

三 重商主義帝国の構造

「商業革命」の背景に、いわゆる重商主義帝国の成立があることはいうまでもない。一六世紀のR・ハクルートラによる探検・植民活動キャンペーンに端を発したイギリスの対外進出は、なお一七世紀前半まではその予備的段階にとどまったといえる。それが本格化するのは、クローム威尔政権下におけるアイランド征服、ジャマイカ占領、東インド会社の改組などの諸施策を通じてであった。し

かし、ここでこれらの政策をいちいち検討する余裕はないので、七年戦争の終了とともに完成した帝国がどのような構造をもっていたのかを、商品の流れの面から分析しておきたい。そうすることによって、この帝国の重心——そのひとつは当然本国にあったわけだが——どこにあったか分かるはずだからである。

とはいえ、一六世紀から一八世紀に至るイギリスの貿易構造は、主としてF・J・フィッシャーとR・デイヴィスの諸研究によつて

十分解明され尽くしたようにもみえる。しかし、彼らイギリス人の研究には、本国とそれ以外の地域との直接貿易だけしか扱わないという、帝国史的観点からみると致命的な欠陥がある。本国中心的なこの視角をとる限り、たとえば奴隸貿易はリウアポールやロンドンから西アフリカにむけられたインド産綿布、火器、ガラスなどの取るに足りない輸出に還元されてしまいい、その意味を見失う。初期のニューイングランドにカリブ海の砂糖植民地が果たした役割も、後者に対してアイルランド、北米、インド、そしてどこよりもアフリカが有した意味も、同様にして見失われがちである。植民地間の相互依存関係を抜きにしては、帝国の構造は理解しえないのである。

図5-1(2)は、アメリカ独立戦争直前の帝国の貿易構造を图示したものである。⁽²⁾もとより史料上制約が多いので、あくまで仮説の域を出ない。史料の不均衡性が最大の欠陥であり、

積出港価格 (J.O.B.) と輸入港価格 (C.I.F.) の調整

[ルート]

英→北欧	0.5
←	1.6
英→西欧	5.4
←	1.2
英→南欧	2.6
←	1.8
英→北米	3.3
←	2.0
西インド諸島→英	4.3
←	1.7
英→東インド	0.9
←	2.2
英→アフリカ	0.8
←	0.1
アイルランド→英	2.4
←	1.9
西インド諸島→北米	0.4
←	0.7
北米→南欧	0.6
←	0.1
西インド諸島→スペイン領	0.5
←	?
アイルランド→北米	?
←	0.1
アイルランド→西インド諸島	0.2
←	0.1
アフリカ→西インド諸島	0.8
←	北米

数値(10⁶) [出典] 及び [年代]

1772-3年
Deane & Cole, British Economic Growth, 1688-1959, 1962, p.87.

1773-4年
R.B. Sheridan, Sugar and Slavery, 1973, p.312.

1772-3年
Deane & Cole, op.cit., p.87.

1770年
L.M. Cullen, Anglo-Irish Trade 1600-1800, 1973, pp.45 & 47.

Sheridan, op.cit., p.315.*

J.F. Shepherd & G.M. Walton, Shipping, Maritime Trade and the Economic Development of Colonial North America, 1972, p.115

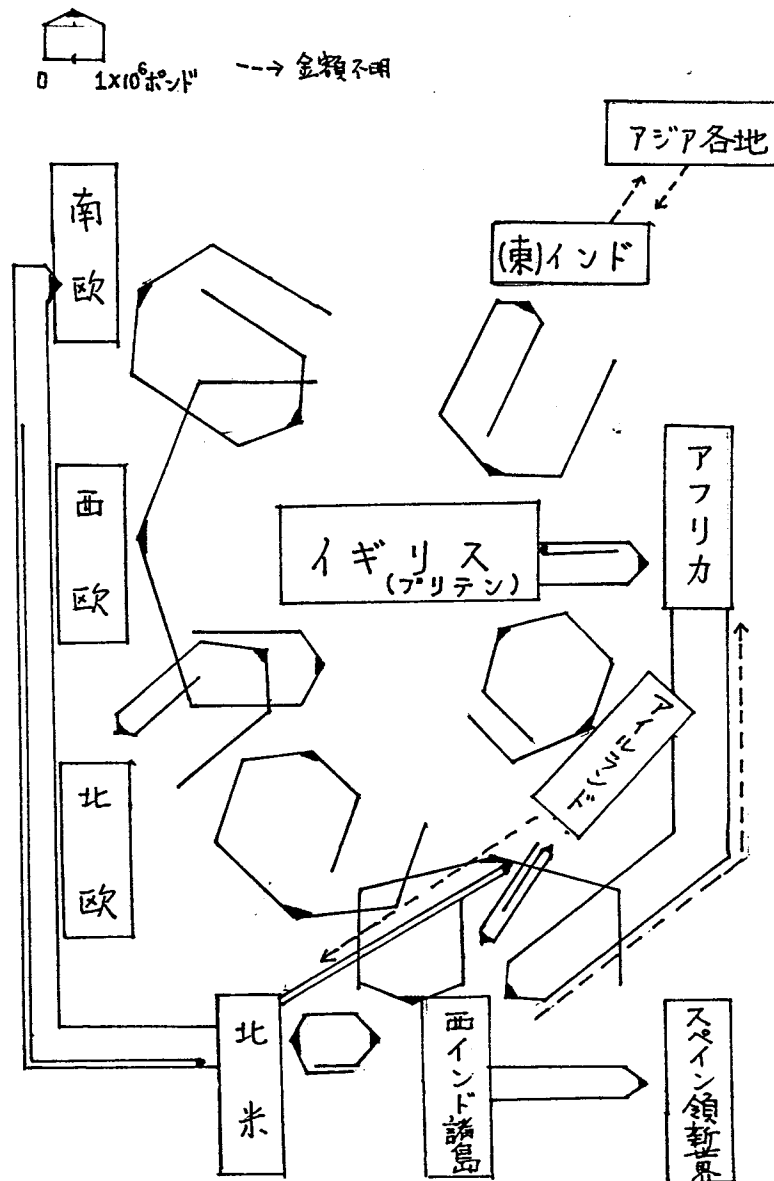
ibid., p.94. (& pp.112-3.)
1772年

F.G. James, 'Irish Colonial Trade in the 18th Century', Wm & Mary Quarterly, 1963.
R. Anstey, The Atlantic Slave Trade and British Abolition 1760-1810, 1975, p.47.

* cf. H.C. Bell, 'The West India Trade before the American Revolution', A.H.R., vol.22, 1917

** てきとうな材料がないので、1730年代の数値をあてた。G.H. Nelson, 'Contraband Trade under the Asiento, 1730-1739', A.H.R., vol.51, 1941, p.64.

図5-(2) 1770年代前半のイギリス植民地帝国の貿易構造 (奴隷を含む財貨の流れ)



かもつとも困難である。輸送コストの高い時
 代であるから、この欠陥は重大である。しか
 し、このようならフな図からも、そこに本国
 と西インド諸島を結ぶ線を一边とする、三つ
 の三角形を認めることは容易であろう。すな
 わち、西アフリカ、アイルランド、北米をそ
 れぞれわ三の頂点とする三角形かそれである。
 西アフリカから西インド諸島への奴隷供給
 を核とする、通常の意味での三角貿易はよく
 知られているが、文字通りひとり商人、一
 隻の船がこの三角の各辺を周航する形態は、
 すでに一七世紀末には崩れ、奴隷貿易と砂糖
 輸入業は分離してしまふ。砂糖生産が大規模
 化し、大ポランターによる寡占状態が出現す
 ると、彼らは砂糖の販売を現地にくる商人に
 依存せず、本国の委託商を通じて自ら処分す
 るようになったからである。⁽³⁾ いずれにせよ、
 この「本来の三角貿易」こそは、原棉供給、
 綿織物需要、リウアップールの勃興などを通し
 て「ゴットン・ポリス・レマンチエスターの成

長を惹き起こしたことで、後述するとおりである。⁽⁴⁾

西インド諸島の砂糖経済を支えたのは、い
うまでもなく、奴隷貿易であった。その意味
では、奴隷貿易こそがいギリス産業革命のも
っとも重要な起源であったということもでき
る。ヨーロッパによる新^{世界}世^界経営の基盤がア
リカからの奴隷貿易にあることは、つとに同
時代人たとえばモンテスキューの明確に指摘
しているところである。⁽⁵⁾ アシエント特権を得

た一八世紀には、奴隷がジャマイカからスペ
イン領に大量に再輸出されたために、奴隷貿
易は正貨獲得の手段となった。⁽⁶⁾

オニの三角貿易は、本国と北米・西インド
諸島を結ぶルートである。換金作物をもたな
かったにもかかわらず、ヨーロッパ商品
への欲求が強かった初期のニューイングラン
ドに、しかるべき購買力を与えたのが、食糧
と木材などの西インド諸島への輸出であつた。
西インド諸島では、一六四〇年代のバルバド

スに始まり、七〇年代のジャマイカで完了す
 る「砂糖革命」つまり砂糖キビのモノカルチ
 ュア化が進行し、食糧その他の物資の輸入依
 存度が極度に上昇してもいたのである。さら
 に、北米商人は「シーカーズ」へ不定期海運
 業者として西インド諸島と本国の間の海運
 にも従ったから、彼らが西インド諸島から得
 た所得は膨大な額に達した。

第三の三角形は、アイルランドと西インド
 諸島と本国とで構成されている。いわゆる重

商主義体制がアイルランド経済を徹底的に抑
 圧したというのか、熱烈な民族主義者ならず
 とも一般に採用している見解であろうか、現

実にはアイルランド系ロビイストの活動もあ
 った、とくに一八世紀になるとアイルランド
 産業にも一定の枠内での保護が与えられてい
 る。しかし、それにしても、イギリスの経済

政策によってこの時代のアイルランド経済が
 著しく歪曲された事実是否定しえない。たと

えば、一六六七年の畜牛法は、アイルランド

キヤトル・アクト

畜産業にとって致命的であった。この法によ
 って畜牛の対英輸出を禁止されたアイルラン
 ド畜産業界は、塩漬肉・豚肉、バターなどの
 西インド諸島、フランスむけ輸出に転じたの
 である。

アイルランドと西インド諸島との貿易は、
 ニつの理由で正確に捉えることが難しい。⁽¹¹⁾
 とつは、アイルランドの統計が西インド諸島
 と北米植民地を区別していないことであり、
 いまひとつは、特産品であるリネンの輸出も

砂糖や煙草の輸入も、ほとんどが本国を経由
 した⁽¹²⁾ことである。本国經由のものを含めると、
 アイルランドの対新世界貿易は、多くの煙草
 貴族を輩出したスコットランドのそれより大
 きく、その大半は西インド諸島とのあいだに
 成立していた⁽¹³⁾と思われる。

以上の三つの「三角貿易」は、いずれも本
 国と西インド諸島を結ぶ一辺を共有しており、
 西インド諸島が帝国経済の——本国を別にし
 て——核をなしていたことを物語っている。

しかし、肉題はそれだけにとまらぬ。西インド諸島の砂糖経済が間断ない奴隷供給を前提として成立したことは言うまでもないが、その奴隷貿易では、東インド産の綿布が主要な対貨のふひとつとなっていたから、その中心であつたりがアポールでは、つとに一七三八年、⁽¹⁴⁾西アフリカ貿易用の東インド物産保管庫の不足を訴える声あつた。⁽¹⁵⁾六〇年代には西アフリカ向け輸出の過半は東インド物産といわれ、その需要はアフリカのみならず、

西インド諸島でもきりめて高いことか指摘されて⁽¹⁵⁾いる。奴隷貿易と奴隷制度の成長に伴つて東インド物産——とくに綿布——の不足が訴えられ、ついに東インド会社は競争相手たる他国商人がヨーロッパに持ち込んだ綿布を購入するこ⁽¹⁶⁾とさえ承認された。八〇年代になつてもリカアポールでは、三〇年代と同じ嘆きか聞かれもする。奴隷貿易の綿布需要がマシエスター綿工業の急成長の契機となつたとするE・ウイリアムズのテーゼは、記述史

料による限り、十分確認できるのである。

東インド貿易の発展は、さらにもうひとつの意味でも西インド諸島の経済と結びついてきた。すなわち、一八世紀が進行するにつれて飲茶の風習が庶民のあいだにまで普及することはすでに周知のところであり、それに応じて東インドからの輸入品としての茶の意味が断然高まる。⁽¹⁾しかし、飲茶の習慣が普及した背景には、西インド諸島産の砂糖の大量輸入があったことも記憶されなければならないのである。ワインに恵まれて紅茶の普及しなかったフランスと対比すれば、イギリスの砂糖消費量は一七四二年で三割以上も多く、七五年になるとフランスの三倍に達した。⁽²⁾人口一人当たりでいえば八倍程度であったろう。こうして、西インド諸島の砂糖経済は、間接的にはインド、中国と本国を結ぶアジアの「三角貿易」をも支えていたのである。⁽³⁾

このようなラフなスケッチから、重商主義帝国のネットワークにおいて、西インド諸

島が要の位置を占めたことはほぼ明らかにな
ったはずである。このネットワークを伝って
流れた商品が、毛織物というよりは雑工業製
品であり、砂糖や煙草や茶、綿などであつた
こともまた明らかである。

帝国の経済構造を正確に把握するためには、
少なくともほかに、国際収支の次元や人
間そのものの移動の肉題などについても検討
すべきであるが、現在えられる史料では、総
合的な把握が困難である。

註

(一) 一六五五年のジャマイカ征服については次

の史料がある。C.H.Firth, ed., The Narrative of General

Venables, (Camden Soc.), 1900. また、この遠征のク

ロムウエル外交上の位置づけについては、

M.Prestwich, 'Diplomacy and Trade in the Protectorate', Journ. of

Modern Hist., vol. XXII, 1950, p. 109. アイランド征

服については、松川七郎『ウイリアム・ペ

テイロハ下巻) (岩波書店、一九六三年)
 中三章、中二節参照。革命政権による支配
 の実態については、F.C. Barnard, Cromwellian Ireland: English
 Government and Reform in Ireland 1649-1660, 1975 が詳しい。
 東インド会社の改組については、大塚久雄
 著作集の第一巻(株式会社を史論) (岩
 波書店、一九六九年)、四九三頁以下参照。
 (2) 北米、スペイン領西インド諸島貿易の数量
 的データは得られなかったが、記述史料と
 しては次のものがある。D. MacPherson, Annals of Commerce,

vol. II, 1805, pp. 396-99.

(3) 後出中二部二章四節註(29)参照。

(4) 後出中二部二章四節参照。とりあえずは、

E. ウィリアムズ、中山毅訳『資本主義と

奴隷制』(理論社、一九六七年)、八一頁。

(5) モンテスキュー、根岸国孝訳『法の精神』

(一) 河出書房、一九六六年)、三一七頁。

(6) C.A. Palmer, Human Cargoes: The British Slave Trade to Spanish
 America, 1700-1739, 1981, App. 4-11.

(7) R.S. Dunn, Sugar and Slaves, 1973, pp. 59ff. and 164ff. 近藤仁

え「英領西印度諸島における砂糖革命の経済史的意義」(『社会経済史学』三〇巻五号、一九六五年)、二九頁以下。

(8) Cf. H.C. Bell, 'The West India Trade before the American Revolution', A.H.R., vol. 22, 1917, pp. 272-87.

(9) たとえば、松尾太郎『近代イギリス国際経済政策史研究』(法政大学出版会、一九七三年)、五七―九〇頁。角山栄『パイルラード羊毛工業の抑圧——イギリス重商主義論——』(『立命館経済学』一一巻一・二号、一九六二年)をみよ。

(10) F.G. James, Ireland in the Empire 1688-1770, 1973, pp. 190-217; id., 'The Irish Lobby in the Eighteenth Century', Eng. Hist. Rev., vol. 81, pp. 543-57.

(11) イギリス本国との貿易については詳細な研究がある。
A.F. Murray, A History of the Commercial and Financial Relations between England and Ireland from the Period of the

Restoration, 1903; L.M. Cullen, Anglo-Irish Trade 1660-1800, 1968.

(12) R. Oxenford, An Essay towards Finding the Balance of our Whole Trade Annually from Christmas of 1698 to Christmas 1719 (P.R.O.

C.O. 390/14) reproduced in G.N.Clark ed., Guide to English Commercial

Statistics 1696-1782, 1938, p.89; Cullen, op.cit., pp.48, 63 et passim.

(2) F.G.James, 'Irish Colonial Trade in the Eighteenth Century'. Wm & Mary Quart., 3rd ser. vol.2, 1963, p.584.

(3) Customs Letter-Books of the Port of Liverpool 1711-1813, 1954 ed. by R.C.Jarvis, pp.149 and 118; A.C.Wardle, 'The East India Company: Some Local Associations', Trans. of Historic Soc. of Lancs. & Cheshire, vol.99, 1947, p.63.

(4) J.Campbell, Candid and Impartial Considerations on the Nature of the Sugar Trade....., 1763, p.218.

(5) 5 Geo. III, c.30, cf. MacPherson, op.cit., p.416.

(6) 一カ年の茶の輸入額は India Office Record,

E.I.C., General Ledgers, L/AG/1/1 vol.14-20 からなる

もの K.N.Chaudhuri, The Trading World of Asia and English East

India Company 1600-1760, 1978, pp.389, 538-39. にあり、た

んじ E.B.Schumpeter, ed., op.cit. table 18. にちて る

早期の貿易総量統計である。

(8) R.B.Sheridan, The Sugar Trade of the British West Indies from 1660 to 1756 with Special Reference to the Island of Antigua (unpublished Ph.D. thesis, 1951, Univ. of London), p.58.

① アジア内交易は、欧亜間のそれより重要で

あったとさえいわれるが、数量化が至難で

K.N.Chaudhuri, op. cit., pp.19頁も果たしていない。

P.J.Marshall, East Indian Fortunes: The British in Bengal in the

Eighteenth Century, 1976, pp.55-57 はカルカッタを中

心とするデータから、一七一五―一七三五年を

ブーム、その後停滞、七〇年代のブーム再

来を主張している。また、一八世紀末のボ

ンベイにはアジア内交易の商社が四五社、

うち二〇社がイギリス人を中心とする白人

のものであった。東海岸のフォート・ウイ

リアムでも事情は同じであった。C.N.Parkinson,

Trade in the Eastern Seas, 1793-1813, 1937pp.336 and 343.

② 同時代人による「經常収支」のもつとも詳

細な推計は、R.Oxenford, op. cit. (P.R.O. C.O. 390/14), pp.69-

149, esp., table 15.

四 帝國形成の資金問題

— 英・蘭関係の変質とオランダ

如資金の流入—

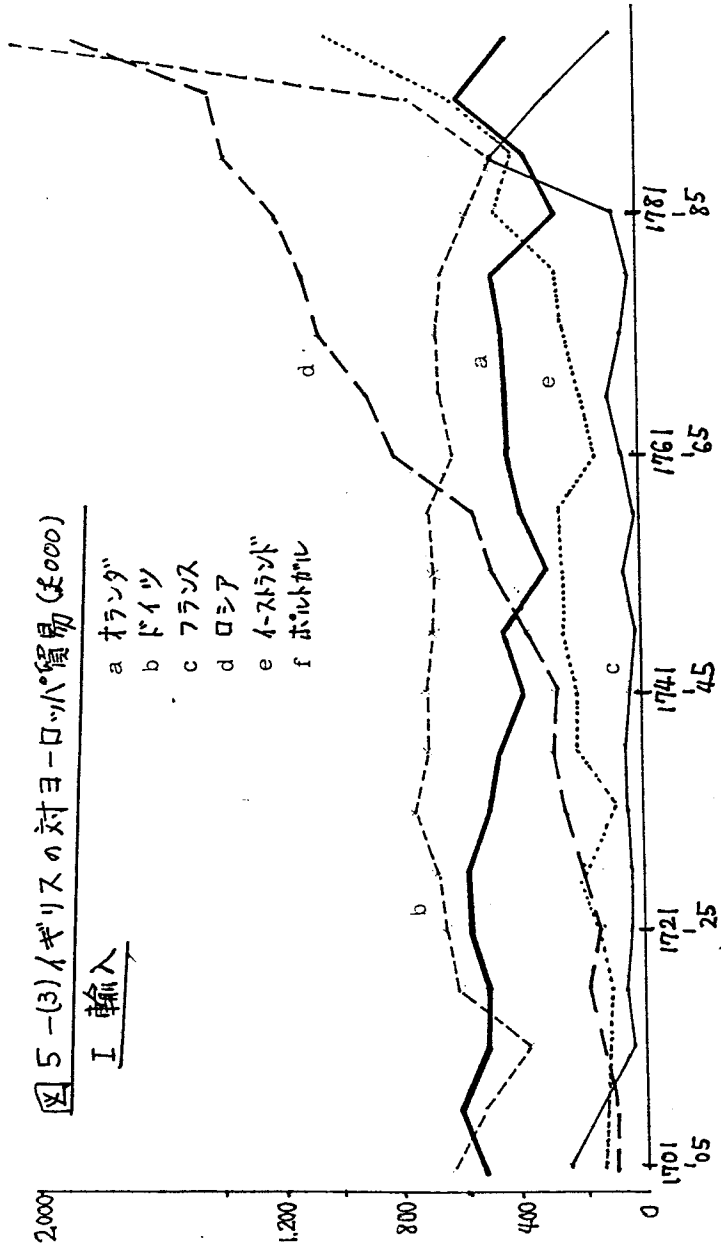
フランスではなくイギリスに世界で最初の工業化が起こった理由を、上述のような帝國植民地構造を背景とする「商業革命」に求める場合、イギリスが対仏戦争に結局勝利し、六三年のパリ条約によって、いわゆる「旧帝國」を完成しえた原因は、どのよう^に考えるべきであろうか。農業や毛織物業における資本制生産関係の成熟度を問題にし、つまりはイギリスの生産力の高さなり、国力一般の充實を指摘することは容易であろう。しかし、重商主義戦争は、国力がストリートに戦争の帰趨に反映するような総力戦などではない。国民経済かもつ生産力と戦争の行方とのあいだには、徴税機構、公債、金融市場の問題など多くの媒介項を設定するの^でなければ説明にならないのである。

陸・海軍の軍事技術や兵士の士気の点で、

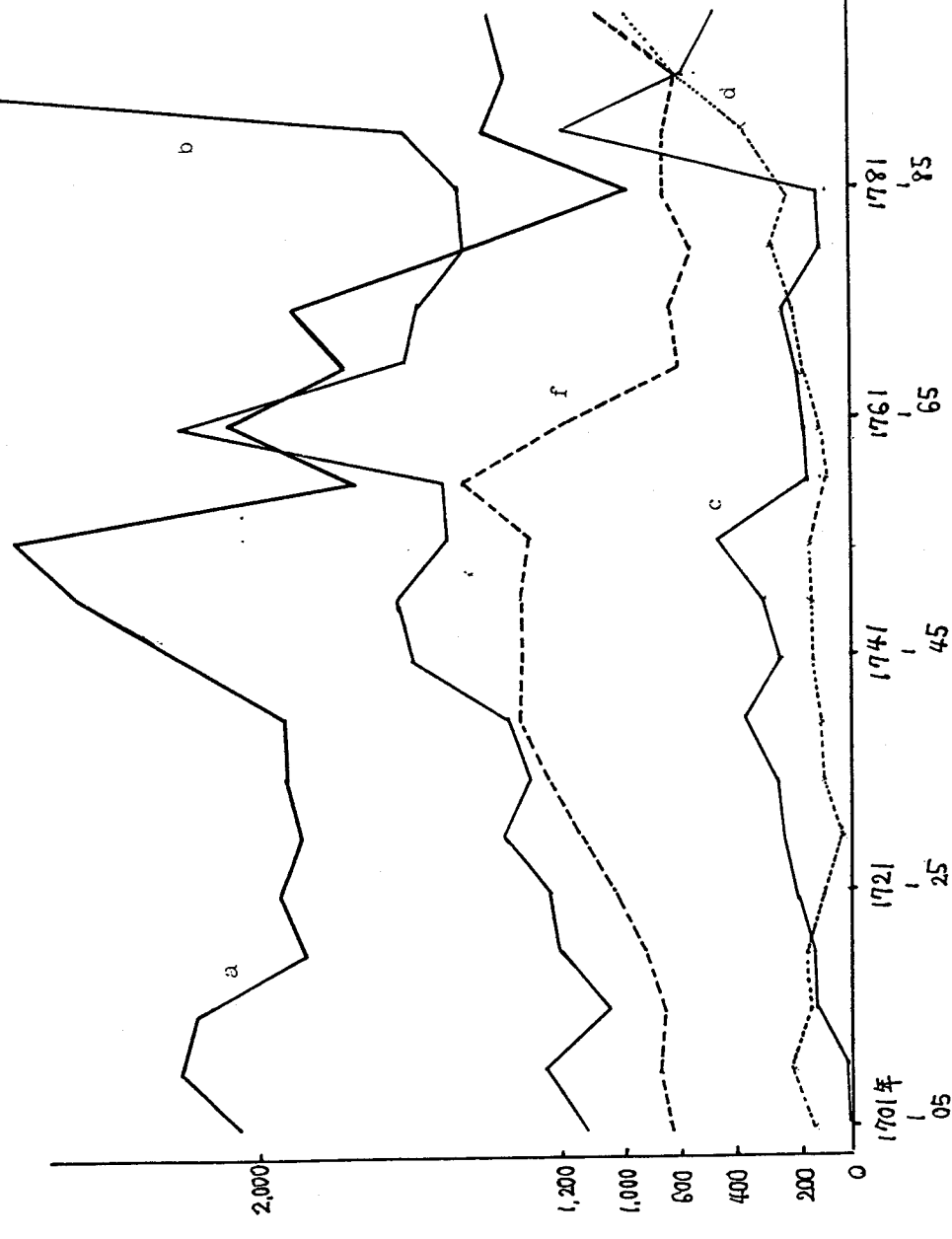
図5-(3)イギリスの対ヨーロッパ貿易(£000)

I 輸入

- a オランダ
- b ドイツ
- c フランス
- d ロシア
- e イーストインド
- f ホルヘランド



II 輸出(再輸出を含む)



[出典] C. Whitworth, ed, *op. cit.*, pt II.

とくにイギリスが優位にあったとも思えないので、問題の焦点は戦費調達にあり、それが短期間になされる必要があったことからいえば、公債発行能力の問題にほかならなかつたと思われる。名譽革命後のイギリス政府は、国内資金の吸収にも十分成功したか、だからといって生産活動を犠牲にすることもなかつた。とすれば、その成功の秘密は、大量のオランダ資金の導入に成功したという事実にあつたのではないか。このような視点に立つて、

しばらく英・蘭関係の推移を辿つてみよう。^三 商業革命の展開に伴つて、一七・八世紀イギリスの対西欧貿易は比重をどんどん低下させてゆくこと、上述のとおりである。しかも、その最大の原因は対オランダ貿易の重要性の低下にあつた。図51(3)をみれば、オランダとの関係のほぼ一貫した低下、とくに世紀中葉以後の崩壊が目立ち、遂にドイツからの輸入の成長などが認められる。一七世紀のイギリスは、なお毛織物輸出と造船資材を中心と

とするドイツや北欧の物産輸入の両面で、ア
 ムステルダムに大きく依存していた。^②この傾
 向は一八世紀初頭でもはっきりしており、一
 七〇〇年のクリスマスマスに終る一年間をとると、
 イギリスの総輸出七三〇万ポンドのうちオラ
 ンカ向けが一七七万ポンド、輸入では五九七
 万ポンドのうち五三万ポンドという数字にな
 っていた。総輸出の四分の一、輸入の二割が
 オランダ関係だったのである。^③対欧輸出だけ
 をとると、そのおよそ四割、西欧向け輸出の
 なかでは六割以上にあたった。ところか、一
 八世紀も中葉になるとこの数値は、西欧向け
 輸出の四〇―五〇パーセントに低下、輸入も
 四〇年代後半から絶対量が三〇パーセントも
 減少してしまふ。つまり、全体に不振であつ
 た。対西欧貿易のなかでも、オランダとの貿易
 関係はとくにその比重が低下したのである。
 これとは逆に、ロシアを含む北欧や東欧、
 ドイツとの輸出・入が成長していることを考
 え合わせると、これらの数値は結局、中継貿易

易基地としてのアムステルダム⁽⁵⁾の衰退、イギリス人による直接取引の増加を物語っていることになろう。かんらいオランダへの輸出は西部産の毛織物と植民地物産で構成されてお⁽⁴⁾り、これらの商品はそこからさらにドイツ、イタリア、スペインなどに再輸出されていた。毛織物の染色・仕上業が、だいにアムステルダムからハンブルクやブレーメンに移ったため、イギリスとドイツの直接取引が成長するのである。植民地物産もまた、このルートを通ってアムステルダムを迂回した。同様にドイツ産のリネン・キャンバスも直接輸入されるようになった。アイルランドやスコットランドでリネン工業が成長したため、アムステルダムからのリネン輸入はほとんど停止した。⁽⁵⁾大規模な輸出が行われるようになった穀物や国内で輸入代替産業の確立したたとえば紙のような商品も、もはや輸入されなくなったのである。ドイツ以上に重要な取引相手であった北欧やイーストランドとの関係でも、

同様の變化が起こつた。

こうして、現物取引では主役の座を降りて
 いつたアムステルダムではあるが、なおそれ
 がヨーロッパの金融センターとしての地位を
 当面維持することは、周知のとおりである。⁽⁶⁾
 イギリスの貿易業という限られた側面からみ
 ても、この事實は十分確認できる。たとえば、
 一八世紀のイギリスはロシアとの貿易を急成
 長させるが、なおその決済にはアムステルダ
 ムの仲介を要したのである。この形態が崩れ
 るのは、七年戦争後、ハンノーファーへのイ
 ギリス軍派遣をマネージしたオランダ金融界
 に大パニックが生じてからのことである。⁽⁷⁾こ
 の恐慌と七一七三年にイギリス東インド会
 社株への投機から生じたもうひとつの恐慌が、
 アムステルダムの金融上の覇権を崩すことに
 なるのである。⁽⁸⁾

いずれにしろ、一八世紀前半のうちに商業
 上の覇権を失いはじめたオランダ商人層は、
 しだいに金融業者化し、六〇年代初頭には決

表5-17) 傍系相続税台帳にみるアムステルダム市民の資産形態(%)

年代	最富裕層の 国内投資	それ以外の市 民の国内投資	[国内投資] 計	最富裕層 の対英投資	それ以外の市 民の対英投資	[対英投資] 計	その他の国 への投資計
1739-40	75.9	96.9	86.4	22.0	3.1	12.5	1.1
1749-50	80.2	90.6	85.4	17.7	8.6	13.2	1.4
1759-60	81.2	80.2	80.7	16.4	18.3	17.4	1.9
1769-70	71.4	73.3	72.4	19.4	15.9	17.6	10.0
1779-80	60.4	79.7	70.1	27.1	11.4	19.2	10.7

最富裕(市民)層とは、資産額9万フローリン以上のものをさす。その比率は件数にして、1739-40年で1.7%、1779-80年で3.4%である。

[出典] Alice C. Carter, Getting, Spending and Investing in Early Modern Times, 1975, pp. 28-30.

済手数料だけでも年間収入六〇〇万ポンド以
 上に達した、⁽⁹⁾ という。当時のイギリスの輸出
 総額が一五〇〇万ポンドに達しなかつたこと
 を思えば、この収入の大きさを理解しえよう。
 このような巨額の金融収入をもちながら、自
 らの貿易そのものは縮小し、国内の農業等へ
 の投資にも限界があつたから、オランダでは
 資金に余剰が生じ、利子率はいつそう低下し
 た。この余剰資金は、結局対外投資にむかう
 ことになる。いわば一八世紀のヨーロッパに
 は、有利な投資先を求めてさまよう膨大なオ
 ランダ資金のストックが生じていたのである。
 言いかえれば、世界商業の覇権争いではすで
 に舞台を降りつつあつた一八世紀のオランダ
 は、その豊富な資金をもって、表舞台の英・
 仏抗争の帰趨を決しうる可能性を秘めていた
 のではなからうか。⁽¹⁰⁾
 じつさいのところ、オランダ資金はどくに
 流れたのか。批判がまったくないわけでもな
 いが、⁽¹¹⁾ A・C・カーターが作成した表51(17)

をみれば、一目瞭然である。この表は、係相統稅査定のために実施された比較的有力なアムステルダム市民の資産調査の記録である。表によれば、七年戦争に至るまでのかれらの対外投資は圧倒的にイギリス公債にむけられていた。国内投資に比べて対外投資、ことにイギリス公債への投資にむかう傾向は、より富裕な階層——よりランチ工的性格の強い階層——に強いことも読み取れる。六〇年代以降はイギリス以外の地域にも投資が拡大されているが、それもロシアやアメリカ、西インド諸島などの抵当が中心となっており、フランスに多少ともまとまった資金が流れたのは、八〇年代のことではしかなかった。⁽¹²⁾

一八世紀のヨーロッパに漂ったオランダの遊休資金は、こうして少なくともオランダ・蘭戦争の勃発する一七八〇年代までは、圧倒的にイギリス——フランスではなく——に流れた。政治的・宗教的な関係が密接であったことを、その一因としてあげることでもできよ

う。しかし、オランダ国内には、親英的なオランダニストに対抗する勢力も強かったし、ランデニエ化していない商人たちは「フランスの運輸業者」となって、フランスの北歐貿易や植民地貿易を握っていたという事実もある。とくに後者の問題は、一六六七年のブレダ条約や一六七四年のウエストミンスター条約にもり込まれた「自由船舶、自由商品」free ships, free goods — オランダの貿易上の中立を認めたいもの——の規定をめぐって、七年戦争の終り

まで、両国間の深刻な外交上の争点となっていた。⁽¹³⁾ したがって、オランダ人の対外投資がほとんどイギリス公債にむかった理由は、別の方面に求められるべきであろう。じっさい親仏・反オランダ的傾向が強かったチャールズ二世治下にも、一六六六年大火後のロンドン復興資金の多くが、オランダからもたらされたこともあった。⁽¹⁴⁾

オランダ資金のほとんどがイギリス公債に流れた本当の理由は、イングラント銀行の設

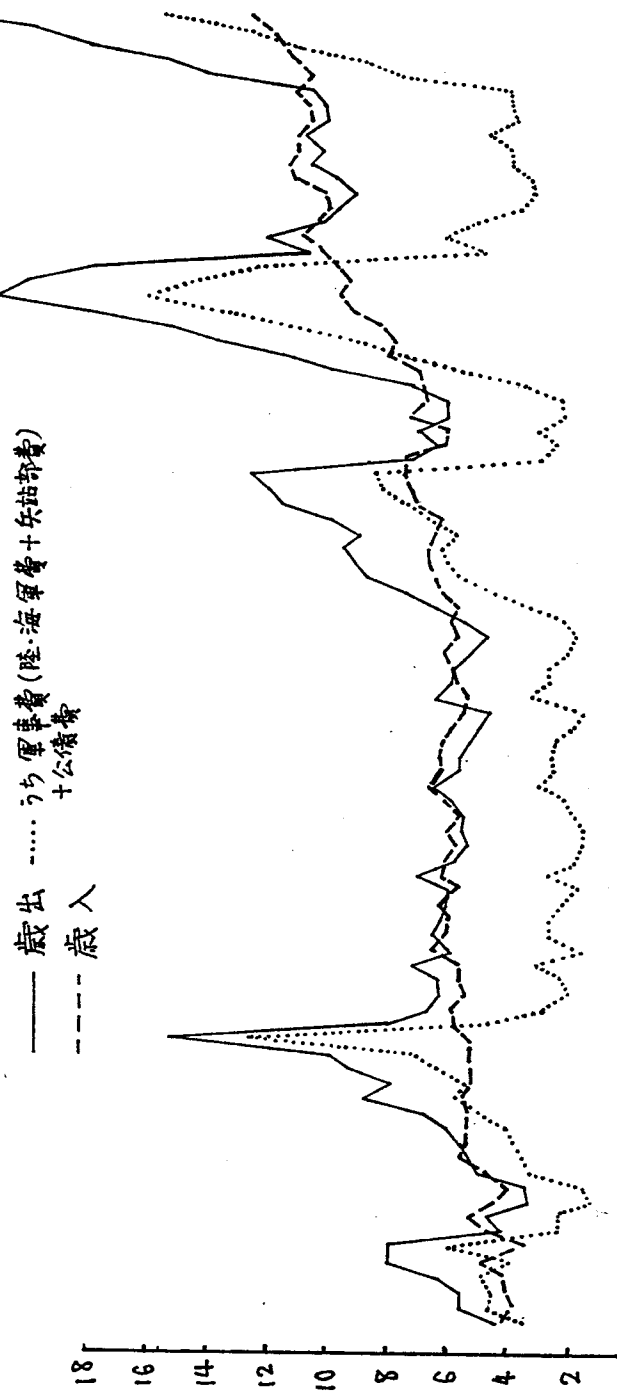
立による金融市場の確立（P・G・M・デイ
 クソンのいう「財政革命」）と議会による保
 証か、外国人投資家に便宜と安心感を与えた
 点にあった。逆に、ジョン・ロリーの計画が失
 敗に終わったフランスは、イギリス公債のよう
 な安定的で「受動的」投資対象を提供しえな
 かったのである。(15) 同じ理由でフランスでは、
 国内資金そのものの結集にもあまり成功しな
 かったことはいうまでもない。(16)
 しかし、ここにいうオランダ人の投資は、
 イギリス公債の何パーセントを占めたのか。
 それはイギリス財政全体にどのような意味を
 もったのか。これらの点では、従来の研究者
 の見解はかなり食い違っている。オランダ人
 が自らは名前を出さず、イギリス人をカミィー
 として利用することが多かったことか、とつ
 の原因で、シンクレアなど、同時代の専門家
 の推計も無数に存在するにもかかわらず、い
 ずれも客観性に欠ける。最近の研究でも、高
 い数値をあつるC・H・ウィルソンと低い数

表5-8) 外国人の公債保有

	1723-24年	1750年	1762年	1790年頃
保有額[£000]	4.336	約10.500	約17.000	24.500
(比率)	9.3%	15%	14%	10%
外人保有額中の オランダ人保有比	64%	78%		

[出典] P.G.M. Dickson, The Financial Revolution in England, 1967, pp. 312, 322-23.

図5-4) 18世紀の政府財政(£1000,000)



	1700年	1720	1740	1760	1780
戦争	(1692) 1697	1702	1713	1739	1748
平均歳入	4.0	4.5	5.4	6.4	7.2
平均歳出	6.3	3.9	7.8	8.8	7.5
(軍事費)	4.6	1.8	5.4	5.6	3.5
(公債費)	0.5	1.4	1.6	2.3	2.9
歳出中の軍事費比	73%	46%	69%	64%	47%
期末の公債累積額	14.5	12.6	34.7	75.8	72.5
				132.7	127.1
					214.7
				1756	1763
					1775 (1782)
					10.6
					10.2
					4.1
					4.8
					62%

【主要出典】B.R.Mitchell, ed.: Abstract of British Historical Statistics, 1962, pp.389-91. などより計算。

* 「公債費」とは公債利子および元金償還費のこと。

値をとるデイクソンなどがある。表51(8)は
 念のため後者によつた。これでも、世紀中葉
 のオランダ人の投資かとうてい無視しえない
 ものであつたことかわらう。
 ただし、ここでも留保すべき条件が二つあ
 る。ひとつは新たな公債投資と過去のそれへ
 の利子支払いの関係である。オランダ人の投
 資が最盛期にかかつた一七五〇―一六三年をと
 ってみると、次のようなことか見える。すな
 わち、オランダ人を中心とする外人の公債投
 資は年間約五〇万ポンドの割合で増えたが、
 累積投資額が一〇〇〇万―一七〇〇万ポンド
 となつており、コンソール公債の額面に対する
 利率三パーセントを適用すると、利子支払額
 は三〇―一五一万ポンドとなる。つまり、現実
 にオランダ人の「新規」投資というものがあ
 つたのかどうか、いささか疑問にさえなる
 のである。⁽¹⁹⁾オランダの留保は、ガミー肉題が残つ
 ているにしても、外国人による公債保有額は
 インギリス人のそれとは比較にならない、とい

う事実である。公債の大部分はむしろ同国人に買われたのであり、利子の国外流出をもたらし、外国人の公債投資には、きわめて強い批判があったことも周知のとおりである。

とはいえ、一八世紀の財政当局者が、つねにオランダ資金の必要性を認めていたことも否定しえない。一七七年戦争時代のイギリスが、……ルイ一四世を相手とするこれまでの諸戦争の際ほどには財政的窮乏に陥らず、⁽²⁰⁾戦費の借入れが容易であったのは、ニューヨークル公の手腕や終戦を見越した財界が長期投資を手控えていたといった事情だけが原因ではなかったのである。

オランダ人の投資の意味は、一八世紀の財政事情を全般的に概観することでも明らかになる。図5-14をみれば、そこではさしずめ次のような諸事実が認められる。すなわち、(1) 歳入はほぼ一貫して漸増の傾向をもつが、五〇年代末から、おそらく経済活動の全体量の上昇を反映して、その増勢が加速されること

(2) 支出の増減は決定的に戦争の有無によって規定されていること、(3) 支出のなかでは軍事費の比率が断然高く、公債費(利子および元金償還費)もかなりの額になるため、インフラリスト官廷費を含む行政費として残るものは僅かであったか、世紀後半にはこれも漸増していったこと、(4) 戦時には、軍事費の急増を反映して大きな赤字となつていくか、平和な時代には僅かなから歳入が歳出を上回り、軍事費の低下と対照的に公債費が増加していること、などがそれである。(4)の事實は、平和時にイギリス政府が公債償却の努力を続けたことを意味しているか、七年戦争以後は戦時にさえ公債費が増加し続けており、世紀後半のイギリス国民経済の成長を象徴しているといえるかもしれない。

交戦期間における政府支出の急上昇、そのなかでの軍事費比率の大きさからして、戦争が国内資金を吸収し、経済成長を阻害したとする見解があるのも、ある意味では当然かも知

しれない。じいっ戦争が資源を吸収し、生産的活動を阻害するとする考え方は、資金についてのみならず、木材を中心とする建設資材、船舶、兵員徴募との関係での労働力などについても主張されている。しかし、現実のイギリス経済は、人的資源や船舶についてもそうだが、土木・建築などについても戦争によって強いブレイキがかかけられた形跡はほとんどない。⁽²³⁾とりわけ、長期資金市場は戦争によって深刻な影響を受けたようにはみえない。長期資金の利率は、交戦中も目立った上昇を示さないのである。⁽²⁴⁾

この事実は何によって説明できるか。政府が戦時中、長期資金より短期資金への依存率を高めた——短期資金の利率は急上昇する——ことも一因といえようか、⁽²⁵⁾より決定的な原因は、長期資金市場がなお完全には統一されておらず、地方市場がなお相対的独立性を残しているにうえ、ロンドンのそれは外国資本市場、とりわけオランダのそれと密着していたから⁽²⁶⁾

だと考えられる。オランダが資金は、イギリス政府が経済活動に決定的な負担をかけることなく戦争を遂行することを可能にした点に、その歴史的意味があったのだ。

イギリスの「財政革命」が対仏戦争の遂行を可能にしたことは、すべての財政史家が認めるところである。しかし、「財政革命」がたんに国内の資金を効率よく吸い上げただけであつたとすれば、戦争によって経済発展は阻害され、工業化への道はかえって閉ざれたかもしれないのである。一七二〇―一八〇年という、オランダが貿易面で決定的な衰退を経験しながら、金融面で最後の繁栄を謳歌した時代が、英・仏両国が競って重商主義帝国の形成をめざした時代でもあつたという事実には、あうためて注意をむけるべきであろう。

註

①一八世紀イギリスの軍事費支出については、

たとえば舟場正富『イギリス公信用史の研究』(未来社、一九七一年)、四八頁以下などで言及されているが、オランダ資金との関係にはふれていない。

(2) 一六三二年七月―三三年七月の期間に、外国人によってロンドンにもたらされた輸入の四三パーセントはオランダからのものであり、その四八パーセントはリネンであった。A.M. Millard, *The Import Trade of London, 1600-1640* (unpublished Ph.D. thesis), 1956, App. 2 (vol. 3), table C. オランダ人の

バルト海貿易の状況については A. E. Christensen,

Dutch Trade to the Baltic about 1600. Studies in the Sound Toll Register and Dutch Shipping Records, 1941, pp. 99-104.

(3) C. Whitworth, *op. cit.*, pt. 1, p. 4.

(4) C. H. Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century*, 1941 (1966), pp. 39, 44, 51 et passim.

(5) *Ibid.*, 57. によれば、一七六〇年でアイルランド・スコットランド産二〇〇万クロス弱、外国産二五〇万クロスの比率になっていたが、後者のほとんどはすでに直輸入で

あった。アイルランドとスコットランドの

リネン工業の成長については C. Gill, The Rise of the

Irish Linen Industry, (1925) 1964, pp. 341-43; G. Chalmers, An Estimate of the

Comparative Strength of Great Britain, 1794, pp. 227-32, notes.

(6) J. C. Riley, International Government Finance and the Amsterdam Capital Market, 1740-1815, 1980, pp. 28ff.

(7) C. H. Wilson, op. cit., pp. 65-66.

(8) J. C. Riley, op. cit., p. 33.

(9) Wilson, op. cit., p. 66. Sérionne にある。

(10) 一八世紀後半からナポレオン時代にかけて

のヨーロッパ国際政治に及ぼした「オランダ

が資金」の意味については M. G. Buist, 'The Sinews of

War: The Role of Dutch Finance in European Politics (c. 1750-1815)',

in A. C. Duke and C. A. Tansie, eds., Britain and The Netherlands, vol. IV,

1977, pp. 124-40.

(11) C. Wilson, 'Dutch Investment in Eighteenth-Century England: A Note on

Yardsticks', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XII, no. 3, 1960, pp. 434-39;

cf. A. C. Carter, 'Note on A Note on Yardsticks', ibid., pp. 440-44.

遺産相続の史料は投資分析の史料としては

不適というウイelson に対し、カーターは

自説を曲げていない。

(12) Riley, op. cit., pp. 107-08.

(13) A.C. Carter, Neutrality or Commitment: The Evolution of Dutch Foreign Policy 1667-1795, 1975, p. 15; id., The Dutch Republic in Europe in the Seven Years War, 1971, pp. 104ff.

(14) Notes of the Lord's Committee on the Decay of Rents and Trade, 1699', (House of Lords Record Office, Main Papers, H.L., 28 Oct. 1669), reproduced in J. Thirsk and J.P. Cooper, eds., 17th Century Economic Documents, 1972, p. 75.

(15) P.G.M. Dickson, The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit 1688-1756, 1967, p. 12.

(16) じじっフランス政府は高率の利子を要求された。
Riley, op. cit., pp. 111-12.

ルイ一四世末期フランス王室の財政事情について
は、さしあたり佐村明知「ルイ十四世末期フランスの財政・金融危機——デマレ財務総監の経済政策を中心に——」(『大阪大学経済学』三〇巻二・三号、一九八一年)を参照。

(17) Sir John Sinclair, The History of the Public Revenue of the British

Empire, 3rd ed., (1803-04) 1966, vol. 3, App. V.

その他の同

時代人推計について

A. C. Carter, Getting, Spending and

Investing in Early Modern Times, 1975, p. 42

をみよ。

(18) C. H. Wilson, op. cit., p. 78.

(19) loc. cit.

(20) R. Browning, 'Duke of Newcastle and the Financing of the Seven Years'

War', Journ. of Econ. Hist., XXXI, 1971, p. 374.

(21) J. U. Nef, War and Human Progress: An Essay on the Rise of Industrial

Civilization, 1952, pp. 234, 237ff. et passim.

W. W. D

ストウ (酒井正三郎・北川一雄訳) 経済

成長の過程 (東洋経済新報社、一九六五年) 一七九頁

(22) L. Neal, 'Interpreting Power and Profit in Economic History: A Case Study

of the Seven Years War', Journ. of Econ. Hist., vol. XXXVII, 1977, pp. 21-31.

pp. 21-31; 建築業の動態について F. Sheppard, V. Belcher

and P. Cottrell, 'The Middlesex and Yorkshire deeds registries and

the study of building fluctuations', London Journal, vol. 5, no. 2,

1979, pp. 182-4, Fig. 1 & 2.

(23) Browning, op. cit., p. 352.

(24) Neal, op. cit., pp. 32-33.

(25) A. H. John, 'War and the English Economy 1700-1763', Econ. Hist. Rev.,

2nd ser. vol. VI, 1955, p. 341; cf. S. B. Baxter, 'Domestic and International

Integration of the London Money Market, 1731-1789', Journ. of Econ.

Hist., pp. 210-11. アシエトン次の一文は、いま

も完全に生きているというべきである。す

なわち彼はいう。『オランダ人によるイギ

リス政府および公債への投資の意義は過大

評価されてきた一面もあるかも知れないが、

それがかなりのものであったことは間違い

ない。ロンドンでの安全性の高い投資の利

率がアムステルダムでのそれより一パーセ

ントも高いと、資金はイギリスに流入し、

為替レートもイギリスに有利に動いた。』

F. S. Ashton, An Economic History of England: the 18th Century, 1955,

p. 193.

第二章 西インド諸島の富

— 成立と崩壊 —

一 はじめに

イギリス重商主義帝国の核は、本国を別にすれば、西インド諸島にあった。にもかかわらぬ、従来のわが国の研究史上、この地域が注目されることはごく稀であった。「世界地図上のちっぽけなしみ」と化したこの地域の現状が、⁽¹⁾研究者の眼を小さき、ヨーロッパの経済や国際関係はもとより、国内政治や文化の面においてさえ決定的な影響を及ぼした一七・八世紀史上のその正しいイメージを見誤らせてきたといえよう。したがってここでは、一七・八世紀における西インド諸島植民地の盛衰とそれらが本国の経済・社会の変容に与えた影響を、できるだけ具体的に跡づけることにしたい。

註

(1) フランス大統領ド・ゴールの評言。E・E・ウイリアムズ、コロンプスからカストロまで

でーカリブ海城史、一四九二ー一九六九年ー『I(岩波書店、一九七八年)、一〇四頁。

②主要史料としては、ロンドン大学ゴールド

スミス・ライブラリ Goldsmiths Library 所蔵の同

時代文献を用いる。ほかにブリストルにつ

いては、Bristol Record Society's Publications, vol. XVIII,

XIX, XX、リヴァプールについては Chetham Society's

Publications, 3rd ser. vol. VI, XV をも利用し、また

両市にかんする同時代の年代記類をも参照する。

ニ 西インド諸島の富

イギリス帝国内での西インド諸島の経済的地位を検討する作業は、同時代人がしばしばおこなったところである。その場合、これらの植民地には、本国産業と競合しかなる産業構造をもつニューイングランド・グループとの対比で、過大とも思われる評価が与えられることが多かった。しかし、白人の定住人口という観点からいえば、それはさして大きな存在でなかったことも常識である。しかも一

八世紀には、大発展を遂げたジャマイカで一六七三年の八五〇〇人から一七六四年の二万六〇〇〇人へと増加、その後も増え続けたほかは、古く南産されたバルバドスやリウオード諸島などで、白人人口は減少しはじめる。

インディアン・サーヴァント

もともと年季契約奉公人あかりの白人ヨーマンが小規模な煙草栽培をおこなっていた西インド諸島社会は、大規模なニグロ奴隷労働による砂糖プランテーションに転化するとともに白人の人口は増加しなくなり、プランター

表6-(2) 砂糖貿易〔単位 1,000 cwt. 年平均〕

年代	輸入	外国への再輸出	アイルランド・北米等への再輸出	再輸出率
1698-1700	471	176	14	37.5
1700-20	653	160	20	24.5
1728-32	926	129	41	14.0
1733-37	806	34	48	4.2
1748-52	896	39	67	4.4
1753-57	1,091	48	66	4.5

[出典] R. B. Sheridan, 'The Molasses Act and the Market Strategy of the British Sugar Planters', Jour. of Econ. Hist., vol. 17, 1957, p. 64; cf. E. B. Schumpeter, ed., op. cit., pp. 61-62.

表6-(1) バルバドスの人口

	1712年	1762年	1786年
白人	12,528	18,419	16,187
黒人	41,970	-	70,000

[出典] The Cambridge History of the British Empire, vol. 1, (1929) 1960, p. 380.

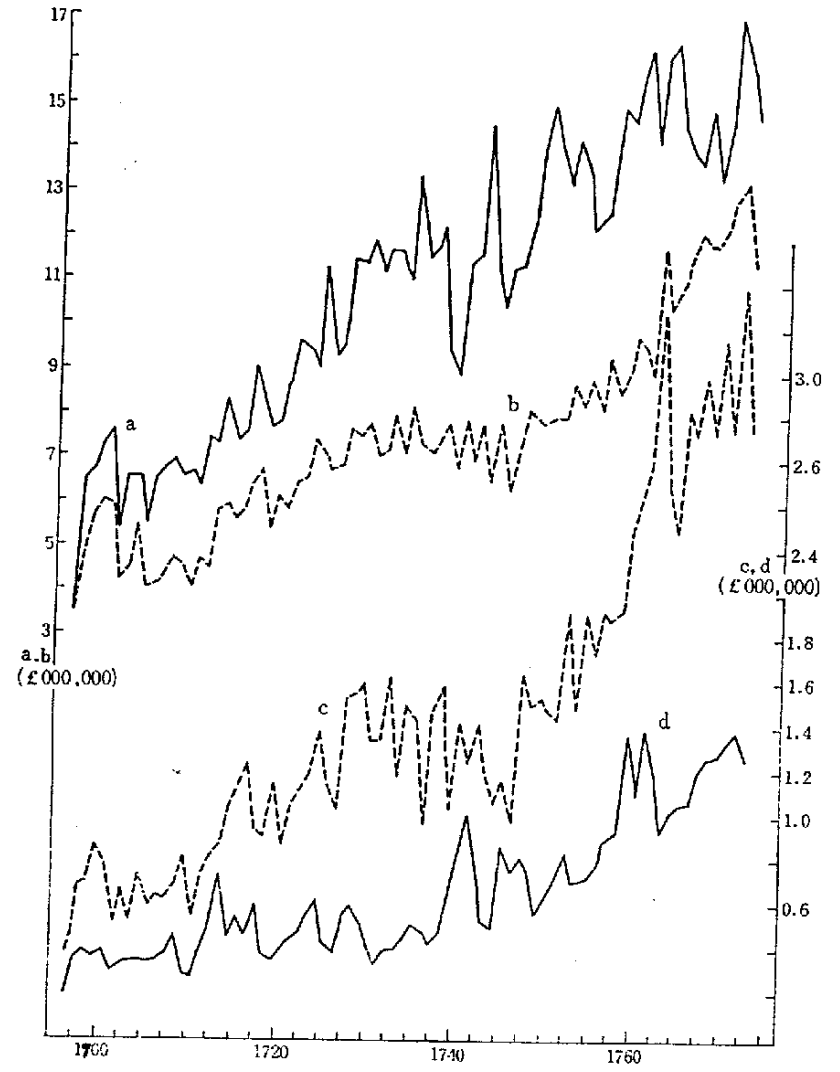
の不在化が進行するにつれて積極的に減少させみせはじめめる。民兵を維持する^{ミリア}ために、人口中の白人比を維持すべく制定された各植民地の「欠員補充法 Deficiency Acts」も、白人使用人一人分のコストでニグロ三人が維持できる状況のもとでは、効果が期待できなかつた。こうして、一八世紀前半までは西インド諸島の中心であつたバルバドスでさえ、その人口は表6-1(1)程度でしかなかつた。

ニグロと白人の合計で考えても、広大なフロンティアをもつ大陸植民地では、一六八八年から一七一三年にかけて二一萬一〇〇〇人から三四萬人へと増加したのに、バーミュータを含む西インド諸島では、一五万人から二〇万人へと約三割ほどの増加をみせたにすぎない。^全人口成長の格差はこれ以後ますます拡大してゆくことも、あらためていうまでもない。

したかつて、一八世紀のイギリスでジャマイカをはじめとする西インド諸島が一般に高

い評価を受けたといつても、むしろそれはこ
 の植民地が多くの人口を直接維持できたから
 なのでは毛頭ない。それは、まさにこの植民
 地から得られると考えられた巨富のためであ
 り、またこれらの島もった軍事的意義のた
 めであった。
 とここで、西インド諸島の富の大きさやそ
 の富の意味を確定しようとするれば、当然のこ
 とながら扱う時期が問題になる。英領西イン
 ド諸島の繁栄のピークは、一八世紀中頃にあ
 った。戦争やハリケーンによる短期変動を別
 にして、この地の貿易には次のような変動が
 みられた。すなわち、同植民地むけの輸出は
 世紀前半にこそ停滞的であったが、三〇年代
 後半から上昇カーブを描き、一方、同地から
 イギリスへの輸入も、三〇年代と四〇年代前
 半の下降トレンドが四〇年代後半に至って急
 激な成長に転じる。本国の全輸出・入に占め
 る西インド諸島の比重も、世紀の才三、四半
 期にはかなり上昇した。もつとも、輸出・入

図6-(1) 対西インド諸島貿易



a. 輸出総額 (England & Wales から全世界への)
 b. 輸入総額 (全世界から England & Wales への)
 c. 西インドからの輸入
 d. 西インドへの輸出
 【出典】 Sir. Charles Whitworth, *State of the Trade of Great Britain*, 1776, part I より計算作成。

の増減は必ずしも繁栄の程度を示す感度の良
 いバロメーターではない。砂糖の価格は五〇
 年代後半にピークを記録したのち低下するし、
 五節で詳論するように、七年戦争以後は砂
 糖の生産や輸加は必ずしも好況の反映とはい
 い切れない面もある（図六一山）。

さらに、一八世紀が深まるにつれて、西イ
 ンド諸島内の各島の比重にも大きな変化が生
 じた。一七二〇年代にはすでに疲弊気味のバ
 ルバドスを抜いてジャマイカが首位に躍り出
 し、六〇年代以降は圧倒的シェアを得ること
 になる。

比較的低品質な砂糖しかとれなかったジャ
 マイカの急激な発展は、面積が広く耕地に恵
 まれたこと、新開地で地味が潤滑していない
 こと、スペイン領への公認または非公認の奴
 隷およびヨーロッパ製品の輸出基地となりえ
 たことなどに、その主要な原因があった。と
 くにスペイン領との貿易は、十数年で大金を
 つかみ、故郷に錦を飾りたいと切望する多く

表 6-3) 主要な西インド諸島植民地の本国向け輸出(単位千000)

植民地	1700年	1710年	1720年	1730年	1740年	1750年	1760年	1770年
Jamaica	240	213	385	536	508	731	1,034	1,275
Barbados	366	230	312	368	229	215	224	283
Nevis	44	96	72	87	36	32	46	97
St. Kitts	44	44	137	248	169	253	292	324

[出典] Whitworth, *op. cit.*, より作成

のヨーロッパ人を、この地ジャマイカに馭り
 立てたものである。そんな人びとがここで獲
 得したスペインの通貨は、当然つまるころ
 イギリスに集まったのである。⁽³⁾
 いずれにせよ、早く開發された諸島の衰微
 とジャマイカの成長とは、一八世紀英領西
 インド諸島史上最大のトポックスとなった。
 しかし、このジャマイカにおいても、他の諸
 島と同じようにその内部で大地主による土地
 集積が進行し、七〇年代以後はフランスの競
 争とこの土地集積にもとづく不在地主制の発
 展⁽⁴⁾という、英領西インド諸島社会に固有の不
 健全な性格のために崩壊してゆく。この時代
 が、本国において「西インド諸島派」の政治
 活動のとくに活潑な時代となつたのは、むし
 ろ現地経済の苦境を反映していたのだ、とい
 うこともできる。
 このような状況からして一八世紀も後半に
 なるると、西インド諸島植民地に対する評価に
 も⁽⁵⁾驕りかみえはじめめる。英領西インド諸島産

の砂糖への保護政策にも、奴隷制度や奴隷貿易に対して果ては植民地の領有そのものについてさえ、懐疑的・批判的な言論が多くなつてゆくのも、このためであつた。E・バーク派とA・スミス派の論争はこのことをよく示している。⁽⁶⁾ すなわち、植民地を帝国の不可欠な一要素とする立場と、植民地を重商主義体制の枠内にとどめておくことの意義の小さいことを主張する立場の対立である。

以上のような諸点を考慮に入れたとして、

西インド諸島の富は本国経済にとってどのような意味をもつていたといえるのか。この点では、計量的な方法を用いて展開されたR・B・シエリカントとR・P・トマスの論争から学ぶべきものが多い。⁽⁷⁾ ジャマイカに基礎を置いたシエリカンの主張はこうだ。

はじめに、各種史料によれば、一七四一—四五年と一七七一—七五年におけるジャマイカの中規模砂糖プランテーションに蓄えられた動産は、平均三ハ—九ポンドから九三六一

ホンドへ上昇した。この上昇は主としてニグ
 ロ奴隸の増加と価格騰貴によるもので、当初
 は一所領あたり九九人へ平均価格二一ポンド
 余の評価であったが、奴隸が、あとの時代にな
 ると二〇四人へ平均三七ポンド余になった
 いる。他方、不動産については、有名なE・
 ロングの『ジャマイカ史』が詳細なデー
 提供してくれる。これによれば、一七七四年
 の中規模所領の不動産は、平均九九六三ポ
 ド程度と見積られる。同じデータでみると、
 フランテーションの資産構成は不動産五二パ
 ーセント、動産四八パーセントとなっている
 ので、この比率を一七四〇年代にも適用する
 と、四〇年代の中規模所領の平均資産は七九
 五六ポンド、七〇年代前半のそれは一万九五
 〇ニポンドとなる。これに四〇年代に四四〇、
 七〇年代で七七五程度とみられるフランテ
 シヨンの数を乗じると、二つの時期のジャマ
 イカ砂糖フランテーションの総資産は、それ
 ぞれ三五〇万ポンド強と一五一〇万ポンド強

となり、若干の物価騰貴があるにもせよ、三
 五年間で四倍以上という急成長を達成したこ
 とになる。このほか人頭税報告書などからみ
 て、砂糖プランテーション以外にも二三七万
 ポンド分くらいの奴隷かいたと思われるため、
 独立戦争前のジャマイカの総資産は一八〇〇
 万ポンド程度と考えられる。これに当時の西
 インド諸島で一般的であった資産・所得換算
 比率である「一二年買いらへ年粗利潤率八・
 ミパーセント」を適用すると、ジャマイカ資
 産からの年収はおよそ一四九万ポンドにのぼ
 る。この数値は、同時代人ロング自身のやや
 控えめな数値に遺漏分を加えたものによく一
 致する。砂糖生産量から推定して、ジャマイ
 カが全西インド諸島のほぼ二分の一を代表し
 ていたとすると、アサー・ヤングの推計値
 もこれに近い。(ii) 一方、やや時代は下るが、よ
 り信頼性の高いピットの所得税導入時の推計
 では、一七九八年の全西インド諸島の所得は
 年間四〇〇万ポンドと見積られ、すべての海

外領土からの所得五〇〇万ポンドのじつに八割を占めている。しかも、さらに西インド諸島関係の貿易からも、三〇〇万ポンドの所得があることになっている。

結局、七〇年代前半には全西インド諸島からイギリス人は年間少なくとも二五八万ポンドくらいの所得を得ており、⁽¹²⁾「大ざっぱなところ、一八世紀末でも西インド諸島からの所得は、本国の国民所得のハーリー・パーセントを構成したと考えられる。アメリカ独立以前は、この数値はもっと高かっただろう」と、⁽¹³⁾シエリガンは結論する。

このようなシエリガンの主張に対して、仮構設定と計量史の方法を駆使しなから⁽¹⁴⁾R・P・トマスは、行政費、軍事費の支出、国際的にみて割高な砂糖生産への投資などを理由に、スミス風の議論を展開する。植民地の領有・開発よりは、本国での一般企業への投資の方が高い利潤をあげたはずで、西インド諸島植民地の領有は「誤った投資」であるという。⁽¹⁵⁾

こうして、この論争は結局、同時代のバーク
 派とスミス派のそれに酷似した様相をさえ呈
 しているのである。
 とはいえ、トマスの議論はもちろん、シエ
 リケンの構想をもつてしてさえ、「旧帝国」
 における西インド諸島砂糖植民地の経済的意
 義は、なお十分に示されているとはいえない。
 砂糖植民地領有の経済的効果は、たんに西イ
 ンド諸島フランクと西インド諸島貿易商の
 あげた利潤だけでは測定できそうにもないか
 らである。ましてトマスのように、「もし西
 インド諸島を領有していなかったら」という
 ような仮構はかんたんには設定できない。こ
 のような仮定が設定されれば、一見何の関係
 もなさそうな帝国内の他の地域での活動にも
 深刻な影響が及んだはずだからである。⁽¹⁶⁾ それ
 でもなお、彼のいうように国内投資が有利で
 あつたのかどうか。さらにいえば、一八世紀
 の中頃からは西インド諸島の資金が本国へ送
 流しているのだから、⁽¹⁷⁾ それかなくなつても国

内投資の資金はなお潤沢でありえたのか。
 一八世紀の西インド諸島は、当時の世界商
 品である砂糖をはじめ、コーヒー、ジンジャ
 ー、棉花、染料などを供給し、イギリス製品
 を大量に消費したのであり、奴隷貿易、食糧
 品・日用品貿易を通じて、旧植民地体制の貿
 易網の中心に位置していたこと、すべに指摘
 したとおりである。すなわち、東インド物産⁽¹⁸⁾
 とイギリス製品ないしヨーロッパ物産を積ん
 でイギリスを出発した奴隷商人がアフリカで
 ニグロを入手し、ジャマイカやバルバドスに
 むかい、為替か砂糖を得て帰国したし、また
 ニューイングランド人は、食糧と交換に入手
 した砂糖から精製したラム酒をアフリカに送
 った。これも奴隷貿易の必需品となっていた
 のである。ジャマイカのスペイン領との貿易
 にはすべにふれた。したかつて、砂糖植民地
 の意義は、プランターと西インド諸島貿易商
 の所得よりは遙かに複雑で重要なものである。
 ロンドン、ブリストル、リウアップールなどの

商人、海運業者はいうに及ばず、それらの
後背地の製造業者に刺激を与え、各輸出港を
軸にした経済圏をその周辺に形成し、さらに
は東インド貿易関係者にさえも大きな影響を
与えたのである。
この点をよりよく理解するために、つぎに
同時代の事情通、M・ポスルスウエイトの主
張をきいてみよう。

註

- (1) The Cambridge History of the British Empire, vol.1, (1929)1960,
pp.266-67. 西インド諸島人口の詳細な分析は、
cf. F.W.Pitman, The Development of the British West Indies, 1700-
1763, (1917)1967, pp.369-90.
- (2) Lord Beveridge et al., eds., Prices and Wages in England, vol.
1, pp.430-31 (Lord Steward's Department), p.197 (Westminster School
and Abbey).

- (3) A.Anderson, An Historical and Chronological Deduction of the
Commerce, (1764)1801, vol.III, p.202. ヲクニ・アシエン

ト契約下の奴隷供給では一三一四ノパーセントの利潤が上っている。C.A.Palmer, Human Cargoes:

The British Slave Trade to Spanish America, 1700-1739, 1981, pp. 150-54;

cf. C.P. Nettels, 'England and the Spanish-American Trade, 1680-1715',

Journ. of Modern Hist., vol. III, 1931, pp. 1-32; G.H. Nelson, 'Contraband

Trade under the Asiento, 1750-1759', A.H.R., vol. LI, 1945, pp. 55-67.

(4) F.W. Pitman, op. cit., pp. 91-126.

(5) 次章オニ節参照。

(6) R.L. Schuyler, The Fall of the Old Colonial System: A Study in British Free Trade, 1700-1870, (1945) 1966, pp. 38-79.

(7) R.B. Sheridan, 'The Wealth of Jamaica in the Eighteenth Century',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XVIII, 1965; id., 'The Wealth of

Jamaica in the Eighteenth Century: A Rejoinder', Econ. Hist. Rev., 2nd

ser., vol. XXI, 1968; R.P. Thomas, 'The Sugar Colonies of the Old

Empire: Profit or Loss for Great Britain?', ibidem; cf. id., 'A Quantitative

Approach to the Study of the Effects of the British Imperial

Policy upon Colonial Welfare', Journ. of Econ. Hist., vol. XXV, 1965.

(8) Edward Long, The History of Jamaica, 1774, vol. 1, pp. 456-63.

(9) 一七七〇年代の動産 / 不動産の比率 $\frac{9361}{9963}$

$\approx 48/52$ 。資産額(Y) = 動産(P) + 不動産(X) = $P + \frac{52}{48} \cdot P = \frac{100}{48} \cdot P$ 。

$$Y_{1740} = \frac{100}{48} \times 3819 = 7956.25.$$

(10) E. Long, op. cit., vol. I, p. 507.

(11) A. Young, Annals of Agriculture, 1784, vol. 1, p. 13.

(12) Sheridan, op. cit. (1968), p. 56.

(13) id., op. cit. (1965), p. 306.

(14) 論争の方法論上の問題については、拙稿「

イギリス産業革命前史と貿易」(司待兼山

論叢『ニ号、一九六八年』、一六八一〜七一頁。

(15) Thomas, op. cit. (1968), pp. 30-38.

(16) Cf. Sheridan, op. cit. (1968), p. 60. また、前章や二節、

図 5-12 参照。

(17) R. B. Sheridan, Sugar and Slavery: An Economic History of the British West Indies 1623-1775, 1974, p. 305.

(18) W. E. Minchinton ed., The Trade of Bristol in the Eighteenth Century

(Bristol Record Society's Publications, vol. XX), 1957, pp. 60, 95 et passim; R. Jarvis, ed., Customs Letter-Books of the Port of Liverpool,

1711-1813, (Chetham Society's Publications, 3rd ser. vol. 6), 1954, p. 118.

(19) K. G. Davis, The Royal African Company, 1960, pp. 45, 165-78; Jarvis, ed., op. cit., p. 84.

三 M・ポスルスウエイトの西インド

諸島・アフリカ貿易論

「わたしの時代にわれわれは、かれらへポルトガル人の粗糖をイングランドでまったく使用されないようにしてしまつたし、……量のうえでもかつてはかれらのブラジル船隊は一〇万箱ないし一二万箱の砂糖からなつていたのが、いまではバルバドスへの砂糖のにおきな増加という、約三万箱に減少している。」「フランスの西インド植民地はイングランドのそれのようにフリー、ホール、カ、にもとづかず、フランス、西インド、会社に属し、その会社は……フランス国王のもとにあるために、また国王の意のままに課税するため、植民においてあの成果ある進歩を遂げることはありそうもない。」「一六九三年、ジャマイカやバルバドスのイングランドン一名は本国の四名のための仕事をつくりだす、と評価したJ・チャイルドはこのようにのべている。⁽¹⁾」

一七二八年にも、まだ同様の評価が認められ

る。マわれわれが西インド諸島のフランテ
 シヨンに定住するまでは、ポルトガル人に粗
 糖一ハンドレッドウエイト以下 $3\frac{1}{2}$ と表記
 当り四一五ポンドを支払わねばならなかつた
 か、いまでは同品價のものはニニ一三五シリ
 ングしかしない^①、と^②。
 しかし、一七四二年にはすでに、仏領西イ
 ンド諸島の砂糖生産は一四七万 $3\frac{1}{2}$ 以上にな
 ったのに、イギリスのそれは八〇万 $3\frac{1}{2}$ 足ら
 ず^③にすむ^④。遙かに後塵を拝することになる。

さらに一七九〇年に終る八年間の平均でも、
 西インド諸島からのコーヒー、原棉、インデ
 イゴ、砂糖などの本国への輸入を比べると、
 マフランスの砂糖植民地の方が、イギリスの
 それより五分の二程度生産力が高いことは明
 らかである^④。という事になった。一七〇一
 年に白人九〇〇〇人足らず、ニグロ四万五〇
 〇人余とみられた仏領西インド諸島の人口
 は、半世紀後には兵役可能な白人だけで五一
 〇〇人余、ニグロは三六万五〇〇〇人弱へと

激増した。⁽⁵⁾ チヤイルドの予想は見事にはずれ
たわけである。

たしかに一七世紀後半、これまでのポルト
ガル糖——つまりブラジル糖——を国内市場
から駆逐した英領西インド諸島産の砂糖は、
国内市場を充たしたばかりでなく、本国への
輸入の三分の二を再輸出する力をもっていた。
しかし、一八世紀前半に生じた世界砂糖市場
の大変化が、事情を一変させたのである。変
化の原因は二つあった。ひとつは、オランダ

およびとりわけエトレヒト条約以後の仏領砂
糖植民地の急速な発展であり、いまひとつは、
イギリス国内における消費水準の上昇、人口
増加、茶やコーヒーの消費量の増加など、い
わゆる生活革命であった。⁽⁶⁾ オ一の要因は、結
局イギリスの砂糖の国際競争力の決定的低下
を導いたために、国内市場確保のための強力
な保護政策を展開させることになった。一七
三三年の周知の糖蜜法は、^{モラビス・アクト} アイランド、北
米商人による仏領西インド諸島からの輸入の

事実上の禁止と、逆に英領西インド諸島からアイルランドへのラム酒その他の非列挙品目の直接輸出の認可を規定した。この西インド諸島派派閥の記念すべき政治的勝利には、北米・アイルランド市場そのものの確保とともに、これらの土地を経由するルートでの本国への輸出の可能性をちらつかせることで、ロンドン商人の購買者同盟を牽制する意味も含まれていた。同じ目的をもって一七三九年には、実際上は無意味なヨーロッパへの砂糖の直接輸出の認可さえなされた。(8)

こうして一七三〇年代以後は、再輸出が激減しはじめる一方、オニの要因も作用しはじめたため、国内市場のシェアが圧倒的に上昇した。アイルランドなどに再輸出されたものをむしろ国内消費と考えると、一七三三―一七三五年には九五―九七パーセントが国内消費に供されるようになった。(8) 一七一四―一七二〇年でも、アイルランドなどを含めた再輸出は全体の三分の一ないし四分の一を下回ることはま

ずなかつたのだが、一七三四―四三年にはそ
 れが一〇分の一に達した年は一年しかない。⁽⁹⁾
 このような状況があつたからこそ、一方で西
 インド諸島の―というより、一部のフラン
 ターの―巨富が喧伝されるとともに、他方
 ではフランターをはじめとする西インド諸島
 派に対する強い批判が捲き起るこゝになつ
 たのである。
 この種の批判の代表的なものは、一七五九
 年以前の三〇年間に、イギリスは砂糖貿易と
 砂糖植民地によつて二〇六五万ポンドの損失
 を被つたと主張するJ・マシーのそれである。⁽¹⁰⁾
 うか、このような批判とは別に、イギリスの
 砂糖植民地が何故にこうも国際競争力を失つ
 たのかという根本問題に目を向けた議論も少
 なくはない。ここでは五〇年代に出されたホ
 スルスウエイトの議論をとりあげたい。
 一七五七年、折から継続中の七年戦争の帰
 趨に深い関心を寄せつつ、彼は北米、西イン
 ド諸島、アフリカ、さらに東インドにおける

英・仏商業の比較考察を試みる。彼にいわせ
 れば、ユトレヒト条約締結後ニューヨーク
 ンドと仏領砂糖植民地の貿易が盛んになり、
 糖密法を無視して仏領産の砂糖や糖密がニユ
 ーイングランドに大量にもち込まれた。^(一)この
 動向は植民地の自立傾向を助長し、イギリス
 船舶の雇用を減らし、正貨流出の原因となる
 など、まさしく帝国の存立基盤を危くするも
 のである。^(二)にもかかわらず現実には、北米植
 民地人のみならず西インド諸島の商人までが、
 仏領西インド諸島産の砂糖を自国領産と偽っ
 て本国へ輸出している始末である。近年はデ
 ンマーク人がサンタ・クルース島に定住をは
 じめ、一七五四年、英領のリールワード諸
 島から経験者を引き抜く動きをみせるなど、
 国際競争が激化しているだけに、このような
 貿易は利敵行為といふべきである。たとえば
 こうだ。砂糖プランターは砂糖の売却だけで
 は必ずしも十分な利潤は得られず、糖密とラ
 ム酒で採算が合うものだが、フランスは本国

のフランデー生産保護のためにラム酒の輸入
 を禁じている。したがって、英領植民地にそ
 れが売れなければ、仏領西インド諸島には今
 日ほどの繁栄はありえないのだ。イギリスに
 とって守るべきものがあるとするれば、それは
 北米より西インド諸島であり、⁽¹³⁾ 今次戦争へ七
 年戦争へのフランスの狙いもそこにある。彼
 らにとって北米大陸での戦争は、いわば陽動
 作戦にすぎず、その視線はつねに西インド諸
 島にそそかれている。戦前からエクス・ラ・
 シヤペル条約を無視してセント・リュシア、
 セント・ウインセントなどの中立の諸島への
 定住を推進しているのか、その何よりの証拠
 である。⁽¹⁴⁾ また、サン・ドマングへのフランス
 軍の侵入は、英領西インド諸島の心臓部ジャ
 マイカの軍事的安全をおびやかしているので
 ある。
 しかし、利敵行為とみられるこうした仏領
 植民地との密貿易が執拗に続けられるのはな
 ぜか。その理由は、要するに仏領植民地が英

領植民地に比べて三〇―四〇パーセントも安
 く砂糖を供給しえた、という一事に尽きる。⁽¹⁵⁾
 したかつて肉題の根本的な解決は、英領砂糖
 植民地の生産性の改善以外にはありえない、
 とおスルスウイトは主張する。逆にいえば、
 フランス人の植民地がチャイルドの予想を裏
 切つて、どうしてこうまで成功したのかとい
 う肉題の説明が急務だ、というのである。結
 論からいえば、ポスルスウイトにとって砂
 糖植民地の生産力の差は、最大の生産要素で
 ある奴隷の供給能力の差に帰せられる。つま
 り、一八世紀初頭には年間一〇〇航海程度に
 すぎなかつた砂糖運搬船の量を、オーストリ
 ア継承戦争中にはすでに六〇〇航海にまで増
 強したといわれるフランスの成功は、アフリ
 カ貿易を中心とするその優れた外交、商業政
 策の結果だ、というの加、彼の基本的見解なの
 である。

この見解を実証するために、一六八五年の
 ギニア会社設立以後に展開されたフランスの

アフリカ貿易政策を、彼は詳細に検討する。
 一七〇一年、フランスはイギリス、ポルト
 ガルからアシエント特権を奪い、これを利用
 することによってサン・ドマング島から大量
 のニグロとヨーロッパ物産をスペイン領に送
 り込んで、その富を吸いあげた。⁽¹⁶⁾ エトレヒト
 条約でアシエント特権はイギリスに属したけ
 れども、このことは決してフランスにとって
 損失とはならなかった。というのは、オース
 この頃すでにスペイン領中・南米の貴金属源
 は涸渇しはじめており、アシエント特権の利
 益は以前ほど大きくはなくなっていたし、製
 品の輸出はサン・ドマングを基地として、ひ
 そかに行なうことができなくもない。⁽¹⁷⁾ それど
 ころか、むしろフランスはここでアシエント
 契約を破棄することによって、奴隷の自国領
 への確保に成功したともいえるのである。
 逆にふたたびアシエント契約を握ったイギ
 リスは、スペイン領へのニグロ供給を義務づ
 けられ、自国領への供給が不十分になったう

え、価格も上昇した、とポスルスウエイトは
 いう。じっさいこの主張は、⁽¹⁸⁾近年の研究によ
 って裏付けることも可能である。アシエント
 特権を取り負したイギリス政府はこれを南海
 会社に与えたのだが、もとより同社は西アフ
 リカに何の拠点をも持つておらず、奴隷供給
 は王立アフリカ会社に委ねるほかなかつた。
 しかも、後者もまたすでに一六九八年からは、
 城砦維持費として一〇パーセントの関税を一
 三年間徴収する権利と引き換えに、アフリカ
 貿易の独占権を放棄してしまつており、⁽¹⁹⁾ 奴隷
 供給にはよほど支障があつた。要するに、イ
 ギリスの奴隷貿易は完全に自由化されてい
 同国人のあいだの激烈な競争のために、無政
 府状態に陥つていゝ。これに対して、エトレ
 ヒト条約直後の四年間を例外として、つねに
 この貿易を強力な特権会社の支配下において
 保護してきたのがフランスである。デイエゴ
 ルーパンなどの商人が形成したセネガル会社
 やギニア会社は、のちにジヨン・ローの「シ

ステム^ルのもとにインド会社に統合され、
 システム^ル崩壊後もこの貿易は東インド会社
 の支配下におかれた。東インド会社の方でも、
 この貿易に自らの支柱を求めたのである。⁽²⁰⁾イ
 ギリスが王立アフリカ会社に義務ばかりを負
 わせて何ら有効な援助を与えず、これを事実
 上破産させたうえ、競争的な南海会社をさえ
 認可したのとはま⁽²¹⁾たく対照的である。こ⁽²¹⁾
 うして、絹織物の仕上やに必要な樹^{ガム}脂の特産地
 であるガム海岸をはじめとして、アフリカ西
 岸各地にフランス人が進出することになった。
 フランス奴隷貿易の利点は、それが強力な
 単一の会社の支配下にあつたといふことだけ
 ではない。フランスでは政府の積極的な援助
 がアフリカ⁽²²⁾西インド諸島貿易全体に与えら
 れている、とポスルス⁽²²⁾ウエイトはいう。アフ
 リカ向け輸出、西インド諸島からの輸入など
 への関税の全部または一部免除、自国領への
 奴隷供給やアフリカから本国への輸入への奨
 励金などを合わせると、少なく見積つても年

間四万五〇〇ポンド程度——じっさいはこ
 の二倍くらいだろう⁽²³⁾——か、この貿易の奨励
 に使われている。この結果、フランス人は、
 イギリス人に比べて人数にして一〇倍のニガ
 ロ奴隷を、それも三分の一の単価で供給でき
 たのであり、⁽²⁴⁾英領西インド諸島のプランター
 が仏領のそれに対抗しえなかつたのは当然の
 ことだ、というのである。
 以上のような認識に立ってホスルスウェイ
 トは、フランス貿易政策の部分的模倣を提案
 する。すなわち、アフリカ内陸部との接触を
 深め、ニガロを確保するために内陸貿易の独
 占権を東インド会社に与え、個人商人にはア
 フリカ沿岸から西インドへの奴隷中継商業の
 みを解放する、というものである。東インド
 会社は王立東インド・アフリカ会社と改称、
 一七五〇年に改組された現行アフリカ会社に
 認められている年一万ポンドの補助金を受け
 る権利を引きつぐかわりに、アフリカに城砦
 をつくり、内陸部に浸透する義務を負う。ま

た、王立アフリカ会社が議会の反感を買って失敗した例にかんがみ、この会社はあくまで議会の承認を得てスタートする。⁽²⁵⁾しかもこの新しい会社がアフリカで売却する商品は、半額をイギリス製品、残りの半額を東インド物産となるようにする。これはほぼ現状に近いことだから、むしろ自然にそうなるだろう。こうすれば個人商人の利益も害されることなく、強力な東インド会社の力でニグロ奴隷の獲得、アフリカ貿易の利権確保ができる。そのうえ、東インド会社にとっても市場が直接確保できて得るところが大きい、と彼はいう。⁽²⁶⁾

アフリカ奥地はヨーロッパ人にはまったく知られていないだけに、市場としての将来性は抜群であろう。人間性はどこにおいても不変だから——それゆえ、人道上的見地から奴隷制は将来廃止さるべきである——オランダ人がアジアで成功したように、アフリカ人も西欧の生活様式になじませることは不可能ではあるまい。それかできれば、⁽²⁷⁾開化され

サウジア・ネーションズ
 た野蛮国につまりヨーロッパ化されたアフリ
 カは、ヨーロッパの製造業に一大市場を提供
 するであろう。⁽²⁾この可能性を生かすには、
 他国にさきかけて内陸部にはいり込み、南
 化に手を借さねばならない。こうして、彼
 のフランはアフリカ内陸部の植民地化にエセ
 近代化論へと飛躍する。ポスルスウエイトが
 特定の既得権益とは結びつかない人物であつ
 ただけに、将来のヨーロッパとアフリカの関
 係についてこれほど透徹した——ある意味で
 は時代を一世紀以上先取りした——見通しを
 もつことができたのであろう。
 もちろん、以上のようなポスルスウエイト
 の見解には、誤解も誇張も含まれてはいよう。
 しかし、少なくとも次の一点だけはここから
 明らかになつたはずである。すなわち、砂糖
 植民地領有の意義は、それだけを分離して計
 測、評価することか不可能だということであ
 る。軍事的な意味を別にしても、北米植民地、
 アフリカ貿易、東インド貿易の状態にもそれ

は深いかわりをもつていたのである。もちろんそれはまた、直接、間接に本国産業に対しても波及効果を及ぼした。さらに、砂糖植民地の開発——従属理論風にいえば「低開発化——が刺激したアフリカや東インドとの関係の将来の可能性については、あらためていうまでもなからう。ポスルスウイトは当時としては空想に飛躍しすぎたのかも知れないが、彼の夢はイギリスにとつていつまでも夢のままに終わったわけではないのだから。

最後に、ポスルスウイトのような理論家ではない当事者の主張を聞いておこう。「西インド諸島のイギリス人財産は、三〇〇万ポンド以上にのぼる。しかも、さらに数百万ポンドの富がこの諸島によつてつくり出される商業、つまりアフリカ、東インド、ヨーロッパを包括する商業に使用されている。こうした資本が生む利潤と産物は、結局すべてイギリスに流れ込み、国富を増大させるのである。他方、これらの商業に必要な航海は、カ

亦では買えない軍事力をイギリスに与えてい
る。レ（一七七五年、不在地主とロンドン
の西インド諸島商人による請願⁽²⁸⁾）

註

① J・チャイルド（杉山忠平訳）『新交易論』
（東京大学出版会、一九六七年）、二四九
ニ頁、ニニ頁。

(2) A.Anderson, op. cit., vol., III, p.150.

(3) ibid., pp.264-65; D.MacPherson, Annals of Commerce, vol. III, 1805, p.262.

(4) G.Chalmers, An Estimate of the Comparative Strength of Great Britain,
(1786)1794, p.CXIII.

(5) M.Postlethwayt, Britain's Commercial Interest, 1757, vol.I, p.527.

⑥ 木田部 一 章 参 照。

(7) R.B.Sheridan, 'The Molasses Act and the Market Strategy of the British
Sugar Planters', Journ. of Econ. Hist., vol. XVII, 1957, pp.72-75.

(8) ibid., p.76.

(9) R.Pares, 'A London West India Merchant House, 1740-69', in Pares,
The Historians Business and Other Essays, 1961, p.255.

- (20) J. Massie, A State of the British Sugar Colony Trade....., pt. 3, 1759, p. 53.
- (11) M. Postlethwayt, op. cit., vol. I, pp. 485-87.
- (12) ibid., vol. I, pp. 489-90.
- (13) ibid., vol. I, p. 496.
- (14) ibid., vol. I, pp. 499, 538ff.
- (15) ibid., vol. I, p. 494.; cf. Pitman, op. cit., p. 125.
- (16) Postlethwayt, op. cit., vol. II, pp. 2 and 149.
- (17) ibid., vol. II, p. 183.
- (18) ibid., vol. II, pp. 148-50. 1755年、Pitman, op. cit., p. 390
 によつても確認できる。奴隷輸入量の着実な増加にもかかわらず、再輸出の激増のため、ジャマイカに留保されるものは減少する。一七〇五―一七〇六年には年間五〇〇人以上が留保されたことが二度もあり、最低の年も一八〇〇人くらいである。一方、一七一三―一七二〇年には、四〇〇〇人を越えるのが一度で、最低の年はマイナスとなる。

(19) K. G. Davis, op. cit., p. 134; Postlethwayt, op. cit., vol. II, p. 205.

(20) ibid., vol. II, pp. 181-87.

(21) ibid., vol. II, pp. 205-07.

(22) ibid., vol. II, pp. 158-63.

(23) ibid., vol. II, pp. 166-67.

(24) ibid., vol. II, p. 194.

(25) ibid., vol. II, p. 228. この種の請願はロンドン、

ブリストル、リヴァプール等の商人から繰

り返した。 House of Commons Sessional

Papers of the Eighteenth Century, vol. 18, pp. 401-53.

(26) Postlethwayt, op. cit., vol. II, pp. 222-25.

(27) ibid., vol. II, pp. 217-19, 221.

(28) Anderson, op. cit., vol. IV, p. 180.

四 奴隷・砂糖貿易と西部・西北部

経済圏の発展

アフリカ・西インド諸島を経由する奴隷と砂糖のいわゆる三角貿易が、イギリス本国では西部諸港とロンドンの商人をその担い手としたことはいうまでもない。この奴隷・砂糖貿易こそはリウポールの急成長を惹き起し、工業化に必要な資金を供給し、さらには原棉供給と下級綿織物需要をもたらすことによつて、コックトン・ポリスリマンチエスターを、すなわちイギリス産業革命そのものをもたらしたというE・E・ウィリアムズのテーゼは、いまではよく知られている。⁽¹⁾ 港町リウポールがまず発展し、それにリードされてマンチエスターが成長したことは、⁽²⁾ 両都市の歴史を一瞥するだけで十分了解しうる。また、リウポールの成長が奴隷貿易を主な推進力としていたことも周知のとおりである。⁽³⁾

しかし、この場合でも、ニグロ奴隷の貿易そのものを西インド諸島植民地の経営その他

と切り離して独立の活動としてみるのは、著しく見通しを誤ることになる。奴隷貿易そのものは莫大な利潤をもたらしたものの、個々の商人のなかには破産の憂き目に会ったものも少なくない。一般にそれは一〇パーセント近い粗利潤率を記録し、⁽⁴⁾とくにスペイン領との取引ではさらに高い報酬がえられたこともすでにみたが、他方ではリスクも非常に高かったからである。一〇パーセントといえば、法定最高利子率の二倍、公債利廻りの三倍程度にあたるものの、難破、拿捕などによっていっさいが無に帰すこともあったわけだ。西インド諸島の経済事情も、その利潤率を大きく左右したことはいうまでもない。たとえば、ダカンポート Davenport 家が一七八〇年前後に行なった三度の航海の結果は、次のようであつた。すなわち、第一航海は約一ニカ月かかって一〇。〇パーセント以上の粗利潤をえたけれども、第二航海の成功は帰港時に拿捕した外国船の利益が大きかったのだし、第三航海

とも象牙輸入の利潤がかなりの額にのぼって
 いる。オ三航海は、逆にフランス船に拿捕さ
 れて完全なロスとなった。⁽⁵⁾
 こうして奴隷貿易そのものの利潤は測定が
 非常に難しいが、この貿易を軸にした諸活動
 の経済効果の大きさは想像に難くない。「ニ
 ガ」取引をその他の活動から切り離すことは
 できない。この貿易は包括的なものであり、
 変化に富んだフレキシブルなものであった。
 そのうえリウアップール港とその後背地にとつ
 ての利益ということになれば、製造業や卸売
 業、海運業などのそれも見えな⁽⁶⁾い。こと
 になる。
 ところで、ロンドンをのぞく奴隷貿易の中
 心が、はじめブリストルにあつたことは周知
 のとおりである。⁽⁷⁾一七〇〇年頃のイギリスで
 は、人口ニ万のブリストルはロンドンに次ぐ
 大港湾都市であつた。市自体はその後も成長
 を続け、一八〇一年には人口も六万四〇〇〇
 人へと増加したが、マンチエスター、リウア

フォール、バミミンガムの発展のために人口規
 模では第五位に、港としての活動の点ではオ
 ハ位に後退した。⁽⁸⁾ したがって、この港が奴隷
 貿易の指導的地位にあつたのは比較的短い期
 間のことである。しかし少なくとも一八世紀
 前半においては、伝統のあるアイルランド貿
 易、漁業、毛織物の原料と製品の交換貿易、
 北西ヨーロッパからの輸入貿易、それらのど
 れよりも圧倒的に重要なものとしての奴隷・
 砂糖貿易によつて、この港は繁栄をきわめた。⁽⁹⁾

そこはまた、大西洋を横切る移民の基地でも
 あつた。⁽¹⁰⁾
 ここで注意すべきことは、このように発達
 した港町フリストルは、同時にミドランドの
 一部を含む南西部イングランドと南ウエール
 スを含む経済圏の中核を形成していったこと
 である。西南部経済圏のメトロ・ポリスとし
 て、それは後背地の市場、分配の中心、資金
 源の役割を果たしたのである。⁽¹¹⁾ いわゆる西部
 機業地帯の毛織物は、その多くがこの港を通

いてイベリア半島、アイルランドなどのほか
 西インド諸島にも送られた。⁽¹²⁾ また一八世紀
 バーミンガム製の武器の主要な顧客は、イギ
 リス政府を除けばアジアとアフリカであつた。
 とくにアフリカ市場では、王立アフリカ会社
 と深い関係にあり、その復活を狙うロンドンの
 同業者に対抗して、西部地方商人に頼るバー
 ミンガムの業者はアフリカ貿易の自由の継続
 を強く主張していた。⁽¹³⁾ 同じくストアブリッジ
 やバーミンガムのカラス製品が、フリストル
 を通じてアイルランドや北米植民地のほか、
 西インド諸島にその捌け口を見出していたの
 である。⁽¹⁴⁾

フリストル自体、一八世紀後半ともなれば、
 商業都市であると同時に工業都市としての性
 格をあれせもつようになる。すなわち、世紀
 中葉には二〇余にもものぼつた精糖工場、カラ
 ス工場、煙草加工業、石鹼製造業、鉄・銅製
 品をはじめとする各種金属工業などが、この
 港の貿易活動と密接に関連して営まれていた。⁽¹⁵⁾

貿易によって蓄積された資金が、この南西部
 経済圏の工業発展をフアイナンスしたことも
 事実であるが、この点は後述する。
 しかし、ブリストルのアフリカ貿易はそれ
 ほど永くは続かなかった。一七三八・九年か
 そのピークとさえ考えられている。(16)
 全体のし
 ての港の繁栄も、一六九八年にアフリカ貿易
 が自由化されて以来、個人商人の奴隷貿易を
 軸としてはいまり、世紀中頃からは奴隷から
 砂糖に重点を移しつつ、一七九三年の対仏戦
 争頃まで続いたにすぎない。(17)

ブリストルに代って奴隷貿易の中心になっ
 たのは、いうまでもなくリヴァプールである。
 一七二〇年代中頃にこの町への三度目の訪問
 をしたD・デフォーは、いまやこの町は豊
 かで繁栄し、取引量も急増しつつある。ウァ
 ジニアと(西インド)諸島との取引において
 だけはブリストルに敵わないが、しかしそれ
 も今にも抜きそうな勢いである」と述べてい
 る。(18)
 一七〇九年に港湾施設改良の資金源とし

表6-(4) 1787年の西インド諸島貿易

港 灣	西インド諸島へ	西インド諸島から
ブリストル	73隻	71隻
リヴァプール	87	143
ランカスター	37	33
ニューカースル	9	1
プリマス	4	—
ホワイトハウヅン	12	3
地方港 計	233隻	254隻
[トン数]	[47,257t]	[49,782t]
ロンドン	218隻	252隻
[トン数]	[61,695t]	[70,418t]
合 計	451隻	506隻
スコットランド	77隻	70隻

[出典] A. Anderson, *op. cit.*, vol. IV, p. 659. に
 対し、このオ4巻は、正確には Anderson の手になった
 ものではない。なお、ホワイトハウヅンについては、J. E.
 Williams, 'Whitehaven in the Eighteenth Cen-
 tury', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., vol. 8, 1955-6,
 p. 402 参照。

て二一年間賦課金を徴収する権利を認められ、
 遠洋航海船のための港湾改良が進行したこと
 もその背景のひとつとなつてゐる。¹⁹⁾ もつとも、
 一八世紀初頭のリカアポールは、「マンチエ
 スター商品」のジヤマイカへの輸出、スペイン
 領への密輸——へ一説には、一七四七年頃の
 同市はこの密輸で一〇〇万ポンドを得たとい
 う——に従事してあり、^{奴隷}貿易には関心が薄
 かつたともいわれる。同市が奴隷貿易に関心
 を深めるのは、一七三〇年のことである。²⁰⁾ い

ず、にせよこうして、世紀中頃までにはもちろ
 ん、アフリカや西インド諸島との貿易でもリ
 カアポールがブリストルを凌駕してしまふの
 である。

ブリストルの場合と同様、ここでも港の発
 展が後背地の工業発展——とりわけそれはマ
 ンチエスターにかかわることだが——を刺激
 したことは、上述のごとくウィリアムズによ
 つて強調された。じつさい、「ゴットン・ポ
 リス」マンチエスターの成長への最初の刺激

がアフリカ・西インド諸島から来たレトスレ
 ば、原棉供給もまた一七八〇年頃までは、そ
 の三分の二を西インド諸島に頼っていた、と
 するウイリアムズの主張を統計によって確認
 するのは容易である。綿織物市場にはすでに
 触れたし、⁽²¹⁾ 原棉輸入でもたとえ一七八八年
 には、総額二〇四〇万ポンドの輸入のうち一
 ニニ〇万ポンドは西インド諸島もの、二〇万
 ポンドが合衆国ものであった。⁽²²⁾ 西インド諸島
 では早くも一七・八世紀の交に、棉花の栽培
 と東インドに對抗する綿工業の創設が提案さ
 れている。⁽²³⁾ 現実に東インドに對抗して綿工業
 を成長させたのは、リウアップールの後背地を
 なす地域だったわけだが。

綿工業ばかりではない。マンチエスターよ
 りいっそうリウアップールに近いセント・ヘレ
 ンズでは、同市の鉄工業の最初の製品からし
 てアフリカ向けであったといわれており、銅
 や真鍮製品も同様であった。ひとたびリウア
 プールを不況の波が襲えば、それはこの町の

死命を制することになった。⁽²⁴⁾ もっと北方の、
 たとえばホワイトヘブンやメアリオートのよ
 うなカンバールランドの都市でさえ、西インド
 諸島との貿易の利益に浴していた。⁽²⁵⁾

ところで、一八世紀前半にブリストルの奴
 隷貿易が衰退したことは上述したが、その砂
 糖貿易はますます繁栄し、ロンドンにつぐ砂
 糖の大市場を形成する。⁽²⁶⁾ ここかうもただちに
 予想されるように、世紀の中頃から奴隷貿易
 と砂糖貿易、言いかえるとアフリカ貿易と西

インド諸島貿易は分離しはじめる。ロンドン
 は別として、奴隷のリヴァプール、砂糖のブ
 リストル、煙草のグラスゴーという分極化の
 傾向が現われるのである。いわゆる三角貿易
 は砂糖植民地の発展の初期段階においてのみ、
 すなわちポランタールの力が弱く、自ら三角形
 の各辺を旅する独立の商人が実権を握ってい
 た時代にのみ、成立しえたのである。⁽²⁷⁾ しかし、
 三〇年代以後になると、砂糖の単作化、富裕
 なポランタールへの土地集中が始まり、不在地

主制の基盤である大ポランタリーのオリカキ
 が確立すると、それが動かす植民地政庁は故
 意にインフレを生じさせるとか、法定最高利
 子率を引き下げるなど、債権者である商人を
 圧迫する方策をうち出す。こうなると三角貿
 易の最後の一边、すなわち西インド諸島から
 本国への砂糖輸入業は、奴隸商人の手にはお
 えなくなる。というよりそれは、オリカキ
 を形成した大ポランタリーに取り上げられ
 てしまうのである。つかつては、イギリス商
 人は自前で取引し、植民地人は植民地の物産
 で支払いをした。すべてのイギリス人にこの
 取引はひらかれていたのである。……ところ
 が近年は、イギリス人の砂糖ポランタリーがポ
 ランタリーとしての仕事のほかに商人の仕事をも
 も握ってしまったために、わが王国は大損害
 を受け、イギリス商人はその生来の権利を
 奪われている。②⑧ 彼ら大ポランタリーは、本国
 に委託（コミッション・エイジェント）代理の商を
 おいて、自らこの業務の
 主導権を握り始めたのである。

この委託制度の起源と実態については、K・
 G・デイヴィスとシエリダンの優れた研究も
 あるが、一七四九年の匿名の小冊子が多くの
 ことを物語つてもくれる。「ロンドン商人で
 新世界の植民地と自己の勘定で取引している
 ものは僅かである。大半の者は、ポランター
 の代理商として手数料をもらつて彼らの商品
 を売り、見返りに東インド物産やイギリスお
 よびその他のヨーロッパ製品を送っている。
 これに対して地方港の商人は、この利益の多
 い取引からは排除され、植民地に代理商をお
 いて……自己の勘定で取引しているのだ。
 「全王国とその植民地はまるでロンドンへの
 金融資本」のためにあるようなものだ」と嘆
 息するこの小冊子の著者は、ロンドンの代理
 商によるポランターや地方港商人の搾取を非
 難しているのだが、⁽²⁹⁾ やかて地方港の砂糖取引
 でも同様の制度が成立してしまふ。
 委託制度の成立か、他の誰にもまして奴隷
 商人を困惑させたことは明らかである。彼ら

はいまでは砂糖以外の棉花、ジンジャー、ロ
 グウッドなどのマイナーな商品に頼るか、正
 貨や為替手形のかたちで売上代金を持ち帰る
 しか方法がなくなつたのである。奴隷貿易の
 中心地リウポールか、砂糖以上に棉花輸入
 の中心となつたのもこのためである。世紀が
 深まるにつれて奴隷商人は、西インド諸島に
 おける奴隷の仲買業務をさへロンドンの砂糖
 代理商に奪われてしまふ。たとえば、ジャマ
 イカに三〇〇〇エーカーの大プランテーション
 ンをもつトマス・ヒバート Thomas Hibbert の一族
 は、ロンドンの砂糖委託業務とマンチエスタ
 ーでの綿織物工業で知られていたばかりか、
 ジャマイカでの奴隷取引をも牛耳つていた。⁽²⁾
 事情が以上のようであつたとすれば、次の
 ように言つたとしても不当ではあるまい。す
 なわち、西インド砂糖植民地の最盛期はすな
 わち大プランターのオリカキーの形成期であ
 り、それはまた奴隷貿易と砂糖貿易が分離さ
 れる時期でもあつたのだと。奴隷貿易の中

心がブリストルからリカーフォルに移行した
 のは、このような背景においてであつた。だ
 からこそ、砂糖貿易に重心を移したブリスト
 ルは棉花を輸入する必要は少なく、したかつ
 てまたその後背地にコットン・ポリスを成立
 させることもなかつたのである。(33) 他方、この
 時代になるとロンドンには、奴隷貿易から手を
 引き、金融に重心を移す。つとに一七四〇年、
 奴隷貿易に従事した船は年間で、リカーフォー
 ル五五、ブリストル四〇に対し、ロンドンは
 一〇となつていたが、ロンドンの委託代理商
 は地方港商人のために「手形を割引き、……
 インド物産その他の商品をロンドン市場で仕
 入れ、海上保険をかける……」などの行為によ
 り、……地方港商人が年々の交易で動かす全
 資本の二―三パーセントは受取る(35)のである。
 七年戦争が本格化すると、西インド諸島が
 ランテーションの経営は悪化する。戦争で圧
 倒的に生産力の高い仏領の二つの砂糖植民地
 マルティニクとグアドループが一時的にイギ

リスの手におち、旧来の英領植民地は恐慌に
 陥った。戦後、本国における強力な政治力を
 利用して旧仏領西インド諸島を返還させ、マ
 ンボウの³⁶数エーカーと皮肉られたカナダ
 を取得させえたために、この危機は脱しえた
 もりの³⁶、市況はいつこうに回復しなかつた。
 ロンドンの粗糖価格は一七三三年の一六シリ
 ンカーペンズ余りへcut. 当りしから四七年
 には四ニシリンガ九ペンズ半へ急上昇してい
 たのに、世紀後半は平均して五〇シリンガ前
 後にしかならなかつた。³⁷ 他方、フランスの
 不在化が進行したために放漫経営がひろがり、
 古い植民地は地味が涸渇した。そのうえ、奴
 隷も高騰して、砂糖の生産コストを押し上げ
 た。アメリカ独立後は食糧や木材の供給が逼
 迫して、いつそう困難さか加わった。
 しかし、このような状況にもかかわらず、
 というよりこのような困難な状況だったから
 というべきかもしれないが、大量の新規投資
 がなされ、砂糖生産も激増していった。アメ

リカ独立後になつてさへ、西インド諸島の富の幻影は相変うか作用し続け、ジャマイカを中心として新たなフランテーション開発のための莫大な先行投資がなされる。ジャマイカの砂糖フランテーションは一七六八年に六四八であつたが、八六年には一〇六一に達したし、ニカロ人口は四六年の一一万、六八年の一七万から、八六年の二六万、世紀末の三一万へと激増するのである。³⁸⁾

新しいフランテーションでは、たとえばニ
ーグイスのピニー Pimney 家のような古いフラ

ンテーションとは違ってニカロの再生産には期待できず、しかも南緯のような重労働が多くて若い男子奴隷を大量に要した。そのうえ、実際に砂糖を生産できるまでには最低五年はかかつたから、ジャマイカの場合の二〇年足らずで五〇パーセント以上というこの開発ペースが、いかに多くの資金を要したかは想像に難くない。³⁹⁾

そうだとすれば、この莫大な資金を供給し

(岩波書店原稿用紙)

たのは誰か。というより、それが可能だったのは、主としてはロンドンの委託代理商たちにほかならない。ベックフォード、ロング、フラー、ウォーレン、ベイリー、ヒバート、バーク、グラント、モアなどの家系がそれである。⁽⁴⁰⁾砂糖の委託販売による手数料よりも金融業務の方が本業のようになってしまった代理商のなかには、コマリヤント・バンカールの名で呼ばれる者さえ出現する。ロンドンばかりでなく、ブリストルなど地方港の代理商のなかにも、同様の活動をした者もある。たとえば地方港商人としては一流であったブリストルのピニ一家の場合でも、地主プランターとしての収入は別にして、砂糖の委託業務の収入は最高時で年間二〇〇〇一ニ五〇〇ポンドであったのに、⁽⁴¹⁾利子収入は一万二〇〇ポンドに達していた。⁽⁴²⁾しかし、一般的にいえば、地方港の商人にはこのような膨大な先行投資をまかなう資金力はなかった。これまで蓄積されたリヴァプールやブリストルの地

方資金は後背地の鉾・工業へ流れはじめてお
 り、⁽⁴²⁾ロンドンの資金力に対抗することは難か
 しくなっていたのである。リウアポールの奴
 隸貿易商會は一七八三年に四ニあったが、一
 〇年後には二五に減少してしまふ。⁽⁴³⁾

こうして、活潑な新規投資と不況の併存と
 いうこの奇妙な事態のふとつのは歸結は、プラ
 ンターとロンドンの代理商の立場の逆転であ
 った。一八〇四年の一文がその事情を一言に
 して物語つてゐる。「西インド諸島の土地は

いまやロンドンの商人団体の財産になり果て
 ている」と。⁽⁴⁴⁾かつてのプランターの代理人は、
 いまやその債権者として主導権を握ることに
 なつたのである。ロンドンでも地方港でも、
 抵当流れなどのかたちで半ば不本意ながら西
 インド諸島に土地を所有することになつた商
 人の例は、枚挙に暇かないほどである。

以上の事実からして、とりあえず次のよう
 な結論を導くことができよう。オーに、ラン
 カシアヤミンドランド、南ウエールズ、グラス

ゴー等の経済発展、とくにリッパポールとマ
 ンチエスターのそれか、アフリカ・西インド
 諸島との貿易によってリードされていたこと
 は明白である。綿織物工業はとりわけこの貿
 易によって市場と原料の両方を提供された。
 しかし、オニに、この貿易と工業発展の資金
 ソースの関係は、それほど単純ではない。少
 なくとも世紀末の数十年についてなら、西イ
 ンド諸島の領有は「誤った投資」だったとい
 うR・P・トマスの主張も、彼のいう理由と
 は違うが当たっているかも知れない。いずれに
 せよこの時代になると、地方港の商人は、植
 民地開発のための投資よりは後背地の工業発
 展への投資に向うのである。

註

(I) E・ウィリアムズ(中山毅訳)『資本主義
 と奴隷制』(理論社、一九六八年)。

(2) 一七九〇年代まではリッパポールの方が人

口も多く、遙かに早く成長していた。F. Vagier,

Change and Apathy: Liverpool and Manchester during the Industrial Revolution, 1970, pp. 41, 95, 98.

(3) ウィリアムズ、上掲訳書、七四―七七頁 (E.)

Williams, Capitalism and Slavery, 1961, pp. 62-64) cf. P. G. E. Clemens,

'The Rise of Liverpool, 1665-1750', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIX, no. 2, 1976, p. 219. なお、リヴァプールの奴

隷貿易全般については、池本幸三『リヴァプ
ールと奴隷貿易』(龍谷大学『経済学論
集』一ニ―一九七二年)をみよ。

(4) R. Anstey, The Atlantic Slave Trade and British Abolition 1760-1810,

1975, p. 47. アフリカ貿易商でも、奴隷貿易は
リスクが高すぎるとして避ける者もあった。

Letters of a West African Trader, edited by F. S. Ashton (reproduced in

M. W. Flinn, ed. Readings in Economic and Social History, 1965, p. 128).

(5) F. E. Hyde, B. B. Parkinson and S. Murriner, 'The Nature and Profitability
of the Liverpool Slave Trade', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. V, 1953,
pp. 369-70. ブリストールに関しては、次の史料

が詳しい。J. Latimer, The Annals of Bristol in the Eighteenth
Century, (1893) 1970, vol. 2, 利潤の高さについては、

pp.142-46, 76-78. 奴隸叛乱によるロスの例は pp.145,
301, 343.

(6) Hyde, Parkinson and Murriner, *op. cit.*, p. 365.

(7) ブリストルの奴隸貿易については、池本幸
三「ブリストルと奴隸貿易」(龍谷大学日
経済学論集 11-1-13、1971年)を
みよ。

(8) Minchinton, ed., *op.cit.*(Bristol Rec. Soc., XX), p.IX.

(9) 一六九九ー一七〇〇年のブリストルの輸入
貿易の地域構成(船腹のトン数による)は、
四九・五%が新世界・二〇・五%がスパイ
ン・ポルトガル・一%がアイルランドか
らとなっている。 *ibid.*, p.5.

(10) C.M.MacInnes, Bristol: A Gateway of Empire, (1939)1968, ch.VIII.

(11) W.E.Minchinton, 'Bristol---Metropolis of the West in the Eighteenth
Century', F.R.H.S., 5th ser. vol.IV, 1954, pp.69-89.

(12) Minchinton, ed., *op.cit.*(Bristol Rec. Soc., XX), pp.59, 62-64, 76, 142.

(13) W.H.B.Court, The Rise of the Midland Industries 1600-1837, (1938)1965,
pp.144-47.

(14) *ibid.*, p.219.

(5) W. E. Minchinton, ed., The Growth of English Overseas Trade in the 17th and 18th Centuries, 1969, pp. 42-43.

(6) Minchinton, ed., op. cit. (Bristol Rec. Soc., XX), pp. XIV and 32.

(7) Ibid., pp. XIX and 180.

(8) D. Defoe, A Tour through the Whole Island of Great Britain, 1726 (Everyman's Library), vol. II, p. 256.

(9) A. Anderson, op. cit., vol. III, pp. 36 and 325.

(20) J. A. Picton, Memorials of Liverpool: Historical and Topographical including A History of the Dock Estate, vol. 1, 1875, pp. 168 and 193.

(21) ウィリアムズ、上掲**款書**、ハ一、ハ五頁(

E. E. Williams, op. cit., pp. 68 & 71) **綿織物市場**につ

いては、上掲表5-15**参照**。原棉供給源は、

一七六一九〇年では七〇・七五%が西イ

ンド諸島、二〇・四五%が地中海であり、

東インドや合衆国は一%に満たない。T. Ellison,

The Cotton Trade of Great Britain, (1886) 1968, p. 86. 西イン

ド諸島各島からの原棉輸入統計は、L. J. Ragatz,

ed., Statistics for the Study of British Caribbean Economic History

1763-1833, 1927, p. 15 (table V). グレナダとジャマイ

カはその中心である。

(22) M.M. Edwards, The Growth of the British Cotton Trade, 1780-1815, 1967, pp.250-51.

(23) T. Tryon, Tryon's Letters, Domestic & Foreign,, 1700, Letter XXXII, p.183 and Letter XXXIII, pp.194-200.

(24) T.C. Barker, A Merseyside Town in the Industrial Revolution: St. Helens, 1750-1900, (1959) 1966, pp.128-29, 50 and 76.

(25) ~~##~~ F. Hughes, North Country Life in the Eighteenth Century, vol. II, passim に描かれた Lowther 家と Senhouse 家の活動状況。

(26) R. Pares, A West-India Fortune, (1950) 1968, pp.186-206.

(27) R.B. Sheridan, The Sugar Trade of the British West Indies from 1660 to 1756 with Special Reference to the Island of Antigua(unpublished Ph.D. thesis), 1951, ch. V は、砂糖貿易の形態を次の段階に区分する。(1) travelling merchant、(2) supercargo、(3) factor、(4) commission agent

(28) J. Massie, A State of the British Sugar-Colony Trade, 1759, pp.47-48.

(29) K.G. Davies, 'The Origins of the Commission System in the West India Trade', T.R.H.S., 5th ser., vol.2, pp.89-100; R.B. Sheridan, 'The Commercial and Financial Organization of the British Slave Trade, 1750-1807', Eco. Hist. Rev., 2nd ser. vol.XI, no.2, 1958, pp.249-63.

(30) anon., An Essay on the Increase and Decline of Trade in London and the Outports..., 1749, pp. 31-32.

(31) ibid., pp. 38-39.

(32) Sheridan, op. cit. (Commercial and Financial Organization), p. 255.

ロンドンの委託代理商の業務について

D. W. Thomas, 'The Mills Family: London Sugar Merchants of the Eighteenth

Century', Business History, vol. IX, no. 1, 1969, pp. 5-8 を参

照。

(33) むろん、ブリストルが棉花輸入をまったく

しなかつたわけではない。 cf. Minchinton, ed. op. cit.

(Bristol Rec. Soc., XX), pp. 16-17 et passim.

(34) R. Davis, The Rise of the English Shipping Industry in the Seventeenth and Eighteenth Centuries, 1962, p. 293.

(35) anon., op. cit. (An Essay on the Increase and Decline of Trade), pp. 32-33.

(36) W. I. Grant, 'Ganada versus Guadeloupe, An Episode of the Seven Years' War', A. H. R., vol. XVII, no. 4, 1912, pp. 735-43. ただし

リガンは、この主張に批判的である。 R. B. Sheridan,

op. cit. (Sugar and Slavery), p. 453.

(37) F. W. Pitman, op. cit., pp. 186-87. 11 の数字は the London Gazette

のもの。なお、オニ節評(2)をも参照。

(38) Pitman, op.cit., pp.374, 377+78.

(39) F. Tryon, op.cit., Letter, XXXIII, p.188, Letter, XXXIV, p.201.

(40) Beckford 家はチャールズ二世時代のジャマイ

カ総督にはじまり、Long 家はクロムウェル

のジャマイカ遠征軍に従軍した Samuel にはじ

まる。Hibert 家はジャマイカ商人であった

John(1732-69) の頃から勃興したようである。

Fuller, Vaughan, Bayly, Bourke, Grant, More の諸家系も、

似たような出自をもっている。

(7) R. Pares, op.cit. (West India Fortune), p.258.

(8) W. E. Minchinton, ed., op.cit. (English Overseas Trade), pp.46-47.

(9) R. B. Sheridan, op.cit. (Commercial and Financial Organization), pp.

260-61.

(4) anon., 'A Defence of the Slave Trade', Edinburgh Review, vol.V,

1804, p.236.

五 西インド諸島の富の崩壊
 〓きめて控えめな計算によつても、……
 西インド諸島の耕地、建物、ニガロ奴隷、そ
 の他あらゆるストックからなる資本は、六〇
 〇万ポンドを下回ることはあるまい。……
 また、正確にはいえないけれども、……この
 六〇〇万ポンドという膨大な資本の半分以
 上は、本国在住者の直接の資産であるか、ま
 たは極当物件として彼らの手中にあるもので
 ある。

すでに前節の末尾で、一八世紀末西インド
 諸島フランタ一の経済事情が悪化していった
 ことにふれた。しかし、西インド諸島が一八
 世紀中頃の〓もつとも価値のある植民地しか
 ら〓領有する意味もない植民地へ、決定的
 に評価を落としたのはウィーン体制成立後の
 ことである。一八世紀末以来、イギリスの熱
 帯領がトリニダード、モリシアなどかな
 り増えたうえ、世界的にみればキューバ、ブ
 ラジルの南米、合衆国南部の南米がすすんで、

砂糖をはじめ棉花などの熱帯の生産物の供給
 が激増し、価格の下落が目立った。ロンドン
 の粗糖価格は一七九九年の32先当り六五シリ
 ングから一八三一年には二二シリング半へ暴
 落し、西インド諸島産の棉花も一七九八年の
 一重量ポンド当り二二・四シリングから、一
 八三一年には四シリング九ペンスないし七シ
 リング三ペンスへと値崩れした。⁽³⁾これに反し
 て奴隷貿易の廃止が決定的打撃となって、奴
 隷価格は急騰した。

しかし、西インド諸島の富の崩壊の根本的
 理由は、もっと早くから植民地社会の根底に
 巢食っていたように思われる。いうまでもな
 くそれは、不在地主制のことである。⁽⁴⁾西イン
 ド諸島の不在地主制は、一八世紀中頃の大ブ
 ーム期とアメリカ独立戦争からウィーン会議
 までの時期、およびウィーン会議から奴隷制
 の廃止された一八三三年までの三つの時期に、
 それぞれ違った理由から成長したと考えられ
 る。

ヤーの好況期は、E・ロングをして「イギ
 リスで大地主が多数の小農場を廃止したのと
 そっくり同じやり方で、大プランターは三〇
 〇―四〇〇エーカー程度の小農場から貧しい
 入植者を追い出した^⑤といわせた強烈な土地
 集積ともかうんで、前例のないほど富裕な地
 主を出現させた。このために、まずその子弟
 を本国に送って教育する風習が一般化し、つ
 いで当の地主プランター自身が本国に引き上
 げて、奢侈的な生活――東インド帰りの「ネ
 イボツブレ」に対する、いわゆる「西インド諸
 島」ジエントルマン^⑥の生活――をおくる。一
 八世紀中葉にはジャマイカだけでも、毎
 年三〇〇人以上がジエントルマン教育を受け
 るべく本国への航海についた^⑥。ジャマイカ・
 フランタリーの不在化を批判したE・ロングも、
 不在化の要因として真先にあげているのが教
 育問題である。彼によれば、「以前は子供の
 教育には「イギリスから」男・女の家庭教師
 を呼び寄せせるのがふつうで、本国への往復と

いう難行を子供にさせる親は少なかつた。⁽⁷⁾
 しかし、一七七〇年までにはこの島の白人の
 息子たちは、四人のうち三人までがアメリカ
 大陸を含む海外の学校に入学するようになった。
 ドーセットの地主兼非国教徒聖職者の家系
 から出てニークイスの大フランタートとして成
 功し、ついで砂糖代理商となつても成功、ファ
 リストル市長をさえ輩出したピニー家は地方
 港の西インド諸島派の典型的な例であるが、
 この家系でもオクスフォードを出た二代目ジ
 ヨン以下はほとんど例外なくイギリスで教育
 を受けている。ジョンの場合はその中でも、費
 用がかかりすぎるといふので父親は反対であ
 ったが、フォームを迎えた世紀中葉には、この
 ような習慣はまったく一般化した。イギリス
 ですごす西^{ウレ}インド^オ諸島^ル人の息子たちの派手な
 生活ぶりが、人びとの耳目をそばだたせる。
 砂糖代理商の仕事はほんに砂糖の売却だけで
 なく、フランテーションの必需品の仕入れ、

船舶のチャーターなど多様なものがあり、
 中には融資こそかその中心業務となること、
 すべに見たとおりだが、島から遊学してくる
 フランカーの子弟の教育の面倒をみることも、
 大きな、しかもやっかいな仕事のひとつにな
 る。⁽⁹⁾ しかも、本国でジエントルマンを気取り
 ながら教育をおえたクレオールの子供たちは、
 植民地での厳しい生活を覚えてもいなければ、
 あうためてそれに戻ってゆく意志もない。7
 子供を（現地で）教育してこそ、その地に愛
 着を感じるようになる。とロンガが強調する
 のもこのためである。⁽¹⁰⁾ 庶民院議員にもなり、
 トーセツトの地主に落ちついてしまった三代
 目のジョン・フレデリックなどピニー家の子
 供たちもこの例外ではなかった。⁽¹¹⁾ ニーケイス
 におけるこの家系の財産を再興した四代目の
 ジョンでさえ、つねにイギリスまたはアメリ
 カ本土への引き上げを狙っていたのである。⁽¹²⁾
 なるほど西インド諸島でも、非常に富裕に
 なりながら不在化しなかつた者もある。一七

五〇年のジャマイカで資産額が五位のプランターであった。プランターは、その好例である。しかしこれはあくまで例外で、一般には「ジャマイカ」という地名そのものか、砂糖植民地の不在地主として本国で派手な生活を送る疑似ジェントルマンをただちに連想させる状況にあった。初代のチャールズ・フロイスでさえ、息子はオクスフォードに入れたし、彼自身にしても「ジャマイカを決して母国とは考えなかつた」のである。(13)

「西インド諸島の住民は、かの地を自分の郷土とは思っていない。彼らは子供たちを教育のために母国へ送る。彼ら自身も健康を回復し、獲得した財産を享受するために母国にむかう。へ政治的野心をもっている人にとつて、その野心を満たしうる場所は母国しかない。いかに多くの西インド諸島ジェントルマンがイギリス庶民院の議席を占めているかについて、多言を要すまい。英領西インド諸島のどこかでプランテーションを相続した

者で、ヨーロッパで教育を受けなかった者や
 何年かを本国で過ごしたことの無いような者
 はほとんどいない。フランテーション所有者
 の多くはその所得のすべてを本国で受取り、
 これを消費して、⁽⁴⁾西インド諸島などは見
 たこともないのである。まさに砂糖植民
 地のファームはクレオールたち、⁽⁵⁾ひと山、
 当てたクレオ
 ールたちは子供を先頭に、⁽⁶⁾ついに一家を
 けて帰国し、本国のジェントルマン社会に接
 近してゆくことになったわけである。

不在地主制形成のオニの時期は、西インド
 諸島の経済環境が一般に厳しくなり始めた時
 代である。先の時期に本国で教育された相続
 者たちかそのまま不在化したのは当然である。
 そうでなくても、長兄が子供なしに死亡した
 りすると、もともと西インド諸島に関心もな
 く、年金を受取ることだけを考えていた次
 三男が相続人となり、これが不在地主制の源
 泉のひとつとなった。このオニ期から次のオ

三期にかけて、植民地の客観的経済条件はど
 んどん悪化していつたのに、他方では本国で
 も際立った社会現象となったほどの奢侈的な
 生活を続けた。フランタールは、次第に負債の判
 に次みはじめる。(15)一八三三年の奴隷解放の際
 に支払われた補償金の行方をみれば、その事
 情がよくわかる。このとき奴隷所有者には二
 〇〇万ポンドの補償金が支払われたのだが、
 そのほとんどはフランタールの手には残らず、
 負債のかたとして商人におさえられたのであ
 る。(16)

状況がこのようであったのだから、ロン
 ドンのラッセル Russell 家にしろ、ブリストル
 のピニー家にしろ、不承不承ながら抵当流れ
 のフランタールシヨン所有権をもたざるをえな
 くなったのも不思議ではない。こうして、一
 八三〇年代までには西インド諸島のフランテ
 ーション所有者は一変した。新しい地主はそ
 のほとんどがロンドンを中心とする代理商だ
 から、現地を知らない人の方が多かったのだ
 ある。

西インド諸島の社会はこのオ三期になると、
 まったく不健全な様相をおびてくる。本国に
 おける西インド諸島派の政治的影響力は、不
 在地主かふえるにつれて強化さえされたが、
 植民地自体では政治も経済も教養と才能のあ
 る担い手を欠いて、急速に崩壊していった。
 白人の人口が激減して、共同体が成り立たな
 くなったのだ。不在地主の代理人パートナーにしても決
 定的に不足し、なかには一五・六もの所領の
 管理をわけもちする者さえ現われた。経営者
 としての意識をもたない不在地主は、改良投
 資のために半面の収益率の低下を耐え忍ぶこ
 とができなかつたから、生産性も生産された
 砂糖の品質も著しく悪化した。ピニー家は、
 債務の返済できない不在地主には、西インド
 諸島に赴いて経営に専心するよう勧告した。
 一八一一年にブリストル市長にもなったチャ
 ールズ・ピニーは、こんな西インド諸島の
 所領であれ、その荒廃を防ぎたいと思うなら、
 あるいは少なくともひどく減価するのが嫌な

う、地主はときどき現地に赴くべきであつて何年間も放置したりしてはならないという。英領西インド諸島で唯一の例外であつたのは、もつとも早く南かれ、もつとも早く地味の涸渇したアンティグアで、この島は一八世紀はいめからすでに疲弊していたからかえつて不在地主制が発達せず、結果的には例外的に遅くまで生きのびることかできた。しかし、一般の英領植民地と好対照をなすのは、ここでも仏領のそれである。後者の高い生産性は、在地地主による経営にその一部を負つていることは確実である。

植民地にとって致命的であつた不在地主制度は、本国の経済や社会にはどのような影響を与えたのだろうか。西インド諸島の領有が、本国経済全体にとって有益であつたかどうかは議論のあるところだとしても、不在地主制の成立そのものが、個人的には早くからプランターとして成功した者が多数いたことを示している。プランター以上に利益のあつた奴

隸商人や砂糖代理商の場合にはなおさうである。⁽²⁰⁾
 もっとも、個々の商人をボランティアと區別す
 ることは、ロニー家やラッセル家の例が示す
 とおりほとんど不可能であるが、とにかくこ
 うした「成功者」は現地社会に執着すること
 はまづたくなかったから、当然、本國で活用
 すべき大量の余剰資金の保有者ということに
 なった。これに加えて、世紀の交ないしとく
 にウイーン会議以後の「西インド諸島の富」
 の崩壊に面した人びと——早くにそれを予見
 した人びとも含めて——のあいだでは、でき
 るだけロスを少なく、一刻も早く資産を本國
 に引き上げる⁽²¹⁾ことが当面の課題となった。こ
 の時流に乗り遅れたり、逆らったりした者は
 大商人といえども破産の縁に立たされたので
 ある。こうして、個人的な現象としては不在
 地主制成立の当初から、また「西インド諸島
 の富」の崩壊期には大量現象としても、大き
 な資金ソースの解放がなされたといえよう。
 とすれば、これらの資金はイギリス社会の

どのような部門に流入したのだろうか。オース
 に考えられるのは、本国における地主貴族、
 ジェントルマン社会への流入である。豊かな
 西インド諸島関係者の社会が、オースで論じ
 る「疑似ジェントルマン」のそれとして、ロ
 ンドンその他の港湾都市、バリスを典型とす
 る社交都市などに出現した。「疑似ジェント
 ルマン」としての彼らの生活は、少なくとも
 表面的にはジェントルマン以上にジェントル
 マンであることを追求した結果、華美をき
 わめた。たんに「疑似ジェントルマン」化す
 るばかりでなく、実際に広大な所領を入手し、
 貴族やジェントリと姻戚関係を結び、庶民院
 の議席を獲得し、ひいては貴族、ジェントリ
 そのものに転化する者も少なくなかった。バ
 ルバドス商人の子孫であるヘアウッド
 Harewood
 伯、ウエールズのペンリン Penryn 卿の一族、
 コジヤマイカ史の著者 E・ロニグの一族に
 るファーンバラ Farnborough 男爵などは、その
 典型的な例である。奴隷解放で補償金を受取

った貴族は、ジャマイカ関係だけで一八人に
 ものほつており、⁽²²⁾准男爵となるとさらに大勢
 いたものと思われ。ジャマイカ関係者とイ
 ギリス貴族の通婚が頻繁になされたことを、
 この数字は示しているよう。一八世紀イギリス
 の上流社会における結婚市場の特色は、まさ
 にこのような純粹のイギリス地主ではない人
 びとの娘の進出にあつたといえる。⁽²³⁾
 具体的な例をニフあげよう。ひとつはロン
 ドンの砂糖代理商ヘンリー・ラッセルの家系
 である。一七五三年、ヘンリーは年金のほか
 に二八万四〇〇ポンドの遺産を残して死ん
 だが、その内訳は五万三〇〇ポンドがヨー
 クシア在の土地、残りは公債とフランテーシ
 ヨンおよび債権からなる西インド諸島の資産
 とであった。遺産の三分の一はこの家系の西
 インド諸島貿易をついだ次男カニエルにおく
 られたが、一六万七〇〇ポンド近くは長男
 のエドウィンに残された。次男の事業が失敗
 しても、ウィングランドの貴族の家系を一つ

おこすのに十分な相続額であった。實際、
 この兄弟は父の跡を襲ってともに庶民院議員
 となつてゐる。
 もうひとつの例は、すでに何度か触れたピ
 ニー家である。ドーセットの非国教徒の聖職
 者で地主兼アイルランドとのレース取引商で
 あつたジョンの末子アザリアが、モンマス公
 の叛乱（一六八五年）に連座してニューカイス
 に逃れたとき、彼の財産といえは僅かに一五
 ポンドの現金と、本国の肉親達との取引上の
 便宜という目にみえないものだけであつた。
 中興の祖ともいふべき養子ジョンが本国に引
 き上げ、フランチーから代理商への転換の第一
 歩を踏み出そうとした一七八三年でも、先
 祖伝来のドーセットの所領は別にして、^(西)西
 ンド諸島の資産は七万ポンド程度であつた。
 ところか、その後代理商として金融、海運、
 砂糖取引かゝる収入が増えたため、彼が生を
 終えた一八一八年には三四万ポンドにのぼる
 遺産があつた。当然、本国かアメリカ本土へ

の引き上げを切望していたジョンは、一七八
 二年には六対一であった現地と本国の資産比
 を、一八一八年には五対四にまで移していた。
 ほぼこの頃か一家の資産のピークで、以後は
 現地資産の評価が暴落するため、総資産も減
 少せざるえなかったようである。
 しかし、取引は資産総額を上回るペースで
 縮小していったので、かえって大量の余剰資金
 が生じもした。ジョンの長男ジョン・フレデ
 リックとその息子ウイリアムは、旧来の西部
 の所領のほか、現地西インド諸島にも巨大
 な資産をもつ典型的な不在地主。西インド諸
 島シェアントルマンとして議会に顔を出し、浪
 費的で無能、怠惰な生活を送った。これに対
 して、家産の実際の運営はジョンの末子チヤ
 ールズが掌握する。結局彼は名目額の三分の
 一程度のロスで西インド諸島の資産の引き上
 げに成功する。この資金を活用して長兄のよ
 うなランチエリ疑似シェアントルマンへの道を
 辿ることが、彼の理想であった。⁽²⁶⁾ いまや砂糖

代理商としての業務は後退し、安全で有利な
 投資先には何であれ手を染める多角的金融業
 者の色彩が濃厚になってゆく。ロンドンの短
 期資金市場や大西部綿織物会社グレイトウェスタン・コットンワークスへの投資から
 はじまり、運河とドック、綿業、国内の鉄道
 株、のちにはカナダ公債、インドの鉄道株な
 どがチャールズズの投資先一覽表の主要項目と
 なる。こうして、同じく「疑似ジェントルマ
 ン」化したとはいえ、選挙法改正反対の暴動
 にアリストル市長として捲き込まれることに
 なるチャールズズの資産形態は、現地の抵当物
 件が主であった父親のそれや土地と公債が中
 心の兄のそれとは違つて、遙かに新しい時代
 の息吹を感じさせるものである。⁽²⁷⁾
 チャールズの場合にはたかつて、ランチェ
 化したことは事実としても、単純に西インド
 諸島の富のジェントルマン社会への流入とは
 いえない。それはむしろオニの類型——産業・
 金融界への流入——として扱うべきものであ
 る。しかし、ポニー家の歴史を全体としてみ

れば、それは地主支配体制スクワイアラキ確立期の政治動乱
 から離英を余儀なくされた家系が、西インド
 諸島をステツポにジエントルマンとしてイギ
 リス社会に復帰したことになるわけで、植民
 地が支配階級たるジエントルマンと被支配層
 たるノン・ジエントルマンのあいだの交流の
 媒介となっていたことを如実に示している。
 この事実が地主支配体制の安全弁の役割を果
 たしていたことは明らかで、後述するように、
 ニルこそつとにD・デフォードが熱狂的に主張
 した点でもあった。(28) かつてはヨドウムズデ
 イ・ブツクロにも記載されたほどの名家であ
 りながら、すっかり没落していたグロスター
 シアのベックフォード家がジャマイカで成功、
 ロンドン市長などを輩出するに至ったのも、
 同様の例といえよう。この家系でも、一九世
 紀前半を生きたウイリアムともなるとまった
 くランチ工的・奢侈的な生活を送るようにな
 り、『国民人名辞典(ロンドン)』でさえ、『
 概して無駄な生涯」と評する有様となる。

西インド諸島の富が崩壊したとき、あるいはそれ以前からその余剰資金は、ナチャールズ・ヒニの例のように、産業・金融界に流入した。フランテーションや植民地貿易の資本が産業資本に転化してゆく例は、イングラントばかりかスコットランドやウェールズでも認められる。スコットランドでは、印紙条例一揆からアメリカ独立に至る一連の政治変動のなかでアメリカとの煙草およびネン貿易というドル箱を失って、その資本の多くが西インド貿易に転向する。しかし、少なくともその一部はその地の工業化——とくに綿工業の展開——の資金源となった。ウェールズでも、西インド諸島関係者であつて、いわゆる「公心」に富んだ「改良に熱心な」地主貴族のひとりとなつたペンリン卿の活動が目立っている。道路、運河、囲い込み、鉱山業など彼の活動範囲は多岐にわたり、むしろ彼が着手しなかつたフィールドの方が珍しいくらいである。奴隷貿易を展開するかたわら、アフリ

カ、西インド諸島方面の軍隊への物資納入で

産をなしたA・ベイコン Bacon⁽²⁹⁾もウエールズ

の炭田や鉄工業に投資している。

イングランドにかんしてはE・ウイリアム

ズがその具体例を数多く拾いあげているし、

そのほかにもシエリカンはニョーカースルの

西インド諸島貿易商でジヤマイカ地主でもあ

ったジヨン・グラハム・クラーク Graham Clark

マンチエスター綿工業に関係したヒバート家、

タチエト Touchet 兄弟などをあげている。⁽³⁰⁾この

種のリストを次々と拡大してゆくことは、大

して困難なことではない。ランカシア地方に

おける初期の鉄道建設に、奴隷解放の補償金

がかなり大きな役割を果たしたことも、⁽³¹⁾すで

に同時代に指摘されているところである。

註

(1) A. Anderson, op. cit., vol. IV, p. 183.

(2) E. E. ウイリアムズ、上場地誌、II、二

一章。

(3) L.J. Ragatz, 'Absentee Landlordism in the British Caribbean, 1750-1835', Agricultural History, vol. 5, 1951, p.12. より詳細な価格統計は id., ed., op. cit. (Statistics), tables 1-4. (4) 不在地主の総数などについては、次章オニ節参照。

(5) E. Long, op. cit., vol.1, p.386.

(6) Ragatz, op. cit. (Absentee Landlordism), pp.9-10.

(7) Long, op. cit., vol. 1, p.387. 東インド商人の場合

も、子弟教育は問題であった。C.Gill, Merchants and

Mariners of the 18th Century, 1961, p.125.

(8) Pares, op. cit. (West India Fortune) 4. ヨニー家の分析である。

(9) id., op. cit. (Historian's Business), pp.210, 214-17.

(10) Long, op. cit., vol. 1, p.387; Ragatz, op. cit. (Absentee Landlordism), p.10.

(11) Pares, op. cit. (West India Fortune), p.54.

(12) ibid., pp.78-79.

(13) M. Crafton and Walvin, A Jamaican Plantation: The History of Worthy

Park 1670-1970, 1970, pp.64-76.

(4) anon., Remarks on the Letter Addressed to Two Great Men, 1760, cited in Sir Lewis Namier, England in the Age of the American Revolution, (1930) 1961, p.234.

(5) Ragatz, op. cit. (Absentee Landlordism), p.12; Pares, op. cit. (West India Fortune), pp.239-42.

(6) 3 & 4 William IV, c.73, 28 Aug., 1833.

(7) Pares, op. cit. (West India Fortune), p.317.

(8) Ibid., pp.224-26. J. マシーも、本国の地主は地価の二・五ないし三倍の地代しか得られないのに、西インド諸島では一。

パーセント程度になるのだが、不在化しないことかその条件だという。 Massie, op. cit., p.80.

(9) Ragatz, op. cit., (Absentee Landlordism), p.23.

(20) Pares, op. cit. (West India Fortune), p.231.

(21) Ibid., p.311. 典型的な失敗の例は Robert Hibbert (1770-1849) の場合である。

(22) R. B. Sheridan, op. cit. (Wealth of Jamaica), pp.307-08. プランターの土地投資について L. J. Ragatz, The Fall of the Planter Class in the British Caribbean, 1763-1833, p.50.

(23) H. J. Habakkuk, 'Marriage Settlements in the Eighteenth Century',

六 おわりに

工業化前イギリスの経済・社会の変容にとつて、西インド諸島植民地はどんな意味をもつていたのか。これが本章の問題であった。一般に貿易や植民地保有の工業化の起源とのかかわり合いは、間接的な効果を別にすれば、製品市場、原料供給および資本供給源の三つの面から考察するべきものであろう。⁽¹⁾しかし、はじめの二点、つまり製品市場と原料供給にかんしては、貿易・植民地保有の意味はまったく明白かつ決定的である。⁽²⁾

これらに比べると、工業化初期の資本形成に西インド諸島がもつた意味は、一見したところでは判定が難しい。同時代のスミス派の思想家たちやR・P・トマスのように、砂糖植民地の保有は本国にとって「誤った投資」だとする見解が^{つね}に存在しているからである。しかし、この点では、かねて砂糖植民地は本国にとって負担であったとしていたR・P・アーズが、その研究生活の末期に結論を遂

轉させたいのかいにも象徴的である。もちろん、工業化にかかわる投資を行なった西インド諸島関係者のリストをいくら拡大しても、そこから全体的な結論は導き難いかも知れない。しかし少なくとも一八世紀中葉以後、富裕なフロンティアや代理商のなかに積極的な工業投資を實踐する者が少なくなかったことだけには事實である。また、西インド諸島の富が決定的に崩壊にむかつた世紀末以降は大量現象としても、この植民地に関連していた資本の他の方面への転換があつたことも確實である。もちろんこの場合、すべての西インド諸島関係者がアクティブな生産的投資をなしたなどというのでは毛頭ない。むしろ不在地主としてもとからランチ工的であつた彼らは、何よりも真正のジェントルマンへつまり本国地主への道を希求し、それが叶わないうまで、証券保有者としてそのランチ工的性格を維持しようとしたのである。

このこととも関連して砂糖植民地は、本国

の社会構造にも大きな影響を与えた。その不
 在地主制が、本国において華やかな下疑似ジ
 エントルマンレの社会をつくりあげたからで
 ある。本国での生活や地位に不満を感じた人
 びと——とりわけ地主ジエントルマンの次
 三男——が植民地で成功をおさめ、不在地主
 として帰国した。ジエントルマン支配体制の
 安全弁としての機能が、砂糖植民地にはあ
 った。この点では、実際に西インド諸島が
 エントルマンとなりえた人間の数はそれほど
 問題ではない。その可能性が派手に喧伝され
 たこと、すなわちその社会心理的效果が重要
 なのである。西インド諸島の富の崩壊後も、
 商人やプランターは株式や国債の保有者等と
 して、その生活習慣を維持しえたこと、上述
 のとおりである。
 さらに、砂糖植民地はそれ自体も重要な意
 味をもつてはいたが、それを核として成立し
 た帝国体制全体にこそ、より決定的な意味が
 あったという事実を、あらためて銘記すべき

であらう。トマスのように「もし砂糖植民地
 がなかつたら」という仮定をおくとすれば、
 旧植民地・重商主義体制全体が成立しなかつ
 たはかなのである。結局、こうした直接・間
 接いずれの意味においても砂糖植民地の奴隷
 制プランテーションこそは、イギリス本国に
 市場と原・材料、いまや基礎食品化したつあ
 る砂糖などを供給し、工業化の資金の一部を
 提供しなから、本国上流社会のランチ工的リ
 ジコントロールマン的性格を温存する安全弁とも
 なったのである。

註

(1) 上掲拙稿、一六一―一六二頁。

(2) 「奴隷貿易廃止委員会」 a Committee for the Abolition

of the Slave Trade と自称するマンチエスターの

紳士たちにあてたりカーポールからの手

紙は、この間の事情をよく示している。い

わく、奴隷供給を断られれば、西インド諸

島はフランスにくみするかも知らない。そ
うなれば、マンチエスターはもとより、
ランカスター、ハランカシア全体は、フ
ランス人に次のように宣言されたらどうす
るうとができようか。つまり、ロンドン当
り、ないしシリングの関税を払わなければ、
あなた方の工場に原棉は供給しないとい
ふ。

「F. Baines, History of the Commerce and Town of Liverpool,
1852, pp. 476-77.

(c) Pares, Merchants and Planters, 1960, p. 50; cf. id., 'Economic

Factors in the History of the Empire', Econ. Hist. Rev., Vol. VII,

1957, p. 130. 西インド諸島の保有に批判的であ

ったアカム・スミスも、そこへの投資が帝

国内の他のいかなる土地へのそれよりも高

い利潤を保障したとして、大内兵衛・

松川七郎訳、諸国民の富、岩波文庫版、

(二)、三―三頁)が、この事実はあまり

知られていない。また、次の一文などは、

ペアズの旧説に依拠して、F. ウィリアム

ズを批判するという乱暴な主張である。

第三章

煙草と砂糖

— 北米大陸植民地の位置 —

「煙草の栽培は、砂糖のそれほど有利だとは思われな
い。」「わが煙草植民地が、われわれがわが砂糖植民地から
帰来する栽植者たちにはしばしば見うけるほど富裕な栽植者
を、一人として本国に送ってきたためでもない。」(アダム・スミス
「諸国民の富」、大内兵衛・松川七郎訳、山石波文庫、(三)三四頁。
訳文一部変更。)

一 「辺境」と「半辺境」

イギリス重商主義帝国の核が、本国を別に
すれば新世界の植民地におかれていたことは、
あらためて指摘するまでもない。しかし、こ
こで忘れてはならないことが二つある。ひと
つは、この場合、新世界植民地というのか、
必ずしも北米大陸植民地のみを意味するので
はなく、むしろ少なくとも一八世紀中頃まで
にあつては、西インド諸島植民地の方が重要
視されていたという点である。いまひとつ

は西インド諸島にしろ、北米にしろ、いずれもそれぞれ自体が単独で重要だというよりも、アイルランドや東インドを含めた帝国の全体構造こそが、イギリスの経済発展にとって意味があつたといふことである。⁽¹⁾このような前提に立つたうえで、ここでは主としてパリ条約以降の北米大陸植民地が、イギリスの経済発展にとつてどのような意味をもっていたかを、西インド諸島と対比しながら考察してみる。

しかし、この肉題とならんで、本章にはもうひとつの課題がある。すなわち、ともにイギリス重商主義帝国の植民地として従属的な地位におかれていた北米植民地と西インド諸島植民地の、あまりにも対照的なその後の歴史発展のコースの分岐点をさぐることか。それである。この目的のためには、たとえばイウオリーライステインの議論が、ひとつの手かりをふえてくれるであろう。⁽²⁾

ウオリーライステインにとつては、一五世紀末以降の歴史は、彼のいう「世界経済」すな

わり資本主義的な性格をもつ世界的分業体制
 を中心として展開する。これに比べれば国民
 経済などというものは、本質的に政治の単位
 であつて、経済のシステムとしては自立的な
 存在ではない。唯一の自立的システムとして
 のこの「近代世界経済」は、中核・半辺境・
 辺境という三つの要素によつて構成され、辺
 境と中核のあいだには、工業製品と食糧や原
 材料、貨幣素材などの交換、つまり垂直分業
 が成立する。この交換は必然的に不平等交換
 になつてゐることもあつて、辺境としてこの
 分業体制に組み込まれた地域は、一方的に「
 低開発化」されてゆく。この意味で「低開発」
 とは、歴史上すべての国が一度は経験した「
 未開発」の状態とはまったく別のものである。
 中核地域、つまり半面は西欧における工業化
 の進展が、すなわち辺境の低開発化の推進力
 となるのである。たとえば日本のように、長
 期間この「世界経済」の枠外にあつた地域は、
 未開発ではあつても、低開発の状態にあつた

わけではない。「世界経済」の枠内に辺境として組み込まれた地域が、なかく外部世界にとどまった地域より遙かに南米が困難になるのは当然である。

このようならオーストラリアの議論を前提にすれば、一八世紀西インド諸島の砂糖植民地が「辺境」にあたることは確定である。⁽³⁾中核地域では自由な賃金労働が成立するのに対し、強制労働が辺境の特徴となるのだが、奴隷制プランテーションが後者の極端な例で

あることはいまでもなからう。しかし、そうだとすれば、北米大陸植民地はどうだったのか。「世界経済」の中核としての大工業国と典型的な「低南米」諸国という、両地域がゆきついた現状のコントラストはどこからきたのか。その差異は、イギリス帝義帝國という共通の枠組のなかにあった一八世紀に、すでにその萌芽がみられたのではないか。これか、本章の副次的な問題なのである。十三植民地は独立し、やがて工業化してゆ

くのに、西インド諸島はなぜそれかできなかつたのか。その答えは、要するに前者が完全には「辺境」化されなかつたということに尽きよう。ニューイングランドや中部の植民地か、本国の貿易に役立つ特産品を生み出さないという意味で、イギリス帝国のなかでもとくに「無用な植民地」、それどころか本国産業と競合する商品を生産しかねない「危険な植民地」とみなされていたことは固知のとおりである。中核地域に食糧や原料を供給する垂直分業体制の従属的部分という「辺境」の定義からして、このような植民地は明らかに「辺境」とはいえない。再版農奴制や奴隷制のような強制労働が「辺境」のいまるところの指標であることかうしても、これらの植民地は「辺境」の概念に合わない。ニューイングランドや中部はいわゆる「主要商品」——「現金作物」——をもたないかゆえに「無用」であり、したがって「辺境」化されなかつたのである。それが「自由な労働」の地となつた

のも、同じ理由からである。⁽⁴⁾
 もっとも、ニューイングランドについてはさ
 え、辺境化の危険がまつたくなかつたのでは
 ない。一七〇四年の海軍造船資材法⁽⁵⁾ Naval Stores
 Act はそのピークをなすものである。海洋帝
 国を形成しつつあつたイギリスにとっては、
 軍事的にも経済的にもその死命を制する意味
 をもつた木材、ピッチ、タール、帆布などの
 造船・建築資材は、北欧・バルト海地方から
 供給されていたのだが、その水域でのオラン
 ダ海運業の圧倒的優越と現地の政情不安のた
 めに、形成途上のイギリス帝国はしばしば危
 機に瀕した。⁽⁶⁾ この致命的欠陥を補い、かつ
 無用なニューイングランドを「有用化」しつ
 まり「辺境化」しようという一石二鳥を狙つ
 たのが、ニューイングランドを造船資材の供
 給源にらしめようとしたこの法令であつた。
 ただし、本国にとって不可欠な造船資材―
 つとにそれらは航海法のいわゆる「列挙品目」
 にかきえられている―の確保がこの法令の

表7-① マスト材の輸入(本)

	φ18インチ～	φ12-18インチ	φ12インチ以下
1696-1701年平均			
ニューイングランドから	75	15	18
スウェーデン	135	66	621
ノルウェー・デンマーク	215	302	1,325
その他の北欧	177	167	34
1706-1715年平均			
ニューイングランド	246	27	12
スウェーデン	808	419	1,110
デンマーク・ノルウェー	1,214	2,206	2,843
その他の北欧	129	6	64
その他	8	7	2
1760年			
ノルウェー	60	1,566	2,007
イーストカントリ	352	160	55
ロシア	895	747	583
ニューイングランド	603	127	603
1770年			
ノルウェー	54	1,874	2,754
イーストカントリ	61	72	824
ロシア	875	473	171
ニューイングランド	699	581	191

J. J. Malone in Mariner's Mirror, vol. 58, no. 4, 1972; H. S. K. Kent, in

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VIII, 1955

第一の目的であつたか、そのような主要換金
 商品の生産に専内特化させることで、この植
 民地をイギリス製造工業の保護市場として成
 長させようとしたのか、議論のあるところで
 はある。アメリカ産のマストなどの輸入には
 トン当り一ポンド、タール、ピツチなどには
 トン当り四ポンドの奨励金をつけたこの政策
 は、麻類やテレピン油のような他の地域から
 も十分輸入しうる商品をも対象としていたし、
 海軍関係者があまり熱心ではなかつたという
 事実もある。また、ピツチとタールの生産に
 は好適な条件にあつたカロライナ(ノ)については、
 その生産があまり奨励されなかつたともいわ
 れる。カロライナがすでに米やインディゴな
 ど、他の特産物をもつていたからであらう。
 とすれば、造船資材法の主要な意図は、換金
 商品をもたない植民地にそれをもたせ、イギ
 リス製品に対する購買力をつけること、ひい
 ては垂直分業を成立させて「辺境」化するこ
 とにあつた、とも考えられるのである。

もつとも、この法令やそれを廻るキャンペーンについて、先学の業績（9）もあり、のちに
 も触れるので深くは言及しないが、この法令
 が有効でなかつたことだけは、表7-14によ
 って明らかになる。すなわち、同法施行前
 は最大級のマストの輸入で、ニューイング
 ランドは全体の一ニパーセントを占めていたが、
 施行後の十年間では一〇パーセントにその比
 重が落ちているのである。絶対量では確かに
 増加したのだが、北欧からの輸入の増加とは
 比較にならなかつたからである。逆にニュー
 イングランドでは造船業が発展し、後述する
 ようにパリ条約以後は年間建造高四万トンに
 まで達する。ニューイングランドからすれば、
 造船資材法が竟、因通り機能しなかつたこと
 で、
 7 辺境化の道を回避しえたのである。
 しかし、北米植民地といつても、南部の煙
 草植民地はどうだったのか。煙草やインディ
 ゴ、米といった換金作物をもち、強制労働が
 展開された南部植民地は、当然西インド諸島

と同じ「近代世界経済」の「辺境」であつた
 というべきではないか。現状の西地域がかな
 り異つた相貌を呈しているとしても、それは
 前者が「半辺境」としてなかば自立的性を保
 つていた北部や中部と単一の政治体⁽¹⁰⁾に合衆国
 を形成した結果である、ともいえる。

しかし、それならば煙草植民地は何ゆえに
 独立し、西インド諸島とは異つた政治的枠組
 に組み込まれたのか。逆にいえば、西インド
 諸島はなぜ独立しえなかつたのか。議論がこ

こまでくると、次のような問題提起を避ける
 ことができない。すなわち、大陸の煙草植民
 地とカリブ海の砂糖植民地では、ともに「辺
 境」ではあつたにしても、本国との経済上の
 かかわり合^いにおいて、何か本質的な差があ
 つたのではないか。ともに主要^{ステイブ}換金作物であ
 るとはいへ、前者の煙草と後者の砂糖とでは、
 本国と植民地を結^びつける^度合^いが著しく異
 つていたのではないかと。

註

(1) バルバドス島の代理人 factor ジョージ・ウオ
 ーカー G. Walker の庶民院での証言は、このこ
 とをよく示している。彼はいう、「砂糖植
 民地の利点は、それが……大量のイギリ
 ス人と巨額の富を用いる商業と航海を創り
 出すことであります。……同植民地は、北
 米とアイルランドへからの輸入品に頼っ
 ている分だけ、北米やアイルランドがイギ
 リスと交易することを可能にしているので
 あります。……それらはまた、砂糖キビの
 栽培に要する労働力の供給をイギリスへ人
 奴隷商人に頼っているだけに、イギリス
 のアフリカ貿易を支えているわけでもあり
 ますし、……アジア物産を消費する分だけ
 ……東インド会社の貿易の成長をも支えて
 おります。……と。
 Quoted in R. B. Sheridan,

Sugar and Slavery: An Economic History of the British West Indies

1625-1775, 1974, p. 475.

- (2) I. Wallerstein, The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century, 1974 (拙訳・『近代世界システムⅠ』、岩波書店、一九八一年)。ウォーラー・ステインの他の著作については、同訳書、I、『まえがき(訳者解説)』の註(8)参照。
- (3) Wallerstein, The Modern World-System II: Mercantilism and the Consolidation of the European World-Economy 1600-1750, 1980, p.157.
- (4) 「世界経済」の外にあるとはいえないが、辺境と中核の中固にあって比較的自給的な状態を保っている地域を、ウォーラー・ステインは「半辺境」*Semi-Periphery* と称している。大陸の中部・北部はまさにこのような状態にあったといえよう。Ibid., pp.236-37.
- (5) 3 & 4 Anne, c.10.
- (6) Cf. J. J. Malone, 'England and the Baltic Naval Stores Trade in the Seventeenth and Eighteenth Centuries', Mariner's Mirror, vol.58, no.4, 1972, pp.375ff.
- (7) Lord Sheffield, Observations on the Commerce of the American States with Europe and West Indies, 1783, pp.28-30.

(8) Wallerstein, op.cit. (Modern World-System II), pp. 238-39. じっ

さい E. Phillips, The State of the Nation, 1725, p. 10 は、

新世界が造船資材を供給できれば、ハイギ
リス帝国としては一年間四〇一五〇万ポ
ンドの節約になるとして、その規模を予測し
ている。

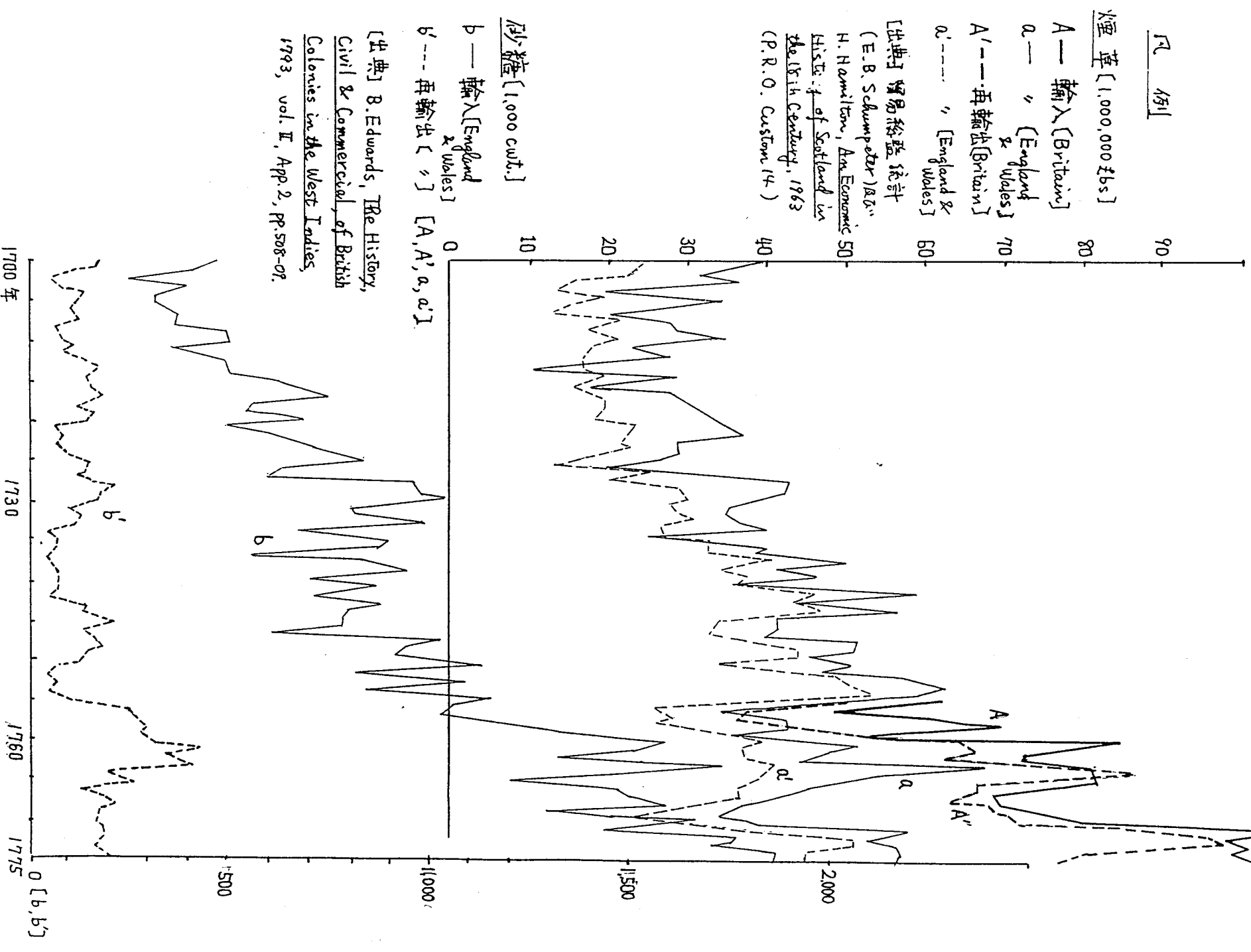
(9) 宇治田富造「資本主義成立期の植民地問題」
（青木書店、一九六四年）、中四章。

(10) ウォーリスティンをはじめとするいわゆる
「新従属派」のなかには、現在の合衆国

南部をさえ「低南発」地域として扱ってい
るものもある（たとえば、A・G・フラン
ク、吾郷健二訳「従属的蓄積と低南発」、
岩波書店、一九八〇年、一八一頁）。しか
し、これは国家といった政治単位を故意に
度外視することに急なあまりの極論という
ほかない。

450
① 煙草貿易にかんしては、宇治田富造「重商
主義植民地体制論」I（青木書店、一九六
一年）、三〇二頁以下が詳しい。

図7-1(1) 煙草と砂糖の貿易



ニ不在化の可能性

一七六六年四月のジェントルマンズ・マガジン紳士雑誌の誌上の一論

説は、当時の大陸植民地と西インド諸島植民地のあいだの政争に関連して、両植民地もつ本国政治への影響力の決定的な差異、その結果としての不平等を力説してやまない。

「私の聞き違いでなければ、いまや議会には自ら西インド諸島のプランターであるか、あるいはプランターの後継者であるか、あるいはまたかの地にへ何らかの……関係をも

つている議員は四〇人以上もいる、とのことである。へこれに対して、本国の議会にうつて出られるほどの土地を母国にもっているよ
うな北米植民地人は、ひとりとして見つけ出
せないだろう。しかし、西インド諸島
関係者と北米関係者のあいだで紛争が生じる
と、いつでも勝利を収めるのは前者と決つて
いるのだ。国民の正義や良識が西インド諸島
貴族の団結力をうち破ることはきわめてまれ
である。というのには、要するに彼らは庶民院

議員として、また国の内・外における大土地
 所有者として、二重の影響力を行使する権利
 がある⁽¹⁾と自認しているからである。
 大陸植民地、とくに北部のそれが本国産業
 と競合的な経済構造をもつ「有害な」植民地
 とされ、「有用な」西インド諸島と対比され
 たことは周知のとおりである。⁽²⁾しかし、本国
 における両植民地の政治的影響力の格差は、
 そのような重商主義の理論が投影されたもの
 ではない。いいかえれば、西インド諸島が「
 有用な」植民地だから、その利害がより重視
 されたわけではないのである。それはまさに
 本国議会において利益を代表する議員の数と
 のものの差であり、圧力団体の力量の差なの
 である。
 ではいったいどうしてそのような差が生じ
 たのか。おそらくそれは、もっぱら両植民地
 の経済力と社会的性格の違い、さらにその前
 提としての主要^{ステイプル}換金作物そのものの違いから
 きた、というほかなからう。「西インド諸島

のフランターたちは、自己の生産物をイギリ
 スに送り、かわりに好きなものを輸入してい
 るにすぎないのだが、貿易差額はつねに彼ら
 にとって大きな黒字となっており、そのこと
 が彼らをしてイギリスで膨大な所領を買い取
 り、ひいては議員選挙に候補者としてうって
 出ることを可能にしている^③のである。つま
 り、巨富を築きやすい条件に恵まれた西イン
 ド諸島では、有力フランターはほとんど本国
 にも土地を買って帰国し、不在地主化する。
 彼らは文字通りの有閑階級^④で、西インド諸島
 ジェントルマンとして、本国の政治に関与
 することになるわけである。砂糖をはじめ、
 棉花、ジンジャー、インディゴなどを産する
 西インド諸島では、フランターはその子孫に
 「貴族^⑤にもふさわしい富^⑥を残すことができ
 多くの人がとかここでも急に成り上り、いま
 では財力の点ではこの国のもつとも由緒ある
 家系にも劣らないほどになっているのだ。^④
 じッサイ、ジャマイカの公式記録では、一

七七五年、七七五のフランテーションのうち
 ニ三四、砂糖とラムの生産量にしてほぼ四〇
 パーセントが不在フランターの手中にあった。⁽⁵⁾
 同じ時期に、最高の事情通のE・ロングは、
 不在の年金受領者と地主の合計数を二〇〇〇
 人として⁽⁶⁾いる。不在化したフランターの多く
 が本国の庶民院に議席を求めたことは、次の
 エピソードがよく示している。すなわち、一
 七六七年、二五〇〇ポンドでノースampton
 の選挙区を買収しようとしたチエスタファイ
 ルド卿は、次のように反論されたという。い
 わく、「⁽⁷⁾へ買収費は最低でも三〇〇ポ
 ド、ふつうは四〇〇ポンドになつていま
 す。なかには五〇〇ポンドも出して豊かな東
 インド関係者と西インド諸島関係者が買
 い占めていま⁽⁷⁾から、とうてい不可能で
 す。と。
 こうして、巨富とそれによつて可能にな
 った不在地主制を基礎にした西インド諸島
 派の強大な政治的影響力は、不在地主化す
 ることになく、したかつて本国議
 会に足場を築

きえなかつた大陸植民地人の羨むところとな
 った。彼らの反対を押し切って糖蜜法や砂糖
 法を成立させえた西インド諸島関係者にとつ
 ては、北米大陸人のように、代表なくして
 課税しされているといつた事實はなかつたの
 である。もちろん、四〇人も不在地主が議
 会にいるという主張は、こうして北米植民
 地はたいていの場合母国には無視され、豊か
 な兄弟である西インド諸島の関係者からは軽
 蔑され、抑圧され、虐待されているとする

この論者一流の誇張である。ネイミアの分析
 では、一七六一年議会の西インド諸島不在地
 主は、ジャマイカの七人とバルバドスの二人
 リーウォード諸島の四人の計一三人にすぎな
 い。関係の商人を含めても、四〇人には到底
 達しまい。そのうえ遂に、大陸植民地の利害
 を代弁する議員がひとりもいなかったという
 わけでもむろくない。たとえば、つとに一七
 〇一年の議会でも、西インド諸島と大陸関係
 の商業に關係する議員が一一人はかきえられ、

そのうち何人かはとくに對大陸貿易に關係を
もつていたと思われる。しかし、主としてそ
れはフランタリとは微妙に利害のくいちかう
商人であり、不在地主が核をなした「西イン
ド諸島派」のような単一の「派閥」を形成す
るには至らなかつたことも事實である。ちな
みに、一七三〇年から七五年までに庶民院に
議席を得た「西インド諸島派」は七〇人、う
ち二〇人が商人で五〇人がフランタリだとい
う指摘もある。⁽¹¹⁾ このような東インド關係のそ
れと並ぶ庄力団体の存在が、⁽¹²⁾ 西インド諸島植
民地の帝國における地位を、北米大陸のそれ
とは対照的なものにしていたのである。

とすれば、不在化の可否の決定的な要因と
なつたフランタリの經濟力の差とは、どの程
度のものであつたのか。たとえば一六九〇年
代のメリーランドでは、フランタリの七四・
六パーセントは資産総額一〇〇ポンド以下で
あつた。そこから一〇〇ポンド刻みでフラン
タリの構成比は一・二・一・五・五・二・七、

一・四、一・三、〇、一六、〇・三、一・五パーセントとなつており、一〇〇〇ポンドを越える資産家は一・五パーセント以下に落ちた。一〇〇ポンド以下のグループは奴隷や年季契約奉公人をもつ余裕はなく、年間の可処分所得もせいぜい六ポンドから一五ポンドまでにすぎなかった。全体の二一・七パーセントにあたる資産一〇〇ポンドから五〇〇ポンドまでの階層では、せいぜい五人程度の奴隷をしかもちえず、煙草による年間所得は六ポンドから一〇〇ポンドまでと考えられる。⁽¹³⁾

これに対してジャマイカのプランターは、砂糖革命がまだ完了しきつてもいなかった。一六七四―一七〇一年でも、平均一九五四ポンドの資産をもち、六三人の奴隷と三人の年季契約奉公人を使つていたものである。⁽¹⁴⁾ この時代のジャマイカがすでに年間三〇〇人以上の富裕な帰国者を本国に送り込んだ、といわれるのもうなずけよう。むしろ、メリーランドでも比較的富裕なプランターのなかには、商

才を發揮して半ば商人化し、いっそう富裕に
 なる者も存在した。その結果一七五〇年代に
 は、資産一〇〇〇ポンドを越すフランチーが
 全体の三・九パーセントとなり、例外的には
 一〇万ポンド以上の資産を残した者もある。⁽¹⁵⁾
 しかし、それでも、一七四〇年代にすでに中
 規模所領で平均七九五六ポンドと見積られる
 ジャマイカのフランチーシヨンは比較にな
 らない。後者は一七七〇年代前半には、じつ
 に一万九〇〇ポンドを越える。⁽¹⁶⁾ ジャマイカ
 の砂糖フランチーに比べれば、煙草フランチー
 はその名に値しない存在だったのである。
 等しく主要換金作物^{ステューポル}といながら、煙草やイ
 ンディゴを基礎としては、不在化してジエン
 トルマン風の生活を維持することは難しかつ
 たのだ。『煙草貴族^{タバコロード}』の富は、『砂糖王^{キングシュガー}』の
 それには到底及ばなかつたのである。
 砂糖フランチーと煙草フランチーのこのよ
 うな経済力の差は、彼らと本国商人との関係
 にも如実に反映された。K・G・デイヴィス

やR・B・シェリダンの先駆的研究が明らか
 にしたように、砂糖貿易ではまず一八世紀前
 半のうちにロンドンで、フいでプリストルヤ
 リカポール、ランカスター、グラスゴーな
 どでもいわゆる「委託代理商」制度が成立し
 た。⁽¹⁸⁾ 土地を集積し、巨大化したフランターが
 自らの責任において砂糖をイギリスに送り、
 手数料を支払って代理商にその売却を行わせ
 たのである。イギリス商品の購入も、フラン
 ターの要請に従って代理商がおこなった。こ
 の意味で、少なくとも七年戦争終結時からア
 メリカ独立戦争までの期間の西インド諸島貿
 易は、フランターの責任において実践された
 ということが出来る。

煙草にかんしても、同様の制度が成立しな
 かったわけではない。じつさい、ロンドンの
 煙草貿易はほとんどこの制度を通じておこな
 われた。ロンドンの煙草輸入はイギリス国内
 の消費と結びついていく度合いが強く、そこ
 では品値がとくに肉題になったことが、その

ひとつの原因と考えられている。一七七〇年
 代の前半でいえば、もうひとつの煙草貿易セ
 ンターであったグラスゴーでは輸入品の九六
 五パーセントが再輸出されたのに対し、イン
 グランドとウエールズの諸港——輸入量で、
 その過半がロンドン——では、八三・四パー
 セントしか再輸出されなかつたのである。⁽¹⁹⁾と
 ころが、国内消費分については、品質の微妙
 な違いが価格に敏感に反映されるので、商人
 自らが現物を見るまでは買値をつけられなか
 ったことが、⁽²⁰⁾委託制度成立の大きな原因
 であつたと思われるのである。

委託代理商制度が成立する前提条件として
 は、砂糖であれ、煙草の場合であれ、商人の
 与える信用の問題があつたことも当然である。
 ロンドン商人がその強大な資金力にものをい
 わせて、信用供与を通じて、通常の商取引の
 リスクを避けるために編み出したのがこの制
 度であつた、ということもできるのだ。アム
 ステルダムにかわつてロンドンが世界の金融

センターにのし上り、シテイの大商人が商業から金融へその営業の重点を移してゆく過程か、ここに反映しているのである。⁽²¹⁾ いずれにせよ、こうして成立した煙草の委託代理商制度は、本質的には砂糖のそれと何ら違いがなかつた。商品の販売、購入、保険や備船の手配などふつうの業務のほか、ポランタの子弟の本国における教育の面倒をみることもまじで代理商の仕事になっていたことも、同じである。⁽²²⁾

しかし、煙草貿易にはこれとはまったく別のルートと、別的方式もあつた。一七〇七年にイングランドの航海法体制の内部に組み込まれたスコットランドは植民地貿易を急速に発達させたが、とりわけ地理的にも新世界への航海に有利な位置にあつたグラスゴーが、たちまち煙草貿易のセンターになつたからである。⁽²³⁾ しかも、グラスゴーの煙草貿易は、ほとんどもっぱら外国市場と結ぶついていた点にその特徴がある。イギリスからの煙草の再

輸出先をみると、クラスゴ¹勸²の直前にあ
 たる一七三〇年代まではオランダが中心
 であつたが、⁽²⁴⁾一七四四年までにフランスむけ
 がこれを凌駕する。⁽²⁵⁾オランダや北歐むけには
 まとしてメリーランド産の匂いの強いオロノ
 コ種が好まれ、比較的マイルドなウァジニア
 煙草がフランスに送られた。その際、フラン
 ス側の輸入機構は完全な独占体による請負制
 度になつていたから、イギリスに派遣された
 バイヤーは品質を細かく吟味するよりは、と
 にかく短期間に大口の買付契約を結ぶことに
 もっぱら関心があつた、と考えられる。そう
 になると、フランタ¹の意向を汲んで価格がピ
 ークのときに売ることを義務づけられている
 ロンドンの代理商は、あまり都合のよい取引
 相手ではなかつた。⁽²⁶⁾対仏輸出の成長が、委託
 代理商制度をとらないクラスゴ¹の成長につ
 ながつたのはこのためである。

ロンドンの代理商に委託販売させるほど大
 規模ではない多くの煙草フランタ¹の生産物

を、現地においた支店を通じて直接買い集める。これか、グラスゴー商人の方法であった。彼らは、植民地各地にフランタールの必要とするイギリス商品——ヨーロッパの物の産の再輸出を含めて——を売る支店、すなわち「ストア」を開設し、収穫時に煙草で支払うことを条件に信用販売したのである。フランタールにとつてイギリス商品は日常生活に不可欠であったのに、煙草は収穫期の郡裁判所開廷時に取引きされるのがふつうであったから、ストア制のもとでは信用供与と煙草の予約買付けが必然化したわけだ。こうして、年間可処分所得が一五ポンド以下というような中・小フランタールは、このストア制を通じてグラスゴーに惹きつけられる。グラスゴーが煙草貿易港としていっきよに浮上した原因のひとつか、ここにあった。しかも、世紀中葉から海岸地方の地味が涸渇し、より奥地のピードモント高原に煙草栽培がひろがると、新開拓地には極小規模のフランタールがふえた。

え、船積港までの陸送というやっかいな問題も生じた。ロンドンの委託代理商がこのような煩雑な仕事を引受けるはずもなかったのである。

たとえば、グラスゴウの有力な煙草商であったジョン・マードック John Murdock とアーチボルド・ブキャナン Archibald Buchanan の商會は、ウァジニアのハノーヴァー郡で、一人の総代理人の監督下にあるニフのストアを開設し、年間三〇〇ポンドの取引をおこなった。

た。両ストアがプランターたちに供した信用は、ニ〇〇ポンドにのぼっていた。ふつう一フクストアは一ニないし一四マイル四方程度をサーカイス・エリアとし、ストアの経営をまかさされた代理人は煙草の買付けで五パーセント、イギリス商品の販売については一〇パーセントの手数料を与えられた。新しいプランテーションの開拓には、奴隷や年季契約奉公人のような労働力の購入、生活必需品の確保のために、外部からの信用に依存せざる

をえない一面があったが、中・小フランタ
 への商品供給と信用供与を同時に果たしたの
 が、ここにおいてストア制だったのである。
 グラスゴー商人が採用したストア制は成功
 を納め、イギリスの煙草輸入に占めるスコッ
 トランドのシェアは、一七三八年の一〇パー
 セントから一七六九年のほぼ五ニパーセント
 にまで急上昇した。⁽³⁰⁾ スストア制を通じて中・小
 フランタを掌握した彼らは、市場としては
 フランスを最大の顧客とした。フランスの煙
 草輸入に占めるグラスゴーの比率も、一七三
 〇年の一〇パーセント弱から一七五七―六二
 年の五ニパーセントへ、同様の急上昇を遂げ
 ている。⁽³¹⁾ スストア制によって現地で直接購入す
 ると、煙草貿易船が集荷のために港に停泊す
 る日数を節約できる。この時代の経済発展の
 基本要因が「取引コスト」の削減、とりわけ
 海運能率の向上にあったこと、⁽³²⁾ そのなかでも
 決定的に重要だったのが集荷、荷役日数の短
 縮にあつたといふのが、いまではほぼ定説化

しているといつてよいことからすれば、この
 事実には測り知れない意味がある。ロンドン
 より遙かに短くて戦時にも比較的安全な航路
 をとれたことも、プランターの意向を体さな
 ければならなかった委託商とは違ってフラン
 ス人バイヤーに即売しえたことも、いずれも
 資本の回転率を高めた点でグラスゴー商人に
 有利であった。⁽³³⁾ 彼らの海運費用があまりに安
 く、また「ほかにも彼らはいくつかの利点を
 もっているので、いまにロンドンでもグラス
 ゴー経由では入れた煙草の方が安価になるこ
 ともありえないことではない」とさえいわれ
 たものである。⁽³⁴⁾

結局のところ、一八世紀後半のイギリスで
 は煙草の三割ないし四割が委託代理商を通じ
 て、残り七割ないし六割がストア制を通じて
 輸入された。⁽³⁵⁾ ということは、ほとんどが委託
 代理商制度に依存した砂糖貿易との対比でい
 えば、煙草貿易は相対的に小規模プランター
 の生存を許す構造になつていたことを意味し

よう。むしろ、逆に煙草栽培で小規模プラン
 ターが多数を占めたからこそ、こうした形態
 の貿易がありえたともいえるだろうか。
 いずれにせよ、富の水準からして不在化が
 困難であつたことと、小規模プランターに生
 存の可能性があつたこととによつて、本国に
 とつての煙草植民地の意味は砂糖植民地とは
 まつたく違つたものになつた。砂糖植民地の
 所得は有カプランターの不在化にもなつて、
 その大部分がそつくり本国に移送され、いわ
 ば本国の国内需要の一部をつくり出したのに
 対し、煙草植民地の収入はその多くが現地で
 支出されたのである。もとよりストア制その
 ものが何よりもイギリス商品の信用販売を基
 礎として成立していたのだから、それもイギ
 リスの製造工業に市場を提供したことにかわ
 りはない。しかし、この場合、そうしたイギ
 リス商品は植民地人自身のために現地で利用
 されたのだし、それだけに、いつの日かその
 供給源をどこか別の地域——たとえば北部——

に切り換えることも可能なはずであった。こ
 れに対して、所得がそっくり本国に移送され
 た砂糖植民地は、供給源のオールドナイグ
 をもつどころか、自らの所得で潤うこともな
 く徹底した従属と「低開発」化を経験するの
 である。³⁶⁾ 同時代人E・ロングの次の一文は、
 慎重に読むとこの箇の事情をよく物語ってい
 るように思われる。
 彼はいう。「ジャマイカに住み、現地でそ
 の所得を支出するプランターの方が、へ不在
 化して「イギリスでそれを使うプランターよ
 り有用であることは確実だ。理由は明白で、
 前者の所得はジャマイカで流通し、他の植民
 者の生活を支えることになるが、この植民者
 たちこそは交易、航海、工業製品の消費など
 を、イギリスにおいては考えられないほど……
 増進するからである。」大地主一人の不在化
 は、当人のみならず数百人の白人人口の減少
 につながり、現地の社会を崩壊させ、ひいて
 は本国にも害を与える。したがって、不在化

- a: 西インド諸島への輸出 (England & Wales) } 5年平均
- b: 13植民地への輸出 (England & Wales) } 5年平均
- (以上, E.Boody Scumpecker氏)
- c: 13植民地への輸出 (Britain) } 逐年
- (以上, J.M.Price, in Wm & Mary quart. XXXII, 1975.)
- d: 西インド諸島への輸出 (England & Wales, by Inspector General)
- e: 西インド諸島への輸出 (England & Wales, by Inspector General)

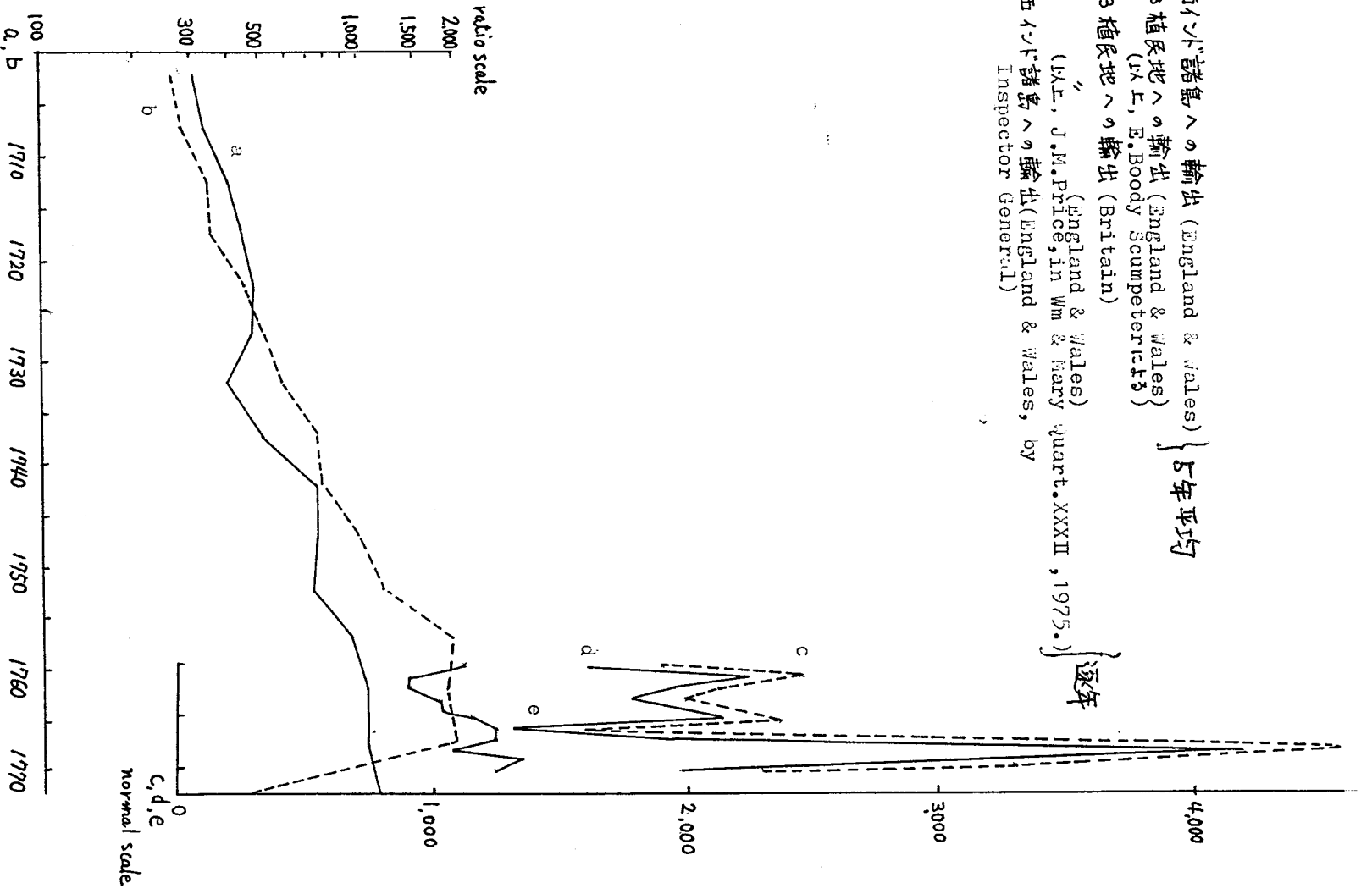
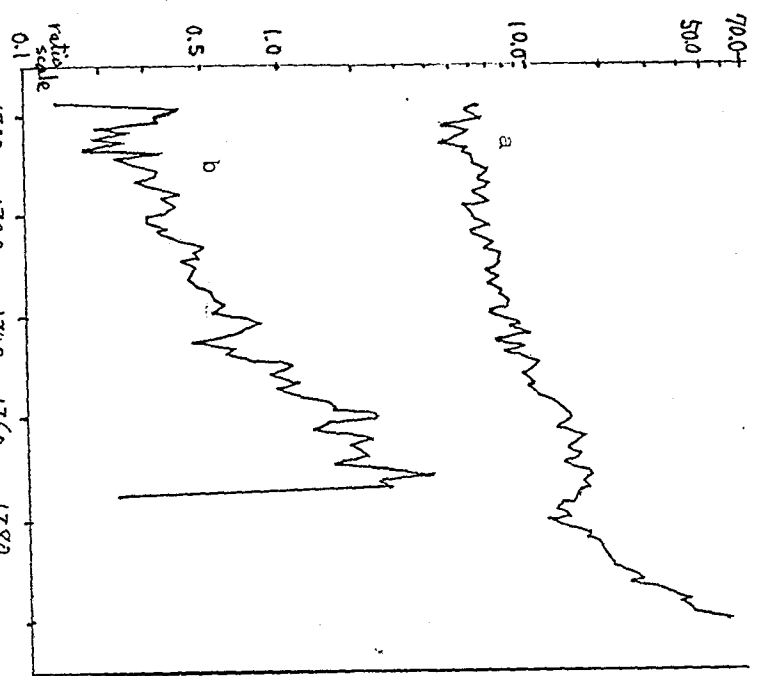


図7-2) 市場としての西インド諸島と13植民地 [単位: 千円]



a: 全世界合計
b: 13植民地合計

J. J. McCusker, 'The Current Value of English Exports, 1697 to 1800', *Wm & M. Q.*, XXVII, 1971.
 図 7-(3) 13 植民地合計輸出 [£ 1000,000] [時価]

してロンドンやバリスに住むかわりに現地に
住めば、同じプラントーの家族の支出でも、
結局は「母国にとって二倍以上の効果がある」と。
効果は、「母国にとって」よりも植民地
そのものにとつてこそ、無限に大きかつたとい
うべきであろう。

最後に、不在化が進行した西インド諸島と
それが不可能であつた煙草植民地では、貿易
関係や債務関係の意味もまったく違つていた
ことにも注目しておきたい。たとえばこうだ。

一八世紀中頃からイングラントとウエールズ
からの西インド諸島むけ輸出は北米植民地へ
のその後塵を拝するようになる。しかもそ
の直前から急成長するスコットランドの植民
地貿易では煙草の比重が圧倒的に高いから、
ブリテン全域の数値ではなおさら北米市場の
優位が目立つてゆく。(図71(2)、(3)参照)。
しかし、この事実をもつて西インド諸島植民
地の重要性の相対的低下を主張する旧来の諸
見解は、いささか性急というほかない。とい

うのは、オーストラリアに、西植民地向け輸出が交差、
 逆転してゆく時期こそが、砂糖ポランタ一の
 不在化が急速に進む時代にあたり、砂糖輸出量は煙草の
 オーストラリアには西インド諸島の砂糖輸出量は煙草の
 それと大差のない比率で成長し続けており、
 同諸島の生産や所得そのものが俄かに低下し
 たのではないからである。つまり、同諸島の
 所得が島内での消費や投資にむけられなくな
 った、というのがことの真相なのである。こ
 の意味では、同諸島向けの輸出総計はそれが
 生み出した需要のごく一部をしか表示してお
 らず、同諸島の真の重要性を覆いかくしてい
 るのである。

これらの事情は、同時代の人びとにはよく
 理解されていたように思われる。D・マクフ
 アソンの次の一文は、その何よりの証拠であ
 る。彼はいう。砂糖植民地との貿易は、一見
 したところイギリスの赤字となっているが、
 同地のポランテーションはその多くがイギ
 リス在住の地主の掌中にある。つまり、同地

への輸出はフランテーションへの投資、輸入はその生産物の収穫と考えられるべきで、貿易差額が赤字であるといつても、それはイギリス国民の損失ではなくて地主の懐にころがり込む純利益を示しているのであり、原価を遙かに越える産出があることの証左である。……その一部は、利子や負債元本の返却というかたちで本国の金融家に支拂われる。地主の手に落ちる部分もあるが、その地主というのが多くはイギリス在住の商人……など(38)しか
 らなっているのだ、と。

註

(1) anon., 'An Short Sketch of the Transactions that led to the New Regulations of Commerce that have lately been agitated in Favour of the Colonies', Gentleman's Magazine, vol. 36, Apr. 1766, pp. 228-31.

(2) 宇治田富造、上掲書(「植民地問題」)、第一章第二節を参照。

(3) 'An Short Sketch', Gentleman's Magazine, 1766, p. 229.

(4) Loc. cit.

(5) R. B. Sheridan op. cit. (Sugar and Slavery), p. 385.

(6) E. Long, The History of Jamaica, vol. 1, 1774, pp. 377-78.

(7) Earl of Chesterfield, Letters to his Son, 1857 (New York ed.),

19 Sept. 1767, Everyman's Library

版では略されてい

る。 cf. L. J. Ragatz, The Fall of the Planter Class in the

British Caribbean, 1763-1833, 1928, p. 52.

(8) 糖—と植民地 cf. A. Anderson, An Historical and Chro-

nological Deduction of the Origin of Commerce, (1764) 1801,

vol. III, pp. 177-82, 195-96.

(9) Sir Lewis Namier, England in the Age of the American Revolution,

(1930) 1961, pp. 235-36.

(10) R. Walcott, English Politics in the Early Eighteenth Century, 1965,
p. 161. ちなみに、新・旧会社の対立でとくに

政治的になっていった東インド関係者は一五

人という。

(11) R. B. Sheridan, op. cit. (Sugar and Slavery), p. 60.

(12) 「西インド諸島派」の変遷については、拙

稿「イギリス工業化と旧帝国—西インド

諸島を中心に—」(『史林』五十四卷六号、

一九七一年)ハローハリー頁。ケビン・cf.I.M.

Penson, 'The London West Indian Interest in the Eighteenth Century',
E.H.R., vol. XXXVI, 1921 reproduced in Mitchison, ed., 'Essays in the
Eighteenth Century', 1966, id., 'The Colonial Agents of the British
West Indies', (1924)1971, pp. 174ff.

(13) A.C. Land, 'Economic Base and Social Structure: The Northern Chesapeake in the Eighteenth Century', Journ. of Econ. Hist., vol. XXV,
no. 4, 1965, pp. 642ff. のように冷細な者までが
プランターを自称し、プランター以外の職

業を忌避した理由については、J.S. Bissett, 'The
Relation between the Virginia Planter and the London Merchant',
Annual Report of the American Historical Association, 1901, vol. 1,
pp. 560-63.

(14) R.S. Dunn, Sugar and Slaves: The Rise of the Planter Class in the
West Indies 1624-1713, 1973, p. 171.

(15) A.C. Land, op. cit., pp. 639-40, 653.

(16) Sheridan, op. cit. (Sugar and Slavery), pp. 230-31. 砂糖プラ
ンターのなかには、北米大陸に住んだ者も
あるし、政治・経済事情の悪化が不在化を
促したこともあるから (R.S. Dunn, op. cit., pp. 102-03)

不在化の促進要因は単純ではない。しかし、それを可能にした条件は、巨額の収入を措いてほかにはない。

(17) 前章や四節註(29)参照。

(18) Sheridan, The Sugar Trade of the British West Indies from 1660 to 1756, (unpublished Ph.D. thesis), 1951, p.248. 委託代理

商の役割については ibid., p.251; cf. D. W. Thomas, 'The Mills

Family: London Sugar Merchants of the Eighteenth Century', Business History, vol. XI, no. 1, 1969, pp.5-8.

(19) 図7-1(5)の出典参照。

(20) R. Pares, Merchants and Planters, 1960, p.36; T. M. Devine, The Tobacco Lords, 1975, p.67.

(21) C. Wilson, Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century, (1941) 1966, p.169.

(22) Bassett, op. cit., pp.559ff. esp. p.571.

(23) 初期の煙草貿易については C. M. MacInnes, The Early English Tobacco Trade, 1926.

(24) The Political and Commercial Works of ... Charles D'Avenant, vol. V, 1771, pp.427-28.

(25) Devine, op. cit., p.67.

(26) グラスゴーにおけるフランスの買付けに
対するロンドン煙草商の苛立ちは、次の二通

の手紙によく表われている。Joshua Johnson's Letterbook,

1771-1774, ed. by J.M.Pride, (Pub. of London Rec. Soc., 15, 1979),
31a. and 143.

(27) Devine, op. cit., p.59; Joshua Johnson のアメリカ側の
パイプナーでさえ、グラスゴーとの取引を
は「ストア制」に依っていた。Joshua Johnson's

Letterbook, p.xi.

(28) J.H.Soltow, 'Scottish Traders in Virginia 1750-1775', Econ. Hist. Rev.,
2nd ser. vol XII, 1959, p.84.

(29) Devine, op. cit., p.57.

(30) Saltow, op. cit., p.85.

(31) Devine, op. cit., p.67.

(32) D.C.North and R.P.Thomas, The Rise of the Western World, 1973, p.93.

〈速水融・鶴山洋哉訳〉西欧世界の動向

ミネルガア書房、一九八〇年、一三〇—三

二頁〉。D.C.North, 'Sources of Productivity Change

in Ocean Shipping 1600-1850', Journ. of Political Economy, vol.76,

1968, pp.953-70; J.F.Shepherd and G.M.Walton, Shipping, Maritime Trade

and the Economic Development of Colonial North America, 1972, ch.5.

(33) J.M.Price, 'The Rise of Glasgow in the Chesapeake Tobacco Trade, 1707-1775', Wm & Mary Quart., 3rd ser. vol. 11, 1954, pp187-90.

一會社だんだん一・社ペニーの煙草の運
賃が〇・五ペニーくらいであった。また

Devine, op. cit., p.68.

(34) quoted in Devine, op. cit., p.67.

(35) J.M.Price, Capital and Credit in British Overseas Trade: The View from the Chesapeake 1700-1776, 1980, p.6.

(36) サイアタリ・E・ウィリアムズ(拙訳)の

コロンブスからカストロまで(岩波書局)

巻、一九七〇年)一六七頁参照。

(37) E.Long, op. cit., vol.1, p.387.

(38) D.MacPherson, Annals of Commerce, vol.3, 1805, p.342.

三 国際商品と国内商品——再輸出の

可能性

フランタールの不在化を許すか否かという問題のほか、同じ主要換金作物といいなから、砂糖と煙草では決定的な性格の違いがもう一点あった。煙草は、イギリスに輸入されたもののうちハロパーセント以上が再輸出された典型的な中継商品であった。英領西インド諸島の砂糖は一八世紀中期ともなると仏領のそれに価格の点で競争できず、その市場がアイルランド、スコットランド、北米を含む帝国内にはほぼ限定された⁽²⁾、という事実がそれである(表71(2)参照)。

本国への輸入品の大部分が再輸出された煙草については、将来たとえば政治上の自由がえられれば、イギリス商人を介することなく⁽³⁾アメリカ人が最終市場であるフランスやオランダ、北欧などのコンタクトを確立してゆくことも、理論上は十分可能であった⁽⁴⁾。航海

法の規制は、国際競争力の強い商品を生産し

表7-(2) 砂糖と煙草の国内留保分〔輸入 - 再輸出〕

	1700/02	1710/12	1720/22	1730/32	1740/42	1750/52	1760/62	1770/72
砂糖	16.3	8.6	9.6	2.8	4.3	11.1	10.4	8.6
煙草	257	337	516	770	713	904	1,140	1,455

E. B. Scumpeter, ed., English Overseas Trade Statistics, table, XVIII.

tobacco: Lbs. 000,000
sugar: Cwt. 000

表7-(3) 煙草再輸出先(ポンド)

	ロンドン	地方港	スコットランド	計
オランダ	16,455	2,093	14,075	32,623
フランス	7,020	2,880	22,214	32,114
ドイツ	7,579	587	3,097	11,263
フランドル	3,789	711	711	5,211
アイルランド	30	1,656	2,873	4,559
北 欧	1,073	954	797	2,824
スペイン	854	39	130	1,023

O. M. Dickerson, Navigation Acts and the American Revolution,
1951, p. 37.

えた煙草植民地にとってこそ桎梏となりうる可能性があったのだ。

むしろ、一連の航海法の実効性や効罪についての永い論争史に、ここで屋上屋を重ねる議論を展開するつもりはない。⑤ だが、それが桎梏となりうる可能性は煙草植民地にはあっても、砂糖植民地にはなかつたという事実を指摘すれば十分である。本国内で強大な政治的影響力を行使しえた西インド諸島関係者は、イギリス帝国全域を強固な保護市場に仕立て

あげた。一七三三年の糖密法や六四年の砂糖法がその象徴だとすれば、六三年のパリ条約もまた、彼らの勢力のバロメーターであった。すなわち、この条約で七年戦争中に占領した仏領砂糖植民地を返還し、一噸ばかりの数エーカーと皮肉られた当時としては不毛の力ナクをとるといって、破天荒な選択をイギリス政府が断行したのは、彼らの圧力のためであった。仏領植民地にはまかつた競争しえなかつた英領西インド諸島の関係者としては、こ

これらの島を返還し、保護市場にイギリス帝国から排除することか、自己の生存のためには不可欠な条件だったのである。⁽⁶⁾

このように、西インド諸島は保護市場としての帝国に依存したが、この市場はまた激しく膨脹してゆく市場でもあった。一七世紀にはなおまづたぐの奢侈品であった砂糖が、一七七〇年代前半のイギリスでは一五一万ハンドレットドウェイトが消費されるに至った。フランスの輸入量はイギリスの八割程度に達していたが、国内消費は輸入の四割にも満たず、額にして五五万ハンドレットドウェイト、つまりイギリスの三分の一程度にすぎなかった。一七四二年の両国の国内消費量の比率は四対三くらいであったから、イギリス市場の急成長ぶりが窺えるというものである。フランスの人口は一七七〇年代でもイギリスの三倍くらいだったから、ラフな言い方をすれば、イギリス人は平均してフランス人の八倍程度の砂糖を消費したことになる。⁽⁷⁾

ワインが国民的飲料であり続けたフランス
 に対して、イギリスでは紅茶が急速に普及し
 たことかこの背景をなしていることはいうま
 でもない。茶は、煙草とともに密輸が多く、
 輸入量の測定が難しい商品のひとつだが、貿
 易総監統計による限り、その国内消費量は一
 七〇三年には四万（重量）ポンド、四二年に
 一三万ポンド、七二年には一六三万ポン
 ドとなつて^⑨いる。一世紀余のあいだにイギリ
 ス人の生活習慣、とりわけその食生活を一変
 させた「生活革命」が、英領西インド諸島の
 発展を支えていたのである。^⑩西インド諸島の
 砂糖植民地はイギリス本国の市場を離れては
 存在しえなかつたのだから、航海法体制はこ
 こでは桎梏などではありえなかつた、とい
 うべきであらう。

註

① たとえば一七七二年には、イングラントと

ウェールズは約五・五〇万ポンドの煙草を
輸入し、四・五〇万ポンド分を再輸出した。
(数量)

同じ年、スコットランドは四五三〇万ポ
ンドを輸入して四四四〇万ポンドを再輸出し
た。合計の再輸出率は八・七パーセント
である。価格表示では、上掲表5-1(3)の
うにさえる。
E. Boudy Schumpeter, ed., English Overseas

Trade Statistics, 1697-1808, 1960, table VIII; H. Hamilton, An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century, 1965, App. IX.

(2) 一八世紀中頃の砂糖の再輸出率は一〇パー
セント前後。

(3) 事実、独立戦争中からフランスとの直接貿易
易の交渉が盛んにあつた。ex. cf. Letter

from Earl of Rockford to Horace St. Paul on 29 Sept. 1775 (Fascimiles of Manuscripts in European Archives relating to America 1773-1784,

1970, vol. XIII)。その他同じ史料集には、交渉の
模様を示す材料は多数認められる。

(4) 表7-1(3)参照。また、一七〇〇一〇九年の
平均値では、総額一七六〇万重量ポンドの
再輸出中、オランダへは七八五万ポンドで

白田・ハルバーソンをよめる(上野節註(註4))。

(5) 節単に於 R.P.Thomas, 'A Quantitative Approach to the Study of

the Effects of British Imperial Policy upon Colonial Welfare: Some

Preliminary Findings', Journ. of Econ. Hist., vol.XXV, no.4, 1965,

pp.615-16, 636-38; R.Davis, The Rise of the English Shipping Industry

in the Seventeenth and Eighteenth Centuries, 1962, p.391 et passim.

(6) E.ウイリアムズ・上掲訳書・I・一〇六

一〇七頁。また、前章第四節註(註6)参照。

(7) Sheridan, op. cit.(Sugar Trade), pp.56-58. フランスの砂糖

糖再輸出率は J.Tarrade, Le commerce colonial de la France

a la fin de l'ancien régime, t.2, 1972, p.753. また、フ

ランスの植民地貿易全体については、服部

春彦「一八世紀後半におけるフランスの植

民地貿易」『西洋史学』九七号、一九七

五年(一)一九一三九頁。

(8) Cf. Bal Krishna, Commercial Relations between India and England,

1601 to 1757, pp.195-96.

(9) E.B.Schumpeter, ed., op. cit., table XVIII; D.Forrest, Tea for

the British: The Social and Economic History of a Famous Trade, 1973,

pp.68ff.

四 対外収支と金融問題

対外収支にかんしても、北米大陸植民地と
 西インド諸島はつとに別々の道を歩みはじめ
 ていた。一七六八年から七二年にかけての北
 米大陸植民地の対外収支を推計したシエパー
 ドとウォルトンによれば、⁽¹⁾ ニューファウンド
 ランドやフロリダなどを含む北米大陸植民地
 は、貿易収支では年間一八〇万ポンドという
 巨額の赤字を出している。その九四パーセン
 トは対英貿易によるもので、中部以北の植民
 地が惹き起こしている。貿易収支で黒字とい
 えるのは対南欧貿易だけで、西インド諸島と
 の貿易でさえ海運収入を勘定に入れられない限り
 小幅の赤字である（表7-1(4)参照）。
 しかし、海運を主体とする貿易外収支では
 ニューイングランドと中部が大幅の黒字を計
 上しているため、貿易収支と貿易外収支を合
 わせた經常収支——ただし、奴隷と年季契約
 奉公人の購入費、船舶輸出入、植民地にお
 ける政府支出などを含まない——では、ニユ

表7-4) 北米大陸植民地の貿易収支(1768-72年平均)

対北米大陸	イギリス	中部	Va.RMd.	他南部
対イギリス又*	-1,800	-609	-50	-23
南欧**	+462	+48	+90	+48
西インド諸島	-13	-36	-9	+40
フロリダ	+21	+19	0	0
対全世界	-1,331	-577	-643	+30
			+30	+69

[註][5000] ヴァージニア, ニューフランス, フロリダなどを略してあることなどで, 合計の数値は合わない。奴隷, 年季契約奉公人, 船舶の売買は除かれている。
* フロリダを含む。 ** 西インド諸島を含む。

表7-5) 北米大陸植民地の経常収支(1768-72年平均)

対北米大陸	N.England	中部	南部	
				中部
対イギリス又*	-1,615	-532	-717	-35
南欧**	+633	+109	+216	+175
西インド諸島	+447	+244	+106	+95
フロリダ	+24	+23	+1	0
対全世界	-499	-150	-392	+239

[註] 表7-4)に同じ

表7-(6) 北米大陸植民地における政府支出(年平均£000)

	本国政府支出	対英貿易收支	バランズ
1749-55年	268	-322	-54
1756-63年	998	-982	-16
1764-75年	417	-773	-357

Julian Gwyn, 'British Government Spending and the North American Colonies 1740-1775', in P. Marshall & G. Williams, eds., The British Atlantic Empire before the American Revolution, 1980, p.82.

ーイングランドが一五万ポンド、中部が三九
 万ポンドの赤字に対して、南部は二四万ポ
 ドの黒字ということになる（表7-1(5)）。し
 かし、さらに一方での奴隷などの購入費（六
 万ポンド）と、それよりは遙かに低い年季契
 約奉公人の購入費、他方での年間四〇万ポ
 ドに達した植民地における政府の軍事支出な
 どを総合すると、「十三植民地の經常収支は
 ……ほぼ均衡しており」、中部や北部で小さ
 な赤字があつても、「南部では赤字はなかつ
 ただらう」と考えられている。⁽³⁾
 それどころか、すでに七年戦争終結の時点
 から、植民地における政府支出が対英赤字補
 填に重要な役割を演じていることはなくなつた。⁽⁴⁾
 表7-1(6)参照)。戦時中はこの政府支出の役
 割が、当然のことながらきわめて重要であつ
 たことについては、同時代人の証言もある。⁽⁵⁾
 しかし、戦争が終ると、煙草輸出の成長によ
 つて、対英貿易赤字そのものが二割以上軽減
 されたうえ、南欧むけ食糧輸出、西インド諸

島関係の海運業、船舶の輸出などの収益がふえたからである。南欧向け輸出は一七二〇・三〇年代には年間五―六万ポンドにすぎなかったのに、一七五〇年代には一・二・五―一五万ポンドとなり、七〇年前後の五年を平均するとおおよそ五十四万ポンドとなった。この貿易では、七〇年前後で平均一・二万ポンドにのぼったとみられる海運収入も、ほとんどアメリカ人の手におちたはずである。

対西インド諸島貿易は僅かながら赤字だったが、ここでも七〇年前後の平均値で三二万ポンド以上の海運収入があった。大陸植民地の輸出品のなかでは、相変らず煙草が一位で（年七六・七万ポンド）、パンと小麦粉（四一・二万ポンド）、米（三一・二万ポンド）がこれに次いでいたが、海運収入は煙草に次ぐ位置を占め、貿易外収支の黒字が商品取引の赤字の六ニパーセントをカバーしていた。このほか十三植民地は、パリ条約から独立戦争までの期間に、年平均四万トンの船舶を建

造し、そのうち少なくとも一・八六万トン、
 価格にして一四万ポンド程度を輸出した。⁽⁹⁾ イ
 ギリス側の記録でも、一八世紀最後の三分の
 一の期間には、ロンドンでは外国貿易船の一
 ハパーセント、沿岸貿易船の一五パーセント
 が植民地で建造されたものであった。⁽¹⁰⁾
 したがって、平和の到来で植民地における
 政府支出は半減したか、そのことよって十
 三植民地が危機に陥ることもなかったのではあ
 る。言いかえれば、イギリス旧帝国の完成の
 時点とされる一七六三年は、同時に対外収支
 のうえで、十三植民地がほぼ自立の方向にむ
 かう出発点でもあったのだ。⁽¹¹⁾
 とはいえ、対外収支がほぼ均衡していたか
 らと違って、個々の植民地人が本国人に負債
 を負っていないかたのではない。一七七二年
 の金融危機が債権者であるイギリス商人と現
 地プランターの対立を先鋭化させ、独立運動
 への導火線の一つとなったというR・B・
 シェリダンの指摘は、いまも否定されたわけ

表7-17) 独立戦争前から持越した植民地人の負債(含年利5%), 1790年

	13 植民地計	ウ・マ・ジ・マ	アメリカン
計(千)	4,984,655(100%)	2,305,409(46.3%)	571,455(11.5%)
{ うちロンドン	46.6%	16.9%	54.3%
{ うちグラスコウ	44.4%	69.6%	42.4%
		va + Md.	
		ロンドン	24.4%
		グラスコウ	64.2%

J.M.Price, Capital and Credit in British Overseas Trade: The View from the Chesapeake, 1700-1776, 1980, pp.7 & 9.

ではない。⁽¹²⁾「負債が父から息子へ、何世代にも渡って引きつがれているので、プランターへの家産」はいわばロンドンの商社の付属資産となり果てている」と嘆いたのはジエファソンである。⁽¹³⁾しかし、七年戦争以後、十三植民地の対英負債は総額でこそ増大しつつあったが、人口一人当りでも貿易額との比率でも、ともに減少傾向を辿り、本国資本への依存度は全体に低下しつつあったことが確認できる。⁽¹⁴⁾ところが、この点でまったく例外であったの

が、煙草植民地であった（表7-1の参照）。ウァージニアとメリーランドでは、人口一人当りの負債額が漸増するのである。その結果、一七七六年には、二つの煙草植民地の住民は平均ニポンド七シリングの対英負債を負っていたのに、その他の植民地人は三分の一以下の一四シリング四ペンスをしか負っていないかった。⁽¹⁵⁾

大陸植民地の状況がこうだったとすれば、西インド諸島はどうか。対英貿易収

表 7-8) 英領西インド諸島の貿易収支 (1772-74年平均, £1000)

輸出		輸入	
インディアン産	4,058	グレートブリテン	1,711
スコットランド産	142	フランス	290
アメリカ産	148	アメリカ	640
地金輸送	125	他	725
C.i.f. 産物の計	4,473	C.i.f. 産物の計	3,360
f.o.b. に転換	3,187		
北米向け輸出 (f.o.b.)	400	貿易差額	221
合計 (f.o.b.)	3,587		3,587

R. B. Sheridan, *Op. cit.* (Sugar and Slavery), p. 470.

支か順調であるにもかかわらず、イギリス人
 商人の供与する信用に依存する度合いが高か
 ったという限りでは、砂糖植民地の状況は煙
 草植民地のそれに酷似していた。もともと、
 西インド諸島にかんする經常収支表は作成さ
 れたことかない。オクシー(8)表は、シエリカン
 が試みた貿易収支表で、これによればアメリ
 カ独立戦争直前の貿易収支が若干の輸出超過
 ということになっていいる。貿易外収支の正確
 なデータは得られないわけだが、イギリス本
 国にとつても北米大陸にとつても、西インド
 諸島が海運、商業手数料、保険料などの形態
 をとる膨大な貿易外収入の源泉となっていた
 ことはまちがいない。しかし、これらの支払
 いは、いずれも不在化した。プランターによつ
 て本国内でなされたから、西インド諸島につ
 いては国際収支の概念を比喩的にでも適用す
 ることが難しいのである。

事情は、本国商人に対する負債についても
 同じである。プランターがロンドンの委託代

理商に大きな負債を負い、ついにはフランテ
 ーションを譲り渡すといつた現象が、とりわ
 け一八世紀末以降しばしばみられるようにな
 ったこと、前章に考察したとおりである。⁽¹⁶⁾し
 かし、こうした債務も、西インド諸島にかん
 しては海をへだてることなく、本国内の関係
 にとどまること加多かつたわけである。した
 かつて、商人とフランタ一のあいだの債権・
 債務の関係はいかに緊迫しようとも、植民地
 の独立運動につながらる可能性は皆無だったの
 である。それどころか、西インド諸島にかん
 しては商人とフランタ一を区別すること自体、
 それほど意味はない。不在化したフランタ一
 が代理商となつたり、遂に商人が抵当物件の
 フランテーションを獲得することも多く、本
 国の政界でも両者はなかば融合して、単一の
 「西インド諸島派閥」を形成していたからで
 ある。⁽¹⁷⁾

ここまでくれば、植民地保有がイギリスに
 とつて資本の流失につな加つたのか、逆にそ

れかもたらす収益が本国経済の資金源となつたのかという、アダム・スミス以来の論争にも言及しなければなるまい。①②というのは、商人によるフランタへの信用貸与という事実こそが、資本流説の最大の根拠となつていくからである。植民地保有や植民地物産の再輸出貿易が資本の流失をもたらすと主張し続けたスミスは、次のようにいう。「新植民地というものはつねに資本不足である。資本さえ使用すれば、多額の利潤や利益をあげるのである。それだけの資本がない。したがって、新植民地はできるだけ多く母国から借金をしようとするから、いつでも債務を負っている。植民地人は母国の富者から借用証書によつて資金を借りるのではなく、ヨーロッパの財貨の供給をうけているその取引先に対する支払いを、ゆるされる限り延期してもラウエのである、と。③

植民地、とりわけフランタ型植民地の開発には、膨大な費用がかつたことは

明うかである。たとえば、本国から受取る年
 四〇ポンドの年金だけというケアリ・ヘリヤ
 一のごとき冷細な砂糖フランタの元本も、⁽²⁰⁾
 寄せ集めればかなりの額になろうし、奴隷の
 売掛代金の回収に失敗した王立アフリカ会社
 の事実上の倒産も、植民地南発資金の流れを
 示す一例とみえなくもない。⁽²¹⁾
 しかし、南発が進むにつれて資本の流れは
 遂転する。長期の南発資金は不要となり、遂
 にフランターションからは利潤があかつてく
 る。砂糖革命完了後の西インド諸島や独立戦
 争前の十三植民地は、すでにこのような状況
 にあった。スミスのいう短期の商業信用は拡
 大されるが、他方、それ以上の利潤が本国商
 人やフランタののもとに確保されたのだ。そ
 の結果、不在化の起らなかつた十三植民地で
 は、七〇年代にはすでに経常収支はせいせい
 小幅の赤字をしか示しておらず、大規模な外
 部（＝本国）資金の導入が必要であつたと思
 えなない。しかし、こうした自立化の傾向は、

表7-(9) 北米植民地の輸出入主要項目 [1768-72年平均]

	[千000]	
煙草	766	287
海運サーパス	610	
パン・小麦粉	412	117
米	312	

Shepherd & Walton, *op.cit.*, p.135.

あくまで海運収入、南欧・西インド諸島及び穀物輸出、さらに煙草輸出を柱として成立していたわけで、そのうちどれかひとつか欠けても不可能になるはずであった(表7-19)参照)。これに対して砂糖植民地は、不在化によって利潤のほとんどが本国へ移されるため、現地では資本が蓄積されず、いつまでも外部からの資金導入が不可欠であった。そこには、たとえば十三植民地と結んで自立の方向を辿る可能性はまったくありえなかつたのである。

註

- (1) J.F. Shepherd and G.M. Walton, op. cit., p. 115.
- (2) ibid., p. 138.
- (3) ibid., p. 151.
- (4) J. Gwyn, 'British Government Spending and the North American Colonies 1740-1775', in P. Marshall and G. Williams, eds., The British Atlantic Empire before the American Revolution, 1980, pp. 82-85.
- (5) D. Macpherson, op. cit., vol. III, pp. 317-18

年から五八年までのあいだに、西インド諸島むけに比べて大陸植民地への輸出が著しく成長したことを、統計によって示しているが、その成長は主として軍需景気によるもの、と断定している。

(6) Shepherd and Walton, op. cit., p.41.

(7) ibid., p.139.

(8) ibid., p.136.

(9) J.M.Price, 'A Note on the Value of Colonial Exports of Shipping', Journ. of Econ. Hist., vol.XXXVI, 1976, p.722.

(10) R.C.Jarvis, 'Eighteenth-Century London Shipping', in A.F.J.Hollaender, and W.Kellaway, eds., Studies in London History, 1969, p.411.

(11) 独立戦争中の植民地側の財政事情について

(1) P.Mathias, The Transformation of England: Essays in the Eighteenth Century, 1979, ch.15.

(2) R.B.Sheridan, 'The British Credit Crisis of 1772 and the American Colonies', Journ. of Econ. Hist., vol.XX, 1960, p.185.

(3) cited in J.M.Price, op. cit. (Capital and Credit), pp.5-6.

(4) ibid., pp.13-14.

(5) ibid., p.12.

(16) Sheridan, op.cit.(Sugar Trade), pp.191 and 200 et passim.

(17) R.Fares, Merchants and Planters, 1960, p.37.

(18) 上掲オニ部オニ章六節註(三)をみよ。

(19) アカム・スミス(大内兵衛・松川七郎談)

諸国民の富(三)(岩波文庫、一九六五年)

三四七、三五〇頁。

(20) J.H.Bennett, 'Garry Helyar, Merchant and Planter of Seventeenth-Century

Jamaica', Wm & Mary Quart., 3rd ser. vol.21, 1964, p.55.

(21) すでに一六七六年でも、王立アフリカ会社

はその資本金の三分の二にあたる七万ポンド

をバルバドス島一島に貸し付けていた。

このうち少なくとも二・五万ポンドは「長期

債権であった。同年、ジャマイカでも

同社は二・五万ポンドの債権をもち、四年

後にはそれが六万ポンドになっている。西

インド諸島全域では一六八〇年に一ニ万ポ

ンド、一六九〇年には一七万ポンドの貸し

付けになっていた。[○]K.G.Davis, The Royal African Company,

1957, pp.318-19.

五 工業化と煙草貿易

ストP制度や委託代理商制度を通じて、雑
 工業製品や毛織物を輸出し、煙草や砂糖を輸
 入、その一部は国内で「生活革命」の素材と
 なりながら、残りの部分は再輸出されて最初
 の製品の価値を実現する。このような構造を
 もった「商業革命」期の新世界貿易は、イギ
 リスの工業発展とどのようにかかわっていた
 のであろうか。奴隸貿易や西インド諸島との
 砂糖貿易にかんしては、それカリウPポール
 を発展させ、マンチエスターの綿工業を生ん
 だとするE・ウイリアムズのテーゼもあり、
 すでに閑説するところもあった。したがって
 ここでは、グラスゴウの煙草貿易とスコット
 ランドの工業発展を中心に考察をすすめたい。
 煙草貿易の最大のセンターとなったグラスゴ
 ウとその後背地が産業革命の中心地のひとつ
 でもあったことは、いうまでもない。しかし、
 この二つの現象に因果関係を認めるか否かは、
 すでに永い論争史のあるテーマである。アメ

リカ独立戦争が勃発して煙草貿易が突如中断
 され、投資先を失った商人が綿工業などに転
 じ、スコットランド産業革命を惹き起こ
 す。これがH・ハミルトンの唱えたテーゼで
 あり、⁽¹⁾論争はこのテーゼを廻つて展開した。
 イギリスへブリテンのなかでも比較的後
 進的な地域であったスコットランドに唐突に
 工業化が進行し、グラスゴーとその周辺がイ
 ギリスでも代表的な工業地帯となつてゆく夕
 イミングが、アメリカ独立戦争の始期と一致
 していることから、ハミルトンの学説には説
 得力があった。しかし、個々の企業を経営史
 的に辿つてゆくと、この学説には疑問も多く、
 一九五〇年代以降は批判的な見解が目立つて
 きている。⁽²⁾煙草貿易は確かに独立戦争で大打
 撃をうけ、もとの水準に回復することはなか
 った。しかし、それも八〇年代後⁽³⁾ともなると
 最盛期の四分の一程度には回復したし、一般
 に商人は遊休資金を工業投資にむけたといふ
 よりは、土地への投資——地主化——と西イ

ンド諸島貿易に転換すること加多かつた。図
 71⁽²⁾をつぶさにみれば、十三植民地との貿
 易と西インド諸島貿易とはほぼ遂相関してお
 り、相互補完的な傾向にあったことが分かる。
 こうして、一九六三年にはハミルトン自身が
 そのテーゼを修正することになったのである。⁽⁵⁾
 しかし、一八世紀末・四半期以後、急速に
 勃興したクラスゴアの煙草商人は、植民地む
 け輸出品——いわゆる雑工業製品を高い比率
 で含む——をできるだけスコットランド内で
 買付けようとしたことも事実である。そのた
 めに、彼らは各種の製造業にも手を染め、貿
 易と多様な製造業を兼業する商・工複合企業
 体となつていった。一六六〇年から一七三〇
 年までの七〇年間には、貿易商のつくった製
 造業の企業体は九件しか確認されていないが、
 一七三〇年代には一〇年間で七件、四〇年代
 には一一件、五〇年代にも七件をかぞえ、世
 紀後半にはスコットランド西部の大企業で、
 煙草や砂糖の貿易と無縁なものほとんどな

くなつた。商人を有力なパートナーとする企
 業は、皮革、精糖、ロープ、醸造、ガラス、
 リネン、鉄、石炭、綿織物など、新世界の植
 民地との貿易にかかわりのある製造工業のあ
 らゆる分野に及んだ。たとえば、一八世紀の
 スコットランドに存在した三つの鍛鉄製造会
 社のうちニフはグラスゴーにあつたが、その
 ひとつは釘や斧、犁などを生産するために、
 一七三四年に煙草商人によつて設立された。
 三五年後、ヴァージニア貿易商三人によつて、
 同様の会社が六〇〇〇ポンドの資本金をもつ
 て設立されている。これらの企業は原料などを
 確保する必要から、一八世紀末の三〇年周
 には石炭業やガラス製造業にも投資してゆく。
 一七七九年から一八一一年までに貿易商が関
 与して創設された鉄製造業は九件をかぞえ
 た。
 一九三二年のハミルトンの研究以来、とくに
 煙草貿易との関係が強調されていた綿工業
 についてはどうか。近年でもS・シヤピロの

表7-10) スコットランド植民地貿易商が投資した鉱工業

織維産業(絹, リネン, 毛)	23件	ローフ・帆	3
“(綿)	12	皮革	4
“(仁工工程)	9	醸造	2
鉄(鍛鉄)	4	ガラス	3
鉄(鉄鉄)	3	石けん	2
炭坑	14	煙草加工	1
炭精糖	7	陶器	1
鉱山	2		

[出典] T. M. Devine, The Tobacco Lords, 1975, p. 47.

ようにハミルトンの旧説を支持するむきもあるが、⁽⁸⁾煙草貿易の中断が工業投資を生んだと考えるのは無理が多い。一七九五年にロンドンのサン火災保険会社 The Sun Fire Office と取引のあった綿工場だけをとると、植民地貿易商の出資額は一七パーセントにすぎない。⁽⁹⁾しかも、ここにいう植民地貿易商の多くは西インド諸島貿易商で——西インド諸島貿易と綿工業のつながりを説くウイリアムズのテーゼの傍証がここにある——、煙草商人の役割は大きくない。独立戦争で西インド諸島貿易に転じた商人が、綿工業と結びついてゆくケースはかなり認められる。⁽¹⁰⁾ただし、このデータから見たら九五年といえはスコットランド綿工業がすむに軌道にのった時代であるためこのデータでは綿工業の成立期における商人の役割を多少とも過小評価しているくらいはあるのだが。⁽¹¹⁾

最後に、表7-1(10)は一七〇〇年から一八一五年までに確認しうる植民地貿易商の投資し

(岩波書店原稿用紙)

た企業の内訳である。個々の商人についてみるとたゞ一つの製造業にのみ投資した者二人、二企業に投資した者一人、三企業が一人、四企業に分散して投資した者九名となつており、なかには一七企業に投資したジエームズ・ダンロップ James Dunlop のような例もある。

以上の事實は、要するに次の二つのことがらを示唆している。すなわち、オーストリアに、十三植民地との貿易が停止してその資本が工業に

向けられた、とは考え難いということである。むしろそれ以前からの貿易の展開そのものが、植民地向け輸出品を確保する必要から、商人の工業への投資を生んだ、というべきである。う。新世界貿易にあつては、輸入品である煙草や砂糖と同じく、輸出品を安価に、確実に入手することもその経営上不可欠な条件であつた。後背地に製造工業を展開しえなかつた。ホワイトハウスの煙草貿易商ラトウィジ Lutwidge, C., が、ロンドンをはじめベルファーストやダブ

リンを含む全国各地に代理商を置いて輸出品
 の買付けをしなければならなかった事実をみ
 れば、このことの意味は容易に理解できる。⁽¹²⁾
 オニには、商人の土地や工業への投資が、
 リスク分散の意味をも含んでいたらしいこと
 が分かる。貿易のリスクは大きかったし、貿
 易活動の規模の拡大には限界もあつたから、
 これも自然な成りゆきであつただらう。土地
 への投資にはジエントルマン志向という社会
 的価値観が作用していたことはいうまでもな
 いが、いつたん入手した土地については、銀
 業や工場用地としてこれを南送することも、
 ごくふつうのやり方となつていた。

結局、煙草商人は貿易の中断によつて遊休
 化した資本を工業に投資したのでなく、貿
 易の便宜と経営の安定のために工業投資を余
 儀なくされたのである。したがつて、煙草貿
 易の工業発展にとつての本当の意味は、その
 収益が工業化の一部をファイナンスした—
 それも事実なのだが—というよりは、植民

地にイギリス製品に対する購買力を与えたところ
 ころにこそある、というべきであろう。じじ
 っ、商人が自前の企業で生産したものの以外の
 工業製品を輸出しようとする場合、その金融
 機構のなかでは、輸出商自身よりも仲買人
 倉庫業者が決定的な役割を果たしていた。彼ら
 は、あらゆるマリーチヤント・マニユフアクチヤ
 ラーズから製品を仕入れ、これを貿易商に信
 用販売するのである。彼らの与える一年程度
 の信用が、輸出活動にとっては大きな意味が
 あった。貿易は確かに植民地の開発と同じく、
 それ自体に資本が必要だったのである。逆に、
 マリーチヤント・マニユフアクチヤラーズの方
 でも、彼ら仲買人、倉庫業者の信用に依存し
 ていた。後者の資金は、親からの相続、婚姻、
 自己利潤の再投資のほか、国民のあらゆる階
 層からかき集められたことか分かっている。
 委託代理商ばかりか彼らのなかから、一九
 世紀の大銀行家が輩出したのも当然である。
 輸出貿易金融のこのような形態は一八一五年

ないし二〇年頃まで続き、そこから生産者が自ら輸出をおこなうようになる。⁽¹⁴⁾つまり、自立的な産業資本の再生産機構が確立する、というわけである。

事情がこのようであつたとすれば、はじめにあげたアダム・スミスの主張は認められるのだらうか。スミスにとつては、再輸出貿易は植民地保有と同じく、不合理であつた。煙草を例にあげて彼はいう。「たとえば、メリーランドやウァージニアは大ブリテンへ年々九

万六〇〇〇樽以上の煙草を送っているが、大ブリテンの消費は一万四〇〇〇樽を越えないので、残りの八万二〇〇〇樽は再輸出されている。この再輸出は、要するに迂回貿易の一種であつて、資本の回収期間が非常に長くなつてゐる。「もし、植民地の煙草の販路が大ブリテンの市場だけに限定されていなければならぬば……わが国へは国内消費に必要な分以上には……こなかつただらう。」「現在、大ブリテンが自国の消費のために、他の国々へ

大量の余剰煙草を輸出して購買している財貨は、この場合には……僅かな自国の製品で購買するようになっただろう。もしこうなれば遙かに小さな資本で、煙草の再輸出貿易が果して(15)いる機能はすべて賄える、というのである。

しかし、ヨーロッパを核とする「世界経済」が収縮の局面にあり、そのなかでイギリスが他の中核諸国と熾烈な生存競争を展開していたこの時代には、スミスの主張はなお實際的

であつたとはいえない。七〇年代前半におけるイギリス雑工業製品の輸出先をみると、ヨーロッパ一に対して非ヨーロッパ地域三の比率になつて(16)いること、すでにみたとおりである。この時点ではなお、イギリス製造工業は他のヨーロッパ諸国のそれに比べて、圧倒的に優位にあつたとも言いきれない。伝統的に比較優位を確立していた毛織物工業はともかく、雑工業製品の製造業では保護市場が必要であつた。煙草そのものは砂糖とは違つて国

際競争力の強い商品であつたから、その販売
 を自由化しても植民地はイギリス製品への購
 買力を維持できたかも知れない。しかし、煙
 草の再輸出がなくても、たとえば一七六〇年
 代のイギリスが、一僅かな自国製品で必要
 なヨーロッパ商品を購入できたかどうかは、
 はなはだ疑問といふべきであらう。さらにい
 えば、イギリス製品の輸出と煙草の輸入とは
 ストア制や委託代理商制によつて結合されて
 いたわけで、煙草の自由化は同時に工業製品
 の植民地への輸入をも自由化させ、イギリス
 雑工業製品の製造業は保護市場を失つたかも
 しれない。独立戦争で中断されたスコットラ
 ンドの煙草貿易では、まさにスミスの希望ど
 おり、再輸出貿易が消滅したか、それにあて
 られていた資本が工業生産にむけられたかど
 うかは判然としないこと。上述のとおりであ
 る。

実際のところ、スミス自身の主張もそれほ
 ど首尾一貫しているわけでもない。というの

は、同じ著作の別の箇所では、煙草の国内消費と再輸出について、すでに引用したのと同じ数値を用いながら次のように言っているからである。「もし再輸出が停止すると、その分の煙草の購入に用いられる財貨の生産に使用されているイギリスの全住民の生産的労働も、終息せざるをえない。しかしたかたかでもっとも迂回的な外国貿易も、まあいよつては、その国の生産的労働を……維持するために、もっとも直接的な外国貿易と同程度に必要なこともありうる」と。

註

(1) H. Hamilton, The Industrial Revolution in Scotland, (1932) 1966, pp. 120-21.

(2) M. L. Robertson, 'Scottish Commerce and American War of Independence',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. IX, 1950, p. 130; R. H. Campbell, Scotland since 1707, 1965, pp. 40 and 46. キャンベルは、独立

戦争による商業の途絶が工業への投資を促進したとはいえず、そのようなくちがある

としても、銀行を媒介とするなど、間接的な形態をとつたはずという。貿易はむしろ成長したときにこそ、工業に市場を与えるという意味で、工業発展への直接的な刺激となつた、というのである(1047)

(3) H. Hamilton, An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century, 1963, p.416.

(4) ibid., p.279. しかも、Robertson, op.cit., p.125によれば、スコットランド商人はノヴァ・スコティア、ニュー・ファウンドランド、カナダなどを

法の抜け穴として利用した。一七七五年以前にはせ口に近かつたノヴァ・スコティアへの輸出が、七六年には四・五万ポンドになつたし、五〇〇ポンド弱であつたカナダも、七五年には一・三万ポンドに急増した。

一七九〇年までにスコットランドの対西インド諸島貿易は、合衆国との貿易を上回る。砂糖輸入量は一七八六年の一一万ハンドレットウエイトから一四万ハンドレット

ウェイトへ、棉花輸入は八五万重量ポンドからニセニ万ポンドへ急成長し、それに依いてリネンなどの輸出も激増する。金イギリスの対合衆国貿易がどう変化したかは、

J.Potter, 'Atlantic Economy, 1815-60: the U.S.A. and the Industrial Revolution in Britain', in Pressnell, ed., Studies in the Industrial Revolution, 1960, 26-27に鐵算にノミトセ ibid., p.252.

452 R.Davis, The Industrial Revolution and British Overseas Trade, 1979, tables, 38-40: T.M.Devine, 'Glasgow Merchants and the Collaps of the Tobacco Trade, 1775-1783', Scottish Historical Review, vol.II,

no.153, 1973, pp.50-74.

46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

ch.2.

(4) Hamilton, op. cit. (Economic History), p.168.

(5) Devine, op. cit., p.35.

(6) Ibid., pp.37-38.

(7) S.Shapiro, Capital and the Cotton Industry in the Industrial Revolution, 1967, p.173.

(8) Devine, op. cit., p.44.

(9) Robertson, op. cit., pp.128-29: Hamilton, op. cit. (Economic History),

pp.270,279 et passim.

(11) 北政己「スコットランドとイギリス産業革命」(角山宗編『講座西洋経済史』Ⅱ、同文館、一九七九年)、二六〇頁。

(12) E. Hughes, North Country Life in the Eighteenth Century, vol. II, 1965, pp.31-32.

(13) J.M. Price, op.cit. (Capital and Credit), pp.144-45.

(14) N.S. Buck, The Development of the Organization of Anglo-American Trade 1800-1850, 1925, pp.144/45.

(15) スミス、上掲訳書、(三)、三四九-五〇頁。

(16) 上掲表5-1(4)参照。

(17) スミス、上掲訳書、(二)、四一四頁。

六 おわりに

西インド諸島と大陸南部のウァジニアメ
 リーランドは、一見したところ似通った経済
 構造をもっていた。強制労働を使用し、換金
 作物を栽培するプランテーション経済とい
 う点でも、本国商人の供与する信用への依存度
 の高さでも、両地域は共通していた。これら
 はすべて、ウォーラーステインのいう「辺境
概念に適合するものである。

しかし、他方では、すでに煙草植民地には
 本国との関係において砂糖植民地とは決定的
 に趣を異にする点があつた。煙草プランター
 ーが不在化しうるほど豊かにならなかつたこと
 と、煙草が再輸出商品としてイギリス市場へ
 の依存度が極度に低かつたことによつて、煙
 草植民地は潜在的自立性が高かつたからであ
 る。言いかえれば、煙草植民地は砂糖植民地
 ほど徹底的には「辺境」化されなかつたし、
 イギリスの代りに「半辺境」となつたニュー
 イングランドに結びつく可能性をも残してい

表7-1 (11) イギリス^{*}の対ヨーロッパ輸出 [1972-74年平均 千000]

	北西欧向け	北欧向け
a 毛織物	847	116
b 雑工業製品	266	81
c その他	355	104
A 国産品計	1,468	301
B 再輸出	3,006	217
d (うち煙草)	(736)	(70)
煙草/工業製品	0.66	0.36
[d/(a+b)]		

[註] * スコットランドを含まない。スコットランドを入れると最下段の数値は遙かに上昇することはいふまでもない。

[出典] R. Davis, in Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XV, 1962, App. から算出。

たのである。紅茶と一体となつてイギリス人の食生活の柱のひとつとなつた砂糖と、つまりところ嗜好品の域を出なかつた煙草との商品そのものの性格の違いが、そこに深い影を落している。それだけ煙草のイギリス市場が狭かつたともいえるし、逆にその国際競争力が高かつたともいえるのである。ヨーロッパ諸国のなかで、まだ必ずしも圧倒的な生産力を誇るというわけにもいかなかつたイギリス雑工業は、その製品をもつて直接ヨーロッパ市場に切り込むことができなかつただけに、圧倒的な国際競争力をもつヴァージニア、メリーランドの煙草を媒介として、その輸出市場を植民地に求めていつたのである。⁽¹⁾この意味で、北米植民地市場の相当の部分は、いわば「煙草を通じて彼の地に移されたヨーロッパの購買力」を示しているのである（表7-1(1)参照）。

第四章 「商業革命」期の対ヨーロッパ貿易
——ポルトガルと比政——

一 はじめに

「商業革命」のもつとも著しい特徴のひと
 つは、貿易の地域構造の変化にあつた。まっ
 たくヨーロッパ内の存在でしかなかつた一七
 世紀初頭のイギリスは、対蘭・対仏戦争に次
 々と勝利した結果、非ヨーロッパ世界に広大
 な植民地を維持する帝国に変貌を遂げる。イ
 ギリスが貿易の面でも、非ヨーロッパ化の傾
 向を示したのは、けだし当然であつた。

しかし、すでに掲げた貿易の地域別構成表
 (51(2))を一瞥すれば、ここにいう非ヨー
 ロッパ化の過程にはいくつかの例外があつた
 ことがわかる。たとえば、アイルランドとの
 貿易、北欧からの輸入、南欧への輸出などは
 例外的にそのシェアをほぼ維持したのである。
 とすれば、一種の「植民地貿易」であり、歴
 史的経緯からいつても新世界と一括して扱わ
 れるべきだと思われ、アイルランド貿易はと
 もかく、イギリスがヨーロッパから離脱して
 ゆくこの時代に生き残つた二つの対欧貿易――

北歐かうの輸入と南欧貿易——は、工業化前夜のイギリス経済にとってどのような意味をもっていたのか。このニフのプランチは何故に生き残りえたのか。これが本章の課題である。

二 一八世紀の北歐貿易

一七・八世紀イギリスの重商主義体制のなかで、決定的に不足していたものが木材とピッチ、タールなどの森林資源であったことはよく知られている。麻類を含めてこれらの物資が鋼鉄船や鉄道出現以前のイギリスのような国にとっては、造船、建築、初期的な機械などの素材として、その経済力、軍事力の基礎をなしていたことも周知のとおりである。

しかも、こうした木材、森林資源はいまひとつの基礎資材でもあり、またそれ自体、木炭を燃料として製造された鉄とともに北歐から供給されたので、むしろ北歐貿易の成長テンポは、そのままイギリス経済の成長のバロメーターでさえあった。

一八世紀イギリスの北歐貿易では、麻類とピッチ、タールを供給したバルト海沿岸のいわゆるイースト・カントリとの貿易や鉄などを供給したロシアとの取引が量的には大きかったが、前者はすでに停滞的なのに、後者

表8-(4) 対北歐貿易 (年平均 ±000)

輸出

仕向先	1701-5	1721-5	1741-5	1751-5	1761-5	1771-5年
デンマーク・ルウェー	47	84	60	84	134	178
イースト・カントリ	135	107	167	177	266	85
スウェーデン	59	41	24	17	28	71
ロシア	102	53	76	98	66	191

輸入

輸入元	1701-5	1721-5	1741-5	1751-5	1761-5	1771-5
デンマーク・ルウェー	74	97	88	82	82	93
スウェーデン	154	157	230	277	168	261
スウェーデン	195	168	185	194	242	187
ロシア	128	177	292	497	816	1,062

[出典] E. B. Schumpeter, ed., *op. cit.*, Tables V & VI.

は激しく成長しつつあり、ウォーラーステイ
 ンのいう「ヨーロッパ世界経済」へのロシア
 の吸収過程が読みとれる⁽²⁾、それらについ
 てはすでにいくらか触れたし、基本的な構造
 には違いないので、ここでは木材を供給し
 たノルウエー—デンマークの支配下にあっ
 た—と鉄を供給したスウェーデンとの貿易
 を検討する。後者の基礎は一六六一年の通商
 条約によって、またデンマークとのそれは一
 六七〇年の条約によっておかれた。すなわち、
 戦時に敵対国を支持しないことを条件として
 相互の自由貿易を認めるというのが、その骨
 子であった。⁽³⁾これらの条約を基礎に、一七世
 紀後半のイギリスは北欧への毛織物輸出を四
 割近く成長させ、植民地物産やリウパフォル
 の初期の発展を支えたナントウイッチ産の塩
 などを含めて、世紀の交の北欧向け輸出は二
 五—二六万ポンドに達した。⁽⁴⁾
 しかし、一七世紀末、仏・英両国をはじめ
 として保護主義への傾斜が国際的風潮となり

はじめると、⁵⁾ 北歐貿易の様相も一変する。す
 でに一七世紀にイギリス毛織物に高い関税を
 課していたスウェーデンは、一七二四年に航
 海法を發布し、二六一二七年に設定した一般
 輸入関税を三四一三五年にはいっそう強化し
 たため、イギリス産毛織物は事実上閉め出さ
 れた。三九年には、毛織物のみならずほとん
 どのイギリス製品が、事実上禁輸となった。
 東インド物産も、イギリス商人を利用してス
 ウェーデンが自国の東インド会社を設立した
 結果、イギリスからの輸入はその必要が少く
 なった。

この事情はデンマークリノルウェーについ
 ても同じで、一七三二年に東インド会社を再
 建、西インド会社をも創設したこの国は、一
 七三〇年から六〇年にかけて発布した諸法令
 により、イギリス製品をほぼ完全に排除した。
 すなわち、毛織物ばかりか、一七四六年には
 塩、さらに一七六〇年にはガラスや煙草の輸
 入を禁止、六二年にはその保護政策体系が完

成したといわれる。海運業についても、船籍
 別の差別関税、差別港湾税の設定によって外
 国船とくにオランダ船とイギリス船の排斥
 を策した。^⑥
 こうした北欧諸国—ロシアやイースト・
 カントリにも類似の傾向が認められる—の
 政策転換は、その必然的帰結としてイギリス
 の輸出不振をもたらした。北欧への輸出はそ
 の総量こそ一八世紀を通じて微増したか、^⑦毛
 織物輸出は世紀初頭の一九万ポンドから七〇
 年代の一ニ万ポンドへと絶対的に低下した。
 しかも、帆布用麻類、ピツチなど船舶用品、
 鉄、木材などを内容とする北^⑧欧からの輸入は
 ますます重要性を増しており、その総額は七
 〇年代までに三倍近くにふくれ上った。こ
 うして一八世紀の北欧貿易は、^⑨「失われた貿易
 の名の生まれに一七世紀のそれにもましてイ
 ギリス側の入超となり、重商主義者の危惧の
 種となった。輸入品が帝国全体を経済的・軍
 事的に支える基礎物資であったことが、彼ら

の不安をいっそうかきたたいたのである。論争
 的なコブリティツシユ・マーチヤント誌の
 編者によれば、7へあらゆる種類の海軍資材
 をここから買うのだから、この輸入が途絶え
 ればしわれわれは板子一枚海上に浮かべるこ
 とはできない。……その差額は金や銀で支払
 うほかなく、その額は年々二〇万ポンドに達
 すると聞いていられるのである。もっとも彼自
 身は、この貿易で得られた資材でつくられた
 船舶五〇万トンがトン当り年五ポンドの船賃
 を稼ぎ、その五分の一つまり五〇万ポンドは外
 国人が支払うという想定のもとに、7へこの
 貿易の赤字の一ニ倍以上のものが他国民から
 海運業で得られる⁽¹⁰⁾と考えることに慰めを見
 出している。
 たしかにズンドへエレサン⁽¹¹⁾海峡文書を見
 ても、一七〇九年のような戦時は別にしてい
 イギリスの北歐貿易は圧倒的にイギリス船に
 よって展開された。ただし、北歐貿易全体
 でのオランダ海運業の優越は一七八〇年まで

表8-2) ストランド海峡西航船舶数(隻)

	1669年	1689	1709	1729	1749	1769	1779
全イギリス船	90	153	30	514	283	767	668
(イギリス行イギリス船)	(85)	(151)	(30)	(500)	(270)	(707)	(660)
全オランダ船	989	747	278	1,118	836	1,218	1,024
全国籍・イギリス行船	145	177	78	521	295	852	944

[出典] N.E. Bang og Knud, Korst, eds, Tabeller over Skibsfart og gennem Øresund, 1661-1783 og gennem Storebaelt 1701-1748, Første del, 1930.
この史料にかゝっては Det Kongelige Bibliotek(コペンハーゲン)のお世話になった。

変うない——ことかわかる。しかし、それは
 この貿易が極端な片貿易であった事実をカウ
 アーするものではなかつたのである。そのう
 え一六五三年にオランダが工作して英・仏両
 国船に対してズンド海峡を閉ざしたのをはい
 め、一七世紀後半から一八世紀にかけて、バ
 ルト海地方の政治状況は必ずしも安定したも
 のではなかつたから、この「イギリスの生命
 線」はつねに脅威に晒されることになつた。⁽¹²⁾
 したかつて、コルベールのフランスがポルト
 ガルにピッチヤタールの供給源を求めようと
 したのと同様に、ニューイングランドに森林
 資源の供給源を求め動きか出てきたとして
 も不思議ではない。本国産業と競合的な構造
 をもつニューイングランドを「好ましい」植
 民地に変質させることもできるであろうこの
 計画は、重商主義者の理想からいえばまさに
 一石二鳥であつた。⁽¹³⁾ 北欧貿易を植民地へスイ
 ッチーようというこの種のキャンペーンは、
 一六九六年、西インド諸島で起つた海運資材

の不足によるパニックを契機に本格的に展開
 され、翌九七年のスウエーデン王カール十一
 世の死去から北方戦争に至る政治的混乱が、
 これに拍車をかけた。一七〇一年からはスウ
 エーデンが独占を強化し、フランス以外への
 供給を停止したりしたので転換のキャンペー
 ンもピークに達し、⁽¹⁴⁾一七〇四年、植民地産の
 海運資材への奨励金制度が創設された。⁽¹⁵⁾同様
 の運動は一七一五・六年、⁽¹⁶⁾一七二〇年代、五
 〇年代にも展開された。しかし、一七〇四年
 の法令も、アメリカからの木材の輸入関税を
 廃止させた二〇年代の運動も、結局は決定的
 な効果をあげえなかつた。五〇年代のそれは
 ノルウエーの木材輸出商に衝撃を与えたが、
 まもなく彼らも「重商主義者の理想と個々の
 商人の利害は別物」⁽¹⁷⁾だという事実に気付いて
 安堵するに至る。植民地産の木材や木材
 製品は、いかに重商主義者の理想に近くとも
 輸送コストの膨大なこともあり、安全性や安
 定性の点でもとくに戦時には北歐貿易以上に

不都合だったからである。マスト材などでは、アメリカものの品質が劣ったという事実もある。⁽¹⁸⁾

スカンディナヴィア諸国からの供給を補ううえで現実に意味があったのは、むしろ鉄やロッチ、タール、大麻を大量に供給したロシアであった。ズンド海峡文書でも、ペテルスブルクへ向かうイギリス船は一八世紀を通じて急速に増加している。⁽¹⁹⁾しかも、一八世紀のロシア貿易においては、一七世紀のモスコイ会社の運命とは逆に、イギリスはオランダを圧倒することさえできたのである。

註

(18) P. Jeannin, 'Les comptes du Sund comme source pour la construction d'indices généraux de l'activité économique en Europe (XVI^e-XVIII^e siècles)', *Revue Historique*, t.231, 1964, pp.55-102, et 307-340;

W.S. Ungel, 'Trade through the sound in the 17th and 18th Centuries',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser., vol.XII, 1959. 56, 本誌

直接は扱わな一七世紀のバルト海貿易に

つにては S.Aström, 'From Cloth to Iron' Commentationes Humanarum

Litterarum, t. XXXIII, 1963, pp. 1-260; A.F. Christensen, Dutch Trade to the

Baltic about 1600, 1941; G.N. Clark, The Dutch Alliance and the War

against France 1688-1697, 1923; J.K. Fedorowicz, England; Baltic

Trade in the Early Seventeenth Century: A Study in Anglo-Polish Commercial

Diplomacy, 1980.

(2) 秘密にいうと、ウオーラーステインはこの

過程を産業革命以後にしているか、賛成

し難い。 cf. I. Wallerstein, The Capitalist World-Economy, 1979,

p. 27.

(3) H.S.K. Kent, War and Trade in Northern Seas: Anglo-Scandinavian
economic relations in the mid-eighteenth century, 1973, pp. 1-3.

(4) R.W.K. Hinton, The Eastland Trade and the Commonwealth, 1959, passim;

F.C. Barker, 'Lancashire Coal, Cheshire Salt and the Rise of Liverpool',

Transactions Hist. Soc. of Lancs. & Cheshire, vol. 103, 1952, pp. 83-89.

(5) R. Davis, 'The Rise of Protection in England, 1669-1786', Econ. Hist.

Rev., 2nd ser., vol. XVI, 1966, pp. 306-17; C.W. Cole, French Mercantilism,

1683-1700, 1943, ch. 1.

(6) Kent, op. cit., pp. 6 and 8.

(7) 表 8-1 (1) 参照。

(8) 一七五二—四年では、麻類三七万六〇〇〇ポンド、鉄ニ六万七〇〇〇ポンド、リネン一六万九〇〇〇ポンド、木材一ニ万ポンドが北欧からの輸入品のビッグ・フォーであった。

(9) J・チャイルド（杉山忠平訳）『新交易論』（『東京大学出版会、一九六七年』、二〇頁）は、トハイロストランドでは「われわれは以前の半分の交易もしていないが、オランダ人は一〇倍も交易している」という。原書は一六九三年の上梓である。

(10) C. King, The British Merchant, 1721, vol. 1, pp. 29-30.

(11) 表 8-1 (2) 参照。

(12) C. E. Hill, Danish Sound Dues and Command of the Baltic, 1926, passim, esp., ch. V-VIII.

(13) 宇治田富造『資本主義成立期の植民地向題』（『青木書店、一九六四年』、五二—七八頁）。

(14) この間の事情はとくに A. Anderson, An Historical Deduction of the Origin of Commerce..., vol. 3, (1764) 1801, pp. 15-17.

(15) 3 & 4 Anne, c. 10. マスト用材の場合、一トン
 にフキーポンド。この制度はスコットラン
 ドにも拡大適用された。アカム・スミスへ
 大内兵衛・松川七郎訳、可諸国民の富口(三)、
 一岩波文庫、一九六五年、四二五頁。

(16) D. MacPherson, Annals of Commerce, 1805, vol. 3, pp. 49-50.

(17) Kent, op. cit., pp. 34 and 61. つぎの文献をもみよ。

比嘉清松「イギリスのバルト海貿易とスウ
 エーデン、ロシアの貿易政策との関係につ
 いて」、『尾道短期大学研究紀要』一五、

一九六六年、一〇四―五頁。また、上掲

表7―10をも参照。

(18) アメリカ産マストの品質問題については、

Lord Sheffield, Observations on the Commerce of American States with

Europe and West Indies, 1783, pp. 31-32.

(19) 一七一〇年に一隻、以後一〇年おきに二、
 三五、三〇、四五、七六隻となり、七九年
 には一〇隻となる。この年オランダは六
 二隻を同地へ送った。

三 輸入の決済

北欧からの輸入品の中心がピツチヤタール
 を別にすれば、ノルウエー産木材とスウエー
 デン産棒鉄にあつたことはすでに述べた。そ
 こで、この二つの商品为例にとって、しばら
 くその取引の事態を検討したい。結論的にい
 えば、ここにも植民地貿易において認められ
 たのと同じ委託代理商制度の成立が認められ
 る。「商業革命」を生きのびたヨーロッパ貿
 易の「フランチ」は、少くともその形態のうえ
 では植民地貿易と共通の性格をもっていたの
 である。

一八世紀中頃のイギリスは、金額にして七
 一八〇〇〇ポンドの木材を輸入したが、その
 八割までがノルウエー、とくに現在のオスロ
 周辺にあたるクリステイアニア Kristiania およ
 び南端に近いクリステイアンサン Kristiansand
 からイングラウンドにもち込まれた。海岸寄り
 で伐採されたノルウエー木材は、マスト、船
 腹用の赤色材、家具用の白色材の三種からな

つていたが、とりわけ赤色材は熱帯航海用の船舶には不可欠であった。またノルウェー材は、テムズ河口をはじめとする造船業地帯への輸送コストの点でさえも、ウエールズ奥地のそれより遙かに有利であった。——イングランドは一六世紀末の「デフォレスティーション」森林の涸渇のため、ほとんど木材を産しない。——ことが、圧倒的な競争力の原因となっていた。

現地の山林地主は小規模で、商品をとりまゝとめて輸出する輸出商人の支配下にあつた。

これに対してイギリスの輸入商のなかには、自ら代理人を派遣して集荷した者もあつたが、一般にはノルウェーの大輸出商に依存せざるをえなかつたのである。この際、輸入業者は輸出商人に二・〇ないし二・五パーセントの手数料を支払つたうえ、リスクや経費のほとんど——ニ・〇パーセントの関税を含む積出し価格（C.O.D.）の三〇—五〇パーセント増しというものが、イギリスでの「^①」価格——を負担するといふ「^②」コントラクト制」かとられた。

しかし、この制度では、ただでさえ資金の
回転に二、三年を要したうえ、商品の保管に
も膨大な資金を要したため、イギリス側の輸
入業者の資金負担はあまりにも大きかった。
そこで導入されたのが委託代理商の制度であ
る。この制度を通じてシテイの金融市場にリ
ンクされることによって、木材貿易は当時の
植民地貿易とともに、一九世紀以後のシテイ
による世界の金融支配の先鞭をつけたのであ
る。それはまたロンドンの地方港に対する優
越を強めた。というのは、この制度がロンド
ンにいち早く成立した結果、リカアポールを
除く地方港への輸入が首都を経由してなされ
るようになったからである。
ノルウエーがイギリスをその木材輸出のほ
とんど唯一の相手国としたように、スウエー
デンもその鉄の大部分をイギリスに輸出した。
逆に森林がなくなり、したかつて木炭の涸渇
したイギリスとしても、コークス製鉄法がそ
れほど普及せず、技術的にも上質品がつかれ

なかったあいだはスウェーデンへの依存は避
 けられなかった。ロシアを除いて有力な競争
 相手もなく、アメリカ産の鉄への転換もかけ
 声倒れに終わっていた。一七五〇年、ロシアと
 スウェーデンのあいだに戦争が勃発して供給
 途絶の危機が迫ると、アメリカもののロンド
 ンへの輸入関税が廃止されたが、これもスウ
 エーデン人が心配したほどの成果はなかった。
 じつさい、世紀中頃ではオランダ、ドイツ、
 ス페인など大陸諸国からの輸入合計三〇〇
 〇トン程度の方か、アメリカからのそれを凌
 駕してさえいた。その結果、一七五〇年代で
 は、スウェーデンからの輸入約三万トンが全
 体の四分の三を占め、五五―六三年の平均で
 も三分の二を占めていた。⁽³⁾ 国産の鉄はスウエ
 ーデンからの輸入とほぼ同額であったと思わ
 れる。

輸入された棒鉄の約一五パーセントは「オ
 レグランド Oregrand」とよばれた鋼生産用高級
 品であり、この品質のものはスウェーデン以

外では産出しなかつたので競争力は絶大であつた。ト並スウエーデンものレとよばれたオニランクのそれからも刃物くらいは十分つくれたが、この品質ではロシア鉄の競争を避けられなかつた。一八世紀初めの数トンから世紀中頃の数千トンにまで成長したロシアからの輸入は、産地でのコストがスウエーデンの四分の一といわれながら、ペテルスブルクまでの陸送コストが高くつくためにほぼ同等に競争できる程度になつていた。燃料費はもとより、地代も賃金も遙かに低い北欧・ロシア産の鉄にはイギリス産棒鉄が対抗しえなかつたのは当然であらう。

ところで、ノルウエーの木材商とは違つてスウエーデンの鉄輸出業者は、商品を担保にその価格の八分の七までの融資をおこなう国立銀行の規定のお蔭で、イギリス人の供与する信用に依存する必要がなかつた。スウエーデン商人が強固な鉄独占団体を維持し、価格決定力を維持しえたのもこのためであつた。

しかし、この場合でも輸入業者には、需要側つまり零細な鉄加工業者などへの信用賦与を含めて、大きな資金留保が要求されたし、七年戦争によつてスウェーデンに金融危機がひろまると、スウェーデンの輸出業者にも信用を与へることが不可避となつた。したかつて、ここでも輸入仲介者としての代理商制度が成立する。シエフィールド全市はたつた六人の代理商によつて供給されたとさえいわれてゐる。⁽⁴⁾

鉄であれ木材であれ、イギリスの北欧貿易が決定的な入超であつたとすれば、その決済はどのようにしてなされたのか。一七・ハ世紀の決済機構にかんしては、¹ウイルソン・ヘクシャー論争²が未解決になつてゐる。とくに北欧貿易にかんしては、為替による多角決済が未発達なため主として地金決済がおこなわれたというC・H・ウイルソンの主張に對し、地金決済はロシア以外ではあまり見られず、阿姆斯特エルダムを中心とする多角決済

表 8 - (3) 正貨(地金)輸出(ま)

輸出先:	<u>デンマーク・ルウェー</u>	<u>イースト・カントリ</u>	<u>ロシア</u>	<u>東インド</u>	<u>オランダ</u>	<u>総計</u>
1700年:	0	486	5,207	805,577	3,331	833,570
1710年:	0	0	1,213	228,102	164,841	395,620

[出典] R.Oxenford, 'An Essay towards Finding the Ballance of Our Whole Trade Annually from Christmas of 1698 to Christmas 1719', in G.N.Clark ed., Guide to English Commercial Statistics 1696-1782, 1938, table 1(P.R.O., C.O.390/14)

の機構が十分に成立していたとするE・F・
 ヘクシヤ一の説が対立しているのだが、後者
 の支持者が今日では多くなりつつあるようだ。⁽⁵⁾
 地域別の貿易差額と地金の現送量がまったく
 相関していないことが彼らの主張の重要な根
 拠のひとつであるが、確かにかゝる貿易総監
 の書記R・オクスンプフォードが作成した地金
 輸出推計(表81(3))を、貿易統計と対比す
 ると、そのことは容易に確認できる。ロシア
 を除いて北欧へ地金が送られていることは少
 なく、貿易収支が大幅な黒字であったオラン
 だに圧倒的な地金輸出がなされていることが、
 アムステルダムをセンターとする多角決済の
 実在を推定させるのである。⁽⁶⁾しかし他方では、
 正貨輸出があったことを示す史料にこと欠か
 ないことも事実である。たとえば、J・ジ
 ヤM・ホスルスウエイトのような情報通がク
 ラウン貨の輸出に言及しており、南部ノルウ
 エーではむしろ英貨が宗主国デンマークの通
 貨以上に普及し、租税さえも英貨で支払われ

たともいわれる。^⑧

この論争の行方がいなるにしろ、イギリス重商主義帝国の補完物、というよりその生命線としての北歐貿易を帝国内の植民地貿易にスイツチできなかつた以上は、その膨脹してゆく貿易収支の逆調を補償するフランスが不可欠であつた。為替による多角決済が全面的に成立していたとしても、最終的な収支はフランスさせなければならぬ。とくに圧倒的に成長しつゝあつたロシア貿易では、正貨のみが唯一の支払い手段であつた。そのうえ国内に流通する通貨にも一定量の追加供給がなければ、人口や経済規模の成長は通貨不足を惹き起し、物価下落によるデフレ効果によつてほとんど自動的に停止したであらう。このような状況のなかでイギリスが見出したもの、それがもう一つの「生き残つた対政貿易」としての南欧貿易だつたのである。^⑧

十冊

(1) H. S. K. Kent, 'The Anglo-Norwegian Timber Trade in the 18th Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. VIII, 1955, p. 62. 近世の

船業のしこころを、R. Davis, The Rise of the

English Shipping Industry in the 17th and 18th Centuries, 1962, Ch.

III, W.

(2) Kent, op.cit. (War and Trade), pp. 49-50.

(3) ibid., pp. 60 and 63; cf. ibid., p. 184.

(4) ibid., pp. 71-75.

(5) J. Sperleng, 'The International Payments Mechanism in the 17th and 18th

Centuries', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XV, 1961, pp. 446-68;

J. M. Price, 'Multilateralism and/or Bilateralism: the Settlement of

British Trade Balances with "the North" c. 1700', ibid., pp. 254-74 etc.

(6) 表 8-1 (3) 参照。 cf. C. Whitworth, State of the Trade of Great

Britain, 1776, pt. II, pp. 5, 7, 29 and 35.

(7) J. Gee, The Trade and Navigation, 1726, p. 207; M. Postlethwayt, Universal

Dictionary of Commerce, 4th ed., 1774, vol. 1, "Denmark". 他方、

北欧ではオランダ通貨しか通用しなかつた

という説もある。 cf. Price, op.cit., p. 259.

(8) かりに、公定評価額表示による輸出と再輸

出—輸入の演算をした結果をみると—これ
 はかなりのバイアスを含んでいるので、正
 確な貿易差額とはいえないが、一八世紀
 はじめと五〇年代初頭のあいだに、対西欧
 は一・八倍に黒字幅がふえたのに対し、対
 南欧では一〇・二倍に激増した。その他、
 英領諸島—アイルランドなどは赤字から
 大幅な黒字に転じ、対新世界は四割ほど赤
 字がふえた。東インドは赤字幅が縮小した
 が、これは一時的現象と思われる。一方、
 対北欧は赤字幅が二・七倍になったのであ
 る。実数でも、北欧がマイナス六八万ポ
 ンドで赤字のトップ、南欧はプラス一五七万
 ポンドで西欧—フランス—九〇万ポンド—に
 つぐ存在となった。

四 ポルトガル貿易の成長

上掲表5-1(2)にいう「南欧」にはイタリアや北アフリカ、シベリア地方なども含まれてはいるが、その中心がスペイン、ポルトガル貿易にあることはいうまでもない。なかでも一七世紀中頃にはほとんど取るに足りない存在であったポルトガル貿易は、一八世紀前半にはスペイン貿易を上回るほどのシェアを有していた。^(註)スペイン貿易とポルトガル貿易はたんに規模が似ていたばかりか、イギリス

からの毛織物の輸出と地金、ワイン、果物などの輸入という商品構成など、その基本性格にも共通点が少なくなかった。しかし、両国とイギリスとの外交関係には大きな差があった。おなじく地金といいながらスペインが銀を供給したのに対して、ポルトガルのもとらした金は、やがてイギリスが金本位制に移行するための前提条件となったことも特筆されなければならない。以下、もっぱらポルトガル貿易に考察の対象を絞るのは、このよう

表8-4) 対南欧貿易 (年平均 千円) ()内は総輸入中のシェア

	1701-05年	1711-15	1721-25	1731-35	1741-45	1751-55	1761-65	1771-75
<u>輸出</u>								
ポルトガルへ	610 (10.6%)	638	811	1,024	1,115	1,098 (8.6%)	964	613 (3.9%)
スペインへ	272 (4.7%)	406	582	780	87	1,038 (8.2%)	1,023	1,004 (6.3%)
<u>輸入</u>								
ポルトガルから	242 (5.3%)	252	387	326	429	272 (3.3%)	312	365 (2.8%)
スペインから	168 (3.7%)	320	424	498	64	405 (4.9%)	451	538 (4.2%)

[出典] Scumpeter, ed., op. cit., tables V & VI.

な理由からである。
 とここで、対スペイン貿易のほとんど唯一
 の研究書——それも貿易史というよりは政策
 史に偏っているが——を残したJ・M・マク
 ローチランは、およそ次のようにいう。すな
 わち、一六六七年の通商条約で基礎のおかれ
 た対スペイン貿易はイギリスにとって満足す
 べきものであったので、中南米との直接取引
 の必要性はなく、じじつ南海会社も失敗に終
 った。スペインおよびその彼方の新世界はイ
 ギリスにとって大きな毛織物市場であつたが、
 スペインにとつてもイギリスはワインと果物
 の最大の顧客であつて、両国の貿易関係は、
 双方にとつて有益であつた。しかも、この
 点ではポルトガル貿易もまた同じだ、という
 のである。⁽²⁾ こういうえば、ただちに想起される
 のかりカードウかその比較生産費説を証明す
 るために設定した仮説であろう。⁽³⁾ むしろ、マ
 クローチランはリカードウの主張を鵜呑みに
 した、という方が當つているかも知れない。

ポルトガルがワイン・イギリスが毛織物と
 いうそれぞれ相対的に有利な生産物の生産に
 専念し、それぞれの産物を交換する方が、両
 国がこの二種類の商品を独自に生産するより
 結局「両国にとって」有利だというのが、リ
 カードウの主張である。これに対してアダム・
 スミスは、一八世紀の対ポルトガル貿易の枠
 組を決めたメスエン条約が、より安価で質の
 よいフランス・ワインにかえてポルトガルも
 のの消費を強制した点で、イギリスの消費者
 に負担をかけ、ポルトガルに有利で大アリ
 テンに不利なものであることは明白である。⁽⁴⁾
 としている。しかし、工業化というような長
 期的・歴史的な視点からみてもリカードウの
 マクロ・ナラン的主張は確認できるであろ
 うか。いわんやスミスの見解はそのまま支持
 できるのだろうか。
 一六四〇年にスペインからの再独立を果た
 したブラガンザ朝がイギリスの援助を受けて
 以来、ポルトガルは一貫してイギリスからの

軍事的・政治的援助に頼ってそのアフリカ・ブラジル帝国を維持するとともに、他方では、みきかえに経済面で対英譲歩を繰り返した。国内にワイン生産をおこなう地主・貴族のインタレストが強かったことから、このような経済的従属化を容易に推進させたのである。

一六四二年条約について締結された五四年のイギリス・ポルトガル通商条約こそは、このような従属化——半辺境化というべきか——の方向を最初に決定づけたものであった。ク

ロムウエル外交最大の成果とさえいわれるこの条約では、イギリス商人に貿易と居住の権利が保証され、十分の一税免除の特権も保証された。王政復古後も、六一年条約によってこれらの諸特権が確認され、ポルトガル王女とチャールズ二世の政略結婚がおこなわれるほど両国関係は親密化した。関税の上限がニパーセントとされたため、イギリス毛織物はほとんど問題なくポルトガルに流入し、本

国と西アフリカ、ブラジルをニグロ奴隷と砂

糖で結んだポルトガルの三角貿易を、たちまちイギリスを含む四角貿易に変形してしまつた。これに伴つてブラジル貿易は急速に成長した。か、ブラジル向け輸出品のなかに占めるポルトガル産品の比率は逆に急に低下した。⁽⁵⁾リスボン在のイギリス系商會が一六五四年の六〇から、後述のエリセイラ^{Ilha da Ceilão}の改革で一ニに減少したのち、一八世紀初頭には九〇以上に増加したことがそれを示しているよう。海運業においても、イギリス側の差別船舶税

によつて両国間の海運のすべてをイギリスに握られたばかりか、決定的な船腹不足のため、対ブラジル貿易においてさえイギリス船舶の進出を許した。ところで、一六五〇年代以降、とくに一六七〇年代のヨーロッパでは英領植民地における砂糖革命⁽⁶⁾、煙草栽培の成功を反映してこの両商品の価格が急落した。この両商品、とくに砂糖はかねてブラジルの特産品としてポルトガルの主要輸出品となつていたから、

表8-(5) 対ポルトガル貿易 (年平均 千000)

年代	輸出	輸入	輸出超過	輸入中 のワイン	輸出中の 穀物	輸出中の 繊維
1662-1663	145	87	58			
1667-1668	167	68	99	%	%	%
1698-1702	355	200	155			
1700- 04	514	254	260	*	69	(11) 70
1701- 05	610	242	368	*	71	(-) 71
1706- 10	652	240	413	*	71	(12) 71
1711- 15	638	252	385	*	86	(-) 77
1716- 20	695	349	346	*	83	(1) 80
1721- 25	811	387	424	*	84	(7) 76
1726- 30	914	359	555	*	84	(-) 80
1731- 35	1024	326	698	*	88	(12) 73
1736- 40	1164	301	864	*	87	(10) 75
1741- 45	1115	429	687	*	86	(5) 79
1746- 50	1114	324	790	*	85	(8) 76
1751- 55	1098	272	826	*	85	(8) 73
1756- 60	1301	257	1044	*	86	(6) 84
1761- 65	965	314	650	*	82	(13) 74
1766- 70	595	356	239	*	82	(1) 77
1771- 75	613	365	248			

[出典] H.E.S.Fisher, The Portugal Trade: A Study of Anglo-Portuguese Commerce 1700-1770, 1971, App.I-V; C.Whitworth, State of the Trade of Great Britain, Pt.II, 1776.

表8-(6) ブラジル金及びダイヤモンド
のポルトガルへの輸入 (年平均 千000)

1711-15年	728	1731-35年	1,113
1716-20	315	1736-40年	1,311
1721-25	1,715	1741-45年	1,372
1726-30	693		

[出典] compiled by C.R.Boxer(The Portuguese Seaborne Empire 1415-1825, Pelican ed., p.384)
from Jorge B.de Macedo, V.Magalháes Godinho,
F.Mauro et al.

ポルトガルの国際収支は必然的に悪化した。
 ここに新しい国際収支改善策としてワインの
 生産、輸出にいつそう専門特化してゆかざる
 をえない理由もたしかに存在したのである。
 これに対してイギリス側でも、もともとは
 フランス・ワインを需要し、嗜好の点でもそ
 れが完全に生活に定着していたが、フランス
 がコルベールのもとに保護主義を徹底し、英
 仏経済競争の様相が強まると、対仏貿易の逆
 調が政治問題化した。とくに一六七四年に「

スキーム・オヴ・トレード

貿易推計表」が作成されて、対仏赤字が約九
 七万ポンドとはじき出されると、ワイン供給
 源の転換が切実に希求されることになった。
 八〇年代に設定されたフランス・ワインに対
 する禁圧的高関税が、この転換を完アさせた。
 すなわち、ポルトガルは大量のイギリス毛織
 物を受け入れるかわりに、振わなくなったブ
 ラジル物産の輸出にかえて、ワインの輸出を
 獲得したのである。
 ポルトガルにとってブラジル物産の輸出競

争力の低下を補う対英従属的分業体制の確立とはまったく異った形態をとることも可能なはずであった。じつさい七〇年代には、保護貿易政策にもとづく自立的産業構造の構築をめがけ試みがおこなわれもした。いわゆるエリセイラの改革である。このいわばコルベールの改革によって、イギリスも織物の輸出は不振となり、ポルトガルの国際収支もめだつて改善された。⁽¹¹⁾ワイン生産に依存する地主・貴族の力がいま少し弱く

一六九三―一六九五年のブラジル金鉱の発見に伴う購買力の突然の上昇という偶発事件がなければ、メスエン条約体制とは逆に、エリセイラの夢が実現していたかも知れないのである。

註

(1) 表81(4)参照。

(2) J. M. McLachlan, *Trade and Peace with Old Spain, 1667-1750*, 1940, p. 19.

(3) D. リカードオ (小泉信三訳) 『経済学及』

び課税の原理 白 (岩波文庫、一九二八年)
オ七章。

(4) アダム・スミス、上掲訳書、(三)、二四〇―
四一頁、四五六―五七頁。

(5) S. Sideri, Trade and Power: Informal Colonialism in Anglo-Portuguese
Relations, 1970, pp. 20-22.

(6) J. チャイルド (杉山忠平訳) 『新交易論』
(東京大学出版会、一九六七年)、二四九
頁。Anderson, op. cit., vol. 3, p. 150.

(7) A. D. Francis, The Wine Trade, 1972, pp. 99-116. 一六七五年
まではポルトガル・ワインの輸入は僅かであ
った。 ibid., p. 79.

(8) もっとも重要な文献として J. Fortrey, England's Interest
and Improvement, 1663 があげられる。

(9) M. Priestley, 'Anglo-French Trade and the Unfavourable Balance
Controversy, 1660-1685', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. IV, 1951,
pp. 37-52.

(10) もっとも、その後も平和な時代ヤトリ政
権下ではフランス・ワインの復活の兆しか
みえたりもした。 Francis, op. cit., p. 117 et passim.

ポルトガル・ワインへとスペイン本土産ワインへの進出は、またカナリア諸島のワインにとって大打撃となった。 G. F. Steckley, 'Wine

Economy of Tenerife in the Seventeenth Century: Anglo-Spanish Partnership

in a Luxury Trade', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXXIII, 1980, p. 348.

(二) Sideri, op. cit., p. 28.

五 メスエン条約体制

エリセイラの改革はイギリスに危機感をも
たらした。ポルトガルを新毛織物の最大の市
場としていたイギリスは、毛織物の熟練職人
がポルトガルに移住すること厳禁し、結局、
一六九〇年エリセイラを自殺に追い込んだ。
それでもなお、一六九八年にはポルトガル側
が毛織物の輸入を禁止しようとしたから、イ
ギリスがポルトガル国内の地主・貴族インテ
レストを利用して、改革を徹底的に抑圧する
方向にむかったのも当然であった。そのうえ
ブラジル金の発見が当面、国際収支上の問題
を解決してしまつたことか、改革意欲を完全
に鈍らせた。

以上がJ・メスエン *Messieurs* の対ポルトガル
交渉の背景であつたとすれば、彼にとって直
接の武器は戦争と凶作であつた。すなわち、
この時代のイギリスが穀物の強力な輸出国に
なつていたかゆえに、ポルトガルの凶作はス
パイン継承戦争の勃発とともに、彼の交渉を

表 8-(7) ポルトガル向け穀物輸出(メスエン条約前後)(gr.)

	1701年	1702年	1703年	1704年	1705年	1706年	1707年
Flour	37	422	1,988	1,871	2,109	3,579	2,547
Wheat	7,056	27,843	80,618	85,342	61,779	80,343	132,068

P.R.O., M.A.F., 7/1, fos. 29-31 and 74-78. compiled by C.Davenant, cited in A.D.Francis, The Methuens and Portugal 1691-1708, 1966, App.3.

表 8-(8) ワインの輸入地域別構成(単位 tun = 252 ガロン)

年代	フランス	ポルトガル	スペイン	マデイラ	カナリア	計
1675	7,495	20	4,012			12,096
*1679-85(ave.)	-	833	826			2,068
1686-89(ave.)	3,350	109	979			8,676
**1690-96(ave.)	-	785	893			1,851
(以上 London のみ , 以下 England & Wales)						
1697-1702	273	1,096	1,443			3,149
1703-12	125	969	296			1,568
*1713	2,548	5,861	4,116	112	1,663	15,907
1714-16	1,342	9,303	5,697	291	1,865	19,718
1717-26	1,297	12,066	7,458	195	809	22,496
1727-36	845	12,211	8,467	380	380	22,932
1757-66	541	11,221	3,555	754	46	16,564
1777-86	436	11,300	2,434	548	47	14,914

[出典] A.D.Francis, The Wine Trade, 1972, App.(Statistics of the Wine Trade).

より計算。* フランス・ワイン禁輸期間 ** 対仏戦争中 (18世紀の戦争はとくに示していない。) * エトヒト諸和

きわめて有利にしたのである。⁽³⁾ その結果、僅かに三カ条で構成されたいわゆるメスエン条約⁽⁴⁾は、いわば食料および軍事的援助⁽⁵⁾と引きかえに、一六五四年条約で認められたイギリス商人の諸特権を全面的に復活させたのである。すなわち、同条約の第一条は⁽⁶⁾「ポルトガルの諸法令で従来禁止されてきたイギリス製毛織物、その他の羊毛製品のポルトガルへの輸入を、ポルトガル国王およびその後継者の名において、今後永久に許可する」と規定し、遂に第一条はイギリス側にポルトガル産ワインの輸入を永久に認めることを規定している。この第一条の後半では、ポルトガル産ワインは最大限フランスものの三分の二までしか課税されないことも規定されたのだが、現実にフランス産ワインには禁止的高肉税が課されていたので、⁽⁷⁾この条項に抵触することなく課税率を引上げる余裕が十分にあった。しかも、イギリスが与えることになっていた軍事的・政治的援助にしても、実際にはイギリス

はエトレヒト講和會議でもスペインの主張を
 抑えず、むしろポルトガルと同列に扱ひさえ
 したので、ポルトガルにとってイギリスは潜
 在的抑止力以上の意味はもちえなかつた。逆
 に、地中海への入口を扼するポルトガルの
 軍事同盟は、イギリスにとってこそ意味があ
 ったとさえいえよう。
 スミスの主張とは反対に、このようにイギ
 リスに有利な片務条約であつたからこそ、こ
 の条約は同時代のイギリスのあらゆる党派に
 歓迎されもしたし、条約以降の貿易関係もイ
 ギリス側に有利に展開したのである。すなわ
 ち、一七〇三年の条約締結を境に、一六九七
 一七〇〇年と一七〇六一一〇年を比較する
 と、ポルトガルの対英輸出は四〇パーセント
 輸入は一三〇パーセント増加した結果、遂に
 の差額は二三五パーセント上昇した。しかも、
 ポルトガル側の赤字は、貿易収支以上に海運、
 保険料などの貿易外収支においていっそう大
 きかつた。条約以後は、ブラジル貿易の過半

もイギリス船によつておこなわれ、貿易差額と貿易外収支をあわせておよそ一〇〇万ポンドもの赤字がポルトガル側に出た、という説さえある。⁽¹⁰⁾

構造的な面でのポルトガルの損失はもつと大きく、エリセイラ時代に芽ばえたマニユアラクチアはイギリス製品の奔流のまゝに壊え、技術者の一部はブラジルに移住した。イギリス穀物の流入はポルトガルの穀物生産をさえ低下させ、農民はブドウ栽培に移動した。

従属経済に特有の、穀物生産をさえ犠牲にしたこの換金作物の単作化かどの程度進化したかは、たとえば一七六五年のポルトガル消費穀物の二分の一をイギリスと北米からの輸入に頼った⁽¹¹⁾という事実をみれば明らかである。そのうえ、ブドウ栽培の中心地たる上ドウロ(Douro)地方では、信用供与をテコにイギリス商人が生産をさえ支配しかねない様相を呈した。⁽¹²⁾ポルトガルは金のほかほとんどワインだけを輸出する典型的な従属経済の位

置に固定されたのである。イギリス側からい
 えば、なおポルトガル産ワインはフランス産
 のそれより高価であったが、毛織物と穀物の
 輸出の増加や海運収支の増加が十分にそれを
 補っていた。これまで流入していたフランス
 やスペインの毛織物はポルトガル市場から追
 放されたのである。⁽¹³⁾ また、イギリス市場では
 フランス・ワインが追放され、フランスのワ
 イン産地は深刻な打撃を受ける。⁽¹⁴⁾ イギリスか
 ふたたびフランス・ワインに戻ってくるのは、
 イギリス経済の絶対的優位が確立したのちの
 一八六〇年代のことであった。
 メスエン条約による従属構造の確立をスム
 ーズにした最大の要因は、ブラジル金の突然
 の出現であった。大量の正貨の流入が何を結
 果するかは、その国の経済構造の問題である。
 地金を生産的に活用する主体を欠いているポ
 ルトガルのような国では、それは支配階級の
 消費習慣にのみ影響を与え、一時的に国際収
 支の赤字をカバーする。購買力だけが上昇

するので物価が騰貴し、輸入がふえる。それ
 でも輸出品のワインが値上りすれば、イギリ
 スからの輸入品は価格が安定していたから交
 易条件が有利に動くはずであったが、実際に
 は生産面にまで食い込んで価格決定権を握る
 イギリス商人の策動のため、一七三〇年代か
 ラワインの価格だけはポルトガル国内でも低
 下してゆき、貿易の不均衡をいつそうひどく
 した。リスボン港に出入りする船舶の四〇一
 六五パーセントがイギリス船なのに、ポルト
 ガル船自体は一〇パーセント台という海運統
 計が両国の経済関係の実勢を示唆しているとい
 えよう。

スペイン銀の場合と同様、ポルトガルに送
 り込まれたブラジル産金のうちどれくらいの
 ものがイギリスに流れたか、正確なことはわ
 からない。スマスは年間二六〇万ポンドとい
 う説をあおなから、これでは「ブラジルが提
 供しうる」と考えられている額以上になつて

しまうと批判している。いざれにせよ、イギ

リス商人が貿易などの差額を受取る手段として、アドウ園への投資や海運業への投資のかたうをとつてそのままポルトガルに留保するか、為替決済をとるのでなければ、金の現送以外にはなかつた。しかも、ポルトガルはほとんどの国に対して収支が逆調だったので、為替決済は不利で、結局大部分が地金現送に頼つたのではないかと思われる。

イギリスに流入した金は、ポルトガルの場合とはまるで違った影響をイギリス経済に与えた。すなわちそれは、経済成長を可能にし、国際収支を改善しながら世界の金融センターとしてのシティの成長を促した。ウイクトリア朝イギリスの世界支配のテコとなつた金本位制が、このブラジル金を初期の基礎として成立してきたこともいうまでもない。正貨の流入は資本や労働がさしあたって完全雇傭の状態にあれば、たんに物価を押し上げるだけだが、不完全雇傭状態の経済にうまくチャネライズされれば取引量の増加を惹き起す。

フラジルの金流入しなければ、一八世紀のイ
 ギリス経済はデフレ効果によって、結局は成
 長を停止したかも知れない。E・J・ハミル
 トンとD・フェリクスのあいだで闘わされた
 産業革命と物価騰貴の関係にかんする論争で⁽¹⁸⁾
 は、一六世紀にかんするそれとは違って、イ
 ンフレの原因についての考察が欠落している
 か、この点でもフラジルの金の意味は再認識さ
 れなければならぬ。阿姆斯特ルダムにかわ
 ってシテイが金融の中心になっていった理由
 はもとより多様だが、ロンドン商人W・ブロ
 ンドBrandがすでに世紀中頃にオランダへの
 金送金をロンドンで仲介している事実は注目
 に値しよう。⁽¹⁹⁾

結局、メスエン条約とフラジルの金は相まっ
 て自由貿易を建前とする垂直分業体制を組み
 立て、ポルトガルにのちのインドにも比すべ
 き経済的従属性を押しつけたのである。「自
 由貿易主義とは、最先進国が他国に押しつけ
 た重商主義である。⁽²⁰⁾」

註

(1) C.R.Boxer, The Portuguese Seabourne Empire 1415-1825, (1969) 1973,

Pelican Books, p.156.

(2) メスエンの通商条約交渉については、次の

研究が詳しい。A.D.Francis, The Methuens and Portugal,

1691-1708, 1966, pp.184-218.

(3) 表 81 (7) 参照

(4) 一七〇三年一月二七日、リスボンで締結。

(5) メスエン条約の軍事的・政治的背景につい

ては、A.D.Francis, op.cit. (Wine Trade), pp.119ff.

(6) 条文の全文が次の箇所にも再録されている。

A.Anderson, op.cit., vol.3, pp.19-20.

(7) ワイン関税は品質によりきわめて多様だが、

すでに一七世紀末、並のフランス・ワイン

には一タン(＝二五ニガロン)当り五ハポ

ドもの関税がかかっており、ポルトガルも

のはその半額以下であった。Francis, op.cit. (Wine Trade),

p.115.

(8) Cf. A. D. Francis, op. cit. (The Methuens), pp. 322-36.

(9) 表 8-1 (5) 参照。

(10) Cf. C. King, op. cit., vol. II, p. 12.

(11) D. MacPherson, op. cit., vol. 3, p. 425.

(12) H. F. S. Fisher, 'Anglo-Portuguese Trade, 1700-1770', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XVI, 1963, p. 228.

(13) Ibid., pp. 227-29.

(14) Francis, op. cit. (Wine Trade), p. 125.

(15) アダム・スミス、上掲訳書、(三)、二四一頁。

(16) ホルトガルの通貨ミルレイスの対ポンド為

替レートは、メスエン条約前後で激しく低

下した。一六九一—一七〇二年を一〇〇と

すると、一七〇九—一七一年は八九・四、一

七—一九一二年は八九・八となる。 J. McCusker, ed.,

Money and Exchange in Europe and America 1600-1775: A Hand Book,

1978, p. 111 カリ算出。

(17) H. F. S. Fisher, op. cit., p. 224. 表 8-1 (6) をも参照。

(18) E. J. Hamilton, 'Prices and Progress', Journ. of Econ. Hist.,

vol. XII, 1952; D. Felix, 'Profit Inflation and Industrial Growth',

Quart. Journ. of Economics, vol. LXX, 1956.

(1) L.S.Sutherland, A London Merchant, 1695-1724, 2nd ed., 1962, p.35.

(2) Sideri, op. cit., pp.72-73, and 75. 55. 本節の記述

は全般に H.E.S.Fisher, The Portugal Trade: Study of Anglo-

Portuguese Commerce 1700-1770, 1971 に依存した。

六 ホンバルの改革

一七五五年にリスボンを襲った大地震と凶作は、たちまちホルトガル経済を深刻な危機に追い込んだ。むろん、危機のより本質的な原因が外国貿易、とくに対英貿易の構造からきたものであることは見易いことである。さらに六〇年頃からブラジルの金鉱が涸渇しはじめたことか、これまで表面化しなかったこの構造的欠陥を白日の下にさらした。しかし危機が顕在化したことはそれなりに構造転換

を試みるチャンスでもあったわけだ。じいフ

このチャンスをつかんだ人物こそがホンバル

Pombal 侯だつたのである。(一)
駐英大使として先

進的なイギリス経済の実態にふれてきた彼は、

震災からの復興を最大の任務として一七五六

年に宰相の地位にのぼるが、生活必需品の三

分の二までがイギリスからくるという植民地

型の経済構造からの脱却こそが、真に緊急の

課題であることを十分に承知していたといえ

よう。それゆえ、ポルトガルのリストともい

うべきポントバルの政策の柱が、保護貿易政策の採用と再生産機構の構築におかれたのも当然であった。

登局後まず最初に彼が打った手は上ドウロ
 ー・ワイン会社の設立（五六年）であり、ワ
 イン生産部門からのイギリス商人勢力の排除
 であった。この会社を基盤としてポルトガル
 人は対英ワイン輸出そのものにも進出、価格
 決定の実権は久しぶりに彼らのものとなった。
 ポントバルがブラジル貿易などのために設立し
 た諸会社こそさして成功しなかつたが、七年
 戦争を利用して海運業の振興にも成功、ブラ
 ジル貿易はもとより対英貿易においてすらポ
 ルトガル船の巻き返しが認められるようにな
 った。このようないわばポントバル改革の才
 一段階ともいうべき諸施策によつて、すでに
 六〇年代はじめにはイギリスからの毛織物の
 輸入が急速に減少し、反対にワインの輸出額
 は単価の上昇もあつて増加したので、対英貿
 易収支は四割程度も改善された。イギリスで

は、ポルトガル貿易の「衰退」を嘆く声か
 きりに聞かれるようになる。二〇年前な
 ら六―七〇〇隻のイギリス船が入港したリスボ
 ンにいまでは年四〇〇隻しか来航しないと嘆
 くイギリス商人によれば、「条約で認められ
 た諸権利の侵害、関税の引き上げ、奢侈禁止
 法施行によるイギリス製品の需要減、ポルト
 ガル国内での債務の取り立ての不确实さと洋
 れなどが原因」であった。⁽³⁾しかし、なおこの
 時点では、ワイン輸出への全面的依存とい
 うポルトガルの経済構造そのものは、基本的
 に変わってはいなかった。これも事実である。

これに対して、六〇年代末から七七年の失
 脚時までのポルトガルの政策は、(1)輸入の削減、
 (2)家内工業の域を出ない国内産業の規模の拡
 大、(3)ブドウ栽培から穀物生産への農地、農
 民の還流による食糧の自給化、(4)ブラジルの
 植民と開発を二本柱として、国民経済の自立
 化をはっきりと目標にしたものであった。(1)
 は震災からの復興基金という名目で輸入関税

を設定することから始められたが、ポンバル自身の失脚が、国内の地主・貴族インクレストの抵抗をおしてこの政策を貫徹することの難しさを示している。(2)については、王立の絹織物マニユファクチュアや毛織物工場などが設立され、前者は年率九パーセントもの利潤をあげたという。(4)は、一七七〇年代後半にイギリスの原棉供給の五分の一を占めたブラジル産棉花を利用して、綿織物業を展開することになった。(4)

このようなポンバル改革の成果はむしろ彼自身の失脚後にあらわれ、一八世紀最後の四半世紀はブラジル金が涸渇したにもかかわらず、かえって著しい経済発展によって特色づけられた。(5)イギリスへのワイン輸出は長期的には安定していたし、棉花輸出も九〇年代にアメリカものが出現するまでは成長株であった。棉花はその後もフランスへ大量に輸出されたので、(6)国際収支は目にみえて改善された。マカオを拠点とする極東貿易も順調だったし、

羊毛の輸出禁止令を背景に、ポルトアレグレ
 Portalegre などには毛織物工業も定着した。ハ
 年代には、むしろイギリスからポルトガルを
 経てブラジルへという金の流れさえ、一時的
 には認められた。

四〇年代後半には年平均二一〇〇トンであ
 ったスウェーデン鉄の輸入が九〇年代前半に
 は四二五〇トンとなり、イギリス鉄も六一
 六二年頃の一万一一〇〇トンから八一八三
 年の三万トンへ輸入が増加していて、ポルト
 ガル国内経済の活況を想像させる。これまで
 圧倒的にイギリス製品からなっていたブラジ
 ル向け輸出品の構成も、一七九六一一八〇
 年には三〇・三パーセントが国産品という
 ころまで回復した。

対英輸出では、棉花などの増加によつて一
 七九六年にはワインのシェアが六三パーセン
 トに低下した。また、輸出全体のうちイギリ
 スへ流れた分は、ワインなどポルトガル物産
 については五九パーセント、ブラジル物産に

ついてはニニパーセントとなった。ブラジル
 物産はとくにフランスなどの諸国へも多く流
 れえたことを、これらの数字は示している。
 この傾向は、イギリス以外の諸国における綿
 工業の展開に応じてますます進行し、一八〇
 六年にはブラジル物産の七パーセントだけ
 がイギリスに流れるようになった。⁽¹⁾
 しかし、このように顕著な成果をあが、ポ
 ルトガルを工業化へむけて踏み出させたか
 んみえたこの改革にもポントバル自身の失脚に象
 徴されるように、旧来の経済構造の温存をの
 ぞむ既成勢力のエリセイラ時代にも劣らぬ強
 靱さによって、当然限界がみえはじめていた
 が、それにもましてすべての努力を一瞬にし
 て水泡に帰す事件が発生した。一八〇七年の
 ナポレオンの侵攻である。ポルトガル王室は
 イギリス政府の指示によってブラジルに逃
 し、その領土の防衛は全面的にイギリスに委
 ねられた。その代償としてイギリスが要求し
 たものは、ブラジルのイギリス商人への開放

であつた。イギリスはもはやポルトガルを経
 済にブラジル経済を支配しうるにいたつた。
 ガヤラハーとロビンソンのいう「自由貿易帝
 国」かこうして成立した。しかし、それはつ
 とにイギリスとポルトガルとの関係として成
 立していた関係以外の何物でもなかつた。と
 いうこともできるのである。

註

- (1) C. R. Boxer, op.cit., pp. 180#. わが国の研究としては、
 辛うじて次の一文があるにすぎない。住田
 育法「ポルトガル宰相ポンバル侯とその
 時代」(京都外国語大学「COSMICA」
 一九八一年)。

(2) 表 8-1 (5) 参照。

(3) D. MacPherson, op.cit., vol. 3, p. 426; cf. pp. 457-58.

(4) Sideri, op.cit., pp. 101-04.

(5) Ibid., pp. 106-07.

(6) 服部春彦「十八世紀におけるフランス対外

貿易の展開過程（『京都大学文学部研究

紀要』一九七九年）表10参照。

（7） Sideri, op. cit., p.118.

七 おわりに
 「商業革命」とは、要するにイギリスの貿易の重心がヨーロッパから離れてゆく過程であつた。それはイギリスがアジアと新世界の領土に基礎をおく帝国の構造を整えてゆく過程の貿易面への反映でもあつた。この時期にそのシェアを維持した対ヨーロッパ貿易の二つのブランチというのもの、しよせんはこの帝国構造の補完物的性格をもつものに限られていた。いいかえれば、イギリスとあいだに植民地貿易的な垂直分業関係が成り立つ場合に限りていたのである。委託代理商制度の成立といつた取引の実態面からみても、これらのブランチは植民地貿易に類似していた。とはいへ、北欧とスペイン、ポルトガルとのあいだには、イギリスへの従属の程度において明白な差のあつたことも無視できない。北欧諸国がそれなりに維持した保護政策は、政治的・軍事的従属性の強かつたポルトガルにはとりえないものであつた。別言すれば、

三大陸にまたがる帝國を政治的に維持するこ
 とに固執したポルトガルは、そのコストを対
 英經濟從屬という形で支払わされたのである。
 この意味で、「自由貿易帝國」はすでに一八
 世紀にポルトガルやスペインを媒介にして成
 立していたといえる。ポルトガル貿易にかん
 するスミスやリカードの見解は、「イギリ
 ス的偏見」以外の何ものでもない。メスエン
 条約に象徴されるイギリスの対ポルトガル貿
 易は、ポルトガルの經濟構造をゆかめ、その
 工業化を抑圧した。スミスやリカードはと
 もかく、同時代の現場の商人たちはこのこと
 を十分に認識していたに違いない。オースト
 リア継承戦争の前後に対オーストリア貿易交
 渉をおこなった人びとの主張のなかにも「オ
 ーストリアをイギリスのペルーにする希望」
 や「オーストリアのアメリカ化」の可能性に
 ついての言及をみるこ^(五)とができる。メスエン
 が同様の希望や予想をもっていたとしても、
 まったく不思議ではない。

79

第三部 帝国とジェントルマン

—「商業革命」期の社会—

第一章 疑似「ジエントルマン」の成立
——「商人レジエントルマン」——

一 「疑似ジエントルマン」
 かつてのいわゆる「ジエントリ論」をひき
 ついで、イギリス近代史を通じてジエントル
 マンのヘゲモニーが貫徹したとする主張は、
 いまでは通説の位置を占めているといつてよ
 い。しかし、そこにいうジエントルマンの突
 態が何であるのか。またその概念内容は時代
 の推移とともに、どのように変化してゆくのか。
 このような問題には、なお必ずしも十分
 な解答が与えられてはいえない。とく
 に市民革命と産業革命に挟まれた一七・ハ世
 紀のジエントルマンについては、このような
 問題はほとんど提起されたことかない。^(一)それ
 が「地主支配体制」の名を与えられるほど、
 ジエントルマンのヘゲモニーがピークに達し
 た時代であったことを思えば、この欠落はせ
 んとも埋められなければならない。

他方、イギリス近代史、とりわけその工業
 化前史を「帝国」の歴史としてみようという
 のが、この研究の基本的立場である。とすれ

ば、国内におけるジエントルマンによる支配の構造と対外的な帝国Ⅱ植民地構造とはどのような関係にあったのか、ということもきわめて重要な問題になる。それゆえ本章は、重商主義帝国の形成期にあたる一七・八世紀を対象に、ジエントルマンによる支配の体制が植民地支配をその安定のための不可欠な要素としていたことを明らかにし、⁽²⁾ むいてはこの時代におけるジエントルマン概念の特質を浮彫りにすることを目的とする。帝国支配とジエントルマン・ヘゲモニーの相互依存性は、前者がそのピークを迎える一九世紀にもっとも明確になろうか、つとに一八世紀にも十分に確認できると思われるのである。

ところで、このような目的のためには、この時代にも、ジエントルマン概念の核をなしている大地主そのものではなく、その時代にあるにジエントルマン階級に吸収されていった階層を捉えることか不可欠である。このような階層の人びとは「ジエントルマン」

を強硬に自称しているばかりか、客観的・社会的にもかなりそれに近いものとして意識されていている。この意味で、このような階層——ごく大づかみにいえば一六世紀における法律家、内科医、聖職者などのプロフエシヨン、本章の時期における商人など——を、ここでははもとまず「疑似ジェントルマン」Pseudo-gentlemanと総称しておく。つまり、各時代の通念によつて規定された特定の職業——「地主」ジェントルマンにも明らか^{オキユベインヨン}に「職業」であつたが、それに準じる社会的権威を有するいわゆる「ジェントルマン的職業」——に従事する者が、ここにいう「疑似ジェントルマン」である。この地主支配体制^{スツクワイアラキ}の確立した一八世紀には、この階層はどのような存在形態を示していたのか。これが本章の課題である。

註

(一) 革命前については越智武臣「近代英国の起

源正（ミネルヴァ書房、一九六六年）。一九世紀については米川伸一「現代イギリスの史的考察——もう一つのイギリス史像」(『経済評論』、一九七〇年、七、八、九、一〇号)、および村岡健次『ウィクトリア時代の政治と社会』(ミネルヴァ書房、一九八〇年)などがある。

(2) この問題にかんする基本的な考え方は、すでに次のところで提示しておいた。拙稿「工業化前イギリスの社会と経済」(柴田三千雄・松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』、お茶の水書房、一九七二年)、二一八—二四頁。

(3) 本章で用いる同時代文献は、ほとんどがロンドン大学ゴールドスマス・ライブラリとブリテイッシュ・ライブラリの所蔵にかか

ニ スクワイアラキーの構造

一六世紀末に、イギリス社会を古代ローマ社会とのアナロジを通じて分析した人文主義者トマス・スミスは、それが大ざっぱにいつて四つの階層から成り立っていることを指摘している。

「イギリス・ジェントルマンの第一の階層」すなわち爵位をもつ貴族、「ジェントルマンの第二階層」すなわちジェントリー、それに中産層としての「市民」、^{シティズン}「有産階級」、^{ブルジョワ}「町民」、^{ジエス}「ヨーマン」、最後に「第四階層の」

人」すなわち貧民大衆、がそれであつた。(1) この分析は部分的な修正を加えさえすれば、一

七世紀や一八世紀にも十分通用すると思われ

る。(2) ここでは「第一の社会層」と「第二のそれ」と

もに「ジェントルマン」と呼称されており、

イギリス近代史を通じて両者が事実上同一の

社会層に属していたことを示している。(3) 身分

的には平民——したかつて、彼らの代表が庶

民院を構成した——であるところのジェント

リが貴族とふつうに通婚し、食卓をともにし

(岩波書店原稿用紙)

いわゆるジエントルマン文化を共有したことが、少なくとも一六世紀から一八世紀に至るイギリス社会を、フランスその他の社会との際立ったコントラストのなかにおいているのである。しかもそればかりか、支配階級としてのこのジエントルマン層は、もつと下のオ三の階層に対してさえ「南かれて」いたこと、またそれが当時のフランス人にとっては一つ驚異であつたこと——むしろ、フランスの貴族制度といえども完全に「閉ざされて」いたわけでもないが——は、ガオルテールの『哲学書簡』⁽⁴⁾やトックヴイルを引き合いに出すまでもなく、よく知られている。支配階級としてのジエントルマン層の大部分が貴族身分に属さないジエントリによつて構成されていたイギリスでは、ジエントルマン階層にみるべき特権が賦与されていない一方で、彼らが商・工業のような営利活動に従事することを妨げる法令や慣習もまた存在しなかつたのである。言いかえれば、ジエントルマンをジ

エントルマンたらしめるものは、莫大な財産
 と有力者との人間的結びつきへ（パトロネジ）
 以外にはなかつた。財産とくに土地からあか
 る不労所得に依存し、その大きな所得によつ
 て「ジエントルマンらしい」生活様式をもつ
 て他のジエントルマンの「友情」やパトロネ
 ジを維持できる人がジエントルマンたりえた
 わけである。旧制度下のフランスとは異なり、
 成功した第三階層の人びとのジエントリ化を
 妨げる法的・身分的な障壁は、この国にはも
 はや存在しなかつたのである。

これに対して、人口の過半数を占めた第四
 階層の人びとは、すでにスミスによって古代
 のプロレタリアに比定された人びとであつて、
 一六八八年にG・キングが「イギリス王国の
 富を減少させる人びと」と称した、家計収支が
 慢性的に赤字である階層であつた。P・マサ
 イアスが整理したJ・マツシーの推計によれ
 ば、一七六〇年頃にはつとにこの人びとの半
 数以上は非農業的なセクターで雇傭されてい

た。中産層とジェントルマンを区別する最大の基準が自ら稼ぐ必要があるか否かにあったとすれば、この才四階層がすぐ上の中産層の人びとから区別されるゆえんは、少なくとも一七・八世紀には、徒弟修業によつて正規に獲得された「技術」を含む「財産」ないし「生産手段」をいくらかでも所有しているか否かにかかつていた。したがつて、後者の区別線は前者、すなわちジェントルマンをノン・ジェントルから区分するそれよりも遙かに越え易いものであった。

そのうえ、スミスのいう四つの階層の内部にはさらに複雑多岐な階層の積み重ねがあり、同時代の法学者ブラックストーンも、⁽⁸⁾ 社会の上層だけで数十の身分を^{ステイト}区分している。まことに一八世紀イギリス社会は「二・三の階級からなる階級社会」といったものからは程遠く、数十にもほる階層の積み重ねであった。⁽⁹⁾ のである。それでいてそこには、階級の利害を代表する政党も労働組合も存在しない。本質

的にそれは、階級ないし階層の連帯よりは貴族・ジェントリから貧民大衆までを貫く縦の紐帯の社会であった。⁽¹⁰⁾

とすれば、そうした個々の縦のハイアラキのなかで、各個人(家族)の位置を決定したものは何だったのか。それこそが上述の「財産とパトロネジ」だったのである。すなわち、財産の絶対額とその種類、および友人や縁者の質と人数が問題であった。とりわけ財産の問題は決定的であった。同時代の大陸や

中世のイギリスでは、一般的にいってステイタスが財産や友人の質を決めたのに対し、一八世紀イギリスではその逆の傾向が支配的であったともいえる。大所領をもてばいずれば爵位にも手が届くということを示す事例はいくらもあるし、スミスのいうジェントルマンのオニ階層つまりジェントリは、大陸におけるその対応物である中・小貴族とは違つて、大土地所有者であることと「ジェントルマンらしい生活習慣」をもちていること以外には、

その地位を維持すべき法的・身分的根拠をほとんどもつていなかった。したがって、次節以下に検討するように、ジェントルマンとしての地位を直接は相続できない次・三男は、軍隊やプロフェッションの世界や実業界にはいることを余儀なくされたが、このような「ジェントルマン的職業」の世界でも、それぞれ職業に就くのに要する費用とその職業の社会的評価とは、ほぼ比例的な関係にあった。⁽¹¹⁾

しかし、財産の問題は反にその額の問題だけにはとどまらなかった。資産のなかでももっとも安定性の高い資産である土地財産こそがもっとも高い社会的地位、すなわちジェントルマンのそれを保障する。⁽¹²⁾ そればかりか、土地が与える社会的権威にも、その土地の所在地如何によって多様な格差があった。⁽¹³⁾ スコットランドやウエールズ土地は、イングラランドのそれほどの社会的地位を地主に保障はしなかつたし、アイルランドや西インド諸島の地主は、つまりところ後述する「疑似ジェ

ントルマンレの一類型でしかありえなかつた。
つまり、ブリテン島以外の地域にある土地財
産は、公債の形態をとつた財産や商業上の富
にも似た意味をしかもちえなかつたのである
が、それでも西インド諸島の不在プラントー
ヤアイルランドの不在地主、公債保有者、大
商人などは、不労所得によつて「ジエントル
マン的生活習慣」が維持できた資産家階級で
あり、その限りでプロフエシヨンの人びとや
将校たちとともに「疑似ジエントルマン」で

はありえたのである。この意味で彼らは、何
らかの富はもっているか、財産からあがる不
労所得をもつては生活しえず、もとよりジエ
ントルマン的な生活習慣はとも維持できな
いスミスの才三階層とは、決定的に相違して
もいた。

ところで一七・八世紀、とりわけ王政復古
以後のイギリスではすでに封建的土地所有は
ほぼ廃棄され、地主の絶対的所有権が確立し
ていたから、ここでは土地は完全に自由な商

品と化していた。つまり、十分な資金さえあれば誰でも地主になることができ、それぞれの時代に「ジエントルマン的」とみなされた教養や生活習慣を整えることによつて、しかるべき「友人」を確保すれば、支配層の一員たりえたのである。他方では、地主「ジエントルマン」がそのステイタスを維持するには、所領を維持し続けること以外に方法はない。市民革命前後に長子相続制が、「^{ファミリー・セル}継承的不動産区分」の厳格化という形をとつて強化される

のは、まさしくこのためであつた。(14) それゆゑ土地所有権の特殊なあり方へ私有財産権の確立と、その土地所有にイギリス人が与えた特殊な社会的価値とが重なりあつて、一七世紀後半・一八世紀のイギリスには、たんに「ジエントルマン」の二つの階層——G・キングの推計ではニ〇〇家族にすぎない貴族と一万六〇〇〇家族をこえる「ジエントリ」——のあいだだけでなく、「ジエントルマン層全体とノン・ジエントルマン層」のあいだにも、土地を媒介

としてかなり著しい社会的流動性が生じる余
 地がいちおうあった。ついでにちおうというの
 は、現実に新たに地主化してゆく人びとの数
 は、土地市場がきわめて不活潑になつたこの
 時代には、むしろ減少していつたと考えられ
 るからである。帝国形成過程で戦われた対蘭・
 対仏戦争に伴う財政負担が、地租の定形化を
 通じて中・小地主を没落させ、大地主による
 土地集積を推進する結果になつたこと、⁽¹⁶⁾ しか
 も大地主は継承的不動産処分を施すことが可
 能であつたから、彼らの土地は分散しにくか
 かつたことなどが、所領の売却件数を減少させ
 たからである。名譽革命前後の半世紀余の地
 主層の動向をこのように捉えるH・J・ハバ
 カクの見解には、辺境部の研究などを通じて
 散発的な批判はあるものの、⁽¹⁷⁾ トーリ派中・
 小地主の没落、ウィツク系大地主による政權
 壟断というこの時代の政治史上の動向とも整
 合的⁽¹⁸⁾で、依然として揺ぎない定説となつてい
 る。したがつて、一八世紀のジェントルマン

とノン・ジエントルマンの間の交流は、後者の一部が前者からの脱落者にかわって地主化するという伝統的なパターン——もとよりそれも消滅はしなかつたのだが——とは異った方法で保たれていた、と思われる。

事情は、社会的地位のいまひとつの指標をなしていたパトロネジの問題を検討すれば明確になる。パトロネジとはむしろ保護者と被保護者の関係をさす言葉だが、同じ社会的地位にある者同志の関係、つまり「友人関係」をも

含めて考えることができる。(19) ジエントルマンの友人をもつことかジエントルマンたることのオニの条件だったわけである。ジエントルマンたる友人をもつためには、自らそれぞれの時代に「ジエントルマン的」と認められた生活様式を維持しなければならぬ。生活様式とは、経済学分析装置でいえば、言葉のもつとも広い意味における消費のパターンにほかならない。とすれば、一八世紀のイギリスでは、極言すれば、一方での所得の高と質、

他方での消費の型こそが社会的地位の基準だ
 ったのである。しかも、前者の条件はしだい
 に緩和され、たとえば必ずしもイングラント
 の地主でなくても、財産所得によってオニの
 条件を満たしさえすれば、ジエントルマンの
 扱いをうけることになる。ジエントルマンの
 条件の重点が、所得の型からしだいに消費の
 規模と型に移行するにつれて、成功した商人
 や法律家にとってはいよいよ地主化しないでジエン
 トルマンになる可能性が生じてきたのである。

註

(1) F. Smyth, De Republica Anglo-rvm: The manner of Government or policie
of the Realme of England, 1585 (1970), pp. 20-34. ただし、

ほぼ同一の記述が W. Harrison, The Description of England,
 1587 (1968), pp. 94ff. にもみえる。

(2) P. Laslett, The World We Have Lost, 1965, ch. 2.

(3) H. J. ハバカク (拙訳) 『十八世紀イギ
 リスにおける農業問題』 (未来社、一九六

七年)、一一九—二〇頁。

(4) ウォルテール「林達夫談」『哲学書簡』—
イギリス書簡—『岩波文庫』一九五一
年)、六二頁。

(5) このような主張には批判もある。たとえば、

cf. J. McManners, 'France', in A. Goodwin, (ed.), The European Nobility
in the Eighteenth Century, 1953, pp. 25-28; R. B. Grassby, 'Social Status

and Commercial Enterprise under Louis XIV', Econ. Hist. Rev., 2nd ser., vol.

XII, 1960, pp. 19-38; P. Goubert, L'Ancien Régime, t. 1: La société, 1969.

しかし、フランスでもブルジョワの貴族化

がみられたとしても、「貴族になる」と

「平民のままでもジエントルマンたりうる」と

のとは、まったく意味が異なる。

いわゆる「移行期」のイギリス貴族をめぐ

る論争も、この角度から考察するべきであ

らう。すなわち、L・ストーンによれば、

イギリスで貴族制度が生き残りえたのは、

それか生活様式や教育その他、いわゆる「

社会的承認」の点で、一定の制約を設定し

たり、タイム・ラグを含んだりはしていた

か、つねに結局は、資産の階梯の頂点にある人びとに一致するように、自ら順応していったらうだ、という (L. Stone, 'The Inflation of Honours 1558-1641', *Past & Present*, no. 14, 1958, pp. 45-70).

しかし、このことは狭義の「貴族」よりはより広い「ジェントルマン層」の特徴だといふことかできる。「ジェンティリティとは、しよせん昔からの富豪といふことにはかなうない」のである (R. Ashton, 'The Aristocracy in

Transition', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., vol. XXII, no. 2, 1969, p. 317).

また、ス・ウルフは、イギリスのジェントルマンに与る階層はいちおうどこの国にも存在したし、この階層の人間が富を背景に爵位をえて貴族になるのはさして困難ではなかつたという。

しかし、そのウルフでさえ、イギリスのジェントリが圧倒的に高い社会的流動性をもったこと、土地市場が他国に比べて遙かに活発であったこと、貴族の次・三男のソロアエシヨンや実業の世界への進出が容易

ストにしても、次表のように、その地位と
 価格は明確に相関していた。

Lieutenant Colonel	£3,500
Major	2,600
Captain	1,500
Ensign	400

【出典】 E. Robson, 'Purchase and Promotion in the British Army in the Eighteenth Century', History, XXXVI, p.60.

(12) J. Carswell, From Revolution to Revolution: England 1688-1776, 1973, p.15.

(13) ibid., p.25.

(14) ハバカク、上掲拙訳、二〇頁および一六頁
 一六六頁。

(15) baronet を加えるところ、家族ほどになる。
 baronet の地位については、Blackstone, op. cit., vol.1, p.392.

(16) 地租定額化の過程については、隅田哲司『
 イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、

一九七一年、第六章、および W.R. Ward, The English

Land Tax in the Eighteenth Century, 1953, pp.17ff.

(17) ハバカク、上掲拙訳、ハ三一―一五頁。cf. B.A.

Holderness, 'The English Land Market in the Eighteenth Century:

The Case of Lincolnshire', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVII,

1974, pp.557-76; J.V. Beckett, 'English Landownership in the Later

Seventeenth and Eighteenth Centuries: The Debate and the Problems',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXX, 1977, pp.567-81; I. Bonfield,

'Marriage Settlements and the "Rise of Great Estates": The Demographic

Aspect', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXXII, 1979, pp.484-93.

「おし、ハシカク自身、その主張を変えて

おし、ハシカク Sir John Habakkuk, 'The Rise and Fall of English

Landed Families, 1600-1800', Part I, T.R.H.S., 5th ser. vol. 29;

Part II, T.R.H.S., vol. 30, 1980; esp. I, pp.205-07.

(8) J.H. Plumb, The Growth of Political Stability in England 1675-1725,

1967, esp. ch.6.

(9) 同時代の「友人」の意味について H. Perkin, op.

cit. (Social Causes), pp.132-33.

三 疑似ジエントルマンの概念
 「有閑階級で生活様式はまったくジエント
 ルマン的であるのに、その経済的基礎が土地
 財産にはおかれていない都市的な家族レを「
 疑似ジエントル pseudo-gentle」と称したのは
 A・エウリットである。^(イ)地主レジエントル
 マンとの接触も多く、一円の住民にパトリア
 ーカルな影響力を及ぼしたイン経営者などを
 彼はさしているのだが、ここでは概念を多少
 拡大して、ジエントルマンとノン・ジエント
 ルマンのあいだをつなぐ橋ないしエレグエイ
 ター的な階層と理解しておきたい。こういう
 ものとしての「疑似ジエントルマン pseudo-
 gentlemen」は、決して真正のジエントルマンで
 はない。医師が医療行為をなす限り、商人が
 貿易に従事する限り、いいかえれば何であれ
 勤勞によつて収入を得ている限り、本物のジ
 エントルマンではありえない。それは、上述
 のジエントルマンの二つの条件のうち、所得
 の型ではいささか本来の条件からはずれてい

るが、消費生活の型のうえでは完全に条件に
かなつてゐる人びとといつてもよいし、ジエ
ントルマンの次・三男の生活手段であつた「
ジエントルマン的職業」に従事する人びとと
いつても、ほぼ當つていよう。

これらの職種で大成功を納めた者は、さら
に本国内に土地を買つて地主、すなわち真正
のジエントルマンに転化したのだが、多くの
者は没落してノン・ジエントルマンの階層に
組み込まれていつてしまふ。「疑似ジエント

ルマン」の地位は、それに就くのにカネがか
かること——商人の徒弟になるにしろ、大学
や高等法学院に入学するにしろ、持校のホス
トを買うにしろ——、コネクションが不可欠
な点などのために、ジエントルマンの次・

三男以外には容易に得られるものではなかつ
た。しかし、他方では、これらの職種がいす
れも何らかの意味での「才能」を必要とする
ものであつただけに、競争の原理がいくらか
は作用し、ノン・ジエントルマンの家系の子

弟にもチャンスがあつたのである。しかも、
 才能はもとより相続しえないし、彼らか有し
 た「土地以外の形態の財産」、たとえば公債
 や商業上の富は、土地に比べれば不安定なも
 のであつたから、結局、上昇も下降もせずに
 「疑似ジエントルマン」の地位に何代もど
 まることは困難であつた。⁽²⁾「ジエントルマン
 的職業」はこうして、イギリス近代社会の上
 層部につねにある程度の社会的流動性を保障
 したのである。この階層を踏み台としてジエ

ントルマン層に上昇してゆくタイプを、R・
 S・ニールに従つて「サミュエル・スマイル
 ス型」、遂に下降する人びとを「サンチヨ・
 パンザ型」とでも呼んでおきたい。⁽³⁾
 いずれにせよ、このような流動性の存在こ
 そが、ジエントルマンのヘゲモニーの長期に
 めたる安定の基礎であつたことは間違いない。
 被支配層から有力な個人をたえず補給して自
 らの活力を高める一方、被支配層の内部に社
 会構造の变革を求めるエネルギーが危険なほ

どに蓄積されるのを防ぐ。これが、ジエント
 ルマンに支配層の自己保存策だったのである。
 このような構造になっていたからこそ、「商
 業革命」期の商人たちも、産業革命期の工場
 主たちも、ジエントルマン支配の打倒を口に
 するよりも、自ら地主にジエントルマンの思
 考・行動様式をなぞらえ、「われわれもジエ
 ントルマンである」と主張する——つまり「
 疑似ジエントルマン」化する——ことになっ
 たのである。

このような機能をもった「疑似ジエントル
 マン」層は、すでに十六世紀にも確認できる。
 著名なW・ハリソンの一文はその好例である。
 強い非難をこめて彼はいう。「誰であれイギ
 リス王国の法を学ぶ者、大学で学問に没頭す
 る者、医学（内科学）や一般教養学を修める
 者、戦争に際して将軍となったり、国内で王
 の治世を補佐することによって王国に貢献する者で、
 肉體労働をせず、ジエントルマンらしい姿か
 たち、顔つきをするこゝろかでき、またそうす

(岩波書店原稿用紙)

だでは、これかほぼ共通の社会認識となつて
 いたことを窺わせる。このような意味で、ハ
 リソンがあげた職種とは、一六世紀におけ
 る「ジエントルマン的職業」であり、その従
 事者は、もつとも古典的な「疑似ジエントル
 マン」であつたといえよう。
 とはいえ、一六世紀では、なおこの階層の
 規模はごく小さかつた。ピューリタン革命前
 の一世紀間、とくに一六世紀末以降の時期が、
 地主「ジエントルマン」の次・三男問題が極度
 に深刻化した時代であつたのも、このためで
 ある。ハリソンのあげた職種のうち、医師と
 法律家は聖職者とならんで歴史もつとも古
 いプロフエシヨンであるが、これらの職種で
 成功するには才能が不可欠であり、ノン・ジ
 エントルマン層の出身者との競争に晒される。
 しかも、修道院はなくなつていゝうえ、宗教
 をめぐる情勢はなお混乱していたから、聖職
 は決して安定した職種ではなくなつていた。
 大学も卒業生が急増したにもかかわらず、教

授ポストはふえず、^⑧「疎外されたインテリ」
 が繰出して、ピューリタン革命の知的前提の
 ひとつとさえなっていた。

将校というポストも、王政復古後の帝国内
 成期と比べると、数も少なく有望なものでは
 なかった。アイルランドや新世界への植民活
 動はこうした背景があつて企画されたもので
 あり、「ジエントルマン的職業」のひとつと
 考えられていたが、もとよりこの時代に成功
 したものはほとんどなかった。したがつて、
 ジエントルマンの次・三男にとって残された
 唯一の道は、もつとも古典的な方法、つまり
 国王や貴族の家臣、従者となることであつた。
 しかし、この点では「ジエントリの勃興」の
 世紀が「貴族の没落」の世紀でもあつたこと、
 宮廷というものもまた、すでに革命前から財
 政難が深刻であり、革命期にいたつては存在
 もしなくなつた事実を想起すべきであろう。

こうして、「疑似ジエントルマン」になる
 こと自体が、この時代には極度に困難であつ

た。『こんな暮しをぼくのような生まれの紳
 士にふさわしいものといえるかね。兄貴の馬
 の方が大事に育てられているよ』と嘆息し
 たのは、お気に召すままの劇中人物である。
 か、シエイクスピアを引合いに出すまでもな
 く、『ジエントリの勲興』の犠牲となつた次
 三男たちの不満を示す文獻は枚挙に暇がない。
 たとえば、T・ウィルソンはイギリスの社会
 構造を分析した著名な著作『イギリスの狀態』
 のなかで、『モルトの山の上に猫が食べ残し
 た程度のもの、つまりごく少額の終身年金く
 ろいしを、長兄夫婦の慈悲によつてあて加わ
 れるにすぎないのか』次三男だと嘆いている。
 『次三男とは、いわば可怒れる若者たち』
 であつた。というJ・サーズクによれば、⁽¹¹⁾ 草
 命に際しても、W・ウエリンヤJ・リルバー
 ンのような小ジエントリの次三男をリバー
 ーとしたレウエライズヤ、長兄すなわち有産
 者、次三男すなわち無産者と定義したデイ
 カーズに対して、長兄たちを指導者とした独

立派な長子相続制をめぐって対峙したのだ、
 という。ジエントルマンの次・三男が「ジエ
 ントルマン的職業」にも就けないとすれば、
 イギリス社会を二分する深いクレヴァスを越
 えて、ノン・ジエントルマンの階層にいきな
 り転落することを意味する。「むしろヨーマ
 ンの家に生まれたかった」と漏らす者さえあ
 ったのも、理解できないことではない。
 しかし、状況は王政復古とともに一変する。
 ジエントルマンの次・三男問題を扱った論説
 は突然影をひそめ、一九世紀中頃までは
 や言論界の主要な問題ではなくなっていまう
 のだ。一七世紀前半まではあれほど深刻であ
 った地主リジエントルマン家系の次・三男問
 題はどこへ行ったのか。

もちろんこの問題には、ただちに想起される
 解答がいくつかある。厳格継承的不動産処分
 が採用されることが多くなり、次・三男の財
 産相続上の立場を改善したことは、とくに重
 要であった。⁽¹²⁾ そのうえ、王政復古後には宮廷

役人への道が再びひらかれ、聖職もまた国教会がいちおう安定して多少とも魅力を回復した。医師の世界でも伝統的な内科医フイジシアンのほかに、外科医サージヨンやアポシカリの地位が著しく向上して、ジェントルマン的職業のふつつになりつつあったし、土地財産管理ランド・ステュワード人なども同様であった。⁽¹³⁾

また人口学上の変化も、次・三男問題の解消にいくらか与っていたと思われる。もともとジェントルマン階級ではとくに人口制限がなされる傾向が強かったのだが、一七世紀末・一八世紀初頭には、公爵の家系だけをサンプルとして算出された上流階級の人口再生産率は〇・ハ〇(14)で、あまりうかに人口減少の傾向にあった。とくに結婚市場の一般的傾向や持参金の変化からみて、男子の減少が著しかったことが予想される。

しかし、王政復古とともにジェントルマンの次・三男問題がいっきよに解消された理由としては、これらの事情はあまりにも弱い。そうだとすれば、いったい決定的な理由はど

とにあったのか。

註

(1) A. Everitt, 'Social Mobility in Early Modern England', Past & Present, no. 33, 1966, p. 71; id., Change in the Provinces: the Seventeenth Century 1969, pp. 43-46.

(2) R. Grassby, 'English Merchant Capitalism in the Late Seventeenth Century: The Composition of Business Fortunes', Past & Present, no. 46, 1970, p. 107.

(3) R. S. Neale, Class and Ideology in the Nineteenth Century, 1972, p. 101.

(4) W. Harrison, op. cit., pp. 113-14.

(5) ibid., p. 114.

(6) T. Smyth, op. cit., pp. 28-29.

(7) anon., A General Description of All Traders Digested in Alphabetical Order, 1747, pp. 1-xxxii; R. Campbell, op. cit., pp. 24-50, 66-83.

なお、プロフエションの階層の動向も、後

述する証券・^{ストック}ジエントルマンのそれと同じく、

決して一九世紀に固有の現象ではない。こ

の点については、A. M. Carr-Saunders, Professions: Their

Organizations and Places in Society, 1928 を批判した E. Hughes,

'The Rise of the Professions in the Eighteenth Century', Durham Univ.

Journ., n.s. vol. XII, 1952, pp.46-59. 41 51 cf. B. Hamilton, 'The Medical

Professions in the 18th Century', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. IV,

no.2, 1951; W. R. Ward, 'Some Eighteenth Century Civil Servants: The English

Revenue Commissioners, 1754-98', Eng. Hist. Rev., vol. LXX, 1955;

W. Prest, Lawyers in Early Modern Europe and America, 1981 etc.

(8) M. F. Curtis, 'The Alienated Intellectuals of Early Stuart England',

in F. Aston, ed., Crisis in Europe, 1560-1660, 1965, pp.299, 305 et passim.

(9) 『ロジエイクスピア全集』2 (筑摩書房版)

九六七年(一)六六頁。阿部知二訳。

(10) Thomas Wilson, The State of England Anno Dom. 1600, (1601) 1936, Camden

Miscellany, 3rd. ser, vol. XVI, p.24. 「上流階級の次。

三男の身分」という一節がわざわざ挿入さ

れている。

(11) J. Thirsk, 'Younger sons in the Seventeenth Century', History, no.182,

1969, pp.358+77.

(12) 栗原真人「婚姻継承財産設定 Marriage Settlement

の歴史的意義をめぐって」(『香川法学』

一一一、一九八二年)、一五二頁。

四 商人の社会的地位

地主にジェントルマンの次・三男問題はこへ行ったのか。結論を先取りしていえば、こうだ。ピューリタン革命から七年戦争に至るまでの重商主義戦争とその結果としての帝國植民地体制の確立、これと関連した「商業革命」が、急激な変化の根本的原因であつただろう、と。

革命をひとつの転換点として、商人の社会的評価が著しく変化する。「商業革命」が商人を「疑似ジェントルマン」の地位に押し上げたのである。また、重商主義戦争は、直接の結果として、将校をこれまでよりは遙かに見込みのある職種にしたばかりか、戦費捻出のためにおこなわれた公債の大量発行——「

財政革命」——を通じて、土地ではなくて「

証券」に基礎をおく資産家層を生んだ。さら

に、戦争が次つぎとイギリスの勝利となって

植民地が拡大されると、本国ではなく植民地

に土地を所有する植民地地主たちが、続々と

出現した。こうした植民地地主の頂点には、アイルランドや西インド諸島の大地主のように、自ら帰国して本国のジェントルマン社会に接近し、政治上の大圧力団体を形成した層がある。その下には、不在化までにはできないために、植民地において徹底したジェントルマン的生活様式を追求した在地の地主、プランターがおり、タブリンヤキングストンヤカルカタには紛れもない「疑似ジェントルマン」の社会が形成された。

これらの植民地にはまた、医師、法律家、聖職者などが少数ながら存在し、不在地主のための所領管理人と並んで、いわば植民地地主の予備軍となっていた。この階層にも、多くの本国ジェントルマンの次。三男を見出すことができるのである。

一七世紀中頃以後の重商主義的對外発展は、こうして商人リジェントルマン、ストック・ジェントルマン、植民地ジェントルマンといった新型の「疑似ジェントルマン」を大量に

生みだすことによつて、ジエントルマンの次
 三男問題に象徴される社会的緊張をいっきよ
 に緩和した、といえるのではなからうか。市
 民革命と産業革命に挟まれた一八世紀社会の
 相対的安定は、植民地という安全弁の存在に
 よつて保たれたと思われるのである。したが
 つて、以下、まず商人の社会的地位の変化か
 ら検討しよう。

前節にあげたハリソンの一文には、もうひ
 とつ注目すべき事実がある。すなわち、そこ

には商人——^{マーチャント}当時の用語法では「外国貿易商」

のことに——への言及がみられないことである。

というより、ハリソンは明らかに商業を「ジ
 エントルマン的職業」とは認めていなかつた。

物価高や物資の不足の原因が商人にあるとす
 る彼は、商人がジエントルマンと交流してい
 ることは認めながらも、あくまで「ジエント
 リの下層市民層に位置する者」と断定してい
 るのである。⁽²⁾

このような反商人的な見解は、一六世紀に

あつては特異なものでもなかった。たとえば、没落したジエントリの救済には戦争しかない」と説いたD・ディグズも「商業などというものは、フイレンツエやウエネツィア以外ではジエントルマンにふさわしい仕事ではない⁽³⁾」からだと主張しているのである。T・ウィルソンの場合も、ジエントルマンに次ぐ階層は「法律家、大学教授、聖職者」などとなつており、商人はそのなかに含まれていないようにみえる。⁽⁴⁾

ハリソンやウィルソンから一世代後の一六二〇年代に執筆したと思われる主著『外国貿易によるイングラントの財宝』のなかで、東インド会社重役T・マンは次のようにいう。「実際のところここイングラントにおいては、多くの商人が他の国々におけるほど、その職業にかんして奨励を受けていないことに気が付いており、また、この貴い天職に見合うほどの……評価をうけていないこともみているので、自らの職業に秀でようと努力しないので

ある。わが王国の貴族階級にはみられないか、他の国々においては、この職業によって親子代々その富を著しく増大し、家名と家系とを維持することが行われている。ところかわか国では、貿易商人の名声はもつとも富裕なもののそれでさえたちまち消えうせ、子供は富を残されなから父の職業をさがすみ、へ名ばかりにすぎないのに、ジエントルマンになって、その財産を悪行と放らつさのうちに消費しする、と。ハリソンやウィルソンのような人

文え義者とは違って、これが商人自身の声であることには注意しなければならぬか、それにしても、この一文からは少なくとも二つのことが読みとれよう。オ一には、イギリスでは、商人の社会的地位が不当に低くなつてゐる、と商人自身が感じていたこと、オ二には、したかつて、成功した商人は地主リジエントルマンに転化する傾向が強くなり、ウエネツイアやオランダの都市貴族に匹敵する豪商の家系（いわゆる Merchant Dynasties）が成立する

可能性がごく少なかったこと、かそれである。⁽⁶⁾
 ところか、王政復古以後の「商業革命」期
 になると、状況は一変する。同時代の人物で
 はないが、一八世紀に活躍した歴史著述家、
 チャーミスは、王政復古期のイギリス経済
 の繁栄の原因として、次のような事実をあげ
 ている。いわく、「とりわけ行動様式の変化、
 つまり結婚による上流階級と中産階級の交流
 が、ジエントリをして、否、貴族の分家筋を
 してさえ、息子たちを商人の徒弟に出すよう
 になったことがあげられる。このことによつ
 て、これまではただ利益があがるという意味
 しか持たなかったひとつの職業が、高貴なも
 のに高められたのである。他方では、実業界
 はこうした上流人士の豊かな資本とすぐれた
 知識を利用することか可能になったのだ。⁽⁷⁾
 それどころか同時代人のなかにも、さらに
 明快な見解の持主もいた。すなわち、一六八
 六年に出た匿名の小冊子の著者がそれである。
 国内商人とは厳密に区別さるべき外国貿易商

は豊かな相続資産を元本としてもち、生まれも悪くはないうえに、現代の外国語はもとより古典語の教養をさえ有し、諸外国の度量衡や通貨、商品、政治や慣習、天文学、航海術などあらゆる分野について深い知識を要求される。したがって、貴族やジェントリは自分自身であれ、息子であれ、商業に従事することを不名誉などと考えるべきではないし、と彼は主張する。⁽⁸⁾この高貴な職業^{カロフエション}を上流人 Person of Quality にはふさわしくないといつて

騒ぎたて、貶めるのは馬鹿げた、不当で、不快なやり方である。商人が金儲けをするのが問題……なら、ジェントルマンが官職や土地を売買し……法律家や医師が相談料^{フィー}をとりながら家名や法衣を織したなどといわれないはなぜなのか。商人ばかりが為替を受取るからといって、その生来の権利を奪われるべきいぬれはないし、と彼は断言するのである。⁽⁹⁾

このような変化は、名誉革命の年のイギリス社会の状況を分析した例の G・キングにも

十分反映している。というのは、彼の社会構成表では、「ジエントルマン」、「官僚」に続いて「外国貿易商」がおかれ、その下に法
律家や聖職者が並べられており、彼自身、商人をここにいう「疑似ジエントルマン」の中
核に措定していたことを示唆しているからで
ある。

さらに、一七世紀後半以来、父から息子へ
引きついで半世紀以上にわたって出版され続
けたチエンバレンのロイングラント評判記に

を版を追って辿ってみると、同様の変化がよ
り鮮明に浮んでくる。すなわち、自らジエン
トルマンの家に生まれた、いわば旧世代の人
間であった父エドワードは、一六九二年版に
おいてさえ、次のように述懐している。「ご
く近年まで、イギリスの貴族やジエントリは
なお息子たちにショップ・キレビング商売をさせるのは、一門の名
誉や名声に反する穢わしいことと思っていた
ものだ。商売は隸従のしるしだし……紋章官
も、そうなるとジエントルマンの資格

gentility
(「紳士性」)

が失われるものと判定していた。ところが
 が、最近では準男爵やナイト、ジェントルマン
 の子供たちが、店を構えるばかりか、ときには
 行商をさえおこなない、わが国民の恥辱となつ
 ている。⑩ 詳細にみると、エドワード・チ
 エンバレンが問題にしているのは、むしろ国
 内商業のことであるようにもみえるが、それ
 にしても、商行為という「奴隸的」な生活が
 りは「高貴な精神」をもつ青年貴族にはまっ
 たく不向きだと、彼が考えていたことは、確実
 である。ところが、父の死後、一七〇四年か
 ら改訂版を発行した息子ジョンになると、「
 商売人トレイスマンは平民のなかにかぞえられるが、……
 その一部である外国貿易商は、公共の福祉を
 増進することと大であり、よく寄附をし、気前
 かよいので、イギリスでもっとも評判の良い
 階層である。……この国では、貿易商になる
 ことはジェントルマン家系に生まれた者にと
 っても、とくに次・三男にとっては何ら恥
 かしいことではない」と主張しているのであ

る。(11)
 すでにこの頃になると、アデイソンのよう
 な評論家も「商業はイギリスの領土を一片た
 りとも増やさないが、新たな帝国にも似たも
 のをもたらし、富者をふやし、土地財産の価
 値を限りなく上昇させる」と主張し、「諸般
 の事情にてらして、商人ほど有益な社会層は
 ない」と認めるようになる。(12)しかし、商人、
 実業家の社会的地位、つまりジェントルマン
 と彼らの相互関係について、この時代にもつ
 とも多くの著作をもつた人物、しかもこの
 尚題について過激ともいえるほど進歩的な思
 想をもっていた人物は、ほかならぬD・デフ
 オーであった。ロンドンの肉屋の家に生をう
 けながら、本名のTobaccoをあえて貴族風のDe
 Defoeと改姓さえした彼にとって、ジェントルマ
 ンへの上昇こそが人生の目的であり、彼がも
 のした文芸作品のほとんどは、ノン・ジェン
 トルマンが植民地を踏み台として、ジェント
 ルマンに成り上ろうとする苦難の物語である。(13)

すなわち、文芸評論家M・シナゲルのいう「
 デフォーの植民地命題」である。⁽¹³⁾しかし、彼
 のジエントルマン志向をもつとも直截的に示
 してゐるのは、晩年の二著作「⁽¹⁴⁾コイギリス商人
 大鑑」(一七二七年)と「⁽¹⁵⁾コイギリス紳士大鑑」
 (一七八・九年執筆、未完)とである。どちら
 の論説にも、軽蔑を言んだ地主の言葉に対し
 て「いかにも私自身はジエントルマンではな
 いか、私にはジエントルマンへの地位」を買
 い取ることかできると豪語する商人を登場
 させたデフォーにあつては、商人より地位の
 低い国内商人でさえ「トレイディング・ジエ
 ントルマン」たりえたのである。⁽¹⁶⁾それどころ
 か別の個所では、「チャールズ二世の言葉に仮
 托して、「トレイズマンこそが、イギリスの
 唯一のジエントリ層」⁽¹⁷⁾とさえいうのである。
 しかし、ここまで言つては言い過ぎであつ
 て、彼自身の真意は次のようなところにあつ
 たといふべきであらう。つまり、「近年」
 法律、商業、戦争、⁽¹⁸⁾航海、および、公債保

有……などで巨富をえる人びとが増えている
 が、彼ら自身は必ずしもジエントルマンとは
 認められない。しかし、その息子となると、
 しかるべき教育を受け、徳性も身に備えるの
 で、彼らは紛れもないジエントルマンとみな
 される。それがころか、父親たちにしても、
 ほとんどそれに近い扱いを受けているのだ。
 実際問題として、結婚や買収によって、古く
 からのジエントルマンの家系と商人や法律家
 のとの融合が起こっている。ケントやエセ
 ックスのジエントリのニ。家族くらいまで
 は商人の出身であり、本来の地主というのほ
 五分の一にも満たない。遂に実業界にはいっ
 たジエントルマンの子弟は無数にいるが、こ
 ういう出自の実業家はいうまでもなくジエン
 トルマンである、と。
 ここで、かなり錯綜ないし混乱もしている
 デフォートのジエントルマン概念を詳細に分析
 する余裕はないが、彼の主張には、当時とし
 てはなお「願望」の域を出ない部分が含まれ

ていたことは確かであろう。しかし、彼の主張のうち、ジエントルマンの次・三男が商業の世界に大量に進出したこと、外国貿易商は「ジエントルマンに近い」扱いをうけたことなどは、ほぼ正確な歴史事実と考えられる。なぜなら、たとえば一七三三年にロンドンで初版の出したカオルテールの『哲学書簡』でもほとんど同じ観察がみられるからである。

一八世紀中頃までには、こうして貿易商人は「ジエントルマン的」な階層とみなされた。

G・ミリージュといえはスイスからの移民で、上述のチエンバレン父子の刊行物に似た『イギリス案内』を一七〇七年から四八年にかけて一版上梓した人物だが、その最終版には

次のような一節がある。いわく、「以前は、

国内商業は、ジエントルマンの体面を穢す、

賤しい職業であったが、いまでは豊かな国内商人もその職を離れさえすれば、ジエントル

マンとみなされる。外国貿易商についてい

ば、彼らは国内商工業の基礎となり、国富

るともつと激しく、商人の方が貴族より歴史
の古いものだと言語してさえいる。⁽²³⁾

一世紀余にわたる「商業革命」を背景とし
て、貿易は^(商)もつとも典型的な「ジエントルマ
ンの職業」^(商)となったのである。デフォールの夢
は実現し、^(商)「商人」^(商)「ジエントルマン」^(商)の概念
が成立したのだ。⁽²⁴⁾地主「ジエントルマン」の次
三男問題は、まず第一にこうして解消された
のである。「地主支配体制」^(スウェーデン)が大商人層をパ
ートナーとしたのは、けだし当然であった。

しかし、なお留意すべき事実が二つ残って
いる。ひとつは、それでも地主の商人に対す
る姿勢はなおアンビヴァレントなものであつ
たという点である。一八世紀末に書かれた
『高慢と偏見』^(ロッセ)のなかでも、作者オーステイ
ンはその登場人物について、「兄と自分たち
の財産が商売で儲けられたものだという事情
の方は、忘れがちであつた」と論難している。⁽²⁵⁾

商人は「疑似ジエントルマン」になつたので
あつて、真正のジエントルマンになつたわけ

ではないのである。

いまひとつの由題は、「ジエントルマン的

になつたのは貿易商であつて、国内商や製造

業者はあくまでその枠外にあつたといふこと

である。以上に引用した文献のなかにも、と

きとして「トレイド」といふ、きわめて解釈

の難しい言葉が使われているが、地主リジエ

ントルマンの貿易商に対する姿勢と製造業者

に対する姿勢とは、「一八世紀にかんす

る限り、雲泥の差があつたことはまちがいな

い。一九世紀はじめにマンチエスター史を著

した「J・ウイラー」の次の二文を比べれば、

事情が明確にならう。彼はまずいふ。「「ジエ

ントリ……階級は戦争による高物価で次・三

男に他の生活手段を見つけてやれず、「次々で

はあつたが彼らを商業の世界に入れた。一八

世紀にはこういう人物が大勢マンチエスター

にも現われ、「彼らの新たな血がはいつたこと

で、「イギリス商人の格が上つたことには疑問

の余地がない」と。しかし、「ジョージ一世

(岩波書店原稿用紙)

マニユファクチャー

時代に製造業者の徒弟に出されたカントリ・
 ジェントリの息子たちは、当時の「小規模な
 カントリ・ジェントリの生活は決して贅沢な
 ものではなかつたのだが……それでも「実家
 とは」非常に違う扱いに耐えられずに……ほ
 とんどはやめてしまつて軍隊か海にむかつた
 というのである。地主はジェントルマンは商
 人とは相容れることができたが、製造業者と
 はそれができなかつたのである。職工でもジ
 エントルマンになれるとか、労働者とジェン
 トルマンの区別もなくなるという、S・スマ
 イルズやA・マーシャルの立場は、一八世紀
 にはたとえたんなる空想としても存在しえ
 なかつたといふべきであらう。

註

(1) ex. D. Defoe, The Complete English Tradesman, in Familiar Letters,
 (1727) 1969, vol. 1, pp. 2-3.

(2) Harrison, op. cit., p. 115.

- (3) Dudley Digges, Four Paradoxes or Politique Discourses, 1604, pp. 77-79.
- (4) Thomas Wilson, op. cit., p. 23.
- (5) T・マン(渡辺源次郎訳)『外国貿易によるイングランドの財宝』(東京大学出版会、一九六五年)、一五―一六頁。
- (6) Cf. H. Peacham, The Complete Gentleman and Other Works, (1622), ed. by V. B. Heltzel, 1962, p. 21.
- (7) G. Chalmers, An Estimate of the Comparative Strength of Great Britain, 1794, p. 46.
- (8) anon., The Character and Qualifications of an Honest Loyal Merchant, 1686, pp. 6-9.
- (9) ibid., pp. 9-10, 12.
- (10) E. Chamberlayne, Anlæe Notitia, or The Present State of England for the Year of 1692, p. 109.
- (11) John Chamberlayne, Anlæe Notitia..... for the Year of 1707, p. 110.
- (12) Addison, The Spectator, no. 69, Everyman's Library ed. vol. 1, p. 214.
- (13) イギリス小説の原流となったとも考えられるデフォーの物語り的な作品は四点あるが、そこではいずれも貧しい境遇からスタートした主人公が、主として海外、とくに植民

地を舞台として大成功を遂げ、ジェントル
 マン（レディン）に近い地位をえる姿が描か
 れる。とりわけ、伝統的な中産階級の地位
 に安定することを勧める父親の忠告を振り
 切って「海に」むかうロンロン・クルーソ
 ーは、新・旧世代の人生観の違いを身をも
 つて示している。しかし、「植民地」をベ
 イスとして富裕になつたとしても、なおし
 かるべき「敬養」や徳性、とくに宗教性を欠く
 ときには、完全なピエントルマンとは社会
 的に承認され難いということも、こゝらの
 「小説」の主題の一部を構成していること
 である。こうして、デフォーが「
 小説」の形で主張したその「ジェントルマ
 ン」像は、出生「血筋」は問題にせず、資産
 と敬養・徳性を決定的なメルクマールとす
 るものである、ということができる。（D. Defoe,

The Life and Strange Surprising Adventures of Robinson Crusoe, 1719:

id., *The Fortunes and Misfortunes of the Famous Moll Flanders*, 1722:

id., *The History of Colonel Jacque*, 1722; *id.*, *Roxana: The Fortunate*

Mistress, 1724.)

なお、わが国では、大塚久雄の『国民経済』
（大塚久雄著作集6、岩波書店、一九六九
年）をはじめ、天川潤次郎の『デフォー研究』
（未来社、一九六六年）、山下幸夫の『近代
イギリスの経済思想』（岩波書店、一九六
八年）、内多毅の『イギリス小説の社会的成
立』（研究社、一九六〇年）など経済史・
英文学史両面で多くのデフォー研究がでて
いるが、いずれもそのロエーリタン倫理の
面からのアプローチが目立ちすぎ、リジエ
ントヒマン論の立場からする研究はごく
少ない。

(13) M. Shinagel, Daniel Defoe and Middle-Class Gentility, 1968, ch. 6.

(14) D. Defoe, The Complete English Tradesman, (1727), 1969, 2 vols.

(15) id., The Compleat (sic.) English Gentleman, ed., by K. D. Bulbring,
1890.

(16) id., op. cit. (Tradesman), vol. I, p. 308.

(17) Ibid., p. 304.

(18) ニニデフォーは、直接持接として従軍し

した者のほか、軍需によって巨富を獲得、
 ジェントリの栄誉「をえた人、つまり「政
 治的」な人」とも言及している。id., op. cit.,
 (Gentleman), p.257. のような社会層については、
 N. Baker, Government and Contractors: British Treasury and War Supplies,
 1275-1283, 1971, pp.216-40.

(19) Defoe, op. cit. (Gentleman), p.263.

(20) ウォルトール・上掲『読書』六二頁。

(21) Guy Migege, The Present State of Great Britain, 1748, reproduced in
 D.A. Raugh, ed., Aristocratic Government and Society in Eighteenth-
Century England, 1975, p.47.

(22) M. Postlethwayt, Universal Dictionary of Trade and Commerce, 1774,
 vol.1, 'commerce'.

(23) Thomas Mortimer, Lectures on the Elements of Commerce, Politics
and Finances, 1772, p.171 et passim.

(24) "merchant=gentleman" という語の初期の用例とし
 て、The London Magazine, April, 1732, p.10 における
 "a merchant and polite young gentleman" や次節註(10)など

かあがられる。

(25) J・オースティン(富田彬訳)『高慢と偏

見『(一)、岩波文庫、一九五〇年』、二六頁。

(26) J. Wheeler, Manchester: Its Political, Social and Commercial History,

Ancient and Modern, 1836, pp.146-47.

(27) Ibid., p.149.

(28) A. Marshall, The Future of the Working Classes, 1873, p.18.

五 「商人リジエントルマン」の存在形
態

王政復古期を境に外国貿易商の社会的地位
が急速に上昇し、「商人リジエントルマン」
の理念が成立した、といった。いわば商人は
「疑似ジエントルマン」化したのであり、商
人のままでもレスペクティブにつまり「ジエ
ントルマン的」でありうると思はれはじめたの
である。しかし、理念のレガエルではなく、
現実の商人はどのような社会的存在であった
のか。そもそも彼らは、均質なひとつの階級
をなしていたのか。彼らと地主社会との交流
は、実際にはどの程度あったのか。これらの
問題をめぐっては、早くはH・J・ハバカク
やW・E・ミンチントン、最近ではN・ロジ
ヤーズ、D・T・アンドリュエーらの研究ない
し論争がある。⁽¹⁾

論争の行方がいっこうに判然としないのは、
ひとつには議論が程度の問題にかかわってい
るからであり、いまひとつには、史料の関係

上、総括的な統計研究ができません。「印象主義
 的」手法に頼る以外にないことに原因がある。
 たとえば、前節にあげたT・マンのいうよう
 に成功した商人の間で地主志向が強くと「家
 族の家系」が成立しにくかつたのだとすれば、
 一七世紀前半では「商人層」のアイデンティ
 ティは弱かつたといふべきであらう。これに
 対してR・G・ラングは、「……ロンドンの
 上流商人で、地主家系の出の者はまれだし……
 その富の力をもつて土地に回帰した者もほと
 んどいない」と断定しているのだが、彼が調
 査の対象としたのは総数一四〇人のオリガマ
 ン経験者にすぎず、しかもそのうち一一八人
 は土地所有者であり、ほぼ五分の一が地主II
 ジェントルマンの子弟であることを承認した
 うえでのことなのである。オリガマン経験者
 はロンドン商人全体を代表しているとは言
 えないし、五分の一という数値は大きいのか小
 さいのか、判断の根拠は必ずしも明確でない
 のである。したがって、ここでも部分的な計

表9-(1)17世紀ロンドン市民の資産額

資産額(£)	1586 - 1614年		1666 - 1677年		1678 - 1693年	
	件数	%	件数	%	件数	%
0	235	14.86	264	23.12	155	19.82
1 ~ 500	927	58.63	449	39.32	302	38.62
501 ~ 1,000	167	10.57	147	12.87	110	14.06
1,001 ~ 5,000	199	12.59	228	19.96	174	22.25
5,001 ~ 10,000	33	2.09	39	3.41	22	2.81
10,001 ~ 20,000	13	0.82	12	1.05	15	1.92
20,001 ~ 30,000	6	0.38	1	0.09	2	0.26
30,001 ~	1	0.06	2	0.18	2	0.26
5,001 ~ 計	53	3.35	54	4.73	41	5.25
501 ~ 計	419	26.51	429	37.56	325	41.56
計	1,581	100.00	1,142	100.00	782	100.00

[出典] R.Grassby, 'The Personal Wealth of the Business Community in Seventeenth-Century England', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXIII, no.2, 1970, p.224 (The Court of Orphans of Londonの資産目録); Phelps-Brown and Hopkins, in Economica, 1956.

量データを可能な限り利用しつづ、最終的には総合的な状況判断に頼るハバカク流の「印象主義」的手法の方がむしろ有効であろうと思われる。

一七・八世紀の商人社会には何か起ったのか。計量的に確認できることからはじめよう。まずオーストリアに「商業革命」は商人の富を顕著に増加させた。ロンドンの「孤児裁判所」に残された記録で、五〇〇〇ポンド以上の資産を残した市民は、一六・七世紀の交には三・

三五パーセントであったが、半世紀後の一六六六―七七年になつても四・七三パーセントにしかならなかつた。この間に物価は三〇パーセントほど上昇したから、上流商人層の富は事実上あまりふえなかつたと思われぬ。これに対して、引き続き一六年前の数値をみると、物価の下降傾向がありながら、その数値は五・二五パーセントにまで上昇する(表9―1参照)。この傾向は、W・K・ジョーダンの主張とも一致する。⁽³⁾

ロンドン商人の個人的な財産額ではなく、
 全国民の所得のなかで「商業上の収入」が占
 める比率も、「商業革命」によって急上昇を
 遂げたことは、G・キングとJ・マシーの政
 治算術書を整理・対比した表4-1(3)Iをみれ
 ば明白である。

しかし他方では、史料が得られる範囲で
 もっとも包括的に個別商企業の粗利潤率を調
 査したR・グラズビーによれば、成功した商
 人の企業利潤率は、一七世紀はじめのニ〇パ

ーセント前後から世紀末以後の数パーセント
 へ、一七世紀のうちに顕著に低下する(表9
 -1(2))。グラズビー自身はこの事実から、イ
 ギリス商人の会計技術が未熟で、すでに他の
 投資部に比べて不利になっていくことに気
 付かずに商業投資を継続し、結果的にはイギ
 リスの経済発展に革新的な役割を果すことが
 できた、⁽⁴⁾という。しかし、この事実はまだ、
 次のような変化をも示唆している。すなわち、
 一七世紀前半では、商業は依然として一攫千

表 9-1 (2) 年間粗利潤率推定のデータ

年代	1600年	1624年	1651年	1691年	1713年		
法定最高利率	10%	8%	6%	6%	5%		
代表的な事例	東洋炭会社 25% ~ [W.R.Scott] 20-25% [Crawthric] 石炭海運 25% Sir Thomas [H.N.] Culpepper 10-12% Sir Lionel Cranfield 1598-1613年 14% 1615 20% etc.	東洋炭会社(1632-40年) 21.9-17.8% R. Ardale 1624-7年 14% 1631-33 7.7% Sir Thomas Cullum 16-14% Nicholls 15.3-11.4% [A. Skimpson] etc.	東洋炭会社(1685-88) 13% ~ 8 1/4 % 東洋炭会社 7% W. Atwood 12% Sir William Turner 7% Rolle 6% Sir Josiah Child 8-9% Sir Dudley North 7-3 1/2 % Wm Hoskins 6.8% etc.	Joint Stock Co. 12 1/2 % Sir Francis Brewster 5% F. Herme 8% Wm Stout 10.2% Davenport 6% etc.	[Rares] 10-15% cloth Industry (Wicks.) 3% Wansley 10-13.9% Levent Trade (Davis) 5-10% etc.		

【出典】 R. Grassby, 'Rate of Profit in Seventeenth-Century England', E.H.R. vol. LXXXIV, No. 333, 1969. [] は出典と異なる年代の研究の執筆著。

金の夢をのせた、大成功の可能性をもった職
 業であったと同時に、遺産目録を残すに至ら
 なかった多くの「落伍者」をももっていたに
 違いない。商業活動自体がまだ商品別の専内
 化がすすまず、商人たちはほとんど取引相手
 地域の名称をもつて呼ばれていた。一七世紀
 の商人は商業での大成功を足場に地主リジエ
 ントルマンと化すことが可能であり、また事
 実、上述のG・ラングの主張にもかかわらず、
 そうしたのである。「商業国では……富がな
 かいあいだ同一家族のもとにとどまっている
 ということはきわめてまれだと喝破したの
 はスミスである。⁽⁵⁾したがって、一般に「商人
 はステイタスや権威を得るために土地を⁽⁶⁾買い、
 地主はステイタスを使って蓄財をした」のだ
 としても、商人の富が著しい成長性と流動性
 へ不安定性⁽⁷⁾という二つの特徴を明瞭に示し
 ていたこの時代には、富をまもるといふ純粹
 に経済的な理由からも、地主化は必然のコー
 スだったのである。⁽⁸⁾

これに対して一八世紀の商人は、遙かに専門化しており、成功しても彼らが得る利潤率はあまり高くなかったが、それだけ安定もしていたのである。『いわばルーティンに従って営業するジェントルマン風の商人』、Gentlemen merchants who trade, as it were, by rote が出現するのである。商業そのものが安定しただけではない。商人には土地以外の投資対象かみうけ、リスク軽減のためには必ずしも土地に依存する必要がなくなる。じつさい一七

世紀後半以降の商人の資産は、土地・公債、株式、都市当局へのローン、官職等々、広い範囲に分散されているのが普通である。したがって、相対的には土地投資の契機が弱くなり、地主化の可能性が減少するのである。クーパー卿 (Lord Cooper) のハートフォードシアトケントの土地が、地租を差し引くと三ないし三・五パーセントの収益をしかあげえず、サー・ウィリアム・ペティが土地では五パーセントの収益をあげるのには難しいと考えてい

(11)
 たことかうすれば、商業利潤はいかに低下し
 たといつても、一般になお遙かに高かつたの
 だから、安定性の問題をのぞけば、純経済的
 には土地投資は明らかに不利でさえあつ
 たのである。

他方、商人はたとえ地主化を望んでも、そ
 のために必要なたとえば三〇〇エーカー以
 上といつた規模の所領を入手することはきわ
 めて困難にもなつた。対外戦争に伴う公債発
 行と地租を主要な原因として中・小地主が没
 落し、大地主による土地集積が進行したこと、
 その結果、厳格な継承的不動産処分を施さん
 る土地加ふえて、一八世紀のイギリスでは土
 地市場が不活潑になつたこと、ハバカクの力
 説するとおりである。(12)

こうして、ミドルセクスの土地登記簿調査
 の印象としてロジャーズも、「三〇〇エーカ
 ー以上もの土地を買つたオランダマンはごくま
 れであり、商業や金融の世界から富の大量移
 動があつたとは思えない」といふような状況
 (13)

表9-(3) LondonのAldermanの社会的出自(%)

父の職業	(1) 1600-1624年	(2) 1660-1689年	(3) 1738-1763年
ロンドン市民	23% (36%)	23% (34%)	46% (61%)
地方の商・工業者	14 (22)	12 (18)	7 (9)
ジェントリ	17 (27)	27 (40)	22 (29)
ヨーマン・ハズバンドマン	10 (16)	6 (9)	1 (1)
その他・不明	36 —	33 —	25 —
	100 (100)	100 (100)	100 (100)

()は「その他・不明」をのぞく構成比

[出典] (1) R.G. Lang, in *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser. vol. XXVII, no. 1, 1974,

(2), (3)は N. Rogers, in *Social History*, vol. 4, no. 3, 1979よりそれぞれ計算。

が生まれたりである。商人は成功してもほと
 んどの富を商業・金融界におき続け、「疑似
 ジェニトルマン」としての生活に必要な限り
 の土地投資——郊外の住宅とその周辺の小規
 模な所領——をしかしなくなつたのである。
 他方、商業の世界にはいつてくる人びとの
 層にはどんな変化があつたのか。この問題に
 ついても、断片的ではあるが計量的なデー
 タが得られる。表91(3)はロンドンのオールドマ
 ンになつた者の父親の職種ないし地位を示し
 ている。オールドマンはすべてが狭義の「商人」
 であつたわけではないし、少なくとも政治志
 向の強い人びとであつただろうことからいえ
 ば、上層市民層のサンプルとしても、多少は
 偏っていることになるかもしれない。しかし、
 彼らのほとんどが「商人」で、それも最富裕層
 の商人であつたことはまちがいない。表が示
 していることは、次の三点に要約できよう。
 (1) 一七世紀後半・一八世紀前半には、ロンド
 ン市民を父とする者の比率が目立って高くな

リ、上層ロンドン市民の家系の継続性が高くな
 ったらしいことかわかる。マーチャント・ガイナステイツ「豪商の家系」
 がイギリスにも成立しはじめた、ということ
 にもなろうか。(2) ジェントリ層の出身者もど
 ちらかというところ、その比率が上昇した。ジエ
 ントルマン層の次・三男の商業界への進出が
 目立って多くなったという同時代人の主張は、
 ほぼ確認できるわけだ。(3) 逆に、こうした変
 化の犠牲になったのが、ヨーマンやハズバン
 ドマンのような農村の中産層の子弟である。

こうしてみると、「商業革命」期のロンドン
 上流商人層は、ますます多くのジェントリの
 次・三男を受け容れ、ますます多くの自らの
 子弟に家業をつがせた結果、下から社会的上
 昇を遂げようとする青年達にとって、これ
 まで以上に狭い門となったことになる。

表ではまた、地方の実業家の子弟も比率が
 激減しており、彼らもまたロンドン商人層の
 「安定化」と地主リジェントルマンの次・三
 男の進出の犠牲になったようにもみえる。し

表 9-(4) Bristol 商人の徒弟の社会的出自

父の職業	1600-1630年		1670-1690年	
	実数	%	実数	%
マーチャント*	70	19 (32)	57	25 (45)
ジェントルマン	88	23 (40)	50	22 (39)
ヨーマン・ハズバンドマン	61	16 (28)	21	10 (16)
その他	158	42 -	98	43 -
	377	100	226	100

* mere merchantのみ

()は 他をのぞく構成比

[出典] Publications of Bristol Record Society, XIX, ed. by P. McGrath, 1955, pp. 275-77.

かし、一七世紀末に人口二万をかぞえ、ノリ
ジを抜いて第二位の都市となったブリストル
の商人ギルドの徒弟にかんする表91(4)をみ
れば、地方の貿易港でもロンドンと同じ現象
が生じており、商人層はひとつの階層として
まとまりつつあったことが窺える。ブリスト
ルで市民権を得るには、他の特権都市と同じ
く、相続、婚姻、市長の認可などの方法もあ
ったが、それらの方法で市民権を得た者も、
外国貿易を行うにはほとんど徒弟を経験した

(14)

といわれるので、表はブリストル商人の社会
的出自の大まかな目安にはなっていないよう。こ
こではジェントルマン家系の出身者の比率は
上昇していないが、ヨーマン・ハズバンドマ
ンの比率は明らかに低下し、「商人」のそれ
が上昇、狭義の「商人」家系の継続性が高ま
ったことを暗示している。言いかえれば、商
人層は主要な都市ないし港湾ごとにまとまっ
た集団をつくりはじめ、⁽¹⁵⁾ここで成立した集団
はジェントルマンの次・三男層を十分受け容

れるものであった、ということである。
 ところで、こうしてより上の階層との交流
 を強めつつ、下の階層とのそれを薄め、^{「疑}
 似ジェントルマン化しつつあつた大商人と
 はどのような人びとで、全国に何人くらいい
 たのか、すでに何度か閑説もしたように、今
 日の「商人」にあたる言葉は一八世紀のイン
 グランドには存在しなかつた。「merchant」と
 は、厳密には「他国の商品や物産を輸入した
 リ、イングランドの物産や製品を他国に輸出
 する人」つまり「海外貿易商」だけをさす言
 葉である。これに対して国内商は「tradesman」
 ないし「trader」とよばれ、^{「マーチャント}貿易商よりは明らか
 に下位の社会層に属している。一七二七年に
 デフォーが与えた定義はこのようであつた。
 世紀も後半のモテイマーになると、国内の卸
 売商人を^{「マーチャント}貿易商と混同することに強く警告し、
 両階層はそもそも必要とする教育からしてま
 ったく違う、と主張している。^⑬もつとも、こ
 のような警告がなされること自体、そうした

混同が少なくとも一部に生じていたことを示してもおり、じっさい一七四七年に刊行された匿名の『職業案内』は、海外貿易商のほか国内に倉庫などを構える卸売商が「マーチャント」にあたる——ただし小売店主 *shopkeeper* は違——と説明している。同年、R・キヤンベルが出した同様の案内書でも、「商人」の範囲はかなり広い。⁽¹⁸⁾ しかし、その場合でも外国貿易商が他の「商人」とは判然と区別される存在であることは明示されているし、当

の外国貿易商が国内商人を蔑視していたことを示す材料にもこと欠かない。

したがって、W・E・ミンチントンが一八世紀のイギリスには均質な「マーチャント」という階級は存在しないといったり、⁽¹⁹⁾ またわ

れわれが「^{ランド、ド、イニタレスト}地主階級」と「^{コマージャー、イニタレスト}商人層」などとい

う場合、そこには国内商人や金融業者をさえ含めていくことが多いのだが、同時代人にと

っては厳密な意味での「^{マーチャント}商人」とは「外国貿易商」であつた、といつてまちがいない。じ

(18) 『イギリスの歴史』

ディレクトリ

っさい、一八世紀ロンドンの「住所録」をい
 くつか調べてみても、そこに名前を出ている
 ような富裕な市民のなかでも、「マリーヤン
 ト」と称している者はせいぜい三〇パーセン
 トまでにしかならない。しかも、この「住所
 録」についても、「僅かなワイロで国内商や
 卸商を「商人」として記載している」という
 風評があつたくらいである。⁽²¹⁾
 そのうえ、このような狭義の「商人」の内
 部においてさえ、なお富の格差は甚しかつた。

一八世紀前後の政治算術家たち——G・キン
 グやP・カフリン——が、いずれも所得の差
 をもとに二種類の「貿易商」を区別せざるを
 えなかつたのもそのためである。結局、一七
 世紀末のキングが二〇〇家族、一八世紀中
 葉のM・ポスルスウイトが二九〇〇人、一
 九世紀初頭のカフリンが三五〇〇人と見積つ
 た「上流商人」こそが、ここにいう「商人」⁽²²⁾
 ジェントルマンにあたることになろう。外
 国貿易商全体のなかでも、それはキングが二

(岩波書店原稿用紙)

のパーヤント、カフリンで一三パーセントほどにしか当らない。

このような「豪商の家系」は、いうまでもなくロンドンに圧倒的に多く成立した。今日いうところのホーム・カウンティーズに小さな所領と邸宅を構えて、ジエントルマン的な消費生活の場を確保するとともに、資産の多くはシティの商業的世界に残す、というのが彼らの通常の姿である。東インドやポルトガルとの貿易で成功し、エセックスに邸宅をも

つたウィアム・ブランドと、典型的な

「東インド派」を形成した彼の一族のほとんども、その例にもれなかった。⁽²³⁾また、東イン

ド会社の重鎮であり、もともとから関係の深かったケントのメイドストンやエイルズフォードにカウンティ・ハウスをもったサー・ジョーン・バンクス Banks は、ロンドンでは当時貴族の居住地であったリカンズ・イン・フィールズに住む、やはり典型的な都市ジエントルマンであつた。⁽²⁴⁾しかし、東インド派より前から

「豪商の家系」を形成していったのか、レヴァ
 ント会社員である。トルコ貿易には、言葉を
 はじめ特殊な知識が必要だったし、同社が「
 制規会社」となったために、徒弟も個々の商
 人が自前でリクルイトせざるをえなくなつた。
 そのため、早くから閉鎖性が認められたう
 え、一七世紀には「トルコ商人」といえば「
 大富豪」の代名詞と考えられるほど富裕でも
 あつたからである。彼らの営業が事実上ルー
 テイン化して、彼ら自身、一棟の有閑階
 級となつていたことにはすでにふれた。

地方都市に誕生した「商人」ジェントルマ
 ンの場合も同様であつた。たとえば、リ
 ーズの大商人——毛織物商サー・ヘンリー・イ
 ベトソン Hbbatson のような——の場合、その
 ビジネスはほとんど完全にルーティン化して
 いた、といわれる。そうなると彼らは直接業
 務にタッチする必要がなくなり、「カントリ
 ジェントルマンに次ぐ」有閑階級とみなされ
 るに至つたのである。(25)

時代はやや下りすぎるか、一七七〇年代後半から大量の土地を購入した同じヨークシアの大毛織物商デニソン Demison 家の例をみると、彼らの社会的地位がどのようなものであったかか、容易に推測できる。下から勃興してきた「新興」商人の典型であったこの家系が大規模な土地投資を行ったのは、独立戦争でアメリカ市場が失われ、フランスの地中海への進出でイタリヤ貿易も不安定になったために、ヨークシア一帯が深刻な不況に陥ったからである。不況で生じた余剰資金は貴族への貸付けにむけるか、土地ないし公債に投下するかであったか、かつてチェスターフィールド卿への貸付金かほとんど回収不能となった苦い経験にてうして、デニソン家は貴族への金融を避けた。しかも、一七七八年以後、地代・地価ともに暴落していたので、当主は「土地を買って四パーセント以上の利益があがらないようなら、公債を選ぶ」と主張していたのである。公債は、経費も労力もなしで三・七

(一七七七―一七八〇年) パーセントもの利子を生んでいたから、それも当然であった。しかし、一八一年に約二万ポンド分の公債を買おうとした同家は、結局五〇〇〇ポンド分しか入手できなかつた。同家の土地投資は、「ステイタスを買うため」に「望んで」なされたものではなかつたのである。

とすれば、デニソン家の人びとは何故に土地購入を望まなかつたのか。一八世紀末には、

デニソン家のような「新興」の商人でさえ、ピールヤアークライトのような「ノン・ジェントルマン」の世界の人びとはまうたく別の、ジェントルマン的、人間、ここにいう「疑似」ジェントルマンとみられていたからである。同家の人びとは、グラマー・スクール、徒弟、外国への留学兼出張といった莫大な資金のかかる教育を受け、治安判事やハイ・シエリフ職を歴任し、ゲインズバラやロムニーに肖像画を描かせるなど、土地を購入するま

でもなく、社会的評価の点ではジエントルマ
ンに近くなつていたのである。

デニソン家の例が示すように、一八世紀の
大商人にとつては、二つないし三つの生活形
態がありえた。オ一の選択は伝統的な地主化
の道を辿るか否かである。地主こそが真正の
ジエントルマンであることにはなお違ひがな
かつたが、一八世紀にはこの道が狭まつてい
たこと、上述のとおりである。したがつて、
成功した商人の多くは地主化せず、ジエント
ルマン化する方法、つまり「疑似ジエントル
マン」への道を辿つたのである。東インド貿
易商トマス・ホール、エニとその友人ヒュアー
・ヘンリーに就いてのC・ジルの次の表現は、状
況をよく示している。「後者は、なお貿易に
も関心を残している地主であつたのに対し、
ホールは田舎屋敷と若干の土地財産をもつ商
人であつた⁽²⁾。しかし、再びデニソン家
の例が示すように、「疑似ジエントルマン」
としての生き方にも、基本的には二つの道が

ありえた。すなわち、ミトフは、現物取引か
 らは引退して公債、イングラント銀行や東イ
 ンド会社株、運河の株、地方銀行株などに資
 産を投下してランチエ化する方法であり、い
 まミトフは「現職のまゝジエントルマンの生
 活をレ、 a country life in business」する方法であ
 る。後者が「商人リジエントルマンレだとす
 れば、前者はさしずめ「証券ストックジエントルマン
 とでもよぶべきであろう。」
 とすれば、このような「商人リジエントル

マンレーリーズではせいぜい一ニ家系とい
 われる「豪商の家系レ」を他の人びとと区
 別する装置、言いかえれば、「疑似ジエント
 ルマンレ」の「ジエントルマン性レ」を保証した
 ものは何か。

註

(一) ハバカク、上掲拙訳所収の諸論文、および

H. J. Habakuk, 'Marriage Settlements in the Eighteenth Century',

T.R.H.S., 4th ser., vol. XXXII, 1950, pp.22-23, etc. 1155

M. Rogers, 'Money, land and lineage: the big bourgeoisie of Hanoverian London', Social History, vol. 4, no. 3, 1979; D.T. Andrew, 'Alderman and big bourgeoisie of London reconsidered', ibid., vol. 6, no. 3, 1981 etc.

(2) R.G. Lang, 'Social Origins and Social Aspirations of Jacobean London Merchants', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVII, no.1, 1974, p.47.

(3) R. Grassby, 'The Personal Wealth of the Business Community in Seventeenth-Century England', Econ. Hist. Rev. 2nd ser. vol. XXIII, 1970, p.224; W. K. Jordan, The Charities of London, 1480-1660, 1960 26
係に ついて ibid., p.225.

(4) R. Grassby 'The Rate of Profit in Seventeenth-Century England', Eng. Hist. Rev., vol. LXXXV, 1969, pp.748-49, 751.

(5) アダム・スミス (大内兵衛・松三七郎訳)
『諸国民の富』(三) 岩波文庫、一九六〇年、
四九八頁。

(6) R. Grassby, 'English Merchant Capitalism in the Late Seventeenth Century: The Composition of Business Fortune', Past & Present, no.46, 1970, p.107.

(7) ibid., pp.94 and 105.

(8) R. Davis, Albion and Devonshire Square: English Traders in the Levant

in the Eighteenth Century, 1967, p.71.

(5) R.Grassby, op. cit.(Rate of Profit), pp.739-44.

(10) W.A,Speck, 'Conflict in society', in G.Holms, Britain after the Glorious Revolution 1689-1714, 1969, p.147.

(11) ハバカリ、上掲拙訳、一一一一頁。

(12) 上出、中二節註(16)、(17)参照。

(13) N.Rogers, op. cit., pp.448-49, n.50.

(14) 一七世紀に市民権を与えられた六五七人の商人のうち三四一人は徒弟、二〇三人は相続によった。Merchants and Merchandise in Seventeenth-Century

Bristol(Publications of the Bristol Record Soc., XIX, 1955, ed. by

P.McGrath), p.x. 一八世紀の同種の数値について

は、次節をみよ

(15) W.F.Minchinton, 'The Merchants in England in the Eighteenth Century', Explorations in Entrepreneurial Hist., vol.10, 1957-58, pp.67-68.

(16) T.Nortimer, op. cit., p. 172.

(17) andn., A General Description of All Traders... 1747, p.140.

(18) R.Campbell, op. cit., pp.284-89.

(19) W.F.Minchinton, op. cit.(Merchants in England), p.67.

(20) London Directory, 1740 の序のちひさめ(111-12頁)

666

までをとると、ハセハ名中四三八人が「マ
ーチャント」London Directory, 1774でも、全体
で一八八頁のうち六一頁までで、総記載数
に〇二五名中五七六人が「マーチャント」。

(21) Mortimer, op. cit., p.172.

(22) G. King, op. cit., p.31 (Two Tracts); M. Postlethwayt, op. cit. (Universal Dictionary), "People"; P. Colquhoun, A Treatise on the Wealth, Power and Resources of the British Empire, 1814, pp.124-28; オ・マシーナーサーの年鑑の「マ・

上流のきねぎニ〇〇家族としてゐる。

(23) L. S. Sutherland, A London Merchant 1695-1774, (1933) 1962, pp.5-8.

(24) D. C. Coleman, Sir John Banks: Baronet and Businessman, 1963, pp.51 and 124.

(25) P. G. Wilson, Gentleman Merchants: The Merchant Community in Leeds, 1700-1830, 1971, p.81.

(26) id., 'The Denisons and Milneses: Eighteenth-Century Merchant Landowners', in J. T. Ward and R. G. Wilson, eds., Land and Industry: The Landed Estate and the Industrial Revolution, 1971, pp.158-62.

(27) C. Gill, Merchants and Mariners of the Eighteenth Century, 1961, p.137.

六 「商人」ジェントルマンの条件
 大商人が商人のままでも「レスパクタブル」と考えられるようになった理由は何か。第一の条件は、いうまでもなくその巨大な富と暇とであり、またそれらを前提として成立する「ジェントルマン」の生活様式であった。しかし、商人の「ジェントルマン性」を主張したほとんどの同時代人がもつとも重視したのは、教育であった。由緒正しい地主家系に生を受けた「生まれよきジェントルマン」に對して、「疑似ジェントルマン」は「育ちよきジェントルマン」であるほかなかったのだから、広義の教育こそが決定的に重要となつたのである。⁽¹⁾とすれば、一八世紀の大商人はどんな教育を受けたのか。

N・ハンスが『国民人名辞典』(D.N.B.)に現われた一八世紀の有力商人三六一名について検討した結果は、表9-1(5)のようである。⁽²⁾

ここから、一八世紀大商人の教育について二つの特色を見出すことはさして困難ではない。

表9-(5) D.N.B.にみえる18世紀大商人の学歴

出身校種	England & Wales の商人	貴族・ジェントリ
グラマー・スクール	110人 (30.5%)	(13.7%)
パブリック・スクール	77 (21.3)	(43.1%)
プライヴァイト・スクール	64 (17.7)	(20.9%)
ディセンティング・アカデミー	48 (13.3)	(1.5%)
家庭内	62 (17.2)	(33.5%)

[注] 商人で Ox-bridge 卒業者は、^{計361人} アイルランド、スコットランド人を含めて162人。この人数は上記の表に含まれている。(England & Walesのみ) ^{実数計713人}

[出典] N. Hans, table III.

ヤーに、こうした商人の教育的背景はジエン
 トルマンのそれと大差がないこと、ヤーには、
 それと関連して、デイセンテイング・アカデ
 ミーが商人の教育には、かつていわれたほど
 のドミナントな役割を果たしていない、とい
 うことである。

一八世紀には、商人の教育がジエントルマ
 ンのそれに接近しただけでなく、明らかにそ
 のことによつてジエントルマンの教育も、い
 くらか商人的になつてもいった。近代語によ

る実学的教育をジエントルマンにふさわしい
 ものとしたデフォオーの教育論が現実化するこ
 とはなかつたにしても、ジエントルマン教育
 には、次・三男のための身すぎの方法を与え
 ることか、少なくともひとつの目的として含
 まれていたとすれば、^①商人リジエントルマ
 ン^②が彼らの次・三男の職種として重要性を
 ますにつれて、商人にも転身しうる実用性を
 もつた教育が必然的に要請されたからである。^③
 ロンドンのクライスツ・ホスピタル校を^④はじ

め、ブリストルやニコルカイニスルなど商業の中心地にある古いグラマー・スクールが、このうした新傾向の旗手であった。しかし、純粋の商業教育という点のみからいえば、グラマー・スクールやましてパブリック・スクールには自ずと限界があった。すでに引用したキヤンベルの『職業案内』は、次のように断言している。「三大専門職、つまり法律家、内科の医師、聖職者のいずれかになるのでなければ、パブリック・スクールよりはフライナイト・スクールの方がよい。前者では、教師は「たんなるペダントで、有用な文書についてのみ知識もなく、ただ言葉の遊戯に耽っており、人間や事物についてひどく無知だから」と。

他方、教育内容からすれば実学的であったにしても、デイセンテイング・アカデミーも大商人の教育機関としてはあまり機能しなかつたこと、表の示しているとおりである。そもそも、一八世紀の大商人層は非国教徒の集

団などではない。はじめは非国教徒であつた
 家系でさえ、ステイタスが上るにつれて、国
 教会派に転じてしまうからである。一七世紀
 には非国教徒が大半であつたり、リーズの商人社
 会にも、一八世紀には非国教徒は一カースト
 はいなくなつた。イバフトソンやデニソン家
 のライム、アール・ミルナー ミルナー 家のリीड
 も、社会的上昇の過程で次つぎと改宗した。⁽⁶⁾
 とくに成功した商人の二代目は、ほとんど国
 教に転じた。

信仰よりは事業の利益や社会的地位を、と
 いうのが宗教的熱狂からさめた世代である。一
 八世紀の大商人層に共通の心性であつたこと
 サイ・ジョン・バンクスの家系の例でも、ク
 エイカーとして育ちながら、シテイでも影響
 力を高めるために国教会派に転じたA・クロ
 ーリー Crowley などのケースでも確認できる。⁽⁷⁾
 産業資本家のなかでは例外的に社会的地位が
 高く、商人と同じく、疑似ジェントルマンレ
 的な存在であつた醸造業者の場合も、成功し

た業者のニ代目はジエントルマン的価値観を
 身につけて、非国教徒としての宗教的情熱は失
 った。⑧
 したがって、デイセンテイング・アカデミ
 ーの卒業証書は、どこでなされた教育がいか
 に実用的であったとしても、一八世紀の商人
 社会への入会手形としてはあまり有効ではな
 かった。結局、商業教育とジエントルマン教
 育の融合がもつとも成功したのは、商業都市
 に群生した、ミとフミとフは小規模なプライ
 ヴァイト・スクールであった。伝統的なグ
 ラマー・スクールの古典的ジエントルマン教育
 への批判として成立した一八世紀のプライ
 ヴァイト・スクールは、職業・技術教育に重点
 をおいたものと、古典教育を新しい方法で実
 践して卒業生をオクス・ブリッジに送り出し
 たプライヴァイト・グラマー・スクールのニつ
 に大別される。学生にも、大学進学を希望す
 る者、海軍や海運関係に進む者、陸軍をめざ
 す者、商業を志す者などが認められ、それぞ

れに忘じたコースや学校が成立した。一六九〇年からその存在が証明されるソホ校 *Soho School* を嚆矢として、一八世紀全体で数百は数えられないこの種の学校は、その三分の二おでロンドンとその近郊にあった。

『商学概論』の著者モテイマーもこの種の学校の校長であつたが、すでに触れたように、商人には国内取引商などはまうたく異つた種類の教育が必要だとして、前者のジエントルマン的性格を強調したのも彼であつた。

一〇人の豊かな若いジエントルマンに、商人として必要ないっさいの教育を、年一〇〇ギニーで授ける」という彼の学校の目的は、多くのフライウエイト・スクールに共通するものであつた。たとえば、イズリングトン校 *Islington Academy* は、外国語、作文、数学、会計学等に、

「ジエントルマン、学者、実業家などの養成に必要な学問を」授けると謳い、ジエントルマンの子弟を「陸軍、海軍、高級船員、国内商・工業、商人の会計事務所」等にむけた各

コースにわけて教育したし、チェースント校 *Chase Hunt Academy* は「若くはジエントルマンに、ラテン語、ギリシャ語、フランス語、作文、会計学つまりイタリヤ式簿記と数学をレダンスヤフエインシグとともに教えた。また、ロンバード街にウイリアム・ミルズ *Williams* がもつていたシテイ商業学校 *City Commercial School* は「文学的教育を商業・数学・哲学的な教育と結合させる」ことをめざしていた。⁽¹⁰⁾

フライウエイト・スクールの多くが「職業・技術教育を目的としたものでさえ」「ジエントルマン教育」とテクニカルな教育の融合を理想としていたことは、これで明らかであろう。もつとも、「商人」たる資格として、多少ともジエントルマン的な匂いのする「学校」教育を受けたことがあげられるようになるのは、一八世紀も後半のことではかない。それまでは、商人教育の重心が「学校」よりは徒弟制度にあつたことは見易い事実である。「大商人には徒弟をとる者も、とらな

いる者もあるが、とる場合は一般に一〇〇。一三
 〇。ポンドの一時金を課してしおり、たかだ
 か五。一。ポンドしか要求しなかつた国内商
 人や製造業者の場合に比べると、彼らの徒弟
 にはいれる青年はそもそも制約されていた。⁽¹¹⁾
 こうした経済的条件による事実上の制限は、
 他の種類のアジエントルマン的職業にも共
 通して認められるが、さらに徒弟として入内
 するには多くの場合縁故も必要で、この面か
 らの制約もあつた。有力な商人のもとでの徒
 弟経験が、少なくとも一八世紀後半までは教
 育としても、またステータスの基礎としても、
 すぐれた条件でありえたのも当然であろう。
 ア商人のアジエントルマン性の基礎と
 なる条件としては、ほかに姻戚関係や交友関
 係⁽¹²⁾あ⁽¹³⁾作⁽¹⁴⁾られる。も⁽¹⁵⁾つ⁽¹⁶⁾とも、これらの要素は
 アジエントルマン性の原因というよりは、
 結果であつた、という方が当を得ているかも
 しれないのだが、最後に一瞥しておきたい。
 一七四〇年から一八三〇年のあいだに、り

ーズの地方紙に報じられた一三二組の商人の
 縁組のうち、六九件はリーズ市内の相手との
 あいだでなされ、さらにそのうち四三件は商
 人家系の出身者を対象としていた。とくに一
 ガース程度の「豪商の家系」は姻戚関係によ
 ってあたかも巨大な一族の観を呈していた。⁽¹²⁾
 アリストルでも、相互に血族、姻戚関係で結
 ばれたエルトン Elton、ハーフオード Halford、
 ロジャーズ Rogers など一〇前後の家系が商人
 社会の核をなしていた。しかも、こうした階
 層とジエントルマン家系とのあいだにも、し
 ばしば縁組がなされたことは、デフォアのあ
 げている多数の例もあり、つとに確認されて
 いることでもある。この意味で、出身地ケン
 トの小ジエントル家系のほか、ロンドンの有
 カ商人で市長をも輩出したデシク De Siqueira 家や
 ノッティンガム伯家、エイルズフォード伯家
 とも縁組したロンドン商人サー・ジョン・バ
 ンクスの一族は、大商人層の婚姻パターンの典
 型でもあったことになろう。⁽¹³⁾

婚姻パターンと並んで、交友関係もまた商人層のジェントルマンらしさを保証する要因であった。ブリストルでは、「商人」ジェントルマンの社交クラブとして機能したのが「ブリストル商人協会」The Society of Merchant Venturers of the City of Bristol であった。一五五二年に設立されたこの会への新規入会者は、一八世紀全体で三六七人にすぎなかったが、そのうち二一〇人は厳格な徒弟修業を経て入会を許され七五人は権利を相続、八二人は一時金支払い

によって特認されたものである。(海)
 最盛期のブリストルにおける経済、政治、社会を牛耳ったこの会は、一六九〇年代には会員一九人であったのだが、一七〇七年までに一〇〇人に達し、同市の貿易活動のピークでもあった。三七年にその会員数も最大になったのち、次第に減少した。会員はあくまで「^{ミナーチャント}貿易商」に限定され、なかでもアフリカ・西インド諸島貿易商が主体をなしていた。この港の貿易活動のもうひとつの柱であったアイランドやヨ

ーロッパとの取引に従う商人はあまり含まれ
 ていないのである。つまり、この協会は、ブ
 リストルでもとくに有力な大商人のクラブだ
 ったわけである。

新興商人は一時金を支払う方法でこの協会
 員となり、その社会的評価を高めることを狙
 ったことはいうまでもない。ヘリフォードの
 イン経営者の息子で、無一文の身からジャマ
 イカに渡って成功、ブリストルに帰って大商
 人となったウイリアム・マイルズ Miles や、エ

クセターに生まれ、ブリストルで従弟にはい
 リ、西インド諸島貿易商として大成功したサ
 ミュエル・マンクレイ Muncley のように、市外
 出身でありながら同市の指導者的存在となつ
 た人びとは、いずれもこの方法で入会を認め
 られ、⁽¹⁵⁾ ジェントルマンに近い社会的評価
 を獲得したのである。

結局、多少ともジェントルマン風の教育を
 受け、自らと同じ階層かジェントルマン層か
 に姻戚関係や交友関係を確保することので、一

ハ世紀の大商人は「疑似ジェントルマン」と
なったのである。⁽⁶⁾

14
-15

(4) D. Defoe, op. cit. (Gentleman), p. 3 et passim.

(5) N. Hans, New Trends in Education in the Eighteenth Century, 1951,
pp. 26-27.

(6) Cf. G. C. Brauer, The Education of a Gentleman: Theories of Gentlemanship
Education in England 1660-1775, 1959, p. 73.

(7) B. Gardner, The Public Schools: An Historical Survey, 1973, p. 78.

(8) R. Campbell, op. cit., p. 84.

(9) R. G. Wilson, op. cit. (Gentlemen Merchants), pp. 182-84.

(10) D. C. Coleman, op. cit. (Sir John Banks), pp. 146-47; M. W. Flinn, 'Sir
Ambrose Crowley, Ironmonger, 1658-1713', in H. G. Aitkin, ed., Ex-
plorations in Enterprise, 1965, p. 257.

(11) P. Mathias, The Brewing Industry in England. 1700-1830, 1959, pp. 321-22;
cf. D. Rapp, 'Social Mobility in the Eighteenth Century: the Whitbreads
of Bedfordshire, 1720-1815', Eco. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXVII, no. 3,
p. 387.

(9) N. Hans, op. cit., p. 69.

(10) Ibid., pp. 92-108.

(11) 上掲、本二節註(二)参照。

(12) The Leeds Intelligencer をよぶ The Leeds Mercury による。

R. G. Wilson, op. cit., p. 212. また「

、」をよぶ Minchinton, ed. op. cit. (Publications of the Bristol Record

Soc., vol. XXIII), p. xiii.

(13) D. C. Coleman, op. cit. (Sir John Banks), ch. VI.

(14) Minchinton, ed., op. cit. (Pub. of the Bristol Rec. Soc., XXIII), pp. vii, xiv.

(15) H. R. F. Bourne, English Merchants: Memoirs in Illustration of the

Progress of British Commerce, (1866) 1969, vol. I, pp. 16ff; I, V. Hall,

'The Whitson Court Sugar House 1665-1824', Transaction of the Bristol

and Glos. Archaeological Soc., vol. LXVIII, 1951.

(16) 他の港湾都市でも同様の現象がみられた。

G. Jackson, Hull in the Eighteenth Century, 1972; ch. V and XI; A. I.

Melson, ed., A Calendar of Southampton Apprenticeship, 1609-1740.

1968, introduction.

セ おわりに

「商業革命」の進展と土地市場の不活性化のために、一八世紀には「豪商の家系」が成立した。そうした家系の人びとは、地主社会とは明確に区別される都市型の社会を形成した。しかし、その場合、地主と商人という二つの階層は相互に対立、敵対するのではなく、政治的に提携し、文化的にも相容れることが可能であった。地主はその次・三男を好んで商人の徒弟となし、商人は地主家系との婚姻を望んだのである。

この向の事情は、この時代のイギリス都市の構造変化にも象徴されている。すなわち、パースやタンブリッジ・ウエルズに代表される温泉・社交都市の成立、ロンドンにおけるラニウヤウ・オクスフォードのような大社交場の成立、「都市ルネサンス」とさえ称される地方都市の同様の動きなどは、地主が一年のうち数か月を都市での社交生活にあてる「社交季節」の習慣の成立と表裏一体をなしているの

第二章 「疑似ジェントルマン」の諸形態

— はじめに

「商業革命」は商人の社会的地位の向上をもたらし、商人は商人のままでも「ジェントルマン性」を主張しうるようになった。しかし、この時代に「疑似ジェントルマン」として成長した集団は、現役の商人だけではなかった。大成功をおさめながら地主化はしなかった商人の、もうひとつの生き方として公債をはじめとする証券ストックに頼る方法があった。重商主義戦争に伴う「財政革命」や抵当法の

変化、交通革命の進行などが、このような方法が可能にしたのである。しかし、諸戦争の結果として帝国が拡大されてゆくと、アイルランドや西インド諸島のケースを典型として植民地不在地主がもうひとつの有力な「疑似ジェントルマン」のグループを形成し、強力な政治力を發揮しはじめる。さらに、こうした新興の集団のみならず、従来から存在した将校やプロフェッションのグループも、諸戦争と植民地拡大の影響を受け

て、その社会的地位を微妙に変えた。
したがって本章は、植民地帝国の形成過程
がイギリスの社会構造に与えた影響を、すで
に前章にみた商人以外の「疑似ジエントルマ
ン」層との関連に絞って検討する。植民地帝
国が拡大する過程では、多数の貧民がたとえ
ば「年季契約奉公人」として新世界に渡った
わけで、そのことが本国内の人口移動や都市
部の救済問題にどんな影響を与えたか、とい
った問題もいざれ検討しなければならぬが、

一七・ハ世紀海外移民の計量的研究が、国内
の人口移動の研究に比べても遅れているため
に、当面はこうした中・下層民の問題を捨象
し、右のような観点に限らざるをえないので
ある。しかし、この時代のイギリス社会が、
ジエントルマンによる支配のもつとも典型的
に展開した時代であることを想えば、それも
また意味のないことでもあるまい。

ニ ^{ストック}「証券・ジエントルマン」

株式会社の設立が自由化され、海外への資本輸出が国民経済の重要な一特徴となつた。一九世紀のイギリスでは、現実の企業経営にあたる「企業家」とは区別された意味での「投資家」階級が成立した。と J・M・ケインズはいう。「投資家」には土地、建物などの資産の管理権だけを手放して報酬を得る者、一時的に資産を手放して、毎年一定額の金銭を受取り、最後には資産を回復する者、事実上資産を永久に手放すかわりに、無期限に年金を受取る者などがあるが、この最後のケースにあたるのが、抵当証券や社債などである。一八世紀でいえば一七五二年の統合後の政府公債、いわゆる「コンソール公債」や東インド会社の恒久債がそれにあたる。

しかし、「企業家」と「投資家」が明確に分離するのは一九世紀のことである。^{その結果}「巨大で、強力で、個人としては裕福で、全体としてはきわめて富裕だが、建物も、土地も、事業も、

貴金屬をもたず、法定通貨で年収をえる権

利だけをもち、非常な尊敬をうけた階級が成

長していったのだ、とケインズは主張する。^{三〇}

確かに、オマニの形態の「投資家」が大量に出

現するのは一九世紀も後半のことであつただ

ろう。しかし、「投資家」のオマニ形態の者は

すでに一八世紀にもかなりの数にのぼつてお

り、証券の取引に従事する人びとも、「金

融関係者 Moneyed Interest」とよばれる新興の集

団をなしていたことも、紛れもない事実であ

る。その意味で、「投資家」つまり「証券・^{ストック}

ジエントルマン」の成立を一九世紀に固有の

現象と考えるのは、フロアエションの勃興を

一九世紀に限られた現象と考えると同じよう

に、間違ひとはいえないが不正確な主張とい

うべきである。

「イギリスでは地主階級に^{ランド・イヤーレスト}これまでほどの

精彩がなく、重税の下に沈みかけてさえいる。

商・工業者も^{トレイディング・イヤーレスト}いまでは行き詰つていることは

間違ひない。これに対して金融関係者^{マニド・インタレスト}だけは、

この両者をえじきとしつつ、日増しに成長を遂げ、驚異的な水準に達している」といわれたのは、一七四九年のことである。(3) この階層の成立に決定的な影響を与えたのが、東インド会社、イングラント銀行、南海会社という三大金融会社マインド・カンパニーズの成立とそれらを通じての公債の発行、つまり「財政革命」にあったことはいうまでもない。「金融会社 money'd companies」の成立が大勢の正直で、気前のよい、勤勉な商人を、くだらぬ、情ない、ずる賢い証券屋

stock jobber に変えてしまったのだと思う」とは一七三二年の一論者の言い分である。(4) しかし、地租の増徴に反対する別の一論が指摘するように、「抵当をとって貸付けられた金銭には課税されたことがなく、公債に投下された資金にも課税すべきでないと考えられていたために、地主の利益に反して不当な利益をえた金融関係者たちは、農村のジェントルマンを食いものにし、もつとも由緒ある家系の相続財産をつぶすのである」とすれば、抵当

表10-(1) 運河投資者の構成

年代	貴族	ジェントリ	ヨーロッパ人	資本家 [*]	製造業者	国内商人	プロフェッション	聖職者	女性
1755 1780	20.2	20.8	0.7	13.7	7.6	13.4	8.0	7.8	7.8
[総資本額 £2,149,000]									
1780 1815	3.5	18.2	2.0	21.5	14.6	18.3	10.3	5.7	6.1
[総資本額 £15,052,000]									

[出典] J.R. Ward, The Finance of Canal Building in Eighteenth-Century England, 1974, p. 74.

* 「資本家」とは merchant, banker, rentier のこと。

法が変化し、抵当市場が成立したことも、「証券・ジエントルマン」の形成の一因であったといえよう。

私企業への投資は株式会社か一般には禁止されていた以上、それほど重要ではありえなかつたが、^{クインパイク}有料道路のトラストへの出資や運河株への投資など、交通革命に関連した「受動的投資」がかなりの規模に達したことも事実である。運河建設がひとつのピークに達した一七八〇—一八一五年にかけて、「外国貿易商、銀行家、富裕な金利生活者」が全運河新設資本の二一・五パーセントを保有していた。^⑥

しかし、交通革命の債券類は九〇年代までは一般にフロートしなかつたともいわれるし、その額にしても、一七世紀末でも二〇〇万ポンドに達した公債——それも一七一〇年代にはたちまち倍増し、一八世紀末には五億ポンドに近づく——や、一七世紀末にやはり二〇〇万ポンドといわれた抵当市場への投資などは比較にならない。^⑦ そのうえ、抵

当市場にかんする包括的な史料は乏しいので、
 抵当投資者の分析もきわめて難しい。したが
 って、以下の考察は三大金融会社の株ないし
 公債への投資者を中心になされる。
 一六九三年にスタートして以来の公債制度
 は、七年戦争開始前のその完成に至るまで、
 およそ五つの局面を経過した。①の局面は
 試行錯誤を重ねた一六九三年から九七年まで
 で、この間に政府は中央銀行の必要性など多
 くのことを学びとった。②のそれはS・ゴド
 ルフィン Godolphin を政策遂行者とするスペイン
 継承戦争の時代で、長期の政府借入れ金は戦
 費の三分の一を賙うことになった。しかもそ
 の条件は、一六九〇年代より政府にとって遙
 かに有利になったが、他方では長期債も一定
 期間後には償還さるべきもの "repayable" と考え
 られていた。③の局面はR・ウォルポール
 Walpole の支配期間を中心とする一七一三年か
 ら三九年までで、この間に "repayable" の観念は
 なくなり、定期年金証書の大部分が低利率の

通常ストックに転換された。つまり、元金の償還は政府が希望すればできるが、義務ではない形態の、事実上の恒久債に転換されたのである。

この政策はオ四期、すなわちオーストリア継承戦争中にも受けつけられ、H・ペラム *Perlam* が政策担当者となった一七四九年から五二年までのオ五局面では、平和を利用して長期債の利子負担を經常収支の三分の一程度まで引き下げるかたにわら、公債の統合 *Consolidation* が実

行され、いわゆるコンソール公債が成立した。

こうしてゐるとき「財政革命」は完了するが、この時期の安定が、ペラムの兄ニューカーズル公が財政を担当した七年戦争期の公債の大量発行を可能にし、ひいては帝国の形成を可能にしたこと、つとに閑説したとおりである。

これほど長期にわたって、これほど膨大な赤字公債が、物価騰貴をも伴わずに、また抵当市場以外の資金市場に大混乱を惹き起すこともなく発行されえたことは、注目に値しよ

う。

ところ、このような「財政革命」の研究にはながい伝統があるにもかかわらず、その担い手つまり「マニド・インタレスト」についてあまり分析されたことがない。後述するように、自ら「財政革命」の犠牲者と意識していたトーリ派中・小地主が彼らを仇敵視したこともあって、同時代の文獻にも感情的な批判ばかりが目立って、その実態は示されていない。しかし、このことが明らかにされない限り、「財政革命」の社会史的意義も十分に説明されないであろう。

公債は上述の三大金融会社を通じて発行されたが、もちろんイングランド銀行の取扱い量が圧倒的に多かった。資金を借り入れようとする政府は、まず最初に若干の大金融資資本家——政府公債の最初の引受けをするところから「underwriter」とよばれた——と談合し、⁽¹²⁾ 議会の承認をえて発行に踏み切る。公債は、この

694

underwriter たちから仲介業者である「stock jobber」

を通じて最終購買者に売り渡された。「マニ
ド・インタレスト」のなかでも、とくに自己
の利益のために国政を壟断する者として激し
い批判に晒された *underwriter* のことはいまだに
不分明なので、以下の議論はブローカーであ
る *stock jobber* と最終購買者に限定される。も
っとも、公債ブローカーは一八世紀初めには
なお「専門家」として自立はしておらず、自
らのためにもいくらかの公債を保有している
のが普通だったから、ブローカーと最終購買
者の区別も難しいのが(13)

公債保有者は何人くらいいたのか。同時代
の記述はこの点からしてまったく不正確であ
る。たとえば、この肉題についての情報通で
あった D・ヒュームでさえ、一七五二年の債
権者を一万七〇〇〇人と推定、六万人程度と
みる今日のそれとはあまりにもかけて離れてい
る。(14) 一七世紀末以来、一七二〇年の南海泡沫

事件 *South Sea Bubble* にいたるまでの証券投資
ブームと、他方での一七〇一年、一五、二〇、

四五、七二一七三年などの金融危機などによ
 っ⁽¹⁵⁾て、投資者の数はたえず変動したか、一八
 世紀初頭でおよそ一万人へ法人を除く、一
 八世紀中葉で六万人、世紀末一〇万人程度と
 いうのが、現在のところほぼ妥当な数字と考
 えられている。⁽¹⁶⁾
 しかし、政府公債への投資者がすべて「証
 券・ジエントルマン」といえるような階層、
 つまり「証券投資に基礎をおく都市的な家族
 でありながら、ジエントルマンの生活様式、
 思考様式をもつ人びと」の階層を形成したわ
 けではない。なぜなら、証券投資家の大半は
 ごく冷細な投資家であり、しかも大投資家と
 彼らのギャップはむしろ拡大する傾向にさえ
 あったからである。もっとも長期の比較がし
 やすいイングラウンド銀行株についてみると、
 表10-1(2)が得られる。表のうちたとえば一七
 〇九年の同行のストック保有者一九一六人の
 うち一五ポンド以上の保有者は二四人、五〇
 〇〇ポンド以上一五ポンド未満の者でも五

表10-(2) Bank Stocks 保有者構成

1694年 Subscription の構成

	件数(%)	額(%)
中規模投資家	27.4	47.6
大規模投資家	3.4	27.0

1709年 倍額増資後の構成

中規模	47.9	42.8
大規模	9.7	48.6

1724年 3月

中規模	41.6	40.6
大規模	8.6	49.1

1753年 10月

中規模	47.5	42.8
大規模	8.1	48.5

[Source] P.G.M. Dickson, *op. cit.*,
pp. 255, 263, 274 and 287.

[注] 中規模投資家とは1000ポンド以上5000ポンド未満の投資家、大規模投資家とは5000ポンド以上の者をさす。

の人数はいない。この比率が他の公債や株にも適用しうるとすれば、世紀初頭に「証券・ジエントルマン」とよぶうる人はおよそ四〇〇人前後であったことになろう。

ところで、このような大規模投資家はどこに住んでおり、ほんらいどんな職種の人びとだったのか。同じサンプルの五〇〇〇ポンド以上の保有者七四人のうち七一一人まではロンドンないしホーム・カウンティーズの在住者で、一六八九年以後の戦時に財をなした成り

上り者 *self-made men* であつた。五〇〇ポンドから五〇〇〇ポンドまでの人びとをみても、その大部分はロンドンとその近郊に住む商人、金融業者、専門職^{プロフェッション}の人びとによって構成されている。さらにいっそう包括的なデータとして、一七五〇年三月一日付の五大証券の保有者を見よう。五大証券の一百万ポンド以上の口座はのべで四四七件、重複分を除くと人数にして三六五人となる。これだけの人びとが全体の五分の一の額面をおさえていたから、そ

699

表10-(3)

証券購入者の居住地

	コンソル公債	イングランド銀行株
ロンドン及びホーム カウンティーズ	923人(83.6%)	257人(67.8%)
それ以外のブリテン	154人(13.9%)	53人(14.0%)
外国	16人(1.4%)	66人(17.4%)
不明	11人	3人
計	1104人	379人

[ソース] A. Carter, Getting, Spending and Investing in Early Modern Times, 1975, p.67より計算, 組換え。

[注] なお: 購入者の身分・職業等については ibid. p.68参照。

の集中度の高さもわらう。このなかには法人口座約一〇、外人口座九四なども含まれて
いるが、イギリス人保有者の九三パーセント
まではロンドンないしその近郊に住む商人、
官僚、法律家、将校であつた。⁽¹⁸⁾要するに大規
模な証券投資家は、ロンドンの「ジエントル
マン的職業」に従事者であつたと概括すること
ができよう。七年戦争直前の一七五五年年頭
から三月末日までの、コンソル、イングラ
ンド銀行株などの取引を分析したA・カーター
の結論もほぼ同じである(表10-1(3)参照)。

こうして、農村的・地主的な真正のジエン
トルマン層とはかなり判然と区別しうる、ロ
ンドンを中心とする「マニド・インタレスト」
が成立した。⁽¹⁹⁾このような社会層が成立したの
は、名譽革命後の金融・証券市場の確立「
財政革命」が、成功した商人やプロフェシヨ
ンの人々と共に、土地以外の新たな避難場所を
与えたからである。ネイミアの言葉を借りれば
「一七四〇年から一八〇〇年までのあいだ

に成功したロンドンの大商人で、純粹の金融界との境界線に近づいたり、その一線を越えたりしなかつた者はほとんどいない⁽²⁰⁾のである。一七四〇年頃からとくに土地市場が不活潑になつて従来程度の富をもつてしては、奢侈的な生活を支えうるほどの所領を購入できなくなつたこと、他方では証券市場や地産市場が整備されてその安定性を増したことなどが、成功した商人の「証券・ジエントルマン」化の前提条件であつた。しかし、いまひとつの条件として、ジエントルマン的な生活習慣を維持するのに不可欠な小所領を獲得しさえすれば、残りの資産は証券に投資した方が利益が大きいという判断も作用していたことは間違いない。一八世紀初頭に多くの公債投資をおこなつたクーパー卿の場合、ハートフォードシアとケントの所領からは地租を差引くと三パーセント程度の収益しかあつたが、たゞに、公債なら勞せずして五パーセントの利子を生んだ、⁽²¹⁾という。政府借入金が増し

た戦争中には、抵当による貸金の利率も急上昇し、五パーセント以上にもなった。⁽²²⁾

大きな資産をもちながらそれほど土地を買わず、資産の大半を株券や公債、抵当市場に投じた例としては、たとえば南海会社の重役たちをあげることが出来る。一七二〇年、南海泡沫事件の事後処理のために、庶民院は同社の元重役二一名の詳細な資産調査を行ったのだが、その回答書を整理すると表10-1(4)が得られる。この回答書は書式が統一されて

いないので、数表化には若干の困難もあった。かゝるにかくその内容は詳細をきわめていて、正確さを疑うべき理由はない。

表は、彼らの資産のうち土地・家屋の比率を求めるところを主目的として作成したかゝる以外の資産は、一般に(1)他人への貸付け、(2)株⁽²³⁾、年金証書、(3)公債が大部分で、残りは家財・宝石類などである。表の(4)欄が示していることからは、かなり明白である。すなわち、居宅を含めて三〇パーセント台というの

表10-(4) 南海会社重役の資産構成 [1720年6月1日付、一部21年3月付]

氏名	タイトル	(1) 資産の目録額	(2) 実債資産額	(3) 土地・家屋	(4) (3)の比率	史料の頁
Sir John Fellowes	Bart.	£277,905	£239,596	£14,430	5.2%	Vol.4 37-42
Charles Joye	Esg.	44,511	40,105	0*	0	59-60
Sir William Astell	Esg.	80,419	27,750	24,350	30.3	148-9
Sir Lambert Blackwell	Bart.	107,917	82,942	54,422	50.4	278
Sir John Blunt	Bart.	189,994	183,349	75,069	39.5	386-7
Sir Robert Chaplin	Bart.	75,678	45,875	38,310	50.6	445-8
Sir William Chapman	Bart.	51,015	39,161	6,420	12.6	494-5
Robert Chester	Esg.	170,218	140,372	35,147	20.6	558-9
Stephen Child	Esg.	62,687	52,437	5,691	9.1	vol.5 15-16
Peter de la Porte	Esg.	34,931	17,151	7,000	20.0	31
Francis Eyles	Esg.	54,379	34,329	17,831	32.8	547
James Edmundson	Esg.	56,735	50,315	150	0.3	(54-6 59)
Edward Gibbon	Esg.	111,043	106,543	35,970	32.4	158-9
John Gore	Mrs	38,936	36,470	12,554	32.2	203-4
Sir William Hamond	Knt.	52,862	22,707	2,930	5.5	239
Francis Hawes	Esg.	165,587	40,031	88,205	53.3	333-5
Richard Horsey	Esg.	36,420	19,962	0	0	356
Richard Houlditch	Esg.	71,492	39,527	39,203	54.8	397-9
Sir Theodore Janssen	Bart.	254,744	226,278	84,089	33.0	489-91
Sir Jacob Jacobsen	Knt.	50,928	39,447	2,069	4.1	518-9
Arthur Ingram	Esg.	28,895	16,795	0*	0	530-1

[1-7] The Particulars and Inventories of the estates of the late Sub-governor, Deputy-Governor and directors of the South-Sea Company ---- 1721, House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth-Century, 1875, vol. 425.

[注]・(1)は (1) から負債等を差し引いた金額、(4)は (1)に対する(3)のパーセンテージ。

・Bart. = Baronet

・Knt. = Knight

* 親同居 業 位等は妻名義。

か彼らの資産のごく平均的な不動産部分であ
 リ、全体に土地の比重が低いのである。居宅
 と収入源としての土地とを明確に区別しな
 いケースも多いので、その区分はしなかつた
 か、逆に土地・家屋以外の資産は、少額の家
 財・宝石類を除いて、ほとんどが収入源であ
 ったから、彼らが収入の大部分を土地以外の
 形態の資産、とくに株や公債に依存していた
 ことは明白である。

こうして、ケインズがその成立、勃興を一
 九世紀に措定した金利生活者の階級は、小規
 模ながらすでに一八世紀にも成立していたの
 である。彼らは明らかに有閑階級であつて、
 その生活態度はジエントルマン以上にジエン
 トルマン的でさえあつたし、教養やパトロネ
 ジの点でも、地主ルジエントルマンに遜色は
 ない。主たる収入の基礎が土地ではなくて、
 証券にあるという点を除けば、彼らもまたジ
 エントルマンそのものだつたように思われる。
 しかし、他方では、彼ら「マニド・インタ

レストルの勃興には、のちの産業資本家に対
 するそれと同じくらいの強い批判があったこ
 とも事実である。こうした批判の主体は、一
 六八〇年から一七四〇年にかけて、とくに世
 紀の交の二〇年間ほどに急速に没落していっ
 た中・小地主であった。戦争によって、公債
 利子の支払いにあてられた地租はますます過
 重となったのに、他方では農業不況があり、
 また、高利禁止法に束縛されない政府が大量
 の戦費を調達するために抵当利子も急上昇し
 て、中・小地主の家計は未曾有の圧迫を受け
 たからである。彼らが、政治的には戦争と課
 税に反対するトーリ派に結集したのも、ゆえ
 なしとほしない。

アン女王時代の政治史にネイミア的方法
 を適用したR・ウォルゴットの研究には、⁽²⁴⁾近
 年W・A・スパックラの批判が提出されてい
 る。後者によれば、この時代の党派的対立に
 は、大地主、コマニド・インタレストと、
 大地主による土地兼併と公債利子によるコマ

ニド・インタレストの勤働に脅威と妬みを
 感じていゝる中、小地主の対立という実態があ
 る、というのである。じじつ、一七〇九年に
 イングラント銀行株を保有した国会議員四二
 名のうち三五名まではウィツグ派であつたか
 ら、コマニド・インタレストが際立つてウ
 イツグ色の濃い存在であつたことは確かであ
 る。⁽²⁶⁾ 戦争が生んだ公債制度と重税を媒介とし
 て、地主の犠牲において公債投資家がたり、
 彼らの代表機関である大金融会社が政府を牛
 耳つていゝると嘆く小冊子は、すでに引用した
 もののほかにも枚挙に暇かないほどである。
 この対立は一七一一年、庶民院議員の資格
 を州選挙区で年収六〇ポンド以上、バウ選
 挙区で三〇ポンド以上の地主に限定しよう
 とする法案⁽²⁷⁾が出されるに及んでひとつのピ
 クを迎えたが、その後公債制度が社会的に
 大きな影響力をもち続ける限り、解消はされ
 なかつた。たとえば、一七三二年に地租の軽
 減を求めた一論者はいふ。「およそ世の中に

農村で小所領をしかもたないジエントルマン
 ほど衰れな者はない。彼らには財をなしたり、
 資産を増やしたりする手段がないのだ。彼ら
 がカントリ・ジエントルマンである限り、勤
 勉も才能も役には立たないのだ。……彼らの
 多くは、由緒ある家系の長だから、へたとえ
 その土地が抵当にはいつている場合でも、所
 領の名目上の資産額に充じた生活を……維持
 せざるをえない。……そうになると、こうした
 ジエントルマンの最後の拠り所は抵当、つま
 り金貸しマニト・メンということになるのだが、彼らの方
 はまったく税を免除されている。他方、年収
 一〇〇〇ポンドの地主はその半分が抵当には
 いつていても、全所領の地租を取らねるので
 ある(28)。一七三三年の『紳士雜誌』も次の
 ような演説を掲載している。「地主こそは過
 ぐる戦へスペイン継承戦争……川北」の最大
 の担い手だったか、彼らが支払った重い租税
 は、結局シティのお偉方がその妻子に金襴緞
 子を着飾らせるための基金となり果てた。そ

れなのに地主はといえば、リンゼイ・ウルジ
 ーのガウンをすうその妻子のために贖いえな
 い始末なのだ。⁽²⁹⁾ 戦時財政は政府という船
 の真の持主である地主を抑圧し、その乗客に
 すぎない「マニド・メン」を勸奨させること
 で、名譽革命における「自由と土地財産」の
 勝利を台無しにしてきたのだ、というのかボ
 ーリングブルックたちの主張であつたし、ス
 ウィフトにとつても、「マニド・メン」が地
 主の地主として政治を動かしつつあるのは、
 戦争と公債のためと思われた。⁽³⁰⁾

したかつて、中・小地主やトーリ派の論客
 にとつては、「マニド・インタレスト」がジ
 エントルマン的でないなどありえなかつたのは当
 然である。一七六〇年代になつてもD・ヒュ
 ームは、「国家となんの結合をももたず、か
 れらが住まうのに選ぶ地球上の任意のところ
 で収入を享受でき、生れながらにして首府や
 大都市に身をうずめ、生れながらにして首府や
 いたでは、「高貴の生れや血統や家柄という

観念はすべてなくなつてしまふと警告して
 いる。彼にいわせれば、このまま極限まで公
 債を増発しつづければ、公債は「相続による
 権威や信用をその所有者にしもたらさないの
 で」「国内の一種の独立した行政官を成す幾
 つかの階層の人びと」がまうたくいなくなつ
 てしまふ。つまり、公債保有者には生来の為
 政者階級であるジエントルマンの代理はつと
 まらない、⁽³⁾ といふのである。

しかし、他方では、すでに世紀初めでも、
 先にあげた南海会社の重役たちは準男爵、ナ
 イト、エスクワイアなどジエントルマンの称
 号を、抵抗なく使用していたことも事実であ
 る。一般的にいって、コンソル公債が成立し
 て「財政革命」が一段落し、中・小地主の没
 落過程もほぼ完了する世紀中葉以後になると、
 感情的な「マニド・インタレスト」批判はか
 げをひそめる。たとえば、世紀末に小ピット
 が提案した新税徴収計画に反対したテイアネ

イ Mr. Tierney は、計画が「ストツク・ホールダ

ーレに有利だと批判はしたが、彼らの社会的
 地位にかんしては、「ロンドン・ジェントル
 マン」とか「成上り貴族」⁽³²⁾ *upstart aristocracy* とい
 皮肉るのが精一杯であった。

註

① J・M・ケインズ（中内恒夫訳）「貨幣改
 革論」(『ケインズ・ハロッド』、中央公
 論社、一九七一年)、一ハ〇一ハ一頁。

② 同書、一ハ四一ハ五頁。

③ anon., An Essay on the Increase and Decline of Trade, 1749, p. 38.

④ The London Magazine, Sept., 1732, p. 353.

⑤ Ibid., May, 1732, p. 56.

⑥ 表10-1(1)参照。

⑦ L.H.Jenks, The Migration of British Capital to 1875, (1927) 1971, pp. 14-15.

しかし、運河株を当該地方に関係のないロ
 ンドン商人たちが買い取り、常時志買して
 いることについて、J.R.Ward, The Finance of Canal

Building in Eighteenth-Century England, 1974, p. 80 and note 2

に引用されているニ、ニの史料参照。

(8) C. Davenant; Essay on Public Virtue, fo. 122 (Univ. of London, Goldsmiths' Library MS), cited in H. J. Habakkuk, op. cit. (T. R. H. S., 1980) pp. 206-07.

(9) 上掲、ヤニ部の一草田節の図5-1(4)参照。

(10) R. Browning, 'The Duke of Newcastle and the Financing of the Seven Years War', Journ. of Econ. Hist., vol. 31, 1971, p. 377. 以下ニローカースル公その人については R. A. Kelch, Newcastle: A Duke without Money, 1974.

(11) 一七世紀にかんしては、仙田左千夫曰く「リス公債制度発達史論」へ法律文化社、一九七六年」が参考になる。

(12) 七年戦争初期のデウオンシアを首班とする内閣はこれをやうずに失敗した。 J. S. Sutherland,

The City of London and the Devonshire-Pitt Administration, 1756-7, Raleigh Lecture, 1960.

(13) A. Carter, The English Public Debt in the Eighteenth Century, 1968, pp. 9-13.

(14) P. G. M. Dickson, The Financial Revolution in England, 1967, p. 286.

(15) T. S. Ashton, Economic Fluctuations in England 1700-1800, 1959, p. 136.

(16) P.G.M. Dickson, op. cit., pp.260-62, 285; A. Carter, op. cit. (Eng. Pub. Debt), p.19.

(17) Dickson, op. cit., pp.260-61.

(18) ibid., p.294.

(19) 国内の金融市場は、(1) ロンドン周辺、(2) 海岸沿いの諸州と大商業都市、(3) イン格蘭ドとウエールズの農村地域の三地域ないし三類型に分かれていると主張する史料もあるが、他方では、ロンドン金融市場は早くから国外——とくにアムステルダム——とリンクされており、圧倒的優位にあった。

W. Allen, The Landlord's Companion, or Ways and Means to Raise the Value of Land, 1736 (written in 1732-33), p.9; P.V. Bagly & V.K. Smith, 'Domestic and International Integration of London Money Market, 1731-1789', Journ. of Econ. Hist., vol. XXXVI, 1976, pp.206-07.

(20) L.B. Namier, 'Bride Fisher, M.P.: A Mid-Fifteenth Century Merchant and His Connections', Eng. Hist. Rev., vol. XLII, no.168, 1927, p.517.

(21) 前章才五節註(10)参照。

(22) H.J. Habakkuk, op. cit. (E.R.H.S., 1980), p.208.

(23) 船株や海運肉連のものが多い。

- (24) R. Walcott, English Politics in the Early Eighteenth Century, 1965.
- (25) W. A. Speck, 'Conflict in Society', in G. Holmes, ed., Britain after the Glorious Revolution, 1689-1714, 1969, pp. 133-54; G. Holmes, British Politics in the Age of Anne, 1967; cf. G. Holmes and W. A. Speck, The Divided Society, 1967.
- (26) Speck, op. cit. (Conflict), p. 148.
- (27) Ibid., p. 136.
- (28) The London Magazine, April, 1732, p. 28.
- (29) The Gentleman's Magazine, 1733, p. 450. 同年、庶民院に
はストック・ジョージング禁止法案が提出さ
れた。
House of Commons Sessional Papers, vol. 7, pp. 115ff.
- (30) J. Swift, 'The History of the Four Last Years of the Queen', H. Davis, ed., Works, vol. VI, p. 70.
- (31) D・ヒューム(田中敏弘訳)『経済論集』
(東京大学出版会、一九六七年)、一四三
一―四四頁。
- (32) Annual Register, 1799, 1, pp. 176-78.

三 植民地ジエントルマン

商人と公債等の保有者が戦争と植民地拡大の結果として「疑似ジエントルマン化した」といつても、彼ら自身は植民地で生活をしたわけではない。この意味では、植民地の土地経営やその政治的支配を通じて巨富を獲得し、結局地代・金利生活者^{ランチエ}となった人びと——植民地官僚と地主・プランター——こそは、帝國形成とジエントルマン支配体制の貫徹という一七・八世紀史の二本の柱に、より直接的に結びついていたということもできる。もちろんこのグルー^{グループ}にしても、サー・バーナード・バークの「植民地ジエントルマン名鑑」^(註)の刊行される次の世紀の方が、遙かに大きな勢力となることはいうまでもない。しかし、一八世紀イギリスの政界が「東インド派」と「西インド諸島派」という二つの植民地派関係によって左右されたことも、周知の事実である。バークの時代に比べれば、彼らが現地にどまるとはまれで、ほとんどが本国に帰

つてその富を享受する傾向が強かった——北
 米のみが例外である——だけに、彼らが本國
 の政治・社会に対してもフインパクトも・小
 さくはなかつたのである。

こうした「植民地ジエントルマン」の典型
 は西インド諸島の不在プランターであるが、
 ときに「ジャマイカ・ジエントルマン」など
 と呼称されたこの集団については、すでに第
 二部でも不十分なから閑談したので、⁽²⁾ここで

は東インド関係者とアイルランド不在地主を
 取上げる。現地に土地財産を維持しながら、
 そこからの収益を本國で享受する「不在地主」
 であつた点で、後者には西インド諸島派と通
 いるものかあつた。これに対して一八世紀の
 東インドは、現地に置いた資産を本國にいて
 利用する方法がなかつた点で、いささか趣を
 異にしていたと思われる。

(一) ネイボツブたち⁽³⁾

「一五年くらいと言いたいか、そうでなく

ても、二〇年もすれば総督にでもなれるかも知れない。それほどでなくとも、ジエントルマンの生活ができる程度の財産はつくれるだろうと期待していたのは、一七五二年にカルカッタをめぐした東インド会社の一書記であつた。⁽⁴⁾しかし、この書記の夢が、会社の営業部^{カイル}内の社員ばかりでなく、軍事部に属する軍人にも、さらに社員ではないアジア在住のイギリス人——「自由商人 free merchant」、⁽⁵⁾「自由船員 free mariner」などと呼称された——にも共有されていたことはいうまでもない。とはいえ、彼らの夢は実際のところ実現する可能性があつたのか。

「ほんの数年前までは、東インドといえは短期間に資産の築けるようなところではなかつたので、会社員になりたがる人もあまりいなかつたものだ。総督がその巨富をやつとりの思いでかかえて帰国したとしても、それを羨望やむ人も少なく、……海外のポストは、……かつて長期の勤務と自己の才能に頼るほかな

い人びとによって占められていた」と主張す
 るのは、A・ガーリンブル *Darlington* の手にな
 ったかともいわれる一七七二年の一パンフで
 ある。⁽⁵⁾しかし、このパンフ自体、一七六〇年
 代からのいわゆる「ネイポツブル」の劇的な致
 富ぶりに対する一般の批判をかゝす目的で書
 かれたことは明らかである。フラツシーの戦
 いとデイワニー獲得以後の会社の変質が、あ
 まりにも短期間での致富を許し、そのために
 縁故によって入社する者かふえたことか、「
 真の改革にとって一大障壁となつてゐる」と
 著者はいう。確かに、「ほとんど身にまとう
 下着一枚なくしてインドに赴きし輩、幾百万
 ポンドという富をもちて帰国し、「公爵にも
 ふさわしき富を有する雨後の筍風 マッシュルーム ジェントル
 マン」となり果てたり、などという批判は、
 フラツシー以後になつて急に多くなる。しか
 し、他方では、フラツシー以前においても東
 インド会社の営業部門の社員は、ジェントル
 マンの次・三男にもふさわしい職と考えられ

ていたことも事実である。とすれば、たんなる期待や世評ではなく、東インドに渡った人びとが実際に成功する可能性はどの程度あったのか。

東インド会社の貿易活動にかんする研究は、アジア内貿易は別にして、国内でも国外でも膨大な量にのぼっているが、ここでも人間の移動にかんする研究はほとんどすすんでいない。それでも英・米ではかつてのホルズマンのものや近年のマリシャルのものが数えられるが、わが国ではこの観点からのアプローチは皆無である。そもそも一七・八世紀にインドに渡った人びとはどんな人びとであり、インドではどのような生活をしたのか。彼らは帰国して「ジエントルマンの生活」をなしたのかどうか。これが本節の課題である。

この時代の東インド在住イギリス人は、大まかに言って三つのグループに分けられる。東インド会社の営業部門社員、同社所屬の軍人（シカイル・サーガント、ミリタリ・サーガント）、それに社員外の在住者である。以下、それぞれ

れについて検討しよう。東インドにおけるイギリス人の状況は、一九世紀になると日東インド提要⁽⁸⁾などがあって、容易にその全容が把握できるが、一八世紀にかんしては散発的な史料を総合する以外に方法がない。

東インドにおけるイギリス人社会の中核をなしたのは、いうまでもなく会社の営業部の社員である。社員の職階は一六才以上という年令制限のある「書記 writer」から始まり、五年で「代理商 factor」、さらに三年後に「準

商人 junior merchant」、これを三年つとめて「上級商人 senior merchant」となる。上級商人のなかからは、さらにたとえばベンガルでは一人の評議会 Bengal Council Member が選ばれた。昇進はかなり徹底した年功序列方式によっており、この点が後述の軍人の場合を含めて、コネクション全盛の本国社会と著しい対照をなしていた、といえよう。⁽⁹⁾ただし、ポラツシ以後の「ネイポツブ」時代にはいると、インドにも本国社会のコネクションないしパト

ロネジの原理がしだいに浸透して、インドのイギリス人社会も従来ほど凡通しかよくはななくなつたこと、すでにみた七二年の小冊子の主張するとおりである。

書記として入社するには、一七五一年以後は「算術と商業簿記のふつうの教程」を修了していることが条件とされたが、さらに本國に五〇〇ポンド以上の資産をもつ保証人二名をたてることをも求められた。⁽¹⁰⁾四九年以降の応募者を見ると、とくにプラットシー以前には

すでにインド貿易と関係のある商人の家系の出身者が多かつたが、国教会派の聖職者の子弟などもふえており、すでに「インド勤め」が本國の上流社会に受入れられはじめたことを示している。プラットシー以後になると社員の「ジエントルマン化」はいつきよに進行し、ベンガル在住の社員は「全員とはいわないまでも大半が……ジエントルマンかジエントルマンの子弟である」といわれるほどになる。⁽¹¹⁾パブリック・スクール出身者が急増す

表 10-(6) 東インド会社軍將校の死亡地

ロンドン	22人	9.0%
イングランド各州	27人	11.0
ウェールズ・スコット ランド・アイルランド	7人	0.3
オーストラリア	1人	—
ヨーロッパ	4人	1.6
不明	14人	5.7
<hr/>		
アジア	150人	61.2
海上	20人	8.2
<hr/>		
計	245人	100%

[出典] A List of the Officers of the Bengal Army 1758-1834, Pt 1, 1927 の冒頭から81頁までをサンプルとした。

[注] イングランド各州にあたる者はバース、トーカーなど西南部保養地が多い。

表 10-(5) ベンガル在住東インド会社員(Civil Servants)

年代	新規任命(年平均)	インドで死亡した者(年平均)		
1707-41	169 (4.8)	104 (3.0)		
1742-56	102 (6.8)	74 (4.9)		
1757-61	60 (12.0)	36 (7.2)		
1762-75	314 (22.4)	154 (11.0)		
<hr/>				
	新規任命	帰国	在ベンガル	死亡
1762-75	340.	36	161	143
1776-84	168	1	160	7

[出典] 上半分は、I.O.R. L/F/10/1-2をもとに P.J. Marshall が作成したもの (op. cit. p. 218) から算出、下半分は Major John Scott の議会演説資料 (The Public Advertiser, July 19 & 21, 1784) による 1784 年の状況。新規任命数の食い違いの原因はよくわからない。

るのも、ハ〇年代の現象と思われる。表10-1
 (5)は、ポラツシー以後の会社の急激な拡大、
 ひいては変質ぶりを示唆しているが、それは
 同時に会社の人気の高まりをも示している。
 しかし、同じ表はまた、インドに渡った社員
 の過半が本国に生還しえなかつたことをも示
 しており、「東インド・ジエントルマン」へ
 の道が容易でなかつたことを暗示してもいる。
 営業部内の社員にしてこのようであつたか
 ら、会社に属する軍隊——基本的には持校を
 ヨーロッパ人が独占し、兵卒として現地人が
 採用された——ではいッそう条件が悪かつた。
 一般に一八世紀のイギリスでは、持校のポス
 トがジエントルマン的職業のひとつとして、
 これまでになく大きな意味をもちはじめた。

「私の記憶では、かつてはイングランドの最
 上流の家族の次・三男は、大商人の徒弟にな
 るのがふつうであつた。しかし、いまや流行
 は一変し、若者は一日も早く軍隊に入れなけ
 ればならないようになっていゝ。読み書きが

できててもできなくとも、羽根飾りつきの帽子
 とレース付きの紅いコートを買ってやり、誰
 か有力者にコネをつけて将校コミッションの職を買ってや
 るようになったっているのだ。……こうして、ほ
 んどの上流家族がその次・三男を軍隊に入
 れてしいる(12)という。もちろん現実の軍役は厳
 しかつたから、(13)「貧窮化こそが軍隊入りの前
 提条件であつた」には遠くないのだが、そこ
 ではなお、教育やマナーや血筋が決定的な意
 味をもち、パトロネジと買収資金が不可欠で
 あつた。したかつて、「貧窮化」が条件であ
 ったといつても、かんういはジエントルマン
 の次・三男などであつた人びとにしか、容易
 に手の届くものではなかつたのである。
 これに対して東インド会社の軍隊には、と
 くに一八世紀末以前では、年功序列制が徹底
 していたうえ、致富の可能性も高かつたので、
インカレスト「縁故をもたない青年たちに、それがなくて
キャリアもやつてゆけるひとつの職種レを与えること
 になつた。つまり、「地位や富がないため

に、本国の軍隊から締め出されている人びと
 に、昇進のルールも致富の方法もかなり違
 ち、もうひとつの軍役の機会を与えたのであ
 る。いっさい、東インド会社軍の見習い士官
 Cadet 採用条件は、きわめて緩やかであつたと思わ
 れる。軍役の経験はあるか、操典類につ
 いての知識さえまづたく向われなかつたのであ
 る。(15) いずれ往復の航海に耐え、現地の気
 候や病気の危険を覚悟するのなら、営業部
 内の社員になる方が有利だつたから、「書記の
 ポストを確保しえなかつた家族の子弟」が「
 次善の策」として選ぶ(16)のか、この
 ポストだつたのも当然である。

将校の昇進は年功序列制かとられて民主
 的ではあつたが、それだけに昇進が遅く、
 1800年代には大佐になるのに30年はかか
 るとさえいわれた。インドでそれほど永
 生きできる人はまれであつたから、不
 満が高まつたのももつともであつた。
 1810年、議会の調査委員会がインド勤
 務の書記職の俸格を300

○ポンドと評価しなから見習い士官のそれを
 五〇〇ポンドにしか評価しなかつたのも、不
 思議ではない。⁽¹⁷⁾

会社軍将校の人数は、一七六三年に一四
 人、六九年に五〇〇人、八四年に一〇六九人
 とかぞえられているが、見習い士官の採用数
 からみて、七〇年代に激増したことはまちが
 いない。⁽¹⁸⁾しかし、一七五八年から一八三四年
 までのベンガル地方で軍役に従った将校たち
 の死亡場所を若干のサンプルによってみると、

表10(6)が得られ、彼らの七割は生きて故国
 の土を踏めなかつたことかわかる。表のサン
 フォルは一九世紀にかなり片寄っているくらい
 だから、一八世紀の生還率はもつと低かつた
 というべきであろう。

東インド会社の関係では、このほか聖職者
 や医師が少数認められる。とくに医師は、対
 仏戦争の展開に伴って軍隊のビルド・アップ
 が進行すると軍医の需要が急速に高まり、そ
 の不足が深刻化したから、インドではきわめ

て貴重な存在であった。もつとも、こうした
 軍医は、一七四九年のリストで助手を食めて
 三四人、五四年のそれでは三五人があげられ
 ているものの、そのなかにはすでに帰国ない
 し死亡したものが含まれて居り、実数は二〇
 人程度でしかない。(19)
 したかつて、インドに赴いたイギリス人と
 しては、彼らより非会社員たる商人や船員の
 方が遙かに重要である。会社は、一方ではこ
 うした非会社員をもできるだけ統御しようと
 試みたが、(20) 他方では会社の手には負えないアジ
 ア内貿易に彼らが従事することを黙認ないし
 奨励もした。オニ部でみたように、イギリス
 人のアジア内貿易——いわゆる "port to port trade"
 ——のデータが得られないのはこのためであ
 る。会社の文書で「自由商人」だとか、「自
 由船員」などとよばれている「自らの勘定で
 交易する許可証を東インド会社から受けてい
 る非会社員たるヨーロッパ人」のほかに、ま
 ったく非合法的な渡航者も多く、(22) 彼らの総数は

まったく把握しえない。前者にかんしては、
 たとえば一七五六年に作成されたと思われる
 三六年以降のリストがあつて、総計三六一の
 名前の記録されているものの、うち二〇〇人
 近くは死にないし帰国してしまつてゐる。⁽²³⁾そ
 れゆゑ、全体としての非会社員数を推定する
 ことは困難だが、それがかかりの数であつた
 ことには直接的な証言もあるし、⁽²⁴⁾後述する可
 カルカツタ・ガゼットに伝ふるインドにお
 けるイギリス人たちの生活ぶりからも窺える
 ところである。

事情加以上のようだとすれば、結局インド
 におけるイギリス人の社会はどれくらいの規
 模のもので、そこではどのような生活が展開
 されたのか。事実上東インド会社がつくりあ
 げたと呼んでよいカルカツタの町は、一七五
 〇年には人口一万二〇〇〇程度といわれ、世
 紀末にはさらに五割程度はふえたと思われ⁽²⁵⁾る。
 しかし、人口約二三万とされた一八三六年の
 記録でも、イギリス人は三一三八人にすぎず、

ホルトガル人と並ぶ程度であった。⁽²⁵⁾ その中核
 をなした会社員についてはかなり詳しいリス
 トが残されており、⁽²⁶⁾ たとえば、一七八二年の
 営業部内では、ヘイスティングズ支配下のベ
 ンガルで評議会等の支配層ニ三人へうち六人
 は在英、上級商人一三人へうち一七人在
 英、以下カツコ内は在英人数、準商人五
 三人へ六人、代理商五人へ二人、書記
 九四人へ一人、職職者など八人が数えら
 れる。同様の構成でマドラスに一九五五人、ポ
 ンバイに一九九人、フォート・マールバラに
 四六六人、セント・ヘレナに一九九人などが記載
 されてもいる。一七九二年のロベンガル・カ
 レンター⁽²⁸⁾では、ベンガルのみで営業部内社
 員およそ四四六人をかぞえている。同年の軍
 人数は千数百人、ベンガル以外の軍人数は一
 五〇〇一六〇〇人であった。このほか、高
 級社員は家族や使用人の同伴を許されており、
 たとえば一七九〇年に渡印したサー・アーチ
 ボルド・キャンベル Archibald Campbell は、夫人以

表 10- (7)ベンガル地方における職階ないしステイタス構成

- 1 Governor General
- 2 Chief Justice
- 3 Members of the Supreme Council
- 4 Puisne Judges
- 5 Colonels and Post Captains of His Majesty's Navy of three years
- 6 Senior Merchants in the Honourable Company's Civil Service
- 7 Lieutenant Colonels and Post Captains of His Majesty's Navy of less than three years
- 8 Junior Merchants
- 9 Majors and Masters, and Commanders of His Majesty's Navy
- 10 Captains of the Honourable Company's chartered ships
- 11 Members of the Hospital Board
- 12 Factors in the Honourable Company's Civil Service
- 13 Captains of the Army, and Lieutenant of His Majesty's Navy
- 14 Surgeons
- 15 Chaplains
- 16 Writers in the Honourable Company
- 17 Lieutenant of the Army and Ensigns
- 18 Assistant Surgeon

[出典] The Bengal Calendar for the Year MDCCXIII

(c)

下一三名を同伴した。⁽²⁾ これらの会社員には、
 表10(1)に示したような厳密な職階序列がし
 だいに成立したものと思われる。
 ところで、イギリス人がインドに渡った理
 由は、そこに永住することにあつたわけでは
 ない。彼らにとつてインドとは、要するに「
 ジェントルマンの生活ができるほどの富」の
 得られるところとしてこそ意味があつたのだ。
 したがつて、彼らがつひたすらこの土地を離
 れることだけを切望し、妖怪か影のように落
 着かない現地生活を送り、「すでに一八世
 紀中頃にもインド人社会からは完全に隔絶さ
 れた状態にあつて、世紀末以降の公然たる人
 種差別政策の施行を準備した」⁽³⁾ のも、異とす
 るのは足りない。沐浴をはじめとする清潔さ
 を愛好する習慣など、ほかから、彼らが本国
 に伝えることになつた生活文化もいくらかは
 ある。しかし、概して彼らがインドの生活や
 文化を学ぶ意志など持ち合せなかつたこと
 は、カルカッタのイギリス人社会に出回つて

いた。コカルカッターがセツト⁽³⁾誌を一読すれば明らかなである。そこに採りあげられている記事は、現地の軍事・政治情勢、致富の手段にかかわる情報を別にすれば、圧倒的にイギリス情報、イギリスの文物であった。イギリス流の理髪師やコックの求人、ヨロツパ製家具・書籍の競売、フィッシングの教授、シエイクスピア劇の上演等々が公報、宣伝されており、コーヒーハウスや図書館を開設せよという提案も載せられている。これに対してインド自体にかんする記事といえば、風土病の治療法や殉死の風習にかんする記事くらいしかない。つまり、インド在住イギリス人の眼は完全に本国をむいており、早急な致富こそが彼らの唯一の関心事だったのであるか、そうだとすれば、彼らほどの程度の富を蓄ええたのか。営業部門の社員にとっては、賄賂とアジア内の私的取引、高利貸しなどが主要な収入源となつたことは周知のとおりである。⁽³⁾ 将校の場

合も「少ない俸給と膨大な賄賂」を基礎とし
 ていた点は同じだが、「バツタ Batta」^ニ
 重^ルバツタ^ルなどとして知られたインド勤務の
 特別手当やセポイ軍が家族同伴であることも
 あつて、司令官に与えられていたバザールの
 用権も膨大な収入をもたらした。酒と阿片
 の販売がとくに利益が大きかったのである。
 軍人もまた高利貸しや私的交易に精を出した
 こともいうまでもない。その結果、ハ○年代
 末にコーンウォリス C. Cornwallis は、大佐級 Colmelcy
 の年収を七一ハ○○○ポンドとさえ推定して
 いる。しかし、一般的にいえば、すでにみた
 ように営業部内の書記職に比べて見習い士官
 のポストは六分の一程度にしか評価されてお
 らず、軍人は不利な立場にあつたものと思わ
 れる。^③

「ネイポツブレ神話の核をなしているラム
 ホルド Rumbold やバールウエル Barwell は六〇一日
 の万ポンドもの富をえたといわれたが、これ
 はもとより誇張であつたし、「東インド会社員

は五年間もすると俸給だけで年間二〇〇〇ポ
 ンドを蓄えられる」というピットの発言には、
 「二〇人のうち一九人までは一〇年に一万ポ
 ンドも得られれば大満足であろう」とスコッ
 トらが反論した。⁽³⁴⁾ スコット自身、一六年イン
 ドに居て「シユロツプシアの年地代一〇〇ポ
 ンドの土地は別にして、私の現在の資産は一
 万ポンド余りです」と、⁽³⁵⁾ 親しいヘイスティン
 グズ *Fastings* に書き送っている。しかし、他方
 ではクライヴ *Clive* の年収は公式のものだけ
 で五七年度に二一万一五〇〇ポンド、六四年
 にも五万八三三三ポンドとされているから、
 驚異的な収入を得た者があつたことも確実で
 ある。⁽³⁶⁾

「ネイボツブル」とよぶうる人びとは何人く
 らいたのか。新・旧の東インド会社加激し
 い抗争を展開した一七〇一年議会には、八四
 人の東インド関係者がおり、そのうち三六人
 は商人や東インド会社の重役であつた。しか
 し、一七六一年の議会になると、東インド派

表10-(8) 18世紀後半の庶民院における植民地関係議員数

	東インド関係者				西インド諸島の不在地主	アイルランド地主
	東インド会社重役		ネボッグ		計	
	A	B				
1754-1761年					13	22
1761-1768年					11	25
1768-1774年					13	36
1774-1780年	4	5	17	26	14	30
1780-1784年	4	5	22	31	13	30
1784-1790年	9	3	33	45	9	25

A: インドへ行ったことのない者, B: インドへ行ったことのある者

[出典] Sir Lewis Namier and J. Brooke, The History of Parliament; The House of Commons 1754-1790, vol. 1, 1964, pp.152, 157 and 162.

といえるのはクライヴとJ・ウォルシエ Malis
 のほかに「九一〇人の商人かいただけ」だ
 とネイミアは言う。⁽³⁷⁾ いずれにせよ、ここまで
 は東インド関係者といつても、議会に出られ
 るような有力者となつたのは、そのほとんど
 がサー・ジョサイア・チャイルド Child や上述
 のバンクスのような大商人、金融業者で、現
 地には一度も赴いたことのない者が多い。つ
 まり、彼らは「イギリスのインドに対する政
 治的支配権の確立によつて得られた利権を用
 いて富を蓄えた東インド会社の軍人、社員」
 といふ「ネイポツブレ」の定義には合致しない。
 厳密な意味での「ネイポツブレ」は、したかつ
 て当然、ポラツシー以後に出現したものである。
 じつさい、一三人の東インド会社員と一二人
 の元会社員（軍人を含む）が議席を得た一七
 六八年を境に、東インド関係者の議会勢力は
 上昇の一途を辿つたが、それはもっぱら「ネ
 イポツブレ」つまり軍人を含む元会社員に依つ
 ていた。⁽³⁸⁾ 表10-18は、西インド諸島貿易商な

とを含んでいない欠陥はあるが、それでも東インド関係者の議会勢力の大きさを推測させるに十分であろう。もつとも、ネイホツブたちか議院に進出——腐敗選挙区を利用して——したのは、ジエントルマンとしての社会的評価を確実なものにするためであつたが、それができるのはごく一部の人がひとすぎなかつた。

ホルズマンの先駆的研究には巻末に九三名の「ネイホツブ名鑑」が付されている。しかし、これもまたネイホツブの総数を示しているわけではない。表10—⑤からもほぼ推定はつくが、東インド地方からの帰国者は営業部門の社員だけでも、一七八五年までに一七八人は数えられるともいわれる³⁹⁾。もとより、帰国者がすべて大富豪であつたわけでもないが、相当の富を得るまでは帰国しない決意の者が多かつたことも事実である。結局、現地に赴くことで、本国では得らなかつた富を得た人の数は、たんなる株主などを別にして、世紀

未までには数百人には達したであろう。

しかし、インドに行つたイギリス人には、
 巨富をえたのちにもなお、不安の種が二つあ
 った。現地で得た富をいかにして本国へ送る
 かという問題と、本国の上流社会が彼らをど
 のように受け入れてくれるかという問題のそ
 れである。

西インド諸島のフランタヤアイルランド
 地主のように「不在化」、つまり資産を現地
 においたままでもどこからあかる所得を本国で
 享受する可能性がほとんどなかつた点で、イ
 ンドに渡つたイギリス人の立場は特異であつ
 た。他方、彼らには北米大陸への入植者のよ
 うに現地に永住するつもりもなかつたのだか
 ら、現地で得た富を本国に移す何らかの手段
 を見つけなければ、所期の目的は果せないこ
 とになる。しかも、アジアと本国との間の交
 易、いわゆるトランク・トレードについては、
 会社の独占権が嚴格だったから、個人資産の
 レミタンス
 下移送は至難だったのである。

もつとも合法的な資産の移送の方法は、高級船員に認められていた積荷のスペースを買つか、会社の独占に触れない宝石類、とくにダイヤモンドを送ったり、持ち帰ったりするか、為替を買うかであった。⁽⁴⁰⁾しかし、ダイヤモンドはブラジル産のものと競合し、フランス以後はヨーロッパでの需給バランスが崩れていったし、為替送金は有利な機会が少なかった。ポルトガル人やフランス人を仲介者として、移送をはかることもできたが、信

頼性が低かったし、一七八一年以後は非合法ともされた。⁽⁴¹⁾

もつとも、いかに困難であったとはいえ、一七七〇年頃のインドからの私的な資産の移送は年間五〇万ポンド程度⁽⁴²⁾というまでもなく東インド会社の公的な貿易は含まれない。——と考えられるから、二〇万ポンド程度と推計されるジャマイカ不在地主の取り分——西インド諸島全体ではその二倍くらいにもなるうが——よりは多かったのである。アイル

ランド不在官僚・地主の持出し分と比べても、
 二分の一ないし三分の一にはなっていたであ
 ろう。

しかし、無事に資産を本国に移しえたとし
 ても、本国の上流社会は「ネイボツブレを簡
 単に受入れたわけではない。先にあげた「カ
 ルカッタ・ガセツト」が、ヘイスティングズ
 裁判の行方に、彼を擁護する立場から、異常
 なほどの関心を示したためは、その結末が帰国
 後の同誌の読者ひとりひとりに対する本国社
 会の処遇を暗示するはずだったからである。

一七八七年八月一六日付の一記事は、こうし
 た不安を端的に表明している。いわく、「イ
 ギリスでは東インドからの帰国者 East Indians は
 むごく軽蔑されるので、ほとんど仲間同志で
 しか交われないでいる」と訴える私信が米山
 届いているが、遺憾なことである⁽⁴³⁾と。H・

ウォルポールが一七六四年に「ムカールのピ
 ット・ネイボツブ」のビュートと政敵を罵倒
 した頃から悪意を言んで使われはじめた「ネ

表10-(9)「ネイボツブ」の定着地

London	14
Kent, Surrey	11
Berkshire	11
Hertfordshire, Bedford- shire, Buckinghamshire	6
Hampshire, Sussex	9
Devonshire, Cornwall, Wilt- shire, Somersetshire, Glo- cestershire, Dorsetshire	14
Other counties in England	15
Overseas	2
Scotland, Ireland	5
unknown	6
<hr/> Total	<hr/> 93

[出典] J.M.Holzman, The Nabobs in England: A Study of
the Returned Anglo-Indian, 1760-1785, 1926, Supple-
ment, pp.131-168より作成

イボツブレという呼称は、一七七二年に初演
 されたサミエール・フットの芝居『ザ・ネイ
 ボツブレ』が(44)大評判となって、いつきよに普及
 した。アメリカの独立派 Patriots、ネイボツ
 ブ、西インド諸島の砂糖プランターは、
 別の表現では、インド帰りのネイボツブ、
 カリブ海の砂糖プランター、アフリカ奴隷商
 人、戦時の御用商人 Government War Contractors、
 「ウエストミンスターのチャペルから由緒正
 しい地主リジエントルマンの名前を完全に抹
 殺した」ともいわれたが、「西インド諸島人
 の高慢さや奢侈はいまや東インド帰りのそれ
 に振かれた」結果、ネイボツブこそが地主リ
 ジエントルマンの最大の仇敵となつたのであ
 る。(45)

しかし、ネイボツブが妬みの裏返しともい
 うべき蔑視の対象となつた期間は、ふつうに
 考えられているほど長くはなかつた。一七九
 九年初演の M・G・ルイスの『東インド人』
 にはもはや彼らに対する蔑視や反撥は感じら

れない。一七七一年に上演されたリチャード・カンバリーランドの西インド諸島人に比べ、⁽⁴⁶⁾ても、そのように言うことができる。帰国したイギリス人は、できることなら所領を獲得し、さらにできれば庶民院にうつて出たり、爵位を求めたりしてその社会的評価の向上を図ったのだが、それが効を奏したのである。ヘイスティングズに対する議会の審問が、彼に有利な結果になったのも、ネイボツブ全体に対する世評の変化のためであつたと思われ、る。表10-1(9)にあつたオ一級のネイボツブは、ほとんどがイギリスのどこかに所領を得たが、ロンドン周辺を除けば西部や南部に定住した者が多い。気候条件のほか、所領や腐敗選挙区⁽⁴⁷⁾の得やすさがこの分布を決定したのかも知れない。シユロツポシアに所領をもち、アイルランド貴族の爵位を得て議会にも出たクライクをはじめとして、彼らの大半はロンドンにも適当な住居を確保していたように思われ、る。これに対して、オ二級の人びとを多数含

んでいる軍人の場合は、ロンドン市内とバー
 スヤトーキーのような西南部保養地で死亡か
 記録されていくケースが多く、所領を得るこ
 となく都市的な余生を送ったのではないかと
 推測される。オーストリアのオーストリアが真正のジ
 エントルマンへの道を辿ったとすれば、オース
 級の人はほぼ疑いなくジエントルマンとなつ
 たのである。いすれにしろ、インド官僚こそ
 が「ジエントルマン的職業」の典型とされる
 日は目前にあった。

とすれば、本国におけるジエントルマン支
 配の構造に、インドはどのようなインパクト
 を与えたのか。確かにインドに赴いたイギリ
 ス人の過半数は生きて故国の土を踏めなかつ
 た。しかし、にもかかわらず、この地が本国
 では到底ジエントルマンに支配層には入り込
 む見込みのなかった人びとに、その機会一
 いかにか小さな機会であったにもせよ、を
 えたことも事実である。マカスカッタ・ガ
 ットビへの、自ら「イギリスの一流ジエント

ルマン家系の出身」と称する人物の投書は、
 この点で象徴的である。
 投書人は嘆いて言う。^(母)近年のインドでは誰
 も彼もが「エスクワイア」を名づけるために、
 彼の如き本来の「ジェントルマン」が「小売商」や
 競売人、仕立屋や印刷工の如き「輩」とゴフち
 やにされ、「鍛冶屋」や「馬丁」にさえ馬鹿にされ
 る「状況で、耐え難い。「こうして、「エス
 クワイア」という称号のインド流使用法は、
 すべての地位の区別をなくし、平準化してし
 まう」というのである。現地人という膨大な
 被支配層をえたことで、インド在住のイギリス
 人は、まさしく「最高評議会の議員も料理
 人も、……馬丁も東インド会社員も、判事も
 小売人も」むとしく「尊敬すべき、ジェント
 ルマンの称号」を使用したのである。ノン・ジ
 エントルマンが植民地を媒介として「ジェント
 ルマン」になりうる、というデフォーの「植民
 地命題」は、まったくの夢想というわけでも
 なかったわけだ。

(二) アイルランド不在地主
 ネイボツブがさしあたり嫌悪感をもって迎
 えられたのに対し、アイルランド不在地主は
 しばしば政敵による非難の対象となり、また
 アイルランド農民の苦境に同情した人道主義
 者の抗義の対象にもなつたけれども、ネイボ
 ツブなどよりは容易にイギリス・ジェントル
 マン社会に組み込まれえた。
 しかし、従来アイルランド不在地主制の研

究はわが国にはまかつたといつてよいほどな
 いし、イギリスでも皆無に近い。一介の船乗
 りがクロムウエルの征服のブレインをつとめ、
 やかてイギリス貴族のなかでも有数のランズ
 ダウン *landsdown* 侯爵家の源流をつくりあげた
 W・ペティ *Petty* とその子孫の生涯は、アイル
 ランド・ジェントルマンの典型ということに
 なるか、僅かに彼についてだけは松川七郎氏
 の名著があつて世に知られている。⁽⁴⁸⁾ しかし、
 彼自身の書いた『アイルランドの政治的解剖』

にほんらい付加されていた不在地主の名簿は

定評のあるハルツェン版ですでに削られてい

て、邦訳にはもちろんない。⁽⁴⁹⁾ そのうえ、政治

算術家としてはいかに優れた人物であつたに

しても、自らアイerland地主のひとりであ

つたペテイの限界は、次の一文によつても明

らかである。いわく、「最後に、多くの人は

アイアランドが、アイアランドに土地を所有

し、その王国の外に住んでいるような不在地

主のために大いに疲弊している」と考えて

いる。……私はこの見解に反対する……しと。⁽⁵⁰⁾

ちなみに、彼は全土の四分の一程度が不在地

主の手中にあると推定しているのである。

したがつてここでは、ペテイと同じ頃(一

六三六年)、アイerlandに入植したイギリ

ス軍人の孫で、不在地主攻撃の急先鋒となつ

たトマス・フライア⁽⁵¹⁾の小子とその後続

版を主要な史料として議論をすすめる。この

人物は哲学者としても、経済思想家としても

知られた典型的な「アングロ・アイリッシュエ

ル

表10-10) アイルランド不在地主・官僚の持ち出す所得

1) のタイプ	年間	£ 199,100
2) のタイプ		£ 91,200
3) のタイプ		£ 53,400
少額のグループ		£ 40,000
不在官僚		£ 31,510
イングランドでの教育・訴訟費		£ 33,000
Civil List による年金		£ 23,070
軍人年金		£ 67,658
その他		82,561
計		£ 621,499

[出典] Fr. Prior, A List of the Absentees of Ireland and the Yearly Value of their Estates and Incomes Spent abroad with Observations on the Present State and Condition of that Kingdom, (1729) 1730 (3rd ed.), p. 14.

G・バークリ Berkeley のダブリン在住の代理人
を務めていた。⁽⁵³⁾

フライアは不在地主・官僚をま⁽⁵⁴⁾ず三つの集
団に分類する。すなわち、(1)ほとんどいまだにほ
ま⁽⁵⁴⁾たくアイルランドを見にこ⁽⁵⁴⁾のな⁽⁵⁴⁾い地主、
(2)ふだんは海外で暮らしているが、とき⁽⁵⁴⁾に一
ニカ月アイルランドに来る者、(3)平素はア
イルランドにいるが、保養などのために時折国
外に行く者がそれである。彼らがそれ⁽⁵⁴⁾れに
海外に持ち出す所得額は、表10-1(10)の通りだ

と彼はいう。「海外」とはすなわち、ほとん
どがイングランドのことであることはいうま
でもない。オ⁽⁵⁴⁾グ⁽⁵⁴⁾ル⁽⁵⁴⁾フ⁽⁵⁴⁾の完全な不在地主と
しては、貴族三五人と五三人のジエントルマ
ンのうち⁽⁵⁴⁾せ⁽⁵⁴⁾五⁽⁵⁴⁾人⁽⁵⁴⁾の名⁽⁵⁴⁾が⁽⁵⁴⁾あ⁽⁵⁴⁾け⁽⁵⁴⁾ら⁽⁵⁴⁾れ⁽⁵⁴⁾て⁽⁵⁴⁾い⁽⁵⁴⁾る⁽⁵⁴⁾。後
者で扱⁽⁵⁴⁾桌⁽⁵⁴⁾の⁽⁵⁴⁾分⁽⁵⁴⁾か⁽⁵⁴⁾る⁽⁵⁴⁾一⁽⁵⁴⁾二⁽⁵⁴⁾名⁽⁵⁴⁾の⁽⁵⁴⁾う⁽⁵⁴⁾ち⁽⁵⁴⁾五⁽⁵⁴⁾名⁽⁵⁴⁾が⁽⁵⁴⁾ロ⁽⁵⁴⁾ン⁽⁵⁴⁾ド
ン⁽⁵⁴⁾を⁽⁵⁴⁾本⁽⁵⁴⁾拠⁽⁵⁴⁾と⁽⁵⁴⁾し⁽⁵⁴⁾て⁽⁵⁴⁾お⁽⁵⁴⁾り⁽⁵⁴⁾、ほ⁽⁵⁴⁾か⁽⁵⁴⁾に⁽⁵⁴⁾も⁽⁵⁴⁾ユ⁽⁵⁴⁾ウ⁽⁵⁴⁾エ⁽⁵⁴⁾ン⁽⁵⁴⁾ト⁽⁵⁴⁾リ
な⁽⁵⁴⁾ど⁽⁵⁴⁾の⁽⁵⁴⁾都⁽⁵⁴⁾市⁽⁵⁴⁾が⁽⁵⁴⁾あ⁽⁵⁴⁾か⁽⁵⁴⁾つ⁽⁵⁴⁾て⁽⁵⁴⁾い⁽⁵⁴⁾る⁽⁵⁴⁾。⁽⁵⁵⁾不在化したアイ
ル⁽⁵⁴⁾ラ⁽⁵⁴⁾ン⁽⁵⁴⁾ド⁽⁵⁴⁾・⁽⁵⁴⁾ジ⁽⁵⁴⁾エ⁽⁵⁴⁾ン⁽⁵⁴⁾ト⁽⁵⁴⁾リ⁽⁵⁴⁾は⁽⁵⁴⁾か⁽⁵⁴⁾な⁽⁵⁴⁾り⁽⁵⁴⁾都⁽⁵⁴⁾市⁽⁵⁴⁾的⁽⁵⁴⁾な⁽⁵⁴⁾生⁽⁵⁴⁾活⁽⁵⁴⁾
を送⁽⁵⁴⁾つ⁽⁵⁴⁾た⁽⁵⁴⁾とい⁽⁵⁴⁾え⁽⁵⁴⁾よ⁽⁵⁴⁾う⁽⁵⁴⁾。他⁽⁵⁴⁾方⁽⁵⁴⁾、時⁽⁵⁴⁾期⁽⁵⁴⁾は⁽⁵⁴⁾や⁽⁵⁴⁾や⁽⁵⁴⁾下⁽⁵⁴⁾る

か、一七一九年出版の『アイルランド貴族名鑑』(56)一全七巻)によつてみると、貴族について
 ては次のようにいえる。この名鑑にみえる全
 アイルランド貴族一五九人のうち、アイルラ
 ンドにしか拠点をもたない七五名、不明の者、
 スコットランド等を本拠とする者などを除い
 て、六二人がイングラランドにも所領や居城を
 もつている。彼らかすべてが別の不在地主
 であつたわけではないが、その拠点はイング
 ランド全域——ヨークシアの六人が別では
 最多——にひろかつてあり、当然のことなか
 らラロンドンを拠点とする者はひとりもない。
 つまり、同じ不在地主とはいへ、アイルラン
 ド貴族はアイルランド・ジエントリとはイン
 グランドでの生活形態がかなり違つていたよ
 うに思われる。ジエントリが都市的、疑似
 ジエントルマン的だったとすれば、貴族は
 農村的で、真正のジエントルマンに近かつた
 のであらう。

ところで、彼ら不在地主が持ち出す所得に

ついで、フライアは次のように述べている。
 「もし、年々六〇万ポンド余を流出させるこ
 うしたジエントルマンたちに、この資金を国
 内で使うように説得しえたならば、すぐにも
 土地や家屋は改良でき、人口もふえ、製造業
 もふえ、税収ものびるであろう。……しかし
 実際は、われらがジエントリ、貴族諸公は自
 国アイルランドを疲弊させ、すべてを海外で
 消費する。わが国民は失業し、生計をたてる
 ために海外への移住を余儀なくさふている。

困窮しはてた人びとはアメリカへすら移民せ
 ざるをえなくなっているのだ。⁽⁵⁷⁾ こうして
 フライアは、口をきわめて不在地主・不在官
 僚を非難し、ニーパーセントの「不在税」の
 新設や海外生活ができるほどの大地主をなく
 すために均分相続制の導入などを提案する。
 自らのパトロン、バークリをもフラック・リ
 ストにあかるとを躊躇しなかつた彼にとつ
 ては、大地主の「家名」など何ほどのもの
 でもない、祖国が減ぶことを思えば、とい

う次でであつた。⁽⁵⁸⁾

それにしててもアイルランドのジエントルマ
ンたちが、^レ海外^レつまりイギリスに所得を
持ち出したがる理由は何だつたのか。^レわれ
らがジエントルマン諸公が、彼ら自身とその
祖国にとつてかくも有害な行動に走る動機を
さぐつてみれば、華美な生活、つまり他国へ
イギリス人の貴族やジエントリの消費生活を
真似ようという気持が、その資産の膨大なこ
とと相まつて、彼らの財産をことごとく外国
で使つてしまいたくなる主要な原因である。⁽⁵⁹⁾
ことが分かる、とフライアはいう。灼熱の西
インド諸島とは違つて、現地での生活を困難
にする気候・風土上の条件はまずない。した
がつて、不在化の理由はいわゆる衛示的消費^{コンスピキエンス・コンサンプション}
によつて表現される、イギリス上流社会の価
値意識にあつたのだ。

このような観点からすれば、現地地主の子
弟教育が重要な鍵を握ることになる。^レ西イ
ンド諸島の不在プランターの場合と同じで、

海外に住んで、そこで結婚すると、その所領は海外で生まれた子供に相続されてしまい、不在化が必至となる。それゆえ、子弟を海外で教育すること自体が誤りなのだ。とフライアは主張する。⁽⁶⁰⁾一般に、植民地などの従属的な地域では、高等教育機関を現地に設立し、それに然るべき社会的評価を賦与するのでない限り、教育を媒介とする現地上流層の不在化は不可避なようにも思われる。もちろん、現地の教育機関にどのような評価を与えるかということ自体、より広汎な現地人の意識に規定されることはいうまでもないのだが。

ところで、アイルランドを犠牲にして実践された不在地主たちの衛示的消費は効果をあつたのだろうか。プライアによれば、アイルランド不在地主一覽表の中に、アイルランド生まれのアイルランド育ちで、イギリスで暮らすことによつて年金なり、官職や将校のポストを得た人はひとりもない。イギリスの国会議員になりえた人すら、金の方で議席

を買つた少数の人びと以外にはない⁽⁶¹⁾のである。
 議席を買つた人か必ずしも「少数」ではないことは、
 表101⁽⁸⁾が示すとおりだが、アイルランド貴族は一般の評価からすれば、
 イギリス貴族よりも低い社会的ランクに位置づけられた⁽⁹⁾ことはまちがいない。アイルランド貴族がイギリス貴族の娘をめとることは、
 一人に一人くらいの割合いで起こつてい⁽¹⁰⁾から、非常に珍しい現象でもなかつたが、後者の家族に大きな犠牲を伴うのかふつうであつた。たとえば、一七七七年にイギリス貴族ジヤーマン Lord G. Germaine 卿の長女をめとろうとしたジョン・クロスビー Crosbie は大出費で破産状態に陥つた⁽¹¹⁾。貴族ばかりか、イギリスの大商人にとつても、アイルランド地主との縁組はイギリス地主とのそれほどには魅力的でなかつたから、アイルランドの貴族・ジェントリには、ブルジョワ⁽¹²⁾との通婚による致富の道があまり南か

表. 10 - (11) 不在地主等が持ち出す所得の動向

		地主のみで
1730年 (1)	£ 621, 499 /year	(£ 383, 700)
1769年 (2)	1,508, 982	(£ 572, 200)
1779年 (3)	1,000, 000 以上	(£ 732, 200)
1783年 (4)	2,085, 394	(£ 1,288, 980)
1804年 (5)	2,000, 000 程度	
1812年 (6)	2,000, 000 以上	
<hr/>		
1682年 (7)		(£ 157, 465)
1691年 (7)		(£ 136, 017)

[出典] (1) Prior, *op. cit.* p. 14. (2)(4) Prior 版と同名の匿名の小冊子, 1783年版 pp. 4-5 に69年版の数値が再録されている。4は p. 31, (3) A. Young, Tour in Ireland, (1776-79), 1892, vol. II, pp. 114-17 (5) 庶民院委員会の報告 (1804.5.4) (6) E. Wakefield, An Account of Ireland, statistical and political, vol. 1, 1812, p. 280. (7) は G. O'Brien, The Economic History of Ireland in the 17th Century, (1919), 1972, p. 136.

[注] 1833年議会で4,000,000ポンドという数値もあげられている。Hansard's Parliamentary Debates, 1833, XIX, 583-4.

な商人がいなかったことも、その一因である。
 こうして、アイルランド地主層、とくにその
 上流り貴族層は、イングラランドの同じ階層以
 上に深刻な財政危機に直面していた、といえ
 よう。

本国での評価が相対的に低かった分だけ、
 アイルランド不在地主の婚姻や教育を含む街
 示的消費は激しくなった。ジェントルマン以
 上にジェントルマン的であろうとするこの身
 向は、「疑似ジェントルマン」層に共通の心
 性であること、あうために強調するまでもな
 いか、そうなると彼らが出す所得も年々
 上昇の一途を辿る。表10-1(II)は均質なソース
 から得られたデータではないが、その間の事
 情を十分示しているよう。

ちなみに、個々のアイルランド不在地主の
 資産は、一七三〇年頃にはバーリリングトン Bar-
^{Lington} 卿の年収一萬七〇〇ポンドやアラン
 卿の一万一〇〇〇ポンドなどかトツポクラ
 スであったたから、二〇年買いとすれば一突

際には、もう少し低いだろうか。一、二〇
 ミ〇万ポンド程度ということになる。同様
 の計算をしたアイサー・ヤングは、世紀末に
 ついてドネガル Donegal 卿の六二万ポンドな
 どという数値をあげている。さらに数年後に
 ついて、いっそう高い数値をあげている史料
 もある。^(註)とすれば、彼らの資力は「ネイボツ
 プ」の最富裕層にも匹敵したことは明らかで
 ある。

最後に、アイルランド不在地主の社会的出
 自はとうだったのか。この肉題に直接答えら
 れるデータはない。しかし、クロムウェル征
 服時に土地を予約購入したいわゆる「投機者
 adventurers」については、詳細がわかって
 いる。すなわち、総計一五三三人のうち出身地の判
 明している者一三三一人、そのうちロンドン
 出身者が七五〇人となつてゐる。職業のわか
 る者九二八人、そのうち商人ない都市的職業
 に従事する者が六八九人となつており、^(註)要す
 るに、ロンドン市民がその中核をなしていた

(岩波書店原稿用紙)

ことかみかる。これほどドラステイクな地主の交代劇は、一八世紀にはありえなかつたが、クライヴの例が示すように、これ以後もアイerlandの土地は商人などが地主化してゆく場合のステツプとして機能した一面があるのではないか。

「ネイボツブルの蔑称でよばれた「アングロ・インディアン」とは比較にならないが、「アングロ・アイリツシユ」の立場も微妙であつた。イギリス人の両親の下にアイルラン

ドで生を受けたJ・スウィフト^{Swift}が熱烈なアイルランド・ナシヨナリストとなつたのも、彼自身が本国で思うような処遇を受けられなかつたからである、と思われている。彼以後の著名な知識人でもあつた「アングロ・アイリツシユ」は、すべて同じような屈折した心情を示している。⁶⁶⁾それほど著名な人びとでなくとも、タンブリヅ・ウエルズやバースにいた「アイリツシユ・ジエントルマン」の大群が、言葉のなまりを隠すためにフランス語

を使っていたなどという証言は、これも著名
 な「アングロ・アイリッシュ」であったR・
 B・シェリダン Sheridan の妹ベツィ Betsy の書簡
 集に無数に認められる。⁽⁵⁷⁾ 実際問題として、ア
 イerland 貴族がイギリスでは庶民院議員に
 立候補する資格を与えられていたという事実
 は、彼らの置かれた位置をよく示している。
 うつな言い方をすれば、アイルランドの貴族
 は、イギリスでは一段格下のジエントリなみ
 に扱われたわけので、このことがアイルランド
 の貴族やジエントリの心理に深い影を落して
 いたのである。

(1) Burke's Colonial Gentry, 1891.

(2) Cf. R. B. Sheridan, 'The Rise of Colonial Gentry: A Case Study of

Antigua, 1730-1775', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XIII, no. 3, 1961,

pp. 342-57; R. S. Dunn, Sugar and Slaves: The rise of the planter class in

the English West Indies 1624-1713, 1973, pp. 110-11, 175 et passim.

(3) ニニビ用いる手稿ならぬに文献は、ほとん
ど India Office Library(London) の所蔵にかかるとの
である。手稿は I.O.Records) と略す。

(4) Letter from S.Dalrymple to Sir H.Dalrymple, 1 Nov. 1752 (cited
in P.J.Marshall, East Indian Fortunes:The British in Bengal in
the Eighteenth Century, 1976, p.215.

(5) anon., Considerations on a Pamphlet Entitled "Thoughts on our
Acquisitions in the East Indies, particularly respecting Bengal",
1772, pp.3-4.

(6) The Public Advatiser, 7 Sept. 1784.
(7) J.M.Holzman, The Nabobs in England:A Study of the Returned Anglo-Indian,
1760-1785, 1926;P.J.Marshall, op. cit.

(8) The East India Register and Directory, 1811-.

(9) anon., op. cit., pp.5-6, 26-28.

(10) Marshall, op. cit., p.9.

(11) ibid., pp,13-14.

(12) The London Magazine, Oct. 1732, p.354.

(13) I.F.Burton and A.N.Newman, 'Sir John Cope:Promotion in the Eighteenth-
Century Army', Eng. Hist. Rev., LXXVIII, no. 309, 1963, p.678.

(14) R.Callahan, The East India Company and Army Reform, 1785-1798, 1972,

pp.xi, 25-27.

- (15) *Ibid.*, p.18. には、採用試験の実態の興味深い史料が引用されている。なお、本国、現地を問わず、インド将校養成のための士官学校は（たとえば Addiscombe [Croydon] や Barasat Cadet College [Calcutta] など）、ほとんどが一九世紀に創設されたものである。cf. *A list of the Officers of the Bengal Army 1758-1834*, pt.1, 1927, pp.xxivff. ただし、一七九八年からは R.M.A. Woolwich が年間五、六人を供給した。

(16) P.J. Marshall, *op. cit.*, pp.17-18.

(17) R. Gallahan, *op. cit.*, pp.21, 36, and 17.

(18) P.J. Marshall, *op. cit.*, pp.16-17.

(19) *A list of Commissioned Officers in the Medical Services of the British Army 1660-1960*, 1968, pp.xxiv and xxvi; cf. I.O.R., Home Misc., no.78/53-55, 69-71.

(20) I.O.R., Home Misc., no.79/559 にみられる二通の general letters (一七九三年一月一日付および九年五月二八日付) をみよ。

(21) *A list of the Officers of the Bengal Army 1758-1834*, p.xxiv.

- (22) Cf. I.O.R., Home Misc., 所収の general letter (28 May 1794).
- (23) I.O.R., Home Misc., no. 78/49-51. 五五一年の渡航者については、Records of Fort St. George: Public Despatches from England 1755-56, vol. 59, 1968, pp. 118-20, 96-97 にリストがある。またたとえば、一七七五年の Home Misc., no. 121/203-20, 205-10 には、二人の Free Merchant と Free Mariner などの署名が認められる。
- (24) Marshall, op. cit., p. 21.
- (25) ibid., p. 24.
- (26) The East India Year-Book for 1841, 1841, p. 102.
- (27) A List of the Company's Civil Servants in the East Indies, 1782.
- (28) The Bengal Calenhar for the Year MDCCXCII.
- (29) I.O.R., Home Misc., no. 79/519-24.
- (30) P. Spear, The Nabobs: A Study of the Social Life of the English in Eighteenth Century India, 1965, pp. 148 & 146.
- (31) Selections from Calcutta Gazettes, 2 vols, 1865, ed. by W. S. Seton Karr.
- (32) 東インドにおけるイギリス人の致富の方法については、松井透「インドの植民地化」(『岩波講座世界歴史16』、一九七〇年)が要領のよい説明を与えている。

(33) R. Callahan, op. cit., pp.28-35.

(34) Parliamentary History, vol. XXIV, July 21st, 1784.

(35) Holzman, op. cit., pp.26-27.

(36) ibid., pp.10-11.

(37) R. Walcott, 'The East Indies Interest in the General Election of 1700-01', Eng. Hist. Rev., vol. LXXI, 1956, p.237; Sir Lewis Namier, The Structure of Politics at the Accession of George III, (1929) 1963, p.170.

(38) Sir Lewis Namier and J. Brooke, The History of Parliament: The House of Commons 1754-1790, vol.1, 1964, p.151.

(39) P. J. Marshall, op. cit., p.254.

(40) ibid., pp.220-26.

(41) 21 Geo. III, c.65, sec.29.

(42) Marshall, op. cit., p.256.

(43) The Calcutta Gazette, Aug. 16th, 1787.

(44) S. Foote, The Nabob, 1778 1 no 16 P. J. Marshall, Problems of Empire: Britain and India 1757-1813, 1968, pp.147#.

2 二 五 〇

(45) The Public Advertiser, Jan, 12nd, 1774 and Aug. 8th, 1783.

(46) M. G. Lewis, Rivers, or the East Indian, 1800; R. Cumberland, 'The

West Indian'(J. Hampden, ed., Eighteenth Century Plays, Everyman's Library, 1928).

(47) The Calcutta Gazette, Jan. 15th, 1789.

(48) 松川七郎『ウイリアム・ペティ』(岩波書
者、上・下、一九五八、六四年)。

(49) Cf. C. H. Hull, ed., The Economic Writings of Sir William Petty, 2 vols., 1899.
W. Petty (松川七郎訳) 『アイルランド
の政治的解剖』(岩波文庫、一九五一年)。

(50) 同訳書、一六一頁。

(51) T. Prior, A List of the Absentees of Ireland and the Yearly Value of
their Estates and Incomes Spent Abroad with Observations on the Present
State and Condition of that KINGDOM, 3rd ed., 1730.

(52) anon., A List of the ABSENTEES of IRELAND and An Estimate of the Yearly
Value of their Estates and Incomes Spent Abroad, 1783.

(53) T. de Vere White, The Anglo-Irish, 1972, p. 61.

(54) 一八世紀前半におけるアイルランドの官僚
組織について G. Niese, Present State of Ireland, 1731,
pp. 70-77

(55) T. Prior, op. cit., pp. 3-5.

(56) The Peerage of Ireland, 7 vols, ed. by M. Archdall, 1789.

(57) F. Prior, op. cit., pp. 22-23.

(58) ibid., p. 34.

(55) ibid., p. 25.

(59) ibid., p. 26.

(61) ibid., p. 23.

(62) D. Large, 'The Wealth of the Greater Irish Landowners 1750-1815', Irish Historical Studies, vol. XV, no. 57, 1966, pp. 40 & 39.

(63) E. Wakefield, An Account of Ireland, statistical and political, 1812, vol. 1, p. 245. 婚資および家族関係の負担がとくに大きいという。

(64) T. Prior, op. cit., p. 2; A. Young, Tour in Ireland, (written in 1776-79), 1892, vol. II, p. 114; Annual Register, 1797, p. 31.

(65) K. S. Bottingheimer, English Money and Irish Land: The 'Adventurers' in the Cromwellian Settlement of Ireland, 1971, pp. 54-75.

(66) T. de Vere White, op. cit., p. 37. Berkeley, Faquhar, Goldsmith, Burke, Grattan, Flood, Chalmont, Foneなどが一八世紀では代表的である。

(67) Betsy Sheridan's Journal: Letters from Sheridan's sister, 1784-1786 and 1788-1790, ed., by W. le Fanu, 1960, pp. 16 et passim.

四 地主支配体制と疑似ジエントルマン
 名譽革命から産業革命までのイギリスでは、
 地主リジエントルマンによる支配の体制が、
 史上まれにみる安定を得ていた。この安定性
 の秘密は、植民地帝国の拡大と商業革命を背
 景として、公債保有者、将校、商人、植民地
 地主などの「疑似ジエントルマン」層が急速
 に拡大し、社会的緊張を緩和したことにある
 た。ノン・ジエントルマン層のなかの有能な
 個人は、拡大された「疑似ジエントルマン」
 層を通過して、支配層に上昇することかでき
 たし、支配層の次・三男問題も、「疑似ジエ
 ントルマン」層が拡大したことで解消され
 のである。
 「いまや地主階級は打ち破られ、商人、ネ
 イポツブ、それに東インドや西インド諸島か
 ら富をかき集めた人びとこそが、この国を支
 配する機会にもつとも恵まれている」といわ
 れたのは、一七六八年のことである。この言
 葉の意味は、たとえば次々に腐敗選挙区化し

つつあったサウサンポトンの選挙結果をなか
 めてゆくと、いっそう明確になる。この選挙
 区から選出された議員は、ほぼ一貫してハン
 フシアか近隣の州のジエントルマンであつた
 のだが、そのなかには、ごく近年まで商人や
 専門職であつた家系の人も少なくなかつたの
 である。こうして、ジヤマイカの所領で没す
 ることになるA・スウイマー *Swymer* を先頭に、
 まず西インド諸島のインタレストが反映され、
 一七六八年からはアイルランド貴族たるパー
 マストン *Palmerston* 男爵が当選した。さらに、
 一七八四年になると、ネイボツアのJ・エイ
 ミアット *Amyatt* が選出されるのである。⁽³⁾ 地主支
 配体制の安定性とは、必ずしも地主勢力の圧
 倒的優越を意味するのではない。地主||ジエ
 ントルマンと新興勢力との緊張の低さをそれ
 は示しているのである。

王政復古期に、航海諸法と穀物輸出奨励金
 制度——やがて穀物法につながつてゆく——
 というニフの政策体系をもつて、しだいに明

確な形をとりはじめ、名譽革命後に確立した
 商人など「疑似ジエントルマン」と地主リジ
 エントルマンの連合体としての「地主支配体
 制」は、国内の民衆運動もさりながら、十三
 植民地の独立、「西インド諸島の富の崩壊」
 を経験して、世紀の交かうすでにその根底を
 揺かされていった。しかも、一八四〇年代に上
 述の二つの政策体系がともに廃棄されるに至
 って、その歴史的使命をおえる。

しかし、植民地に本国社会の社会的緊張の
 安全弁としての役割を期待するという、近代
 イギリス史の基本構造は、一九世紀にもなお
 多少その形態を変えながら、存続しつづける
 はずである。「ヨーロッパ人が西インド諸島
 に赴くのは、たいてい自らの能力や勤勉さに
 対して、本国では望みえないほどの報酬が得
 られると期待してのことであつた」が、事情
 は東インドでも、アイルランドでも、また、
 世紀が進行しても同じだったのである。

註

(1) 本論文で扱えなかったものでは、植民地におけるプロフェッションの階層が、人数の点でも社会的評価の点でも重要である。

(2) Sarah Osborn の 手紙。 Political and Social Letters of a Lady of the Eighteenth Century, 1721-71, ed., by F.F.D. Osborn, 1890, p.178.

(3) A.F. Patterson, A History of Southampton, 1700-1914: An Oligarchy in Decline, 1700-1835, 1966, pp.61-65.

(4) B. Edwards, The History, Civil and Commercial, of the British Colonies in West Indies, 2nd ed., 1794, vol. II, p.5.

才四部

地主支配体制と工業化の起源

第一章

工業化の生活史的前提

— 近世史上の「奢侈」のいみ —

一 「生活革命」と経済発展

——生活社会史から経済史へ——

生産の成長が結局は人口増加に飲み込まれてしまふという「マルサスの罠」をイギリス経済が脱し、人口が増加しなから一人当りの所得も増加してゆくという、近代的経済成長のパターンが決定的に成立したのは一七七〇年代であり、その条件が徐々に形成されてきたのが一六六〇年以降の「商業革命」時代であった。しかし、「マルサスの罠」からの脱出

の第一の契機は、帝国形成の直接的な効果と
いうよりは、それが原因となって起こったイ
ギリスの社会構造の変化、さらにそれを背景
とする自ら生活水準の向上を積極的に希求す
る方向への民衆の性向ないし生活意識の転換
にこそ求められるべきであろう。より高い消
費生活を志向するよりも、伝統的な生活の様
式と水準を維持できさえすれば、むしろ閑暇
を志向するという前工業化社会に固有の傾向
——いわゆる「反転労働供給曲線」——が消

減しない限り、人口と一人当り所得の同時的成長は大規模かつ持続的には生じえない。とすれば、そのような変化は何か契機となつて惹き起こされたのか。結論からいえば、そこには「商業革命」によつて非ヨーロッパ世界から大量にもたらされた砂糖、茶、綿布、煙草、藍などの新奇な消費物資と新しい生活習慣の普及、すなわちいわゆる「生活革命」があつたのだが、その「生活革命」自体は消費生活に対する身分制的制約が消滅し、むしろ消費のパターンこそが人びとの社会的地位を決定するという、「地主支配体制」の構造的特徴そのものによつて可能になつたのではないか。これがさしあたつての課題である。

「生活革命」とは、かりに経済学の用語を用いるとすれば、消費需要の構造やその水準の劇的な変化のことだとしてもいえよう。ところが、これまでは一般に産業革命Ⅱ工業化を「生産」の革命として捉える傾向が強くなり、「需要」面の分析は、皆無ではないかあまりす

すんではない。この傾向は、いわゆる「生
 活水準論争」が活潑であるにもかかわらず、
 あまり変化していない。生活水準論争は工業
 化の「結果」の肉題として闘わされていて、
 工業化の前提条件としてはあまり考えられて
 こなかったからである。しかし、工業化の起
 源としての需要の重要性は、E・W・ギルボ
 イの指摘をまつまでもなく明らかであろう。
 ところで、需要といっても消費需要と投資
 需要か考えられようか、工業化が本格的にな
 る以前では、後者が大きな意味をもつことは
 おずなかつたはずである。需要はまた、輸出
 と国内需要とに区分することもいちおうは可
 能である。いちおうとことわつたのは、輸出
 の消長が商業・貿易都市や生産地に波及効果
 を及ぼし、結局内需を左右するといった事情
 が十分認められ、両者を厳密に区分して議論
 することには現実味が少ないこともあるから
 である。それにしても輸出は、成長率が断然
 高かつたうえ、工業化の主導部門となつた織

維産業や鉄工業でとくに比重が高かったから、
 工業化への刺激という意味ではむしろ決定的
 であつたといふこともできる。ただ、輸出そ
 のものにかんしてはすでに第二章などで論じたし、他方では、規模の点では国内需
 要が圧倒的に大きかつたことも間違いない。
 したがつてここでは、考察の対象を国内の消
 費需要に限定する。「生活革命」とは需要の
 劇的な変化のことだと説明したか、そこでい
 う「需要」もまた、まさにこの意味であるこ
 とはあうためて説明するまでもなからう。
 とここで、その国内消費需要は、いつたい
 どんな要因によつて規定されているのか。ギ
 ルボイは人口変動、平均の實質所得、新しい
 商品の導入といふ三条件をあびている。また
 経済統計上は、人口ないし世帯数とその平均
 所得、消費性向——所得のうち消費にまわさ
 れる部分の比率——の積として求められるは
 らである。しかし、このような経済学上の概
 念装置は、歴史の研究手段としてはあまり意

味かない。そもそも消費性向そのものが、所得と消費支出の額が与えられていなければ計算できないからである。それゆえ、一八世紀史家になしうることは、せいぜいのところ人口、所得、消費性向などの要因が上昇したか下降したか、その変化の方向を推定し、さらにそのような結果をもたらした基本的な原因を推測する程度のことではしかない。いわば数式を用いないモデルの構築作業ということにもなろうか。

このような観点からすれば、たとえば消費性向の動向は何によっても、とも強く規定されていゝることになるのか。答えは、もはや経済学の概念用語の範囲には存在しないように思われる。どのようなものやサーブイスをどの程度買いかめ、どのように用いるかを決定するのは、民衆一般の生活様式や生活意識そのものだからである。否、消費性向だけではない。需要の水準を決定する残りの二要因、つまり人口動態と所得水準もまた、部分的に

は、人びとがどのような生活様式を希求する
 にかかっていた。消費性向に比べると人口
 や所得はむしろ推定が容易であり、一八世紀
 の中三・四半期に年収が五ポンド以上あつ
 た「中産的消費者」層が、一八世紀の初めと
 終りでほぼ三倍になつたとして国内需要の増
 大を説くD・E・C・エウアスレーにしても、
 実際にはこの二要因のみに基づいて推算して
 いるにすぎない。消費性向の動向が向われて
 いないばかりか、人口や所得の変化について
 も、その原因や理由は向われていないのであ
 る。つまり、需要分析といいながら、そこで
 なされていることは所得の高の分析でしかな
 い、という奇妙な事実をみるのである。しか
 し、他方でわれわれは、一七世紀中葉以降の
 イギリスでは意識的な人口調節がなされたら
 しいことを知つて⁽⁴⁾いる。意識的な人口調節は、
 生活水準ないし消費水準への配慮から生じた
 とみるのが自然であろう。もちろん、意識的
 な人口調節が生活水準への配慮からなされ、

その結果として一人当りの消費量が維持され
 たとしても、そのことで人口増加が停止すれ
 ば、総需要は増えるのか減るのか、即断はし
 難いことになる。ただ、人口そのものでさえ、
 人びとの生活意識の従属変数とみなされるべ
 き部分があることだけは確実なのである。
 平均所得についても、同じことかといえる。
 貧しい民衆は「必要^{ネセシテイ}」のために働くのであつ
 て、低賃金であればあるほど勤勉であるとする
 る一七世紀までの重商主義者の主張が、高賃
 金こそが労働意欲を刺激するとする一八世紀
 人の主張に次第にとって代わられることは、後
 で詳しく論じるが、このような変化——「反
 転労働供給曲線」の消滅——も、伝統的な生
 活様式、生活水準の維持のためにのみ労働を
 あこなうのか、むしろその向上をめざすのか
 という人びとの生活意識にかかわっている。
 一例をあげれば、E・P・トムソンが明らか
 にしたように、週末から酒に浸り、月曜日も
 働かないという「セント・マンデー」の風習

かすにれたのには、ロエリタズムやメソ
 デイズムを道具とする、初期の工場経営者た
 ちによる労働者訓練 *labour discipline* の力か
 けていたにもせよ、労働者自身の側でのより、
 高い生活水準を希求し、そのためにはあえて
 より多くの労働をも売るという意識の变革か
 なされていなければならなかつたのである。
 つまり、従来の研究にみられた工業化を「生
 産」の革命としてのみ見る立場や、狭義の経
 済学のパラダイムのなかだけでは、「ミとは
 何のために働くのか」という労働のモティ
 ュエーションの変化は捉えられないのだ。結局、
 消費需要の動向を決定したのは、いわばイギ
 リス人一般の生活意識そのものだ、というべ
 きなのである。⁽⁶⁾

註

(1) E. Waterman Gidboy, 'Demand as a Factor in the Industrial Revolution',

in Facts and Factors in Economic History, 1932, pp. 620-39. 欧

(岩波書店原稿用紙)

米の学界ではむしろ多数派であるこりよう

な「需要理論 Demand Theory」への批判として

は J. Mokyr, 'Demand vs. Supply in the Industrial Revolution',

Journ. of Econ. Hist., vol XXXVII, 1977, pp.981-1008.

(2) F. Waterman Gilboy, op. cit., pp.620+25.

(3) D. E. C. Eversley, 'The Home Market and Economic Growth in England, 1750-1780', in E. L. Jones and G. F. Mingay, eds., Land, Labour and Population in the Industrial Revolution, 1967, 206-59.

(4) や一部三章三節参照。

(5) F. F. Thompson, 'Time, Work-Discipline, and Industrial Capitalism', in M. W. Flinn and T. C. Smout, Essays in Social History, 1974, pp.39-77; cf. N. McKendrick, 'Josiah Wedgwood and Factory Discipline', Historical Journal, vol. IV, no. 1, 1961, pp.38-50.

779

(6) 本章は、生活史を内容としているために、本格的な実証を展開しようとする膨大な紙幅を要し、著しく全体のバランスを失するおそれがある。それゆえ、ここでは議論の骨格を示すのに必要な限りの事例を提示するにとどめたい。

じっさい、L・ストンのいう「叙述の復

活」の問題ともかうんで、生活史や社会史
 にとっては、研究成果をどのような形式で
 提示すべきか——伝統的な「論文」の形式
 はいかにも不都合である——ということか、
 深刻な問題であるように思われる。cf. L. Stone,

'The Revival of Narrative: Reflections on a New Old History', *Past &*

Present, no. 85, 1979. 司史学雑誌 90 編七号

一八九七一年一所収の拙評、七二頁をも参
 照。もしあたり、ここで直接提示しえない
 個別事例については、一般向け出版物とし

てすでに公表した諸稿を（その都度指摘す
 る）参照されたい。

ニ 「生活革命」の進展

革命の名に値するような生活意識の大変革、その反映としての生活様式の動態化は、いつ、どのようなにして起こったのか。一六世紀から一八世紀末までの生活史は、おそらく三つの時期に区分することができよう。第一期はピコリリタン革命までの「トリーニ」の世紀である。いわゆる「早期産業革命」と新しい換金作物の導入によつて、これまではごく一部の上流階級にしか消費されなかつた奢侈的な商品――ほとんどが輸入品であつた――が国内で自給されはじめるにつれて普及する傾向が出てきたのが、この時代である。農産物でい

えば油菜、亜麻、麻、大青、あかね、煙草、観賞用切花、野菜、ブドウ、桑など、工業製

品ではボタン、バツクル、ピン、塩、石けん、

ナイフ、小刀、パイプ、ポット、オーガン、

ガラス、紙、リボン、レース、エール、ビール、

酢などが、この時代に国産化のすすんだ

商品であるが、⁽¹⁾大陸から流行のファッションと

してはいり、牧畜業地帯の副業として定着したニット・ストッキングは、一七世紀末の労働者・貧民層の家族のニパーセントに副業の機会を与えたとさえいわれる。⁽²⁾ ニットの帽子や手袋、陶器、銅製品などもこの時代に普及する。ステイタス・シンボルの消費習慣、とりわけ衣類が、新興階層に真似られることを拒否しようとして、奢侈禁止法が頻発されたのもこの時代だが、この問題は後述する。

③
 までの約一世紀、つまり「商業革命」期である。この時期になると、もはや身分や階層を根拠とする消費生活への法的規制の試みはみられなくなる。しかし、それとは対照的に、「貧民の奢侈」を批判する私的な論説、小冊子類が洪水の如く溢れだし、上流階級のいわゆる「衒示的消費」*Conspicuous Consumption*、つまりリステイタス・シンボルとしての消費をより、下層の民衆が真似る傾向が急速に拡大することを示している。消費が社会的競争 *Social Emulation*

の手段となつたのである。

「商業革命」によつて茶、砂糖、コーヒー、煙草、綿布など新奇な商品もたらされ、また都市の住民、とくに「疑似ジエントルマン」層が勃興して「都市ルネサンス」とさえよばれる都市の生活文化の成立がみられたのも、この時代のことである。⁽⁴⁾ このような諸要因が一体となつて、伝統的なイギリス人の生活パターンは文字通り「革命的な変化を遂げる」。

次の才三期、つまり産業革命期には、婦人・児童の家庭外での雇傭が拡大した結果、一方では家族の現金収入（「ファミリーウエイジ」）が増え、他方では主婦を中心として家庭内で自給されていた財貨やサービス（衣・食・燃料・教育等々）が家庭外から買ひ取られ、

るようになる。娯楽にしても、もはや家庭内や共同体内では自給されず、⁽⁵⁾ コマーシャルイズされてしまふ。

以上の三段階のうち、消費の総量が革命的に増加したのは家族構造の変質を伴つた才三

期であつただろうか、自己の身分に合致した、
 従来通りの生活を維持するのではなく、より
 上流の生活を真似ることによつて、自己の社
 会的上昇を図るといふ、決定的な意識の転換
 は、二期に生じたといふべきであらう。少な
 くとも、生活史にかかわる一連の史料を概観
 すると、イギリス人の生活形態がこの時期に
 決定的に動態化したといふ印象を禁じえない。
 一七世紀末の西インド諸島商人、トリヨン
 は、ロンドン周辺の農村部では、食生活を中
 心に生活様式が著しく変化しつゝあり、それ
 が、すべてのビジネスの循環を促進している
 として⁶いるが、このような主張はおそらく以
 前にはなかつたものと思われる。

新しい消費習慣を中心とする生活様式の「
 革命」は、圧倒的に海外、とくに非ヨーロッパ
 世界からの文物の流入によつて刺激された
 のだから、「商業革命」の中心にあたる港灣
 都市とりわけロンドンの最上流層にまず起こ
 ったのは当然である。飲茶の風習がおそらく

その典型であるし、肉もなく茶と組み合わせられた砂糖についても同じである。しかし、生活革命が重大な社会現象となったのは、それが大都市の上流階級の間の現象にとどまらず、一方では社会のより下層へ、他方では都市から農村へ、これまでの常識では考えられないほどの速さで拡散したことに原因がある。前者、すなわち中・下層民への伝播をかりに「社会的」ないし「垂直の」波及とよぶなら、後者は「地理的」ないし「水平の」波及ということができる。

「垂直の」波及は、ほとんどつねに「社会ソシアル的競争・エミューレション」の傾向をもって進行する。つまり、中・下層民のより上流の人びとの模倣、「上流」「流気取りビスマム」として実現するのである。中・下層民の「上流気取り」は、ほんらいの上流人には「奢侈」と映る。下層民のあいだに「奢侈」が蔓延しており、階層間の消費生活上の区別がなくなつてしまつていくという批判が、消費生活革命の進行を裏付けることになる。

のは、このためである。一六世紀にもフィリッポ・スタブズのような強硬な「奢侈」批判者もいたが、とりわけ中・下層民の「奢侈」に対する批判が、文字通り洪水の觀を呈するのは一七世紀後半以後のことである。

若干の実例をあげよう。一六六一年、ウスターシアの大陪審判事への僭金査定要求書には、すでに「主人と召使いを服装で区別することは困難である。後者の方が立派な服装をして、小説と

いう文学ジャンルの創始者の一人であり、警察行政面の業績でも知られるH・フィールディングも「貴族が王公の華やかさと張り合っている」と、帳場のうしろから乗り出した商売人トレイズマンか、その後釜を狙う。この馬鹿騷ぎはここでも終らぬ。最下層のクズのような人間にまで及ぶのである。と感じている。一七六三年、
 英国雑誌 *The British Magazine* 誌上の一論者は、
 「上流階級のマナーを真似ようとする傾向が、

最近より下層民のあいだにも大流行している
 ことからみて、いまにイギリスには庶民といコモン・フォーク
 うものかいはなくなるだろうとさえ論じた。(11)
 イギリス人文筆家たちの関心の的となり、
 後述するよう激しい批判の対象とされたこ
 のような「社会的競争」ないし「上流気取り」
 の傾向は、外国人観察者の眼にも際立ってみ
 えた。たとえば、「この国では、中・下層階
 級の人びとも、他の諸国におけるよりもよい
 衣装を身にまとい、より良いものを食
 べ、よい住居に住んでいる。……フライドと
 世評を維持したいという欲望が、彼らをして
 自分の行動や外見上の見栄に気をつかわなけ
 ればならないように仕向けている」と情報
 通のスイス人フオン・アルヘンホルツは言い、
 ベルリンから来た聖職者モリツ師なども、同
 様の感想を漏らしている。(12)ただ、彼ら外国人
 にとつては、イギリスにおける「貧民の奢侈」
 は非難の対象などではありえず、むしろイギ
 リス人全体の生活水準の高さを示す「感嘆の

的^まにほかならなかつたのである。
 消費生活の革命は、さらに中央から地方へ、
 都市から農村へという「水平の」方向へも波及した。一ハ世紀初頭の「スペースタイター」は、
 誌は、西南部への観察旅行の結論として、な
 お地方の住人は「いまだにチャールズ二世時代の服装をしているので、まるで古ぼけた
 「肖像画から抜け出したように見える」と言
 い、彼らの「ファッションは「壊れた時計の針
 のように、一カ所で止まっている」と主張し
 ていた。⁽¹⁴⁾しかし、それから半世紀^後の一七六〇
 年代になると、「五〇年前には、地方人とい
 えばトルコ人か中国人のように奇異な服装を
 していたものだが、いまではどこへ行っても
 最新流行の山高帽と赤い靴下に出くわす」と
 いわれている。⁽¹⁵⁾これらの観察は、ひとつには
 都市、とくにロンドンから地方への生活習慣
 の伝播、つまり消費生活の均質化の傾向を示
 している。全国的な消費市場が成立する条件
 が整ったのである。しかし、他方ではそれは、

衣服を中心にした「流行」の現象が目立ってきたことをも示唆しているといえよう。

生活革命がまずロンドンに起こったとき、地方人にはやはり「奢侈」と映った。ロンドンの「奢侈」が地方の貧窮化を惹き起こすという主張は、一七・一八世紀を通じて繰り返される。たとえば、一七四〇年代のある小冊子によれば、「ほんの一世代前までは強い酒といえは薬局にしか売っていなかったために、いまではこの巨大な首都の到るところで、

それを売る「飲み屋や遊び場が目白押しであり、

「衣服にしても、旅職人や女中でさえ、一昔前の最上流人のそれより立派になっている。

しかし、他方では、日常生活の必需品にもこ

と欠く人びとがいる地方も多く、ロンドンの

奢侈は地方の犠牲の上に成り立っているのだ

という。しかし、そうは言っても、結局のと

ころ地方もまた「ロンドンの奢侈」に染まっ
てしまうこと、上述のとおりなのだが。

消費を中心とする生活様式の変化が、社会

的にも地理的にも、これほど速く、これほど深く浸透しえたのはなぜか。もちろん、「産業革命」によつてもたらされた多数の新奇な商品そのものが、この消費生活革命の最大の刺激であつたことは、ギルボイの主張をまつまでもなく明らかである。しかし、量的な制約があつたにもせよ、中世にもそれなりに「新奇な」商品がもたらされたことがまつたくないわけでもない。したがつて、この時代になつてはじめて、「新奇な」商品が上流人の奢侈品に終らず、民衆レウエルの「生活革命」——一九世紀のイギリス人は砂糖入りの紅茶を飲み、木綿のシャツやハンカチを用いることを奢侈とはみなさなくなる——になつたかつた理由は、あらためて説明されなければならぬのである。

社会的波及を可能にした条件は、おそらく二つ考えられる。オ一の条件は、すでに一七世紀初頭までに、身分制秩序が弛緩し、そのために消費生活に対する身分制的制約が法律

上は消滅していたことである。つまり、一六〇四年に、従来の奢侈禁止諸法

Sumptuary Laws

が一括廃止された事実がそれである。奢侈禁

止法とは、⁽¹⁾広汎な消費生活の規制をめざす

とはいえ、基本的には衣服、それも成人男子

の衣服の規制を主目的とし、⁽²⁾社会的な目的

すなわち衣服を中心とする消費生活の階層差

を温存・固定しようとする目的をもつ法令の

ことである。こうした奢侈禁止法は、一三九

四年のフランスに始まり、一七七六年のポー

ランドのそれを最後とする長い歴史をもつて

いる。この年、一七七六年に、このような法

令はその政策主体が「国王であれ大臣であれ

非礼・僭越の限りである」と酷評した。国富

論⁽¹⁸⁾を生んだイギリスでは、奢侈禁止法の寿

命は他の諸国より短かかったのだが、一五世

紀後半から一六世紀いっぱいのピーク時には、

他の諸国にも劣らぬ熱意をもってその立法が

企てられたことも事実である。

イギリスで最初の奢侈禁止法は一三三六年

の「下層民 Lesser People が上流人士 Great Ones の真
 似をして「高価牛肉を食^食べること」を禁じ、
 祝日以外に三四以上の食事をとることを禁じ
 た法令をいふべきか、衣服規定の盛り込まれ
 た翌三七年法をとるべきか、議論のわかれる
 ところである。三七年法は、主要な法令のな
 かでは内容がもっとも簡単で、(1)王族を例外
 として輸入毛織物の着用禁止、(2)王族、高位
 聖職者、貴族、ナイト等を除いて、毛皮の着
 用禁止など決めている。(19) 輸入毛織物の着用禁
 止は、奢侈禁止法に保護主義的な意義をみよ
 うとする見解の基礎となっているが、輸入品
 がすなわち奢侈品であったことをも示してい
 ると思われる。
 しかし、社会層と着用すべからざる衣服と
 の関係を詳細に規定して、一六世紀の諸法の
 雛型となったのは、次の一三六三年法であつ
 た。同法は、使用人と職人に一着ニマ^一ク以
 上の、ヨーマンは四〇シリング以上の衣服の
 着用を禁じ、馭者、農夫、牧夫その他の「資

産四。シリング以下の者には毛布と一ニペ
 ノスまでの「さらし」以上のものを着用して
 はならず、「その身分エステイトに従つてリネンのカー
 ドルを着用すべし」としている。地代収入一
 〇〇ポンド以下のエスクワイアやジェントル
 マンは、一着四・五マーク以下、年収二〇〇
 ポンド以上なら五マークまでの衣服と絹の一
 部、毛皮などが認められる。都市の商人、シ
 テイズン、バージエスなどで五〇〇ポンド以
 上の資産の保有者は、年収一〇〇ポンドのジ
 エントリなみ、資産一〇〇ポンド以上だと
 年地代二〇〇ポンド以上のエスクワイアなみ
 とされた。⁽²⁰⁾つまり、都市の上層民はその資産
 額に忘れて、中・下層のジェントリ層に対立
 させられていたことになる。「都市ジェント
 ルマン」の概念の起源をさぐるうえでも、社
 会的地位の前提としての身分や血統と富の関
 係を考えるうえでも、このことは興味深い。
 ナイト以上の各層にかんする一三六三年法
 の規定を詳述することは避けるが、いずれに

せよ、この法令が以後の諸法令の基本となつたことはまちがいない。たとえばちようど一世紀後の一四六三年法は、テューター朝下の奢侈禁止法の洪水現象に先鞭をフける結果になつたものだが、そこでは、全人口がセフの階層に整然と区分され——五つまでは身分による区分で、一部に収入による区分が併用されて⁽²⁾いる——⁽²⁾本質的には一世紀前の規定と違つていない。

一五一〇年から五四^年までのあいだにさらに五件の議会制定法が成立したか、この五^年法を最後に、庶民院は奢侈禁止法に敵意を示しはじめる。国王や貴族たちは相変らず、法律による服装等の消費生活規制を通じて、[「]眼にみえる[」]形での身分制秩序の維持に熱心であつたか、[「]勃興した[」]ジェントリたちはもはやこのような規制を桎梏と感^じるようになったのだ。法案が庶民院を通過しなくなつた結果、一六世紀後半はもっぱら国王布告の Proclamation の形をとらざるをえなくなるか、そ

表 11 - (1) 1559年国王布告付帯リスト

None shall weare in his Apperell any	Cloth of { golde sylver } of Tincele satin, sylke, or cloth myrte with golde or sylver, nor any sables.	} Except	{ Earles, and all of superior degrees, and Viscountes and Barons in theyr doblets and alevless coates.
	Wollen cloth made out of the Realme	} Except	{ Dukes Marquesses theyre Earles or children
	Velvet { Crimson Scarlet or Blawe	} Except	{ Barons and Knyghtes or thorder
	Furres { Black Jenets Luzernes	} Except	{ Barons sonnes, Knyghtes, or men that may dispend CC. li. by yare
	Velvet in { Gownes Coates or uttermost garments	} Except	{ Barons sonnes, Knyghtes, or men that may dispend CC. li. by yare
Furres of Libardes Embroderye Prickyng or prinkyng	} with golde, sylver, or sylke	} Except	{ Barons sonnes, Knyghtes, or men that may dispend CC. li. by yare
Taffeta, Satin, Damaske, or Silke chamlet in	} his uttermost graments	} Except	{ Gray Je- nettes, Bodge
Velvet, otherwyse then in jackets, doblets, etc. Furres whereof the kynde groweth not within the Queenes dominions	} Except	} Except	{ A man that may dispend one hus- dred pounde by yare.
None shal weare anye sylke in	} Hatta. Bonet Nyghtcappe. Gyrdell. Scabarde. Hosen. Shoes. Spurre lethers	} Except	{ The sonne and heyre, or daughter of a knight, or the wyfe of the sayd sonne, A man that may dispende XX. li. by yere, or is worth two hundred poundes in gooda.

[24 Henry VIII, c.13 および 1 & 2 Philip & Mary, c.2 の要約に基く]

表11-(2) 1597年布告の付帯リスト

		Men's Apparel		Women's Apparel			
None shall wear	Cloth of gold, Silver tissued, Silke of purple color	Except	Earls and above that rank and Knights of the Garter in their purple mantles.	Cloth of gold or silver tissued, Purple silk	Except	Countesses and all above that rank.	
	Cloth of gold or silver, tinselled satin, silk or cloth mixed or embroidered with gold or silver. Foreign Woolen Cloth	Except	Barons and above that rank. Knights of Garter, and Privy Councillors.	(Viscountesses may wear cloth of gold or silver tissued only in their kirtles)			
	Any lace of gold or silver, mixed with gold and silver, or with gold or silver and silk.	Gilt or damasked with gold or silver silvered	Except	Barons' sons and all above that rank. Gentlemen attending upon the queen in house or chamber. Those who have been employed in embassies. Those with net income of 500 marks per year for life. Knights (as regards daggers, spurs, etc.); Captains.	Silk or cloth, mixed or embroidered with pearl, gold or silver	Except	Baronesses and all above that rank.
	Spurs, swords, rapiers, daggers, buckles or studs of girdles, etc.				Cloth of gold and silver only in linings of garments, etc.	Except	Wives of Barons' eldest sons and all above that rank. Barons' daughters.
	None shall wear any	Velvet in { Gownes Clokes Coats and upper garments } Embroidery with silk Netherstocks of silk	Except	Knights, and all above that rank; their heirs apparent; those with net income of £200, and all excepted in preceding article.	Cloth of silver in kirtles only.	Except	Knights' wives and all above that rank.
Velvet in { Jerkins Hoss Doublets } Satin Damask Taffeta Grograin in { Gownes Cloaks Coats, etc. }		Except	Knights' eldest sons, and all above that rank. Those with net income of £100. Those excepted above.	Embroideries of gold or silver. Lace of gold or silver or mixed with gold, silver or silk. Headdresses trimmed with pearl.	Except	Wives of Barons' eldest sons and all above that rank. Barons' daughters. Wives of Knights of Garter or of Privy Councillors. Maids of honor, Ladies, etc. of Privy Chamber. Those with income of 500 marks a year.	
Velvet Gilding Silvering, etc. in { Saddles Bridles Stirrups, and all furniture of horse }		Except	Barons' sons and all above that rank; Knights; Men with incomes of 500 marks etc. as above.	Velvet in upper garments. Embroidery with silk. Netherstocks of silk.	Except	Knights' wives and all above that rank, and those excepted above. Those with incomes of £200.	
Velvet Gilding Silvering, etc. in { Saddles Bridles Stirrups, and all furniture of horse }	Except	Barons' sons and all above that rank; Knights; Men with incomes of 500 marks etc. as above.	Velvet in { Kirtles Petticoats Gownes Cloaks and other outer garments }	Except	Wives of knights' eldest sons, and all above that rank. Gentlewomen attendant upon countesses, viscountesses, etc. Those with incomes of £100.		
Velvet Gilding Silvering, etc. in { Saddles Bridles Stirrups, and all furniture of horse }	Except	Barons' sons and all above that rank; Knights; Men with incomes of 500 marks etc. as above.	Satin in Kirtles Damask Tuffe taffeta Plain Grograin	in Gownes	Except	Gentlemen's wives, bearing arms, and all above that rank, etc.	

[41#] F.E. Baldwin, Sumptuary Legislation and Personal Regulations in England, 1926, pp. 228-29.

れでも一五六二年、六六年、七四年、八〇年、
 八八年、⁽²²⁾九七年と矢つぎ早やに出されてゆく
 のである。これらの諸法令には、すでにみた
 ように国内産業保護をめざしたように解釈で
 きなくもない規定もあり、その観点からすれ
 ば、のちのキャラコ禁止法などにもつなが
 てゆく要素をもつてはいるが、他方、全体と
 して消費の促進よりは抑制をめざしている法
 律であること、社会的地位とくに身分を基準
 として消費生活を規制しようとしていること
 の二点において、いわゆる重商主義政策とは
 明確に区別される政策体系というべきである。
 したがって、同趣旨の法や布告が頻発された
 事実が、これらの法令がいかに効果の薄いも
 のであつたかを暗示してはいるが――一五八
 八年以後、この法に触れて処罰された例は一
 件のみといわれる――それでも一六〇四年
 に、「服装にかんする従来のいっさいの法規
 を廃棄」することか、庶民院で何の抵抗もな
 く議決された⁽²³⁾ことは、中・下層民の上流気取

りの傾向をいっきよに顕在化させる働きをしたに違いない。

生活革命の「社会的」波及のオニの条件は、もつと積極的なことである。革命と王政復古をばさんで成立する「地主支配体制」のもとでは、もはやステイタスによる生活の型への規制がなくなつていた、だけでなく、逆に生活のパターンこそがそのひとの社会的地位を決定するようになっていつた、と思われるのである。このことをもつとも端的に示しているの

か、すでにわれわれの検討したジェントルマン概念の変化 \parallel 疑似ジェントルマンの成立にほかならない。

伝統的な地主 \parallel ジェントルマンのみが社会の全分野の支配権を独占する単一の価値体系から、多様な形態の財産所得（ \parallel 不労所得）に基礎をおく、多様な疑似ジェントルマンの存在を許す方向への価値体系の多様化ないし分岐が生じたことは前章に論じた。ジェントルマンのヘゲモニーそのものは不動であり、

地主こそが真正のジエントルマンであることにも変りはなかつたか、彼らとノン・ジエントルマンとの間隙は、一七世紀後半以降、相互に密接に関連する商業革命、対外戦争、植民地体制の確立、財政革命などを契機として勃興した各種の疑似ジエントルマンによって埋められ、L・ストンのいう「国連ビル型」社会構成は、多数の尖塔の林立する「サン・ジミニヤーノ型」のそれへ転換していったのである。⁽²⁴⁾

必ずしも地主でなくても、疑似的なジエントルマンではありうるようになったということは、ジエントルマンの要件の重点が、所得のタイプよりもその額、および生活習慣、教養など大雑把にいつて消費の型に移ってきたことを示している。デフォーをはじめ一七世紀末以降の論者が、「血筋によるジエントルマン born gentleman」に対する「育ちによるジエントルマン bred gentleman」の概念をしきりに重視したのも、結局はこのことを示唆して

いよう。「要するにジエントルマンの称号は、
 イングランドではジエントルマン的な服装、
 態度、教育、教養ないし独立性によつて庶民
 から区別されている人全員に与えられる^{べき}こと
 喝破したのは同時代人ミージェである。しか
 し、ジエントルマン的な生活^に消費の型を維
 持するには、当然、時間的余裕と一定以上の
 額の所得を必要とする。それゆえここには、
 本質的に所得の規模を基礎にした、いわばブ
 ルジョワ的な社会構成の原理ができてあかつて
 いたわけである。産業資本家が疑似ジエント
 ルマンにもなれなかつたとすれば、それは彼
 らの経済力が低く、ジエントルマン的な生活
 習慣を保持しえなかつたからであらう。この
 社会では、経済力の高さが「ジエントルマン
 的な生活習慣」を通じて社会的に表現される。
 とすれば、貴族、ジエントリは土地を抵当に
 入れてでもその地位にふさわしい生活の型を
 維持することを強制され、疑似ジエントルマ
 ンはそれ以上に「ジエントルマン風」を装う。

それより下に続く諸階層もまた、同様の上流
 気取りに陥ったのも、けだし当然であろう。
 当時の文人、モラリスト、宗教家たちが、
 いっせいにこのような傾向を批判したことは
 すでに述べた。彼らはたんに奢侈を批判した
 のではなく、「貧民の奢侈」を批判したので
 ある。上流階級の奢侈は「経済の歯車を稼働
 させる善行」だが、下層階級のそれは結局窃
 盗のような犯罪につながる悪徳である。近年
 この国で泥棒がふえているのは、貧民の奢侈
 こそが原因だ。これがフイールディングの主
 張である。⁽²⁶⁾しかし、貴族やジェントリにとつ
 ては奢侈が「仕事」だが、貧民のそれは悪だ
 という主張は、彼だけのものではない。たと
 えば、サー・ウィリアム・テンポルはいう。
 「悪徳となる奢侈と罪のないそれを区別しな
 ければならない。」⁽²⁷⁾「ホーターにとつては、
 油濃いベイコンや煙草、煙製ニシン、ジン、
 モルトを口にし、汚いフードを被った、魚臭
 い淫売を買うことも奢侈であり、悪徳であろ

うか、貴族なら……パイナツフルを食べ、ハ
ンガリ産のトーケイ酒など最高級のワインを
飲み、宝石と金襴に身を飾り、……クロエの
芳香をふりまく麗人をはべらせるとしても、
奢侈とはいえても悪いこととはいえない」と⁽²⁷⁾
このような批判に接するとき、その背後に、
商業革命に伴う輸入奢侈品の価格低落とその
結果としての「奢侈」ル生活革命の普及、お
よびさうしたステイタス・シンボルの拡散に
対するジエントルマン階級の焦燥を読みとる
のは容易であらう。

他方、この時代に都市から農村へ、ロンド
ンから地方への生活文化の伝播を可能にした
条件には、次のようなものがあった。第一に
都市住民の総人口に占める比率の上昇と、ロ
ンドン以外の地方の大都市でも「都市的な生
活文化」といえるものか成立したこと、つま
りP・ボーゼイのいう「都市ルネサンス」か
あつた。⁽²⁸⁾住所録を辿ってみると、地方都市に
も時計や書籍、家具、煙草、奢侈的食品など

の専門家が成立し、医師や音楽家、理髪師の
 ような専門・半専門職が勃興したことは容易
 に証明できる。スポーツや出版、芝居、音楽
 のようなレジャーもこの時代にいっせいに商
 品化される。⁽²⁹⁾比較的大都市と目される都市の
 人口は、一五二〇年に総人口の約六パーセン
 トだった⁽³⁰⁾か、一七世紀末には一五パーセン
 になったし、一八世紀にはロンドンより地方
 都市の人口増加率が遙かに高かったことがわ
 かっているから、地方都市の「都市ルネサン
 ス」によって直接影響を受けた国民もそれだ
 け多かつたことになる。
 しかし、より重要なことは、こうした都市
 の生活文化、とくにロンドンのそれを農村に
 伝える媒介手段が成立したことである。たと
 えば、シエントルマンの生活習慣としての「
 ザ・シーズン」^{ザ・シーズン}の成立がある。毎年一定期間を都
 市に出て社交生活を送るというこの習慣は、
 地方の富をロンドンやバリスのようない「社交
 都市」に流出させるものだと、強い批判

に晒されもしたか⁽³¹⁾。それが「商業革命」を背景として成立した都市の「生活革命」や「都市ルネサンス」を農村に普及させる役割を果たしたことも間違いない。⁽³²⁾ ジェントルマンに随行した使用人たちにとってさえ、社交季節は都市文化吸収の恰好の機会であったことも、多くの実例が示している。

都市の生活文化を地方に伝えたオニの媒介体は、この時代に商品化されたジャーソのものである。というのは、この時代には、

居や小説、コスペクティタービ誌をはじめとするジャーナリズムなどが、上流階級や都会人の生活文化を伝える一種の作法書として機能していたからである。地方では、常設の芝居小屋やコンサート・ホールはなかったから宿屋でもあればレストランでもあり、馬車の駅舎でもあったインに付設された集会室が芝居や音楽の上演場所となり、講演場とも、新聞や雑誌の読まれる場所ともなった。⁽³³⁾ インの数の正確な推計はないが、それが馬車交通の

発達に伴って成長したことはまちがいない。(34)

ロンドンから地方への定期馬車便は、一七世

紀後半だけで週三〇〇便(35)以下から六〇〇便以

上に増加した。(36)このような変化が、一五七七

年に六〇〇〇軒程度かともいわれるインを激

増させ、その黄金時代を到来させたことは容

易に想像できる。主要な都市では、イン経営

者が社会の最上層部に組み込まれ、「都市ジ

イントリレ」のもつとも代表的な存在となった。

ロンドンの生活文化は、インを舞台として芝

居やジャイナル、小説などを通じて、地方に

急速に普及していったのである。

註

(1) もちろん、これらの商品のなかには、もと

から一部国産化されていたものもあるか。

J. Firsk, Economic Policy and Projects, 1978, pp.6-7. 当時の

輸入品については S.P.12/8, #.63-9 and Lans. 8, #.75-6

In B. Dietz ed., The Port and Trade of Early Elizabethan London

Documents, 1972, pp.152-55.

(2) Thirsk, *op. cit.*, p.168.

(3) 啓蒙書の形式をとったか・拙稿「ユーロ
文化の誕生——生活様式の国際化I——」
「多文化化する生活——生活様式の国際化II
——」(角山栄編『産業革命と民衆』、河
出書房新社、一九七五年)参照。 J.B.Botsford,

English Society in the Eighteenth Century: As Influenced from Overseas,
(1924)1965, *をよみよ*。

(4) P. Borsay, 'The English Urban Renaissance: the development of provincial
urban culture ca. 1680-c.1760', Social History, pp581-603. "

れも啓蒙書の形式をとったか・拙稿「都市
文化の誕生」(角山栄・川北稔編『雲地裏
の大英帝国——イギリス都市生活史——』
平凡社、一九八二年)をも参照。

(5) 拙稿「産業革命と家庭生活」(角山栄編『
講座西洋経済史II』、同文館、一九七九年)を
よ

N. McKendrick, 'Home Demand and Economic Growth: A New View of the
Role of Women and Children in the Industrial Revolution', in

McKendrick, ed., Historical Perspectives: Studies in English Thought

and Society, 1974, pp.152-210.

(6) T. Tryon's Letters, Domestic and Foreign, 1700, p.17.

(7) 上掲『産業革命と民衆』、二二一～二六頁の
注。

(8) Phillip Stubbes, The Anatomie of Abuses: Contayning A Discoverie, or
Briefe Summarie of such Nactable Vices and Imperfections,....in a
verie famous ILLANDE called ALTGNA....., 1583.

(9) A.E. Bland, P.A. Brown, and R.H. Tawney, eds., English Economic History:
Select Documents, 1914, p.361.

(9) H. Fielding, 'An Inquiry Into the Causes of the Late Increase of
Robbers, etc.', H. Fielding's Works, 1882, vol.7, p.164.

(11) The British Magazine, vol.IV, 1767, p.417.

(12) J.W. von Archenholz, A Picture of England, 1791, pp.75-83.

(13) C.P. Moritz, Journeys of a German in England in 1782, 1965, esp. p.33.

(14) The Spectator, July 28, 1711 (Everyman's Library, vol.1, p.391.)

15 G. Hill, History of English Dress from the Saxon Period to the
Present Day, 1893, 167.

(16) anon., An Essay on the Increase and Decline of Trade, 1749, pp.11-16.

(17) 奢侈禁止法の研究としては、いよなお次の

ものがもっとも網羅的である。 F.E. Baldwin, Sumptuary

Legislation and Personal Regulation in England, 1926.

(18) アダム・スミス「大内兵衛・松川七郎談」
『諸国民の富』(二) (岩波文庫、一九六二
年) 三六七頁。

(19) 10 Edw. III, c.3; 11 Edw. III, c.2 & 4; F.E. Baldwin, op. cit., pp.24, 28
and 30-33; N.B. Harte, 'State Control of Press and Social Change in Pre-
Industrial England', in D.C. Coleman and A.H. John, eds., Trade, Govern-
ment and Economy in Pre-Industrial England, 1976, pp.134-35.

(20) 37 Edw. III, c.8-15; F.E. Baldwin, op. cit., pp.47-52.

(21) 3 Edw. IV, c.5; cf. Harte, op. cit., p.136; F.E. Baldwin, op. cit., pp.
102-108.

(22) W. Hooper, 'The Tudor Sumptuary Laws', Eng. Hist. Rev., vol. XXX,
1915, p.444; F.E. Baldwin, op. cit., pp.216ff.

(23) フラクストンは、次のように説明している。
「かつては衣服の華美をいましめる刑法が
多数存在した。その多くはエドワード三世、
同四世、およびヘンリハ世時代に制定され
たもので、先のとかった靴、短かすぎる胴
衣、長すぎるコートなどを禁じたものだが、
これらの法令は、ジェイムズ一世治世元年

や二五法にちつて、すべて廢棄された。」

W. Blackstone, Commentaries on the Laws of England, Book IV, (1769) 1979, p.171; cf. W. Hooper, op. cit., p.449; Harte, op. cit., p.148.

(24) L. Stone, 'Social Mobility in England, 1500-1700', Past & Present, no.33, 1966, pp.16-55.

(25) Guy Mège, 'The Present State of Great Britain' in D.A. Baugh, ed., Aristocratic Government and Society in Eighteenth Century England, 1975, p.47.

(26) H. Fielding, op. cit., pp.163, 165, 171 et passim.

(27) W. Temple, A Vindication of Commerce and Arts, 1758, p.32.

(28) 上巻(4)参照。

(29) J. H. Plumb, The Commercialisation of Leisure in Eighteenth-Century England, 1973; C. W. Chaklin, 'Capital Expenditure on Building for Cultural Purposes in Provincial England, 1730-1830', Business History, vol. XXII, no. 1, 1980, pp.51-70.

(30) P. Clark and P. Slack, English Towns in Transition 1500-1700, 1976, pp.11-12.

(31) Sir William Coventry, An Essay concerning the Decay of Rents and their Remedies, (Written c.1670), in J. Thirsk and J. P. Cooper, eds., 17th Century: Economic Documents, 1972, p.81.

(32) J. Massie, Observations upon Mr. Fauquier's Essay on Ways and Means for Raising Money... 1756, pp.35-55.

(33) 17世紀の都市計画 "インナー" A. Everitt, 'The English Urban Inn 1560-1760', in Everitt, ed., Perspectives in English Urban History, 1973, pp.91-137; J. A. Chartres, 'The Capital's Provincial Eyes: London's Inns in the Early Eighteenth Century', London Journal, vol.3, no.1, 1977.

34 J. Massie, op. cit., p.50.

(35) J. Taylor, The Carrier's Cosmography: or a Brief Reflection of the Inns, Ordinaries, Hostleries, and other lodgings in and near London.

1637, in Social England Illustrated: A Collection of XVIIth Century Tracts, edited by A. Lang, no date, pp.359-62.

(36) J. A. Chartres, 'Road Carrying in England in the Seventeenth Century: Myth and Reality', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXX, no.1, 1977, p.77.

三 労働のモテイウエイションと

国内市場

「生活革命」を實踐して「上流を氣取る」ためには、所得を少しでも増やすことが不可欠である。「必要 necessity」ではなくて「生活水準の向上 luxury」が労働のモテイウエイションとして重要性をおびるようになる。労働者はより高い所得を求めて農場から工場へ、南部の農業地帯からロンドンや北部の工業地帯へ陸続として移動しはじめ、低賃金で生活

に窮さない限り労働の意欲をもたないという「反転労働供給曲線」は消滅する。一八世紀はじめまでの重商主義理論に一般的であった「低賃金論」が、「高賃金論」によつて代位される事實はこの変化を如実に示している、といえよう。

重商主義者たちの賃金にかんする議論は複雑に入りくんでおり、簡単に概括することは危険だが、一八世紀前半までの論者の多くは低賃金政策を支持したといえよう。その場合

彼らには、ひとつには賃金率が国際競争力を決定する主要な要因だとする発想と、さらには労働の意欲は最低限の生存を可能にする必需品の獲得のためにのみ生じるといふ発想にその基礎をおいていた。技術の水準などには見るべき国際格差が存在せず、労働集約的な技術が一般的であつたこの時代には、国際競争力が低賃金を最大の基礎として成り立つと考へるのは、比較的自然的なことであろう。じつさい、アダム・スミスでさえ技術革新のもつ

意味には必ずしも十分に気付いてはいなかつたといわれるくらいだから、⁽²⁾世紀前半の論者の多くがこの立場をとつたのも不思議ではない。労働意欲がいわゆる「必要」からのみ生じるといふオオニの点も、一六・七世紀にはむしろ説明を要しない自明の真理とさえ思われた。⁽³⁾W・ペティのような論者でさえつぎのようにならうの⁽¹⁾を聞けば、十分であらう。すなわち、「穀物かばはなはだしく豊富なきには、貧民の労働が比例的に高価であつて、彼らを

痛い入れることはほとんどまったくできない
 へたに食わんかため、むしろただ飲まんかた
 めに労働をする者は、ことほどさように放任
 である。と。(4) サリ・ウィリアム・テンプル
 に至っては、もつと直截的に、「民衆がのら
 りくらりしていても口腹の欲にふけることが
 できるようなところでは、彼らに勤勉で、真
 面目に節制して暮らせといつてみても無理だ
 と断じている。(5)

このような「貧困の効用」の理論は、一七
 七〇年前後になつても、「商・工業者の立場
 からいえば、下層階級の人びとはつねに貧し
 いままにしておかなければ勤勉になることは
 絶対にならない、というのが馬鹿でも知つて
 いる。真理である」と言い、「マンチエスターの製
 造業者は誰でも、一般的な勤勉を強制するた
 めに、つまり、週六日間は働かせるために、
 高物価を望んでいる」とも、「一般に「製造
 業者は」高い食糧価格こそ最良の友として
 いる」とも主張したA・ヤングに受けつかれ

ていたが、この頃を境に急速に消滅していつた。もとより、高貸金論はこれまでもあった。存在しなかったわけではなく、一七世紀末以来J・チャイルド、D・ノース、J・ウァンガリーント、G・バークリ、D・ヒュムなどがそれぞれの立場で高貸金の利益を唱えたし、とくにD・デフォーは「労働は利得を生み、利得は労働に力を与える」として、實際的にみて貸金の高いイギリスでは需要も労働意欲も高いと主張した。⁽⁸⁾

頭にも高貸金論か一方の流れとして確立していた、とする学説があるのも必ずしも故なしとはしないのである。逆に、低貸金論も、散発的には世紀の交くらいまでは残存する。⁽⁹⁾

かし、大局的にみて世紀中葉が両者の交代期に当っていると考えたおいて大過あるまい。M・ポスルスウエイトやN・フオスターがその転換点に位置し、T・モテイマーやアダム・スミスがそれを受けついたのである。⁽¹⁰⁾

「高い食糧価格と絶え間ない労働に加えて

低賃金に痛みつけられると……労働者は競争心を燃やすよりは無関心になってしまい、産業の主たる原動力が失われる⁽¹¹⁾とモティマーは言い、「労働の報酬が高いことが人間の繁殖を刺激するように、それは庶民の勤勉をも増進させる。労働の賃金は勤勉への刺激剤であって、勤勉は人間の他の性質と同じように、刺激をうけるのに比例して向上する⁽¹²⁾とスミスはいう。生存のための「必要」よりは、より高い生活水準をめがけ欲望、つまり「奢侈」の欲求こそが労働供給の基本的動機とみなされるようになったのである。

「高賃金」と言い、「低賃金」と言うも、それがごく短期の一时的な変化をさすのか、持続的・長期的な変化をいうのか、また個々の労働者の問題なのか、労働者層全体の問題なのか、等々によつて、右の事実にはなおかなりの修正が加えられる余地もある。⁽¹³⁾しかし、いおれにしろここにみたような理論上の変化が、何らかの事態上の変化を反映しているで

あろうことは疑いえない。高賃金論への移行は、賃金の上昇して従来通りの生活を維持してなお余裕がある状態になれば、人びとは働かなくなり、労働の供給量が減少するという「レジャー選好」ないし「反転労働供給曲線」の消滅を示しているのである。近代的な経済成長、つまり人々と一人当り所得の同時的成長がスタートするためには、この移行が不可欠な前提条件であったことは容易に納得しえよう。⁽¹⁴⁾ 新たな一段上の消費水準を求めて、

より多くの労働を売る方向へ人びとの行動様式が決定的に移行した結果、労働供給と所得が同時に、かつ持続的に引き上げられ、国内需要も絶え間なく拡大する可能性が生まれたのである。

註

(1) R. Wiles, 'The Theory of Wages in Later English Mercantilism',

Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXI, no. 1, 1968, p. 113.

(2) R. Koebner, 'Adam Smith and the Industrial Revolution', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XI, 1959, p. 384.

(3) E. Furniss, The Position of the Labour in a System of Nationalism, 1920, ch. 6; E. F. Heckscher (translated by M. Shapiro), Mercantilism, vol. II, pp. 165-6 and 168-71 et passim.

(4) W. プテイノ大内兵衛・松川七郎訳(日政治算術口(岩波文庫、一九六〇年)、中二章。

(5) W. Temple, op. cit., p. 32.

(6) A. Young, A Six Months Tour through the North of England, vol. 3, 1770, pp. 193-94.

(7) たとえば、G. パークリ(川村大膳・肥前栄一訳)口肉いたびす人(一九七一年、東京大学出版会)、一二頁など。

(8) D. デフォォー(山下幸夫・天川潤次郎訳)口イギリス経済の構図(東京大学出版会、一九七五年)、四七頁。

(9) G. d'Elchthal, (translated by B. M. Ratcliffe and W. H. Chaloner), A French Sociologist Looks at Britain: Gustave d'Elchthal and British Society in 1828, p. 97, etc.

四 工業化の生活史的前提

「地主支配体制」が内包していた特異な社会的流動性は、「商業革命」の結果生じた生活革命を媒介として、イギリス人の労働のモティベーションを近代化させ、ひいては国内市場を急速に拡大していったのである。つねに一段上の消費生活をめざしてあくせくする近代イギリス型スノツブは、こうして誕生したのであり、これこそ工業化の生活史的前提のひとつであった。

消費を中心とする生活の型や意識の変革を推進したエンジンは、ロンドンをはじめとする大都市の成長とどこにおける新たな生活文化の誕生にあった。消費生活の角度からみた全国市場の整備・統一は、奢侈禁止諸法の廃止された一七世紀から一八世紀前半のうちに達成された。同時代の外国人がつねに指摘したイギリス国民の、強烈な、しかも全国的・全階層的にかなり等質化した消費意欲を抜きにしては、工業化はありえなかつたであろう。

じフサイ、工業化の初期に成長した製造業は、
 繊維品、装身具、陶器、台所用品などといっ
 た一世紀前になら半奢侈品と考えられたに違
 いない消費財にかかわるものが中心であつた。
 たとえば、モリツ師のような外国人が指摘し
 たイギリス人民衆の衣服の清潔さも、毛織物
 ではなく洗濯の容易なりネンヤコツトンの着
 用に由来していたわけで、一七世紀後半にす
 でに輸入綿布の消費習慣が定着しはじめてい
 たという事実が、のちの綿工業の展南の前提
 をなしたことを暗示している。

労働のモチイウエイションの変化を、ピユ
 ーリタニズムの精神に求めようとするウエー
 パー流の解釈は、「生活水準論争」における
 悲観説派の場合と同じように、工業化初期の
 需要かどこからきたのかを説明しえないとい
 う決定的な難点か拭い切れない。また、J・
 モキヤーの⁽²⁾のように「需要理論」そのものを否
 定する立場もあるが、モキヤー自身の論旨は、
 従来の需要理論がどれもそれだけでは経済成

長を説明するのに十分でない、というにすぎない。しかも、経済成長の原因をもつば、需要に求めることはむしろ間違いだとしても、逆にそれをもつば、生産など別の単一の要因に帰すことも不都合なことは自明である。むしろ従来の重要理論の問題点は、それがたんなる所得分析にとどまっていたことにあるのだ。生産や所得の歴史は、ひとがなにゆえに生産し、何のためにより多くの所得を望んだのかという「生活史的考察」によって、つねに補完される必要があるのではなからうか。

註

〔1〕C. P. Moritz, op. cit., p. 33.

〔2〕上掲第一節註〔1〕参照。

第二章 地主・ジェントルマンの産業投資

一 問題の所在

「地主支配体制」が工業化の前提条件としても、ついていた意味は、需要の側面に限られるわけではない。地主とそのパートナーとなつた商人とは、一八世紀のイギリスにおける圧倒的な資産家だつたのだから、彼らが工業化の初期における資本形成にどのようなにかかわつていたのか、という問題は避けて通ることかできない。

もちろん、工業化の資金問題をもつとも狭義に理解すれば、地主の果すべき役割はあまりなかつたかも知れない。地主は、いわば工業化によつて否定されてゆく存在であることか
らしても、工業化と地主勢力とを対立・対抗的に捉える常識的な見方の方がわかりやすいことも事実である。また、商業革命がもたらす利潤にしても、それが土地購入にむけられ、結局工業化の資金とはなうなかつた、といった理解が一般化しているのも、同じ理由からであろう。しかし、工業化とは、たんに若干

の工場を設立することではなく、経済・社会の構造全体の変革をいうのだから、その資金問題も、もっと広い視野でなかなければならないし、工業化が結果的には「地主支配体制」をつき崩す歴史的任務をもったとしても、両者ははじめから相容れなかつたと考える必要もない。その意味で、地主リジエントルマンが巨大な資産とジエントルマンに固有の思考・行動様式の保持者として、工業化に果たした役割をスケッチし、工業化の起源へのひとつの展望を与えておきたい。

(一)

註

(一)本章は議論の性格上、包括的なデータを示しにくいので、主として二次的な著作のなかから散発的なデータを集めて構成した。けれど、この種の議論では、少数の個別事例について詳論することはほとんど意味をなさない。あえて「印象主義」的な手法に

ニ 地主の経済的役割

工業化の開始に地主がどのよう^に貢献したのか、という場合、地主とは主としてジエントリと貴族のことであつて、一八世紀では少なくとも数百ポンド以上の地代収入を享受した人びとをさす。彼らの多くは、いわゆる「テューター朝の新興地主」の後裔であるから、系譜論的にいえば商業資本の転化物とも考えられるか、⁽¹⁾ そのような系譜論は、ここでは問題にしないことにする。

一八世紀地主の経済的機能、とくに投資活動の肉題を包括的に論じたスタンカドな著作としては、イングラントとウエールズにかんするH・J・ハバカクやG・E・ミンゲイのもの、スコットランドについてT・C・スマウトのもの⁽²⁾がある。スマウトの著作はもつとも明解かつ断定的であるが、いずれにせよ、三者の論旨は大筋において一致している。すなわち、地主は農業や鉱山業、輸送部門などにおいて、必ずしも決定的とはいえ

ないまでも、きわめて大きな貢献をした。しかも、地主の経済活動への情熱がひろく一般化したりは一八世紀中葉を中心とする時期であつて、この時期の前にもあつても、地主はジエントルマンがこれほどの情熱をもつてその資金と才能を経済活動にさいたことはなかつた、と。とりわけスコットランドでは、この傾向が強い。以下、各部門ごとに地主の活動の水準と性格を検討する。

一八世紀中葉・四半期までの経済成長が、はじめは土地の生産力の急激な上昇によつて、ついで経済が土地の生産力という枠組から解放されることによつて可能になつたのだとすれば、とくに農業の改良が重要な意味をもつこと、すでに述べた通りである。しかし、地主が直接的に農業改良のリーダーとなることは少ないというのが、インクランドについてモスコットランドについても定説である。ノーフォークの二人の地主クックとタウンゼンドは例外ともいえるが、彼らにしても前者に

ついて実証もされたように、彼らに帰せられて
 いる改良の多くは、無名の多数の先駆者た
 ちの業績の集積であるにすぎないのであろう。⁽³⁾
 自営農場をもっていた地主は少なくないし、
 これが実験農場としての役割を多少果してい
 たことは否定しえない。しかし、これらの農
 場は、はじめから経済性を度外視した自家用
 生産をおこなっていたもので、商品生産とは
 無縁であった。地主が借地契約書の契約内容
 や管理人を通じて農法の改良を強制した例も
 あまりない。したがって、地主はノーフォー
 ク農法の採用を中心とする農業技術の改良の
 ためには、ほとんどなすところがなかったか
 らみえる。僅かに、当時の地主社会に芽生え
 つつあった純粋に知的な興味と好奇心などが
 らおこなわれた自営農場での実験が、若干の
 貢献をしたというところになろう。
 しかし、ノーフォーク農法の普及と深い関
 連をもつ当時の農業改良のいまひとつの面、
 つまり農地の交換・分合、困い込みについて

は自ら様相は異なる。こうした農地の改良に
 においては、ふつうの借地農では負担しえない
 ほどの資金が必要であった。囲い込みのクロ
 ノロジと利子率の変動の相関が、これを証
 明している。⁽⁴⁾ 他方、一八世紀のイギリスで巨
 額の資金を調達する能力をもったのは、商人
 と地主のみであった。地主は、たとえ自ら現
 金を保持することはまれであったにしても、
 この頃発展してきた抵当市場において、きわ
 めて容易に借財ができた。また、改良をおこ
 なう借地農に直接現金を出すのではなく、た
 とえば、指定の改良を遂行することを条件に、
 とくに有利な条件で土地を貸し出すような方
 法もあった。景気の変動にともなって、地主
 と借地農のあいだの改良のための資金負担率
 には変化があったように、地主が改良をおこ
 なう借地農の防波堤となった。こうして、囲
 い込みなどの土地改良においては、その資金
 の多くが地主によって負担されたと考えられ
 る。イギリス農業革命は地主の提供する固定

資本と、借地農の負担する維持費・運転資金によつて遂行されたのだ、といつてよい。資
本回収に長い期間を要するこの種の投資にあ
つて、地主はその期間の借地農の収入を保証
し、リスクを負担したのである。⁽⁵⁾

地主レジエントルマンはまた、中・小の土
地所有者の土地を買収するにさいして、さら
には囲い込みのために議会の個別法 private act
を獲得するにさいして、その社会的・政治的
影響力をフルに發揮したことも指摘しなけれ
ばなるまい。

農業以外の部門で地主がもっとも深い関心
をもつたのは、当然ながら鉱山業とその関連
産業であつた。「地主の鉱山業との結びつき
は、へ地主の産業投資の」^{セミナル}「出发点となつた」
のであり、「それこそ、土地と産業のあいだ
の多様ではあるが密接な関係を生み出し、社
会的・社会学的な激変をもたらしたものであ
る。」⁽⁶⁾この部門では、農地の改良に比べて
地主の直営が目立っている。とはいへ、ここ

多くでも全体としてはリースされるケースが多
 かつたことも事実で、専内の経営者となるべ
 き借地人を見つけれない場合に限って、地
 主の直営がおこなわれたといえる。したが
 って、開発の端緒期には地主が自ら経営に夕
 ツチしたか、大ていはそれが満足な結果をも
 たらさないうちに、リースされたようである。
 ミドランドのジエントリは炭田を南発し、製
 鉄所を設立したのち、これをすでに産業経営
 者に転じつつあったヨーマン—きわめて広
 義のヨーマン—に貸し出している。ウエー
 ルズでも、やや時代は下るものの同じことが
 指摘されている。すなわち、製鉄業について
 は、「意気盛んで先頭を切って自領の鉱物資
 源の南発にのり出した地主たちは、やがてそ
 の開発を中止し、より賤しい身分の出身者で
 ある冶金業者—しばしばイングラントから
 の渡り者である—に鉱山を貸し、自分は受
 動的な立場にあまんだ」という。また、炭
 坑についても、地主が所有するものと産業資

本家の所有するものとか、より古い炭田より新しいタイプのそれとして区別されている。⁽⁹⁾ マーギー河畔のセント・ヘレンズ一帯でも、地主たちが炭田の開発に積極的な関心を示していた。⁽¹⁰⁾

こうして地主は、鉱山業の端緒的發展には非常に強い関心を示した。イギリスでは、金と銀以外の鉱物資源は地主に所有権が認められた事実が、ネフの否定的見解はあるが、このことに影響を与えていよう。しかし、いつ

たん開発された鉱山や冶金工場が、そのまま地えによって直営され続けることは少なく、ほとんどは土地との結びつきのない「純血の産業家」に貸し出されてゆく。⁽¹²⁾

したがって地主は、もともと失敗の可能性の高い開発の初期段階を担ったことになるのだが、それだけでも終らない。というのは、それ以後も、実際の経営にこそはタッチしなくなるものの、鉱山やときには溶鉱炉などをリースするなど、固定資本設備の多くを負担

したからである。⁽¹³⁾ このことあればこそ、それほど資金をもたない中産的な人びとも、製鉄業が南業しうるようになったのである。

北ウエールズのミドルトン家、ウイン家、グロウナリー家などは、一八世紀前半に銅や鉛、の鉱山を開発した地主家系である。⁽¹⁴⁾ しかし、これらも世紀の後半にはリリースに出されていくことが多い。その結果、一七九一年、ミドルトン家では、土地からの収入で農業以外のものが七九六ポンドにも達した。すなわち、

六つの炭田が一一年期限で貸し出されており、一部は地代として、また一部は生産物の六分の一を支払うロイヤルティとして、合計六五
六ポンドをもたらし、残りの収入は、スレ
ートの採掘場と石炭窯の賃貸料であった。⁽¹⁵⁾

ドラوند北部では、チエスタフィールドに製鉄業を起こしたシュリユーズベリー伯やトラ
ンド公をはじめ、ダービーシアの多くのジエ
ントリが例としてあげられる。トレント溪谷
で目立った地主は、炭田をもち、製鉄業にも

手を染めたF・ウイロビーであろう。⁽¹⁶⁾

以上のように、鉱山・冶金業で地主が南炭の初期の担い手となった例、さらにその施設をのちに「純血」の産業資本家にリースした例は、捜せば際限なく見つかりそうである。鉱山・冶金業はそれ自体の性格からして土地との関連が深いこと、当時としては地主が商人にしか負担できないほどの大きな資金を要したことから、その主要な原因と考えられる。

地主の経済的役割が目立ったオミの分野は、輸送手段の改善にかかわるものである。道路の改善、新設はともかく、そのほかの河川改修、運河の南さく、港湾設備の整備などは、いずれも鉱業の展開と結びついていたことはいうまでもない。とくに石炭の輸送がこうした交通革命の主要な目的となっており、純粋の農業利害は輸送の改善にはむしろ対立的でさえあった。⁽¹⁸⁾

ところで、これらの運輸機関の改善のための投資には、次のような特色が認められる。

すなわち、資金の必要額が非常に大きく、個人ではそのリスクを負担しきれないこと、資金の凍結期間が長く、回収が容易でないこと、投資がもたらす利益が社会的・間接的で、必ずしも私的なものに限らないこと、などである。こうした事情は、一八世紀の中頃までに進行した道路・河川改修についても、それらへの投資が一巡した一八世紀後半に始まった運河の建設にしろ、すべての交通革命に共通している。要するに、こうした社会的間接資本の形成は、ほんらい私企業としては成立し難いものだったのである。じっさいイギリス以外の国ではどこでも、それらは政府ないし地方当局の事業としておこなわれたものである。したかつて、七〇年代になってもたとえばA・ヤングは、政府の手で軍事目的をもつて建設されたフランスの道路の素晴らしさに驚嘆したのである。

とすれば、イギリスではこの部門の投資は誰か実践したのか。一七世紀後半から盛んに

なった河川改修について、T・S・ウイラン
 は次のように言う。まず、中心的な企業家と
 なったのは中央に顔の効く人、つまり地方の
 名士たちであった。しかし、もちろん個人で
 事業をおこすことは至難で、数人でパートナー
 ー・シツフを組んだり、あるいは市当局を中
 心にすえたり、あるいはジョイント・ストック合本制の企業を創設
 して資金を集め、議会の個別法による認可を
 得て創業したものである。⁽²⁾これらの企業者た
 ちは、要するにすべて地域的な利害を強く反
 映した人びとであったといえるか。彼らの職
 業をみると、ほとんどが商人か地方ジエント
 リに分類できる。すでに述べたように、純粋
 の農業利害は交通の改善に反対するの加ふつ
 うだったから、地主のなかには改修に反対し
 た者も多い。それゆえ、地主と商人を比べる
 と、後者の重要性が圧倒的に高いことも事実
 である。ことに一八世紀前半のランカシアで
 は商人の活動が活潑で、一七二一年に認可さ
 れたマージ、アーウル西河川改修工事の

三八人の發起人のうち三三人までが当地の有
 力商人であつた。⁽²²⁾とはいへ、河川改修に熱心
 に取組んだ地主も少なくはない。たとえば同
 じ地方でも、一七三三年に着工されたカグラ
 ス河の場合、当地の地主が中心であつたし、⁽²³⁾
 ウスターシアのサンズ家、トレント川を改良
 したページエト卿、チエシアのシエリフ、サ
 ー・トマス・ブルック等々その例は枚挙にい
 とまかない。したかつて、この分野では商人
 が最大の貢献者であつたけれども、地主もか
 なり重要な役割を果たしたといつてよい。しか
 も、ここでも地主の役割の特色は、それが巨
 額の資金を長期間凍結する必要のあるもので
 あつたかゆえに、長期資金とリスクの負担、
 さらに⁽²⁴⁾は議会工作といつたところに見られ
 のである。⁽²⁵⁾
 海外貿易や沿岸航行のための港湾施設の改
 良の場合も、河川改修とほとんど異なること
 ろがなかつた。⁽²⁶⁾つまり、この分野でも、都市
 当局の商人のインタレストが強く作用してい

るが、ロザリーハイズにドックを建設したベッド
 フォード公爵のように⁽²⁶⁾地主の活動家も無視
 はできない。

次に、イングラッドでは一七五〇年代に「
 マニアル」の域に達する有料道路の建設の場合
 をみよう。議会で認可された有料道路、つま
 リタインバイクの件数は、一七世紀に五件、
 一八世紀前半に一四〇件だったのに対し、一
 七五〇年代だけで一七〇件に達した。へもつ
 とも、一七九一—一八一〇年には、年平均五

五件の個別法が成立した。⁽²⁷⁾ 道路について

は、河川改修よりも遙かに地主の関心が強か
 ったとも思われるので、初期のそれが「公共
 心に富む」地主貴族、ジェントリのイニシア
 ティヴで建設されることか多かったのも当然
 である。ウェールズでいえば、一八世紀前半
 のサー・ワトキン・ウインヤ少しのちのグリ
 ン家などがその例になろう。⁽²⁸⁾ しかし、この事
 業もまた、個人企業としてはあまりにも資金
 負担が大きすぎたから、やがてはタインペイ

ク・トラストを組織して資金の調達を図るの
 が一般的となった。タインパイクの個別法は
 二一年間の通行税徴収権を与えていることが
 多いが、このことは最初の資金が投下されて
 から工事が完了し、営業が順調にいつて資金
 が回収されるまでにあまりにも長い時間と、
 それだけに大きいリスクが介在することを意
 味していた。じじつ、道路建設は、利益のあ
 からない投資のふとつであつたようだ。コウ
 エントリでも、北ウエールズでも、スコット
 ランドでも、どこでも事情は似通つていた。
 こうした性格の事業に資金をつぎ込みうるの
 は、地主をおいてほかにはない。もちろん出資
 者や運営者の利益が薄かつたということは、
 事業が社会的にも利益をもたらさなかつたと
 いうことを意味するのでは毛頭ない。ミドラ
 ンドを中心とするタインパイク・トラスト方
 式による道路の改善が、いかに経済・社会一
 般に利益をもたらしたかは、デフォアの口を
 きわめて説くところである。

結局、有料道路についても、そのもつとも
 包括的な研究をものしたW・アルバートのい
 うように、「一運河と鉄道が出現するまでは」
 商人と地主などの富は退蔵され、産業発展に
 寄与しなかつたという説もあるが、実際には
 有料道路のトラストが彼らの富を……産業発
 展に引き込んだ⁽³²⁾のだ⁽³²⁾ということができるの
 である。

一八世紀も六〇年代になると、運河の開さ
 くが盛んになる。サンキー・ブルックについ
 て、一七六一年にワースリからバートンまで
 開通した。いわゆるブリジウオーター運河が
 とつの転換点になつたことは周知のとおりで
 あるが、ここにおけるブリジウオーター公⁽³³⁾
 父子の活動もまたいまさら説明を要しない。
 彼らに続く存在としては、ミドランドや北ウ
 エールズなどで鉱山業、石炭業に關係してい
 た地主たちがあげられる。一七七五年に自己
 の所領の石炭を積み出すために運河をつくつ
 たスタフォードシアのサー・ナイジェル・グ

リーシリ、その二年前にやはり自領内の石炭
 運搬用にリーズ・リヴァプール運河建設のイ
 ニシアティヴをとったテイネット伯、自領の
 炭田開発をめがけて運河をつくったニューア
 ーク卿、シエロツポシアの製鉄業のために同
 じことを実行したスタフォード侯、一七六八
 年のコウエントリ・オクスフォード運河計画
 を支持したマイルバラ公、ギルドフォード、
 ノース、スペンサー卿等々。南部においてさ
 え、同様の例はいくうでも拾うことが出来る。

シエフィールド卿、スタナツプ卿、サミ代エ
 グレモント伯等々がそれである。⁽³⁴⁾

個別事例ではなくて、より包括的なデータ
 として上掲の表101(1)をみれば、八〇年以前
 のいわば「第一期」の運河では地主レジエン
 トルマンが四〇パーセント以上の資金を負担
 していたことがわかる。こうして、運河建設
 においても地主は、資金の提供者として、と
 きにはカンパニーの重役として多大の貢献を
 したけれども、もちろん個人で企画全体を遂

行することなどは不可能だったし、一企業のなかでも地主が独裁権をふるえることもまれであった。商・工業インタレストと地主のそれに対立すると、地主の主張が通ることもしなかつたといわれる。⁽³⁵⁾ スコットランドにおけるグラスゴーの商工業派とエディンバラの地主貴族派の対立がその実例をなしている。

運河企業もまた、マージ・トレント運河などを例外として、一般には創設者にとってはそのほどこ利益の多いものではなかつたらし

⁽³⁶⁾ い。それに、八〇年以降のネニ世代の運河にかんしては、地主のジェントルマン層の役割が相対的に急激に低下していることも、上掲の表から明らかである。これらの点からしても、運河への投資は他の交通機関への投資と同じような性格をもち、同じような経過を辿ったこと知られるのである。

地主の経済活動が目立つ分野としては、ほかに都市建設がある。一七世紀からはじまったロンドン周辺のそれとニュー・タウンの建

設では、地主の主導的役割が顕著なケースが
 多い。ロンドン西部の高級住宅地、市内の建
 築、東部の労働者住宅建築のほか、タンブリ
 ジウエルズなどの観光都市、とりわけロイヤ
 ー家による炭坑・港湾都市ホワイトヘヴンの
 建設などが際立った実例となっている。⁽³⁸⁾ロ
 ー家は、いわば「都市建設におけるブリジ
 ヴォーター家」的な存在といつてよい。しか
 も、この分野でも、時代が下るにつれて、地
 主は低廉な地代の長期契約で投機的な業者^{テイラー}に
 敷地を貸し付けることに甘んじる傾向が強
 なるように思われる。⁽³⁹⁾ただし、一九世紀の都
 市開発にかんする研究は現在急速に進行中で、
 いま安易に一般化していうのは適当ではない。
 純粋の製造工業を地主が創始した例は、当
 然あまりない。しかし、彼らが自領内の製造
 工業の行方に関心をもちなかつたはずもない。
 石炭業と関連した製塩業⁽⁴⁰⁾などのマイナーな工
 業は措くとしても、製鉄業には彼らは強い関
 心を示した。また、スコットランドでは一七

四五―七〇年に、地主のあいだに「リネン熱」とでもいうべきリネン工業経営の流行があった。たし、毛織物業の復活や綿工業の導入にさえ地主は関心を示しているという。しかし、これらはいずれも、産業革命の本格化すると、「純血」の「産業人」に移管されたことも事実である。⁽⁴¹⁾ イングランドについても、炭田、鉱山のほかに、フレストーンに綿工場を所有していたカ―ビー伯、一七六〇年代に自領の鉱山の近くに紡績工場をつくろうとしたアシェバーナム卿など、繊維産業に手を染めた地主の例もないわけではない。⁽⁴²⁾ しかし、全般的に言って、土地と結びつきのない紙料の製造工業では、地主の関心が比較的薄かったのはけだし当然である。

註

(1) 拙稿「イギリス産業革命前史と貿易」(『待兼山論叢』、二号、一九六八年)、一七

1 版。 Cf. D. Defoe, The Compleat English Gentleman, (1727) 1969,
vol. 1, p. 310.

(2) H. J. Habakkuk, 'Economic Functions of English Landowners in the
Seventeenth and Eighteenth Centuries', Expl. Entrepreneurial Hist.,
vol. VI, 1953 (H. J. ハバカク「拙訳」号十
ハ世紀イギリスにおける農業問題の「未来
社」一九六七号「オニ論文」: G. F. Mingay, English

Landed Society in the Eighteenth Century, 1963, pp. 163-204; F. C.
Smout, 'Scottish Landowners and Economic Growth, 1650-1850', Scott.
Journ. Pol. Econ., vol. 11, 1964.

(3) Habakkuk, op. cit., p. 92; J. D. Chambers and G. F. Mingay, The Agricultural
Revolution 1750-1880, 1966, pp. 56-69.

(4) Ibid., pp. 82-84; F. S. Ashton, An Economic History of England: the
Eighteenth Century, 1955, pp. 40-41.

(5) Habakkuk, op. cit., p. 95.
(6) J. T. Ward, 'Landowners and Mining', in Ward and R. G. Wilson, eds.,
Land and Industry: Landed Estate and the Industrial Revolution, 1971,
p. 107.

(7) W. H. B. Court, The Rise of the Midland Industries, 1600-1838, (1938) 1965,
pp. 73 & 86. 琴野孝司「イギリス産業革命史研究」

(早大出版部、一九六五年)、一〇〇—一〇三頁。

(8) A. H. Dodd, The Industrial Revolution in North Wales, (1933) 1951, p. 132.

(9) ibid., p. 189. 南部ウエルズについては A. H. John, The Industrial Development of South Wales, 1950, pp. 7, 27 et passim; cf. B. F. Hozelett, 'Entrepreneurship and Capital Formation in France and Britain since 1700', N. B. F. R., Capital Formation and Economic Growth, 1955, 324.

(10) F. C. Barker and J. R. Harris, A Merseyside Town in the Industrial Revolution: St. Helens, 1750-1900, (1954) 1959, pp. 7-8.

(11) J. U. Nef, The Rise of the British Coal Industry, vol. 1, 1932, p. 342.
(12) Court, op. cit., p. 114.

(13) F. S. Ashton, Iron and Steel in the Industrial Revolution, (1924) 1951, p. 209. 大河内曉男『産業革命期経営史研究』
(岩波書店、一九七八年)、才二部二章。

(14) A. H. Dodd, op. cit., pp. 152ff.

(15) Mingsay, op. cit., pp. 193-94. 明ばんの製造に関係していたマズグレイヴ卿なども例としてあげられる。 D. Defoe, A Tour through the Whole Island of Great

- Britain, (Everyman's Library ed.), vol. II, pp.247-48.
- (2) J.D. Chambers, The Vale of Trent, 1670-1800, no date, pp.6-8.
- (5) P. Deane, The First Industrial Revolution, 1965, p. 75.
- (8) T. S. Willan, River Navigation in England, 1600-1750, (1936) 1964, pp.43 and 138; W.T. Jackman, The Development of Transportation in Modern England, vol.1, 1916, pp.396 and 403.
- (9) Deane, op. cit., p.69.
- (20) A. Young, Travels in France and Italy, (Everyman's Library ed.), p.48.
- (21) F.S. Willan, op. cit., pp.48ff. and 65ff.
- (22) A.P. Wadsworth and J.de L.Mann, The Cotton Trade and Industrial Lancashire, 1600-1780, (1931) 1965, p.219.
- (23) Ibid., pp.215-16, note 1; Willan, op. cit., pp.59-60.
- (24) cf. Ibid., pp.66, 77-78.
- (25) F.C. Smout, op. cit., p.222.
- (26) T.C. Barker, 'The Beginning of the Canal Age in the British Isles', in Pressnell, ed., Studies in the Industrial Revolution, 1960, p.5.
- (27) W. Albert, The Turnpike Road System in England, 1663-1840, 1972, pp.202-23. # 5 ' F. Pawson, Transport and Economy: The Turnpike Roads of Nineteenth Century Britain, App.1, pp.341-60 11 49

全体のリストがある。

(28) Dodd, op. cit., pp. 90-91.

(29) J. Prest, The Industrial Revolution in Coventry, 1960, p. 20; Dodd, op. cit., p. 97.

(30) Smout, op. cit., p. 223.

(31) D. Defoe, op. cit., vol. II, pp. 117-32, esp. 129.

(32) W. Albert, op. cit., p. 119. 有料道路の創設・経営に
ついてはほかに Pawson, op. cit. や湯沢威「一
ハ世紀イギリスの有料道路・河川・運河経
営」(『商学論集』四五巻一号、一九七六
年)などが詳しい。

(33) Cf. W. H. Chaloner, People and Industries, 1963, pp. 31-39.

(34) Mingay, op. cit., pp. 198-99; Dodd, op. cit., pp. 102, 105-06.

(35) Smout, op. cit., p. 223.

(36) Jackman, op. cit., vol. I, pp. 416-17.

(37) J. Summerson, Georgian London, (1945) 1969, ch. III, VI, XI, XIV;
M. J. Power, 'East London housing in the seventeenth century', in
P. Clark and P. Slack, eds., Crisis and Order in English Towns 1500-
1700: Essays in Urban History, 1972, p. 241.

(38) C. Chalklin, 'The Making of Some New Towns, c. 1600-1720', in Chalklin
and M. A. Havinden, eds., Rural Change and Urban Growth 1500-1800,

1974, pp.239-41.

(95) H. J. Habakkuk, op. cit., pp.97-98; id., 'England', in A. Goodwin, ed., European Nobility in the Eighteenth Century, 1953, pp.5-6. (

上掲拙著「六十七—一八六一の英。」)

(96) Barker and Harris, op. cit., p.24.

(97) Smout, op. cit., pp.225-27.

(98) Mingay, op. cit., p.190.

三 工業化の資金問題と地主

前節では、工業化の過程、とくにその初期段階における地主の直接的な経済活動が目立った分野として、農地の改良、石炭・鉱山業、交通革命、都市開発などがあつたことを指摘した。それではこのような投資は、工業化の初期段階における資本形成一般のなかで、どのような位置を占めていたのだろうか。

工業化ないし産業革命をもたらした要因として資本形成、とりわけ固定資本の形成をあづかるのは、従来、理論家のあいだでも歴史家のあいだでもひとつの習慣とさえなっている。

しかし、一般的にいつて工業発展における資本——とくに固定資本——の形成は、この時代のイギリスではあまり大問題ではなかつた⁽¹⁾ということがあるといえる。いわゆる産業革命期になつても、国民所得に対する投資の比率はロストウのいうほど劇的には上昇せず、固定資本比率も際立った上昇を示さないというのである。じつさい、

S・ポラードによれば、一八世紀になつても工業における固定資本の流動資本に対する比率は、エリザベス時代の大規模工業と比べても大差はない。工業化のスタートに伴つてこの比率は多少とも上昇の傾向を辿るが、一八三〇年頃まではこの比率のもつとも高かつた綿工業でさえ、一〇〇パーセントを僅かに上回る程度であつた。製鉄業等ではこの比率が高いというアシムトンの推論に反して、⁽²⁾そうした部内ではいつそう低い数値が認められる。したがつて、産業革命期になつても、製造工業にとつては主として流動資本の方が向題⁽³⁾だつたともいえるのである。

それでは、産業革命に際して固定資本の形成はまづたく向題にならなかつたのだろうか。決してそうではない。P・ティーンは、一八世紀にとくに増加率の高かつた資本の力テゴリとして、囲い込みによる農業上のそれ、都市化と結ぶついた建物、街路舗装、照明設備、上・下水道など、さらに交通革命にかかわる

道路、橋梁、河川改修、運河、港湾設備の改
 良などの三つをあげている。(4) 一八世紀末の政
 治算術書をもとに彼女が推算したところでは、
 土地資本は既存の総資本のなかで五四―五五
 パーセントを占め、⁽⁵⁾ 残りの「人工資本」のう
 ち五〇パーセント弱が運河などを含む商・工
 業資本、三〇パーセント余が建造物および公
 共施設であった。⁽⁶⁾ しかし、「土地資本」や「
 人工資本」といったやや耳馴れない区分を避
 けたポラード推計をみると、事情がいつそう
 明確になる。⁽⁷⁾ この数値は既存の資本ストック
 量ではなく、年々の新たな資本形成の高を向
 題にしているのので、⁽⁸⁾ 興味深いのだが、
 そこでは、高・工業部内の資本形成は一七七
 〇年前後で全体の四分の一をしか占めておら
 ず、この数値は一八三〇年代前半でも大きな
 差がない。逆に農業、輸送、建築物は全体の
 三分の二から出発して、一八一五年頃には七
 〇パーセント程度に漸増してさえいる。⁽⁸⁾ ティ
 ーンは、一八世紀中葉から目立つようになった農

業と社会的間接資本などの増大を、人口の急
速な増加と結びつけて考えている。

以上のようにみてくれば、工業化の端緒期
における資金提供者としての地主の役割が明
確になる。すなわち、前節でみたように、地
主の活動は、はじめのうちとくに目立った分野
こそが、工業化に際してもっとも資本を必要
とした分野だったのである。もちろん、一七
世紀末から一八世紀中頃までの期間に産業革
命が進行しなかつた理由は、貯蓄の不足では

なく、それを投資に振りむける誘因の欠如で
あった、としばしば指摘されていることを忘
れてはならない。しかし、工場の設立など、
直接工業生産につながる投資ではなく、運河
その他のほかの土木工事、公共投資、困い込みな
どについては、利子率の変動が強い影響力を
もつてもいたわけだから、産業革命の資金向
題はまづたく存在しなかつたのではなく、ま
さに農業と社会的間接資本の問題として実在
したのである。しかも、まさにこれらの分野

においてこそ、地主の活動が際立って来ているのである。

地主が経済開発の資金提供者となる道は、二つあった。ひとつは前節に論じた、直接的な道である。この場合、自ら企業者となるにしろあるいは溶鉱炉や炭田や都市の敷地を長期安価に貸し出すといった方法を通じてであれ、またタインパイク・トラストの出資者のひとりとしてであれ、あいだに金融機関が介在することははない。これに対して間接的なルートとしては、次のようなものがあった。一七八〇年にすでに一〇〇行に達した地方銀行とロンドンの大銀行のあいだに密接な連絡が生じており、南部の農村地帯にある地方銀行があつめた農村の剰余資金が、ロンドンを經由してミッドランドや北部の新興工業地帯の地方銀行に送られる、というのがこれである。(11) こうして、農村の剰余資金は一部分が新興工業地帯へチャネライズされ、経済発展のクリティカルな段階に貢献したのである。

地主の経済的機能を論じて、結局は資金提供者としての議論である。とすれば、他方で地主階級とはつまりとこころ消費者階級であるといいう事実と、そのことはどのように整合するのだろうか。一八世紀の地主層が全体として差し引き負債を負っていたことになるのか、貸し越しになっていたのかは判然としない。ただ奢侈的な目的のために巨額の負債を負っている地主が多かったことは明らかである。一

八世紀には家族継承的不動産処分が厳格化されて、地主は土地を売却し難くなった反面、抵当市場が成長して、土地を担保にして借財することは容易になった。⁽¹²⁾ というより土地はほとんど現金そのものにさえ近くなったのである。ケインズはこの事情を流動性選好の概念から説明したうえ、⁽¹³⁾ 土地財産がこのような性格をもった結果、余剰資金は土地に向かい、生産的企業への投資誘因が弱められた、と論じている。しかし、はたして地主の借財は富

の生産的部門からの遺漏を意味した、と言ひ
 切れるのだろうか。J・カーナイはこの意
 見に反対して、一八世紀地主は農業改良の意
 欲をもった地主であり、資金が商人や製造業
 者の手中にあるよりも彼らの手中にある方が、
 農業の改良は促進されやすかった、と述べて
 いる。さらに続けて彼は、農村地主にとって
 「そもそも消費と投資は区別し難いものであ
 ったようだ。というのは、所領の改良は富を
 誇示するものとも効果的なやり方だったから
 である」と指摘している。⁽¹⁴⁾ それにしても、地
 主が借り入れた多額の資金のうちで、農業改
 良そのほかのいわゆる「生産的目的」に使用
 された部分が僅かであることは疑いえないが、
 その場合でも、それが地主の側からみて少額
 であったということは、それかときの経済発
 展にとって決定的な意味をもった、というこ
 とと矛盾するわけではない。

註

(一) F. Crouzet, ed., Capital Formation in the Industrial Revolution, 1972, pp.17-18 et passim. 初期の資本形成について

の予備的な研究としてな J.P.P. Higgins and Sidney

Pollard, Aspects of Capital Investment in Great Britain 1750-1850, 1971.

(二) F.S. Ashton, op. cit. (Iron and Steel), p.163.

(三) S. Pollard, 'Fixed Capital in the Industrial Revolution in Britain', Journ. of Econ. Hist., vol. XXIV, 1964, table 1. ポラードはまた、企業創設者の主要な資金源として

(1) 商業資本からの転化(商人にとっては新たな工業企業の創設資金はさして大きくな
い。)、(2) 固定資本設備の賃借、(3) 企業相互間の信用取引などがあるとい。とくに
(3) の大きさをかうして、当時の企業家には大きな自己資金は不要であったという仮説を提出している。 ibid., pp.300-01, 306.

(4) P. Deane, op. cit., p.153.

(5) 土地そのものを資本とみなすかどうかというややつかいな問題があるか。

(6) ibid., p.155.

(7) S. Pollard, 'The Growth and Distribution of Capital in Great Britain, c.1770-1870', in Third International Conference of Econ. Hist.,

Munch., 1965, vol.1, 1968, table IV. <くにー八世紀末

の住宅投資について cf. C.W. Chiklin, The Provincial

Towns of Georgian England: A Study of the Building Process 1740-

1820, 1974, p.310. 住宅の方が工場への投資より

は大きいという。

(8) P. Deane, 'Capital Formation in Britain before the Railway Age',
Econ. Dev. and Cul. Chan., vol IX, 1961, p. 367.

(9) にとえび See P. Deane and W.A. Cole, The British Economic Growth,
1688-1959, 1962, p.260.

(10) L.S. Pressnell, ed., op. cit., pp.202-03; R.M. Hartwell, The Industrial
Revolution in England, 1965, p. 18.

(11) H.J. Habakkuk, 'English Land Market in the Eighteenth Century',
in J.S. Bromley and E.H. Kossmann, eds., Britain and the Netherlands
1960, pp.161-65. (上掲拙訳・九四一頁)。

(12) J. M. ケインズへ塩野谷九十九訳(日雇
傭・利子および貨幣の一般理論(東洋経
済新報社、一九四一年)第一七章五節)。

四「ジエントルマンの理想」

地主の経済的機能の主要な部分か、巨額の資本を長期に渡って凍結しておく必要があつて、しかもそれほど高い利潤は得られないかも知れない、またそれだけにリスクも大きい囲い込み、社会的間接資本の形成などに資金を提供したことにあつた。

では、地主をしてこの種の活動にかりたてたのは何だったのか。前節に引用したウーアイナーの主張は、この点できわめて示唆的であ

る。ハバカクも同様に、「私の印象では、最大の経済的効果をもたらした地主の活動というのは、たいてい主としては非経済的な目的を追求していった結果の副産物であつたようだ」という⁽¹⁾。とりわけ一七世紀末以降の新興

地主たちは、一七世紀のそれとはちがつて、「社会的威信や政治上の権力についてとりわけ鋭敏な考慮を拂つて」土地を買った人びとであつた。したがつて彼らが、自領の周辺の中・小地主の土地を買収して囲い込みの前提

条件となる大所領を形成した場合でも、それはたんに「野外を一望したときに、あたり一面自己の所領ならざる土地はない」という状態になることを切望した結果であるにすぎない。⁽²⁾ T・C・スマウトの見解はもっとはっきりしている。スコットランドにかんする限り、地主の企業は石炭業など少数の例をのぞいて成功しなかった。しかし、こうした経済合理性を多少とも無視した地主の行動こそは、まさに上述のような社会的間接資本などの充実にためには不可欠だったのである、と彼はいう。⁽³⁾ 「公共心に富んだ」地主たちは、資本回収の見当もつきかねる、少なくとも結果的には出資者にとってはさしたる利潤を生まないかも知れない部門に、巨額の資金をつぎ込んだのである。「たんなる地代取得者にとどまることは、社会的責任の放棄だと考えられた」のであり、「地主の経済行動はときとして、彼らの社会的・政治的リーダーシップの観点からしか説明がつかない」⁽⁴⁾ のだ。こうして、

後進資本主義国ではまさに国家が果した役割
 を、彼らイギリス一八世紀地主は無意識のう
 ちに果したのである。⁽⁵⁾
 もちろん、たんに富を誇示するためだけな
 らば、改良をおこなう必要などはなかつたで
 あろう。ジエントルマンの理想像に不可欠な
 一屬性とされた「公共心 *public spirit*」を示すに
 しても、若干の喜捨をおこなえば十分だつた
 はずである。それか、ここにみたような形態
 をとるところに、一八世紀の地主「ジエント
 ルマンの思考・行動様式」の特色が認められる
 のである。名譽革命による地主「ジエントル
 マンの社会的・政治的リリーガシツプの確立、
 家族継承的不動産処分の厳格化による地主家
 系の安定、広義のロエーリタニズムの影響に
 よる社会的責任の自覚と貧民に対する考え方
 の変化（「喜捨より雇傭を」と）などか、その
 背景をなしているよう。地主は中央でも地方で
 も政権を壟断していたけれども、いやだから
 こそ、自己の目先の利益は多少犠牲にしてで

も地域の利益を優先させ、自ら重税を背負う
 ことを義務とさえ感じるところがあつたので
 ある。本質的に「経済人」ではありえず、政
 治人として為政者であつたところから、彼らの行
 動は説明されるであらう。地方における地主
 ジェントルマンは、まさしくいっさいの権限
 を一身におびた小君主であつた。コトム・ジ
 ヨーンズ氏の地主ウエストンのごとくである。
 彼らにとって自己の所領の開發は、その威信
 の高揚につながる。そのうえ、自領の民衆が
 失業し、貧困のなかにあるのは地主の恥辱で
 ある。彼らには雇傭を与える必要がある。こ
 こにも、地主が開發に着手する経済的誘因
 があつた。だからこそ、いったん軌道にのつ
 た企業が自己の勢力圏を越えて成長してゆく
 とき、地主は急に関心を失つてしまうのであ
 った。^(ア)
 いうまでもないことだが、一八世紀地主の
 すべての行動を「公共心」や「パターナリス
 ム」のせいにすることはできない。彼らにし

てもほとんどの場合は、より高い利潤を求め
て行動する「ブルジョワ」的な存在であった。
ただ、その際も、徹底的に企業利潤ばかりを
追求するようでは、彼らはもはや地主「シエ
ントルマン」ではありえず、地主出身の資本家
とでもよばれるべき者に転化してしまってい
るようになっていろう。

註

(1) H. J. Habakkuk, op. cit. (Functions), p. 99. (「掲拙訳」
七頁。)

(2) H. J. Habakkuk, 'English Landownership, 1680-1740', Econ. Hist. Rev.,
vol. X, 1940, p. 12. (「掲拙訳」三頁。)

(3) T. C. Smout, op. cit., p. 229.

(4) G. Mee, Aristocratic Enterprise: The Fitzwilliam Industrial Under-
takings, 1795-1852, 1975, p. 80.

(5) H. J. Habakkuk, op. cit. (Functions), p. 101. (「掲拙訳」
七九頁。)

(6) G. C. Brauer, Jr., The Education of a Gentleman, 1959, pp. 34-49.

富者は「神の贈物（富）の管理者であるに
 すぎず」、貧者の面倒をみるのが義務であ
 る、という考え方が「公共心」の中核であ
 る。
 (Ibid., pp.38-40.)

(↑) G. F. Mingay, *op. cit.*, p.190.

A series of 18 vertical columns of dashed lines for writing, arranged in two groups of nine columns each.

五 「地主支配体制」と工業化
 イギリスにおける世界で最初の工業化の過
 程。ことにその端緒期にあつて、地主はどの
 ような役割を果したのか、これが本章の課題
 であつた。しかし、もとよりここではスケツ
 チ風の描写しかできなかつたし、残された問
 題も多い。残された問題のうち主要なものは
 次の諸点である。まずオ一に、企業者として
 の貢献であれ、たんなる資金提供者としての
 それであれ、または政治的影響力を利用した
 議会工作者としてのそれであれ、若干の实例
 を拾い出して見せることは比較的たやすい。
 ありとあらゆる産業に手を出したチャンドス
 公のような例さえ示すことかできる。⁽¹⁾しかし
 彼らはいつたい地主層全体の性格をどの程度
 代表していたのか。また、工業化をスタート
 させるのに与つて力のあつた他の諸社会層と
 の相対的な比重はどうなつてゐるのか。これ
 うの問に答えるには、实例提示的な方法では
 必ずかしい。地主の役割は、当時の経済のあ

り方からいって重要であったことは確実だが、
たとえば大商人とか当時、ヨーロッパとよばれた
中産的な人びとのそれより遙かに決定的であ
ったのかどうか。

オニの問題点は、地主の概念にかかわるも
のである。一八世紀は地主と商人の世紀であ
るとはいっても、この両者の区別はいろいろ
な意味で曖昧である。一八世紀地主の多くが
一六世紀以降の商人の末裔であるとすれば、
家系的な視角で一八世紀地主を見ると、純

粋な意味での地主などほとんど見出しえない、
と言っても過言ではない。「資本」や「地主」
の系譜論的考察はともするとこうした混乱に
陥入りやすい。それゆえ、ここでは一八世紀
地主を、その時点で「土地所有に経済力の基
礎を置いている人びと」として議論を展開し
たのであり、彼らのほんらいの資産が何によ
ってつくられたものかという点には触れなか
ったのである。

オニに、本章の考察は、地域偏差をあまり

考慮しなかつたのだが、地主の存在形態は南部と北部、首都圏などでそれぞれ微妙に違つていたので、この点にも問題が残つていよう。とまれ、以上の如きラフなスケッチからも、次のような結論くらいは引き出せよう。地主の貢献が目立つのは、オーストラリアに産業発展の初期における企業者としてのそれである。しかし、やがてその企業が自己の勢力圏を越えて発展しはじめると、地主はたんなる固定資本設備の提供者の地位に退くのかふふうである。したがつて、地主のオーストラリアの役割は、長期資金の提供者としてのそれである。資本回収に長い期間を要し、利潤の必ずしも高くない、しかし社会的効果の大きい部門では、この意味での地主の貢献がとくに重要であつた。こうした一八世紀の地主は、無自覚的に、後発資本主義国で国家が担つた資本家、企業者の保護者としての役割を多少とも代行したのである。地主かこうした機能を果した理由のひとつは、当時、彼らと大商人層を別にしては、そ

れをなしうる階層がなかつたからだが、いま
 むとつ理由は、「公共心に富んだ」と評さ
 れる地主「ジェントルマンの、近代的「経済
 人」とは多少ともニュアンスの異なつたエー
 トス——地主「ジェントルマンの社会的威信
 への配慮——に求められるのではないか。彼
 らは「経済人」の合理主義に浸り切つてはい
 なかつたからこそ、ときの経済発展に多大の
 貢献をなしえたのである。産業革命のほんら
 いの担い手は社会のもつと下位の層から出自
 したのであろうか、それはこのような地主の
 保護者的な機能が作用してはじめて、その幼
 年期を生きのびられたのかも知れないのであ
 る。「地主支配体制」のもとで、地主のパー
 トナーとなつた商人などの「疑似ジェントル
 マン」についても、彼らがいわゆる「ジェン
 トルマンの理想」を地主と共有している限り、
 同様のことはいえたはずである。

書

(1) G. E. Mingay, op. cit., pp. 190-91.

870

871

結
語

本論文には、全体として二つの課題があつた。ひとつは、王政復古からアメリカ独立戦争に至る時代を、イギリス史上のひとつの画期として捉え、その時代相を描き出すことであり、いまひとつは、そのような時代の特質が、この国が世界で最初の工業国家となつてゆく事実とどのように結びついているのかを明らかにすることであつた。オ一の課題にはオ一部からオ三部までの行論が総体としてこたえたはずだし、オニの課題にも、オ一部とオニ部でいくらかの解答を示唆した。すなわち、一定の国土の生産力に上限を画されていた「一六世紀型」の経済は、帝国植民地体制を基礎とする世界貿易網の形成を通じて、その制約を拂拭され、リソースのより適正な配置・利用が可能になつたのである。と。

この点では、本論文の立場はA・G・フランスやイ・ウオラーステインのような「新従属派」のそれとも近いものである。というのは、西ヨーロッパとの接触が非ヨーロッパ

世界の「低南発化」——「低南発」とは歴史
 的産物であり、「未南発」とは似て非なるも
 の——の原因だとする一方で、同じ「接触」
 が「不平等交換」(A. Emmanuel)や「収奪」によ
 って西ヨーロッパの工業化を生んだというの
 か、彼らの主張だからである。

このような見解には、一方ではなお一國史
 的な見方に立ち、国内の生産関係を重視する
 伝統的なマルクス主義者からの批判のほか、
 非マルクス経済学の立場から、たとえば非

ヨーロッパ世界、つまり「^{ペリヰエリ}辺境」への交易量
 かなお西欧諸国の国民所得との比率で、大し
 て大きなものでは無い、といつた類の批判が
 ある。「^{ペリヰエリ}辺境」はあくまで「ペリフエラル」
 回というのだ。

しかし、前者のような見方では、まさに今
 日最大の課題である「低南発」の史的起源の
 問題がほとんど解けないがゆえに、また後者
 の見方にも、多くの欠陥が含まれているがゆ
 えに、これらをサポートすることはできない。後

(岩波書店原稿用紙)

者の欠陥とは、たとえば、「不等価交換」の
 問題がまったく理解されていないこと、貿易
 ——たとえば穀物の輸出・入——の量は国内
 の産出額に比べて微量であったとしても、全
 体の状況を決定的に変えるクリティカルな意
 味をもつ、といった一般に貿易が経済成長に
 対してもつダイナミックなかわりあいが理
 解されていないこと、何よりも「辺境」の
 交易がそれだけを孤立的に描出する形で評価
 されており、それが北欧をはじめとする「
 ロッパ内市場との交易を含む、まさに「世界
 的なネットワーク」の軸を形成していた事
 実が無視されていること、などである。
 しかし、非ヨーロッパ世界との「接触」を
 世界的なネットワークの問題として捉えたと
 しても、考察が純経済的な側面に限定されて
 いる限り十分とはいえない。そうしたネット
 ワークの形成を前提として生じたイギリス社
 会そのものの構造的な変化を才三部で論じた
 のは、このためである。続く才四部では、そ

うして成立した「地主支配体制」——実態は地主「ジエントルマン」と貿易商をはじめとする「疑似ジエントルマン」の複合的支配——が、工業化の起源とどのように関係していたかという観点から、二つの問題を論じた。労働のモティヴェーションの変化と国内需要の動向、および資本形成の問題がそれである。それらが全体として、M・ウエーバー的な説明とは別のものになっていることは、いうまでもない。一八世紀の「地主支配体制」は、帝国形成という歴史的背景のなかで生まれた多様な「疑似ジエントルマン」の支持をえて、安定を保つことのできたのである。帝国「植民地体制」は、才一部と才二部でみたように、それか直接もたらうに原料や市場によっても工業化の一前提条件となったが、こうした「地主支配体制」をつくり出すことによっても、直接的にその前提条件となっていたのである。もとより、工業化の前提条件などというものは、考え方次第で無数とさえいえるほど多

様であつて、単一の要因に帰するのは正しい態
度とはいえない。ここで論じた要因も、いわ
ば多様な要因のなかのひとつであるにすぎな
いともいえるのだが、それかきわめて重要な
要因であることには間違いない。

註

(1) たとえば V. Navarro, 'The Limits of the World Systems Theory
in Defining Capitalist and Socialist Formations', Science & Society,
vol. XLVI, no. 1, 1982, pp. 77-90.

(2) P. O'Brien, 'European Economic Development: The Contribution of
the Periphery', Econ. Hist. Rev., 2nd ser. vol. XXXV, no. 1, pp. 1-18.